

令和 3 年度

静岡県水防計画書

静岡県

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	4
第4節 津波における留意事項	8
第5節 安全配慮	8
第2章 水防組織	10
第1節 災害対策本部未設置時の県の水防組織	10
第2節 災害対策本部設置後の県の水防組織	11
第3節 大規模氾濫減災協議会	12
第3章 避難	13
第1節 避難の指示	13
第2節 避難のための立退き計画	13
第4章 決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置	14
第1節 決壊・漏水等（被害情報）の通報	14
第2節 決壊後の処置	14
第5章 重要水防箇所	15
第1節 重要水防箇所	15
第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分	15
第3節 静岡県 重要水防箇所の区分	17
第4節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置	17
第6章 ダム、水こう門等及びその操作	18
第1節 ダム、水こう門等の操作	18
第2節 水防上注意を要する水こう門等	18
第3節 河口部・海岸部の水こう門等（津波・高潮時）	19
第4節 事前放流を実施するダムの操作	19
第7章 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送	21
第1節 水防用資器材及び設備の整備	21
第2節 輸送の確保	21
第8章 通信連絡	22
第1節 水防通信連絡系統	22

第2節 放送局通信施設の使用	22
第3節 その他の通信施設の使用	22
第4節 災害時優先電話について	22
第9章 気象庁が行う予報及び警報とその措置（共同業務を除く）	24
第1節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報	24
第2節 津波警報、注意報の種類	33
第10章 洪水予報	37
第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	37
第2節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	50
第11章 水防警報	56
第1節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置	56
第2節 静岡県知事が行う水防警報とその措置	80
第12章 水位周知河川における水位到達情報	87
第1節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	87
第2節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	93
第13章 水防活動	116
第1節 水防機関の配備体制	116
第2節 雨量の監視と通報	119
第3節 水位の監視と通報及び公表	120
第4節 監視及び警戒とその措置	121
第5節 潮位・波高の情報収集	122
第6節 水防作業	123
第7節 緊急通行	123
第8節 水防信号及び水防標識	124
第9節 水防配備の解除	125
第14章 協力応援	126
第1節 河川管理者の協力及び援助	126
第2節 下水道管理者の協力	131
第3節 ホットライン体制	131
第4節 水防管理団体相互の協力及び応援	131
第5節 自衛隊の派遣要請	131
第6節 警察官の出動要請	131

第15章 2以上の県にわたる水防事務	132
第1節 山梨県との協定	132
第2節 神奈川県との協定	134
第16章 水防てん末報告	135
第17章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練	137
第1節 水防管理団体の水防計画	137
第2節 水防訓練	137
第18章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	138
第1節 洪水対応	138
第2節 津波対応	140
第19章 水防協力団体	142
第1節 水防協力団体の申請、指定及び業務等	142
第20章 その他	147
第1節 費用負担及び公用負担	147
第2節 公務災害補償	148
第3節 退職報償金	148
第4節 静岡県水防協議会	149
第5節 災害用伝言ダイヤル「171」等	149

資 料 編 目 次

様式	151
別表	181
参考資料	473
重要水防箇所等位置図	巻末

様 式

様式 1 - 1	直轄河川洪水予報形式(氾濫注意情報)	151
様式 1 - 2	直轄河川洪水予報形式(氾濫警戒情報)	153
様式 1 - 3	直轄河川洪水予報形式(氾濫危険情報)	155
様式 1 - 4	直轄河川洪水予報形式(氾濫発生情報)	157
様式 2 - 1	県管理河川洪水予報発表形式(氾濫注意情報)	159
様式 2 - 2	県管理河川洪水予報発表形式(氾濫警戒情報)	161
様式 2 - 3	県管理河川洪水予報発表形式(氾濫危険情報)	163
様式 2 - 4	県管理河川洪水予報発表形式(氾濫発生情報)	165
様式 3 - 1	直轄河川水防警報発表用紙	167
様式 3 - 2	直轄海岸水防警報発表用紙	168
様式 3 - 3	直轄河川水防警報発表用紙(津波)	169
様式 3 - 4	直轄海岸水防警報発表用紙(津波)	170
様式 4 - 1	県管理河川水防警報発表用紙(洪水)	171
様式 4 - 2	県管理河川水防警報発表用紙(津波)	172
様式 5	直轄河川水位到達情報発表用紙	173
様式 6	県管理河川水位到達情報発表用紙	174
様式 7 - 1	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式	175
様式 7 - 2	国土交通省の災害対策用車両等の派遣回答様式	176
様式 8	水防管理団体水防活動実施報告書	177
様式 9	管内水防活動実施報告書	178
様式 10	水防管理団体水防活動実施報告書【公表用資料】	179

別 表

第 1 表	水防管理団体数並びに出動可能人員	181
第 2 表	水防本部及び水防区の任務分担表	186
第 3 表	重要水防箇所一覧表	189
第 4 表	湛水注意箇所一覧表	282
第 5 表	水防上重大な影響のある橋梁一覧表	287
第 6 表	ダム・水こう門等一覧表及び緊急時の連絡体制	291
第 7 表	水防上注意を要する水門等一覧表	313
第 8 表	水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表	328
第 9 表	県輸送車及び作業車の配置状況	360
第 10 表	水防関係機関の電話番号一覧表	363
第 11 表	水防管理団体、警察署、水防区関係電話番号一覧表	369
第 12 表	静岡県土木総合防災情報システム（通称：サイパス）	370
第 13 表	雨量観測所一覧表	375
第 14 表	水位観測所一覧表	386
第 15 表	監視カメラ一覧表	403
第 16 表	静岡県水防区連絡系統図	421
第 17 表	衛星携帯電話一覧表	425
第 18 表	防災行政無線局一覧表	428
第 19 表	水防用無線局一覧表（県河川・海岸関係テレメータ）	440
第 20 表	東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表（順不同）（静岡県内分）	453
第 21 表	水位の種類及び内容	455
第 22 表	災害用伝言ダイヤル「171」等	458
	水防警報水位観測所横断図	459

参考資料

参考資料 1 水防法	473
参考資料 2 静岡県水防協議会条例	493
参考資料 3 令和 2 年度静岡県水防協議会委員、幹事及び水防関係事務所長名簿	495
参考資料 4 令和 3 年度静岡県水防協議会幹事及び水防関係事務所長名簿	497
参考資料 5 気象業務法（抜粋）	498
参考資料 6 気象業務法施行令（抜粋）	500
参考資料 7 気象業務法施行規則（抜粋）	503
参考資料 8 気象庁予報警報規程（抜粋）	504
参考資料 9 水防活動実施の報告について	506
重要水防箇所等位置図	巻末

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この水防計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の趣旨に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって県下の河川、湖沼、海岸の洪水、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

第 2 節 用 語 の 定 義

この水防計画書における用語の定義は以下のとおりである。

静岡県水防本部

県の地域に係る水防を総括するため設置するもので水防に関係の深い部、局及び課で編成し、県庁内（交通基盤部河川砂防局）に置くものをいう。

水防管理団体

水防の責任を有する市町、又は水防事務組合をいう（法第 2 条第 2 項）。

指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう（法第 4 条）。

水防管理者

水防管理団体である市町の長又は水防事務組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。

消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

消防機関の長

消防本部を置く市町にあつては消防長を、消防本部を置かない市町にあつては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。

水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう（法第 6 条）。

量水標管理者

- (1) 量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。
- (2) 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

洪水予報

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 7 項、法第 16 条）。

水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位である。

氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定しうる最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。

静岡県災害対策本部

災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備及び災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で知事が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関をいう（災害対策基本法第 23 条）。

第 3 節 水 防 の 責 任 等

水防の責任は、水防法等に基づき、各々次のように規定されている。

1. 県の責任

県は、水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する（法第 3 条の 6）。

- (1) 水防計画の樹立（法第 7 条）
- (2) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2、下水道法第 23 条の 2）
- (3) 水防協議会の設置（法第 8 条）
- (4) 水防事務の調整及び円滑な実施（法第 3 条の 6）
- (5) 洪水予報の発表（法第 11 条）

知事が指定した太田川水系太田川・原野谷川、瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川、都田川水系都田川について気象庁長官と共同で洪水予報を発表しなければならない。

- (6) 洪水予報等の通知（法第 10 条第 3 項、法第 11 条）

国土交通省が指定した河川について洪水予報の通知を受けた場合若しくは気象庁から洪水、津波又は高潮の予報の通知を受けた場合、又は知事が指定した河川について洪水予報を発令した場合、直ちに関係のある水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

- (7) 水位の通報及び公表（法第 12 条）

洪水、津波又は高潮のおそれがあるとき、又は洪水予報が発令された場合において、並びに県で定める水防団待機水位（通報水位）を超えるときは県の水防計画で定めるところにより関係者に通報しなければならない。また、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときはその水位の状況を、県の水防計画で定めるところにより公表しなければならない。

- (8) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の発表（法第 13 条第 2 項）

国土交通大臣又は知事が指定した洪水予報河川以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- (9) 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知（法第 13 条第 1、3 項）

国土交通大臣が指定した氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を設定した河川の通知を受けた場合、直ちに県水防計画に定める水防管理者及び関係機関に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

- (10) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法第 13 条の 4）

(11) 浸水想定区域（法第 14 条第 1 項）

洪水予報指定河川及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報を発令するとして指定した河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。

(12) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 10）

(13) 水防信号（法第 20 条）

(14) 水防警報の発表及び水防警報河川等指定したときの公示（法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項）

知事が指定した潤井川、瀬戸川、朝比奈川、太田川、原野谷川、都田川、井伊谷川について水防警報を発表しなければならない。知事は、水防警報河川等を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(15) 水防警報の通知（法第 16 条第 3 項）

国土交通大臣が指定した河川及び海岸について行う水防警報の通知を受けたとき、又は前項の水防警報を発令した時は関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

(16) 必要と認める区域の住居者に対する立退きの指示（法第 29 条）

(17) 水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示（法第 30 条）

(18) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第 4 条）

(19) 水防団員の定員の基準（法第 35 条）

(20) 水防協力団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

(21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

(22) 水防管理団体の負担する費用補助（法第 44 条）

(23) 水防に関する必要な報告（法第 47 条第 2 項）

2. 水防管理団体の責任

水防管理団体たる市町は、各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立し、その責任を果たさなければならない（法第 3 条）。

(1) 水防組織の確立（法第 3 条）

(2) 水防団、消防団の整備（法第 5 条）

(3) 水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）

(4) 水防倉庫、資器材の整備

(5) 通信連絡系統の確立（法第 27 条）

(6) 平常時における河川、遊水地、海岸等の巡視（法第 9 条）

(7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）

洪水予報等の伝達方法や地下街等、災害時要援護者を含めた避難警戒体制を市町地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布

(8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）

(9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）

- (10) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、法第 15 条の 7、法第 15 条の 8）
- (11) 予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- (12) 水防協力団体の指定、監督及び情報の提供等（法第 36、39、40 条）
- (13) 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- (14) 消防事務との調整（法第 50 条）
- (15) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

- イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第 41 条）
- ロ 水防団または消防団の出動体制の確保（法第 17 条）
- ハ 通信網の点検
- ニ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- ホ 雨量、水位観測の的確な実施
- ヘ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- ト 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置（法第 25、26 条）
- チ 水防上緊急に必要な時の公費負担権限の行使及び損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条及び法第 28 条第 3 項）
- リ 住民への水防活動従事の指示（法第 24 条）
- ヌ 警察官の出動要請（法第 22 条）
- ル 避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- ヲ 自衛隊の派遣要請（知事を経由する 自衛隊法第 83 条）
- ワ 水防管理団体相互の協力応援（法第 23 条）
- カ 水防解除の指示
- コ 水防てん末報告書の提出（法第 47 条）

また、指定水防管理団体の義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- (1) 水防機関の整備（法第 5 条）
- (2) 水防計画の樹立（法第 33 条第 1 項）

都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。
- (3) 水防計画の都道府県知事への届け出（法第 33 条第 3 項）

水防計画を定め、又は変更したときは、都道府県知事に届け出なければならない。
- (4) 水防計画を定め、又は変更したときは、公表するよう努めなければならない。（法第 33 条第 3 項）
- (5) 水防団員数の確保（法第 35 条）
- (6) 水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練（法第 32 条の 2）
- (7) 指定水防管理団体の水防協議会設置（法第 34 条）
- (8) 水防協議会を置かない指定水防管理団体の市町防災会議への諮問（法第 33 条）
- (9) 水防事務組合及び水害予防組合の水防協議会設置（法第 34 条）

3. 気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

4. 国土交通大臣（^{中部}関東地方整備局長）の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 洪水予報（法第 10 条）

狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川及び天竜川の洪水予報指定河川において、静岡地方気象台と共同して、洪水の恐れがあると認められるときは水位又は流量を示して静岡県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (4) 水位周知河川の水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）

前項以外の河川で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を定めた河川において、当該河川の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して、静岡県知事（水防本部長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般住民に周知させなければならない。

- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町長への通知（法 13 条の 4）
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法 14 条）
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- (8) 水防警報（法第 16 条）

狩野川及び指定した支川、富士川、安倍川及び藁科川、大井川、菊川及び指定した支川、天竜川、富士海岸、駿河海岸について、洪水、津波又は高潮により損害を生ずる恐れがあると認められるときは、水防警報を発表し、静岡県知事（水防本部長）に通知しなければならない。

- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- (10) 特定緊急水防活動（法第 32 条）
- (11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (12) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

5. 河川管理者の責任

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言しなければならない（法第 15 条の 12）。

6. ダム管理者の責任

洪水が発生し又は発生するおそれがある場合においては、水位及び水量等の観測結果及び、当該ダムの操作の状況を河川管理者及び、関係都道府県知事に通知しなければならない（河川法 46 条）。

7. 放送局、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、その他報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道がもっとも迅速に行われるよう協力しなければならない（法第 27 条）。

8. 一般住民の義務

- (1) 常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請のある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するように努めなければいけない。（法第 24 条）
- (2) 水防通信への協力（法第 27 条）

9. 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第 25 条）
- (2) 決壊後の処置（法第 26 条）
- (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (4) 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- (5) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

第 4 節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所への避難に時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第 5 節 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。なお、水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は下記を参考に活動地域の状況に応じた対応をとるものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケット等を着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

水防に関係のある気象の警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると水防本部長が認めたときから、洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、次の組織で事務を処理する。

第1節 災害対策本部未設置時の県の水防組織

1. 組織系統

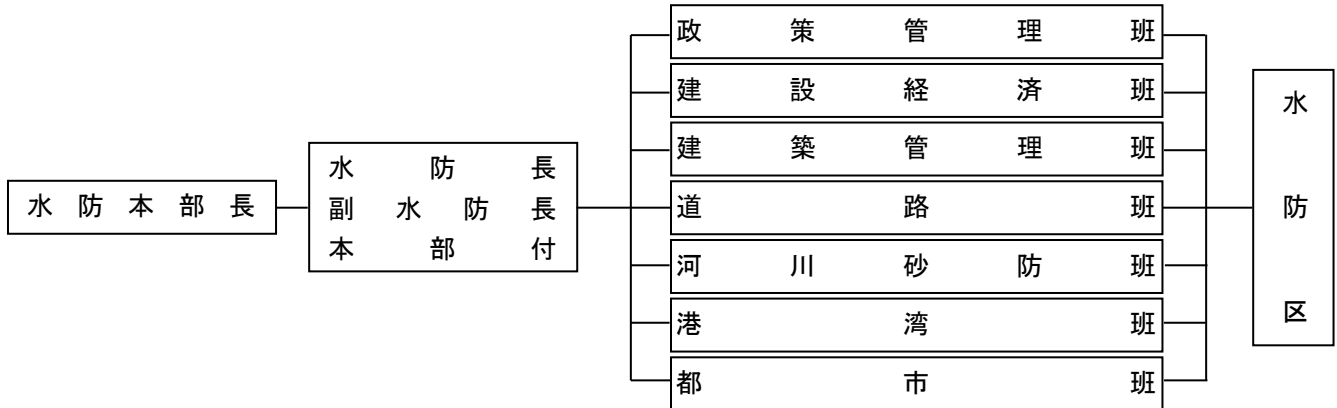
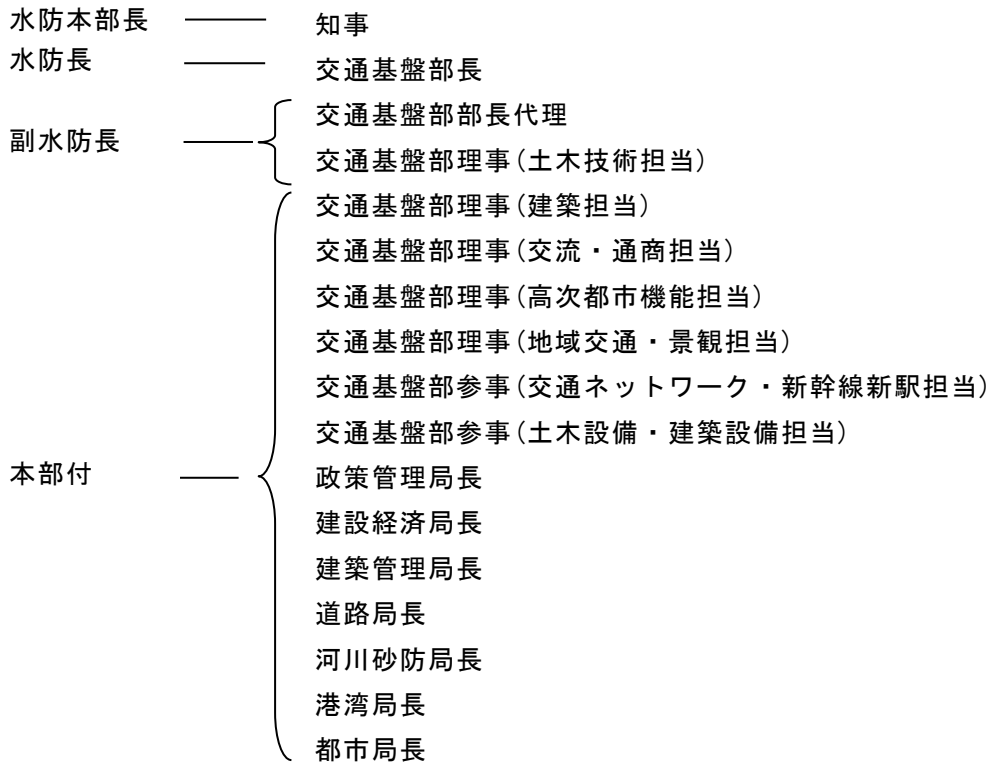


図. 2-1 災害対策本部未設置時の県の水防組織系統図

2. 水防本部事務分担



- [政策管理班] 資材の調達、輸送、一般庶務
- [建設経済班] 災害時の応援協定業者の把握
- [道路班] 道路被害及び交通情報の把握
- [河川砂防班] 情報連絡、雨量、水位の把握、水防及び被害情報の収集及び砂防被害状況の把握
- [港湾班] 港湾施設被害状況の把握

注) 都市班及び建築管理班は、本部運営及び、水防本部の被害情報収集活動にあたり必要に応じて所管施設の被害状況の把握を行う。

3. 水防区の任務分担

水防区の任務分担は、資料編第2表「水防本部及び水防区の任務分担表」(P.186～P.188)のとおりである。

4. 連絡系統図(水防組織)

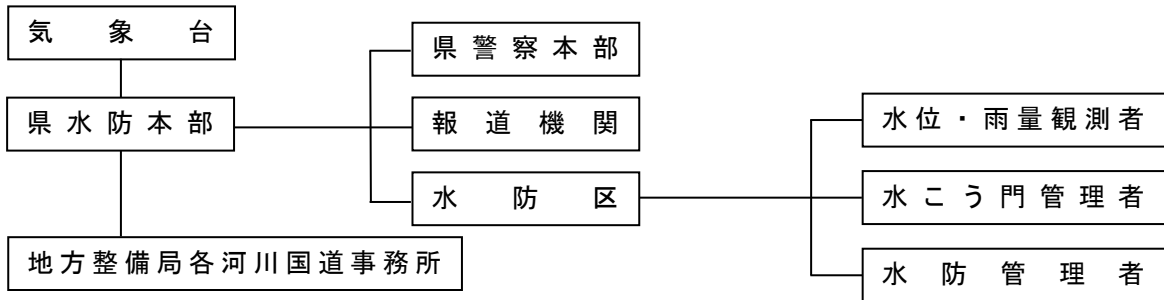
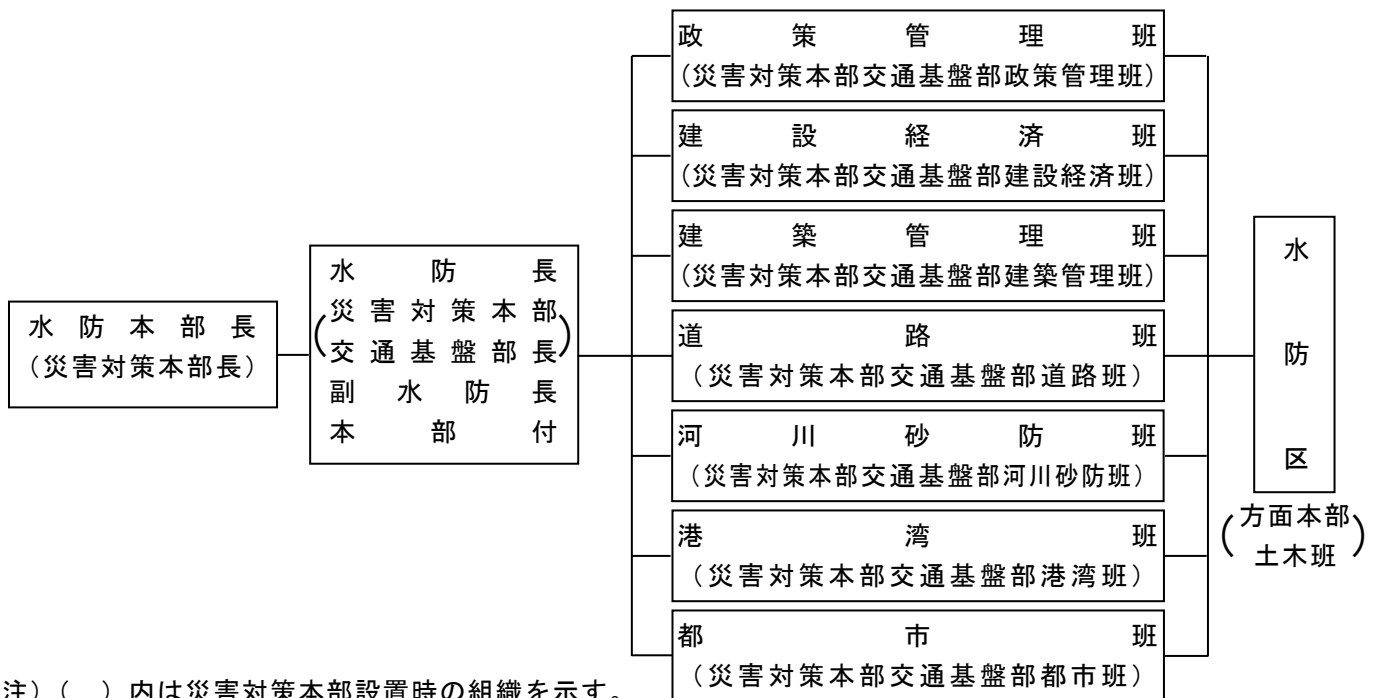


図.2-2 災害対策本部未設置時の県の水防連絡組織系統図

第2節 災害対策本部設置後の県の水防組織

静岡県災害対策本部が開設された時は、その組織に統合されるものとする。図.2-3に災害対策本部設置後の県水防組織を示す。

1. 組織系統



注) () 内は災害対策本部設置時の組織を示す。

図.2-3 災害対策本部設置後の県の水防組織系統図

第3節 大規模氾濫減災協議会

施設では守りきれない大洪水は、必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、大規模氾濫減災協議会を設置するものとする。協議会では、過去の水害の特徴や課題を踏まえ、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、協議し、共有するものとする。

1. 大規模氾濫減災協議会の設置

法第15条の9及び10に基づく国土交通大臣及び都道府県知事が組織する大規模氾濫減災協議会は、表.2-1のとおりである。

表.2-1 大規模氾濫減災協議会一覧

協議会名	関係市町
賀茂地域大規模氾濫減災協議会 (下田土木)	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海・伊東地域大規模氾濫減災協議会 (熱海土木)	熱海市、伊東市
東部地域大規模氾濫減災協議会 (沼津土木)	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
岳南大規模氾濫減災協議会 (富士土木)	富士市、富士宮市
富士川流域における減災対策協議会 (富士川流域)	富士宮市、富士市、静岡市
静岡地域大規模氾濫減災協議会 (静岡土木)	静岡市
志太榛原地域大規模氾濫減災協議会 (島田土木)	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部・中東遠地域大規模氾濫減災協議会 (袋井・浜松土木)	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

2. 地域の取組方針

協議会にて取りまとめられた「地域の取組方針」に基づき、各構成機関が連携し地域の減災に向け取組を推進するものとする。

第3章 避難

第1節 避難の指示

洪水、津波又は高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、水防本部長、水防区長の命を受けた県の職員又は水防管理者は、すみやかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。

水防管理者が、立退き又は準備を指示するときは、遅滞なく当該区域を管轄する警察署長へ通知するとともに、水防区長（土木事務所長）を経由して水防本部長へその旨を報告しなければならない。

第2節 避難のための立退き計画

水防管理者は、避難所として適当な施設について充分調査し、当該区域を管轄する警察署長及び関係者と事前に協議のうえ、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

指定水防管理団体の水防計画書には、危険箇所に対する避難場所、避難指示者及び避難責任者（避難誘導者）を明示し、事前に一般に広く周知せしめておくものとする。

第4章 決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊・漏水等（被害情報）の通報（法第25条）

1. 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、すみやかに一般住民、所轄水防区長（土木事務所長）、管轄警察署又は交番・駐在所、及び隣接水防管理者に通報するものとする。

なお、一般住民への通報に際しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

2. この通報を受けた水防区長（土木事務所長）は、ただちに県水防本部長及び管轄警察署長に通報するものとする。また、直轄管理区域河川については、所轄国土交通省河川国道事務所長にも通報するものとする。

3. 1の通報を受けた隣接水防管理者は、さらに、氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

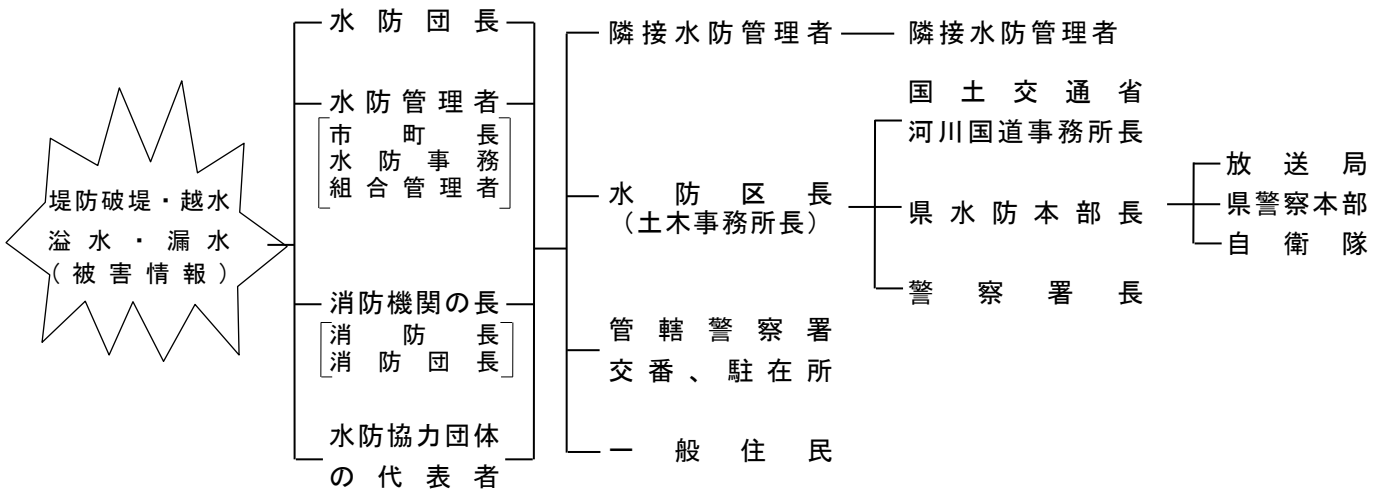


図. 4-1 決壊情報の通報連絡系統図

第2節 決壊後の処置（法第26条）

決壊箇所等については、水防管理者、水防団長、消防機関の長、水防本部長、水防協力団体の代表者及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第5章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

県下1・2級河川、及び海岸等で特に、水防上警戒又は防御に重要性を有する箇所は、資料編第3表「重要水防箇所一覧表」(P.189～P.281)のとおりである。

水防管理団体は、常に当該箇所の現況把握に努め、その水防対策を確立しておかなくてはならない。

なお、地震時津波による被害に注意を有する箇所は、静岡県地域防災計画地震対策編のとおりである。

第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分

表.5-1 国土交通省重要水防箇所の区分

種類	内容
重要区間	堤防高さ(流下能力)、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種別において一定の基準を満たしていない区間をAランク又はBランクに区分している A:水防上(監視又は巡視する)最も重要な区間 B:水防上(監視又は巡視する)重要な区間
要注意区間	洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸開、新堤防(築堤後3年間)、破堤・旧川跡
重点区間	重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である なお、重点区間は河川延長の1割程度を目安とし、各水防団の分団ごと又は水防団ごと設定することを基本とする

表.5-2 国土交通省 重要水防箇所評定基準(案)

河川局治水課長通達(平成31年2月27日 国土交通省河治第97号)

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水(溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
基 地 漏	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水 水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水 ・ 洗 掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工 作 物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工 事 施 工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸 閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

第3節 静岡県 重要水防箇所の区分

水防注意箇所の重要度は、水防活動の指針であるとの考えから、背後地の重要性を考慮したうえで洪水出水期中の巡回の必要度頻度を表.5-3,5-4のように定める。

表.5-3 静岡県重要水防箇所の区分

種 類	内 容
重要度 A	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る)
重要度 B	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る)

表.5-4 静岡県(県管理区間) 重要水防箇所評定基準

重 要 度 A	重 要 度 B
<p>時間雨量 30mm/h、日雨量 130mm/日相当の降雨(基準流量)に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 200 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>(機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定) 2. 漏水、洗掘が予想される箇所 3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 A に指定する</p>	<p>時間雨量 50mm/h、日雨量 200mm/日相当の降雨(基準流量)に対し、下記事項により施設被害の想定規模が 25 戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>(機能度及び耐用度)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流下能力がないもの(基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定) 2. 漏水、洗掘が予想される箇所 3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか 1 つに該当する場合、重要度 B に指定する</p>

第4節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置

1. 時間雨量 50mm 及び異常潮位による湛水注意箇所は、資料編第 4 表「湛水注意箇所一覧表」(P. 282~P. 286)のとおりである。これらの箇所については通常時の点検並びに洪水出水中の定期的巡回、監視を行い水害の軽減、防止に努めること。
2. 水防上特に重大な影響を持つ橋梁は、資料編第 5 表「水防上重大な影響のある橋梁一覧表」(P. 287~P. 290)のとおりである。
3. 河川高水敷上の工作物については、洪水時における工作物設置者との連絡体制を整え移動等が迅速に行えるよう処置するものとする。

第6章 ダム、水こう門等及びその操作

第1節 ダム、水こう門等の操作

ダム及び水防上重要な大規模水こう門等は、表. 6-1 (P. 20) のとおりである。なお、洪水時の操作規則及び操作規程等は、別冊ダム及び水門編のとおりである。

水防管理団体は、当該施設の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対応できる対策を、確立しておかなければならない。

なお、ダム等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めなければならない。

特に、水防時においては、操作規則及び操作規程等にもとづき、適正な操作をはかり、水害の軽減防止に努めるものとする。

ダム等の管理者は洪水予警報、水防警報等の通知を受けたとき、または雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時または洪水のおそれがあると認めるときは、それを定められた操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。特に、放流の影響がきわめて大きいダム等の操作にあたっては、所轄土木事務所、関係河川国道事務所、下流地域の水防管理者等に迅速に連絡を行うものとする。

なお、ダム諸元は資料編第6表「ダム・水こう門等一覧表及び緊急時の連絡体制」(P. 291～P. 292) のとおりである。

1. 洪水警報時における措置

最大流入量、その他流入量の時間的変化を予測し、予備放流等の必要のあるダムについては、予備放流を行う。

2. 洪水時における措置

洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように洪水調節可能なダムについては洪水を調節し、その他のダムについては、流入量に相当する流量を放流する等の措置を講ずるものとする。

3. 緊急時の措置

洪水時ダム等に破損または決壊の危険が生じた場合は、すみやかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

ダム・水こう門等の緊急時の措置に関する情報伝達については、資料編第6表「ダム・水こう門等一覧表及び緊急時の連絡体制」(P. 293～P. 312) のとおりである。

第2節 水防上注意を要する水こう門等

水防上重要な水こう門等は、資料編第7表「水防上注意を要する水門等一覧表」(P. 313～P. 327) のとおりである。

水防管理団体は、水防上重要な水こう門等の規模、能力等を熟知するとともに緊急時に対処できる応急対策を確立するものとする。

水こう門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるように努めなければならない。

特に、水防時においては適正操作をはかり、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ水防区及び水防管理者に報告するものとする。

第3節 河口部・海岸部の水こう門等（津波・高潮時）

河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防時には適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

河口部・海岸部の水こう門等の管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には、現地で直接操作をさせないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第4節 事前放流を実施するダム operates

ダムは、表.6-1(P.20)のとおりである。なお、事前放流に係る操作規則及び操作規程等は、別冊ダム及び水門編のとおりである。

ダム管理者は各水系の治水協定に基づき事前放流の実施を判断し、操作規則及び操作規程等に基づいて的確な操作を行う。

表. 6-1 ダム及び水防上重要な大規模水こう門

水系名	河川名	ダム名	所在地	管理者
狩野川	狩野川放水路	狩野川放水路分流堰	伊豆の国市堀之上	国土交通省
富士川	潤井川	星山放水路	富士宮市星山字西の久保	静岡県
富士川	芝川	大倉川農地防災ダム	富士宮市精進川字印野	静岡県
大井川	大井川	田代ダム	静岡市葵区田代	東京電力(株)
大井川	赤石沢川	赤石ダム	静岡市葵区岩崎	中部電力(株)
大井川	大井川	畑薙第一ダム	静岡市葵区田代	中部電力(株)
大井川	大井川	畑薙第二ダム	静岡市葵区田代	中部電力(株)
大井川	大井川	井川ダム	静岡市葵区井川	中部電力(株)
大井川	大井川	奥泉ダム	静岡市葵区井川	中部電力(株)
大井川	大井川	長島ダム	榛原郡川根本町梅地	国土交通省
大井川	大井川	大井川ダム	榛原郡川根本町奥泉	中部電力(株)
大井川	寸又川	千頭ダム	榛原郡川根本町千頭	中部電力(株)
大井川	寸又川	大間ダム	榛原郡川根本町千頭	中部電力(株)
大井川	寸又川	寸又川ダム	榛原郡川根本町奥泉	中部電力(株)
大井川	川根境川	境川ダム	榛原郡川根本町久野脇	中部電力(株)
大井川	大井川	塩郷えん堤	榛原郡川根本町下泉	中部電力(株)
大井川	笹間川	笹間川ダム	島田市川根町笹間渡	中部電力(株)
大井川	大代川	大代川農地防災ダム	島田市大代	静岡県 (島田市に管理委託)
天竜川	天竜川	佐久間ダム	浜松市天竜区佐久間町佐久間	電源開発(株)
天竜川	天竜川	秋葉ダム	浜松市天竜区龍山町戸倉字時並	電源開発(株)
天竜川	天竜川	船明ダム	浜松市天竜区大字船明	電源開発(株)
天竜川	水窪川	水窪ダム	浜松市天竜区水窪町大字地頭方	電源開発(株)
天竜川	大千瀬川	新豊根ダム	愛知県北設楽郡豊根村古真立	国土交通省 電源開発(株)
伊東大川	伊東大川	奥野ダム※	伊東市鎌田字横堀	静岡県
青野川	鈴野川	青野大師ダム	賀茂郡南伊豆町青野地先	静岡県
巴川	大谷川放水路	大谷川放水路分流堰	静岡市葵区古庄二丁目	静岡県
太田川	太田川	太田川ダム※	周智郡森町亀久保	静岡県
太田川	原野谷川	原野谷川農地防災ダム※	掛川市丹間	静岡県
都田川	都田川	都田川ダム	浜松市北区引佐町川名	静岡県

※今後治水協定を締結する予定のダム

第7章 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送

第1節 水防用資器材及び設備の整備

1. 県下水防倉庫の設置状況並びにこれに備蓄されている水防用資器材の整備状況は、資料編第8表「水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表」(P.328~P.359)のとおりである。
2. 水防管理者は、資材確保のため水防地域近在の竹木等の所在、農協倉庫等の手持数量の概要等を把握し、緊急時の補給に備えるとともに備蓄資器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、すみやかに補充しておくものとする。

なお、指定水防管理団体の重要水防区域内水防倉庫に備蓄する資器材の基準は、表.7-1のとおりとする。ただし、水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

表.7-1 指定水防管理団体の重要水防区域内水防倉庫に備蓄する資器材の基準(例)

品目	杭木	土のう袋	縄	鉄線	蝸木	掛矢	担架	ショベル	つるはし	鋸	斧	ペンチ	照明具	救命綱
単位	本	俵	kg	kg	丁	丁	本	丁	丁	丁	丁	丁	灯	本
数量	500	1,000	250	100	5	10	20	30	3	5	5	5	5	5

3. 県においては、緊急事態に対処できるよう各水防区に水防倉庫を設置し、水防用資器材を整備する。この基準については、前項に準ずるものとする。この備蓄資器材については、水防管理団体及び水防協力団体が自らの備蓄資材を使用し、さらに緊急調達してもなお不足をきたした場合で、水防管理者の要請に基づき水防区長がこれを認めたときは、支給することができる。

第2節 輸送の確保

1. 非常の際、水防用資器材、作業員、その他の輸送を確保するため、各水防区は管内水防管理団体との輸送経路及び水防管理団体相互間の輸送経路を、あらゆる非常事態を考慮して定めておくものとする。
2. 近距離輸送のための県の輸送車の配置状況は、資料編第9表「県輸送車及び作業車の配置状況」(P.360~P.362)のとおりである。

第8章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、図. 8-1 (P. 23) に示す基本系統図とするが、詳細は資料編第 10 表「水防関係機関の電話番号一覧表」(P. 363~P. 368)、第 11 表「水防管理団体、警察署、水防区関係電話番号一覧表」(P. 369)、第 16 表「静岡県水防区連絡系統図」(P. 421~P. 424)、第 17 表「衛星携帯電話一覧表」(P. 425~P. 427)、第 18 表「防災行政無線局一覧表」(P. 428~P. 439)、第 19 表「水防用無線局一覧表(県河川・海岸関係テレメータ)」(P. 440~P. 452) のとおりである。

第2節 放送局通信施設の使用

放送局に一般放送を要請するものは、次のとおりであるが、各水防機関は、停電等による通信不能を考慮し非常用ラジオを備えるよう努めること。

- (1) 国土交通省及び県機関の行う水防警報、洪水予報、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位情報
- (2) 水防管理者及び県機関等の行う立退きの指示
- (3) 他の通信が途絶したとき特に必要とする事項

第3節 その他の通信施設の使用

その他一般公衆電話による通信が不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができるが、詳細は資料編第 20 表「東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表(順不同)(静岡県内分)」(P. 453~P. 454) のとおりである。

- (1) 警察通信施設
- (2) 国土交通省関係通信施設
- (3) 鉄道関係通信施設
- (4) 電力会社関係通信施設

第4節 災害時優先電話について

大きな災害が起きると、被災地への電話が殺到する。N T T では法律に基づき一般の通話に対して規制が出来るようになっている。(電気通信事業法)

災害時優先電話とは、こうした規制の対象にならない特別な指定を受けている電話のことである。(電話サービス契約約款)

災害時優先電話の指定にあたっては、N T T において国や地方公共団体等の一定の機関に限定している。一定の機関とは、電話サービス契約約款に定めているとおり、「災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給確保又は、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通話及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通話」が行われる機関である。

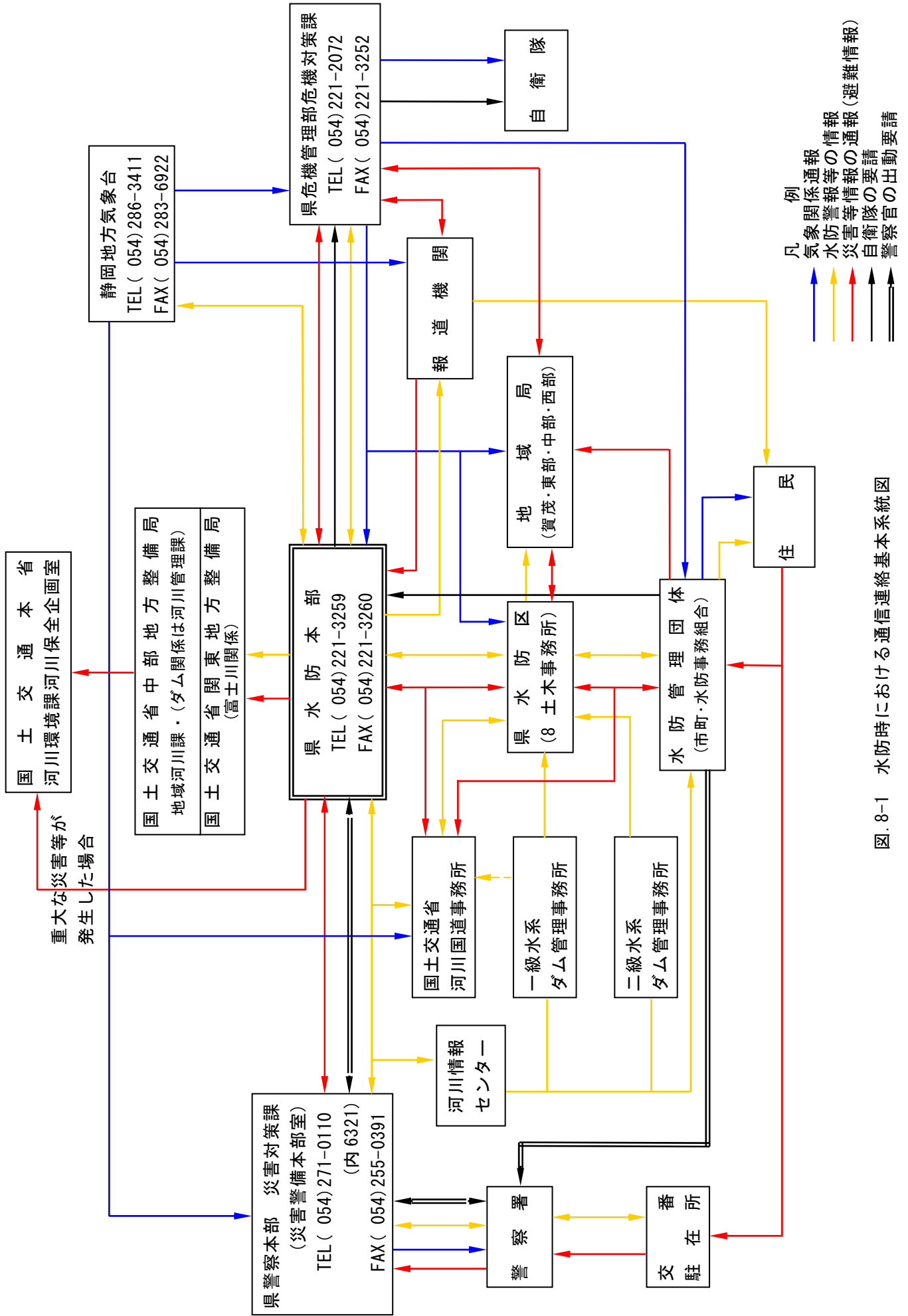


図. 8-1 水防時における通信連絡基本系統図

第9章 気象庁が行う予報及び警報とその措置

(共同業務を除く)

第1節 水防活動に必要な気象等の予報及び警報

気象業務法の規定に基づき、水防活動のために発表される警報等の種類及び発表基準は表.9-1のとおりである。

表.9-1 水防活動のために発表される警報等の種類とその発表基準

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-3(P.25)の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-4(P.26)の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-7(P.29)の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-11(P.33)の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 気象警報	大雨警報又は 大雨特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-5(P.27)及び表.9-10(P.30)の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、表.9-6(P.28)の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は 高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-7(P.29)及び表.9-10(P.30)の基準に到達することが予想される場合
水防活動用 津波警報	津波警報又は 津波特別警報 (大津波警報の 名称で発表)	津波により沿岸部において重大な災害が起こるおそれがある（又は著しく大きい）と予想される場合 具体的には、表.9-11(P.33)の基準に到達することが予想される場合

警報等は上記の基準に達すると予想される場合に発表される。

また、波浪注意報・波浪警報の発表基準は表.9-2のとおりである。

表.9-2 波浪注意報・波浪警報の発表基準

種類	発表基準
波浪注意報	高い波によって災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には表.9-8(P.29)の条件に該当する場合である
波浪警報	高い波によって重大な災害が起こるおそれがあると予想された場合 具体的には表.9-8(P.29)の条件に該当する場合である

警報等は上記の基準に達すると予想される場合に発表される。

表. 9-3 大雨注意報の発表基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部（※）	14	94
	島田市	14	96
	焼津市	14	101
	藤枝市	14	91
	牧之原市	14	83
	吉田町	14	96
中部北	静岡市北部（※）	16	102
	川根本町	16	111
伊豆北	熱海市	10	107
	伊東市	11	91
	伊豆市	10	110
	伊豆の国市	10	106
	函南町	11	106
伊豆南	下田市	10	74
	東伊豆町	13	96
	河津町	13	97
	南伊豆町	10	74
	松崎町	13	83
	西伊豆町	12	97
富士山南東	沼津市	11	79
	三島市	12	83
	御殿場市	14	94
	裾野市	11	94
	清水町	12	83
	長泉町	11	87
	小山町	11	100
富士山南西	富士宮市	12	87
	富士市	13	79
遠州北	浜松市北部（※）	13	111
遠州南	浜松市南部（※）	15	78
	磐田市	14	80
	掛川市	16	69
	袋井市	12	69
	湖西市	14	77
	御前崎市	16	70
	菊川市	14	79
	森町	14	90

※ 表の見方については、表. 9-9(P. 29~30)を参照

表.9-4 洪水注意報の発表基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
中部南	静岡市南部	丸子川流域=12.2, 藁科川流域=29.9, 由比川流域=9.7, 興津川流域=25.6, 庵原川流域=7.8, 巴川流域=22.9	丸子川流域=(7, 9.9), 興津川流域=(7, 25.6), 庵原川流域=(7, 7.8), 巴川流域=(7, 19.7), 安倍川流域=(13, 54.4)	富士川(釜無川を含む) [南部], 安倍川 [手越・牛妻]
	島田市	伊太谷川流域=9, 大代川流域=13.5, 伊久美川流域=14.5, 家山川流域=13.4, 湯日川流域=6.7, 菊川流域=8.1	伊太谷川流域=(7, 8.4), 大代川流域=(7, 11.3)	大井川 [神座・細島]
	焼津市	小石川流域=6.7, 黒石川流域=8, 木屋川流域=9.2, 栃山川流域=4.8, 志太田中川流域=5	小石川流域=(7, 6.7), 黒石川流域=(7, 7.3), 木屋川流域=(7, 8.4), 志太田中川流域=(7, 5)	大井川 [細島], 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川 [勝草橋・横内橋]
	藤枝市	栃山流域=3.1, 葉梨川流域=12.2, 朝比奈川流域=15.5	葉梨川流域=(6, 12.2), 瀬戸川流域=(6, 18.4), 朝比奈川流域=(10, 15.5)	大井川 [細島], 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川 [勝草橋・横内橋]
	牧之原市	坂口谷川流域=7.9, 勝間田川流域=11.2, 萩間川流域=9.9	坂口谷川流域=(5, 7.9), 勝間田川流域=(5, 11.2), 萩間川流域=(8, 7.9)	—
	吉田町	湯日川流域=9.1	—	大井川 [細島]
	中部北	静岡市北部	安倍川流域=29.8, 藁科川流域=24.1, 安倍中河内川流域=26.5	—
川根本町	大井川流域=62	大井川流域=(12, 49.6)	—	
伊豆北	熱海市	熱海和田川流域=6, 熱海宮川流域=4.4	—	—
	伊東市	伊東大川流域=15	—	—
	伊豆市	狩野川流域=29.4, 山田川流域=4.5, 古川流域=6, 修善寺川流域=8.4	狩野川流域=(6, 29.4), 山田川流域=(10, 3.6), 古川流域=(9, 4.8), 修善寺川流域=(9, 6.7)	狩野川 [大仁]
	伊豆の国市	葦山古川流域=6.9, 深沢川流域=9.7	葦山古川流域=(5, 6.1), 狩野川流域=(8, 29.2)	狩野川 [大仁・徳倉]
	函南町	大場川流域=19.3, 来光川=9.7, 柿沢川流域=10.1	大場川流域=(6, 19.3), 来光川流域=(9, 7.8), 柿沢川流域=(6, 7.7), 狩野川流域=(6, 44.6)	狩野川 [徳倉]
伊豆南	下田市	大賀茂川流域=6.8, 稲生沢川流域=16.9	大賀茂川流域=(10, 5.4), 稲生沢川流域=(10, 13.5)	—
	東伊豆町	白田川流域=14	—	—
	河津町	河津川流域=21.2	—	—
	南伊豆町	青野川流域=17.2	—	—
	松崎町	那賀川流域=19.1, 岩科川流域=11.2	那賀川流域=(7, 19.1)	—
	西伊豆町	宇久須川流域=12.8, 仁科川流域=19.3	宇久須川流域=(10, 10.2), 仁科川流域=(6, 19.3)	—
富士山南東	沼津市	沼川流域=8.7, 高橋川流域=6, 黄瀬川流域=34.6, 大川流域=9.5, 新中川流域=4.4	沼川流域=(5, 8.7), 高橋川流域=(8, 4.8), 黄瀬川流域=(9, 32.7), 新中川流域=(8, 3.2), 狩野川流域=(8, 35.2)	狩野川 [徳倉]
	三島市	境川流域=4.8, 大場川流域=18.2, 御殿川流域=4.2	境川流域=(6, 4.8), 大場川流域=(6, 18.2), 御殿川流域=(6, 4.2)	狩野川 [徳倉]
	御殿場市	鮎沢川流域=5.5, 竜良川流域=5.7, 黄瀬川流域=9.6, 久保川流域=20.4, 西川流域=11.6	黄瀬川流域=(6, 9.6)	—
	裾野市	黄瀬川流域=24.3, 佐野川流域=10.9, 用沢川流域=11.8, 泉川流域=7.9	黄瀬川流域=(8, 19.4), 佐野川流域=(5, 10.9)	—
	清水町	黄瀬川流域=34.7, 境川流域=3.5	境川流域=(6, 3.5)	狩野川 [徳倉]
	長泉町	黄瀬川流域=33.2, 桃沢川流域=8.7	黄瀬川流域=(10, 26.6)	—
	小山町	鮎沢川流域=32.8, 須川流域=15.7, 小山佐野川流域=17.2	須川流域=(6, 15.7), 小山佐野川流域=(6, 17.2)	—
	富士山南西	富士宮市	潤井川流域=22.3, 芝川流域=29.1, 弓沢川流域=15.1	潤井川流域=(6, 22.3), 富士川流域=(10, 74.6)
富士市	富士早川流域=11, 潤井川流域=27.7, 沼川流域=26, 小潤井川流域=8.8, 滝川流域=6.8, 赤瀬川流域=11.6	富士早川流域=(10, 8.8), 沼川流域=(6, 26), 小潤井川流域=(6, 8.4), 滝川流域=(10, 6.8)	富士川(釜無川を含む) [南部]	
遠州北	浜松市北部	二俣川流域=16.3, 阿多古川流域=17.2, 気田川流域=37.6, 水窪川流域=29.6, 熊切川流域=14.4	阿多古川流域=(7, 16.8), 気田川流域=(7, 37.6), 天竜川流域=(12, 87.4)	天竜川下流 [鹿島]
	遠州南	浜松市南部	安間川流域=(7, 7.8), 新川流域=(7, 11.9), 馬込川流域=(7, 13.7), 芳川流域=(7, 5.3), 天竜川流域=(9, 74.7)	天竜川下流 [鹿島・中ノ町], 都田川水系 都田川 [瀬戸橋]
掛川市	磐田市	一雲済川流域=6.4, 仿僧川流域=16.5, 今ノ浦川流域=7.1	一雲済川流域=(7, 6.4), 仿僧川流域=(7, 12.6), 今ノ浦川流域=(7, 7.1), 太田川流域=(11, 33.9)	天竜川下流 [鹿島・中ノ町], 太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]
	掛川市	牛淵川流域=13.9, 下小笠川流域=6.8, 佐東川流域=5.8, 原野谷川流域=16, 逆川流域=18.6, 倉真川流域=11.2, 垂木川流域=9.1, 東大谷川流域=6, 弁財天川流域=8.2, 西大谷川流域=6.6	佐東川流域=(11, 5.8), 逆川流域=(11, 14.9), 原野谷川流域=(11, 16), 倉真川流域=(7, 11.2), 垂木川流域=(7, 9.1), 西大谷川流域=(7, 6.6)	菊川 [加茂]
	袋井市	前川流域=4.7, 敷地川流域=13.1, 小笠川流域=7.2, 宇刈川流域=7.4, 逆川流域=22.3	小笠川流域=(5, 7.2), 宇刈川流域=(5, 7.1), 原野谷川流域=(7, 27.6)	太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]
	湖西市	入出太田川流域=6.2, 笠子川流域=6	—	—
	御前崎市	新野川流域=9.9	—	—
	菊川市	牛淵川流域=9.1, 西方川流域=6.9	牛淵川流域=(7, 9.1), 西方川流域=(7, 6.9), 菊川流域=(7, 12)	菊川 [加茂]
	森町	吉川流域=16.2, 三倉川流域=12, 一宮川流域=9.7	太田川流域=(7, 22.3)	太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]
	掛川市	掛川流域=13.9, 下小笠川流域=6.8, 佐東川流域=5.8, 原野谷川流域=16, 逆川流域=18.6, 倉真川流域=11.2, 垂木川流域=9.1, 東大谷川流域=6, 弁財天川流域=8.2, 西大谷川流域=6.6	—	—
	掛川市	掛川流域=13.9, 下小笠川流域=6.8, 佐東川流域=5.8, 原野谷川流域=16, 逆川流域=18.6, 倉真川流域=11.2, 垂木川流域=9.1, 東大谷川流域=6, 弁財天川流域=8.2, 西大谷川流域=6.6	—	—

※ 表の見方については、表.9-9(P.29~30)を参照

表.9-5 大雨警報の発表基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中部南	静岡市南部（※）	25	147
	島田市	24	150
	焼津市	24	159
	藤枝市	24	143
	牧之原市	23	131
	吉田町	23	150
中部北	静岡市北部（※）	22	158
	川根本町	21	171
伊豆北	熱海市	19	156
	伊東市	20	132
	伊豆市	16	160
	伊豆の国市	18	154
	函南町	20	154
伊豆南	下田市	15	111
	東伊豆町	20	144
	河津町	18	145
	南伊豆町	16	111
	松崎町	18	125
	西伊豆町	17	145
富士山南東	沼津市	18	156
	三島市	22	164
	御殿場市	20	186
	裾野市	22	186
	清水町	19	164
	長泉町	18	171
	小山町	19	198
富士山南西	富士宮市	20	171
	富士市	24	156
遠州北	浜松市北部（※）	22	155
遠州南	浜松市南部（※）	21	133
	磐田市	20	137
	掛川市	24	118
	袋井市	19	118
	湖西市	22	132
	御前崎市	22	120
	菊川市	22	134
	森町	21	154

※ 表の見方については、表.9-9(P.29~30)を参照

表.9-6 洪水警報の発表基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
中部南	静岡市南部	丸子川流域=15.3, 藁科川流域=37.4, 由比川流域=12.2, 興津川流域=32.1, 庵原川流域=9.8, 巴川流域=28.7	丸子川流域=(21, 11), 巴川流域=(11, 21.9)	富士川(釜無川を含む) [南部], 安倍川 [手越・牛妻]
	島田市	伊太谷川流域=11.3, 大代川流域=16.9, 伊久美川流域=18.2, 冢山川流域=16.8, 湯日川流域=8.4, 菊川流域=10.2	大代川流域=(23, 12.6)	大井川 [神座・細島]
	焼津市	小石川流域=8.4, 黒石川流域=10, 木屋川流域=11.6, 栃山川流域=6.1, 志太田中川流域=6.3	—	大井川 [細島], 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川 [勝草橋・横内橋]
	藤枝市	栃山川流域=3.9, 葉梨川流域=15.3, 朝比奈川流域=21.5	朝比奈川流域=(10, 17.4)	大井川 [細島], 瀬戸川水系 瀬戸川・朝比奈川 [勝草橋・横内橋]
	牧之原市	坂口谷川流域=11.7, 萩間川流域=12.4, 勝間田川流域=14.1,	—	—
	吉田町	湯日川流域=11.4	—	大井川 [細島]
中部北	静岡市北部	安倍川流域=37.3, 藁科川流域=30.2, 安倍中河内川流域=33.2	—	—
	川根本町	大井川流域=77.6	大井川流域=(12, 69.8)	—
伊豆北	熱海市	熱海和田川流域=7.5, 熱海宮川流域=5.6	—	—
	伊東市	伊東大川流域=18.8	—	—
	伊豆市	狩野川流域=36.8, 山田川流域=5.7, 古川流域=7.6, 修善寺川流域=10.6	山田川流域=(13, 5.1), 古川流域=(9, 6.8), 修善寺川流域=(9, 9.5)	狩野川 [大仁]
	伊豆の国市	韭山古川流域=8.7, 深沢川流域=12.2	韭山古川流域=(8, 6.8), 狩野川流域=(8, 45.5)	狩野川 [大仁・徳倉]
	函南町	大場川流域=24.2, 来光川流域=12.2, 柿沢川流域=12.7	大場川流域=(9, 21.6), 来光川流域=(9, 10.9), 柿沢川流域=(9, 8.6)	狩野川 [徳倉]
伊豆南	下田市	大賀茂川流域=8.5, 稲生沢川流域=21.2	—	—
	東伊豆町	白田川流域=17.6	—	—
	河津町	河津川流域=26.5	—	—
	南伊豆町	青野川流域=21.5	—	—
	松崎町	那賀川流域=23.9, 岩科川流域=14	那賀川流域=(11, 21.5)	—
	西伊豆町	宇久須川流域=16.1, 仁科川流域=24.2	—	—
富士山南東	沼津市	沼川流域=10.9, 高橋川流域=7.6, 黄瀬川流域=43.3, 大川流域=11.9, 新中川流域=5.5	新中川流域=(16, 3.6),	狩野川 [徳倉]
	三島市	境川流域=6.1, 大場川流域=22.8, 御殿川流域=5.3	—	狩野川 [徳倉]
	御殿場市	鮎沢川流域=6.9, 竜良川流域=7.2, 黄瀬川流域=12, 久保川流域=25.6, 西川流域=14.5	黄瀬川流域=(10, 10.8)	—
	裾野市	黄瀬川流域=30.4, 佐野川流域=13.7, 用沢川流域=14.8, 泉川流域=9.9	黄瀬川流域=(8, 27.3)	—
	清水町	黄瀬川流域=43.4, 境川流域=4.4	境川流域=(9, 3.9)	狩野川 [徳倉]
	長泉町	黄瀬川流域=41.6, 桃沢川流域=10.9	—	—
	小山町	鮎沢川流域=41, 須川流域=19.7, 小山佐野川流域=21.5	—	—
	富士山南西	富士宮市	潤井川流域=27.9, 芝川流域=36.4, 弓沢川流域=18.9	—
富士市	富士早川流域=14.4, 潤井川流域=34.7, 沼川流域=32.5, 小潤井川流域=11.1, 滝川流域=8.6, 赤淵川流域=14.5	富士早川流域=(20, 12.9)	富士川(釜無川を含む) [南部]	
遠州北	浜松市北部	二俣川流域=20.4, 阿多古川流域=21.6, 気田川流域=47, 水窪川流域=37, 熊切川流域=18.1	阿多古川流域=(12, 19.4), 天竜川流域=(12, 97.1)	天竜川下流 [鹿島]
遠州南	浜松市南部	安間川流域=11.5, 新川流域=16.1, 井伊谷川流域=20.5, 釣橋川流域=9.4, 馬込川流域=17.2, 芳川流域=7.3	安間川流域=(12, 9.7), 天竜川流域=(12, 83)	天竜川下流 [鹿島・中ノ町], 都田川水系 都田川 [瀬戸橋]
	磐田市	一雲濟川流域=8, 仿僧川流域=20.7, 今ノ浦川流域=8.9	一雲濟川流域=(11, 7.9), 仿僧川流域=(19, 17.3), 太田川流域=(11, 37.7)	天竜川下流 [鹿島・中ノ町], 太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新良・山名]
	掛川市	牛淵川流域=17.4, 下小笠川流域=8.6, 佐東川流域=7.3, 原野谷川流域=20.5, 逆川流域=23.3, 倉真川流域=14, 垂木川流域=11.4, 東大谷川流域=7.6, 弁財天川流域=10.3, 西大谷川流域=8.3	逆川流域=(11, 20.9), 倉真川流域=(11, 12.6), 垂木川流域=(11, 10.2), 西大谷川流域=(11, 7.4)	菊川 [加茂]
	袋井市	前川流域=5.9, 敷地川流域=16.4, 小笠川流域=9.1, 宇刈川流域=9.3, 逆川流域=27.9	小笠川流域=(7, 8.1),	太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新良・山名]
	湖西市	入出太田川流域=7.8, 笠子川流域=7.5	—	—
	御前崎市	新野川流域=12.4	—	—
	菊川市	牛淵川流域=15.8, 西方川流域=8.7	牛淵川流域=(12, 14.2), 西方川流域=(12, 8.6)	菊川 [加茂]
	森町	吉川流域=20.3, 三倉川流域=15.1, 一宮川流域=12.2	—	太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新良・山名]

※ 表の見方については、表.9-9(P.29~30)を参照

表. 9-7 高潮注意報・警報の発表基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	警報(標高:m)	注意報(標高:m)
中部南	静岡市南部(※)、焼津市、牧之原市、吉田町	1.5m	1.1m
	島田市、藤枝市	-	-
中部北	静岡市北部(※)、川根本町	-	-
伊豆北	熱海市、伊東市、伊豆市	1.5m	1.1m
	伊豆の国市、函南町	-	-
伊豆南	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	1.5m	1.1m
富士山南東	沼津市	1.5m	1.1m
	三島市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町	-	-
富士山南西	富士市	1.5m	1.1m
	富士宮市	-	-
遠州北	浜松市北部(※)	-	-
遠州南	浜松市南部(※)	1.4m	1.1m
	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市	1.5m	1.1m
	菊川市、森町	-	-

表. 9-8 波浪注意報・警報の発表基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	警報 (有義波高:m)	注意報 (有義波高:m)
中部南	静岡市南部(※)、焼津市、牧之原市、吉田町	6.0m	3.0m
	島田市、藤枝市	-	-
中部北	静岡市北部(※)、川根本町	-	-
伊豆北	熱海市、伊東市、伊豆市	6.0m	3.0m
	伊豆の国市、函南町	-	-
伊豆南	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	6.0m	3.0m
富士山南東	沼津市	6.0m	3.0m
	三島市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町	-	-
富士山南西	富士市	6.0m	3.0m
	富士宮市	-	-
遠州北	浜松市北部(※)	-	-
遠州南	浜松市南部(※)	6.0m	3.0m
	磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市	6.0m	3.0m
	菊川市、森町	-	-

表. 9-9 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (2) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (3) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (4) 洪水の欄中、複合基準は(表面雨量指数基準, 流域雨量指数基準)の組み合わせによる基準値を表す。

(注)

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：表面雨量指数は短時間強雨による浸水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

静岡市南部（※）：静岡市北部の区域を除く

静岡市北部（※）：葵区（相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、柝沢、長熊、中沢、長妻田、中平、樽尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、湯ノ島、油野、横沢、横山及び蕨野に限る。）に限る

浜松市北部（※）：浜松市天竜区に限る

浜松市南部（※）：浜松市天竜区を除く

<参考> 特別警報

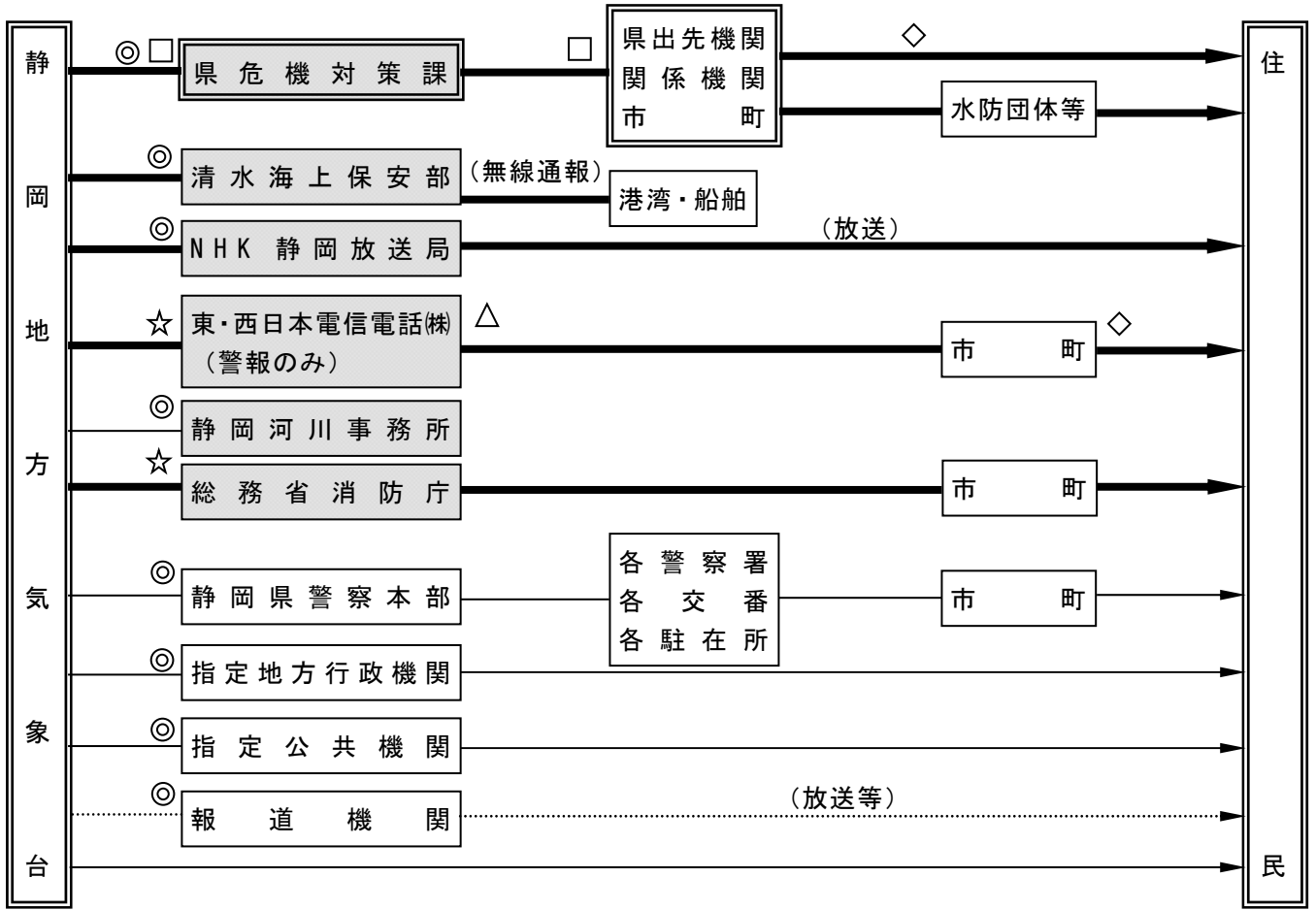
気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報（特別警報）（表. 9-10）を発表する。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

表. 9-10 静岡地方気象台発表の特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

2. 気象警報等の伝達等系統図（津波警報等は除く）



- 法令(気象業務法等)による通知系統
- 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 法令により気象官署から警報事項を通知する機関
- ◎専用線又は防災情報提供システム
- △加入電話・FAX
- ☆オンライン
- 県防災行政無線
- ◇市町防災無線

図. 9-1 気象警報等の伝達等系統図（津波警報等は除く）

3. 通信途絶時の注意報及び警報等伝達代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入FAXへ伝達する。

このFAXも途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。

4. 措置

県水防本部を組織する各部、各班、方面本部及び地方機関並びに市町は、洪水予報、水防警報又は静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報の伝達を受けた場合は、速やかに当該情報を伝達し、必要な措置をとるものとする。

静岡県

名称	区域
静岡市南部	静岡県静岡市のうち静岡市北部の区域を除く区域
静岡市北部	静岡県静岡市のうち葵区(相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有馬木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、新沢、長嶺、中沢、長峯田、中平、榎尾、入島、日向、平野、屋居渡、森腰、諸子沢、八草、漆の島、油野、横沢、横山、藤野に限る。)
浜松市北部	静岡県浜松市のうち天竜区
浜松市南部	静岡県浜松市のうち浜松市北部を除く区域

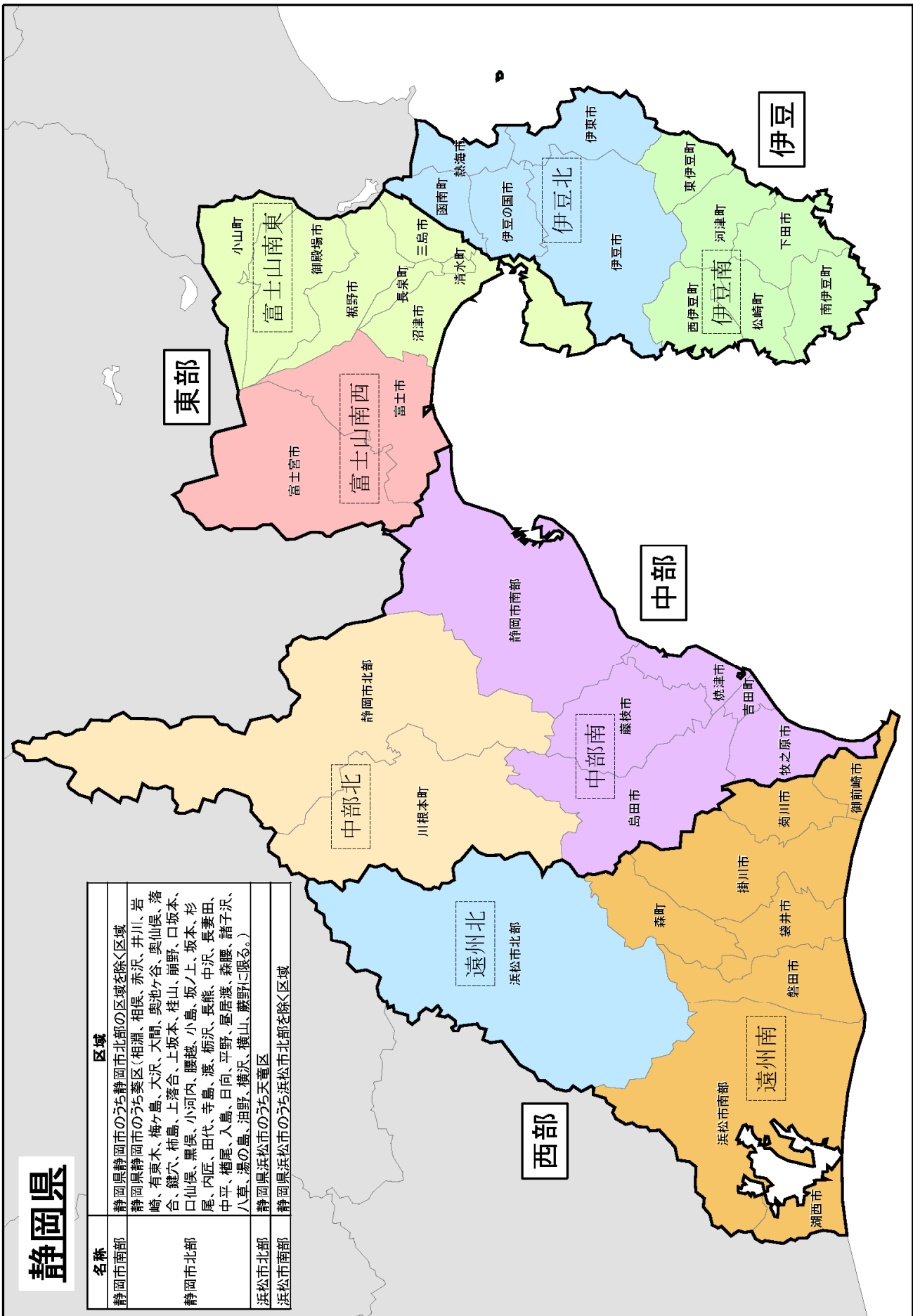


図. 9-2 静岡県の地域区分図

第2節 津波警報、注意報の種類

1. 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生したとき、地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、津波注意報を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

表.9-11 津波警報等の種類と発表される津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	発表する津波の高さ	
		数値表現	定性的表現
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m 5m	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	(表記しない)

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2. 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

表.9-12 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

3. 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合、以下のとおり津波予報を発表する。

表. 9-13 津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を発表。(地震情報等を含めて発表)
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)
	津波警報・津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。(津波に関するその他の情報を含めて発表)

4. 津波警報等の伝達等系統図

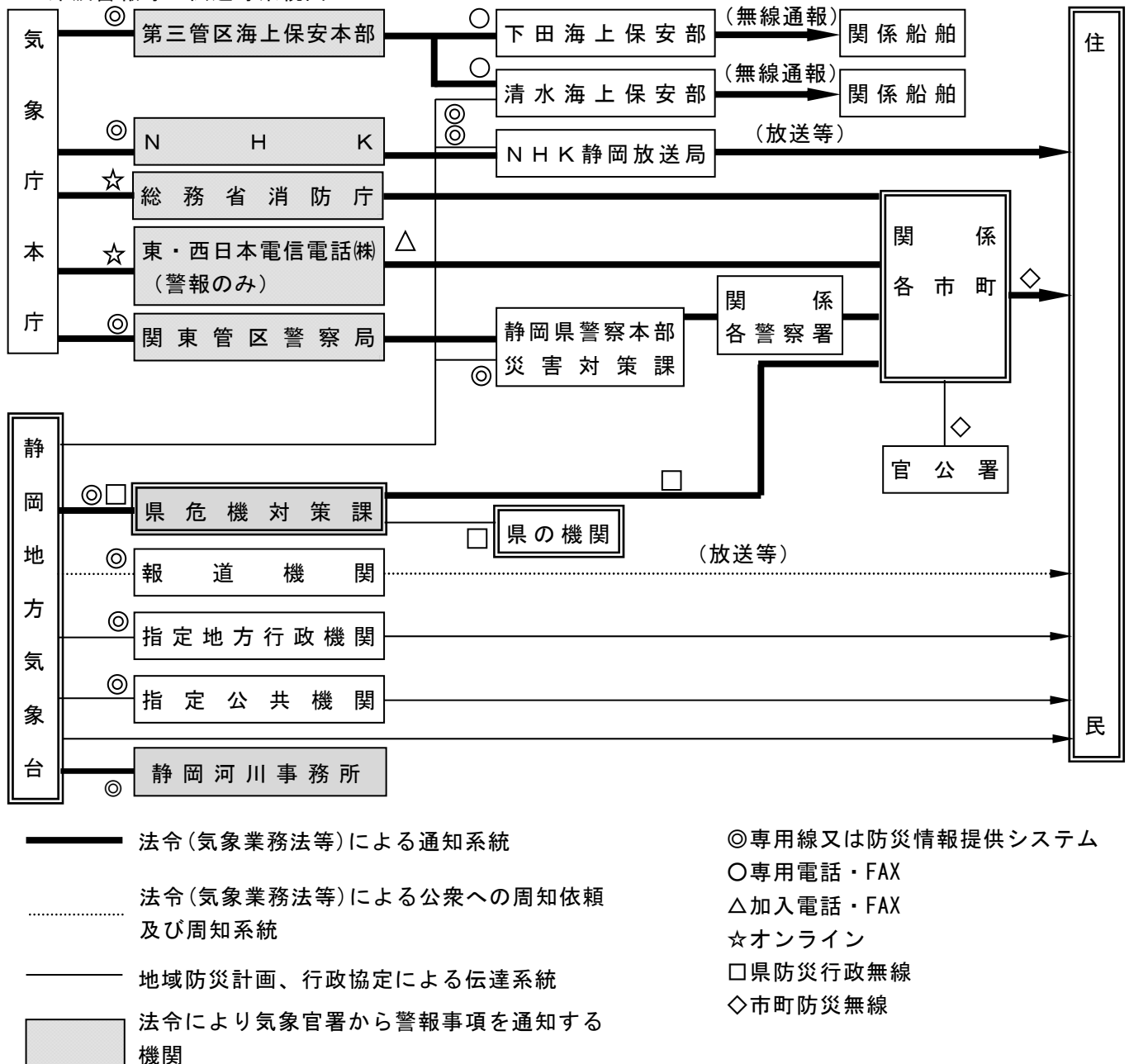


図. 9-3 津波警報等の伝達等系統図

5. 通信途絶時の津波警報等伝達代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入 FAX へ伝達する。

この FAX も途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。

6. 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は表. 9-14 及び図. 9-4 のとおりである。

表. 9-14 静岡県の属する津波予報区

津波予報区	区 域	津波予報担当気象官署
		津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

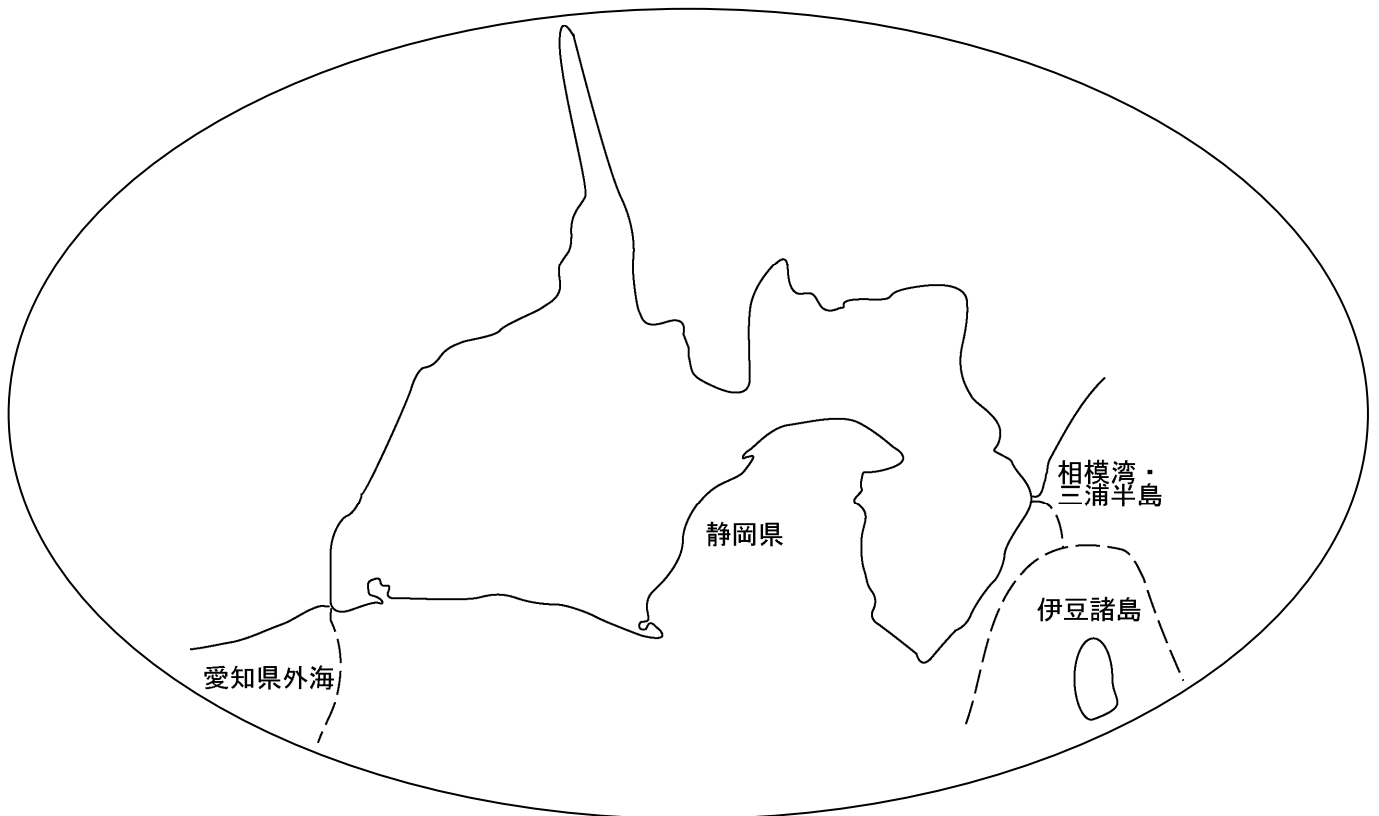
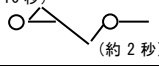
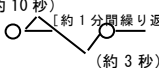


図. 9-4 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

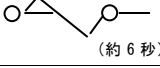
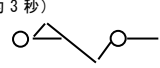
7. その他

表. 9-15 津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報 標 識	(3点と2点の連打) ●-●-● ●-●	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警報 解除標識	(1点2個と2点との連打) ● ● ●-●	(約10秒)  [約1分間繰り返す] (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

表. 9-16 津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) ●-● ●-●	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標識	(連打) ●-●-●-●	(約3秒)  (約2秒) (単声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

表. 9-17 沿岸市町一覧表

方面本部	沿岸・市町一覧表						沿岸 市町	避難対象地 区を指定し ている市町
賀 茂	・下田市	・東伊豆町	河津町	・南伊豆町	・松崎町	・西伊豆町	6	5
東 部	・沼津市	・伊豆市	・富士市	熱海市	・伊東市		5	4
中 部	・静岡市	・焼津市	・牧之原市	・吉田町			4	4
西 部	・浜松市	・袋井市	・磐田市	・掛川市	・御前崎市	・湖西市	6	6
計							21	19

1. 沿岸市町は、海面監視を行う
2. ・印のある市町は避難対象地区を指定している市町

8. 措置

県水防本部を組織する各部、各班、方面本部及び地方機関並びに市町は、静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報の伝達を受けた場合は、速やかに当該情報を伝達し、必要な措置をとるものとする。

第10章 洪水予報

第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川（狩野川、富士川、安倍川、大井川、菊川、天竜川下流）について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

1. 狩野川洪水予報計画

平成18年3月31日 国土交通省告示第437号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-1 狩野川洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
狩野川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先の修善寺橋から海まで
	右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先の修善寺橋から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-2 狩野川洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地 先 名	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
狩野川	徳 倉	静岡県駿東郡清水町徳倉	4.00m	6.80m	7.20m
	大 仁	静岡県伊豆の国市大仁	2.10m	3.70m	4.40m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-3 狩野川洪水予報の発表者

河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
狩 野 川	沼津河川国道事務所 静岡地方气象台	沼津河川国道事務所長 静岡地方气象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

表. 10-4 洪水予報の発表及び解除の基準（臨時の洪水予報を除く）

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき沼津河川国道事務所と静岡地方气象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式 1-1~1-4 (P. 151~P. 158) となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-5 狩野川洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
狩野川	沼津河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

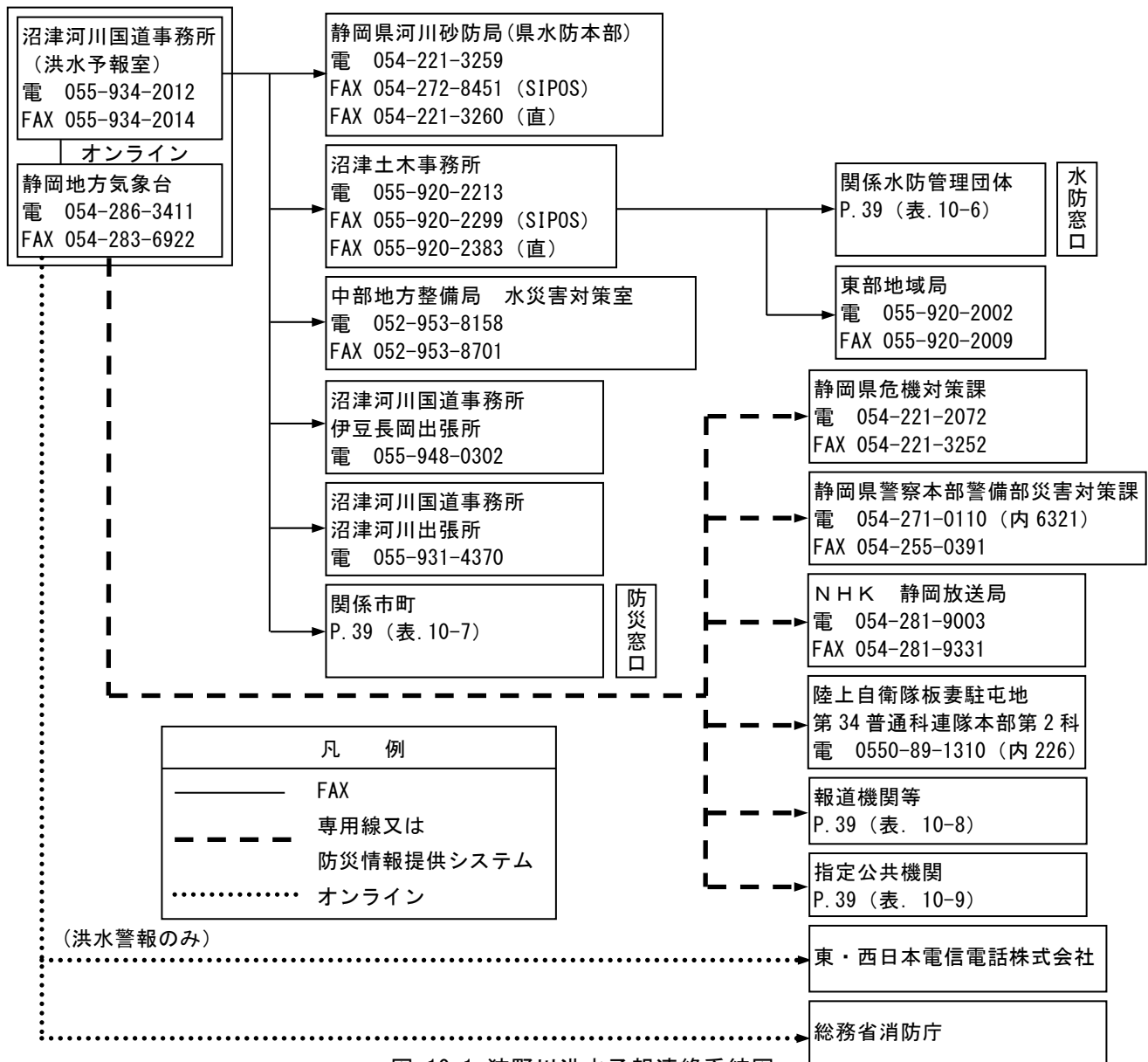


図. 10-1 狩野川洪水予報連絡系統図

表. 10-6 関係水防管理団体電話番号(水防窓口)

水防管理団体	沼津市 (河川課)	三島市 (危機管理課)	伊豆市 (防災安全課)	伊豆の国市 (危機管理課)
電話番号	055-934-2531	055-983-2650	0558-72-9867	055-948-1482
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	0558-72-6588	055-948-1169
水防管理団体	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (総務課)	
電話番号	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102	
FAX 番号	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197	

表. 10-7 関係市町電話番号(防災窓口)

市町	沼津市 (危機管理課)	三島市 (危機管理課)	伊豆市 (防災安全課)
電話番号	055-934-4803	055-983-2650	0558-72-9867
FAX 番号	055-934-0027	055-981-7720	0558-72-6588
市町	伊豆の国市 (危機管理課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (総務課)
電話番号	055-948-1482	055-981-8205	055-979-8102
FAX 番号	055-948-1169	055-973-1711	055-978-1197

表. 10-8 報道機関電話番号

報道機関名	SBS (静岡放送)	SATV (静岡朝日テレビ)	SDT (静岡第一テレビ)	SUT (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)	静岡新聞
電話番号	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520	054-283-0683
FAX 番号	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174	054-286-5944

表. 10-9 指定公共機関電話番号

指定公共機関名	東海旅客鉄道(株) 静岡支店	遠州鉄道(株)	伊豆箱根鉄道(株)
電話番号	054-284-2226	053-436-0304	055-977-1201
FAX 番号	054-287-5282	053-436-1318	055-977-3366

2. 富士川（釜無川を含む）洪水予報計画

平成8年3月22日 運輸省・建設省 告示第1号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表.10-10 富士川（釜無川を含む）洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621 の4地先 武田橋上流端から海まで (静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで)
	右岸 山梨県韮崎市神山町大字鍋山字釜無川河原 武田橋上流端から海まで (静岡県該当区間 静岡山梨県境から海まで)

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所（※ 静岡県内対象観測所は南部観測所のみである。）

表.10-11 富士川（釜無川を含む）洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)
富士川 (釜無川を含む)	船山橋	山梨県韮崎市竜岡町若尾新田	右岸河口から 83.7km	2.00m	2.00m	2.20m
	清水端	山梨県南巨摩郡富士川町清水 端	右岸河口から 60.9km	3.40m	6.50m	7.20m
	南部※	山梨県南巨摩郡南部町内船	右岸河口から 29.8km	3.80m	4.20m	4.90m

(3) 洪水予報発表者

表.10-12 富士川（釜無川を含む）洪水予報発表者

河川名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所 甲府地方气象台 静岡地方气象台	甲府河川国道事務所長 甲府地方气象台長 静岡地方气象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

表.10-13 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫が発生したとき 氾濫が継続しているとき
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達したとき 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) 避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫注意情報 (警戒情報解除) (洪水注意報 (警報解除)) (警戒レベル2相当)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
氾濫注意情報解除 (洪水注意報解除)	<ul style="list-style-type: none"> 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式1-1~1-4(P.151~P.158)となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達

することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-14 富士川（釜無川を含む）洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
富士川 (釜無川を含む)	甲府河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

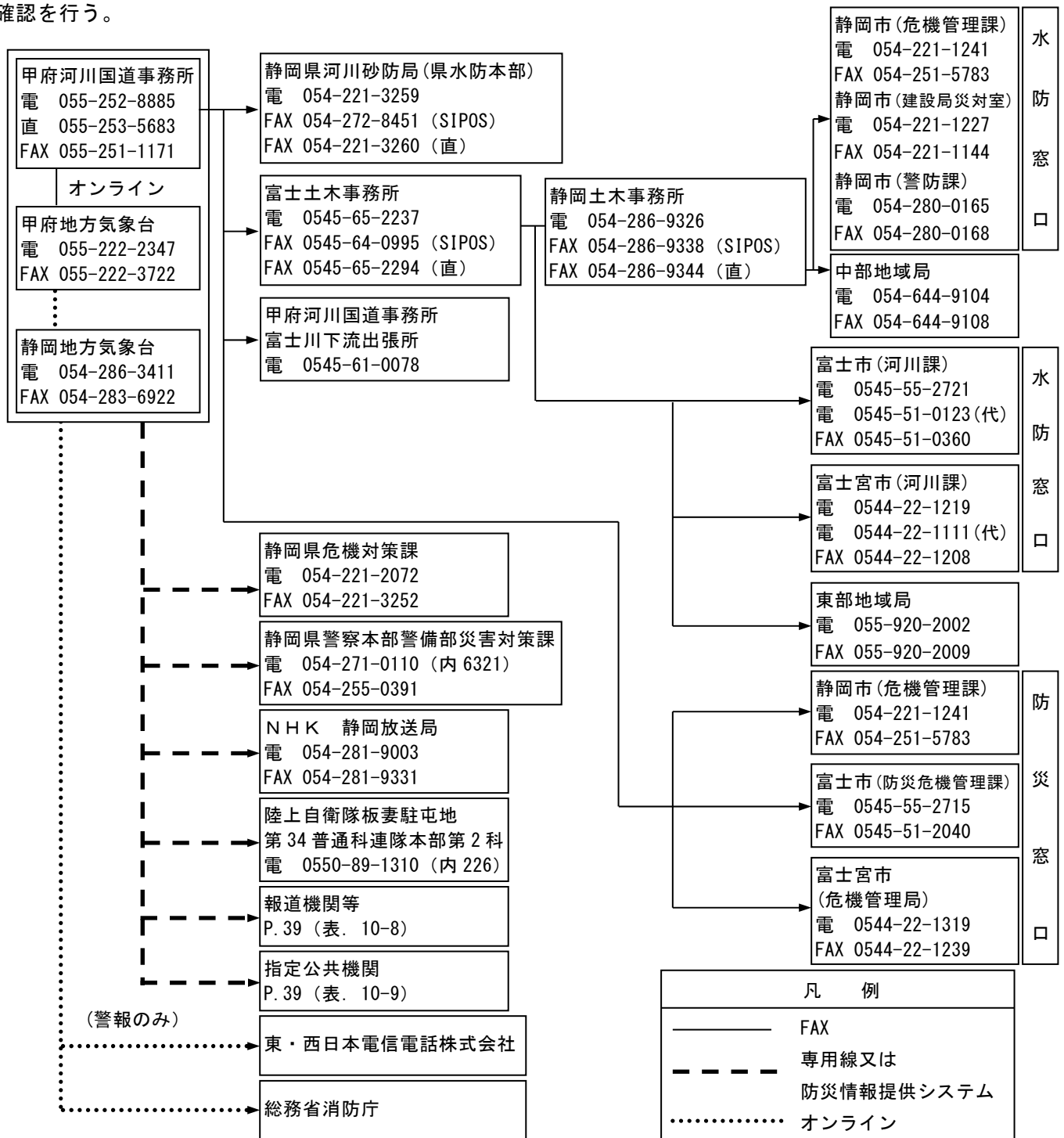


図. 10-2 富士川（釜無川を含む）洪水予報連絡系統図

3. 安倍川及び大井川洪水予報計画

平成5年3月26日 運輸省・建設省 告示第3号

3-1. 安倍川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-15 安倍川洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
安 倍 川	左岸 静岡県静岡市葵区油島字青木二十五番一地先から海まで
	右岸 静岡県静岡市葵区中沢字札場六百九十三番三地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-16 安倍川洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)
安 倍 川	手 越	静岡県静岡市駿河区手越	右岸河口より 4.07km	2.40m	3.40m	4.00m
	牛 妻	静岡県静岡市葵区牛妻	左岸河口より 17.08km	3.00m	4.10m	4.60m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-17 安倍川洪水予報発表者

河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
安 倍 川	静岡河川事務所 静岡地方气象台	静岡河川事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

表. 10-18 洪水予報の発表及び解除の基準（臨時の洪水予報を除く）

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫 注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき静岡河川事務所と静岡地方气象台が協議の上決定する
氾濫 警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式 1-1~1-4 (P. 151~P. 158) となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-19 安倍川洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
安倍川	静岡河川事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

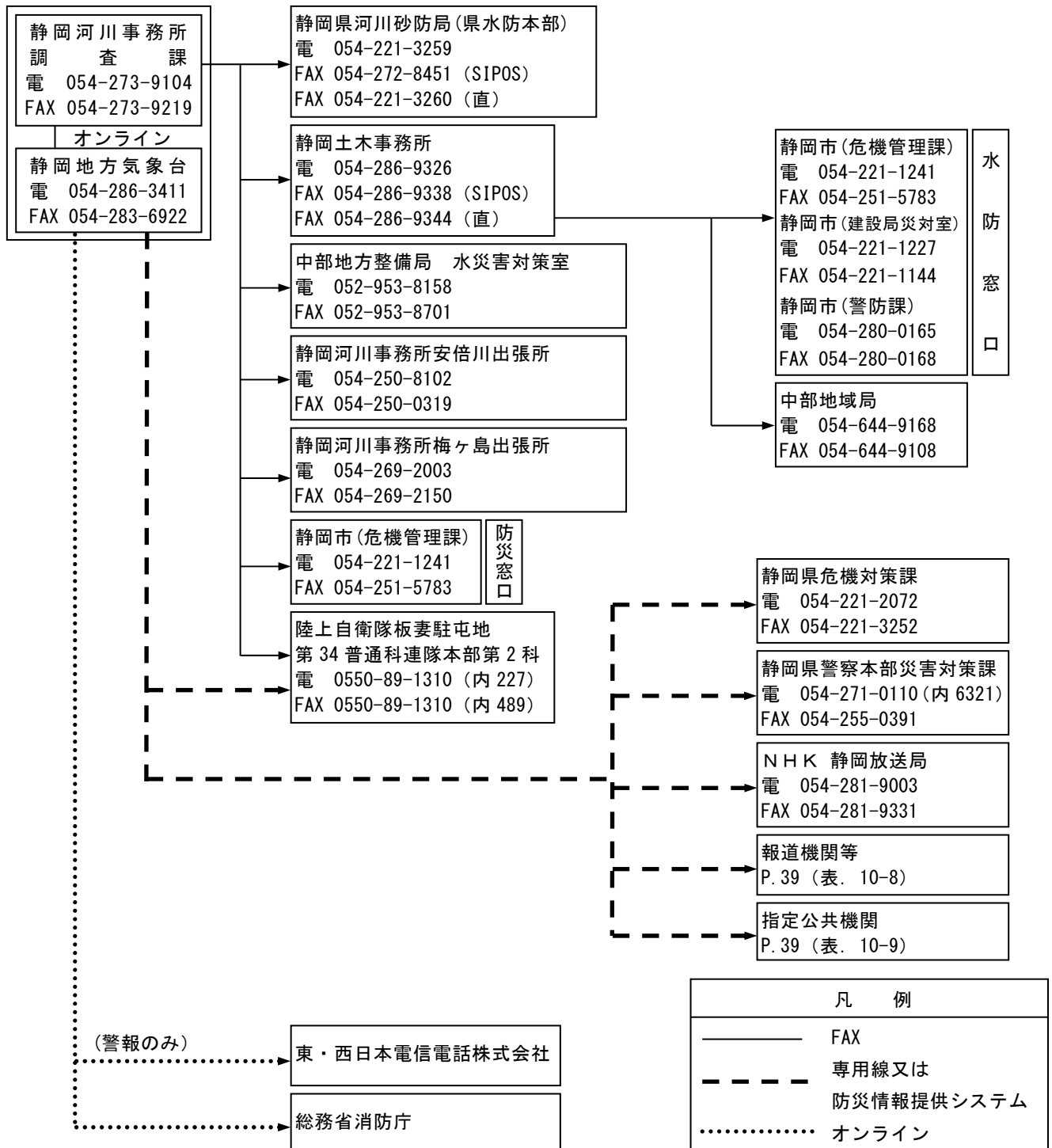


図. 10-3 安倍川洪水予報連絡系統図

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-20 大井川洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
大井川	左岸 静岡県島田市鶴網字孫作三十四番三地先から海まで
	右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-21 大井川洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)
大井川	神座	静岡県島田市神座	左岸河口より 23.49km	2.00m	2.60m	3.20m
	細島	静岡県島田市細島	左岸河口より 10.03km	1.70m	2.70m	3.30m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-22 大井川洪水予報発表者

河川名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
大井川	静岡河川事務所 静岡地方気象台	静岡河川事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

表. 10-23 洪水予報の発表及び解除の基準（臨時の洪水予報を除く）

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式 1-1~1-4 (P. 151~P. 158) となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-24 大井川洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
大井川	静岡河川事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

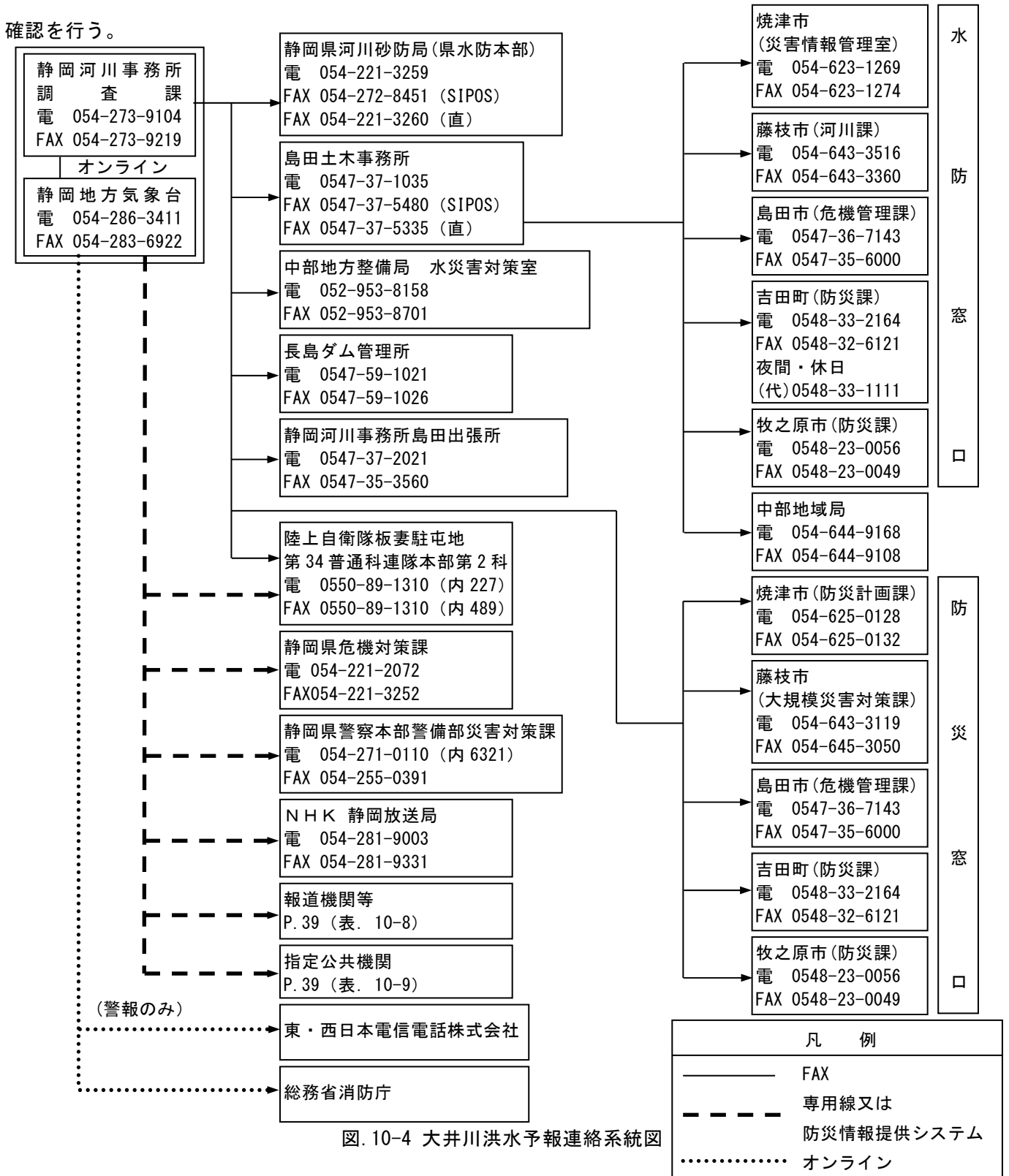


図. 10-4 大井川洪水予報連絡系統図

4. 菊川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-25 菊川洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
菊川	左岸 静岡県菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで
	右岸 静岡県菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-26 菊川洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地先名	位置	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
菊川	加茂	静岡県菊川市加茂	左岸河口より 11.9km	2.50m	3.20m	3.50m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-27 菊川洪水予報発表者

河川名	発表者	責任者官職名
菊川	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

表. 10-28 洪水予報の発表及び解除の基準（臨時の洪水予報を除く）

種類	発表基準	摘要
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式 1-1~1-4 (P. 151~P. 158) となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-29 菊川洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
菊川	浜松河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

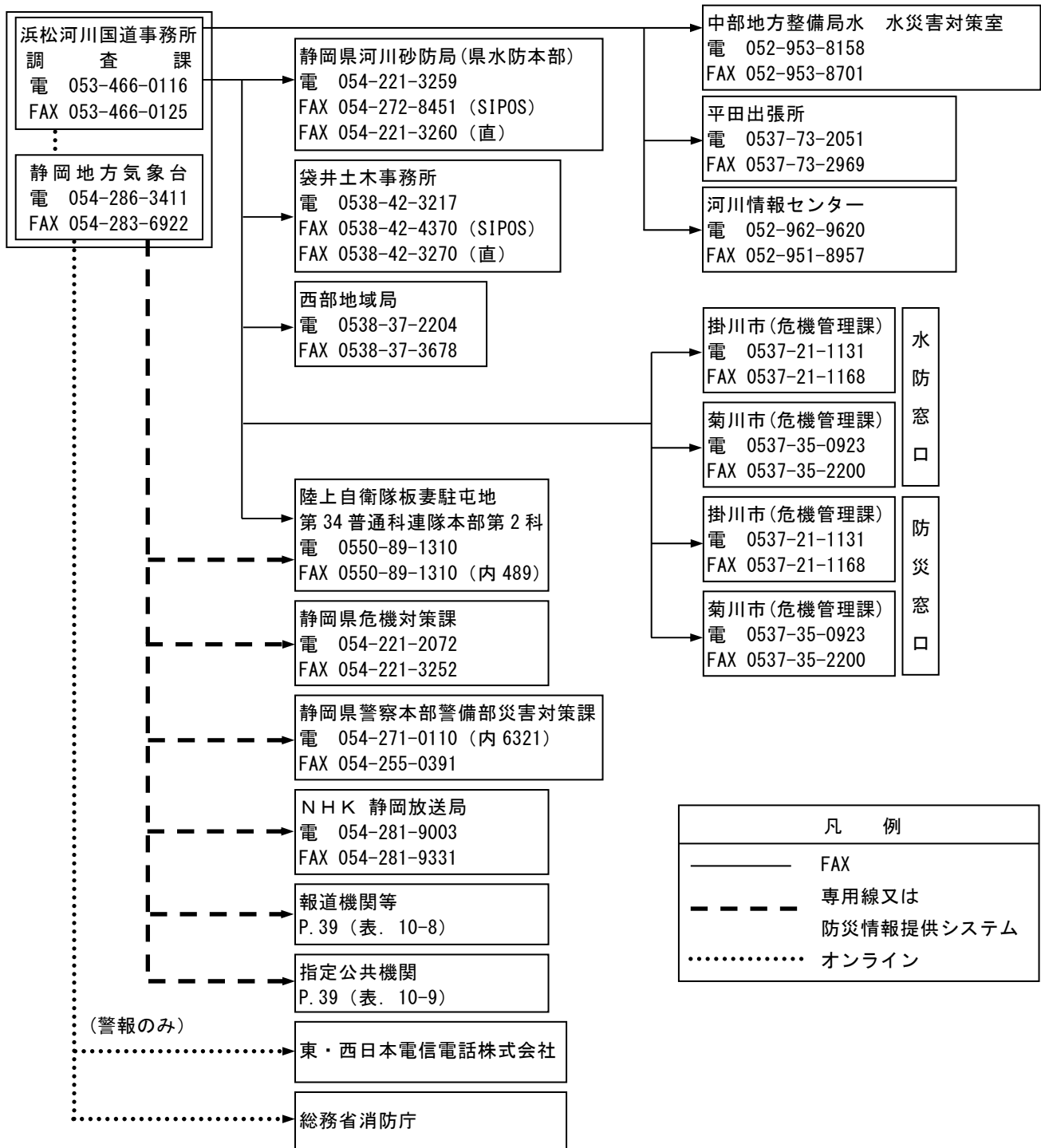


図. 10-5 菊川洪水予報連絡系統図

5. 天竜川下流洪水予報計画

昭和37年 運輸省・建設省 告示第14号

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-30 天竜川下流洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
天竜川下流	左岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇三百六十七番一地先から海まで
	右岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山一番十二地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-31 天竜川下流洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	地 先 名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)
天竜川下流	鹿島	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島	右岸河口より 25.0km	3.50m	5.60m	6.00m
	中ノ町	静岡県浜松市東区中野町	右岸河口より 9.1km	1.60m	3.10m	3.40m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-32 天竜川下流洪水予報発表者

河 川 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
天 竜 川 下 流	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

洪水予報の発表及び解除のそれぞれの基準（臨時の洪水予報を除く）は以下を基本とする。

臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

表. 10-33 洪水予報の発表及び解除の基準（臨時の洪水予報を除く）

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫 注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫 警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式 1-1~1-4 (P. 151~P. 158) となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-34 天竜川下流洪水予報の通知

河川名	発報担当者	受報担当者	連絡方法
天竜川下流	浜松河川国道事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

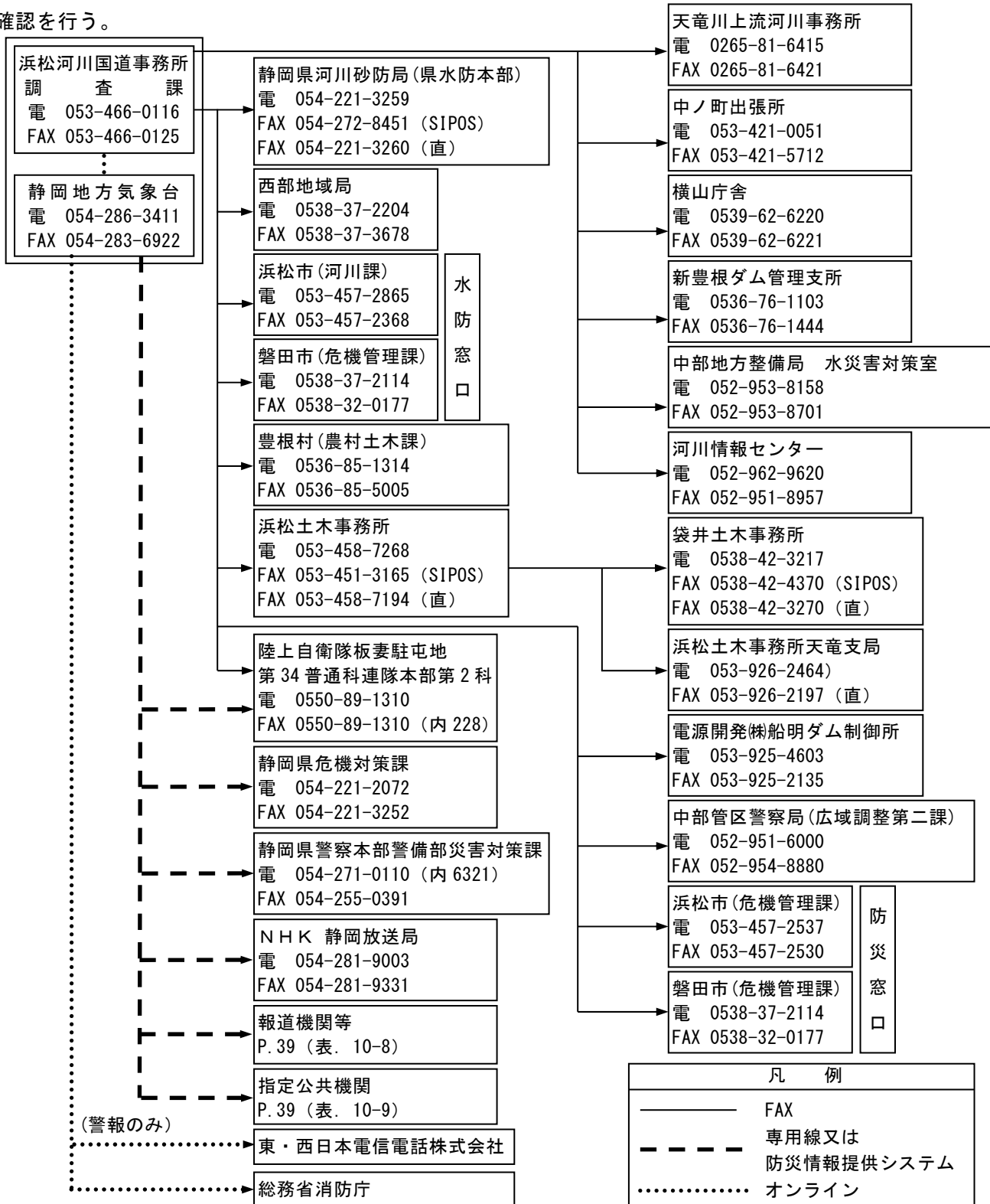


図. 10-6 天竜川下流洪水予報連絡系統図

第2節 静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

静岡県知事が指定した河川（瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川、太田川水系太田川・原野谷川、都田川水系都田川）について気象庁長官と共同して静岡県知事が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

1. 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-35 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域
瀬戸川水系	瀬戸川	左岸 静岡県藤枝市音羽町二丁目地先金吹橋から海まで
		右岸 静岡県藤枝市堀之内一丁目地先金吹橋から海まで
	朝比奈川	左岸 静岡県藤枝市岡部町岡部地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで
		右岸 静岡県藤枝市仮宿地先岡部川合流点から瀬戸川合流点まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-36 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別 警戒水位)
瀬戸川水系	瀬戸川	勝草橋	静岡県藤枝市志太三丁目官有無番地	2.00m	2.25m	2.60m
	朝比奈川	横内橋	静岡県藤枝市横内字鱒ヶ久官有無番地	2.50m	2.80m	3.40m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-37 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報の発表者

水 系 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
瀬 戸 川 水 系	島田土木事務所 静岡地方気象台	島田土木事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

表. 10-38 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫 注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき島田土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫 警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式2-1～2-4(P.159～P.166)となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-39 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報の通知

水 系 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
瀬 戸 川 水 系	島田土木事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事（土木事務所長）及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

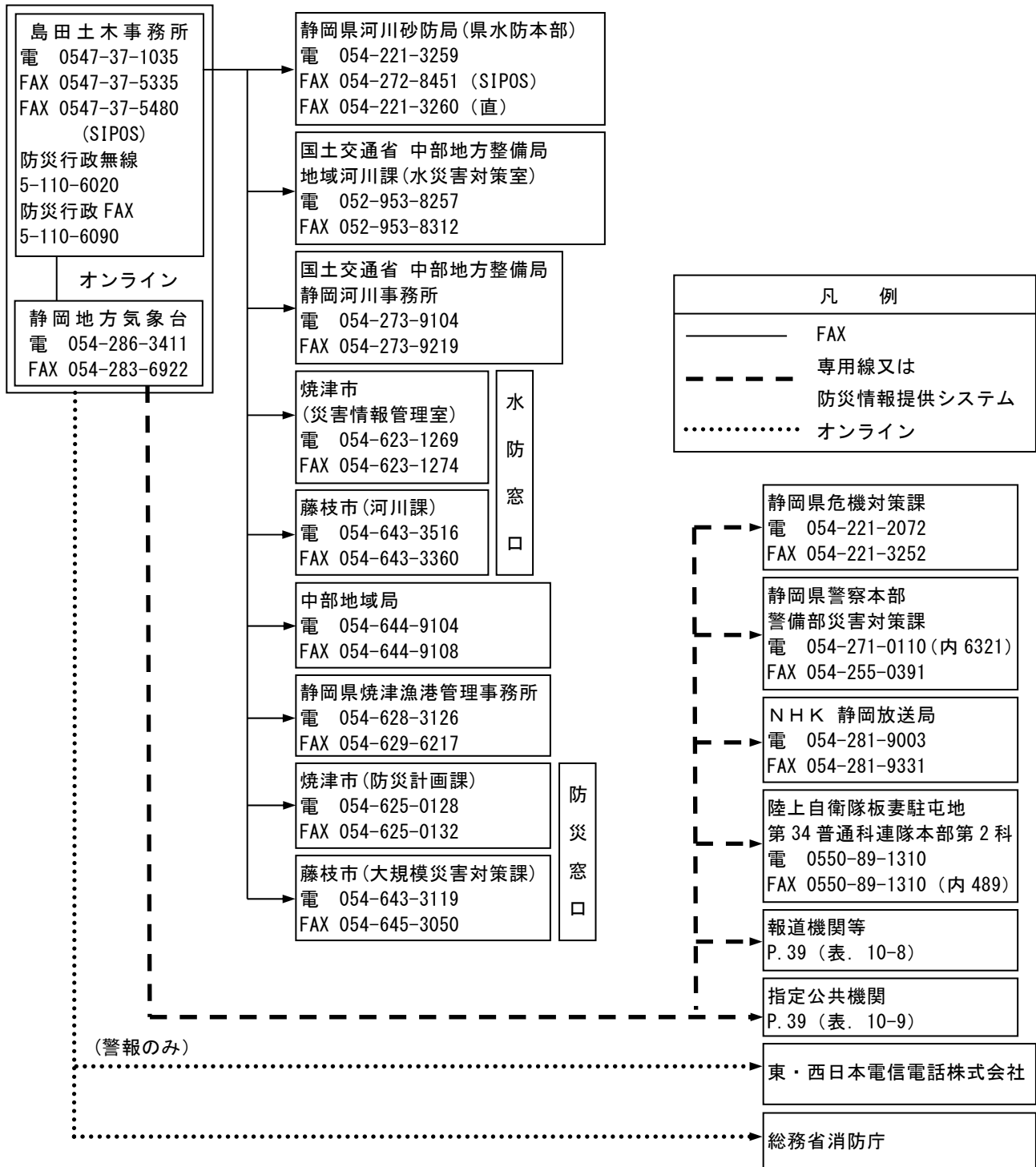


図. 10-7 瀬戸川水系瀬戸川・朝比奈川洪水予報連絡系統図

2. 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-40 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域
太田川水系	太田川	左岸 静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
		右岸 静岡県周智郡森町城下三倉川合流点から海まで
	原野谷川	左岸 静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで
		右岸 静岡県袋井市逆川合流点から太田川合流点まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所と受け持ち区間

表. 10-41 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫 危険水位 (洪水特別 警戒水位)
太田川水系	太田川	天方	静岡県周智郡森町森 26-23	1.90m	2.40m	2.80m
		新貝	静岡県磐田市新貝 11	3.50m	4.30m	4.60m
	原野谷川	山名	静岡県袋井市袋井 118	5.70m	6.50m	7.00m

観測所名	受け持ち区間
天方	三倉川合流点から敷地川合流点まで
新貝	敷地川合流点から太田川河口まで
山名	逆川合流点から太田川合流点まで

(3) 洪水予報発表者

表. 10-42 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の発表者

水 系 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
太 田 川 水 系	袋井土木事務所 静岡地方气象台	袋井土木事務所長 静岡地方气象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

表. 10-43 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫 注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき袋井土木事務所と静岡地方气象台が協議の上決定する
氾濫 警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式 2-1～2-4 (P. 159～P. 166) となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-44 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報の通知

水 系 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
太 田 川 水 系	袋井土木事務所長	河川砂防局長	加 入 電 話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事（土木事務所長）及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

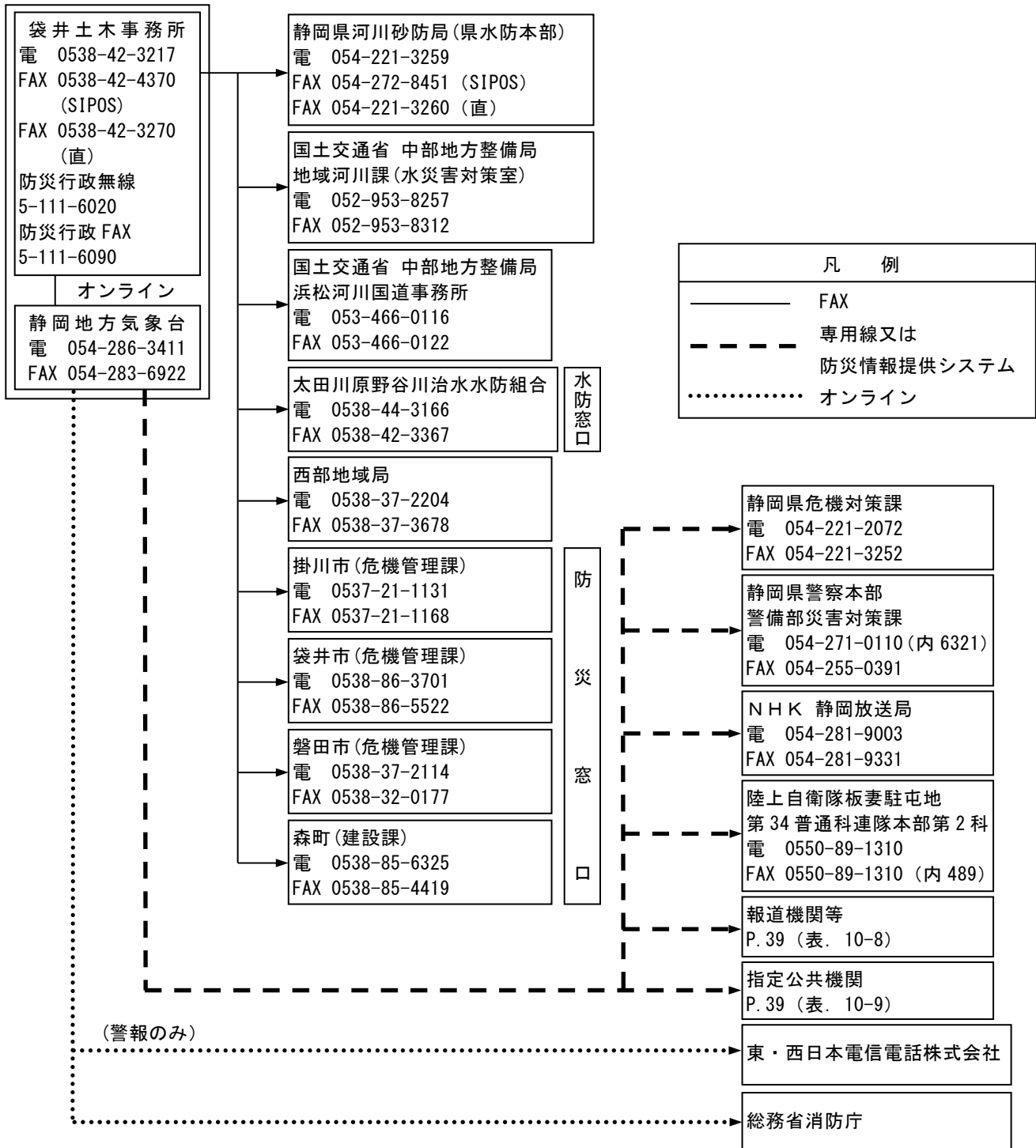


図. 10-8 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報連絡系統図

3. 都田川水系都田川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

表. 10-45 都田川水系都田川洪水予報を行う河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域
都田川水系	都田川	左岸 静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町中川（落合橋）まで
		右岸 静岡県浜松市北区都田町（大明神橋）から浜松市北区細江町気賀（落合橋）まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

表. 10-46 都田川水系都田川洪水予報の対象となる水位観測所

水系名	河川名	観測所名	地 先 名	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒 水位)
都田川水系	都田川	瀬戸橋	静岡県浜松市北区細江町中川新屋官有無番地	5.54m	5.75m	6.75m

(3) 洪水予報発表者

表. 10-47 都田川水系都田川洪水予報の発表者

水 系 名	担 当 官 署	発 表 責 任 者
都 田 川 水 系	浜松土木事務所 静岡地方気象台	浜松土木事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準

表. 10-48 洪水予報の発表及び解除の基準

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル2相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位(レベル2水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなると認められるとき浜松土木事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル3相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位(レベル4水位)に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位(レベル3水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル4相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位(レベル4水位)に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル5相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式2-1~2-4(P.159~P.166)となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムに不具合が生じた場合、FAX等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

(6) 洪水予報の通知

表. 10-49 都田川水系都田川洪水予報の通知

水 系 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者	連 絡 方 法
都 田 川 水 系	浜松土木事務所長	河川砂防局長	加入電話
	静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、県知事（土木事務所長）及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。

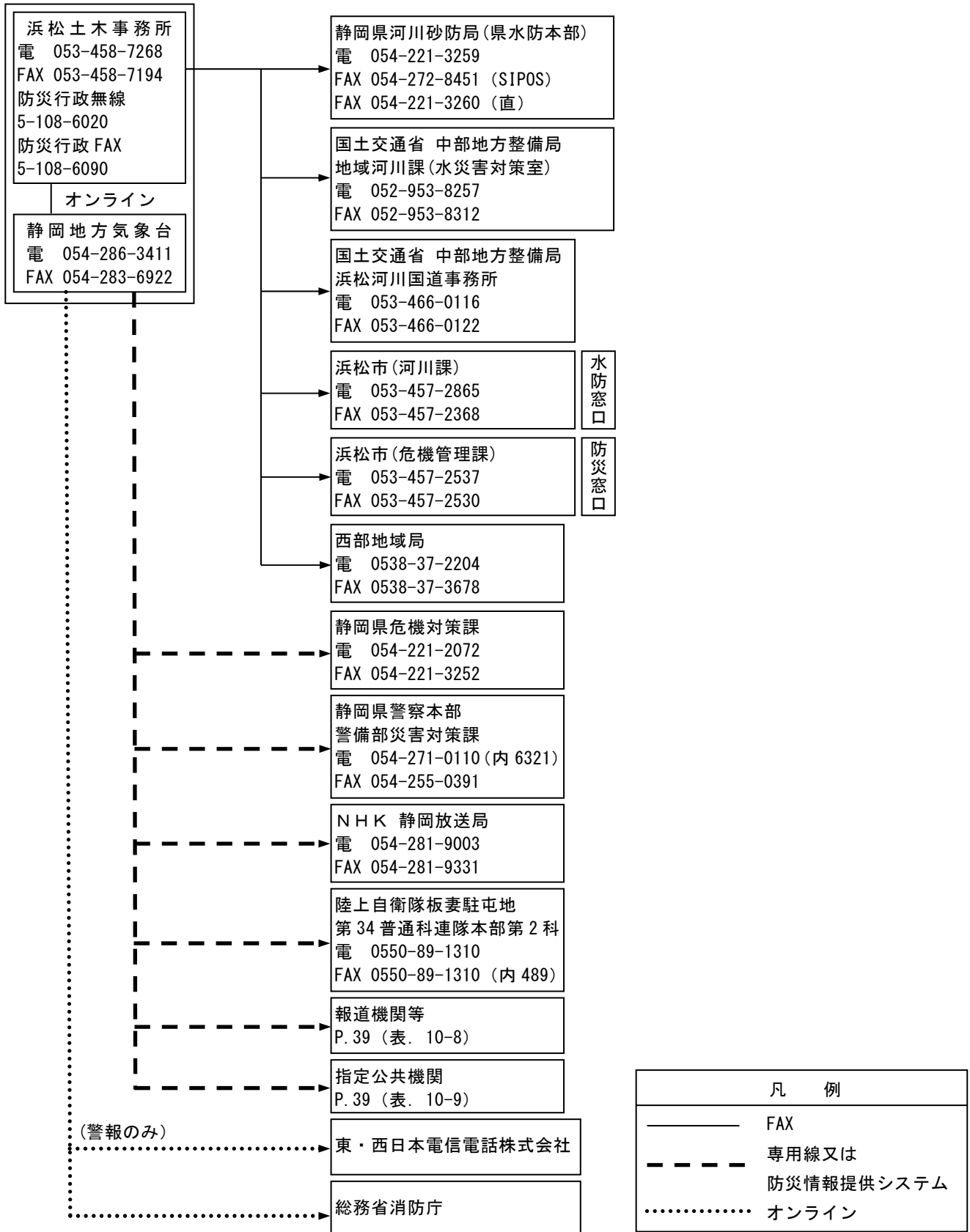


図. 10-9 都田川水系都田川洪水予報連絡系統図

第 1 1 章 水 防 警 報

第 1 節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川及び海岸についての水防警報の発表は、静岡河川事務所長及び甲府、沼津、浜松各河川国道事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、水位又は波高を示して、水防上の警報を発表する。

1. 水防警報計画

(1) 中部地方整備局管内河川

1) 水防警報を行う河川名及び区域

表. 11-1 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報を行う河川及び区域

水系名	水防警報計画名	河川名	区 域	区域延長
狩野川	狩野川水防警報計画	幹 川	左岸 静岡県伊豆市修善寺字飯塚二百九十番一地先修善寺橋から海まで 右岸 静岡県伊豆市柏久保字上ナメド五百五十五番三地先修善寺橋から海まで	24,926m
		支 川 (黄瀬川)	左岸 静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで	2,700m
		支 川 (大場川)	左岸 静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで	2,550m
		支 川 (来光川)	左岸 静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530m
		支 川 (柿沢川)	左岸 静岡県伊豆の国市長崎市新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 静岡県伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで	860m
		派 川 (狩野川放水路)	左岸 幹川分派点から海まで 右岸 幹川分派点から海まで	3,000m
	狩野川水防警報計画 (津波)	幹 川	左岸 静岡県沼津市中瀬町367番地先香貫大橋から海まで 右岸 黄瀬川合流点から海まで	4,800m
安倍川	安倍川水防警報計画	幹 川	左岸 静岡県静岡市葵区油島字青木二十五番一地先から海まで 右岸 静岡県静岡市葵区中沢字札場六百九十三番三地先から海まで	22,680m
		支 川 (藁科川)	左岸 静岡県静岡市葵区大原字稲木山千七百二十六番三地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県静岡市葵区富厚里字八重ヶ瀬千五百二十二番二地先から幹川合流点まで	8,910m
	安倍川水防警報計画 (津波)	幹 川	左岸 静岡県静岡市葵区南安倍2丁目65地先駿河大橋から海まで 右岸 静岡県静岡市駿河区丸子新田27地先駿河大橋から海まで	3,650m
大井川	大井川水防警報計画	幹 川	左岸 静岡県島田市鶴網字孫作三十四番三地先から海まで 右岸 静岡県島田市神尾字鎧三百四十九番一地先から海まで	24,820m
	大井川水防警報計画 (津波)	幹 川	左岸 静岡県焼津市上泉100-1地先から海まで 右岸 静岡県榛原郡吉田町大幡379-3地先から海まで	左岸 6,600m 右岸 5,070m

水系名	水防警報計画名	河川名	区 域	区域延長
菊 川	菊 川 水 防 警 報 計 画	幹 川	左岸 静岡県菊川市富田字川原田三十八番八地先から海まで 右岸 静岡県菊川市富田字長行平七十六番二十地先から海まで	17,600m
		支 川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300m
		支 川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿敷百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿敷百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m
	菊 川 水 防 警 報 計 画 (津波)	幹 川	左岸 静岡県菊川市上平川四十九番地先から海まで 右岸 静岡県菊川市下内田三千百六十番四地先から海まで	9,200m
		支 川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市赤土字洲崎千四百九十九番一地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市下平川字東方田千百三十七番一地先から幹川合流点まで	5,600m
		支 川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿敷百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿敷百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930m
天 竜 川 (下流)	天竜川(下流) 水防警報計画	幹 川	左岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字岩脇三百六十七番一地先から海まで 右岸 静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島字宮山一番十二地先から海まで	25,000m
	天竜川(下流) 水防警報計画 (津波)	幹 川	左岸 静岡県磐田市竜洋中島千百二十一番一地先から海まで 右岸 静岡県浜松市南区鶴見町千二百七十番地先から海まで	7,700m

2) 水防警報の対象水位観測所

表. 11-2 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報の対象水位観測所

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団機 (指定)水 位	氾注 (警戒)水 位	注意 水位	出動 水位	避難 水位	危険 (洪水特 別警戒)水 位	計画 水位
狩野川	狩野川	大仁	静岡県伊豆の国市大仁	右岸河口から 22.8km	m 1.50	m 2.10	m 3.00	m 3.70	m 4.40	m 5.64	
		千歳橋	伊豆の国市南條	右岸河口から 16.5km	2.50	4.10	5.00			7.83	
		徳倉	駿東郡清水町徳倉	左岸河口から 7.6km	3.00	4.00	4.60	6.80	7.20	7.58	
		黒瀬	沼津市平町	右岸河口から 3.3km	2.20	3.60	4.50			7.43	
	支川 黄瀬川	本宿	駿東郡長泉町本宿	左岸合流点から 2.7km	2.00	3.00	3.80	3.90	(4.20)	6.18	
	支川 大場川	大場	田方郡函南町間宮	左岸合流点から 2.2km	3.00	4.80	5.40	7.20	(7.60)	7.84	
	支川 来光川 柿沢川	蛇ヶ橋	田方郡函南町肥田	左岸合流点から 0.5km	3.70	5.20	6.10	8.10	(8.45)	8.45	
安倍川	安倍川	牛妻	静岡市葵区牛妻	左岸河口から 17.1km	2.20	3.00	3.70	4.10	4.60	5.51	
		手越	静岡市駿河区手越	右岸河口から 4.1km	1.50	2.40	3.00	3.40	4.00	4.82	
	支川 藁科川	奈良間	静岡市葵区奈良間	右岸合流点から 9.7km	2.30	3.70	4.70	6.40	(7.70)	8.02	

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注) 水防警報水位観測所横断面図は、P. 459~P. 467 参照

注) 氾濫危険水位欄の () 内については、「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水位に相当する水位)である。

現況堤防高	堤内地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防管理団体
				発報担当者側	受報担当者側	
m 左 7.7 右 7.6	m 左 3.6 右 7.6	沼津河川国道事務所長	沼津土木事務所長 河川砂防局長	電 055-934-2012 FAX055-934-2014	電 055-920-2213 FAX055-920-2299 (SIPOS) FAX055-920-2383 (直) 電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	伊豆市、 伊豆の国市
左 9.6 右 8.3	左 7.5 右 5.9	〃	〃 〃	〃	〃 〃	伊豆の国市
左 5.9 右 8.4	左 5.9 右 8.4	〃	〃 〃	〃	〃 〃	伊豆の国市、 函南町、沼津市 三島市、清水町
左 9.6 右 7.8	左 4.7 右 3.8	〃	〃 〃	〃	〃 〃	沼津市
左 7.2 右 8.3	左 6.7 右 8.3	〃	〃 〃	〃	〃 〃	沼津市、 長泉町、清水町
左 9.6 右 9.6	左 7.0 右 5.9	〃	〃 〃	〃	〃 〃	函南町、三島市
左 10.3 右 9.8	左 9.8 右 5.4	〃	〃 〃	〃	〃 〃	函南町、 伊豆の国市
左 8.4 右 6.1	左 5.9 右 0.6	静岡河川事務所長	静岡土木事務所長 河川砂防局長	電 054-273-9104 FAX054-273-9219	電 054-286-9326 FAX054-286-9338 (SIPOS) FAX054-286-9344 (直) 電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	静岡市
左 7.3 右 5.7	左 3.9 右 3.0	〃	〃 〃	〃	〃 〃	〃
左山付 右 9.1	左山付 右 5.5	〃	〃 〃	〃	〃 〃	〃

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団機 (指定)水 位	氾注 (警戒)水 位	出動位	避難 判断水 位	氾濫危険 (洪水特別 警戒)水 位	計画高 水位
大井川	大井川	神座	静岡県 島田市 神座	左岸河口から 23.49km	m 0.90	m 2.00	m 2.60	m 2.60	m 3.20	m 6.45
		細島	" 島田市 細島	右岸河口から 10.03km	1.30	1.70	2.20	2.70	3.30	4.99
菊川	菊川	加茂	" 菊川市 加茂小川端	左岸河口から 11.9km	1.50	2.50	3.20	3.20	3.50	5.94
		嶺田	" 菊川市 嶺田	右岸河口から 6.4km	2.00	4.30	4.90			5.79
	支川 牛淵川	堂山	" 菊川市 堂山新田	右岸合流点から 3.6km	3.10	4.60	4.90	4.90	(5.30)	5.86
		横地	" 菊川市 東横地	左岸合流点から 10.1km	1.80	2.10	2.30	2.30	(2.70)	4.06
	支川 下小笠川	川久保	" 掛川市 川久保	右岸合流点から 2.6km	1.40	2.00	2.50	3.00	(3.30)	—
天竜川	天竜川 (下流)	鹿島	" 浜松市 天竜区 二俣町鹿島	右岸河口から 25.0km	2.20	3.50	4.50	5.60	6.00	8.77
		池田	" 磐田市 池田	左岸河口から 10.5km	0.50	1.60	2.60			4.53
		中ノ町	" 浜松市 東区中野町	右岸河口から 9.1km	0.60	1.60	2.50	3.10	3.40	4.77
		掛塚	" 磐田市 掛塚	左岸河口から 3.3km	1.50	2.60	3.30			5.28

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注) 水防警報水位観測所横断面図は、P. 459～P. 467 参照

注) 氾濫危険水位欄の () 内については、「洪水特別警戒水位」(氾濫危険水位に相当する水位)である。

現況 堤防高	内地 地盤高	発報 担当者	受報 担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防 管理団体
				発報担当者側	受報担当者側	
m 左山付 右4.0	m 左山付 右3.1	静岡河川 事務所長	島田土木 事務所長	"	電 0547-37-1035 FAX0547-37-5480 (SIPOS) FAX0547-37-5335 (直)	焼津市、藤枝市 島田市、吉田町 牧之原市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	
左7.1 右6.8	左4.6 右3.6	"	"	"	"	"
			"		"	
左7.7 右7.6	左6.4 右5.2	浜松 河川国道 事務所長	袋井土木 事務所長	電 053-466-0116 FAX053-466-0122	電 0538-42-3217 FAX0538-42-4370 (SIPOS) FAX0538-42-3270 (直)	菊川市、掛川市
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	
左7.4 右7.5	左3.8	"	"	"	"	"
			"		"	
左7.6 右7.5	左3.6 右4.2	"	"	"	"	"
			"		"	
左5.3 右5.1	左5.3 右3.5	"	"	"	"	"
			"		"	
左4.4 右4.6	左0.7 右3.5	"	"	"	"	"
			"		"	
左10.7 右山付	左7.9 右山付	"	浜松土木 事務所長	"	電 053-458-7268 FAX053-451-3165 (SIPOS) FAX053-458-7194 (直)	浜松市 磐田市
			袋井土木 事務所長		電 0538-42-3217 FAX0538-42-4370 (SIPOS) FAX0538-42-3270 (直)	
			河川 砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	
左6.9 右7.2	左1.3 右1.1	"	"	"	"	"
			"		"	
			"		"	
左7.6 右6.7	左2.2 右2.7	"	"	"	"	"
			"		"	
			"		"	
左8.3 右8.4	左3.1 右3.0	"	"	"	"	"
			"		"	
			"		"	

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

3) 水位の種類

水位の種類・内容については資料編第21表(P.455～P.457)に示すとおりである。

4) 水防警報の種類及び発表

表. 11-3 水防警報の種類、内容及び発表基準(中部地方整備局)

種類	内容	発表基準
準備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

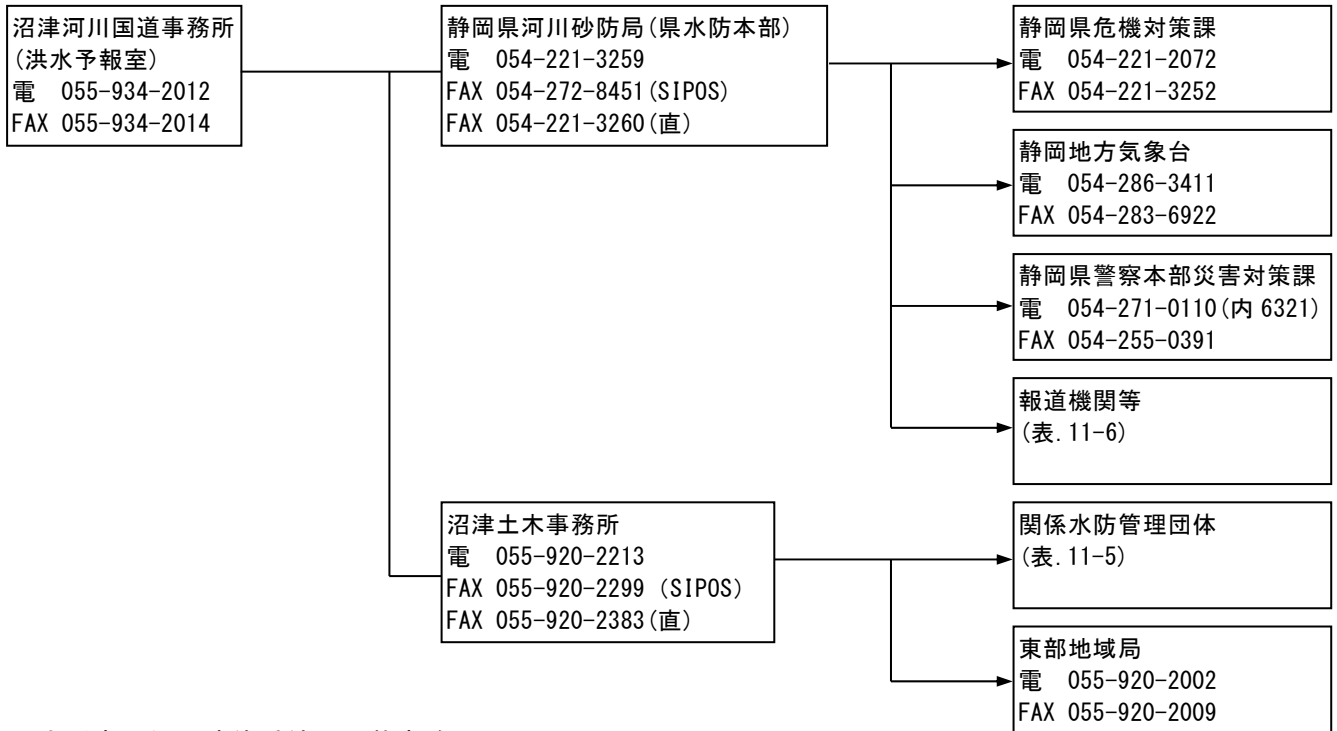
表. 11-4 水防警報(津波)の種類、内容及び発表基準(中部地方整備局)

種類	内容	発表基準
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

5) 水防警報連絡系統図

- ・ 狩野川水防警報連絡系統図(支川黄瀬川、大場川、来光川、柿沢川を含む)

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-1 狩野川水防警報連絡系統図

表. 11-5 関係水防管理団体電話番号

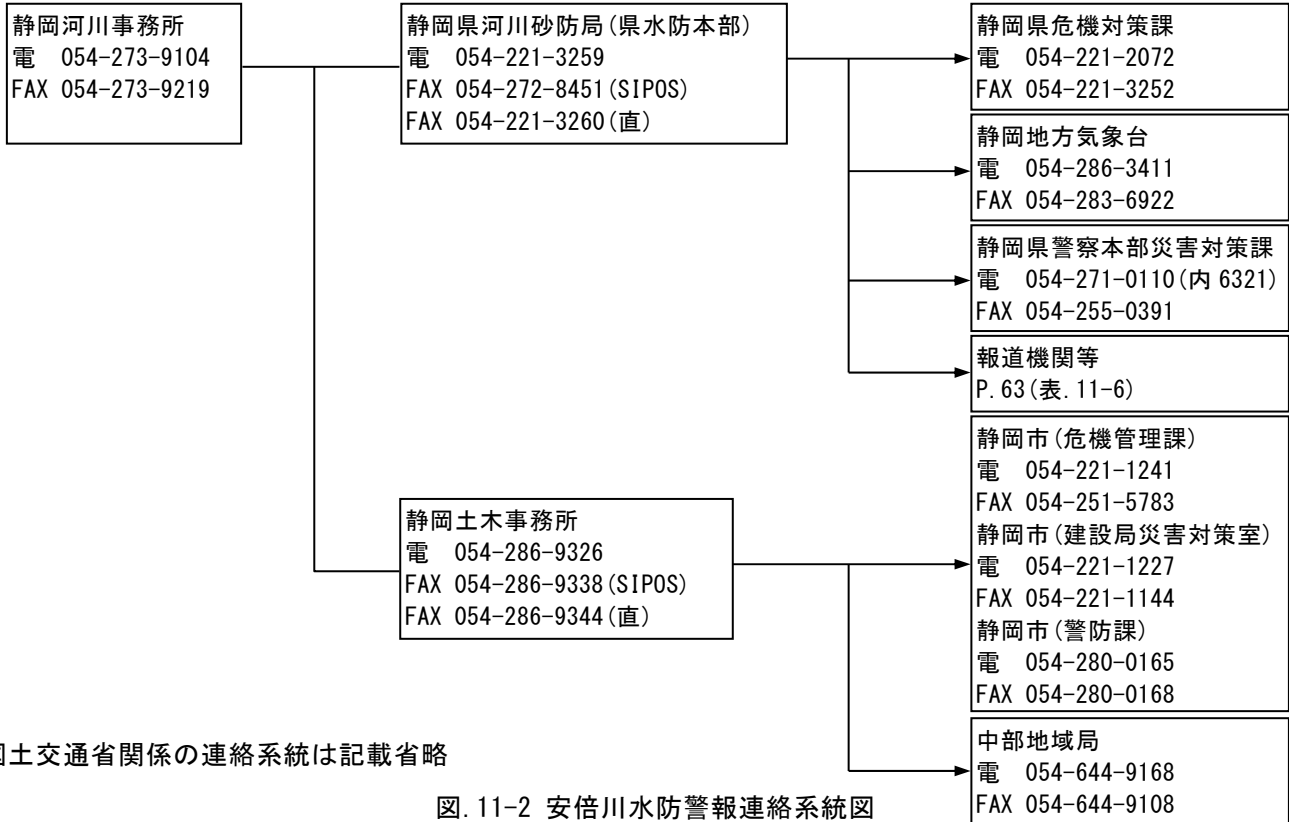
水防管理団体	沼津市 (河川課)	三島市 (危機管理課)	伊豆市 (防災安全課)	伊豆の国市 (危機管理課)
電話番号	055-934-2531	055-983-2650	0558-72-9867	055-948-1482
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	0558-72-6588	055-948-1169
水防管理団体	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (総務課)	
電話番号	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102	
FAX 番号	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197	

表. 11-6 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (静岡放送局)	SBS (静岡放送)	SATV (静岡朝日テレビ)	SDT (静岡第一テレビ)	SUT (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520
FAX 番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

・ 安倍川水防警報連絡系統図(支川藁科川を含む)

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

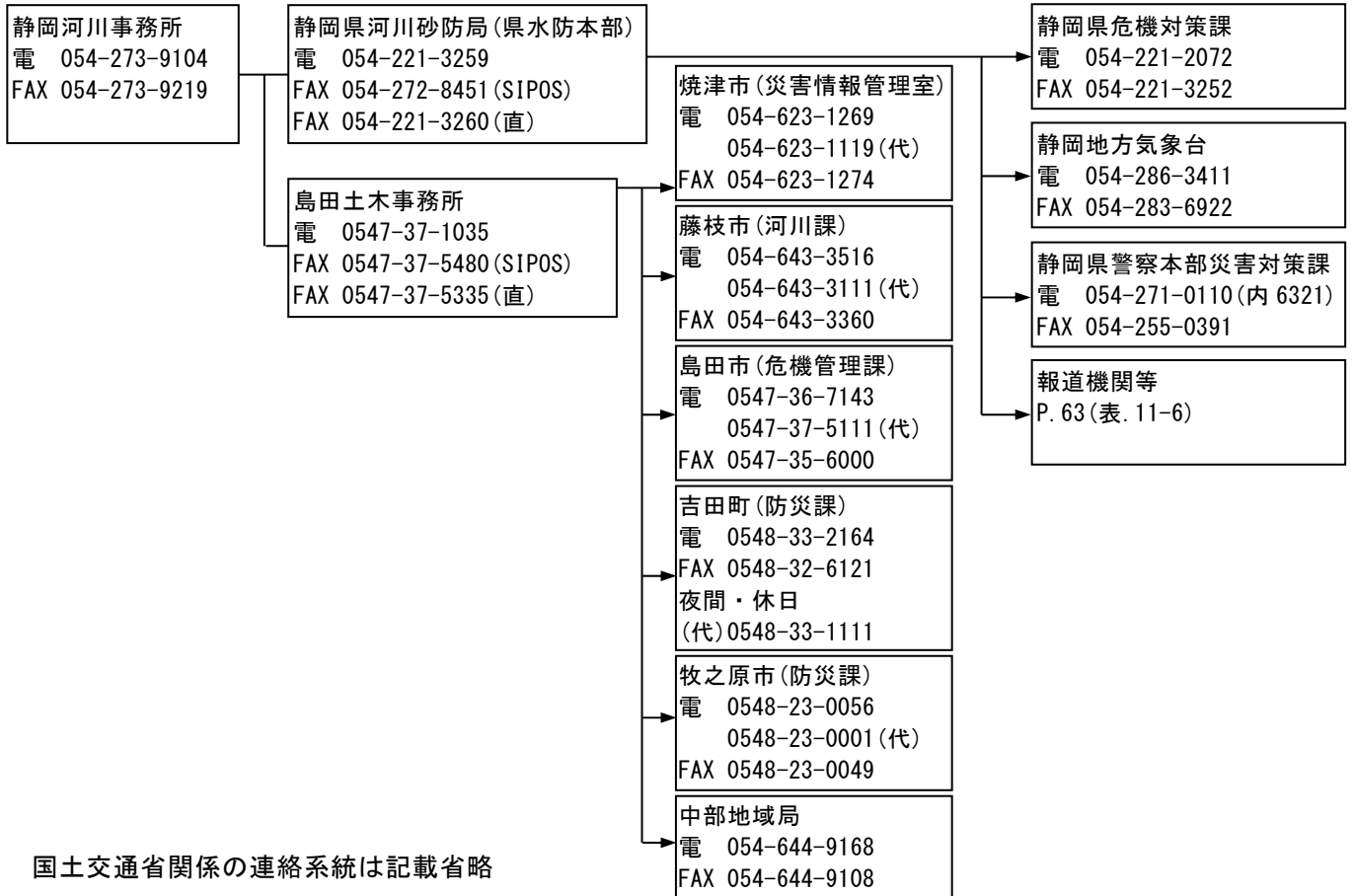


国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-2 安倍川水防警報連絡系統図

・ 大井川水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

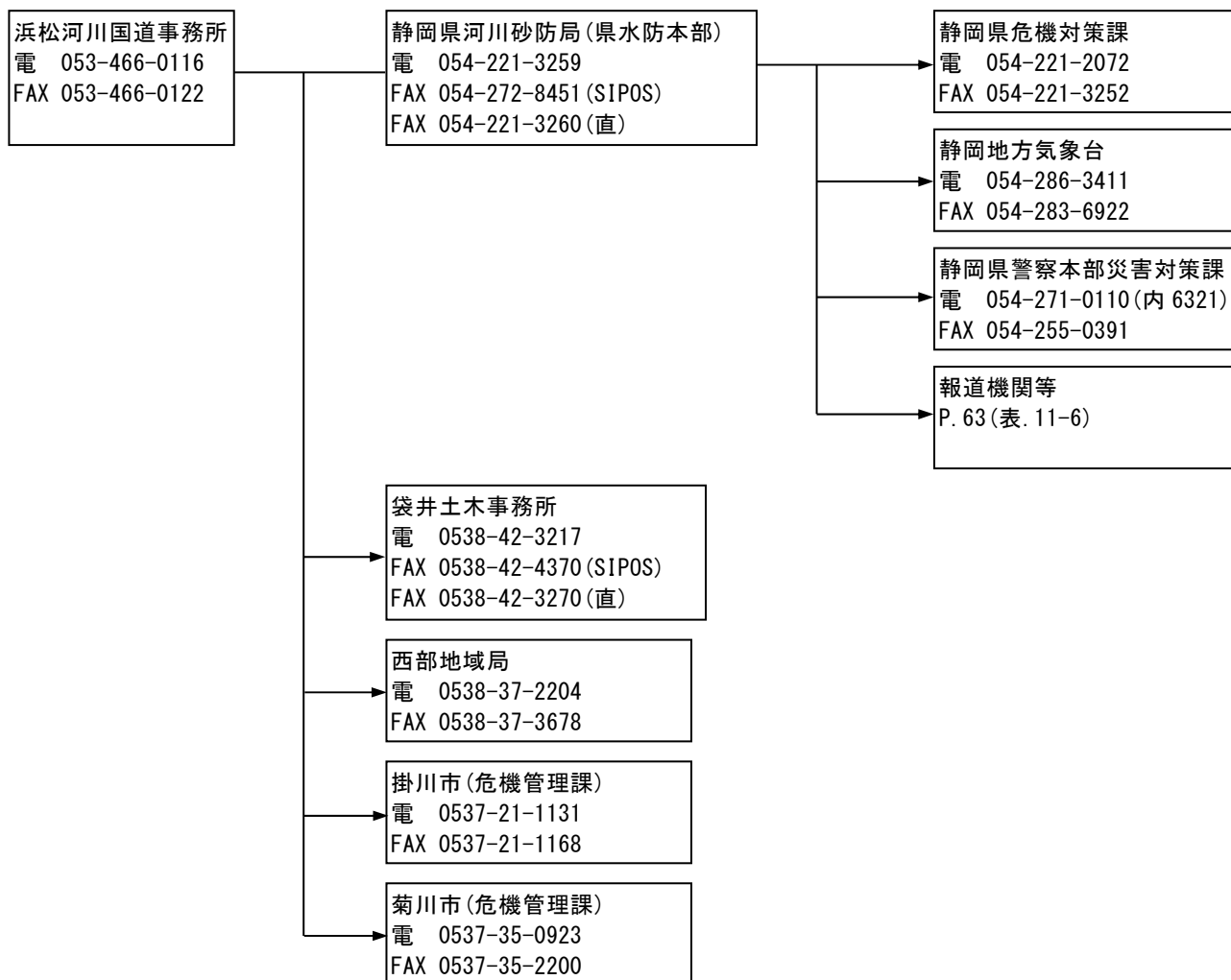


国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-3 大井川水防警報連絡系統図

・ 菊川水防警報連絡系統図(支川牛淵川、下小笠川を含む)

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

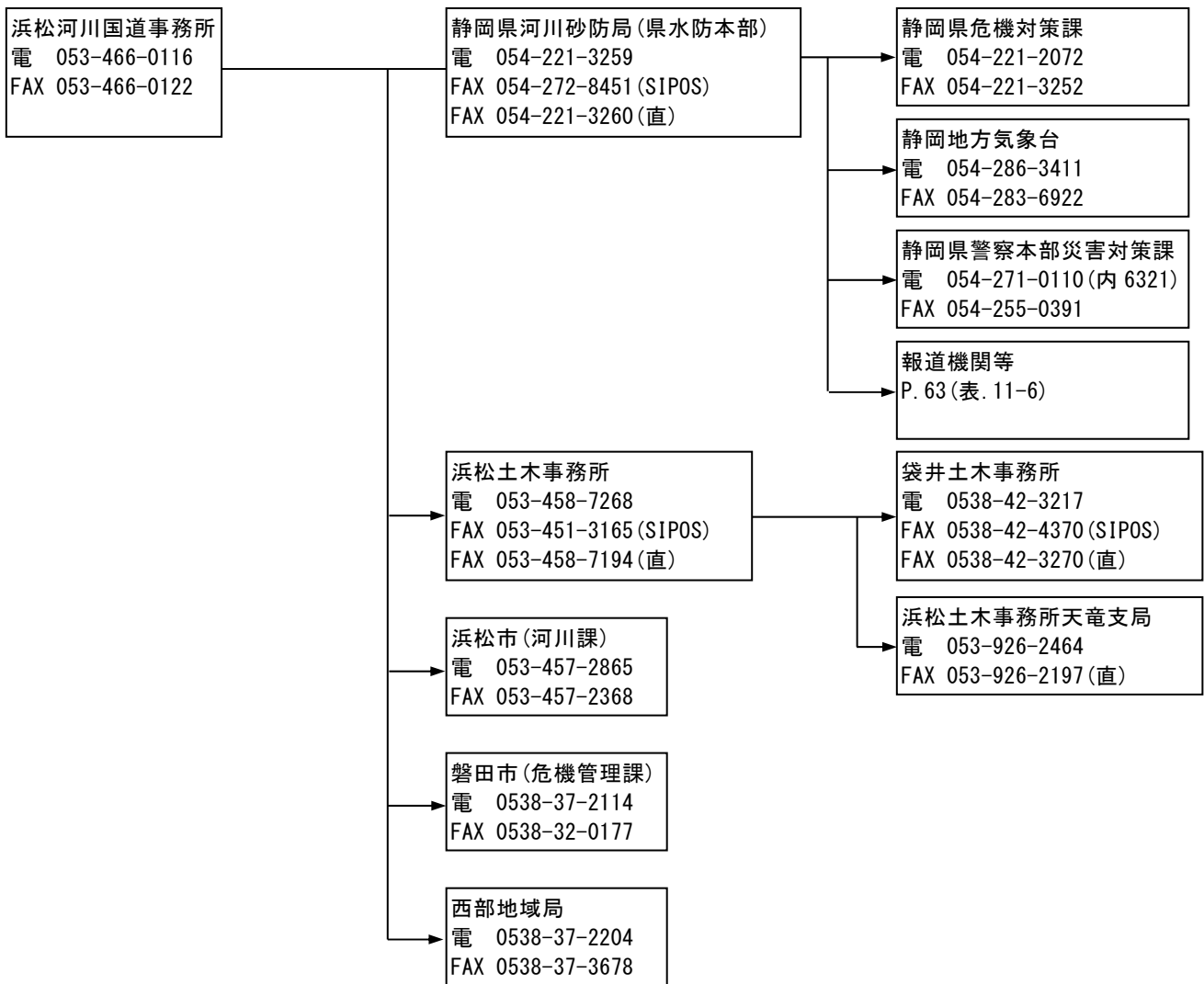


国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-4 菊川水防警報連絡系統図

・ 天竜川(下流)水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-5 天竜川下流水防警報連絡系統図

6) 狩野川放水路放流警報

- ・ 放流警報発報時期

放流開始前

サイレン方式

20 秒吹鳴 10 秒休止 5 回

- ・ サイレン設置場所

ア. 伊豆の国市壺之上

国土交通省狩野川放水路管理所

(伊豆長岡出張所)

イ. 伊豆の国市北江間榎ヶ洞

狩野川放水路警報所

- ・ 通報系統図

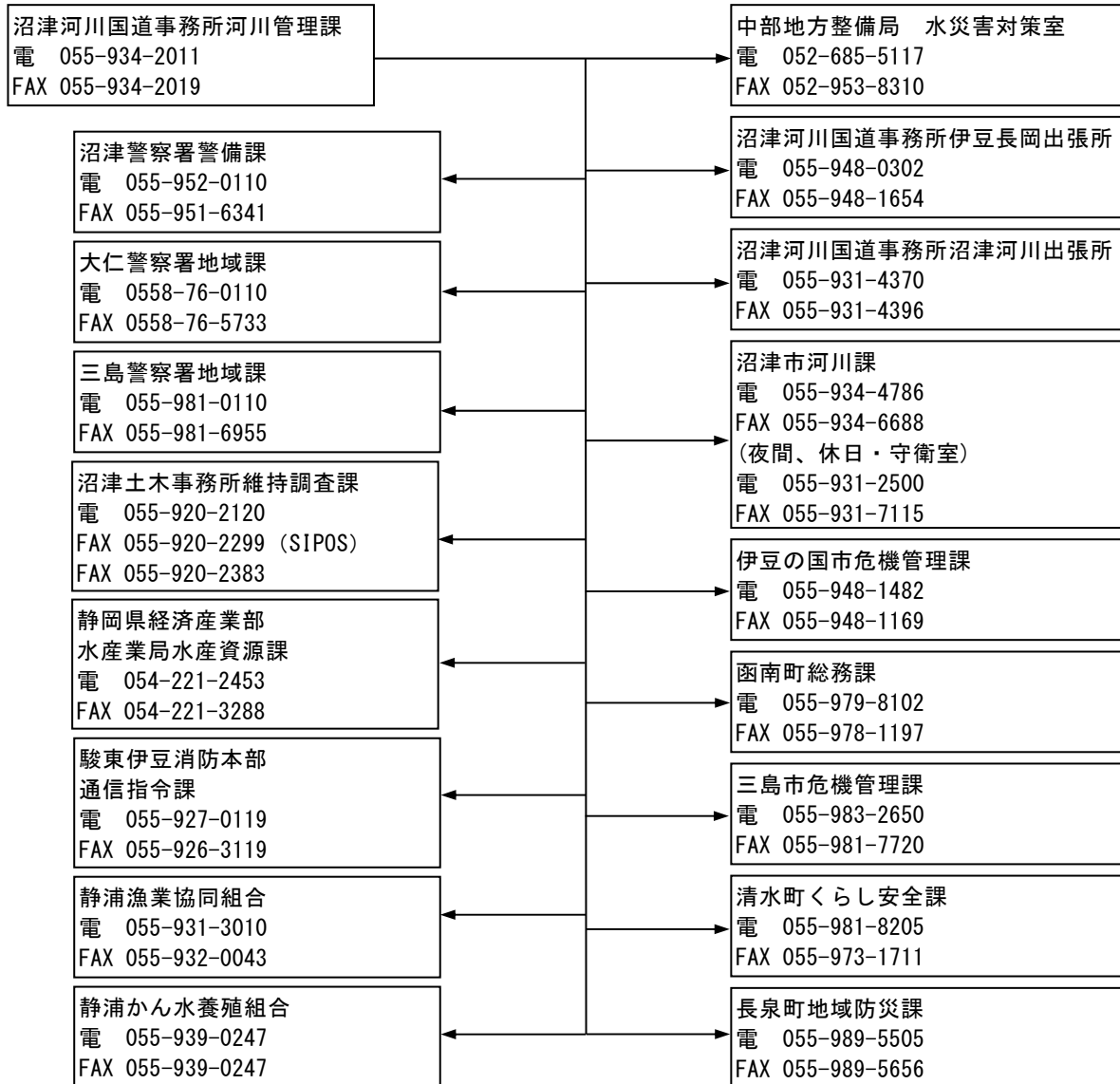


図. 11-6 狩野川放水路放流警報連絡系統図

7) 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、洪水の場合は様式 3-1 (P. 167)、津波の場合は様式 3-3 (P. 169) を使用する。

(2) 中部地方整備局管内海岸

1) 水防警報を行う海岸名及び区域（津波の水防警報を含む）

表. 11-7 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報を行う海岸及び区域

海岸名	水防警報計画名	区 域	区域延長
富士海岸	富士海岸水防警報計画	起点 静岡県沼津市本字千本 1906 番 9 地先から 終点 静岡県富士市五貫島字八軒屋前 1027 番 2 地先まで	約 19Km
	富士海岸(蒲原)水防警報計画	起点 静岡県静岡市清水区蒲原字向島 5245 番 4 地先から 終点 静岡県静岡市清水区蒲原堰沢字道外 961 番 1 地先まで	約 4 km
駿河海岸	駿河海岸水防警報計画	起点 静岡県焼津市田尻北字浜河原 1624 番 3 地先から 終点 静岡県焼津市利右衛門字六軒屋 2563 番 11 地先まで	約 7 km
		起点 静岡県榛原郡吉田町川尻字故鮎ヶ窪 3583 番 5 地先から 終点 静岡県牧之原市細江字浜 6643 番 2 地先まで	約 5 km

2) 水防警報の対象波高観測所

表. 11-8 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報の対象波高観測所

海岸名	観測所名	所 管	所 在 地	位 置
富士海岸	原	国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所	静岡県沼津市原	沖合距離 約 0.40km 設置水深 -45m
	石廊崎	気象庁 静岡地方气象台	静岡県 賀茂郡南伊豆町石廊崎	測定範囲 沖合約 200m~400m
富士海岸(蒲原)	原	国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所	静岡県沼津市原	沖合距離 約 0.40km 設置水深 -45m
	石廊崎	気象庁 静岡地方气象台	静岡県 賀茂郡南伊豆町石廊崎	測定範囲 沖合約 200m~400m
駿河海岸	駿河海洋(沖)	国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	静岡県 焼津市高新田	沖合距離 約 2.8km 設置水深 -45m
	石廊崎	気象庁 静岡地方气象台	静岡県 賀茂郡南伊豆町石廊崎	測定範囲 沖合約 200m~400m

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

現況堤防高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防管理団体
			発報担当者側	受報担当者側	
9.0～17.0m	沼津国道河川事務所長	沼津土木事務所長	電 055-934-2012 FAX055-934-2014	電 055-920-2213 FAX055-920-2299 (SIPOS) FAX055-922-2383 (直)	沼津市 富士市
		富士土木事務所長		電 0545-65-2237 FAX0545-64-0995 (SIPOS) FAX0545-65-2294 (直)	
		田子の浦港管理事務所長		電 0545-33-0498 FAX0545-33-1009	
		河川砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	
12.0～15.0m	静岡河川事務所長	静岡土木事務所長	電 054-273-9104 FAX054-273-9219	電 054-286-9326 FAX054-286-9338 (SIPOS) FAX054-286-9344 (直)	静岡市
		河川砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	
6.2～8.2m	"	島田土木事務所長	"	電 0547-37-1035 FAX0547-37-5480 (SIPOS) FAX0547-37-5335 (直)	焼津市 牧之原市 吉田町
		河川砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	

3) 水防警報の種類及び発表（高潮）

表. 11-9 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	内 容	発 表 基 準
待機・準備	水防団及び消防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出 動	水防団及び消防機関が出動する必要がある旨を連絡するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波が起こるおそれがあると認めるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生が迫ってきたと認めるとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生が確認或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生或いは恐れがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解 除	激しい越波の発生の恐れが無くなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により越波の発生或いは恐れがなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

4) 水防警報の種類及び発表（津波）

表. 11-4 (P. 62) のとおり

表. 11-10 水防警報の種類、内容及び発表基準

種 類	具体的な発表基準		
	富士海岸	富士海岸(蒲原)	駿河海岸
待機・準備	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡地方気象台より、富士山南東、南西で波浪警報が発表され、さらに原観測所で有義波高3.0m以上、または石廊崎観測所で有義波高4.5m以上が観測された時。 ・気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、さらに原観測所で有義波高3.0m以上、または石廊崎観測所で有義波高4.5m以上が観測された時。 ・気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡地方気象台より、中部南で波浪警報が発表され、さらに駿河海岸観測所で有義波高3.0m以上、または石廊崎観測所で有義波高4.5m以上が観測された時。 ・気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。
出 動	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(台風進路予測等)より、今後、原観測所の有義波高が5m以上になると予想され、さらにCCTV情報等により水防団の出動が必要と判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(台風進路予測等)より、今後、原観測所の有義波高が5.4m以上になると予想され、さらにCCTV情報等により水防団の出動が必要と判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報(台風進路予測等)より、今後、駿河海岸観測所の有義波高が3.4m以上になると予想され、さらにCCTV情報等により水防団の出動が必要と判断される時。
距離確保準備	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で有義波高5m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・気象情報・CCTV情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で有義波高5.4m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・気象情報・CCTV情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河海岸観測所で有義波高3.4m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等を勘案して発令が必要と判断される時。 ・気象情報・CCTV情報等により、越波の発生が迫ってきたと判断される時。
距離確保	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で有義波高7m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等により、発令が必要と判断される時。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で有義波高6.5m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等により、発令が必要と判断される時。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河海岸観測所で有義波高3.5m以上が観測され、さらに気象情報、CCTV情報等により、発令が必要と判断される時。 ・越波発生が確認或いは判断され、越波又はその流水等で水防活動を実施する上で危険な範囲が生じると判断される時。
距離確保解除	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で、有義波高7mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で、有義波高6.5mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河海岸観測所で、有義波高3.5mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を実施する上で、激しい越波による危険が解消したと判断される時。
解 除	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で、有義波高3mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原観測所で、有義波高3.0mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河海岸観測所で、有義波高3.0mを下回り、気象情報、CCTV情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められる時。

5)水防警報を発表しない場合の処置

理由を付し、関係者に通知する。

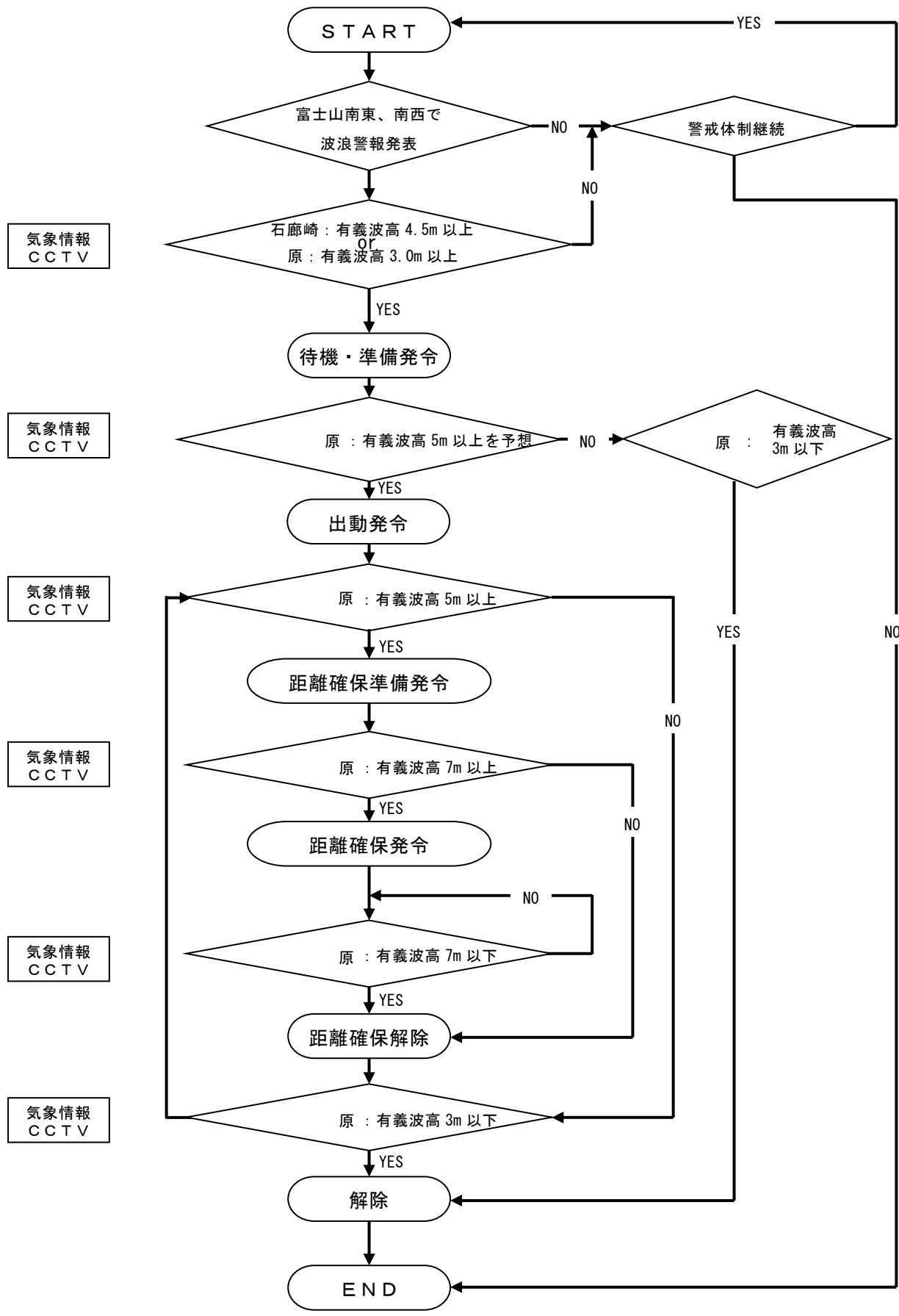


図. 11-7 富士海岸における水防警報発令フロー

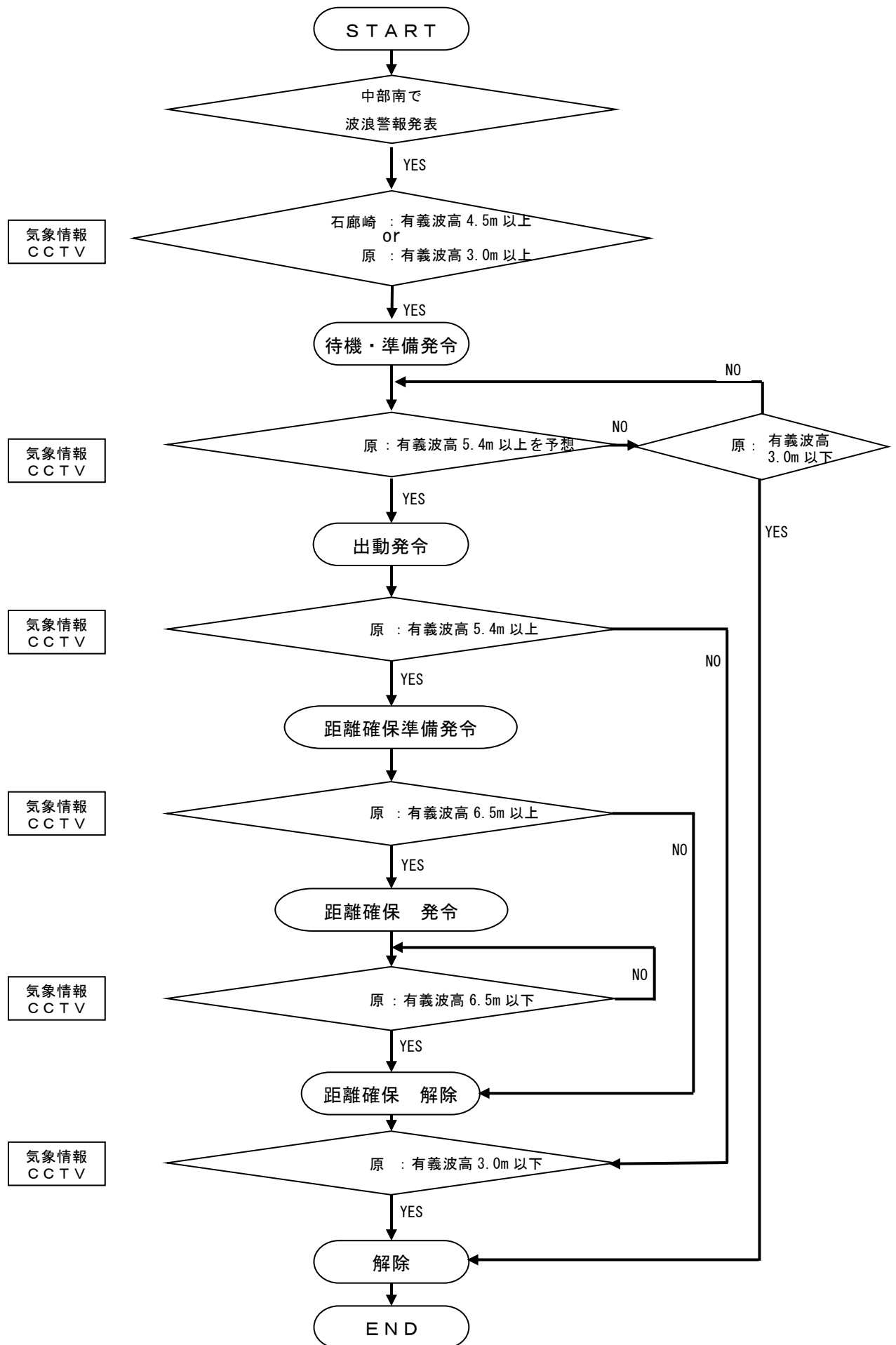


図. 11-8 富士海岸 (蒲原) における水防警報発令フロー

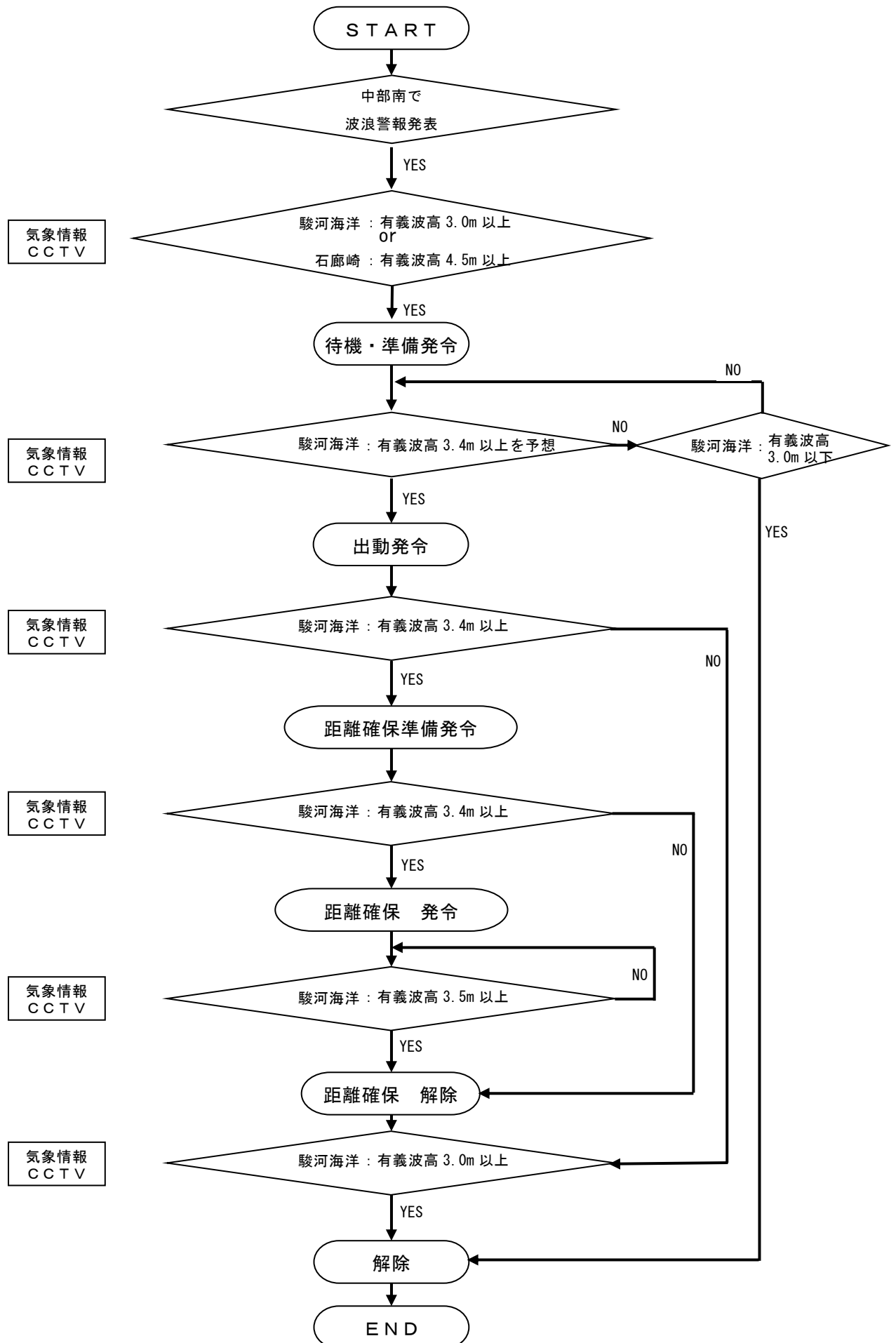
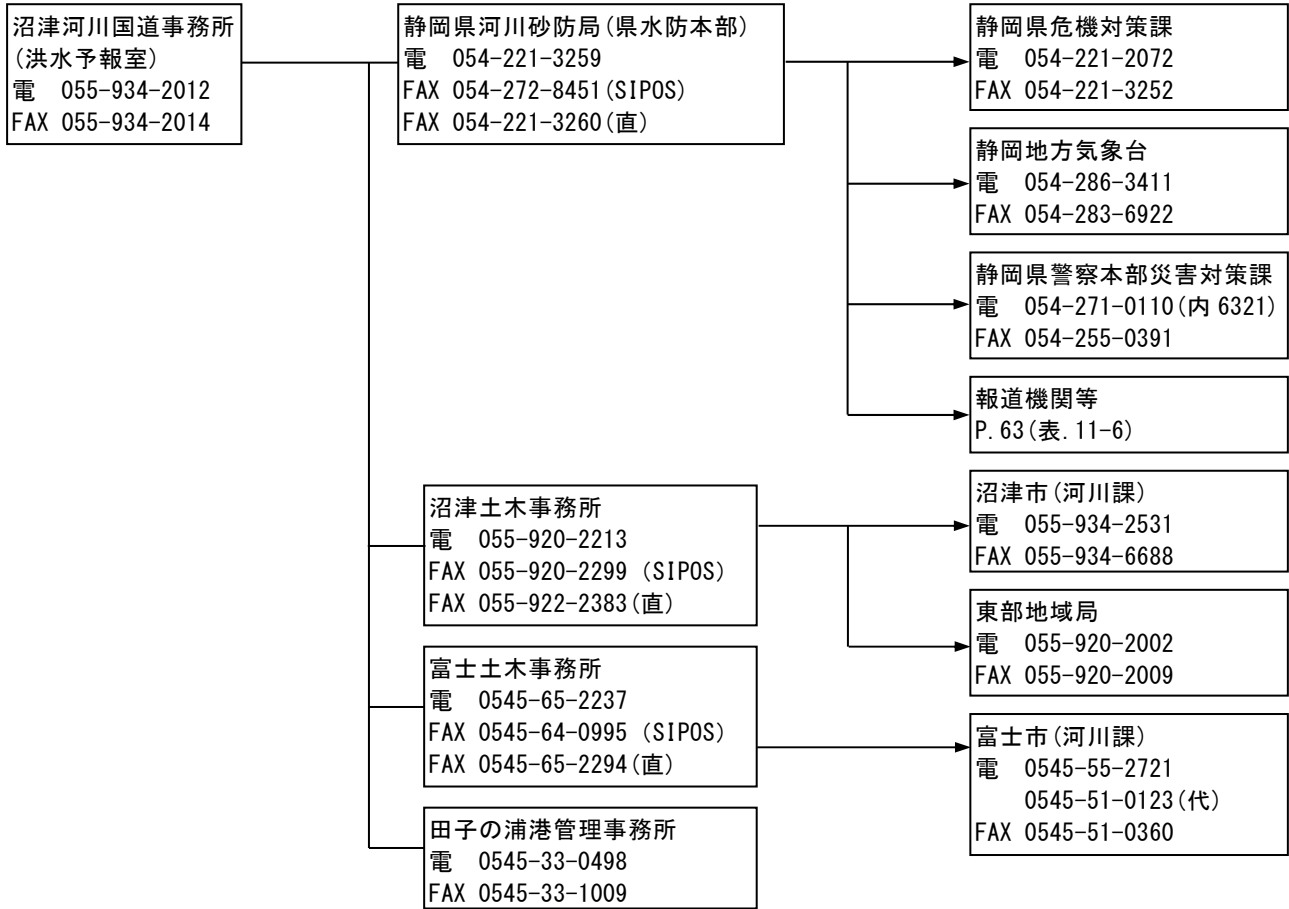


図. 11-9 駿河海岸における水防警報発令フロー

6) 水防警報連絡系統図

・ 富士海岸水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

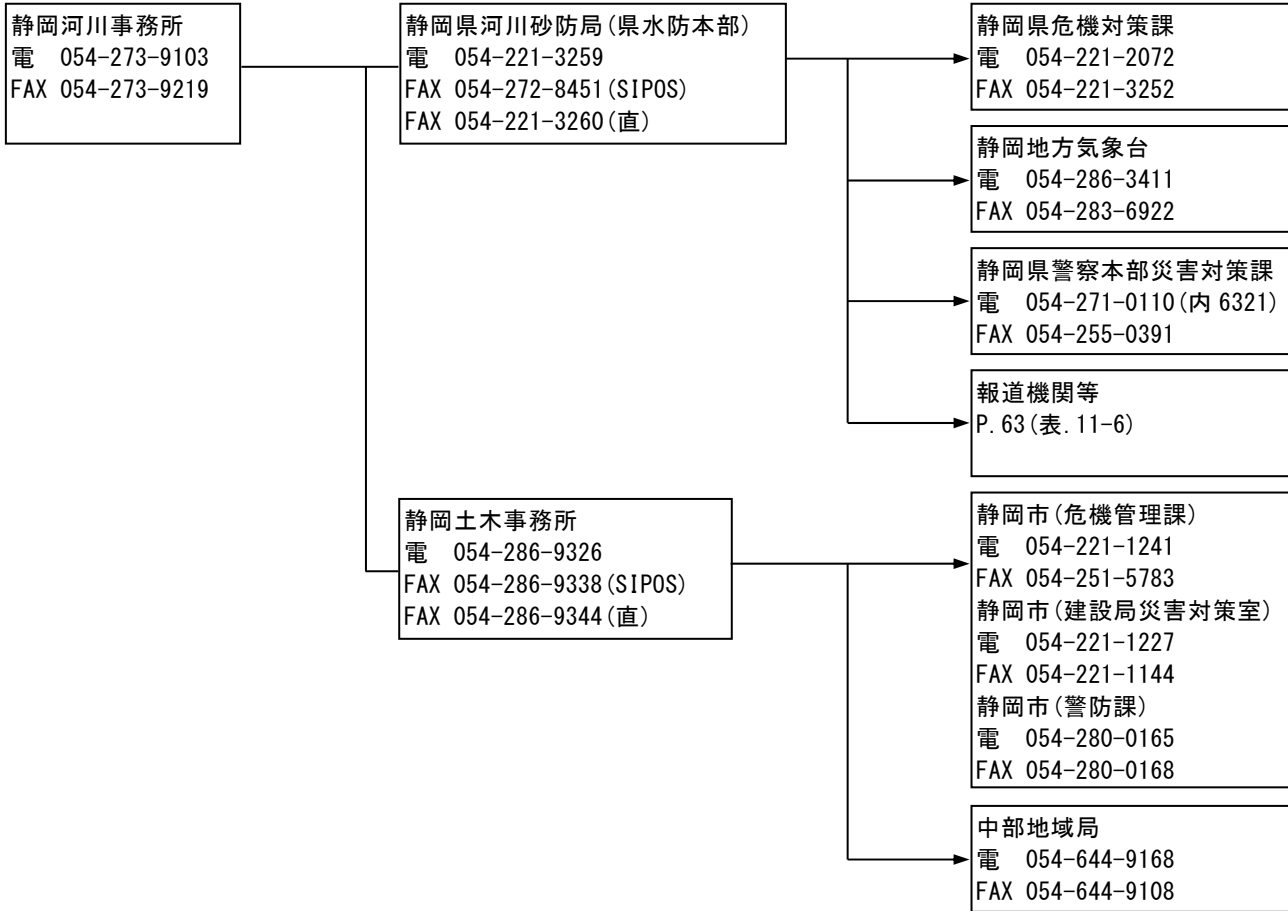


国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-10 富士海岸水防警報連絡系統図

・ 富士海岸(蒲原)水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

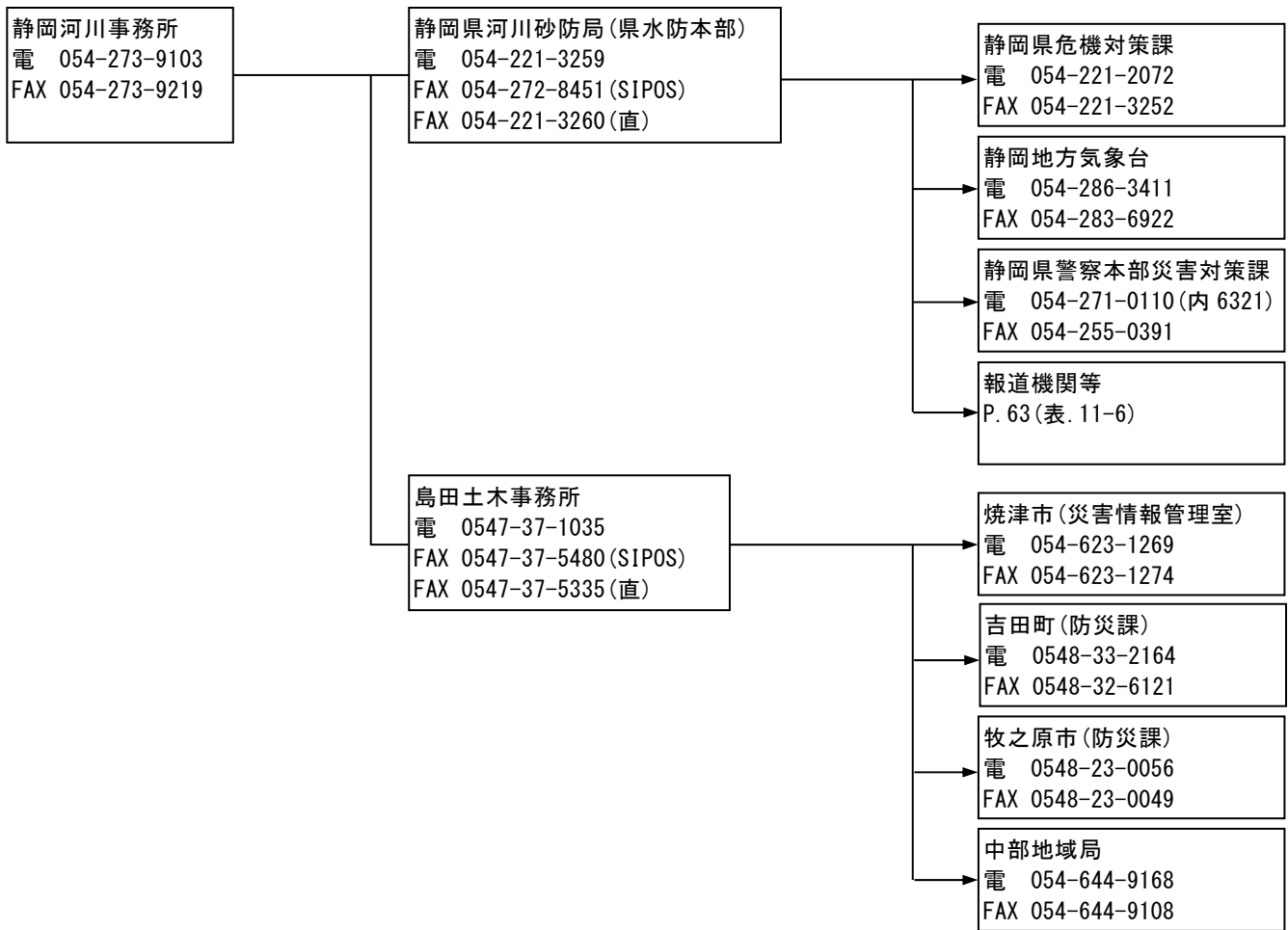


国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-11 富士海岸(蒲原)水防警報連絡系統図

・ 駿河海岸水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 11-12 駿河海岸水防警報連絡系統図

7) 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は高潮の場合は様式 3-2 (P. 168)、津波の場合は様式 3-4 (P. 170) を使用する。

(3) 関東地方整備局管内河川

1) 水防警報を行う河川名及びその区域

表. 11-11 関東地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報を行う河川名とその区域

河川名	区 域	区域延長
富士川 (釜無川を含む)	左岸 富士宮市下稲子から海まで 右岸 富士宮市内房から海まで	18,000m

2) 水防警報の対象水位標

表. 11-12 関東地方整備局管内のうち静岡県に係る水防警報の対象水位標

水系名	観測所名	所在地	位置	水防団 待機 水位	氾 注 意 水 位	計 画 水 位	既 往 最 高 水 位	現 況 防 高	堤 内 地 盤 高
富士川 (釜無川を 含む)	松岡	静岡県富士市松岡	左岸河口から H33 上 60.5m	2.00m	2.50m	8.08m	5.30m 昭 36.6	左 10.8m 右 9.9m	左 4.5m 右 8.2m

注) 水防警報水位観測所横断図は、P. 461 参照

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

3) 水位の種類

水位の種類及び内容については資料編 第 21 表 (P. 455~P. 457) に示すとおりである。

4) 水位警報の種類及び発表

表. 11-13 水防警報の種類、内容及び発表基準 (関東地方整備局)

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	1. 不意に出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他河川の状況により必要と認めるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、または水位、流量、その他河川の状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超える恐れがあるとき
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報により、または既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこる恐れがあるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、その他氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防 管理団体
		発報担当者側	受報担当者側	
甲府河川国道事務所 調査第一課長	富士土木事務所長	電 055-252-8885 直 055-253-5683 FAX055-251-1171	電 0545-65-2237 FAX0545-64-0995 (SIPOS) FAX0545-65-2294 (直)	富士市、 富士宮市
	静岡土木事務所長		電 054-286-9326 FAX054-286-9338 (SIPOS) FAX054-286-9344 (直)	静岡市
	河川砂防局長		電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	

5) 富士川(釜無川を含む)水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

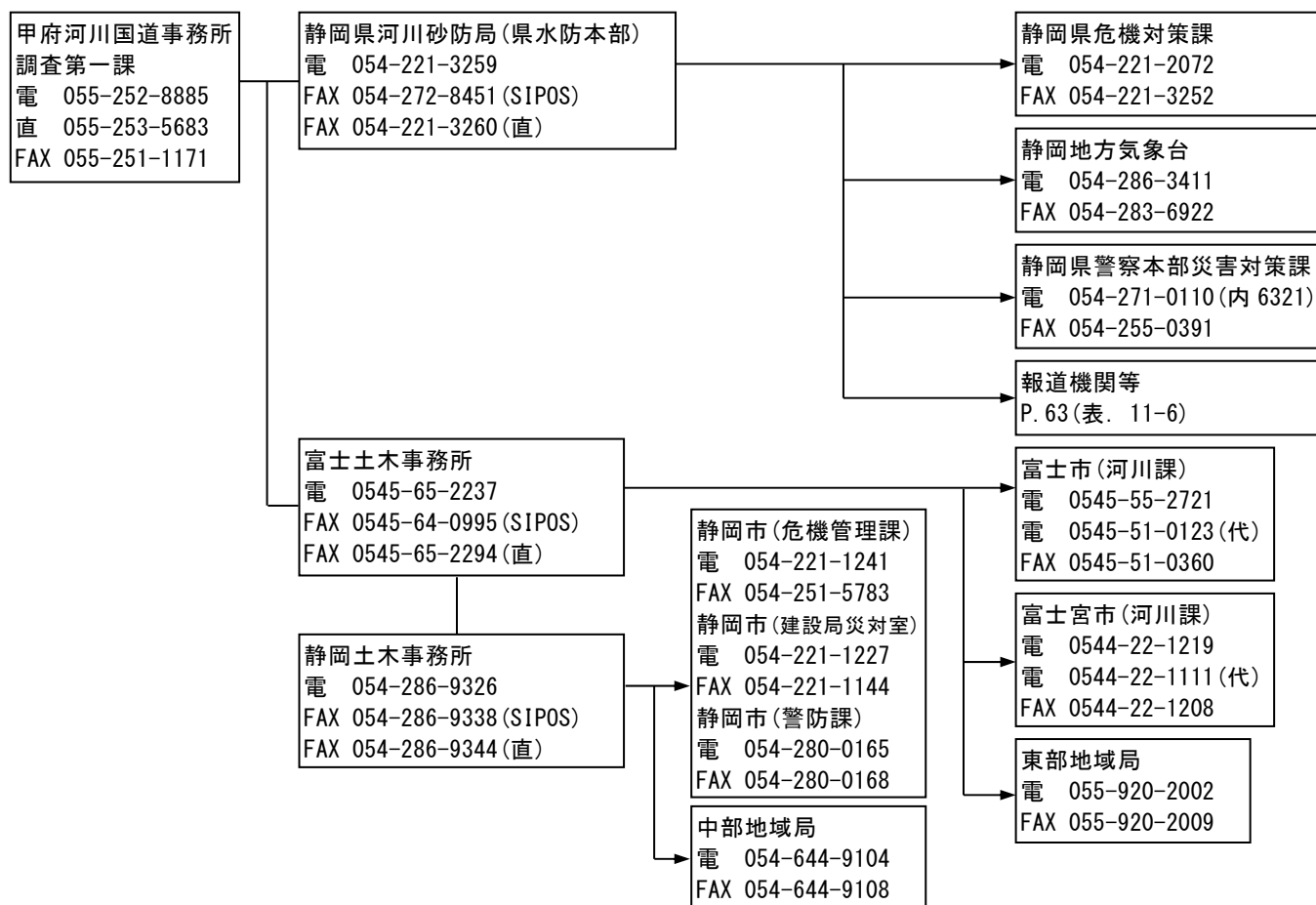


図. 11-13 富士川(釜無川を含む)水防警報連絡系統図

6) 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は様式 3-1 (P. 167) を使用する。

第2節 静岡県知事が行う水防警報とその措置

県知事指定水防警報河川

県知事が指定した河川についての水防警報の発表は、潤井川、瀬戸川（支川朝比奈川を含む）、太田川（支川原野谷川を含む）、都田川（支川井伊谷川を含む）についてそれぞれ富士、島田、袋井及び浜松各土木事務所長が行うものとし、次に示す計画に基づき水位、流量等を示して水防上の警報を発表する。

1. 水防警報計画

(1) 水防警報を行う河川名及びその区域

表. 11-14 静岡県知事指定水防警報河川の河川名及びその区域

水防警報計画名	水系名	河川名	区 域	区 域 延 長
潤井川水防警報計画	潤井川	幹 川	左岸 富士市久沢龍巖橋から海まで 右岸 富士市岩本字滝戸龍巖橋から海まで	6,000m
	潤井川 (津波)	幹 川	左岸 富士市伝法潤井川橋から海まで 右岸 富士市本市場新田潤井川橋から海まで	5,000m
瀬戸川水防警報計画	瀬戸川	幹 川	左岸 藤枝市音羽町2丁目27の3から海まで 右岸 藤枝市堀之内1丁目8の4から海まで	10,290m
		支 川 (朝比奈川)	左岸 藤枝市岡部町子持坂村良下橋から幹川合流点まで 右岸 藤枝市岡部町村良村良下橋から幹川合流点まで	6,680m
	瀬戸川 (津波)	幹 川	左岸 焼津市保福島市境から海まで 右岸 焼津市保福島市境から海まで	5,400m
		支 川 (朝比奈川)	左岸 焼津市関方葉梨川合流点から幹川合流点まで 右岸 焼津市越後島葉梨川合流点から幹川合流点まで	2,200m
太田川水防警報計画	太田川	幹 川	左岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで 右岸 周智郡森町城下三倉川合流点から海まで	22,730m
		支 川 (原野谷川)	左岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで 右岸 掛川市西之谷川合流点から幹川合流点まで	19,000m
	太田川 (津波)	幹 川	左岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで 右岸 磐田市和口原野谷川合流点から海まで	4,000m
都田川水防警報計画	都田川	幹 川	左岸 浜松市北区都田町から浜名湖合流点まで 右岸 浜松市北区都田町から浜名湖合流点まで	11,000m
		支 川 (井伊谷川)	左岸 浜松市北区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点から幹川合流点まで 右岸 浜松市北区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点から幹川合流点まで	3,200m
	都田川 (津波)	幹 川	左岸 浜松市北区細江町中川瀬戸堰から浜名湖合流点まで 右岸 浜松市北区細江町中川瀬戸堰から浜名湖合流点まで	6,000m
		支 川 (井伊谷川)	左岸 浜松市北区細江町三和新清水堰から幹川合流点まで 右岸 浜松市北区細江町小野新清水堰から幹川合流点まで	1,700m

(2) 水防警報対象水位観測所及び水防警報の通知

水防警報の対象水位観測所及び水防警報の通知は、表. 11-17 (P. 84~P. 85) に示すとおりである。

(3) 水位の種類

水位の種類及び内容については資料編第 21 表 (P. 455~P. 457) に示すとおりである。

(4) 水防警報発表及び解除の基準

表. 11-15 静岡県水防警報発表及び解除の基準

種 類	内 容	発表基準
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、なお上昇の恐れがありかつ出動の必要が予測されるとき
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超え、なお上昇して出動の必要を認めるとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または、氾濫注意水位(警戒水位)以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	気象予警報及び河川状況により、特に必要と認めるとき

表. 11-16 静岡県水防警報発表及び解除の基準 (津波)

種 類	内 容	発表基準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	1) 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき 2) 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(5) 水防警報連絡系統図

・ 潤井川水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

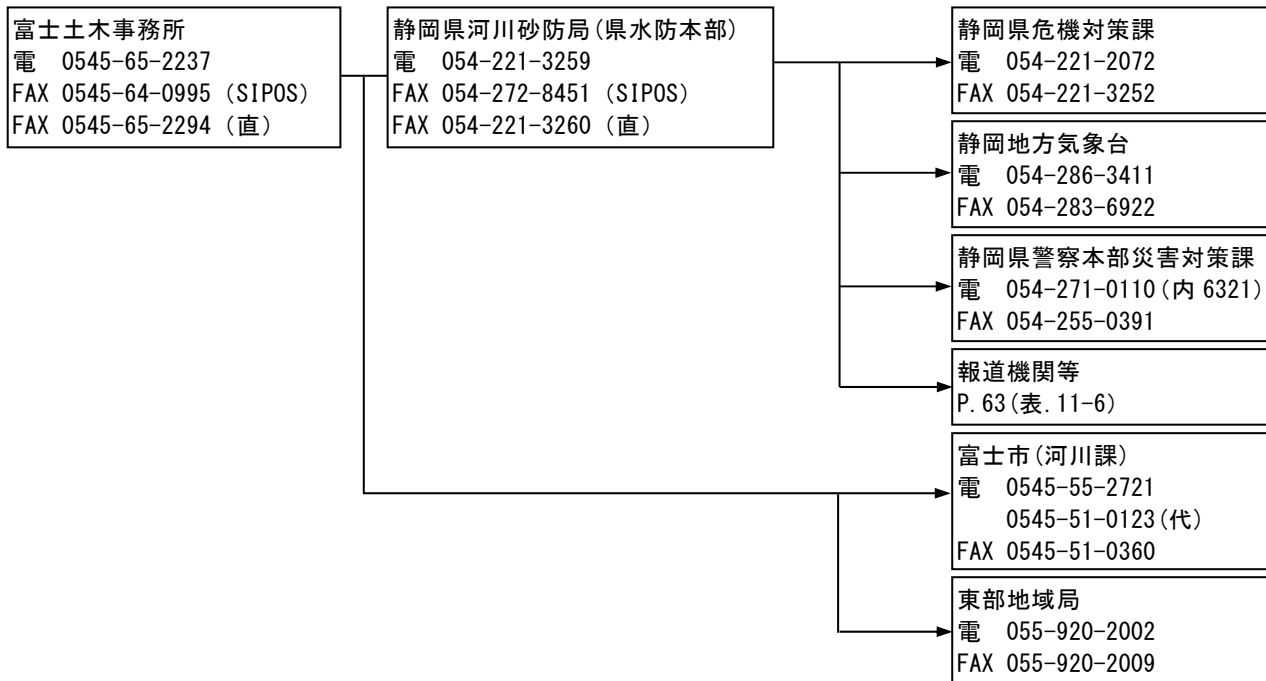


図. 11-14 潤井川水防警報連絡系統図

・ 瀬戸川水防警報連絡系統図 (支川朝比奈川を含む)

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

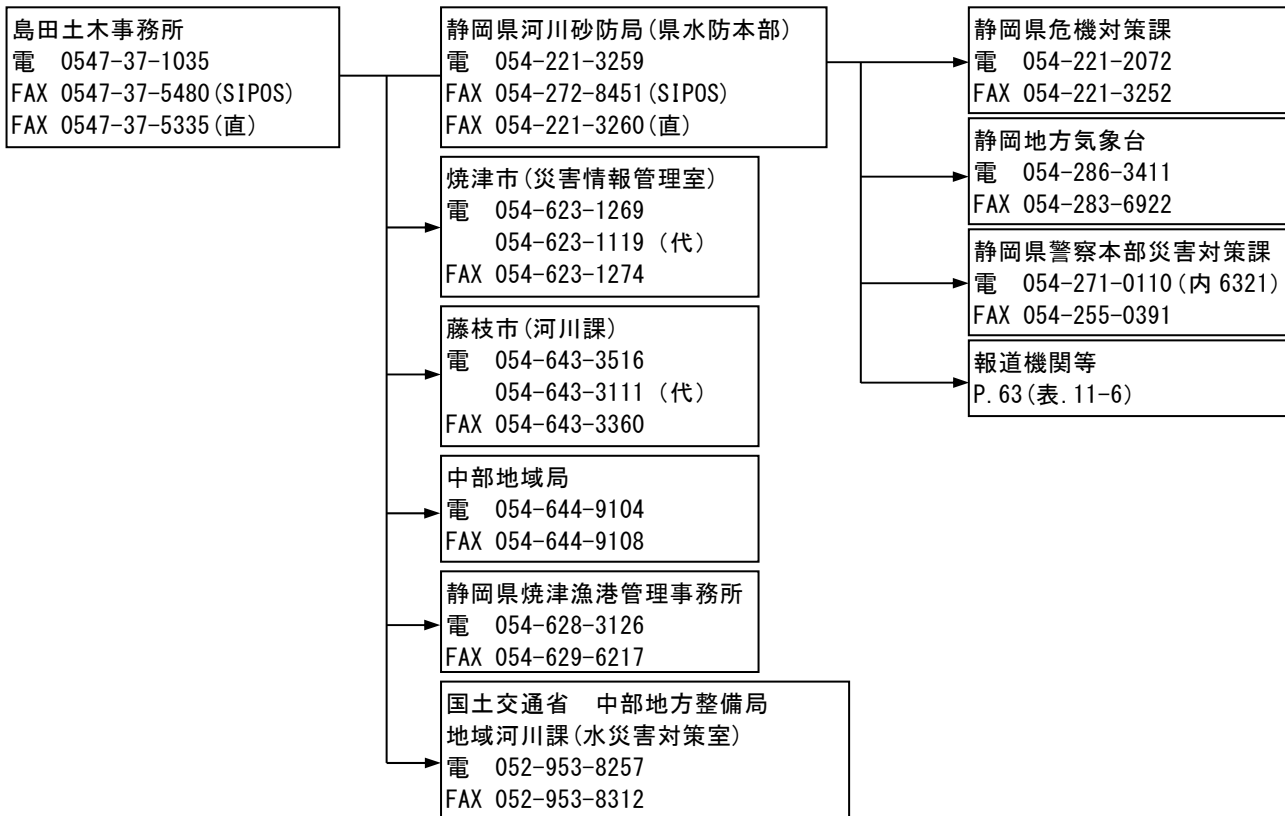


図. 11-15 瀬戸川水防警報連絡系統図

・ 太田川水防警報連絡系統図（支川原野谷川を含む）

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

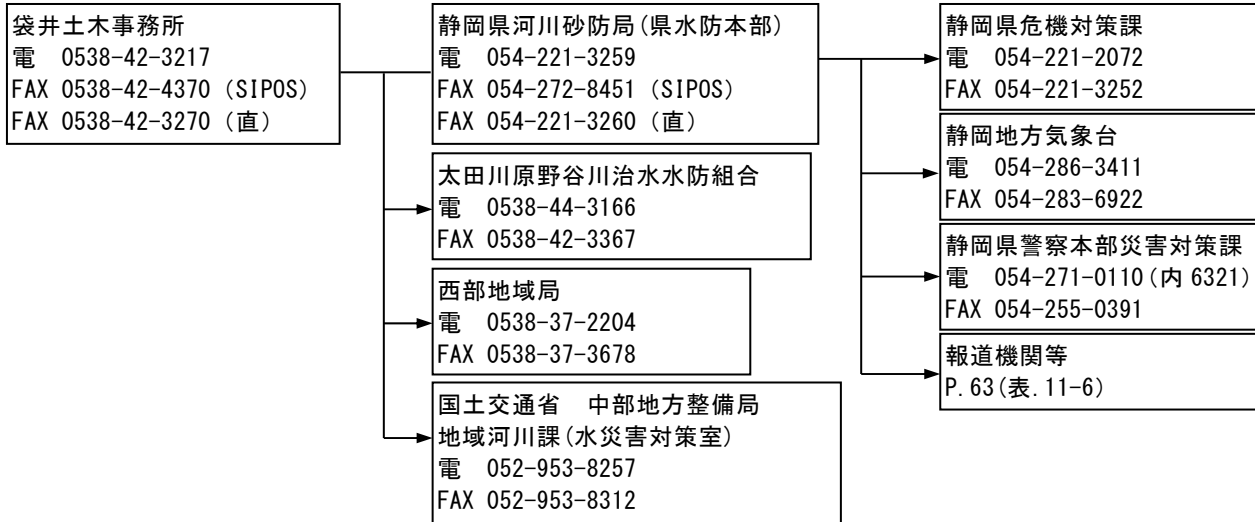


図. 11-16 太田川水防警報連絡系統図

・ 都田川（支川井伊谷川を含む）水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

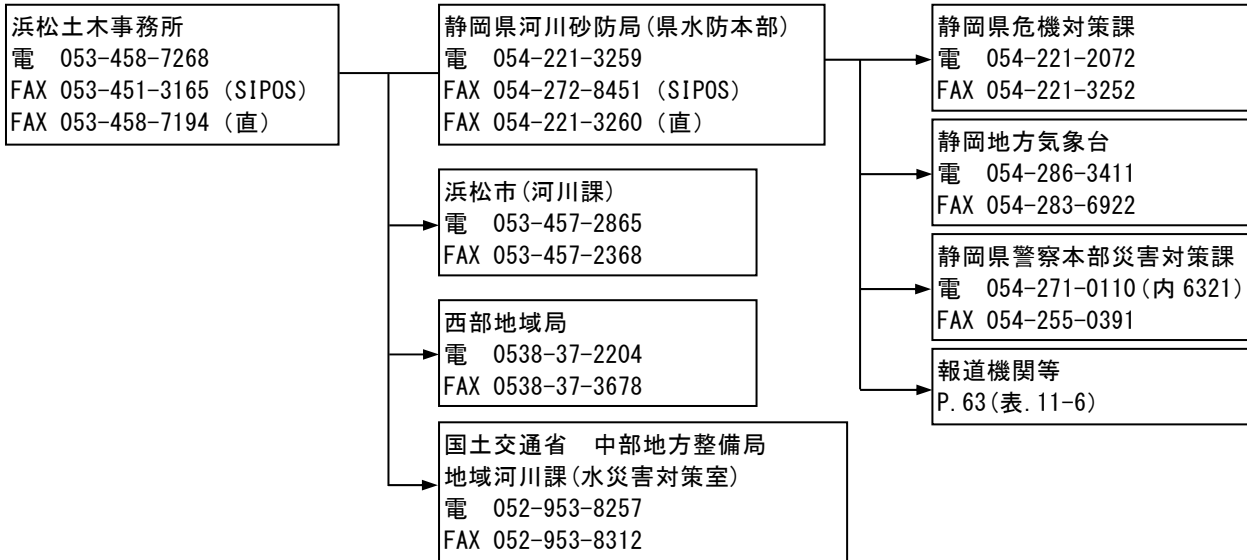


図. 11-17 都田川水防警報連絡系統図

(6) 水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、洪水の場合は様式 4-1 (P. 171)、津波の場合は様式 4-2 (P. 172) を使用する。

表. 11-17 水防警報の対象水位観測所及び水防警報の通知

河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待機 (指定) 水位	氾 注 (警戒) 水位	避 難 判 断 位 水	既往最 高水位	現況 堤防高	堤内 地盤高	
潤井川	潤井川橋	富士土木	富士市蓼原	河口から 3.5km	m 1.80	m 2.30	m	m 3.70	m 左 6.3 右 5.5	m 左 2.4 右 3.7	
瀬戸川	幹川	勝草橋	島田土木	藤枝市 志太三丁目	河口から 8.25km	1.50	2.00	2.25	2.60	左 5.1 右 5.8	左 5.1 右 4.3
	入江橋	"	焼津市 駅北四丁目	河口から 1.4km	2.10	2.70		5.87	左 7.9 右 8.3	左 3.6 右 3.6	
	支川 (朝比奈川)	横内橋	"	藤枝市横内	合流点から 3.7km	1.80	2.50	2.80	4.50	左 4.6 右 4.6	左 3.0 右 2.7
太田川	幹川	天方	袋井土木	周智郡森町 森	河口より 21.5km	1.40	1.90	2.40	2.90	左 4.7 右 4.5	左 2.6 右 3.4
	新貝	"	磐田市新貝	河口より 6.5km	3.00	3.50	4.30	5.75	左 7.9 右 7.5	左 5.0 右 2.7	
	支川 (原野谷川)	山名	"	袋井市袋井	合流点より 5.6km	5.00	5.70	6.50	8.20	左 9.5 右 8.9	左 5.2 右 6.5
	吉岡橋	"	掛川市吉岡	合流点より 13.8km	2.70	3.20		4.40	左 5.7 右 5.3	左 2.2 右 2.3	
都田川	幹川	落合橋	浜松土木	浜松市北区 細江町中川	河口から 2.0km	2.50	2.70	2.80	4.40	左 6.4 右 5.9	左 5.2 右 5.1
	支川 (井伊谷川)	坂田橋	"	浜松市北区 引佐町井伊谷	合流点から 2.8km	0.90	1.90	2.40	5.50	左 4.8 右 3.9	左 3.1 右 3.0

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注) 水防警報水位観測所横断面図は P. 468~P. 471 参照

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
		発報担当者側	受報担当者側
富士土木事務所長	富士市長 (河川課)	電 0545-65-2237 FAX 0545-64-0995 (SIPOS) FAX 0545-65-2294 (直)	電 0545-55-2721 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
島田土木事務所長	藤枝市長 (河川課)	電 0547-37-1035 FAX 0547-37-5480 (SIPOS) FAX 0547-37-5335 (直)	電 054-643-3516 FAX 054-643-3360
	焼津市長 (災害情報管理室)		電 054-623-1269 FAX 054-623-1274
"	藤枝市長 (河川課)	"	電 054-643-3516 054-643-3111 (代) FAX 054-643-3360
	焼津市長 (災害情報管理室)		電 054-623-1269 054-623-1119 (代) FAX 054-623-1274
"	藤枝市長 (河川課)	"	電 054-643-3516 054-643-3111 (代) FAX 054-643-3360
	焼津市長 (災害情報管理室)		電 054-623-1269 054-623-1119 (代) FAX 054-623-1274
袋井土木事務所長	太田川原野谷川 治水水防組合管理者	電 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370 (SIPOS) FAX 0538-42-3270 (直)	電 0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
"	"	"	"
"	"	"	"
"	"	"	"
浜松土木事務所長	浜松市長 (河川課)	電 053-458-7268 FAX 053-451-3165 (SIPOS) FAX 053-458-7194 (直)	電 053-457-2865 FAX 053-457-2368
"	"	"	"

第12章 水位周知河川における水位到達情報

第1節 国土交通大臣が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

1. 水位周知河川における水位到達情報の提供

(1) 中部地方整備局管内河川

1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及び区域

表. 12-1 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水位周知河川の設定河川及び区域

水系名	河川名	区 域	区 域 延 長
狩 野 川	支 川 (黄瀬川)	左岸 静岡県駿東郡長泉町本宿字西ノ久根三百四十五番十一地先寿橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県沼津市大岡字北街道三千二十二番七地先寿橋から幹川合流点まで	2,700 m
	支 川 (大場川)	左岸 静岡県三島市大場字城内二番一地先大場橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県三島市中島三十七番七地先大場橋から幹川合流点まで	2,550 m
	支 川 (来光川)	左岸 静岡県田方郡函南町仁田字三中五百二十二番一地先仁田橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県田方郡函南町仁田字堀之内百六十七番十地先仁田橋から幹川合流点まで	1,530 m
	支 川 (柿沢川)	左岸 静岡県伊豆の国市長崎字新屋敷三百三十七番一地先長崎橋から来光川合流点まで 右岸 静岡県伊豆の国市長崎字橋戸九十三番一地先長崎橋から来光川合流点まで	860 m
	派 川 (狩野川 放水路)	左岸 幹川分派点から海まで 右岸 幹川分派点から海まで	3,000 m
安 倍 川	支 川 (藁科川)	左岸 静岡県静岡市葵区大原字稲木山千七百二十六番三地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県静岡市葵区富厚里字八重ヶ瀬千五十二番二地先から幹川合流点まで	8,910 m
菊 川	支 川 (牛淵川)	左岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで 右岸 静岡県菊川市牛淵字里番百六十五番地先から幹川合流点まで	12,300 m
	支 川 (下小笠川)	左岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで 右岸 静岡県掛川市下土方字椿藪百九十九番地の一地先の県道橋から幹川合流点まで	3,930 m

2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

表. 12-2 中部地方整備局管内のうち静岡県に係る水位周知河川の対象水位観測所及び水位到達情報の担当官署

水系名	河川名	観測所名	所在地	位置	水防団機 待機 (指定) 水位	氾注 注意 (警戒) 水位	出水 動位	避 判 水	難 断 位	氾 濫 危 険 (洪水特別 警戒)位	計 画 高 位
狩野川	支川 黄瀬川	本宿	静岡県駿東郡 長泉町本宿	左岸合流点から 2.7km	m 2.00	m 3.00	m 3.80	m 3.90	m (4.20)	m 6.18	
	支川 大場川	大場	" 田方郡 函南町間宮	左岸合流点から 2.2km	3.00	4.80	5.40	7.20	(7.60)	7.84	
	支川 来光川	蛇ヶ橋	" 田方郡 函南町肥田	左岸合流点から 0.5km	3.70	5.20	6.10	8.10	(8.45)	8.45	
	支川 柿沢川										
	派川 (狩野川 放水路)	鏡橋	" 伊豆の国市 堀之上	右岸放水口から 2.5km	-	-	-	6.00	(9.85)	9.85	
安倍川	支川 藁科川	奈良間	" 静岡市 葵区奈良間	右岸合流点から 9.7km	2.30	3.70	4.70	6.40	(7.70)	8.02	
菊川	支川 牛淵川	堂山	" 菊川市 堂山新田	右岸合流点から 3.6km	3.10	4.60	4.90	4.90	5.30	5.86	
		横地	" 菊川市 東横地	左岸合流点から 10.1km	1.80	2.10	2.30	2.30	2.70	4.06	
	支川 下小笠川	川久保	" 掛川市 川久保	右岸合流点から 2.6km	1.40	2.00	2.50	3.00	3.30	-	

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 水位周知河川の水位観測所横断図は P. 459~P. 467 参照

注2) 洪水予報基準観測所の氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、洪水予報の発表として参照される。

現況 堤防高	堤内地 地盤高	発報 担当者	受報 担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防 管理団体
				発報担当者側	受報担当者側	
m 左 7.2 右 8.3	m 左 6.7 右 8.3	沼津河川国道 事務所長	沼津土木 事務所長 河川 砂防局長	電 055-934-2012 FAX 055-934-2014	電 055-920-2213 FAX055-920-2299 (SIPOS) FAX055-920-2383 (直) 電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	沼津市、 長泉町、 清水町
左 9.6 右 9.6	左 7.0 右 5.9	"	"	"	"	函南町、 三島市
左 10.3 右 9.8	左 9.8 右 5.4	"	"	"	"	伊豆の国市、 函南町
左 14.6 右 17.5	左 13.9 右 17.5	"	"	"	"	沼津市、 伊豆の国市
左山付 右 9.1	左山付 右 5.5	静岡河川 事務所長	静岡土木 事務所長 河川 砂防局長	電 054-273-9104 FAX 054-273-9219	電 054-286-9326 FAX054-286-9338 (SIPOS) FAX054-286-9344 (直) 電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	静岡市
左 7.6 右 7.5	左 3.6 右 4.2	浜松河川国道 事務所長	袋井土木 事務所長 河川 砂防局長	電 053-466-0116 FAX 053-466-0122	電 0538-42-3217 FAX0538-42-4370 (SIPOS) FAX0538-42-3270 (直) 電 054-221-3259 FAX054-272-8451 (SIPOS) FAX054-221-3260 (直)	菊川市、 掛川市
左 5.3 右 5.1	左 5.3 右 3.5	"	"	"	"	"
左 4.4 右 4.6	左 0.7 右 3.5	"	"	"	"	"

発報担当者より、受報担当者に通知する事によって、国土交通大臣から県知事への通知に代えるものとする。

3) 水位到達情報の発表する情報の種類、発表基準

発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりである。

表. 12-3 水位到達情報の種類、発表基準

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

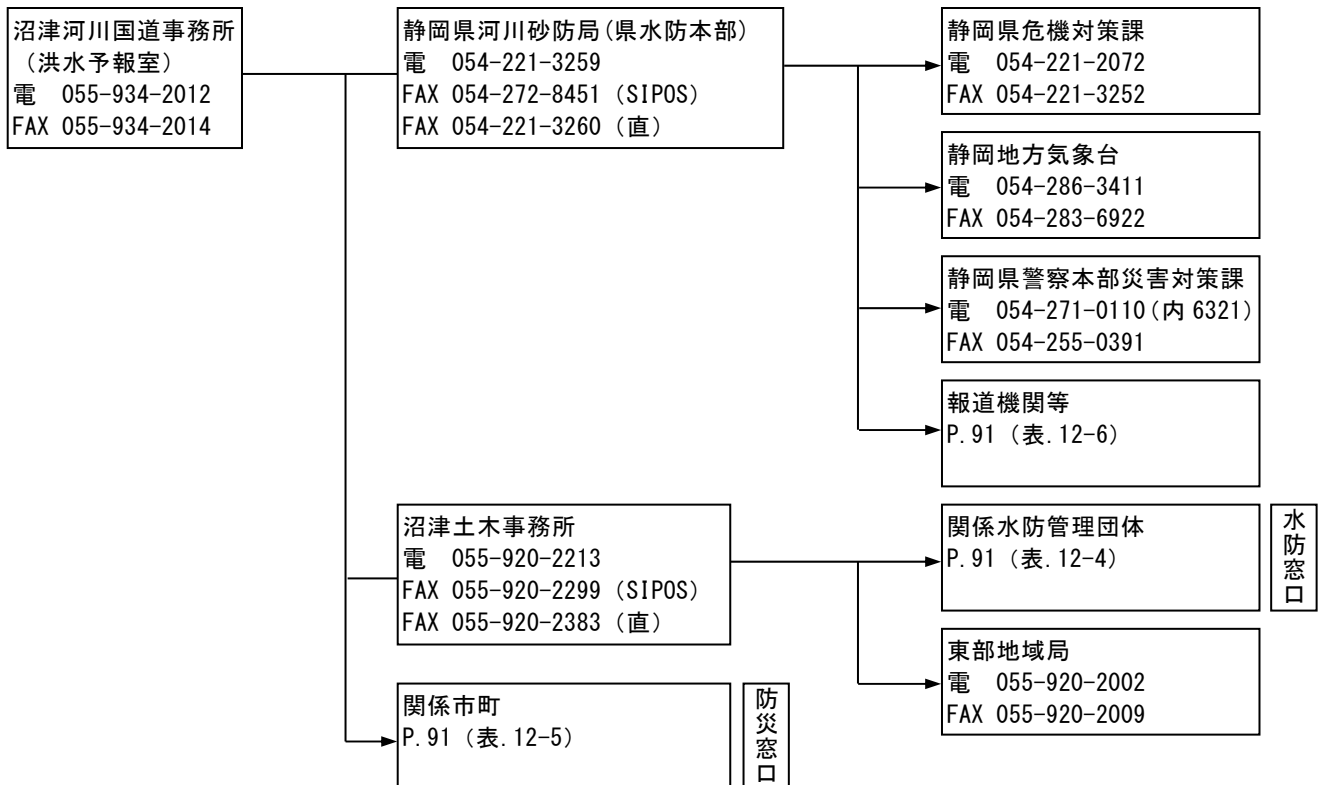
4) 水位到達情報の通知

様式 5 (P. 173) により、水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

5) 水位到達情報の連絡系統図

・ 狩野川水系黄瀬川、大場川、来光川、柿沢川、狩野川放水路の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 12-1 狩野川水系黄瀬川・大場川・来光川・柿沢川・狩野川放水路の水位到達情報連絡系統図

表. 12-4 関係水防管理団体電話番号(水防窓口)

水防管理団体	沼津市 (河川課)	三島市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (総務課)
電話番号	055-934-2531	055-983-2650	055-948-1482	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	055-948-1169	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197

表. 12-5 関係市町電話番号(防災窓口)

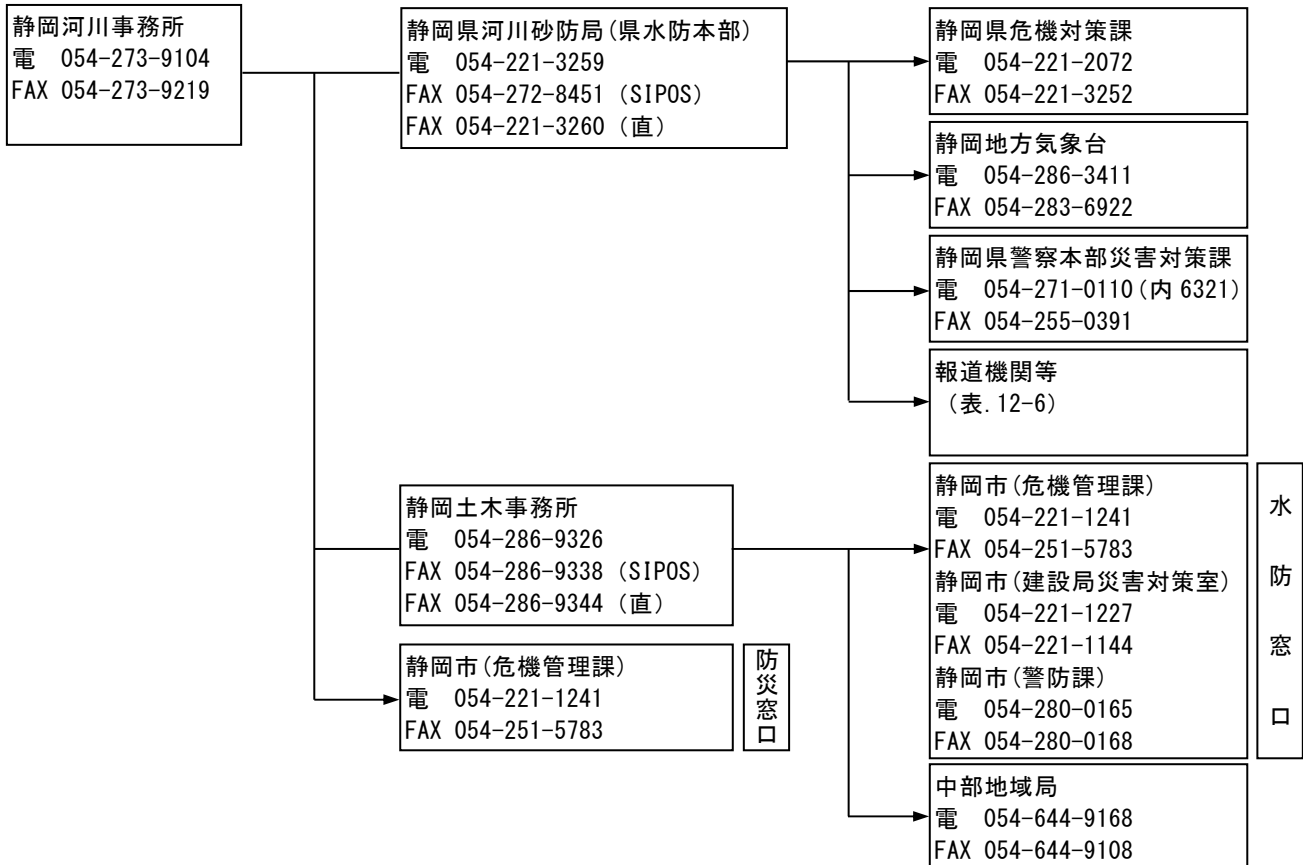
市町	沼津市 (危機管理課)	三島市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (総務課)
電話番号	055-934-4803	055-983-2650	055-948-1482	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102
FAX 番号	055-934-0027	055-981-7720	055-948-1169	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197

表. 12-6 報道機関電話番号

報道機関名	NHK (静岡放送局)	SBS (静岡放送)	SATV (静岡朝日テレビ)	SDT (静岡第一テレビ)	SUT (テレビ静岡)	K-MIX (静岡エフエム)
電話番号	054-281-9003	054-284-8950	054-251-3301	054-283-6515	054-261-6115	053-401-1520
FAX 番号	054-281-9331	054-284-8959	054-251-4120	054-283-6509	054-263-6111	053-457-1174

・安倍川水系藁科川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

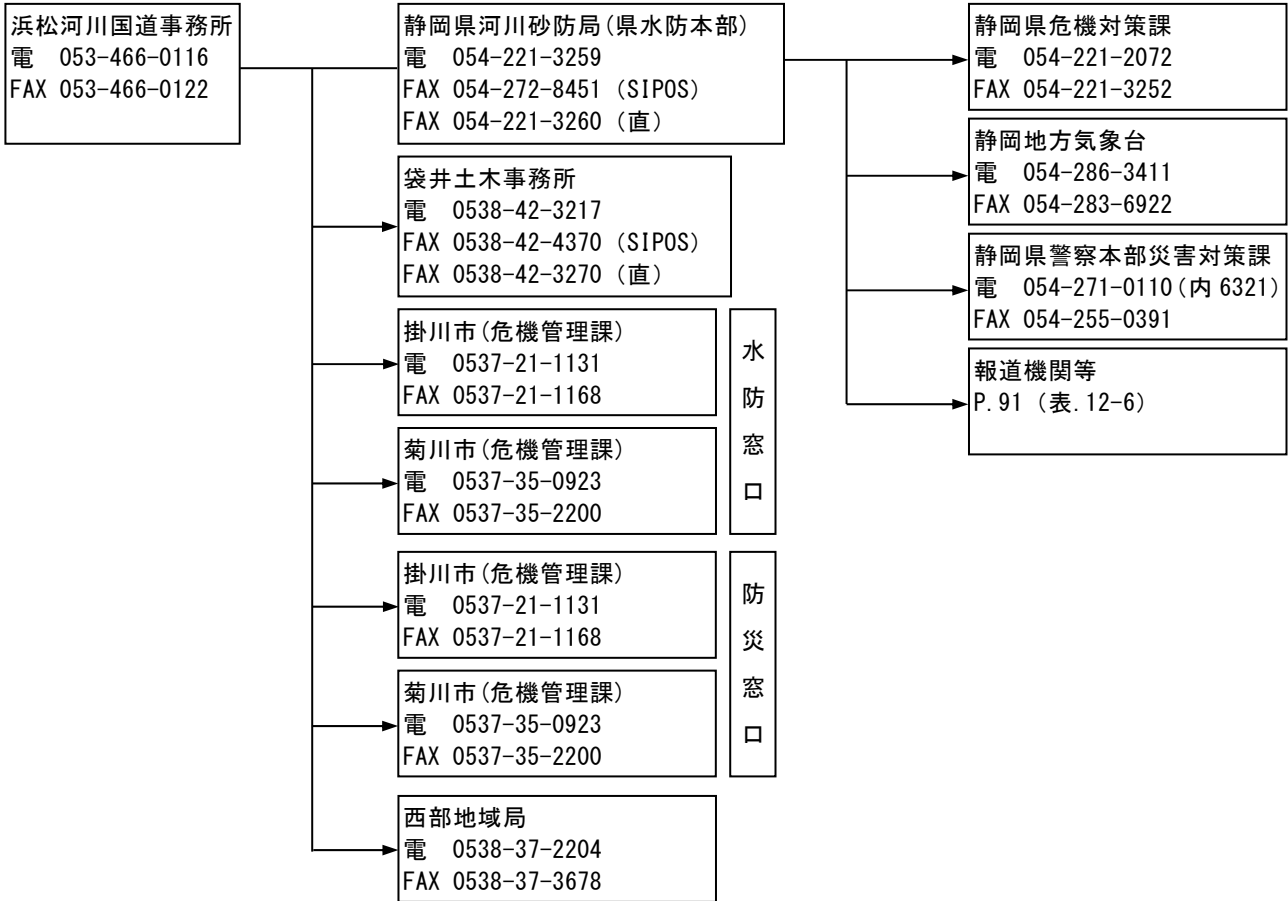


国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 12-2 安倍川水系藁科川の水位到達情報連絡系統図

・菊川水系牛淵川、下小笠川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



国土交通省関係の連絡系統は記載省略

図. 12-3 菊川水系牛淵川、下小笠川の水位到達情報連絡系統図

第2節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

静岡県知事は、静岡県知事が指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、静岡県知事が指定した河川について通知をした静岡県知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

1. 水位周知河川における水位到達情報の提供

(1) 水位到達情報を通知及び周知する河川名及びその区域

表. 12-7 静岡県知事指定の水位周知河川の設定河川名及びその区域

水系名	河川名	区 域	区 域 延 長
稲生沢川	幹 川	左岸 下田市椎原稲梓川合流点から海まで 右岸 下田市椎原稲梓川合流点から海まで	9,000m
那賀川	幹 川	左岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点から海まで 右岸 賀茂郡松崎町大澤大沢川合流点から海まで	7,000m
仁科川	幹 川	左岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋から海まで 右岸 賀茂郡西伊豆町一色八重名野橋から海まで	5,400m
青野川	幹 川	左岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点から海まで 右岸 賀茂郡南伊豆町下小野奥山川合流点から海まで	10,000m
河津川	幹 川	左岸 賀茂郡河津町梨本から海まで 右岸 賀茂郡河津町梨本から海まで	8,000m
伊東大川	幹 川	左岸 伊東市荻字城ノ平から海まで 右岸 伊東市荻字城ノ平から海まで	5,300m
狩野川	幹 川	左岸 伊豆市湯ヶ島持越川合流点から伊豆市修善寺修善寺橋まで 右岸 伊豆市湯ヶ島持越川合流点から伊豆市修善寺修善寺橋まで	12,900m
	支 川 (修善寺川)	左岸 伊豆市修善寺県管理区間起点から狩野川合流点まで 右岸 伊豆市修善寺県管理区間起点から狩野川合流点まで	7,300m
	支 川 (大見川)	左岸 伊豆市梅木 菅引川合流点から狩野川合流点まで 右岸 伊豆市梅木 菅引川合流点から狩野川合流点まで	7,600m
	支 川 (大場川)	左岸 三島市萩 大場川分流点から三島市大場(大場川橋上流)まで 右岸 裾野市伊豆島田 大場川分流点から三島市中島(大場川橋上流)まで	8,320m
	支 川 (来光川)	左岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流から函南町仁田 仁田橋まで 右岸 田方郡函南町大竹 JR 東海道本線橋梁上流から函南町仁田 仁田橋まで	4,010m
	支 川 (黄瀬川)	左岸 裾野市岩波(岩神橋)から裾野市二ツ屋(富二平橋)まで 右岸 裾野市岩波(岩神橋)から裾野市二ツ屋(富二平橋)まで	7,260m
山 川	幹 川	左岸 伊豆市土肥県管理区間起点から海まで 右岸 伊豆市土肥県管理区間起点から海まで	3,600m
鮎沢川	幹 川	左岸 駿東郡小山町境から神奈川県境まで 右岸 駿東郡小山町境から神奈川県境まで	10,000m
新中川	幹 川	左岸 沼津市東沢田県管理区間起点～海まで 右岸 沼津市東沢田県管理区間起点～海まで	3,350m

水系名	河川名	区 域	区 域 延 長
富 士 川	支 川 (高橋川)	左岸 沼津市柳沢から沼川合流点まで 右岸 沼津市柳沢から沼川合流点まで	6,000m
	支 川 (沼川)	左岸 富士市境から海まで 右岸 富士市境から海まで	5,900m
	支 川 (赤淵川)	左岸 富士市間門新東名高速道路から沼川合流点まで 右岸 富士市間門新東名高速道路から沼川合流点まで	5,100m
	支 川 (潤井川)	左岸 富士市久沢龍巖橋から海まで 右岸 富士市岩本字滝戸龍巖橋から海まで	6,000m
	支 川 (小潤井川)	左岸 富士市弥生新田県管理区間起点～沼川合流点まで 右岸 富士市弥生新田県管理区間起点～沼川合流点まで	5,300m
興 津 川	幹 川	左岸 静岡市清水区和田島落差工から海まで 右岸 静岡市清水区和田島落差工から海まで	12,300m
庵 原 川	幹 川	左岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋から海まで 右岸 静岡市清水区庵原町いほはら橋から海まで	3,600m
	支 川 (山切川)	左岸 静岡市清水区山切から庵原川合流点まで 右岸 静岡市清水区山切清水山切公園から庵原川合流点まで	2,000m
巴 川	幹 川	左岸 静岡市葵区北有永えん堤下端から海まで 右岸 静岡市葵区北有永えん堤下端から海まで	14,550m
	支 川 (長尾川)	左岸 静岡市葵区長尾新田橋付近から巴川合流点まで 右岸 静岡市葵区長尾新田橋付近から巴川合流点まで	6,800m
安 倍 川	支 川 (丸子川)	左岸 静岡市駿河区丸子 丸子橋付近から安倍川合流点まで 右岸 静岡市駿河区丸子 丸子橋付近から安倍川合流点まで	6,280m
	支 川 (藁科川)	左岸 静岡市葵区小島から静岡市葵区大原直轄管理境まで 右岸 静岡市葵区小島から静岡市葵区富厚里直轄管理境まで	8,500m
	支 川 (足久保川)	左岸 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで 右岸 静岡市葵区足久保奥組県管理区間起点から安倍川合流点まで	9,230m
瀬 戸 川	支 川 (葉梨川)	左岸 藤枝市上藪田市道橋付近から朝比奈川合流点まで 右岸 藤枝市上藪田市道橋付近から朝比奈川合流点まで	5,550m
栃 山 川	幹 川	左岸 藤枝市末広東光寺谷川合流点から海まで 右岸 藤枝市青南町東光寺谷川合流点から海まで	9,800m
	支 川 (木屋川)	左岸 焼津市三和木屋川橋から海まで 右岸 焼津市三和木屋川橋から海まで	4,870m
大 井 川	幹 川	左岸 榛原郡川根本町梅地市代橋下流付近から島田市神座直轄管理境まで 右岸 榛原郡川根本町犬間市代橋下流付近から島田市神座直轄管理境まで	58,600m
	支 川 (大代川)	左岸 島田市大代童子沢川合流点から大井川合流点まで 右岸 島田市大代童子沢川合流点から大井川合流点まで	7,000m
	支 川 (大津谷川)	左岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで 右岸 島田市落合尾川合流点から大井川合流点まで	5,750m
湯 日 川	幹 川	左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで 右岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで	5,600m
坂 口 谷 川	幹 川	左岸 牧之原市坂口唐木田橋付近から海まで 右岸 牧之原市坂口唐木田橋付近から海まで	6,310m

水系名	河川名	区 域	区 域 延 長
勝間田川	幹 川	左岸 牧之原市勝間三栗川合流点から海まで 右岸 牧之原市勝間三栗川合流点から海まで	6,200m
萩間川	幹 川	左岸 牧之原市黒子蛭ヶ谷川合流点上流付近から海まで 右岸 牧之原市女神蛭ヶ谷川合流点上流付近から海まで	4,800m
新野川	幹 川	左岸 御前崎市新野県管理区間起点から海まで 右岸 御前崎市新野県管理区間起点から海まで	9,500m
太田川	支 川 (敷地川)	左岸 磐田市大当所梨の木橋から太田川合流点まで 右岸 磐田市大当所梨の木橋から太田川合流点まで	8,300m
	支 川 (仿僧川)	左岸 磐田市万正寺祝川合流点から太田川合流点まで 右岸 磐田市小島祝川合流点から太田川合流点まで	6,600m
	支 川 (今ノ浦川)	左岸 磐田市見付管理上流端から仿僧川合流点まで 右岸 磐田市見付管理上流端から仿僧川合流点まで	7,900m
	支 川 (逆川)	左岸 掛川市逆川鞍下橋から原野谷川合流点まで 右岸 掛川市千羽鞍下橋から原野谷川合流点まで	12,000m
	支 川 (宇刈川)	左岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで 右岸 袋井市春岡春岡大橋から原野谷川合流点まで	5,600m
天竜川	支 川 (二俣川)	左岸 浜松市天竜区只来百古里川合流点から天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区只来百古里川合流点から天竜川合流点まで	10,500m
	支 川 (気田川)	左岸 浜松市天竜区春野町気田杉川合流点上流から不動川合流点まで 右岸 浜松市天竜区春野町気田杉川合流点上流から不動川合流点まで	9,200m
	支 川 (水窪川)	左岸 浜松市天竜区水窪町地頭方翁川合流点から天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区水窪町奥領家翁川合流点から天竜川合流点まで	18,500m
	支 川 (阿多古川)	左岸 浜松市天竜区上野清滝橋から天竜川合流点まで 右岸 浜松市天竜区上野清滝橋から天竜川合流点まで	6,200m
	支 川 (安間川)	左岸 浜松市東区市野町東名高速道路から天竜川合流点まで 右岸 浜松市東区市野町東名高速道路から天竜川合流点まで	7,000m
馬込川	幹 川	左岸 浜松市浜北区内野御陣屋川合流点から海まで 右岸 浜松市浜北区内野御陣屋川合流点から海まで	17,400m
	支 川 (芳川)	左岸 浜松市東区上新屋町から馬込川合流点まで 右岸 浜松市東区中田町から馬込川合流点まで	9,500m
都田川	幹 川	左岸 浜松市北区細江町中川(落合橋)から浜名湖合流点まで 右岸 浜松市北区細江町気賀(落合橋)から浜名湖合流点まで	2,000m
	支 川 (井伊谷川)	左岸 浜松市北区引佐町井伊谷谷津神宮寺川合流点から都田川合流点まで 右岸 浜松市北区引佐町南神宮寺神宮寺川合流点から都田川合流点まで	3,200m
	支 川 (釣橋川)	左岸 浜松市北区三ヶ日町只木川名宮川合流点下流から猪鼻湖合流点まで 右岸 浜松市北区三ヶ日町福長川名宮川合流点下流から猪鼻湖合流点まで	3,400m

(2) 水位到達情報を通知及び周知する河川の対象水位観測所

表. 12-8 水位周知河川の対象水位観測所及び水位到達情報の担当官署

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団待機(通報)水位	氾濫注意(警戒)水位	避難判断水位	氾濫危険(洪水特別警戒)水位	既往最高水位
稲生沢川	幹川	本郷橋	下田土木	下田市高馬	河口から3.4km	m 2.00	m 3.00	m	m 3.90	m 3.11
		深根橋	"	下田市箕作	河口から8.8km	1.50	2.60		4.30	2.68
那賀川	幹川	伏倉橋	"	賀茂郡松崎町桜田	河口から2.03km	0.70	1.70	1.80	1.90	2.63
仁科川	幹川	築地橋	"	賀茂郡西伊豆町仁科	河口から0.83km	1.70	2.10	2.20	2.90	3.61
青野川	幹川	前原橋	"	賀茂郡南伊豆町下賀茂	河口から4.8km	1.60	1.80	2.60	3.10	2.99
河津川	幹川	峰大橋	"	賀茂郡河津町峰	河口から3.95km	1.50	2.50	3.10	3.30	2.10
伊東大川	幹川	岡橋	熱海土木	伊東市桜木町	河口から0.975km	5.10	5.50	5.80	6.10	7.49
狩野川	幹川	嵯峨沢橋	沼津土木	伊豆市市山	河口から35.68km	2.00	2.50	3.20	3.90	3.94
	支川(修善寺川)	修善寺川橋	"	伊豆市修善寺	本川合流点から1.10km	1.60	2.30		2.50	3.74
	支川(大見川)	梅木橋	"	伊豆市梅木	本川合流点から6.10km	1.80	2.70	3.10	3.40	3.84
		下神川橋	"	三島市加茂川町	本川合流点から6.50km	2.00	2.50		4.00	4.25
	支川(大場川)	青木橋	"	駿東郡長泉町中土狩	本川合流点から9.29km	2.80	3.20		3.40	4.31

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

なお、避難判断水位が設定されていない河川でも、氾濫注意水位(警戒水位)の超過、大雨警報の発表及び今後の降雨予測等、状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始が発表される。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側 (水防窓口)
m 左 7.09 右 7.34	m 左 7.09 右 7.34	下田土木 事務所長	下田市長 (防災安全課)	電 0558-24-2117 FAX 0558-27-0070 (SIPOS) FAX 0558-24-2162 (直)	電 0558-36-4145 FAX 0558-22-3910
左 5.0 右 5.0	左 4.58 右 3.39	"	"	"	"
左 7.5 右 7.8	左 4.0 右 3.7	"	松崎町長 (総務課)	"	電 0558-42-3963 FAX 0558-42-3183
左 5.98 右 5.97	左 3.96 右 5.74	"	西伊豆町長 (防災課)	"	電 0558-52-1965 FAX 0558-52-1906
左 9.75 右 9.75	左 8.43 右 9.58	"	南伊豆町長 (総務課)	"	電 0558-62-6211 FAX 0558-62-1119
左 3.97 右 3.87	左 3.97 右 3.87	"	河津町長 (総務課)	"	電 0558-34-1913 FAX 0558-34-0099
左 7.66 右 7.66	左 7.66 右 7.66	熱海土木 事務所長	伊東市長 (建設課)	電 0557-82-9176 FAX 0557-81-7720 (SIPOS) FAX 0557-82-9110 (直)	電 0557-32-1753 FAX 0557-36-0320
左 8.2 右 9.7	左 8.2 右 9.9	沼津土木 事務所長	伊豆市長 (防災安全課)	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	電 0558-72-9867 FAX 0558-72-6588
左 4.6 右 4.5	左 5.1 右 4.7	"	"	"	"
左 4.49 右 4.38	左 4.49 右 4.38	"	"	"	"
左 5.2 右 5.2	左 6.4 右 4.6	"	三島市長 (危機管理課)	"	電 055-983-2650 FAX 055-981-7720
			函南町長 (総務課)	"	電 055-979-8102 FAX 055-978-1197
			清水町長 (くらし安全課)	"	電 055-981-8205 FAX 055-973-1711
			沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
左 6.0 右 6.0	左 7.6 右 8.2	"	三島市長 (危機管理課)	"	電 055-983-2650 FAX 055-981-7720
			裾野市長 (危機管理課)	"	電 055-995-1817 FAX 055-992-4447
			長泉町長 (地域防災課)	"	電 055-989-5505 FAX 055-989-5656

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 機注 待(通 報)水 位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水 位	氾濫 危険 水位 (洪水 特別 警戒 位)	既往 最高 水位
狩野川	支川 (来光川)	観音橋	沼津 土木	田方郡函南町 上沢	本川 合流点から 4.20km	m 1.40	m 1.70	m	m 1.90	m 2.50
	支川 (黄瀬川)	花園橋	"	裾野市 佐野	本川 合流点から 10.00km	2.30	2.80		3.10	3.80
山川	幹川	金山橋	"	伊豆市 土肥	河口から 0.76km	1.30	2.25	2.40	2.60	2.68
鮎沢川	幹川	小山	"	駿東郡小山町 藤曲	県境から 2.21km	1.50	1.90	2.09	2.28	3.92
新中川	幹川	丸子橋	"	沼津市 東間門	河口から 0.76km	1.50	1.80	1.80	2.73	2.48
富士川	支川 (高橋川)	青野	"	沼津市 青野	沼川合流点 から 1.56km	1.00	1.80	2.20	3.00	3.43
	支川 (沼川)	河合橋	富士 土木	富士市鈴川	河口から 2.24km	2.10	2.50		2.98	3.19
	支川 (赤淵川)	花守橋	"	富士市中里	沼川合流点 から 1.48km	1.33	2.84	3.19	3.34	2.98
	支川 (潤井川)	潤井川橋	"	富士市 蓼原	河口から 3.5km	1.80	2.30		3.80	3.70
	支川 (小潤井川)	小潤井川	"	富士市 永田北町	沼川合流点 から 2.95km	1.30	1.80		2.35	2.28

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

なお、避難判断水位が設定されていない河川でも、氾濫注意水位(警戒水位)の超過、大雨警報の発表及び今後の降雨予測等、状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始が発表される。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側 (水防窓口)
m 左 4.5 右 4.6	m 左 3.9 右 5.0	沼津土木 事務所長	函南町長 (総務課)	電 055-920-2213 FAX 055-920-2299 (SIPOS) FAX 055-920-2383 (直)	電 055-979-8102 FAX 055-978-1197
			伊豆の国市長 (危機管理課)	"	電 055-948-1482 FAX 055-948-1169
			三島市長 (危機管理課)	"	電 055-983-2650 FAX 055-981-7720
左 6.2 右 7.8	左 5.2 右 7.8	"	裾野市長 (危機管理課)	"	電 055-995-1817 FAX 055-992-4447
			御殿場市長 (危機管理課)	"	電 0550-82-4370 FAX 0550-83-9739
			長泉町長 (地域防災課)	"	電 055-989-5505 FAX 055-989-5656
左 5.49 右 5.27	左 4.98 右 4.39	"	伊豆市長 (防災安全課)	"	電 0558-72-9867 FAX 0558-72-6588
左 7.60 右 4.31	左 7.59 右 9.83	"	小山町長 (危機管理局)	"	電 0550-76-5715 FAX 0550-76-5910
左 4.5 右 4.1	左 4.5 右 4.1	"	沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
左 4.6 右 5.0	左 4.2 右 5.0	"	沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
			富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
左 4.94 右 4.59	左 4.68 右 4.45	富士土木 事務所長	富士市長 (河川課)	電 0545-65-2237 FAX 0545-64-0995 (SIPOS) FAX 0545-65-2294 (直)	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
		"	沼津市長 (河川課)	"	電 055-934-2531 FAX 055-934-6688
左 9.83 右 9.10	左 9.62 右 9.16	"	富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
左 6.34 右 5.45	左 2.42 右 3.67	"	富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360
左 2.97 右 3.00	左 2.28 右 2.58	"	富士市長 (河川課)	"	電 0545-55-2721 電 0545-51-0123(代) FAX 0545-51-0360

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団機 待(通報)水 位	氾濫注 (警戒)水 位	氾濫注 (警戒)水 位	避難 判断水 位	氾濫危 (洪水特 警水)別 位	既往 最高 水位
興津川	幹川	興津	静岡 土木	静岡市清水区 興津東町	河口から 0.3km	m 1.40	m 1.70	m	m 2.30	m 3.10	
		和田島橋	"	静岡市清水区 和田島	河口から 11.9km	2.20	2.60		2.90	2.91	
庵原川	幹川	庵原	"	静岡市清水区 尾羽	河口から 1.5km	2.30	3.00		3.20	3.80	
	支川 (山切川)	"	"	"	"	"	"		"	"	
巴川	幹川	能島	"	静岡市清水区 能島	河口から 5.0km	2.56	3.16		3.40	4.92	
		上土	"	静岡市葵区 上土二丁目	河口から 10.4km	2.20	2.70		3.00	3.39	
	支川 (長尾川)	水梨橋	"	静岡市葵区 瀬名三丁目	本川合流点 から 4.3km	1.60	2.20		2.30	3.03	
安倍川	支川 (丸子川)	丸子	"	静岡市駿河区 丸子	本川合流点 から 6.2km	1.40	2.40		2.70	3.20	
	支川 (藁科川)	富沢橋	"	静岡市葵区 富沢	本川合流点 から 12.3km	2.80	4.00		4.08	5.06	
	支川 (足久保川)	足久保	"	静岡市葵区 足久保口組	本川合流点 から 1.75km	0.78	1.22		1.43	1.45	
瀬戸川	支川 (葉梨川)	八幡橋	島田 土木	藤枝市 鬼島	本川合流点 から 2.0km	2.70	3.00	3.40	3.96	4.00	
栃山川	幹川	新道橋	"	焼津市 大島	河口から 3.33km	1.30	2.10	2.40	2.92	2.24	
	支川 (木屋川)	一色	"	焼津市 一色	河口から 3.96km	1.30	1.50	1.70	1.90	1.71	

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

なお、避難判断水位が設定されていない河川でも、氾濫注意水位(警戒水位)の超過、大雨警報の発表及び今後の降雨予測等、状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始が発表される。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側 (水防窓口)
m 左 4.60 右 4.60	m 左 1.20 右 1.80	静岡土木 事務所長	静岡市長 (危機管理課) (建設局災害対策室) (警防課)	電 054-286-9326 FAX 054-286-9338 (SIPOS) FAX 054-286-9344 (直)	電 054-221-1241(危) FAX 054-251-5783(危) 電 054-221-1227(災) FAX 054-221-1144(災) 電 054-280-0165(警) FAX 054-280-0168(警)
左 4.24 右 4.04	左 4.80 右 4.40	"	"	"	"
左 5.87 右 5.80	左 3.26 右 4.28	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"
左 5.55 右 5.59	左 5.47 右 5.01	"	"	"	"
左 3.82 右 3.58	左 3.91 右 4.64	"	"	"	"
左 5.20 右 5.60	左 5.20 右 5.60	"	"	"	"
左 5.00 右 4.40	左 5.00 右 4.40	"	"	"	"
左 5.23 右 5.26	左 5.23 右 5.26	"	"	"	"
左 3.60 右 3.71	左 3.14 右 1.46	"	"	"	"
左 6.21 右 5.81	左 2.87 右 4.25	島田土木 事務所長	焼津市長 (災害情報管理室)	電 0547-37-1035 FAX 0547-37-5480 (SIPOS) FAX 0547-37-5335 (直)	電 054-623-1269 054-623-1119(代) FAX 054-623-1274
			藤枝市長 (河川課)	"	電 054-643-3516 054-643-3111(代) FAX 054-643-3360
左 4.82 右 4.74	左 2.82 右 4.38	"	焼津市長 (災害情報管理室)	"	電 054-623-1269 054-623-1119(代) FAX 054-623-1274
			藤枝市長 (河川課)	"	電 054-643-3516 054-643-3111(代) FAX 054-643-3360
左 2.70 右 2.66	左 2.54 右 2.59	"	焼津市長 (災害情報管理室)	"	電 054-623-1269 054-623-1119(代) FAX 054-623-1274

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待機 (通報)水 位	氾濫 注意 (警戒)水 位	避難 判断 水 位	氾濫 (洪水 警戒)水 位	危険 (特別)位	既往 最高 水位
大井川	幹川	駿遠橋	島田 土木	島田市 川根町家山	河口から 34.1km	m 3.00	m 3.50	m 3.90	m 4.32	m 4.38	
		中徳橋	〃	榛原郡 川根本町 上長尾	河口から 52.8km	3.50	4.40	4.80	5.20	5.45	
		川根大橋	〃	榛原郡 川根本町 千頭	河口から 68.3km	2.70	3.30	4.00	4.52	4.39	
	支川 (大代川)	大代川橋	〃	島田市 金谷扇町	本川合流点 から 2.1km	1.08	2.18	2.64	2.97	2.70	
	支川 (大津谷川)	栃山橋	〃	島田市 阿知ヶ谷	本川合流点 から 2.6km	1.10	1.79	2.06	2.24	2.39	
湯日川	幹川	千草橋	〃	榛原郡吉田町 神戸	河口から 4.95km	1.20	1.70	1.90	2.00	2.65	
坂口谷 川	幹川	坂口谷川 橋	〃	牧之原市 細江	河口から 2.175km	2.10	2.40	2.70	3.20	2.98	
勝間田 川	幹川	深谷橋	〃	牧之原市 勝俣	河口から 2.46km	2.20	2.80	3.10	3.40	4.33	
萩間川	幹川	東中橋	〃	牧之原市 大江	河口から 2.66km	1.70	2.20	2.50	3.10	3.58	

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

なお、避難判断水位が設定されていない河川でも、氾濫注意水位(警戒水位)の超過、大雨警報の発表及び今後の降雨予測等、状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始が発表される。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側 (水防窓口)
m 左 7.17 右 8.66	m 左 7.10 右 6.61	島田土木 事務所長	川根本町長 (建設課)	電 0547-37-1035 FAX 0547-37-5480 (SIPOS) FAX 0547-37-5335 (直) "	電 0547-56-2227 0547-56-2220(代) FAX 0547-56-1117
			島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
左 17.89 右 11.52	左 山付 右 -	"	川根本町長 (建設課)	"	電 0547-56-2227 0547-56-2220(代) FAX 0547-56-1117
			島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
左 10.47 右 11.22	左 10.42 右 山付	"	川根本町長 (建設課)	"	電 0547-56-2227 0547-56-2220(代) FAX 0547-56-1117
			島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
左 72.16 右 72.32	左 72.03 右 72.32	"	島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
左 48.43 右 48.95	左 45.91 右 45.98	"	島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
			藤枝市長 (河川課)	"	電 054-643-3516 054-643-3111(代) FAX 054-643-3360
			焼津市長 (災害情報管理室)	"	電 054-623-1269 054-623-1119(代) FAX 054-623-1274
左 4.80 右 3.93	左 1.39 右 1.70	"	吉田町長 (防災課)	"	電 0548-33-2164 0548-33-1111(代) FAX 0548-32-6121
			島田市長 (危機管理課)	"	電 0547-36-7143 0547-37-5111(代) FAX 0547-35-6000
			牧之原市長 (防災課)	"	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049
左 4.98 右 5.56	左 5.50 右 -	"	吉田町長 (防災課)	"	電 0548-33-2164 0548-33-1111(代) FAX 0548-32-6121
			牧之原市長 (防災課)	"	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049
左 5.80 右 6.46	左 4.21 右 4.76	"	牧之原市長 (防災課)	"	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049
左 4.04 右 4.62	左 3.14 右 3.62	"	牧之原市長 (防災課)	"	電 0548-23-0056 0548-23-0001(代) FAX 0548-23-0049

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関する機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待機 (通報)水 位	氾濫 注意 (警戒)水 位	避難 判断 水 位	氾濫 (洪水 警戒)水 位	危険 特別 () 位	既往 最高 水位
新野川	幹 川	雨垂橋	袋井 土木	御前崎市 佐倉	河口から 2.16km	m 1.10	m 1.80	m 2.00	m 2.40	m 2.01	
太田川	支 川 (敷地川)	笠梅橋	"	磐田市笠梅	本川合流点 から 2.9km	3.90	4.40	5.40	5.84	6.49	
	支 川 (仿僧川)	鮫島橋	"	磐田市鮫島	本川合流点 から 4.9km	2.00	2.50	3.20	3.40	3.09	
	支 川 (今ノ浦川)	今之浦橋	"	磐田市 二之宮	仿僧川 合流点から 4.8km	2.00	2.50	3.20	3.60	3.38	
	支 川 (逆川)	細田	"	掛川市細田	本川合流点 から 4.4km	2.60	4.50	5.20	6.10	7.80	
		金城橋	"	掛川市金城	本川合流点 から 9.46km	3.50	4.00	4.50	4.90	5.38	
	支 川 (宇刈川)	横手橋	"	袋井市久能	本川合流点 から 2.9km	1.80	2.70	2.80	3.20	2.89	

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

なお、避難判断水位が設定されていない河川でも、氾濫注意水位(警戒水位)の超過、大雨警報の発表及び今後の降雨予測等、状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始が発表される。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側 (水防窓口)
m 左 10.88 右 11.21	m 左 9.62 右 9.33	袋井土木 事務所長	御前崎市長 (危機管理課)	電 0538-42-3217 FAX 0538-42-4370 (SIPOS) FAX 0538-42-3270 (直)	電 0537-85-1119 FAX 0537-85-1143
左 7.96 右 7.79	左 5.85 右 6.31	"	磐田市長 (危機管理課)	"	電 0538-37-2114 FAX 0538-32-0177
			袋井市長 (危機管理課)	"	電 0538-86-3701 FAX 0538-86-5522
			森町長 (建設課)	"	電 0538-85-6325 FAX 0538-85-4419
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	"	電 0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
左 5.30 右 4.92	左 1.45 右 5.14	"	磐田市長 (危機管理課)	"	電 0538-37-2114 FAX 0538-32-0177
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	"	電 0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
左 4.32 右 5.29	左 3.02 右 4.29	"	磐田市長 (危機管理課)	"	電 0538-37-2114 FAX 0538-32-0177
			袋井市長 (危機管理課)	"	電 0538-86-3701 FAX 0538-86-5522
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	"	電 0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
左 9.08 右 8.93	左 4.77 右 6.50	"	掛川市長 (危機管理課)	"	電 0537-21-1131 FAX 0537-21-1168
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	"	電 0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
			袋井市長 (危機管理課)	"	電 0538-86-3701 FAX 0538-86-5522
左 6.51 右 5.60	左 6.31 右 4.57	"	掛川市長 (危機管理課)	"	電 0537-21-1131 FAX 0537-21-1168
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	"	電 0538-44-3166 FAX 0538-42-3367
左 6.35 右 5.35	左 4.82 右 4.35	"	袋井市長 (危機管理課)	"	電 0538-86-3701 FAX 0538-86-5522
			磐田市長 (危機管理課)	"	電 0538-37-2114 FAX 0538-32-0177
			太田川原野谷川 治水水防組合管理者	"	電 0538-44-3166 FAX 0538-42-3367

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

水系名	河川名	観測所名	事務所名	所在地	位置	水防団 待機 (通報)水 位	氾濫 注意 (警戒)水 位	避難 判断 水 位	氾濫 危険 (洪水特 別警戒) 水 位	既往 最高 水位
天竜川	支川 (二俣川)	双竜橋	浜松 土木	浜松市天竜区 二俣町二俣	本川合流点 から 0.5km	m 2.00	m 2.50	m 4.71	m 4.96	m 2.28
		相生橋	"	浜松市天竜区 山東	本川合流点 から 3.3km	1.70	2.20	3.12	3.45	3.28
	支川 (気田川)	平木大橋	"	浜松市天竜区 春野町平木	本川合流点 から 21.4km	3.74	4.74	5.16	5.38	5.21
	支川 (水窪川)	水窪大橋	"	浜松市天竜区 水窪町奥領家	本川合流点 から 15.9km	2.77	3.05	3.83	4.04	3.69
	支川 (阿多古川)	両島橋	"	浜松市天竜区 両島	本川合流点 から 5.3km	2.00	2.50	2.70	3.10	4.36
	支川 (安間川)	安間	"	浜松市東区 安新町	本川合流点 から 4.93km	1.80	2.10	2.15	2.40	2.98
馬込川	幹川	松江	"	浜松市中区 中央三丁目	河口から 8.22km	2.20	3.00	3.15	3.40	4.87
	支川 (芳川)	芳川	"	浜松市東区 植松町	本川合流点 から 6.47km	2.00	2.35	2.45	2.80	3.44
都田川	幹川	落合橋	"	浜松市北区 細江町中川	河口から 2.0km	2.50	2.70	2.80	3.10	4.40
	支川 (井伊谷川)	坂田橋	"	浜松市北区 引佐町井伊谷	本川合流点 から 2.8km	0.90	1.90	2.40	2.95	5.50
	支川 (釣橋川)	釣橋川	"	浜松市北区 三ヶ日町岡本	本川合流点 から 4.99km	1.60	2.00	2.10	2.35	3.44

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

注1) 避難判断水位は、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

なお、避難判断水位が設定されていない河川でも、氾濫注意水位(警戒水位)の超過、大雨警報の発表及び今後の降雨予測等、状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始が発表される。

現況 堤防高	堤内 地盤高	発報担当者	受報担当者 (水防窓口)	通信連絡先及びその方法	
				発報担当者側	受報担当者側 (水防窓口)
m 左 41.54 右 41.54	m 左 41.54 右 41.54	浜松土木 事務所長	浜松市長 (河川課)	電 053-458-7268 FAX 053-451-3165 (SIPOS) FAX 053-458-7194 (直)	電 053-457-2865 FAX 053-457-2368
左 52.74 右 55.03	左 - 右 52.16	"	"	"	"
左 158.75 右 160.61	左 - 右 160.29	"	"	"	"
左 259.71 右 258.62	左 259.97 右 257.67	"	"	"	"
左 4.85 右 4.77	左 4.64 右 4.93	"	"	"	"
左 3.60 右 3.64	左 2.26 右 3.76	"	"	"	"
左 5.38 右 5.61	左 5.18 右 7.02	"	"	"	"
左 4.07 右 5.11	左 3.98 右 -	"	"	"	"
左 6.30 右 5.11	左 4.38 右 4.79	"	"	"	"
左 5.86 右 5.84	左 3.31 右 5.14	"	"	"	"
左 4.26 右 4.26	左 1.73 右 1.83	"	"	"	"

発報担当者より受報担当者に通知することによって、知事より水防に関係のある機関への通知に代えるものとする。

3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位、若しくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難勧告の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(法第13条)。水防管理者において、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

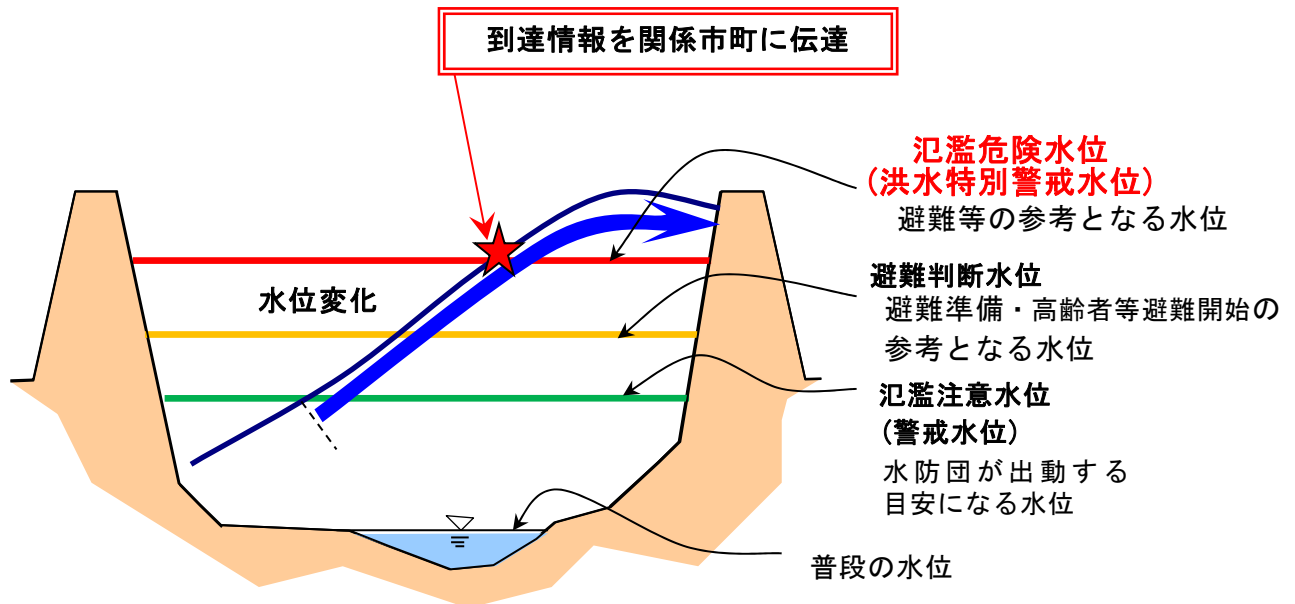


図. 12-4 静岡県の氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の設定

(4) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報の通知

様式6(P.174)により、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(5) 水位到達情報連絡系統図

・ 下田土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町への連絡は連絡対象河川のみとする。

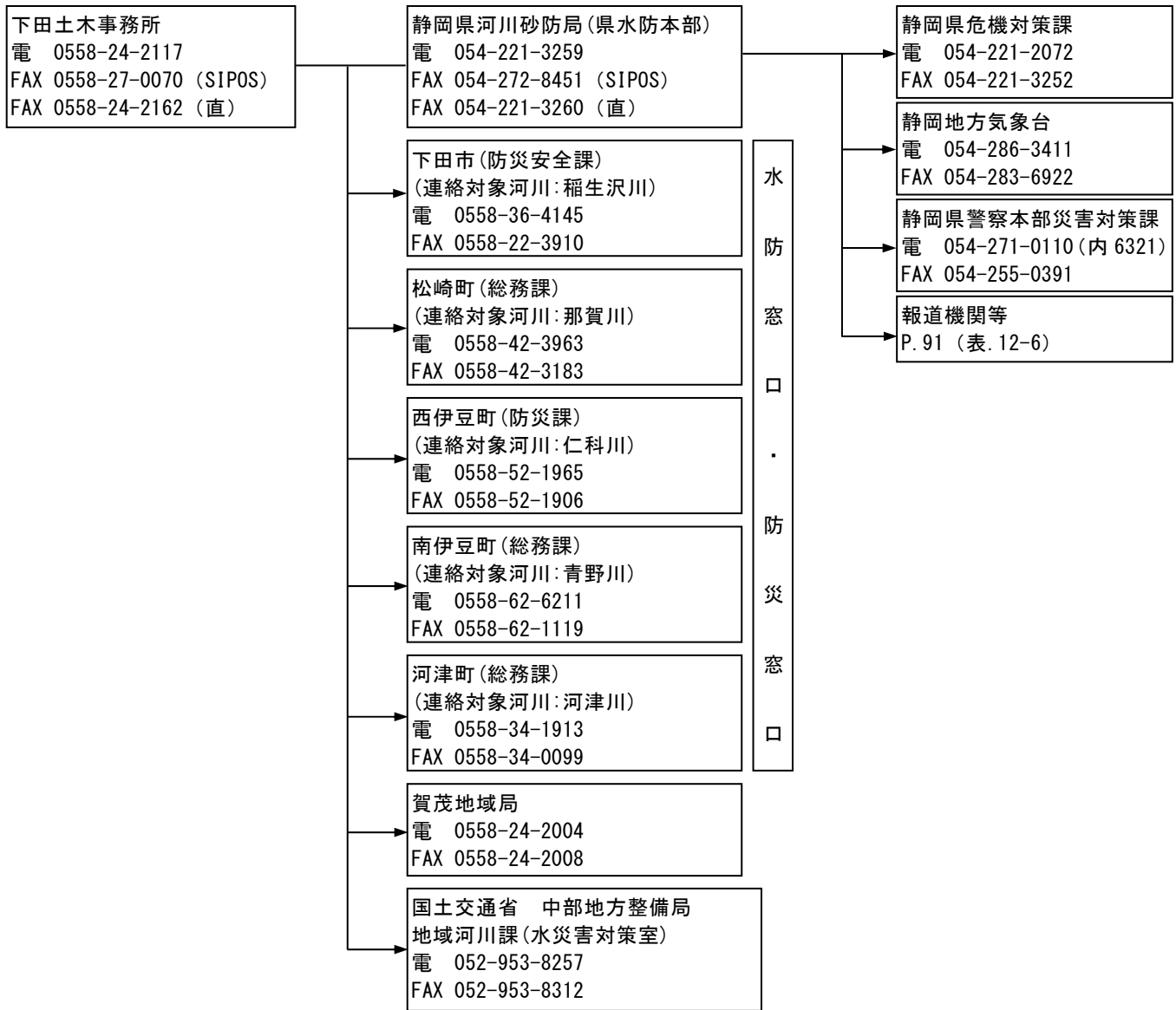


図.12-5 下田土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・ 熱海土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町への連絡は連絡対象河川のみとする。

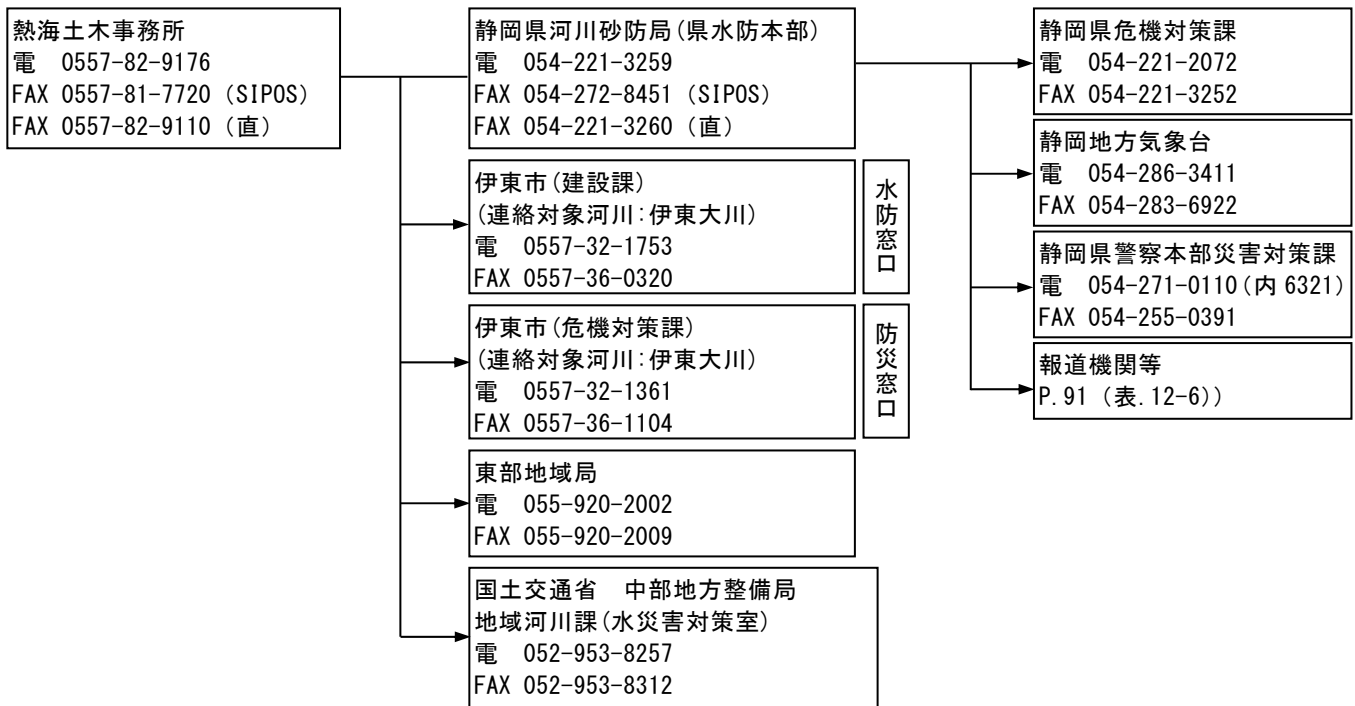


図. 12-6 熱海土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・ 沼津土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町及び沼津河川国道事務所への連絡は連絡対象河川のみとする。

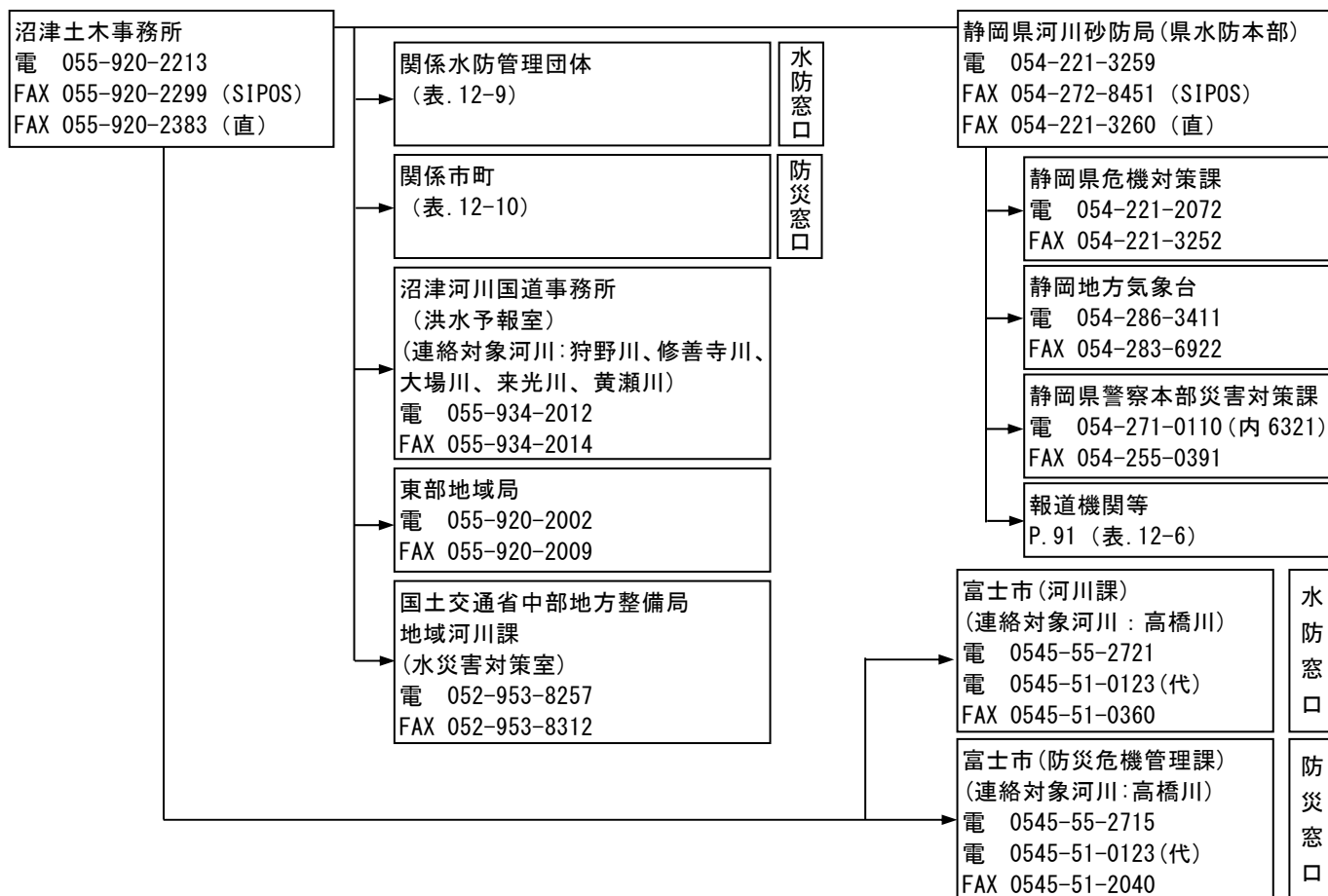


表. 12-9 関係水防管理団体電話番号(水防窓口)

水防管理団体	沼津市 (河川課)	三島市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)	伊豆市 (防災安全課)	裾野市 (危機管理課)
電話番号	055-934-2531	055-983-2650	055-948-1482	0558-72-9867	055-995-1817 (夜)055-992-1111
FAX 番号	055-934-6688	055-981-7720	055-948-1169	0558-72-6588	055-992-4447
連絡対象河川	新中川、高橋川、 大場川	大場川、来光川	来光川	狩野川、修善寺川、 大見川、山川	大場川、黄瀬川
水防管理団体	御殿場市 (危機管理課)	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (総務課)	小山町 (危機管理局)
電話番号	0550-82-4370	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102	0550-76-5715
FAX 番号	0550-83-9739	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197	0550-76-5910
連絡対象河川	黄瀬川	大場川、黄瀬川	大場川	大場川、来光川	鮎沢川

表. 12-10 関係市町電話番号(防災窓口)

水防管理団体	沼津市 (危機管理課)	三島市 (危機管理課)	伊豆の国市 (危機管理課)	伊豆市 (防災安全課)	裾野市 (危機管理課)
電話番号	055-934-4803	055-983-2650	055-948-1482	0558-72-9867	055-995-1817 (夜)055-992-1111
FAX 番号	055-934-0027	055-981-7720	055-948-1169	0558-72-6588	055-992-4447
水防管理団体	御殿場市 (危機管理課)	長泉町 (地域防災課)	清水町 (くらし安全課)	函南町 (総務課)	小山町 (危機管理局)
電話番号	0550-82-4370	055-989-5505	055-981-8205	055-979-8102	0550-76-5715
FAX 番号	0550-83-9739	055-989-5656	055-973-1711	055-978-1197	0550-76-5910

連絡対象河川は、表. 12-9 参照

図. 12-7 沼津土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・ 富士土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町への連絡は連絡対象河川のみとする。

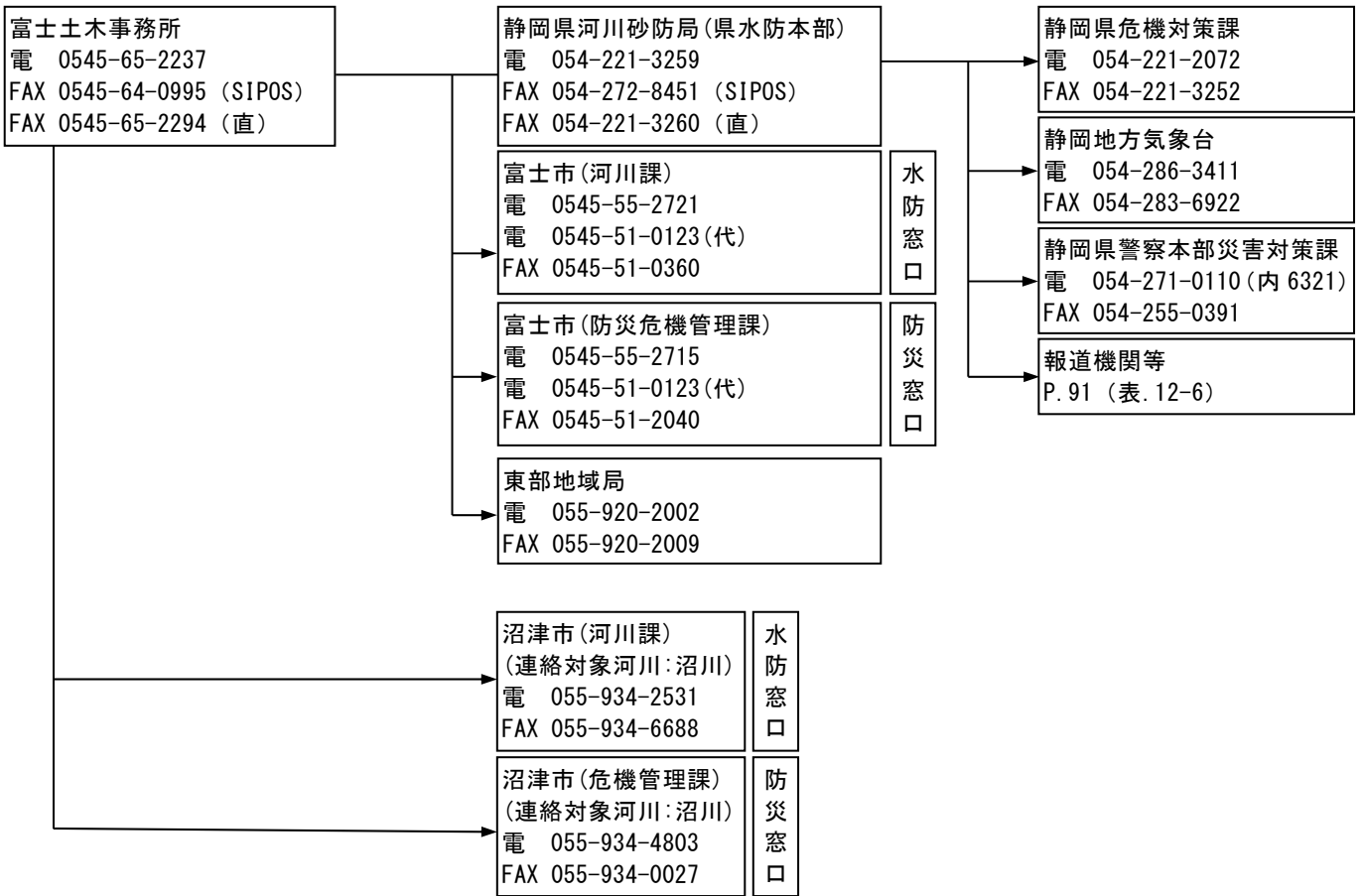


図. 12-8 富士土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・ 静岡土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

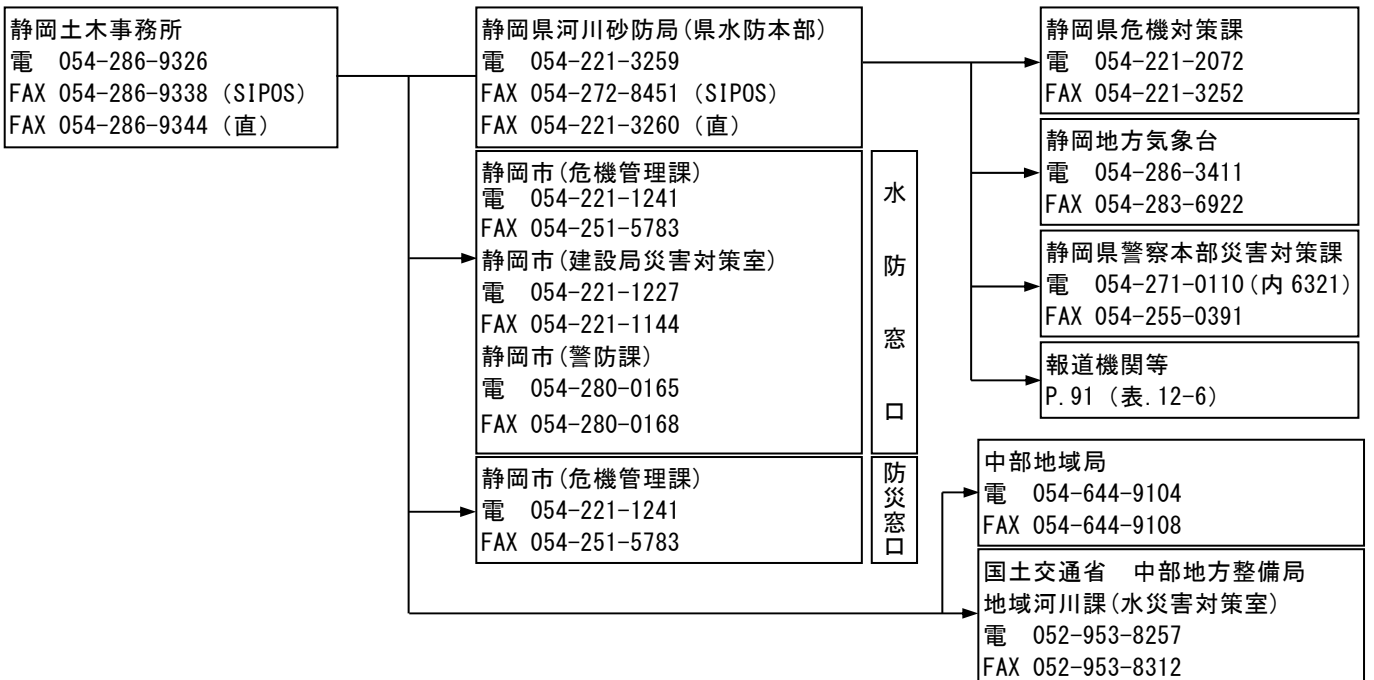


図. 12-9 静岡土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・島田土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市町及び国関係機関への連絡は連絡対象河川のみとする。

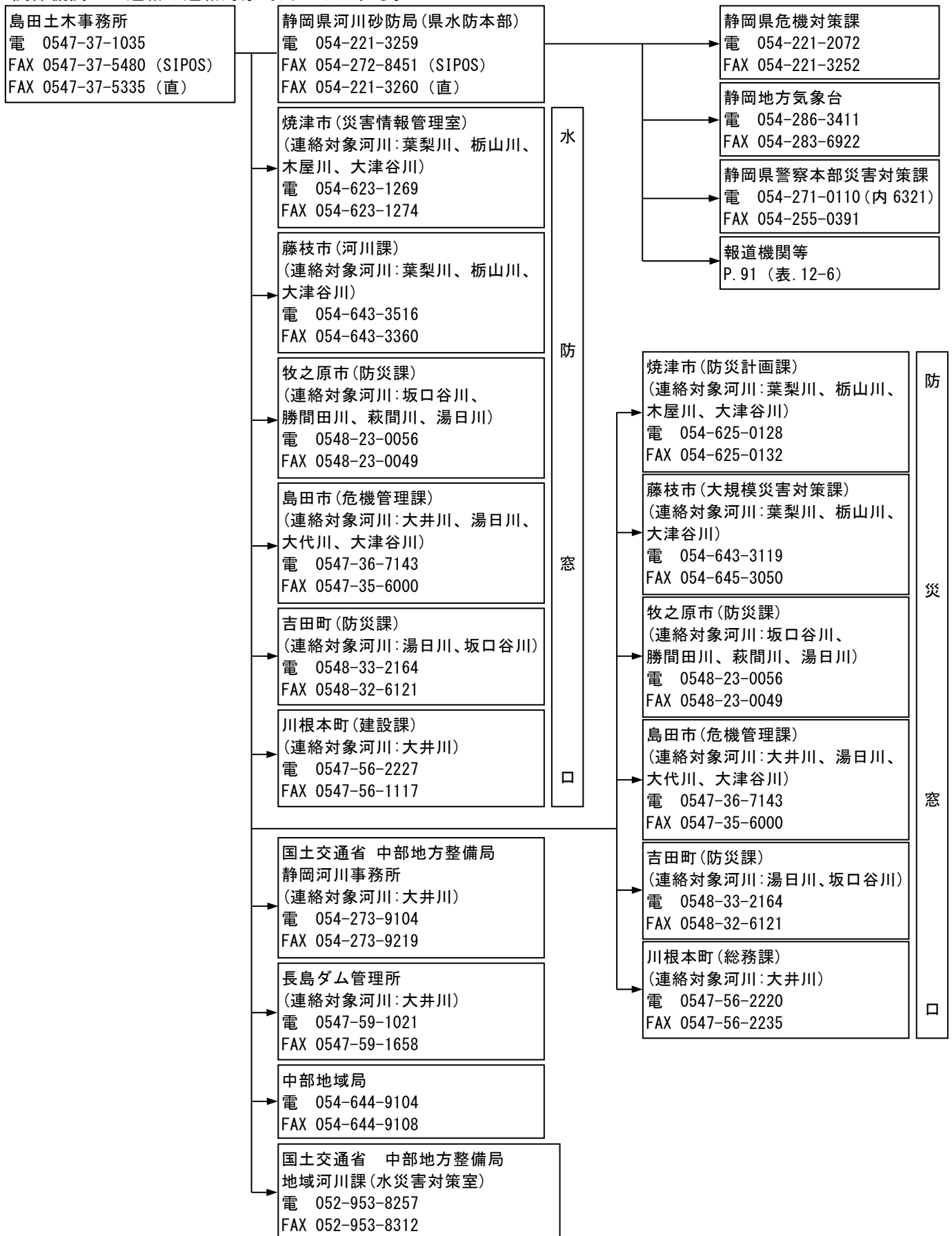


図. 12-10 島田土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・袋井土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。市への連絡は連絡対象河川のみとする。

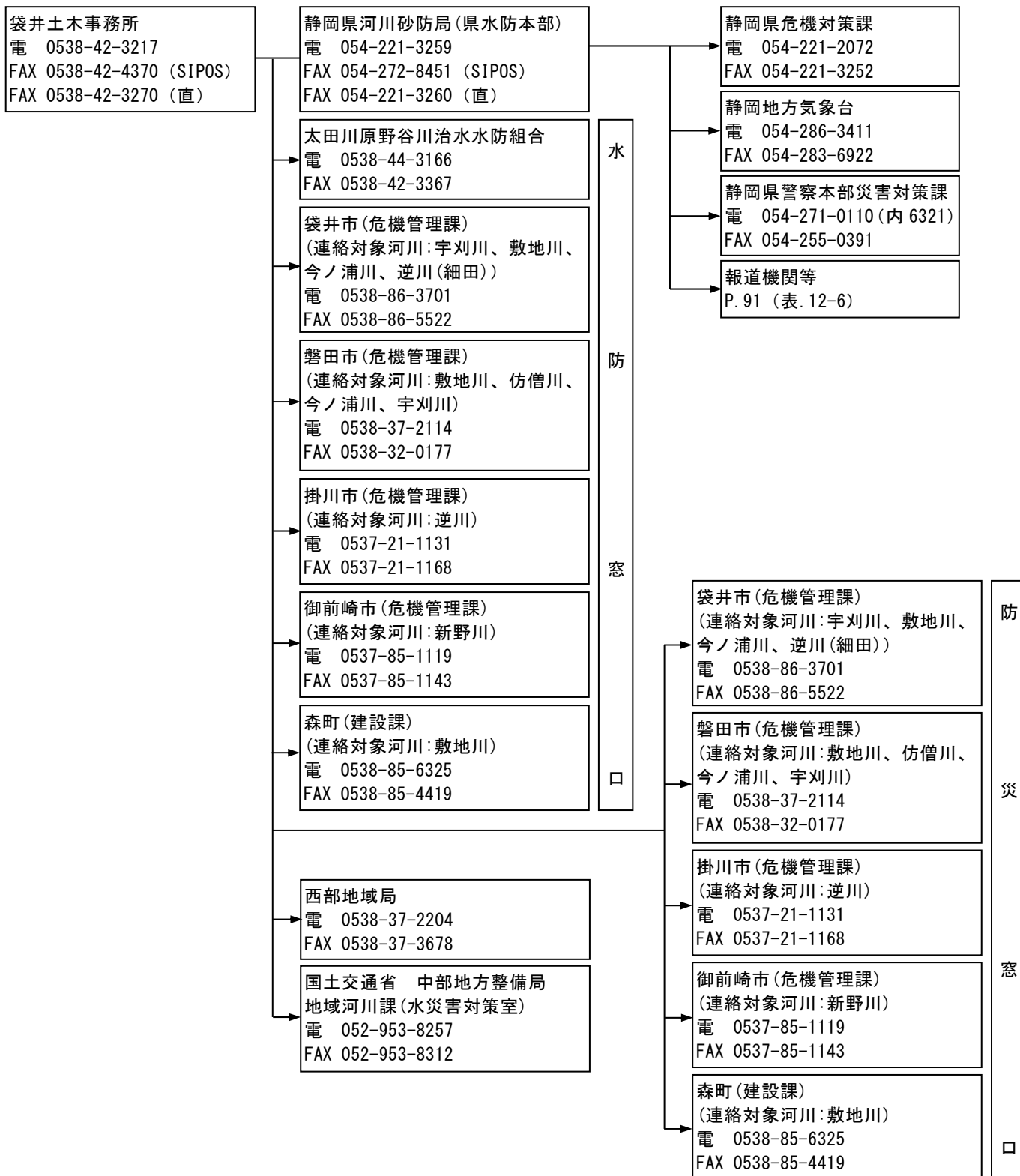


図. 12-11 袋井土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

・ 浜松土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。

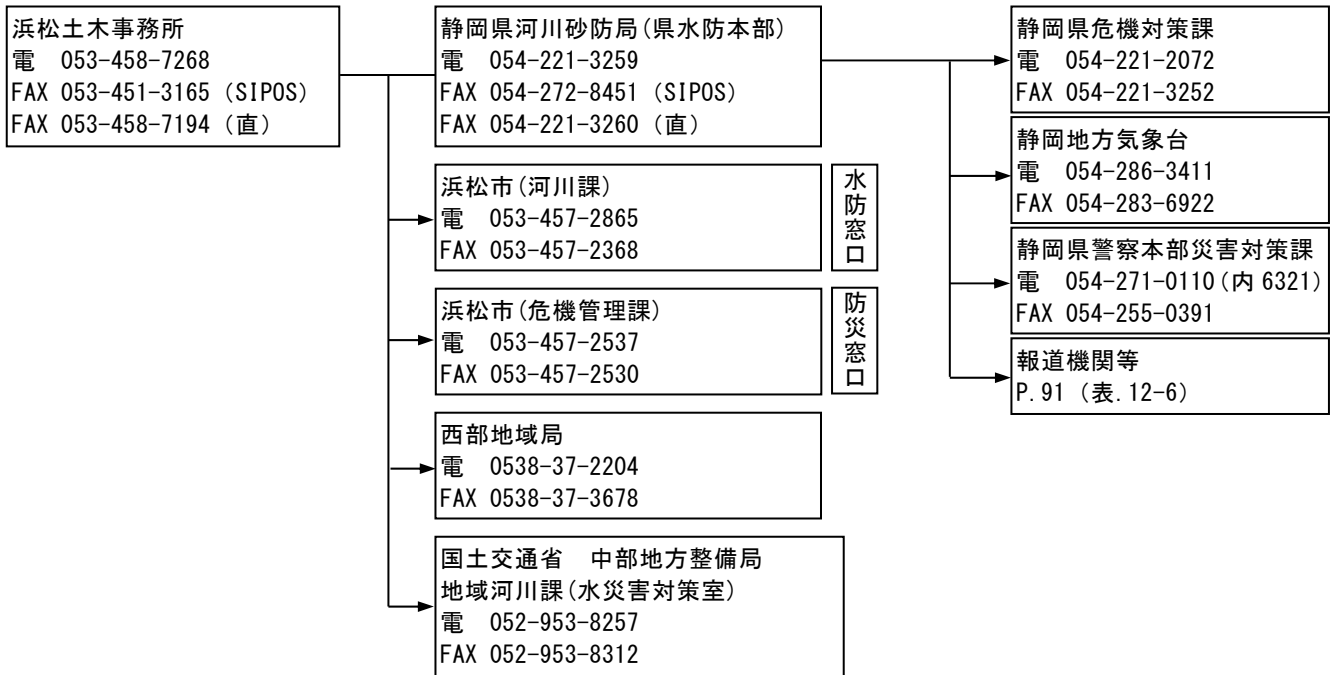


図. 12-12 浜松土木事務所管内河川の水位到達情報連絡系統図

第13章 水防活動

第1節 水防機関の配備体制

1 県の水防配備体制

(1) 事前配備

県は、水防に関する注意報・警報等により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、表. 13-1(P. 117)の基準により水防事務を処理するものとする。

(2) 非常配備

水防本部長（緊急の場合には水防区長）は、非常配備の必要を認めるときは、非常配備体制を指令するものとする。水防区長が非常配備体制の指令を出した場合には、すみやかに水防本部長に報告しなければならない。また、水防区長は非常配備体制を執った際は、その旨を関係水防管理団体へ連絡するものとする。

なお、非常配備体制への切換えは、表. 13-1(P. 117)の基準によるものとする。

2 水防管理団体の非常配備体制

(1) 水防管理団体の水防本部の非常配備

水防管理団体は、県水防本部の非常配備体制に準ずるものとし、あらかじめその体制を整備し、水防管理団体の水防計画書に明記するものとする。

(2) 水防団（消防団）の非常配備

水防管理者が水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものであり、表. 13-2(P. 118)の基準により配備体制につくものとする。

1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

この場合には、速やかに所轄する水防区長を経由して県水防本部長に報告しなければならない。

2) 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報の伝達を受けた場合

3) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

3 ダム事前放流に係る配備体制

ダム管理者が事前放流を実施する場合には、水防区長は、表. 13-3(P. 118)の基準により、ダム事前放流実施に係る配備を執るものとする。

表.13-1 静岡県の水防配備基準

配備区分	配備基準	配備要員	配備を要する交通基盤部の事務所等
第1次事前配備	1. 静岡地方気象台より大雨、洪水注意報が発表されたとき 2. 静岡地方気象台より高潮注意報が発表されたとき 3. 静岡地方気象台より波浪警報が発表されたとき	各所属2～3名の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし状況により他の職員を動員できる体制	(本庁) 河川砂防局、道路局及び交通基盤部各局(応援) (出先機関) 必要な漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所
	気象庁より津波注意報が発表されたとき		(本庁) 河川砂防局、道路局、港湾局及び交通基盤部各局(応援) (出先機関) 必要な漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所
第2次事前配備	1. 静岡地方気象台より大雨、洪水警報が発表されたとき 2. 静岡地方気象台より高潮警報が発表されたとき 3. 気象庁より津波警報が発表されたとき	各所属で警戒にあたり、事態の推移に伴い速やかに水防本部を設置できる体制	(本庁) 〈大雨警報・洪水警報・高潮警報発表時〉 河川砂防局、道路局及び交通基盤部各局(応援) 〈津波警報発表時〉 河川砂防局、道路局、港湾局及び交通基盤部各局(応援) (出先機関) 必要な漁港管理事務所、土木事務所、港管理局、港管理事務所
第1次非常配備	氾濫注意水位(警戒水位)に達し又はその恐れがある場合で、具体的な水防活動を必要とするに至るまで、時間的余裕があると認められるとき 避難判断水位を超過する恐れがあるとき	水防本部を設置し事態の推移に伴い、速やかに第二次非常配備が取れる体制	
第2次非常配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想される時	所属人員の約半数を動員できる体制を確保し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制	
第3次非常配備	1. 事態が切迫し、完全な水防体制の必要が予想される時 2. 気象庁より特別警報が発表されたとき	所属人員全員を動員できる完全な水防体制	
解除	水位が下降して水防活動の必要が無くなったとき		
<p>なお、この指令は、事態に応じて第1次非常配備指令から直ちに第3次非常配備指令を発する場合もあり、又予想される危険性が少なく、さらなる出動を必要としないと認められるときには、第2次非常配備指令及び第3次非常配備指令を発しないことがある。</p>			
<p>水防上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、かつ、水防指令が予測される時は、出勤しなければならない。 高潮注意報が単独で発表されたときの第1次事前配備は、対象検潮所における満潮時刻の前後に執るものとする。 第1次非常配備指令発令後は、できる限り不急の外出は避け、待機するとともに、常に居所を明確にしておくものとする。 配備要員は、交替者と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。 			

表. 13-2 水防団及び消防団に対する非常配備基準

配 備 区 分	配 備 基 準	配 備 体 制
待 機	1. 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、かつ準備の必要を認めるとき	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たりダム、水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	1. 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき 3. 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令があったとき	
<p>水防上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、水防団員自身の安全は確保しなければならない。 出動の際は、必要に応じ、水防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。 水防団員及び消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大るとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。 		

表. 13-3 静岡県のダム事前放流に係る配備基準

配備区分	配 備 基 準	配 備 要 員	配 備 を 要 す る 交 通 基 盤 部 の 事 務 所 等
ダ ム 事 前 放 流 実 施 に 係 る 配 備	ダム管理者から事前放流を実施するとの通知がされ、水防団待機水位に達する恐れがあるとき	各所属の所要人員により、情報収集及び連絡活動を主とし状況により他の職員を動員できる体制	(出先機関) 必要な土木事務所
解 除	・事前放流を実施する見込みがなくなったとき (第1次事前配備が発令されたときは配備態勢を移行する。)		
<p>水防上の注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 配備要員は、交代者と引継ぎを完了して業務を終了すること。 交替者は、あらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。 			

第2節 雨量の監視と通報

1. 県内の雨量観測所

県で所管する雨量観測所は、118箇所ある。

また、国土交通省で管理する県内の雨量観測所は、47箇所、気象庁で管理する県内の雨量観測所は、30箇所である。

詳細は、資料編第13表「雨量観測所一覧表」(P. 375～P. 385)のとおりである。

なお、欠測や異常値を示した場合は、速やかに点検・補修を行い、常に正常の状態を保つよう努めなければならない。また、必要に応じ関係機関より雨量情報を補うものとする。

2. テレメータ雨量観測所の監視と通報

(1) 雨量の監視と通報

県では、河川・海岸・砂防・道路などの土木防災情報の一元化した静岡県土木総合防災情報システム（通称:SIPOS 以下「サイポス」という。）により、広域的な雨量情報を受信し、降雨の監視を行っており、この雨量情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー (<http://sipos.pref.shizuoka.jp>)」でも監視できる。

雨量情報の通報については、サイポスやサイポスレーダー、川の防災情報が正常に機能し水位観測所を把握できる場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合、図.13-1に示す通報系統図に基づき、電話、ファックスなどで通報するものとする。

詳細は資料編第12表「静岡県土木総合防災情報システム（通称:SIPOS）」(P. 370～P. 372)のとおりである。

(2) 通報系統図

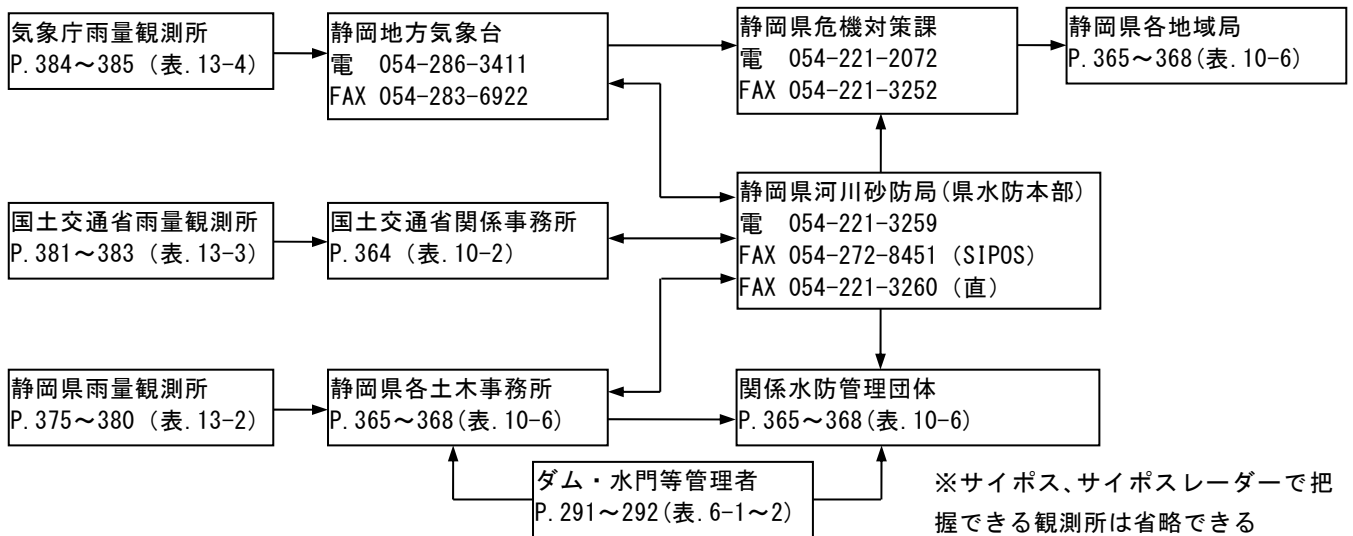


図.13-1 雨量観測所の通報系統図

3. その他の雨量及び気象情報等の情報収集

国土交通省及び気象庁が、インターネット配信している気象情報等を雨量監視に活用する。

- ・ 国土交通省

「川の防災情報」

【PC版】 <https://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <https://www.river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

- ・ 気象庁

あなたの街の防災情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/>

第3節 水位の監視と通報及び公表

1. 県内の水位観測所

県で所管する水位観測所は、162箇所であるが、テレメータ化されていない水位観測所は2箇所ある。洪水時に観測する危機管理型水位観測所は、109箇所である。

また、国土交通省で管理する県内の水位観測所は、28箇所である。

詳細は、資料編第14表「水位観測所一覧表」(P.386~P.402)のとおりである。

2. テレメータ水位観測所の監視と通報及び公表

(1) 水位の監視

県ではサイポスにより、水位情報を収集し、水位の監視を行っている。また、サイポスの水位情報はインターネットサイト「サイポスレーダー (<http://sipos.pref.shizuoka.jp/>)」でも入手が可能である。また、危機管理型水位観測所の水位情報は、「川の水位情報 (<https://k.river.go.jp/>)」でも入手可能である。

詳細は、資料編第12表「静岡県土木総合防災情報システム(通称:SIPOS)」(P.370~P.372)、第15表「監視カメラ一覧表」(P.403~P.420)のとおりである。

(2) 水位の通報(法第12条第1項)

各水防区長は、国又は県で管理する水位観測所の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えた場合、次の各号について速やかに水防本部長に報告するとともに、速やかに関係機関(流域の水防管理団体、国土交通省関係事務所及び気象庁等)へ図.13-2に基づき通報するものとする。

- 1) 水位が水防団待機水位(通報水位)に達したとき及び通報水位以上にある間の各時間毎の水位
- 2) 水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したときの時刻
- 3) 水位が最高水位に達した水位とその時刻
- 4) 氾濫注意水位(警戒水位)又は水防団待機水位(通報水位)を下回ったときの時刻

水防管理者が、洪水又は高潮等の恐れがあることを自ら知った場合、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えた場合は、速やかに所管する水防区長を経由して水防本部長に報告するものとする。

(3) 通報系統図

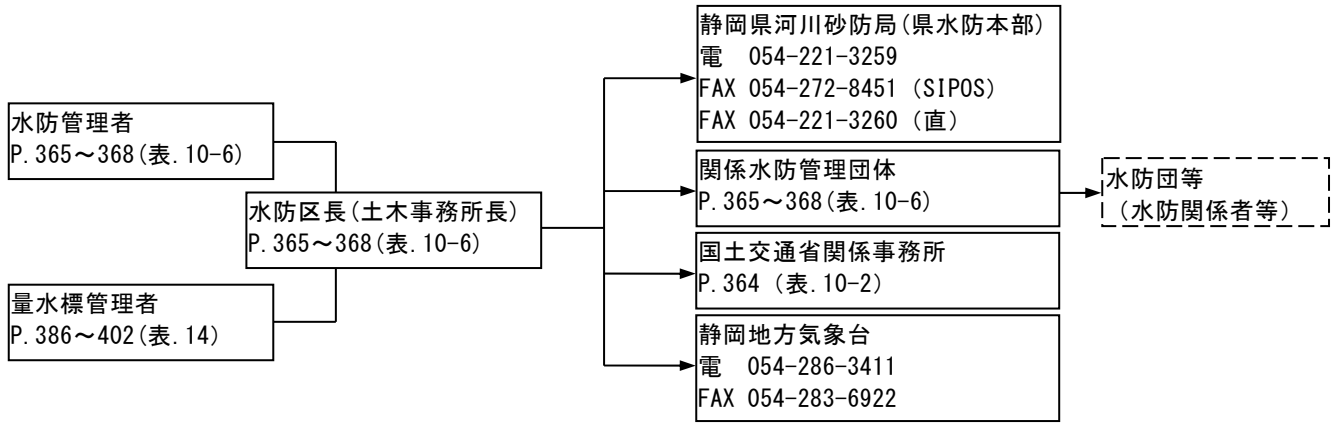


図. 13-2 水位観測所の水位通報系統図

※水位の公表（法第 12 条第 2 項）

国又は県で管理する水位観測所の水位情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー」、「川の防災情報」に掲載し公表するものとし、情報が入手され次第、直ちに更新するものとする。

3. その他の水位等の情報収集

国土交通省が、インターネット配信している水位情報等を水位監視に活用する。

- ・国土交通省「川の防災情報」

【PC 版】 <https://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <https://www.river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

- ・富士川水系情報提供システム <http://kofu-river-bosai.ktr.mlit.go.jp/>

4. 欠測時の措置

- (1) 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知する。
- (2) 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知する。

第 4 節 監視及び警戒とその措置

1. 監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防及び津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸、津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めなければならない。（法第 9 条関係）

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な

措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2. 警戒

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、県から非常配備体制が発令されたとき、または気象等の悪化が予想されるとき等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防区長及び河川等の管理者に報告し、水防区長は水防本部長に報告するものとする。

なお、高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側（又は海側）堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門・取水門・こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第5節 潮位・波高の情報収集

国土交通省及び気象庁が、インターネット配信している潮位・波高等情報を収集し活用する。

- ・国土交通省「海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）」

【PC版】<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】<http://nowphas.mlit.go.jp>

- ・国土交通省防災情報提供センター

http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html

- ・気象庁

あなたの街の防災情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/>

第6節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第7節 緊急通行

1. 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2. 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 8 節 水防信号及び水防標識

1. 水防信号

水防法第 20 条の規定による水防信号（昭和 31 年 9 月 28 日県規則第 75 号）は、表. 13-3 のとおりである。

- (1) 信号は、適當の時間繼續する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- (3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮すること

表. 13-4 水防信号

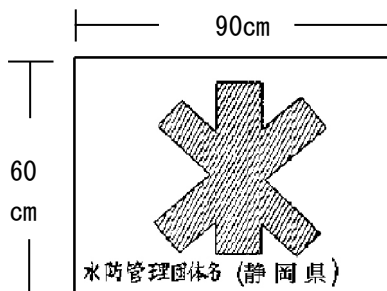
区分/方法	説 明	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第一信号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	休 止 休 止 休 止 ○ — 止 ○ — 止 ○ — 止	約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 約 5 秒約 15 秒 ○ — 休 止 ○ — 休 止 ○ — 休 止
第二信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ — ○ — ○ — ○ — ○ — ○ —	約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒約 5 秒約 6 秒 ○ — 休 止 ○ — 休 止 ○ — 休 止
第三信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○ — ○ — ○ — ○ — ○ — ○ — ○ —	約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 約 10 秒約 5 秒 ○ — 休 止 ○ — 休 止 ○ — 休 止
第四信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分約 5 秒 約 1 分約 5 秒 ○ — 休 止 ○ — 休 止
注 意	1 信号は、適切な時間繼續すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。		

2. 水防標識

水防法第 18 条の規定による静岡県水防標識（昭和 31 年 9 月 28 日県告示第 939 号）は、図. 13-3～13-5 のとおりである。

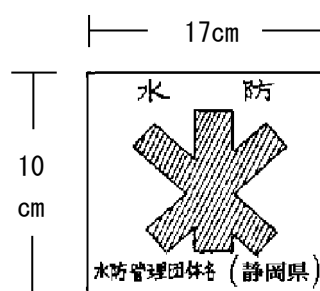
水防のために出動する緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定をうけたもの）及び他の水防車両は、優先通行を確保するため、図. 13-3 の標識を用うるものとする。

水防のため現場に赴く職員は、図. 13-4 の腕章を装着するものとする。



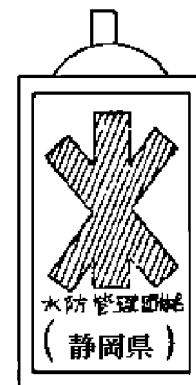
水は赤色、外は白色
車載標識の寸法については、任意とする

図. 13-3 車馬標識



水は赤色、外は白色

図. 13-4 腕章



水は赤色、外は白色
形状については、適宜とする

図. 13-5 標燈

3. 身分証票

静岡県の水防計画を作成するため、必要な土地に立ち入る場合に携帯する静岡県の職員の身分証票は、
図. 13-6～13-7 のとおりとする。

第 号	身分証票
住 所	
氏 名	
職 名	
上記の者は、水防法第 49 条第 1 項の規定により他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。	
令和 年 月 日	静岡県知事 氏 名 (印)

図. 13-6 身分証票(表)

- (1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
- (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
- (3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
- (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

図. 13-7 身分証票(裏)

第 9 節 水防配備の解除

1. 県の水防配備の解除

水防本部長及び水防区長は、静岡地方气象台、国土交通省各河川国道事務所又は水防管理者等の情報に基づき配備に必要がなくなったと認めるときは、配備の解除を発令し、関係機関に通知するものとする。

2. 水防管理団体の配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めるときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、所管する水防区長を経由して水防本部長に報告するものとする。

3. 水防団及び消防団等の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 水防団員及び消防団員は、2. による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第14章 協力応援

第1節 河川管理者の協力及び援助

1. 中部及び関東地方整備局の協力

河川管理者(中部及び関東地方整備局長)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 河川に関する情報の提供

情報の提供の方法は、表.14-1～14-3に示す方法で行う。

表.14-1 水位情報の提供方法

提供方法		狩野川	富士川	安倍川	大井川	菊川	天竜川
川の防災情報ホームページ		○	○	○	○	○	○
沼津河川国道事務所	電話応答装置	○	/	/	/	/	/
甲府河川国道事務所	電話応答装置	/	○	/	/	/	/
静岡河川事務所	電話応答装置	/	/	○	○	/	/
浜松河川国道事務所	電話応答装置	/	/	/	/	○ 加茂地点のみ	○ 鹿島地点のみ

表.14-2 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法

提供方法		狩野川	富士川	安倍川	大井川	菊川	天竜川
沼津河川国道事務所	ホームページ	○	/	/	/	/	/
甲府河川国道事務所	ホームページ	/	○	/	/	/	/
静岡河川事務所	ホームページ	/	/	○	○	/	/
浜松河川国道事務所	ホームページ	/	/	/	/	○	○

表.14-3 ホームページ URL 一覧表

河川名	情報の種別	標題及び URL
狩野川	映像情報	リアルタイム防災(ライブカメラ)情報 https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/livecamera/
	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/shinsui/ 氾濫シミュレーション https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/hanran/
富士川	映像情報 浸水想定情報	富士川水系情報提供システム http://kofu-river-bosai.ktr.mlit.go.jp/
安倍川 大井川	映像情報 浸水想定情報	ライブカメラ https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/livecamera/ 浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/shinsui/
菊川 天竜川	映像情報	天竜川・新豊根ダム。菊川の今の様子をみてみませんか https://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/live_view_kasen/pc/
菊川	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/bousai/shinsui_kiku/
天竜川	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/bousai/shinsui_tenryu/

川の防災情報(一般向け) <https://www.river.go.jp/>

川の防災情報(市町村向け) https://city.river.go.jp/title_city.html

- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防活動の記録及び広報
- (6) 中部地方整備局災害対策用車両等の派遣

中部地方整備局災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する（FAX）。なお、要請に係る手続きを図.14-1(P.128)に示す。また、要請に関する様式は、資料編様式7-1、様式7-2(P.175～P.176)のとおりである。

なお、派遣要請した場合には、速やかに所轄する水防区長を経由して県水防本部長まで報告するものとする。

中部地方整備局の連絡先は表.14-4、派遣要請のできる災害対策車両等一覧表は表.14-5(P.129)のとおりである。市町管理河川でも派遣可能である。

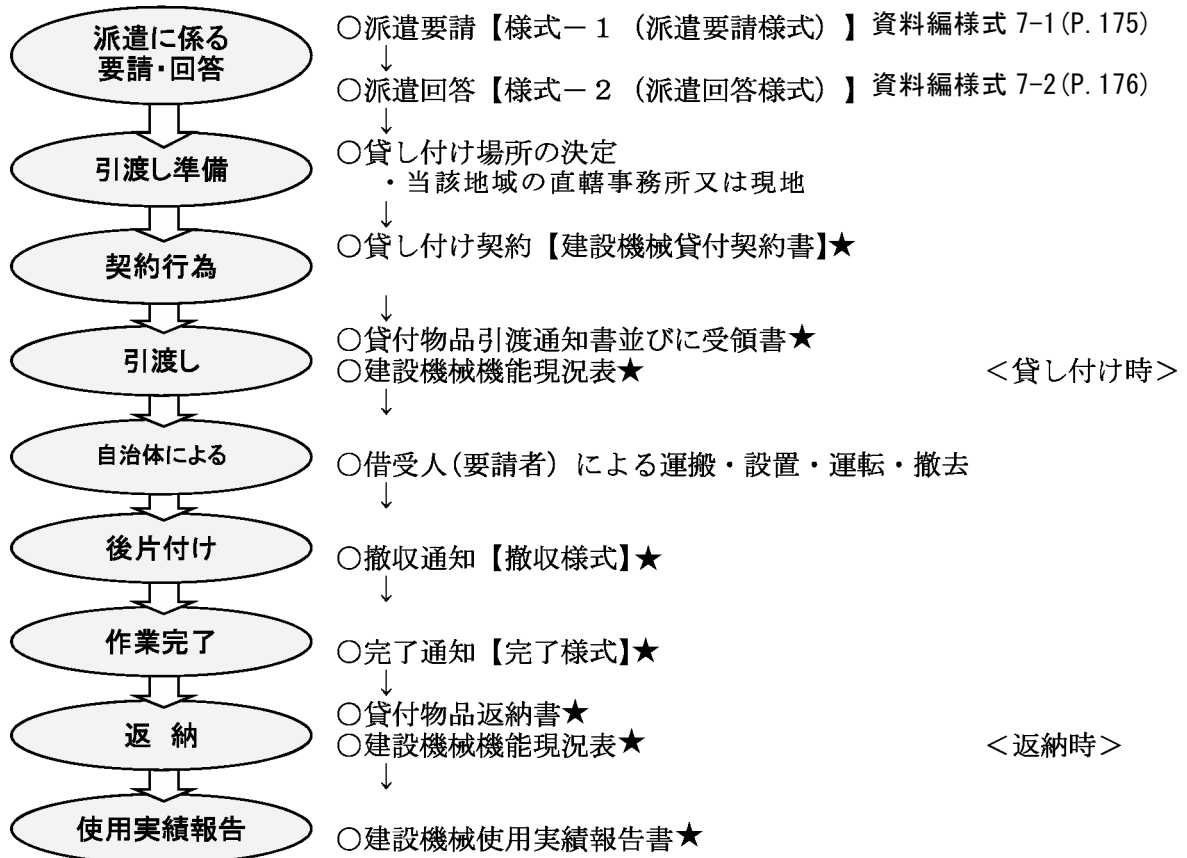
※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

表.14-4 災害対策車派遣要請連絡先

地 区	中 部 地 方 整 備 局 窓 口	電 話 番 号	F A X 番 号
東 部 ・ 伊 豆	沼津河川国道事務所 調査課	055-934-2009	055-934-2019
中 部	静岡河川事務所 管理課	054-273-9105	054-205-1213
西 部	浜松河川国道事務所 防災課	053-466-0129	053-466-0122

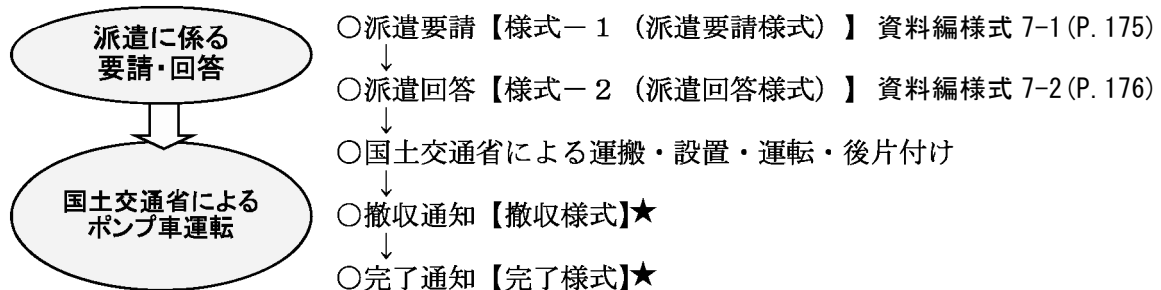
災害対策用車両派遣に係る手続きの流れ

①無償（国有財産貸付）による場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

②国土交通省による派遣の場合



★印については、当該地域の直轄事務所と協議の上、資料を作成。

図. 14-1 中部地方整備局の災害対策用車両等の派遣要請手順

表. 14-5 災害対策用車両等一覧表

令和3年4月現在

災害対策機械名	建設機械番号	規格	数量	購入年度	保管事務所	緊急自動車	
対策本部車	13-1519	拡幅型	1台	平成13年度	静岡国道事務所	○	
	21-4502	拡幅型	1台	平成21年度	沼津河川国道事務所	○	
	21-4503	拡幅型	1台	平成21年度	豊橋河川事務所	○	
	26-4508	拡幅型	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	
	30-1505	拡幅型	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○	
	R02-4506	拡幅型	1台	令和2年度	木曾川上流河川事務所	○	
	R02-4507	拡幅型	1台	令和2年度	浜松河川国道事務所	○	
	R02-4508	拡幅型	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○	
待機支援車	16-1510	大型	1台	平成16年度	高山国道事務所	○	
	16-1511	大型	1台	平成16年度	飯田国道事務所	○	
	19-1515	ハ型	1台	平成19年度	紀勢国道事務所	○	
	21-4510	小型	1台	平成21年度	静岡河川事務所	○	
	21-4511	小型	1台	平成21年度	木曾川下流河川事務所	○	
	26-4509	小型	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○	
	R02-4509	ハ型	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	
	18-4502	30m3/min	1台	平成18年度	静岡河川事務所	○	
排水ポンプ車	18-4503	30m3/min	1台	平成18年度	三重河川国道事務所	○	
	18-4504	30m3/min	1台	平成18年度	木曾川上流河川事務所	○	
	18-4505	30m3/min	1台	平成18年度	木曾川下流河川事務所	○	
	18-4513	30m3/min	1台	平成18年度	天竜川上流河川事務所	○	
	19-4502	30m3/min	1台	平成19年度	木曾川上流河川事務所	○	
	19-4503	30m3/min	1台	平成19年度	沼津河川国道事務所	○	
	19-4504	30m3/min	1台	平成19年度	沼津河川国道事務所	○	
	19-4505	30m3/min	1台	平成19年度	庄内川河川事務所	○	
	19-4506	30m3/min	1台	平成19年度	三重河川国道事務所	○	
	19-4509	30m3/min	1台	平成19年度	木曾川下流河川事務所	○	
	20-4504	30m3/min	1台	平成20年度	豊橋河川事務所	○	
	20-4505	30m3/min	1台	平成20年度	静岡河川事務所	○	
	20-4506	30m3/min	1台	平成20年度	木曾川下流河川事務所	○	
	20-4507	30m3/min 揚程20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	
	21-4504	30m3/min	1台	平成21年度	浜松河川国道事務所	○	
	21-4505	30m3/min	1台	平成21年度	庄内川河川事務所	○	
	21-4506	30m3/min	1台	平成21年度	木曾川上流河川事務所	○	
	21-4507	30m3/min 揚程20m	1台	平成21年度	中部技術事務所	○	
	22-4503	30m3/min	1台	平成22年度	沼津河川国道事務所	○	
	24-4500	30m3/min	1台	平成24年度	庄内川河川事務所	○	
	24-4501	30m3/min	1台	平成24年度	豊橋河川事務所	○	
	25-4500	30m3/min	1台	平成25年度	木曾川上流河川事務所	○	
	25-4501	30m3/min	1台	平成25年度	天竜川上流河川事務所	○	
	25-4502	30m3/min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	
	25-4503	30m3/min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	
	26-4500	30m3/min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○	
	26-4501	30m3/min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○	
	26-4502	30m3/min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	
	26-4503	30m3/min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	
	26-4504	30m3/min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	
	26-4505	15m3/min 揚程20m	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○	
	27-4501	30m3/min	1台	平成27年度	浜松河川国道事務所	○	
	R02-4510	30m3/min	1台	令和2年度	豊橋河川事務所	○	
	R02-4511	30m3/min	1台	令和2年度	木曾川下流河川事務所	○	
	R02-4512	30m3/min	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○	
	R02-4513	30m3/min	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	
	照明車	13-1520	20kVA 10m	1台	平成13年度	静岡国道事務所	○
		15-1512	25kVA 10m	1台	平成15年度	飯田国道事務所	○
		15-1513	25kVA 10m	1台	平成15年度	紀勢国道事務所	○
		16-1512	25kVA 10m	1台	平成16年度	岐阜国道事務所	○
		16-1513	25kVA 10m	1台	平成16年度	高山国道事務所	○
		16-1514	25kVA 10m	1台	平成16年度	中部技術事務所	○
		17-1515	25kVA 10m	1台	平成17年度	北勢国道事務所	○
		17-1516	25kVA 10m	1台	平成17年度	中部技術事務所	○
		21-4508	2kW×6灯 10m	1台	平成21年度	豊橋河川事務所	○
		21-4509	2kW×6灯 10m	1台	平成21年度	木曾川下流河川事務所	○
		28-4502	1.3kW×6灯、LED 10m	1台	平成28年度	天竜川上流河川事務所	○
		29-4505	1.3kW×6灯、LED 10m	1台	平成29年度	沼津河川国道事務所	○
29-4506		1.3kW×6灯、LED 10m	1台	平成29年度	豊橋河川事務所	○	
30-4502		1.3kW×6灯、LED 10m	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○	
R02-4514		1.3kW×6灯、LED 10m	1台	令和2年度	庄内川河川事務所	○	
R02-4515		1.3kW×6灯、LED 10m	1台	令和2年度	木曾川下流河川事務所	○	
R02-4516		1.3kW×6灯、LED 10m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	
18-4506		12kW、4×4 20m	1台	平成18年度	静岡河川事務所	○	
18-1514		12kW、4×4 20m	1台	平成18年度	名古屋国道事務所	○	
18-1515		12kW、4×4 20m	1台	平成18年度	多治見妙防国道事務所	○	
19-4507		2kW×6灯、4×2 20m	1台	平成19年度	木曾川上流河川事務所	○	
19-4508		2kW×6灯、4×2 20m	1台	平成19年度	庄内川河川事務所	○	
19-1513		2kW×6灯、4×2 20m	1台	平成19年度	浜松河川国道事務所	○	
19-1514		2kW×6灯、4×2 20m	1台	平成19年度	三重河川国道事務所	○	
20-4508		2kW×6灯、4×2 20m	1台	平成20年度	天竜川上流河川事務所	○	
20-1510		2kW×6灯、4×2 20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	
20-1511		2kW×6灯、4×2 20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	
23-4500		2kW×6灯 20m	1台	平成23年度	浜松河川国道事務所	○	
25-4504		2kW×6灯 20m	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	
26-4506		2kW×6灯 20m	1台	平成26年度	静岡河川事務所	○	
26-4507		2kW×6灯 20m	1台	平成26年度	木曾川下流河川事務所	○	
R01-4500		1.3kW×6灯、LED 20m	1台	令和元年度	木曾川上流河川事務所	○	
R01-4501		1.3kW×6灯、LED 20m	1台	令和元年度	沼津河川国道事務所	○	
R02-4517		1.3kW×6灯、LED 20m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	
分解型バックホウ		22-4504	1.0m3 遠隔操縦式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-
		22-4505	1.0m3 遠隔操縦式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-
応急組立橋		57-1341	TL-20.40m×6m (車道部)	1橋	昭和57年度	静岡国道事務所	-
		58-1341	40m×0.8m (歩道部)	1橋	昭和58年度	静岡国道事務所	-
		63-1366	TL-20.40m×8m (歩車含)	1橋	昭和63年度	中部技術事務所	-
		EB-0101	TL-25.50m×7.5m (歩車含)	1橋	平成11年度	北勢国道事務所	-
		EB-0501	TL-25.50m×7.5m (歩車含)	1橋	平成25年度	岐阜国道事務所	-
		EB-0502	TL-25.50m×7.5m (歩車含)	1橋	平成25年度	飯田国道事務所	-
衛星通信車		DC-0151	発電機付	1台	令和2年度	静岡国道事務所	○
		DC-0551	発電機付	1台	平成15年度	中部技術事務所	○
		DC-3252	発電機付	1台	令和2年度	三重河川国道事務所	○
		DC-3451	発電機付	1台	平成14年度	天竜川上流河川事務所	○
		DC-3551	発電機付	1台	平成15年度	沼津河川国道事務所	○
		DC-3251	発電機付	1台	令和2年度	浜松河川国道事務所	○
	DC-3151	Car-SAT	1台	令和元年度	中部地方整備局	○	

2. 静岡県の協力

河川管理者(静岡県)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 河川に関する情報の提供

ア 情報提供を行う河川名、水位観測所及び監視カメラ

資料編第14表「水位観測所一覧表」(P.386~P.400)及び第15表「監視カメラ一覧表」(P.403~P.414)のとおりである。

イ 提供する情報

水位情報及び映像情報

ウ 提供する手段

・インターネット用ホームページ

ページ名称：サイポスレーダー（静岡県土木総合防災情報）

アドレス：<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

ページ名称：川の水位情報

アドレス：<https://k.river.go.jp/>

・携帯電話用ホームページ

ページ名称：サイポスレーダー携帯版（静岡県土木総合防災情報）

アドレス：<http://sipos.shizuoka2.jp/m/>

(2) 重要水防箇所の合同点検の実施

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

(5) 水防活動の記録及び広報

3. 河川管理者の援助

河川管理者(中部及び関東地方整備局長及び静岡県)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

(1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供

(2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言

(3) 市町長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

(4) 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (3) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第3節 ホットライン体制

県管理河川（洪水予報河川、水位周知河川）においては、各土木事務所長（水防区長）から管内市町長等に直接、携帯電話等により、河川の水位情報等を伝達するホットラインを実施し、市町長が避難勧告等の発令を判断するための支援を行う。

第4節 水防管理団体相互の協力及び応援

1. 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（法第23条）
但し、水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。
2. 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。
3. 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第5節 自衛隊の派遣要請

災害に際しては、知事の要請により、あるいは緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。（自衛隊法第83条）

また、水防管理者は、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。（地域防災計画共通対策編R2.7）

第6節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、管轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

詳細は、資料編第11表「水防管理団体、警察署、水防区関係電話番号一覧表」（P.369）のとおりである。

第 15 章 2 以上の県にわたる水防事務

第 1 節 山梨県との協定

水防情報等に関する協定

山梨県（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）は、水防活動に係る雨量及び水位、その他の情報の交換等について次のとおり協定を締結する。

（対象河川）

第 1 条 対象とする河川は、山梨県と静岡県に流域を持ち、両県を跨ぐ河川を対象とする。

（情報等の交換）

第 2 条 甲及び乙は、各々が設置した雨量計及び水位計による観測値、被害が両県に及ぶことが予想される災害情報等、水防活動又は河川管理上必要な事項について、相互に協力して情報を交換するものとする。

（所管する窓口）

第 3 条 本協定を所管する窓口は次のとおりとし、情報連絡等の窓口は別表のとおりとする。

（1）山梨県 山梨県県土整備部治水課

（2）静岡県 静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課

（疑義の協議）

第 4 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附則

1 この協定は、締結の日から施行する。

2 昭和 39 年 7 月 25 日締結の山梨県と静岡県の協定書は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の証として本書 2 通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 24 年 3 月 16 日

甲 山梨県知事 横内正明

乙 静岡県知事 川勝平太

別表

山梨県と静岡県が平成24年3月16日付で締結した水防情報等に関する協定書について、第3条に規定する情報連絡等の窓口は次のとおりとする。

(1) 山梨県

ア 山梨県県土整備部治水課

山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話 055-223-1702

ファックス 055-223-1704

電子メール chisui@pref.yamanashi.lg.jp

イ 山梨県峡南建設事務所身延河川砂防管理課

山梨県南巨摩郡身延町梅平2483-30

電話 0556-62-9062

ファックス 0556-62-9069

電子メール kn-kensetsu@pref.yamanashi.lg.jp

ウ 山梨県雨量・水位情報（インターネット）

<http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/>

(2) 静岡県

ア 静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課

静岡県静岡市葵区追手町9-6

電話 054-221-2249（水防配備時 054-221-3259）

ファックス 055-221-3564（水防配備時 054-221-3260）

電子メール dobokubousai@pref.shizuoka.lg.jp

イ 静岡県富士土木事務所維持管理課

静岡県富士市本市場441-1

電話 0545-65-2249（水防配備時 0545-65-2237）

ファックス 0545-65-2294（水防配備時 0545-65-2294）

電子メール fujido-kanri@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 静岡県雨量・水位等情報「サイポスレーダー」（インターネット）

<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

第2節 神奈川県との協定

水防情報等に関する協定

静岡県知事川勝平太（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）とは、水防活動の利用に適合する雨量及び水位情報、その他の情報の交換等について次のとおり協定する。

（対象河川）

第1条 対象とする河川は、静岡県と神奈川県に流域を持ち、両県を跨ぐ河川を対象とする。

（情報等の交換方法）

第2条 甲及び乙は、各々が設置した雨量計及び水位計による観測値、また、被害が両県に及ぶことが予想される災害情報等、河川管理上又は水防上必要な事項について相互に情報を交換するものとする。なお、詳細については、覚書を別途定めるものとする。

（所管する窓口）

第3条 本協定を所管する窓口は次のとおりとする。

- （1）静岡県 静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課
- （2）神奈川県 神奈川県県土整備局河川下水道部河川課

（疑義の協議）

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成22年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年 3月31日

甲 静岡県知事 川勝平太

乙 神奈川県知事 松沢成文

第 16 章 水防てん末報告

1. 水防管理者は、洪水・高潮等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項をとりまとめ、様式 8 (P. 177) により水防活動実施後 10 日以内に所轄水防区を経由し水防本部長に報告するものとする。

水防区長は、上記報告を受けたときは内容を取りまとめ、遅滞なく様式 9 (P. 178) により本部長に報告するとともに、特に水防功労者表彰の申請については、実状を調査し内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を附して水防本部長に報告するものとする。(法第 47 条第 2 項)

2. 水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

3. 水防活動実施報告作成上の注意事項

3-1. 水防管理団体水防活動実施報告書(様式 8 (P. 177))

- (1) 各水防管理団体及び水防区で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- (2) 水防管理団体は水防区長(土木事務所長)に箇所ごとの報告書の集計表を添付した 3 部提出すること。
- (3) 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
- (4) 氾濫した場合には、箇所図(1/5,000 以上)に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。

3-2. 管内水防活動実施報告書（様式9（P.178））

(1) 各水防区は、管内水防管理団体から提出された様式8（P.177）を集計して様式9（P.178）を作成すること。

(2) 様式9（P.178）に、様式8（P.177）の写し及び氾濫区域図を添付し静岡県水防長（交通基盤部長）に2部提出すること。

ア. 出水の概要：出水時の模様を具体的に記入すること。

ただし、雨量、水位の詳細は、観測資料とともに別途提出すること。

イ. 水防実施箇所：箇所数のみ記載すること。

ウ. 水防開始の日時及び終結日時：管内水防管理団体中出動の最も早かったものと、最終解散のものについて記載すること。

エ. 出動人員数：出動人員数には、パトロールを含めた人員数を記入し、そのうち実際に水防活動を行った人員数を括弧内に記入すること。

オ. 作業の概況：工法の種類と工法ごとの箇所数及び延長を記載すること。

3-3. 水防活動実施報告書（別紙様式（P.507））

各水防管理団体は、水防を実施した場合のみ別紙様式（P.507）により所轄水防区に報告すること。

各水防区は、管内の状況を取りまとめたうえ別紙様式（P.507）により参考資料9（P.506）に記載する報告日までに水防本部長に報告すること。

4. 水防活動の公表

水防管理者から水防本部長に様式10（P.179）の報告がなされた場合には、記者提供、ホームページ掲載等の広報活動を実施する。また、報告のあった場合は、中部地方整備局又は関東地方整備局に速やかに報告をする。

第 17 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防管理団体の水防計画

1. 水防管理団体の水防計画の策定

- (1) 指定水防管理団体は、静岡県水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更し、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- (2) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

2. 水防管理団体の水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

3. 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資器材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、「水防計画作成の手引き（案）」（水防管理団体版）を参考にして作成する。

第 2 節 水防訓練

- (1) 指定水防管理団体は、毎年 1 回以上県の指導により水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、所轄土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。
- (2) 水防管理団体が主催する水防研修や中部又は関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。
- (3) 津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第 18 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水対応

(1) 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表 (<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/shinsuisoutei.html>)するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

(2) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- ⑤ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 洪水ハザードマップ

洪水浸水想定区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画において定められた上記 2. (1)～(5) に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第 8 条第 3 項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町にあっては、同法第 55 条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

(4) 予想される水災の危険の周知等

市町長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

(5) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告するものとする。

市町は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする

(7) 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(8) 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区であ

る。

第2節 津波対応

(1) 津波災害警戒区域の指定

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨並びに当該指定の区域及び基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/tsunamisaisaigaikeikaiki.html>)により公示するとともに、関係市町の長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。

津波災害警戒区域の指定状況は、表. 18-1 津波災害警戒区域一覧表のとおりである。

表. 18-1 津波災害警戒区域一覧表

(令和2年4月1日現在)

水防区名	津波災害警戒区域指定市町	津波災害特別警戒区域指定市町
下田	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町	-
熱海	-	-
沼津	伊豆市	伊豆市
富士	-	-
静岡	-	-
島田	-	-
袋井	-	-
浜松	-	-

(2) 津波浸水想定図

津波防災地域づくりに関する法律に則り、県では、平成25年6月に公表した静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）での想定津波浸水域図（レベル2の津波の最大浸水深図（重ね図））を基に、津波浸水想定図を作成し、公表(<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/tiikidukurihou.html>)している。この津波浸水想定図は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項の規定により県が設定することとされている津波浸水想定（最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合に想定される浸水の区域及び水深）である。

(3) 市町村地域防災計画の拡充

市町村防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 市町が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 津波災害警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を

要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- ⑤ その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(4) 津波ハザードマップの作成・周知

津波災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。

(5) 避難促進施設に係る避難確保計画

津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市町長に報告するとともに、公表するものとする。

津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- ① 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- ② 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- ③ 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- ④ その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

第 19 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体の申請、指定及び業務等

1. 水防協力団体の指定、監督、情報の提供（法第 36、39、40 条）

水防管理団体は、2. に規定する業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。また、水防管理団体は水防協力団体が適正かつ確実な実施を確保するため水防計画に位置付けるとともに、その業務について報告させることができる。なお、国、都道府県及び水防管理団体は水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報提供、指導若しくは助言をするものとする。

2. 水防協力団体の業務（法第 37 条）

- (1) 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及、啓発
- (6) 前各号に附帯する業務

3. 水防協力団体と水防団等の連携（法第 38 条）

水防協力団体は、水防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。また、水防協力団体は、毎年水防団及び消防機関が行う水防訓練（法第 32 条の 2）に参加することとする。

津波災害警戒区域に係る水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。（法第 32 条の 3）

4. 水防協力団体の位置付け

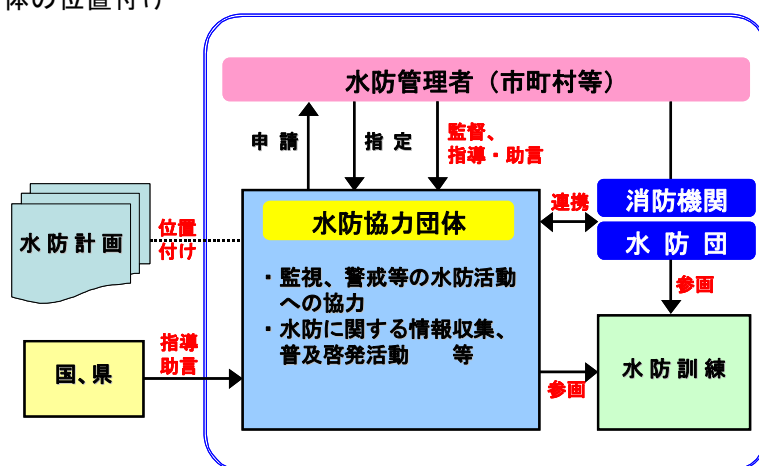


図. 19-1 水防協力団体の概念図

5. 水防協力団体の申請・指定及び運用

水防管理団体は、水防協力団体の申請があった場合は、表. 19-1「水防協力団体指定要領」(P. 143) を参考として指定することとする。また指定の際は、合わせて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

水防協力団体の業務の運用にあたっては、業務の適正かつ確実に行われるように表. 19-2「水防協働活動実施要領」(P. 146) の内容を水防管理団体の水防計画に規定する。

※参 考

〇〇市（町）水防協力団体指定要領

1. 趣旨

〇〇市（町）では、水防団員数の減少、サラリーマン化による実際に出動できない水防団員の増加並びに市民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市（町）における水防団及び水防を行う消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力することを目的に、水防法（以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとした。

2. 水防協力団体の要件（法 36 条第 1 項関係）

水防協力団体は、法第 36 条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3. 水防協力団体の業務（法 37 条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある水防団又は消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- （1）河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- （2）水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供
- （3）水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- （4）水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- （5）講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- （6）水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4. 水防協力団体の申請方法（法 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- （1）水防協力団体の要件を満たす者で、〇〇市（町）水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（〇〇市（町）長）（〇〇市（町）△△部□□課）に「〇〇市（町）水防協力団体指定申請書」（様式 1（P. 144））に「水防協力団体活動業務計画書」（様式 3（P. 145））及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。
- （2）水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容、組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5. 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- （1）水防管理者（〇〇市（町）長）は前項の申請により業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「〇〇市（町）水防協力団体認定書」（様式 2（P. 144））を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- （2）水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6. その他

- （1）この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- （2）その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式 1 水防協力団体指定申請書

※参 考

様式 1 (用紙 日本工業規格 A4 縦型)

〇〇市 (町) 水防協力団体指定申請書

年 月 日

〇〇市 (町) 水防管理者
〇〇市 (町) 長 様

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代表者氏名

水防法第 3 6 条第 1 項及び〇〇市 (町) 水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、〇〇市 (町) 水防協力団体の指定を受けたいので、別添「水防協力団体協力活動業務計画書」(様式 3 (P. 145)) を添えて申請します。

様式 2 水防協力団体認定書

※参 考

〇〇市 (町) 水防協力団体認定書

年 月 日

住 所
(事務所所在地)
団体の名称
代 表 者 様

〇〇市 (町) 水防管理者
〇〇市 (町) 長

水防法第 3 6 条第 1 項及び〇〇市 (町) 水防協力団体指定要領第 4 の規定に基づき、貴団体を〇〇市 (町) 水防協力団体に指定します。

※参 考

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の〇〇市（町）の実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください

I 河川巡視、土のうの袋詰め及び運搬、避難支援などの水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3- (1) 関係）

- 1 災害時における土のうの袋詰めや運搬などの水防活動への支援
- 2 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
- 3 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
- 4 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援

II 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3- (2) 関係）

具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等

()

III 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3- (3) 関係）

- 1 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
- 2 災害時における河川水位状況、雨量、強風状況などの情報連絡

IV 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3- (4) 関係）

- 1 市（町）が作成する洪水ハザードマップの配布

V 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発（指定要領 3- (5) 関係）

- 1 実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習

VI 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3- (6) 関係）

- 1 水防団が開催する水防演習への参加
- 2 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

()

※参 考

〇〇市（町）における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1. 趣旨

〇〇市（町）における水防活動は、〇〇市（町）水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法が一部改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本市（町）において水防協力団体を指定した際に水防団及び水防活動を行う消防機関と水防協力団体との水防活動の連携、協働業務等について本要領に定めるものとする。

2. 水防団等と水防協力団体との連携（水防法 38 条関係）

水防法第 36 条及び〇〇市（町）水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防団又は水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3. 活動報告書の提出（水防法第 39 条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「水防協力団体活動報告書」（様式 4 (P. 146)）を提出させることができる。

4. 情報提供等（水防法第 40 条関係）

水防管理者は、〇〇市（町）水防協力団体指定要領 4 に基づき提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「水防協力団体活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5. その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

様式 4 水防協力団体協力活動報告書

※参 考

〇〇市（町）水防協力団体協力活動報告書

年 月 日

〇〇市（町）水防管理者

〇〇市（町）長 様

住 所
（事務所所在地）
団体の名称
代表者氏名

別紙のとおり水防活動を実施しましたので、〇〇市（町）水防協力団体指定要領第 6 の規定に基づき提出します。

第20章 その他

第1節 費用負担及び公用負担

1. 水防管理団体が、その管轄区域の水防に要した費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。(法第41条)

但し、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事があつせんするものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担

2. 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第28条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 排水用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は、上記(1)から(4)((2)における収用を除く。)の権限を行使することができる。

3. 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、図.20-1のような水防管理者より交付される委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証			
〇〇水防団〇〇部長			
氏 名			
上記の者に		区域における水防法第28条第1項の権限を委任し	
たことを証明する。			
令和	年	月	日
〇〇市町長名		氏	名
			(印)

図.20-1 公用負担権限委任証(例)

4. 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、図. 20-2 のような水防管理団体が定めた命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

第 号		公用負担命令書			
		目的物	種類	員数	
		負担内容	使用	収用	処分
		年 月 日			
			〇〇市町長	氏	名 (印)
			事務取扱者	氏	名 (印)
		殿			
-----切取線-----					
第 号		受領書			
		公用負担命令書			
		右受領した			
		年 月 日			
				氏	名 (印)
		殿			

図. 20-2 公用負担命令書(例)

5. 公用負担の証票

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第2節 公務災害補償

水防団員又は、水防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、その者の所属する水防管理団体は、水害予防組合にあっては組合会の議決で、市町組合又は、市町にあっては条例の定めるところにより損害を補償するものとする。(法第6条の2)

第3節 退職報償金

水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長または水防団員の属する水防管理団体は、市町又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合法の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給できるものとする。(法第6条の3)

第4節 静岡県水防協議会

静岡県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、水防法第8条により静岡県水防協議会を置く。

静岡県水防協議会は、水防に関し関係機関に対し意見を述べることができる。

静岡県水防協議会は、会長1人及び委員15人以内で組織する。会長は、静岡県知事をもって充てる。委員は関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから静岡県知事が命じ又は委嘱する。

その他静岡県水防協議会に関し、必要な事項は、資料編 参考資料2「静岡県水防協議会条例（静岡県条例第44号）」（P.493～P.494）で定める。本県水防協議会の構成は、資料編 参考資料3「令和2年度静岡県水防協議会委員、幹事及び水防関係事務所長名簿」（P.495～P.496）、資料編 参考資料4「令和3年度静岡県水防協議会幹事及び水防関係事務所長名簿」（P.497）のとおりである。

第5節 災害用伝言ダイヤル「171」等

災害用伝言ダイヤルとは、地震、水害等災害が発生した時に最も重要となる安否確認を伝達するシステムである。

また、災害時に利用できる安否確認システムには、伝言ダイヤルのほか、災害用ブロードバンド伝言板（web171）、携帯電話会社の災害用伝言板がある。

これらの詳細については資料編第22表〔災害用伝言ダイヤル「171」等について〕（P.458）のとおりである。

資 料 編

資 料 編 目 次

様式	151
別表	181
参考資料	473
重要水防箇所等位置図	巻末

様 式

様式 1 - 1	直轄河川洪水予報形式(氾濫注意情報)	151
様式 1 - 2	直轄河川洪水予報形式(氾濫警戒情報)	153
様式 1 - 3	直轄河川洪水予報形式(氾濫危険情報)	155
様式 1 - 4	直轄河川洪水予報形式(氾濫発生情報)	157
様式 2 - 1	県管理河川洪水予報発表形式(氾濫注意情報)	159
様式 2 - 2	県管理河川洪水予報発表形式(氾濫警戒情報)	161
様式 2 - 3	県管理河川洪水予報発表形式(氾濫危険情報)	163
様式 2 - 4	県管理河川洪水予報発表形式(氾濫発生情報)	165
様式 3 - 1	直轄河川水防警報発表用紙	167
様式 3 - 2	直轄海岸水防警報発表用紙	168
様式 3 - 3	直轄河川水防警報発表用紙(津波)	169
様式 3 - 4	直轄海岸水防警報発表用紙(津波)	170
様式 4 - 1	県管理河川水防警報発表用紙(洪水)	171
様式 4 - 2	県管理河川水防警報発表用紙(津波)	172
様式 5	直轄河川水位到達情報発表用紙	173
様式 6	県管理河川水位到達情報発表用紙	174
様式 7 - 1	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式	175
様式 7 - 2	国土交通省の災害対策用車両等の派遣回答様式	176
様式 8	水防管理団体水防活動実施報告書	177
様式 9	管内水防活動実施報告書	178
様式 10	水防管理団体水防活動実施報告書【公表用資料】	179

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇市	△△市	□□郡□□町
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	〇〇川
	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇町
	右岸 〇〇市、〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇町
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市	—
	右岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区 〇〇県△△郡□□町 ●●地区、■●地区

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇
気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇市	△△市	□□郡□□町
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	〇〇川
	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇町
	右岸 〇〇市、〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇町
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市	—
	右岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区 〇〇県△△郡□□町 ●●地区、■地区

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

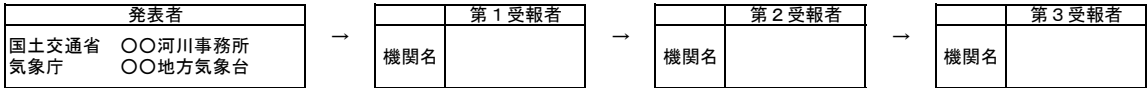
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇
気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000

様式 1 - 3 直轄河川洪水予報形式(氾濫危険情報)



正規

〇〇がわ
〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報(発表)
令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
〇〇かせんじむしょ 〇〇ちほうきしょうだい
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇がわ
【警戒レベル4相当情報 [洪水]】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり

(主 文)

〇〇がわ 〇〇〇 〇〇し
【警戒レベル4相当】〇〇川の〇〇〇水位観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〇〇がわ △△△ △△し
【警戒レベル4相当】〇〇川の△△△水位観測所(△△市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

〇〇がわ □□□ □□ぐん□□ちょう
警戒レベル4相当】〇〇川の□□□水位観測所(□□郡□□町)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
□□□ 水位観測所 (□□郡□□町)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇市	△△市	□□郡□□町
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	〇〇川
	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇町
	右岸 〇〇市、〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇町
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市	—
	右岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区 〇〇県△△郡□□町 ●●地区、■地区

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

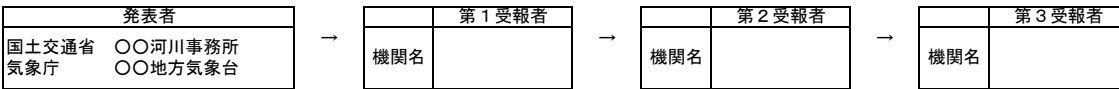
川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000

様式 1 - 4 直轄河川洪水予報形式 (氾濫発生情報)



正規

〇〇がわ
〇〇川氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
〇〇かせんじむしょ 〇〇ちほうきょうだい
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】〇〇川では、(堤防決壊による) 氾濫が発生

(主 文)

〇〇がわ
【警戒レベル5相当】〇〇川では、●●市●●地区 (△△岸) 付近において (堤防決壊による) 氾濫が発生しました。
直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

現在、雨はやんでいます。

流域	00日00時00分~00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
	水位(m)					
〇〇〇 水位観測所 (〇〇市)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (△△市)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
□□□ 水位観測所 (□□郡□□町)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇市	△△市	□□郡□□町
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	〇〇川
	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇町
	右岸 〇〇市、〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇町
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇市、〇〇市	左岸 〇〇市、〇〇市	—
	右岸 〇〇市、〇〇市、 〇〇市	右岸 〇〇市、〇〇市	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区	〇〇県〇〇市 〇〇地区、△△地区 □□地区、◇◇地区 〇〇県▲▲市 ☆☆地区、▽▽地区 ××地区 〇〇県△△郡□□町 ●●地区、■●地区

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇
 気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇×〇地区、 △△県□□市〇〇×〇〇地区、 △△県□□市〇〇×〇〇〇地区、	××県××市〇〇地区、 ××県〇市〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

サイポスレーダー 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://sipos.pref.shizuoka.jp https://www.jma.go.jp/	http://sipos.shizuoka2jp/m/

問い合わせ先
 水位関係：静岡県 〇〇土木事務所 電話：000-000-0000
 気象関係：気象庁 静岡地方気象台 電話：054-286-3411

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇×〇〇地区、 △△県□□市〇〇×〇〇〇地区、 △△県□□市〇〇×〇〇〇〇地区、	××県××市〇〇〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

サイポスレーダー 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://sipos.pref.shizuoka.jp https://www.jma.go.jp/	http://sipos.shizuoka2jp/m/

問い合わせ先
 水位関係：静岡県 〇〇土木事務所 電話：000-000-0000
 気象関係：気象庁 静岡地方気象台 電話：054-286-3411

様式 2-3 県管理河川洪水予報発表形式 (氾濫危険情報)

発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者	
静岡県 気象庁	〇〇土木事務所 静岡地方気象台	機関名		機関名		機関名	

正規

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
静岡県〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】 〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】 〇〇川の〇〇〇水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇) では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル4相当】 〇〇川の△△△水位観測所 (〇〇県△△市△△) では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

【警戒レベル4相当】 〇〇川の□□□水位観測所 (〇〇県□□市□□) では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
	水位(m)					
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	xxx.x↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測	xxx.x	■■■■■			
	00日02時00分の予測	xxx.x	■■■■■			
	00日03時00分の予測	xxx.x	■■■■■			
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	xxx.x↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測	—				
	00日02時00分の予測	—				
	00日03時00分の予測	—				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	xx.x↑	■■■■■			
	00日01時00分の予測	xx.x	■■■■■			
	00日02時00分の予測	xx.x	■■■■■			
	00日03時00分の予測	xx.x	■■■■■			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県××市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

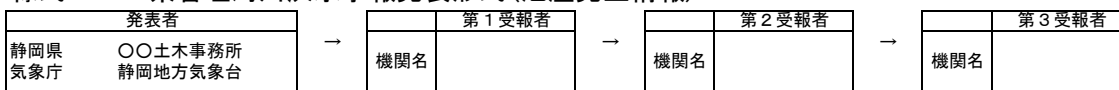
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

サイポスレーダー 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://sipos.pref.shizuoka.jp https://www.jma.go.jp/	http://sipos.shizuoka2.jp/m/

問い合わせ先

水位関係：静岡県 〇〇土木事務所 電話：000-000-0000
気象関係：気象庁 静岡地方気象台 電話：054-286-3411

様式2-4 県管理河川洪水予報発表形式(氾濫発生情報)



正規

〇〇川氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
静岡県〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報〔洪水〕】〇〇川では、(堤防決壊による)氾濫が発生

(主文)

【警戒レベル5相当】〇〇川では、●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。
直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分~00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■	■	■	■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↓	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	—	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	—	■	■	■	■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XX.X↑	■	■	■	■
	00日01時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日02時00分の予測	XX.X	■	■	■	■
	00日03時00分の予測	XX.X	■	■	■	■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4水位 氾濫危険水位※	144.9	48.6	23.1
レベル3水位 避難判断水位※	144.6	48.0	21.5
レベル2水位 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1水位 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□地区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県××市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇〇地区、 ××県××市〇〇〇〇地区、

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

サイポスレーダー 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://sipos.pref.shizuoka.jp https://www.jma.go.jp/	http://sipos.shizuoka2.jp/m/

問い合わせ先

水位関係：静岡県 〇〇土木事務所 電話：000-000-0000
 気象関係：気象庁 静岡地方気象台 電話：054-286-3411

正 規

水 防 警 報 (出 動)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△△水位観測所	第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇川河川事務所発表

【現 況】

〇〇川の△△△水位観測所（〇〇市〇〇）の水位は、
 〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇.〇〇mです。
 △△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）（に達し、を超え、を下回り）
 （上昇しています。横ばい状態です。下降しています。）
 または
 △△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）
 （を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込みです。）

【被災状況】

（自由に記入）

【発 表】

水防機関は出動してください。

【特 記】

（自由に記入）

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇				
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先
 国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

正 規

○ ○ 海 岸 水 防 警 報 (出 動)

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
国土交通省 ○〇川河川事務所発表
(第△△号)

【現 況】

△△潮位観測所の潮位は、〇〇日△△時□□分現在××mです。
波高などで判定する場合は、管理メニューで変更してください。
(この文章も管理メニューで編集・削除可能です。)

【発 表】

各水防機関は、出動し、堤防その他を見回り、
嚴重に警戒して下さい。

【特 記】

(自由に記入)

水防警報(海岸)発表状況				
海岸名	待機	準備	出動	解除
○○○○○	○			
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先
国土交通省 ○〇河川事務所 ○〇〇〇課 電話: 000-000-0000 (内線) ○〇〇

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除			
発表河川		基準水位観測所		第_____号
日時	令和	年	月	日
				時 分
	国土交通省 ○○地方整備局 ○○事務所発表			
番号	発 表 内 容			
1	令和○○年○月○日○時○分に〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。			
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。			
	津波の河川遡上により○○観測所では、氾濫危険水位を超えるおそれがあります。水防機関は、出動し水防活動を行ってください。			
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。			
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

水 防 警 報（海 岸）

種 類	出 動 ・ 解 除			
発表海岸		基準水位観測所		第_____号
日時	令和	年	月	日
				時 分
				国土交通省 ○○地方整備局 ○○事務所発表
番号	発 表 内 容			
1	令和○○年○月○日○時○分に津波警報〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。			
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。			
	水防機関は、出動し水防活動を行ってください。			
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。			
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

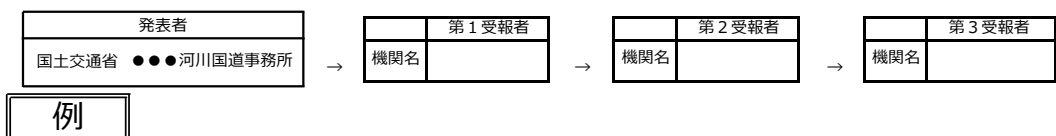
※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

水 防 警 報（河 川）

種 類	出 動 ・ 解 除		
発表河川		第_____号	
日時	令和 年 月 日 時 分	静岡県 〇〇土木事務所発表	
番号	発 表 内 容		
1	令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に大津波警報・津波警報が発表され、〇〇湾では〇mの津波が予想されています。		
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。		
	各地域の実情や立地条件を踏まえ、 <u>退避必要時間の確保を最優先</u> の上出動し、水防団員の安全を確保しつつ、避難誘導等の水防活動を実施してください。		
2	〇〇湾に発表されていた津波警報（大津波・津波）は、令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に解除されました。		
	巡視等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。		

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

様式 5 直轄河川水位到達情報発表用紙



例

●●川氾濫危険情報

令和 XX 年 XX 月 XX 日 hh 時 mm 分
 国土交通省 ●●●● 事務所発表
 (第〇号)

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】 ●●川の●●●水位観測所(〇〇市△△町)では、XX日 hh 時 mm 分に避難勧告の発令の目安となる氾濫危険水位(●.●●m)に到達しました。
 市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)

●●川 ●●●水位観測所 (〇〇市△△町)
 (受け持ち区間は)

氾濫危険水位	●.●●m	水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
避難判断水位	●.●●m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
氾濫注意水位	●.●●m	氾濫発生に対する注意を求める段階

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の避難判断水位、氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位。

問い合わせ先
 国土交通省●●●●事務所 河川・海岸情報センター電話 :XXX-XXX-XXXX (内線)XXXXXX

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

〇〇川 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時 〇〇分 発表
〇〇土木事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】〇〇水系〇〇川は、〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇市〇〇の〇〇水位観測所で、市町長の避難勧告等の発令判断の目安である、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)〇. 〇mに達しました。〇〇水位観測所では〇時～〇時の1時間に約〇m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

〇〇水位観測所(受け持ち区間: ■■■市※※地区~□□町◎◎地区)

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	m
避難判断水位	m
氾濫注意水位(警戒水位)	m

* その他、本川(観測所)の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先

静岡県〇〇土木事務所

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。

静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」

<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

様式7-1 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式
様式一1(派遣要請様式)

第 号
令和 年 月 日

国土交通省
〇〇〇〇〇〇事務所長 殿

〇〇市・町 災害対策本部長
〇〇市・町長 〇〇 〇〇

災害対策用資機材等の派遣について(要請)

標記について、当局管内において発生した災害対応のため、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 台風〇〇号により発生した内水排除のため
2. 要請箇所 静岡県〇〇市・町〇〇地先 (別図参照)
3. 引渡希望日 令和 年 月 日 時 分
4. 受取責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 000-000-0000

5. 要請資機材の
種類・規格・台数

資 機 材 名 等	規 格	台 数	備 考
〇〇〇車(00-0000)	〇〇〇	1台	

6. 使用予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

7. 操作要員等
- | | |
|-------------|---------------|
| 操作員 | 不必要・必要(名) |
| 保守員 | 不必要・必要(名) |
| 設置・撤去員 | 不必要・必要(名) |
| 設置機械(クレーン等) | 不必要・必要(機械 台) |

第 号
令和 年 月 日

〇〇市・町 災害対策本部長
〇〇市・町長 〇〇 〇〇 殿

国土交通省
〇〇〇〇〇〇事務所長 〇〇 〇〇

災害対策用資機材等の派遣について(回答)

標記について、下記のとおり出動を指示した旨を回答する。

記

1. 引き渡し場所 静岡県〇〇市・町〇〇地先 (別図参照)
〇〇〇〇〇〇事務所

2. 引き渡し日 令和 年 月 日 時 分

3. 派遣側責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

4. 受取責任者 〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

5. 要請資機材の
種類・規格・台数

資 機 材 名 等	規 格	台 数	備 考
〇〇〇車(00-0000)	〇〇〇	1台	

6. 派遣予定期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

7. 派遣操作要員等
操作員 0名
保守員 0名
設置、撤去員 0名
設置機械(クレーン等) 機械 0台

水防管理団体水防活動実施報告書

令和 年 月 日

水防管理団体名 _____ 作成責任者 _____

出 水 の 概 要	川 警戒水位 m 雨量 mm														
水 防 実 施 箇 所	川 左 右 岸 地先 m														
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時				所 要 物 件 費 用 材	人	管理団体	県支給分	その他	計					
						件	円	円	円	円					
出 動 人 員	水防団員 消防団員 その他 合計					物 件	計								
	人 人 人 人						資材費								
水 防 作 業 の 概 要 及 び 工 法	工法 箇所 m														
						費 用	器材費								
				材			雑 費								
						用	計								
				資			公用負担								
						材	合 計								
水 防 の 効 果	堤防	田	畑	家	鉄道		道路	人口	その他						
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人							
結 果	被 害									使 用 資 材	かます、俵	枚	枚	枚	枚
											万年、土俵	枚	枚	枚	枚
											な わ	Kg	Kg	Kg	Kg
											丸 太	枚	枚	枚	枚
											そ の 他				
											県 の 応 援 状 況				
水 防 団 員 消 防 団 員 の 出 動 状 況											立 ち 退 き 状 況 及 び そ れ を 指 示 し た 事 由				
そ の 他 の 出 動 状 況											水 防 関 係 者 の 死 傷				
居 住 者 の 出 動 状 況											水 防 功 勞 者 の 氏 名 所 属 年 齢 所 属 及 び そ の 功 績 概 要				
雨 量 水 位 の 状 況											水 防 活 動 に 関 す る 自 己 評 価				
公 用 負 担 内 容															
他 団 体 の 応 援 状 況															
警 察 官 の 応 援 状 況											備 考				

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 氾濫箇所図(1/5000以上)を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図(1/5000以上)を添付して、水防区長(土木事務所長)に3部に提出すること。
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

管内水防活動実施報告書

令和 年 月 日
 水防区(土木事務所)名 _____ 作成責任者 _____

出水の概況	水防実施個所	水防開始の日時 及び終結日時	出動人員数	水防作業の概況	
			水防団員		
			人		
			(人)		
			消防団員		
			人		
			(人)		
			その他		
			人		
			(人)		
			合計		
			人		
			(人)		
水防の効果		被害	所要経費概要		
			区分	水防区	水防管理団体
堤防	m	m	内 訳	人 件 費	
田	m ²	m ²		費	
畑	m ²	m ²			
家屋	戸	戸			
鉄道	m	m			
道路	m	m		計	
			所要資材概要		
			かます・俵		
			なわ		
			丸太		
			その他		

- (注) 1 各水防区は、各水防管理団体から提出された様式8を集計して様式9を作成すること。
 2 様式9は様式8の写しを添付して、水防本部長(知事)に2部提出すること。
 3 出動人員には、パトロール等も含む。

令和〇〇年台風〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

〇概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、〇〇部隊〇名が出動。市内では、1 時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積や住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・積土のう(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または被害状況写真

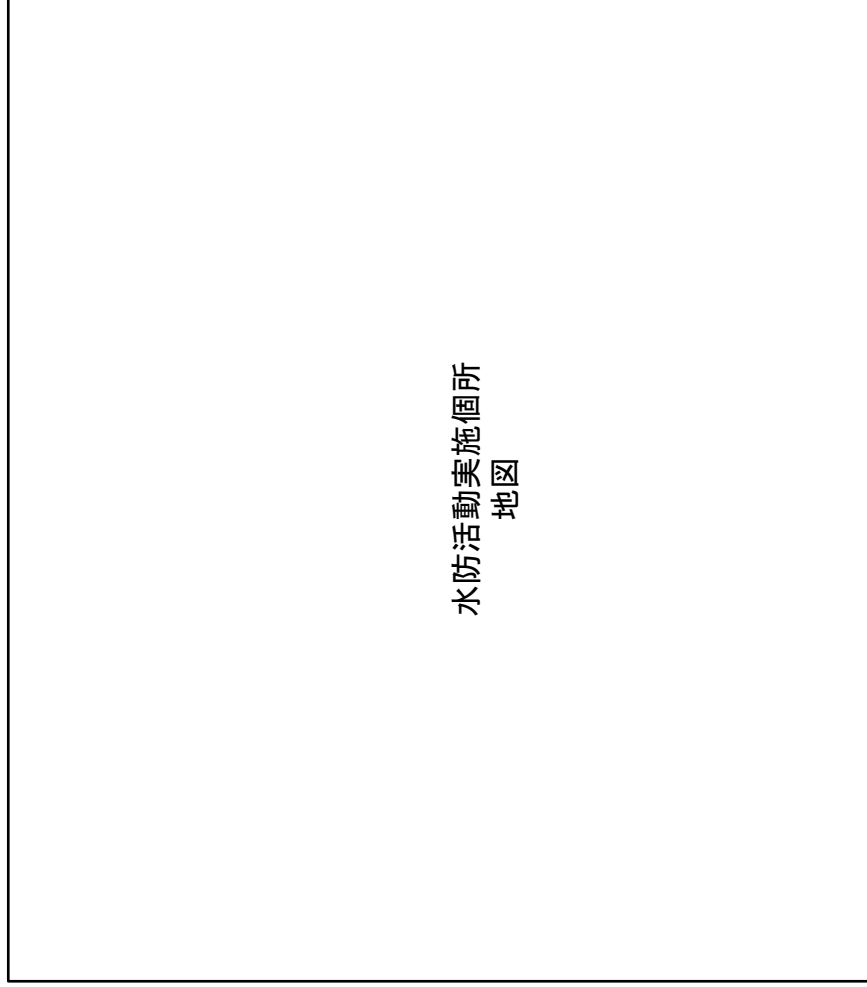
〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動または被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所
地図

別 表

第 1 表	水防管理団体数並びに出動可能人員	181
第 2 表	水防本部及び水防区の任務分担表	186
第 3 表	重要水防箇所一覧表	189
第 4 表	湛水注意箇所一覧表	282
第 5 表	水防上重大な影響のある橋梁一覧表	287
第 6 表	ダム・水こう門等一覧表及び緊急時の連絡体制	291
第 7 表	水防上注意を要する水門等一覧表	313
第 8 表	水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表	328
第 9 表	県輸送車及び作業車の配置状況	360
第 10 表	水防関係機関の電話番号一覧表	363
第 11 表	水防管理団体、警察署、水防区関係電話番号一覧表	369
第 12 表	静岡県土木総合防災情報システム（通称：サイパス）	370
第 13 表	雨量観測所一覧表	375
第 14 表	水位観測所一覧表	386
第 15 表	監視カメラ一覧表	403
第 16 表	静岡県水防区連絡系統図	421
第 17 表	衛星携帯電話一覧表	425
第 18 表	防災行政無線局一覧表	428
第 19 表	水防用無線局一覧表（県河川・海岸関係テレメータ）	440
第 20 表	東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表（順不同）（静岡県内分）	453
第 21 表	水位の種類及び内容	455
第 22 表	災害用伝言ダイヤル「171」等	458
	水防警報水位観測所横断図	459

第1表 水防管理団体数並びに出動可能人員

表. 1-1 静岡県内の水防管理団体数並びに出動可能人員一覧表

令和2年4月1日 現在

水防区	団 体 数		出 動 可 能 人 数		河 川 ・ 海 岸 等	
	指 定 非 指 定	計	消 防 団	水 防 団	区 分	延 長 m
下 田	指 6	6	1,661	—	2 級 河 川	141,615
	非 —				海 岸	179,920
熱 海	指 2	2	881	—	2 級 河 川	46,170
	非 —				海 岸	62,040
沼 津	指 10	10	3,277	—	1 級 河 川	379,479
	非 —				2 級 河 川	89,730
富 士	指 2	2	699	472	海 岸	77,301
	非 —				1 級 河 川	194,069
静 岡	指 1	1	2,385	1,767	1 級 河 川	319,246
	非 —				2 級 河 川	155,934
島 田	指 6	6	2,756	83	海 岸	23,681
	非 —				1 級 河 川	248,891
袋 井	指 6	6	3,398	—	2 級 河 川	215,564
	非 —				海 岸	36,106
浜 松	指 2	2	2,859	759	1 級 河 川	142,956
	非 —				2 級 河 川	366,060
計	指 35	35	17,916	3,081	海 岸	45,536
	非 —				1 級 河 川	385,470
					2 級 河 川	209,920
					海 岸	27,669
					1 級 河 川	1,670,111
					2 級 河 川	1,224,993
					海 岸	462,035

表. 1-2 水防管理団体数並びに出動可能人員(下田水防区)

郡市	指定 非指定	水防管理 団体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主要 河川・海岸
			団体	現員		区分	延長 m	
下田市	指	下田市	下田市 消防団	人 346	下田市 全域	2級河川 海岸	29,550 45,675	稻生沢川 大賀茂川
賀茂郡	"	東伊豆町	東伊豆町 消防団	255	東伊豆町 全域	2級河川 海岸	17,000 15,365	白田川 濁川・大川川 稲取大川
"	"	河津町	河津町 消防団	283	河津町 全域	2級河川 海岸	16,380 12,730	河津川
"	"	南伊豆町	南伊豆町 消防団	296	南伊豆町 全域	2級河川 海岸	34,645 57,455	青野川
"	"	松崎町	松崎町 消防団	223	松崎町 全域	2級河川 海岸	21,000 15,670	那賀川 岩科川
"	"	西伊豆町	西伊豆町 消防団	258	西伊豆町 全域	2級河川 海岸	23,040 33,025	仁科川 宇久須川
計	指定 非指定	6 —	消防団 6	1,661		2級河川 海岸	141,615 179,920	

表. 1-3 水防管理団体数並びに出動可能人員(熱海水防区)

郡市	指定 非指定	水防管理 団体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主要 河川・海岸
			団体	現員		区分	延長 m	
熱海市	指	熱海市	熱海市 消防団	人 379	熱海市 全域	2級河川 海岸	22,460 24,448	千歳川 熱海和田川
伊東市	"	伊東市	伊東市 消防団	502	伊東市 全域	2級河川 海岸	23,710 37,592	伊東大川
計	指定 非指定	2 —	消防団 2	881		2級河川 海岸	46,170 62,040	

表. 1-4 水防管理団体数並びに出動可能人員(沼津水防区)

郡市	指定 非指定	水防管理 団体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主要 河川・海岸
			団体	現員		区分	延長 m	
沼津市	指	沼津市	沼津市 消防団	813 ^人	沼津市 全域	1級河川 2級河川 海岸	39,165 13,930 63,021	狩野川 沼川・新中川 富士海岸
三島市	〃	三島市	三島市 消防団	393	三島市 全域	1級河川	28,580	狩野川 大場川・境川
御殿場市	〃	御殿場市	御殿場市 消防団	377	御殿場市 全域	1級河川 2級河川	37,563 29,250	久保川 西川
裾野市	〃	裾野市	裾野市 消防団	203	裾野市 全域	1級河川	44,200	黄瀬川 佐野川
伊豆の 国市	〃	伊豆の国市	伊豆の国市 消防団	381	伊豆の国市 全域	1級河川	40,994	狩野川 柿沢川・深沢川 戸沢川
伊豆市	〃	伊豆市	伊豆市 消防団	538	伊豆市 全域	1級河川 2級河川 海岸	127,779 10,550 14,280	狩野川・修善寺川 船原川・地藏堂川 大見川・土肥山川
駿東郡	〃	清水町	清水町 消防団	115	清水町 全域	1級河川	10,481	狩野川 黄瀬川
〃	〃	長泉町	長泉町 消防団	135	長泉町 全域	1級河川	18,682	黄瀬川 桃沢川
田方郡	〃	函南町	函南町 消防団	154	函南町 全域	1級河川	32,035	柿沢川・函南 観音川・来光川 ・大場川
駿東郡	〃	小山町	小山町 消防団	168	小山町 全域	2級河川	36,000	鮎沢川 須川 野沢川
計	指定 非指定	10 —	消防団 10	3,277		1級河川 2級河川 海岸	379,479 89,730 77,301	

表. 1-5 水防管理団体数並びに出動可能人員(富士水防区)

郡市	指定 非指定	水防管理 団体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主要 河川・海岸
			団体	現員		区分	延長 m	
富士市	指	富士市	富士市 水防団	472 ^人	富士市 全域	1級河川 海岸	83,948 9,782	富士川 潤井川・小潤井川 沼川
富士宮市	〃	富士宮市	富士宮市 消防団	699	富士宮市 全域	1級河川	110,121	富士川 潤井川 芝川
計	指定 非指定	2 —	消防団 1 水防団 1	699 472		1級河川 海岸	194,069 9,782	

表. 1-6 水防管理団体数並びに出動可能人員(静岡水防区)

郡市	指定 非指定	水防管理 団体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主要 河川・海岸
			団体	現員		区分	延長 m	
静岡市	指	静岡市	静岡市 消防団 水防団	人 2,385 1,767	静岡市 全域	1級河川 2級河川 海岸	319,246 155,934 23,681	安倍川・富士川 巴川・長尾川 静岡・清水海岸
計	指定 非指定	1 —	消防団 1 水防団 1	2,385 1,767		1級河川 2級河川 海岸	319,246 155,934 23,681	

表. 1-7 水防管理団体数並びに出動可能人員(島田水防区)

郡市	指定 非指定	水防管理 団体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主要 河川・海岸
			団体	現員		区分	延長 m	
藤枝市	指	藤枝市	藤枝市 消防団	人 574	藤枝市 全域	1級河川 2級河川	5,632 97,567	大井川 瀬戸川 朝比奈川
焼津市	"	焼津市	焼津市 消防団 水防団	499 83	焼津市 全域	1級河川 2級河川 海岸	6,500 36,983 16,247	大井川 瀬戸川 焼津海岸
島田市	"	島田市	島田市 消防団	775	島田市 全域	1級河川 2級河川	136,349 19,195	大井川 伊久美川 大代川・冢山川
牧之原市	"	牧之原市	牧之原市 消防団	478	牧之原市 全域	2級河川 海岸	55,680 14,982	萩間川・坂口谷川 勝間田川 相良・榛原海岸
榛原郡	"	川根本町	川根本町 消防団	290	川根本町 全域	1級河川	97,660	大井川 大間川 寸又川
榛原郡	"	吉田町	吉田町 消防団	140	吉田町 全域	1級河川 2級河川 海岸	2,750 6,139 4,877	大井川 湯日川 吉田海岸
計	指定 非指定	6 —	消防団 6 水防団 1	2,756 83		1級河川 2級河川 海岸	248,891 215,564 36,106	

表. 1-8 水防管理団体数並びに出動可能人員(袋井水防区)

郡 市	指 定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主 要 河川・海岸
			団 体	現 員		区 分	延 長 m	
磐田市	指	磐 田 市	磐 田 市 消 防 団	人 1,051 (474)	磐 田 市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	25,235 6,600 9,848	天 竜 川 竜 洋 海 岸
袋井市	"	袋 井 市	袋 井 市 消 防 団	546 (437)	袋 井 市 全 域	2 級 河 川 海 岸	4,410 5,385	弁 財 天 川 前 川
掛川市	"	掛 川 市	掛 川 市 消 防 団	803 (486)	掛 川 市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	44,220 33,960 9,467	菊 川 弁 財 天 川 下 小 笠 川
菊川市	"	菊 川 市	菊 川 市 消 防 団	305	菊 川 市 全 域	1 級 河 川	73,501	菊 川 小 笠 高 橋 川
御前崎市	"	御前崎市	御前崎市 消 防 団	304	御前崎市 全 域	2 級 河 川 海 岸	35,380 20,836	新 野 川 箴 川 御 前 崎 海 岸
(袋井市)	"	太 田 川 原 野 谷 川 治 水 水 防 組 合	消 防 団	1,786 ※森町 (389)	森 町 全 域 掛 川 市 磐 田 市 袋 井 市 一 部	2 級 河 川	285,710	太 田 川 原 野 谷 川
計	指 定 非 指 定	6 —	消 防 団 6	3,398		1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	142,956 366,060 45,536	

()は水防組合に計上の人員

表. 1-9 水防管理団体数並びに出動可能人員(浜松水防区)

郡 市	指 定 非指定	水防管理 団 体	消防団・水防団		水防区域	河川・海岸等		主 要 河川・海岸
			団 体	現 員		区 分	延 長 m	
浜松市	指	浜 松 市	浜 松 市 水 防 団 消 防 団	人 759 2,483	浜 松 市 全 域	1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	385,470 191,150 17,481	天 竜 川・水 窪 川 都 田 川・馬 込 川 浜 松 五 島 海 岸
湖西市	"	湖 西 市	湖 西 市 消 防 団	376	湖 西 市 全 域	2 級 河 川 海 岸	18,770 10,188	梅 田 川 境 川 新 居 海 岸
計	指 定 非 指 定	2 —	消 防 団 2 水 防 団 1	2,859 759		1 級 河 川 2 級 河 川 海 岸	385,470 209,920 27,669	

第2表 水防本部及び水防区の任務分担表

表. 2-1 政策管理班の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
本部付班長 政 策 管 理 局 長	副 班 長 経 理 課 長
副 班 長 総 務 課 長	" 建 設 政 策 課 長

表. 2-2 建設経済班の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
本部付班長 建 設 経 済 局 長	副 班 長 技 術 調 査 課 長
副 班 長 建 設 業 課 長	" 工 事 検 査 課 長
" 公 共 用 地 課 長	

表. 2-3 建築管理班の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
本部付班長 建 築 管 理 局 長	副 班 長 建 築 工 事 課 長
副 班 長 建 築 企 画 課 長	" 設 備 課 長

表. 2-4 道路班の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
本部付班長 道 路 局 長	副 班 長 道 路 整 備 課 長
副 班 長 道 路 企 画 課 長	" 道 路 保 全 課 長

表. 2-5 河川砂防班の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
本部付班長 河 川 砂 防 局 長	副 班 長 河 川 海 岸 整 備 課 長
班 長 付 河 川 砂 防 局 技 監	" 土 木 防 災 課 長
副 班 長 河 川 砂 防 管 理 課 長	" 砂 防 課 長
" 河 川 企 画 課 長	

表. 2-6 港湾班の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
本部付班長 港 湾 局 長	副 班 長 港 湾 整 備 課 長
副 班 長 港 湾 企 画 課 長	" 漁 港 整 備 課 長
" 港 湾 振 興 課 長	

表. 2-7 都市班の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
本部付班長 都 市 局 長	副 班 長 景 観 ま ち づ くり 課 長
副 班 長 都 市 計 画 課 長	" 街 路 整 備 課 長
" 地 域 交 通 課 長	" 生 活 排 水 課 長
" 土 地 対 策 課 長	" 公 園 緑 地 課 長

表. 2-8 下田水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	副 区 長	港 湾 課 長
区 長 付 次 長	〃	都 市 計 画 課 長
〃 次 長 兼 企 画 検 査 課 長	事 務 長	総 務 課 長
副 区 長 維 持 管 理 課 長	事 務 長 補 佐	用 地 課 長
〃 工 事 第 1 課 長	支 区 長	技 監 兼 松 崎 支 所 長
〃 工 事 第 2 課 長		

表. 2-9 熱海水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	副 区 長	工 事 課 長
区 長 付 次 長 兼 総 務 課 長	事 務 長	用 地 管 理 課 長
〃 次 長 兼 企 画 検 査 課 長	事 務 長 補 佐	都 市 計 画 課 長
副 区 長 維 持 調 査 課 長	支 区 長	技 監 兼 伊 東 支 所 長

表. 2-10 沼津水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	副 区 長	港 湾 課 長
区 長 付 次 長	〃	都 市 計 画 課 長
〃 用 地 統 括 監 兼 用 地 企 画 課 長	〃	沼 川 新 放 水 路 整 備 課 長
〃 次 長 (技 術)	事 務 長	総 務 課 長
〃 技 監 (建 築)	事 務 長 補 佐	管 理 課 長
〃 技 監 兼 下 水 道 課 長	〃	用 地 調 整 課 長
副 区 長 企 画 検 査 課 長	〃	建 築 住 宅 課 長
〃 維 持 調 査 課 長	支 区 長	技 監 兼 御 殿 場 支 所 長
〃 工 事 第 1 課 長	〃	技 監 兼 修 善 寺 支 所 長
〃 工 事 第 2 課 長		

表. 2-11 富士水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	副 区 長	都 市 計 画 課 長
区 長 付 次 長	事 務 長	総 務 課 長
〃 次 長 兼 企 画 検 査 課 長	事 務 長 補 佐	用 地 課 長
〃 技 監	支 区 長	田 子 の 浦 港 管 理 事 務 所 長
副 区 長 維 持 管 理 課 長	副 支 区 長	田 子 の 浦 港 管 理 事 務 所 整 備 課 長
〃 工 事 課 長	事 務 長 補 佐	田 子 の 浦 港 管 理 事 務 所 総 務 管 理 課 長

表. 2-12 静岡水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	副 区 長	都 市 計 画 課 長
区 長 付 次 長	事 務 長	総 務 課 長
〃 次 長	事 務 長 補 佐	用 地 課 長
〃 技 監 兼 建 築 住 宅 課 長	支 区 長	清 水 港 管 理 局 長
副 区 長 企 画 検 査 課 長	副 支 区 長	清 水 港 管 理 局 次 長 兼 総 務 課 長
〃 維 持 管 理 課 長	〃	清 水 港 管 理 局 技 監 兼 企 画 整 備 課 長
〃 工 事 第 1 課 長	事 務 長 補 佐	清 水 港 管 理 局 管 理 課 長
〃 工 事 第 2 課 長	〃	清 水 港 管 理 局 港 営 課 長
〃 河 川 改 良 課 長		

表. 2-13 島田水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	総 務 課 長
区 長 付 次 長	用 地 企 画 課 長
“ 次 長 (技 術)	用 地 調 整 課 長
副 区 長 企 画 検 査 課 長	建 築 住 宅 課 長
“ 維 持 管 理 課 長	支 区 長 技 監 兼 川 根 支 所 長
“ 工 事 第 1 課 長	“ 焼 津 漁 港 管 理 事 務 所 長
“ 工 事 第 2 課 長	副 支 区 長 焼 津 漁 港 管 理 事 務 所 整 備 課 長
“ 工 事 第 3 課 長	事 務 長 補 佐 焼 津 漁 港 管 理 事 務 所 管 理 課 長
“ 都 市 計 画 課 長	

表. 2-14 袋井水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	総 務 課 長
区 長 付 次 長	建 築 住 宅 課 長
“ 用 地 統 括 監 兼 用 地 企 画 課 長	“ 用 地 調 整 課 長
“ 次 長 (技 術)	支 区 長 技 監 兼 掛 川 支 所 長
副 区 長 企 画 検 査 課 長	“ 御 前 崎 港 管 理 事 務 所 長
“ 維 持 管 理 課 長	副 支 区 長 御 前 崎 港 管 理 事 務 所 企 画 振 興 課 長
“ 工 事 課 長	“ 御 前 崎 港 管 理 事 務 所 整 備 課 長
“ 河 川 改 良 課 長	事 務 長 補 佐 御 前 崎 港 管 理 事 務 所 総 務 課 長
“ 都 市 計 画 課 長	

表. 2-15 浜松水防区の任務分担

任 務 職 名	任 務 職 名
区 長 所 長	副 区 長 沿 岸 整 備 課 長
区 長 付 次 長	“ 都 市 計 画 課 長
“ 次 長 (技 術)	事 務 長 総 務 課 長
“ 技 監 兼 建 築 住 宅 課 長	事 務 長 補 佐 用 地 課 長
“ 支 区 長 天 竜 支 局 長	支 区 長 天 竜 支 局 長
副 区 長 企 画 検 査 課 長	副 支 区 長 天 竜 支 局 用 地 管 理 課 長
“ 維 持 管 理 課 長	“ 天 竜 支 局 工 事 課 長
“ 工 事 課 長	

第3表 重要水防箇所一覧表

県下全河川ともその地区のそれぞれの地形、特質により降雨、出水の状況は千差万別であり、一様な基準をもって、その河川の安全度を判定することは困難であるので、水防関係者は随時、河川海岸堤防及び土石流発生注意箇所、その他水防に影響ある工作物を監視することは勿論、气象台の予想に注意し異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の処置をとる必要がある。

一般的に水害の発生しやすいところは天井川の沿岸、低温内水地帯、霞堤箇所、天然海岸の周辺、扇状地、旧河川地帯および急傾斜地帯が考えられるが、各水防区において、洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所は下表のとおりである。

表. 3-1 静岡県重要水防箇所一覧表（河川海岸関係）

水防区	重要水防箇所	河川			海岸			計	
		河川数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	海岸数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	箇所数 (箇所)	延長 (m)
下田	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—
	県	6	6	5,120				6	5,120
熱海	直轄(国)	—	—	—	—	—	—	—	—
	県	7	11	2,500				11	2,500
沼津	直轄(国)	5	89	57,968				89	57,968
	県	19	22	28,424				22	28,424
富士	直轄(国)	1	22	11,386				22	11,386
	県	9	10	12,400				10	12,400
静岡	直轄(国)	2	82	37,640				82	37,640
	県	9	12	19,200	2	2	15,442	14	34,642
島田	直轄(国)	1	54	23,470				54	23,470
	県	20	36	31,140				36	31,140
袋井	直轄(国)	6	145	80,985				145	80,985
	県	19	24	25,190	1	1	4,578	25	29,768
浜松	直轄(国)	1	78	50,970				78	50,970
	県	15	26	57,355	2	2	5,904	28	63,259
小計	直轄(国)	16	470	262,419	0	0	0	470	262,419
	県	104	147	181,329	5	5	25,924	152	207,253
計		120	617	443,748	5	5	25,924	622	469,672

注) 県管理河川の小計は、沼川・菊川が複数水防区を跨ぐため、河川数は102河川となる。

表. 3-2 県管理区間重要水防箇所(下田水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
下-1	二級	仁科川	仁科川	岩谷戸橋上下流 賀茂郡 西伊豆町 いっしき一色			左右	500	2.4K S 2.9K	A	断面狭小
下-2	二級	大賀茂川	大賀茂川	亀沢橋上流190m～亀沢橋上流300m 下田市 きさみ吉佐美			左右	110	1.2K+90m S 1.4K	A	断面狭小
下-3	二級	稲生沢川	平滑川	稲生沢川合流点～起点 下田市 しもだ下田			左右	760	0.0K S 0.7K+60m	A	断面狭小
下-4	二級	稲生沢川	敷根川	稲生沢川合流点～起点 下田市 ほんごう本郷			左右	790	0.0K S 0.7K+90m	A	断面狭小
重要度A 小計				河川：4箇所				2,160			
下-5	二級	那賀川	岩科川	那賀川合流点～中野橋下流250m 賀茂郡 松崎町 いわしな岩科			左右	2,250	0.0K S 2.2K+50m	B	断面狭小
下-6	二級	青野川	差田川	国道136号二条橋～西田橋下流200m 賀茂郡 南伊豆町 にじょう二條			左右	710	1.1K S 1.8K+10m	B	断面狭小
重要度B 小計				河川：2箇所				2,960			
中計			河川数箇所数	6本 6箇所				5,120			
計			県管理	河川：6箇所				5,120			
合計			水防区計	6箇所				5,120			

注) 対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者(避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	西伊豆町	第5分団	50	岩谷戸集会場	—	西伊豆町長	岩谷戸 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	下田市	下田土木	350	宝徳院	0558-22-5659	下田市長	吉佐美 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	下田市	下田土木	500	下田市民文化会館 老人いこいの家	0558-23-5151 —	下田市長	広岡東自主防災会長 広岡西自主防災会長	同報無線	
積土のう工	下田市	下田土木	450	敷根公園	0558-23-6333	下田市長	新田自主防災会長 東本郷自主防災会長	同報無線	

積土のう工	松崎町	岩科	600	松崎勤労者 体育センター 旧岩科小学校	0558-42-2299 —	松崎町長	道部区長、金沢区長 山口区長、指川区長	同報無線	
積土のう工	南伊豆町	南中小 防災	9	法伝寺	—	南伊豆町長	二条区長	同報無線	

表.3-3 県管理区間重要水防箇所(熱海水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
熱-1	二級	逢初川	逢初川	新幹線上流70m～般若院前上流120m 熱海市			左右	490	0.4K+10m S 0.9K	A	断面狭小
					いずさん 伊豆山						
熱-2	二級	千歳川	千歳川	西山橋から下流へ 熱海市			左右	220	4.0K S 4.2K+20m	A	断面狭小
					いずみ 泉						
熱-3	二級	伊東大川	寺田川	伊東大川合流点～小沢川合流点 伊東市			左 右	560	0.0K S 0.5K+60m	A	断面狭小
					まつばら 松原 おか 岡						
熱-4	二級	伊東大川	本郷川	市道馬場11号線橋から上流へ 伊東市			左右	370	0.4K+80m S 0.8K+50m	A	断面狭小
					ばばちよう 馬場町						
重要度A 小計				河川：4箇所				1,640			
熱-5	二級	熱海和田川	熱海和田川	戸金橋～上和田橋 熱海市			左右	170	0.4K+30m S 0.6K	B	断面狭小
					しょうわちよう 昭和町						
熱-6	二級	熱海和田川	熱海和田川	小嵐橋～金山橋 熱海市			左右	150	1.0K S 1.1K+50m	B	断面狭小
					こあらしちよう 小嵐町						
熱-7	二級	熱海和田川	熱海和田川	牧口橋から上流へ 熱海市			左右	100	1.9K S 2.0K	B	断面狭小
					もみじがおかちよう 紅葉ヶ丘町						
熱-8	二級	糸川	糸川	糸川橋から上流へ 熱海市			左右	150	0.1K+10m S 0.2K+60m	B	断面狭小
					ちゅうおうちよう 中央町						
熱-9	二級	糸川	糸川	泉橋から上流へ 熱海市			左右	80	0.4K+20m S 0.5K	B	断面狭小
					かみじゆくちよう 上宿町						
熱-10	二級	糸川	糸川	上宿橋から下流へ 熱海市			左右	30	0.6K+10m S 0.6K+40m	B	断面狭小
					かみじゆくちよう 上宿町						
熱-11	二級	初川	初川	清水橋から上流へ 熱海市			左右	180	0.4K S 0.5K+80m	B	断面狭小
					しみずちよう 清水町						
重要度B 小計				河川：7箇所				860			
中計			河川数 箇所数	7本 11箇所				2,500			
計			県管理	河川：11箇所				2,500			
合計			水防区計	河川：11箇所				2,500			

注) 対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

水防工法	水防団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者(避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	熱海市	都市整備課倉庫	450	伊豆山小学校	0557-80-5245	熱海市長	熱海市長	同報無線広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課倉庫	20	泉小中学校	0465-63-2811	熱海市長	熱海市長	同報無線広報車	
積土のう工	伊東市	吉田	1,500	西小学校	0557-37-4373	水防本部長(伊東市長)	水防長(危機管理監)	同報無線広報車	
積土のう工	伊東市	吉田	1,000	東小学校	0557-37-2527	水防本部長(伊東市長)	水防長(危機管理監)	同報無線広報車	

積土のう工	熱海市	都市整備課倉庫	1,700	第二小学校	0557-81-0285	熱海市長	熱海市長	同報無線広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課倉庫	1,700	第二小学校	0557-81-0285	熱海市長	熱海市長	同報無線広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課倉庫	1,700	第二小学校	0557-81-0285	熱海市長	熱海市長	同報無線広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課倉庫	350	第一小学校	0557-81-0545	熱海市長	熱海市長	同報無線広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課倉庫	600	第一小学校	0557-81-0545	熱海市長	熱海市長	同報無線広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課倉庫	600	第一小学校	0557-81-0545	熱海市長	熱海市長	同報無線広報車	
積土のう工	熱海市	都市整備課倉庫	730	第二小学校	0557-81-0285	熱海市長	熱海市長	同報無線広報車	

表. 3-4-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(沼津水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
1	一級	狩野川	狩野川	本城山公園付近 駿東郡 清水町			とくら 徳倉	左	328	6.6K+96m S 7.2K-15m	A	暫定堤防
2	一級	狩野川	狩野川	徳倉橋付近 駿東郡 清水町			とくら 徳倉	左	207	7.6K+124m S 7.8K+85m	A	無堤防
3	一級	狩野川	狩野川	カインズホーム付近 伊豆市			うりゅうの 瓜生野 S しゅぜんじ 修善寺	左	120	27.2K S 27.2K+120m	A	すべり破壊
4	一級	狩野川	狩野川	香貫大橋上流 駿東郡 清水町			ながさわ 長沢 S かきだ 柿田	右	470	5.2K+26m S 5.8K+146m	A	暫定堤防
5	一級	狩野川	黄瀬川	JR東海道本線上流 駿東郡 長泉町			ほんじゅく 本宿	左	189	2.0K+87m S 2.2K+103m	A	河積不足
重要度A 小計				河川：5箇所					1,314			
1	一級	狩野川	狩野川	江川排水機場上下流 沼津市			がにゅうどうむがしちよう 我入道東町 S にしじまちよう 西島町	左	476	0.4K+143m S 0.8K+108m	B	河積不足
2	一級	狩野川	狩野川	江川排水機場上流～永代橋下流 沼津市			がにゅうどうえがわちよう 我入道江川町 S よしだちよう 吉田町	左	1,211	0.6K+113m S 1.8K+77m	B	堤防の脆弱性
3	一級	狩野川	狩野川	市場樋管～黒瀬橋 沼津市			いちばちよう 市場町 S くろせちよう 黒瀬町	左	1,137	2.2K+92m S 3.4K+112m	B	パイピング破壊
4	一級	狩野川	狩野川	あゆみ橋～第四小学校 沼津市			いちばちよう 市場町 S みゆきちよう 御幸町	左	509	2.4K+90m S 3.0K+106m	B	河積不足
5	一級	狩野川	狩野川	御園橋上流 沼津市			みゆきちよう 御幸町	左	197	2.8K+91m S 3.0K+106m	B	堤防の脆弱性
6	一級	狩野川	狩野川	香貫大橋下流 沼津市			なかげちよう 中瀬町	左	173	4.6K+98m S 4.8K+75m	B	河積不足
7	一級	狩野川	狩野川	香貫大橋下流付近 沼津市			かみかぬき 上香貫	左	60	5.0K-6m S 5.0K+54m	B	河積不足
8	一級	狩野川	狩野川	外原第一樋管付近 沼津市 駿東郡 清水町			やまがしたちよう 山ヶ下町 S とくら 徳倉	左	661	5.2K+127m S 5.8K+116m	B	暫定堤防

水防工法	水防団	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	清水町	第3分団	—	沼津商業高校	055-931-7080	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	狩重3
積土のう工	清水町	第3分団	—	沼津商業高校	055-931-7080	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	狩重4
月の輪工	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長	同報無線 広報車	狩重 10
積土のう工	清水町	清水町役場	—	西小学校	055-972-6673	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	狩重 14
積土のう工	長泉町	上土狩 防災倉庫	—	本宿公民館	055-986-9362	長泉町長	長泉町職員	同報無線 広報車	狩重 22

積土のう工	沼津市	香貫	—	①第三地区センター (第三中学校) ②香貫小学校 ③沼津工業高校 ④第三小学校 ⑤我入道コミュニティ 防災センター	①055-934-8003 (055-931-1553) ②055-931-1234 ③055-931-0343 ④055-931-0353 ⑤055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市民文化セン ター ③第四地区センター ④第三地区センター (第三中学校) ⑤香貫小学校 ⑥沼津工業高校 ⑦第三小学校 ⑧我入道コミュニティ 防災センター	①055-931-1554 ②055-932-6111 ③055-933-4411 ④055-934-8003 (055-931-1553) ⑤055-931-1234 ⑥055-931-0343 ⑦055-931-0353 ⑧055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
釜段工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市民文化セン ター ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-932-6111 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市民文化セン ター ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-932-6111 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	狩重1
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市民文化セン ター ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-932-6111 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	狩重1
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市民文化セン ター ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-932-6111 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第四中学校 ②沼津市民文化セン ター ③第四地区センター	①055-931-1554 ②055-932-6111 ③055-933-4411	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	狩重2
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第三地区センター (第三中学校) ②香貫小学校 ③沼津工業高校 ④第三小学校 ⑤我入道コミュニティ 防災センター	①055-934-8003 (055-931-1553) ②055-931-1234 ③055-931-0343 ④055-931-0353 ⑤055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
9	一級	狩野川	狩野川	本城山公園付近 駿東郡 清水町			とくら 徳倉	左	195	6.0K+112m S 6.2K+83m	B	暫定堤防
10	一級	狩野川	狩野川	徳倉橋～徳倉第一樋管 駿東郡 清水町			とくら 徳倉	左	326	7.8K+85m S 8.2K+90m	B	河積不足
11	一級	狩野川	狩野川	徳倉橋～徳倉第一樋管 駿東郡 清水町			とくら 徳倉	左	739	7.8K+85m S 8.6K+98m	B	パイピング破壊
12	一級	狩野川	狩野川	徳倉第二樋管 駿東郡 清水町			とくら 徳倉	左	215	8.6K+98m S 8.8K+118m	B	河積不足
13	一級	狩野川	狩野川	江尻樋管～新城樋管 下流400m 沼津市			おおひら 大平	左	624	9.0K+110m S 9.6K+48m	B	河積不足
14	一級	狩野川	狩野川	大平小学校付近 沼津市			おおひら 大平	左	209	9.6K+48m S 11.0K+107m	B	暫定堤防
15	一級	狩野川	狩野川	新城橋上下流 沼津市			おおひら 大平	左	1,081	11.0K+107m S 12.6K+5m	B	河積不足
16	一級	狩野川	狩野川	日守第2樋管下流 田方郡 函南町			ひもり 日守	左	210	12.6K+79m S 12.8K+131m	B	河積不足
17	一級	狩野川	狩野川	日守第2樋管上下流 田方郡 函南町			ひもり 日守	左	240	12.8K+131m S 13.0K+110m	B	暫定堤防
18	一級	狩野川	狩野川	日守大橋下流～日の出橋上流 田方郡 函南町			ひもり 日守	左	605	13.0K+110m S 13.6K+103m	B	河積不足
19	一級	狩野川	狩野川	日の出橋下流～石堂橋上流 田方郡 函南町			ひもり 日守	左	1,159	13.6K+103m S 15.0K+240m	B	すべり破壊
20	一級	狩野川	狩野川	石堂橋上下流 田方郡 函南町			ひもり 日守	左	949	13.8K+108m S 15.0K+240m	B	河積不足
21	一級	狩野川	狩野川	矢崎樋管付近 伊豆の国市			きたえま 北江間	左	464	15.2K+170m S 15.8K+66m	B	暫定堤防
22	一級	狩野川	狩野川	松原橋下流 伊豆の国市			みなみえま 南江間	左	1,078	15.8K+66m S 17.0K+100m	B	河積不足
23	一級	狩野川	狩野川	松原橋付近 伊豆の国市			みなみえま 南江間	左	549	16.0K+56m S 16.6K+93m	B	堤防の脆弱性
24	一級	狩野川	狩野川	谷戸第1樋管下流 伊豆の国市			みなみえま 南江間	左	208	16.8K+108m S 17.0K+100m	B	堤防の脆弱性
25	一級	狩野川	狩野川	谷戸第1樋管下流～壩の上 水位観測所 伊豆の国市			ままのうえ 壩之上	左	238	17.2K+180m S 17.4K+58m	B	河積不足
26	一級	狩野川	狩野川	古奈樋管上流～堰口樋管 伊豆の国市			こな 古奈 S ふじみ 富士見	左	1,338	18.4K+102m S 20.0K+115m	B	河積不足
27	一級	狩野川	狩野川	千歳橋水位観測所～堰口 樋管下流 伊豆の国市			こな 古奈 S ふじみ 富士見	左	659	18.6K+84m S 19.4K+81m	B	すべり破壊

水防工法	水防団	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	清水町	第3分団	—	沼津商業高校	055-931-7080	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町	第3分団	—	沼津商業高校	055-931-7080	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
釜段工	清水町	第3分団	—	沼津商業高校	055-931-7080	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町	第3分団	—	沼津商業高校	055-931-7080	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	2850 1450	大平地区センター (大平小学校)	055-934-3980 (055-931-5020)	沼津市長	大平方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	2850 1450	大平地区センター (大平小学校)	055-934-3980 (055-931-5020)	沼津市長	大平方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	2850 1450	大平地区センター (大平小学校)	055-934-3980 (055-931-5020)	沼津市長	大平方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	函南町	函南町役場	50	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	狩重5
月の輪工	函南町	函南町役場	50	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	狩重5
積土のう工	函南町	函南町役場	50	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	602	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	仲之台区長 伊豆の国市消防団 第4分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	602	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	仲之台区長 伊豆の国市消防団 第4分団長	同報無線 広報車	
月の輪工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	602	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	仲之台区長 伊豆の国市消防団 第4分団長	同報無線 広報車	
月の輪工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	狩重7
月の輪工	伊豆の国市	伊豆の国市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	狩重7

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由
				郡市	区町	大字					
28	一級	狩野川	狩野川	千歳橋水位観測所～堰口 樋管下流		こな 古奈 ↓ ふじみ 富士見	左	659	18. 6K+84m ↓ 19. 4K+81m	B	パイピング 破壊
29	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 リバーサイドパーク付近		あまの 天野	左	184	20. 4K+97m ↓ 20. 6K+88m	B	河積不足
30	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 大門橋付近		おさか 小坂	左	218	21. 2K+154m ↓ 21. 4K+136m	B	河積不足
31	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 新大門橋～神島橋下流		おさか 小坂 ↓ かみしま 神島	左	1, 117	21. 2K+154m ↓ 22. 8K+74m	B	パイピング 破壊
32	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 山田川合流点～大仁橋上 流		くまさか 熊坂 ↓ うりゅうの 瓜生野	左	1, 717	24. 4K+173m ↓ 26. 0K+88m	B	すべり破壊
33	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 山田川合流点～大仁橋上 流		くまさか 熊坂 ↓ うりゅうの 瓜生野	左	1, 717	24. 4K+173m ↓ 26. 0K+88m	B	パイピング 破壊
34	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 山田川合流点付近		くまさか 熊坂	左	175	24. 4K+173m ↓ 24. 6K+115m	B	暫定堤防
35	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 新狩野川大橋付近		くまさか 熊坂	左	260	25. 0K+129m ↓ 25. 2K+132m	B	河積不足
36	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 修善寺生コン付近		うりゅうの 瓜生野	左	591	26. 4K+98m ↓ 27. 2K	B	すべり破壊
37	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 修善寺生コン付近～修善 寺橋		うりゅうの 瓜生野 ↓ しゅぜんじ 修善寺	左	893	26. 6K+77m ↓ 27. 6K+110m	B	河積不足
38	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 修善寺橋下流		しゅぜんじ 修善寺	左	356	27. 2K+120m ↓ 27. 6K+110m	B	すべり破壊
39	一級	狩野川	狩野川	沼津市 港大橋下流付近		たではらちよう 蓼原町	右	275	0. 4K+44m ↓ 0. 8K+76m	B	河積不足
40	一級	狩野川	狩野川	沼津市 港大橋上下流		たではらちよう 蓼原町 ↓ しもかわらちよう 下河原町	右	735	0. 6K+78m ↓ 1. 4K+103m	B	堤防の脆弱 性
41	一級	狩野川	狩野川	沼津市 永代橋上流		なかちよう 仲町 ↓ うおちよう 魚町	右	231	2. 0K+60m ↓ 2. 2K+90m	B	無堤防
42	一級	狩野川	狩野川	沼津市 あゆみ橋～黒瀬橋		おおてまち 大手町 ↓ おおおか 大岡	右	972	2. 4K+111m ↓ 3. 4K+53m	B	河積不足
43	一級	狩野川	狩野川	沼津市 黄瀬川合流点下流		おおおか 大岡	右	414	4. 4K+138m ↓ 4. 8K	B	パイピング 破壊

水防 工法	水防 管理 団体	水防 倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
釜段工	伊豆の国 市	伊豆の国 市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国 市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	狩重7
積土のう工	伊豆の国 市	伊豆の国 市役所	—	長岡中学校	055-948-0238	伊豆の国 市長	伊豆の国市消防団 第1分団長 第2分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国 市	小坂 伊豆の国 市役所	385	あやめ会館 長岡中学校	055-948-1461 055-948-0238	伊豆の国 市長	小坂区長 伊豆の国市消防団 第1・2・3分団長	同報無線 広報車	狩重8
釜段工	伊豆の国 市	小坂 伊豆の国 市役所	385	あやめ会館 長岡中学校	055-948-1461 055-948-0238	伊豆の国 市長	小坂区長 伊豆の国市消防団 第1・2・3分団長	同報無線 広報車	狩重8
月の輪工	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長	同報無線 広報車	
釜段工	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長	同報無線 広報車	
月の輪工	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長 第1分団長	同報無線 広報車	狩重 10・ 11
月の輪工	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長 第1分団長	同報無線 広報車	狩重 11
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
月の輪工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	狩重 12
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第一地区センター (第一小学校) ②第一中学校	①055-963-5088 (055-962-0351) ②055-962-1551	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
釜段工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
44	一級	狩野川	狩野川	東宏生コン 駿東郡	清水町	ながさわ 長沢	右	134	5.0K+115m S 5.2K+26m	B	暫定堤防
45	一級	狩野川	狩野川	東宏生コン 駿東郡	清水町	かきた 柿田	右	371	5.8K+146m S 6.2K+59m	B	暫定堤防
46	一級	狩野川	狩野川	小川泉水神社付近 駿東郡	清水町	ゆがわ 湯川	右	229	7.4K+33m S 7.8K+80m	B	暫定堤防
47	一級	狩野川	狩野川	徳倉橋上流 駿東郡 三島市	清水町	ゆがわ 湯川 S ながぶせ 長伏	右	1,159	8.0K+150m S 9.2K+123m	B	パイピング破壊
48	一級	狩野川	狩野川	的場樋管付近 駿東郡	清水町	ゆがわ 湯川 S まとは 的場	右	415	8.0K+150m S 8.4K+207m	B	暫定堤防
49	一級	狩野川	狩野川	的場樋管付近～長伏樋管 駿東郡 三島市	清水町	まとは 的場 S ながぶせ 長伏	右	344	8.4K+207m S 8.8K+121m	B	河積不足
50	一級	狩野川	狩野川	長伏樋管上下流 三島市		ながぶせ 長伏	右	199	8.8K+121m S 9.0K+78m	B	暫定堤防
51	一級	狩野川	狩野川	松毛川樋管上下流 三島市		ながぶせ 長伏 S みその 御園	右	1,088	9.0K+78m S 11.4K+98m	B	河積不足
52	一級	狩野川	狩野川	松毛川樋管～新城橋下流 三島市		みその 御園	右	375	9.4K+102m S 11.0K+77m	B	パイピング破壊
53	一級	狩野川	狩野川	新城橋上流 三島市		みその 御園	右	337	11.6K+67m S 12.0K+50m	B	河積不足
54	一級	狩野川	狩野川	落合樋管付近 田方郡	函南町	つかもと 塚本 S ひた 肥田	右	576	12.0K+116m S 12.6K+23m	B	河積不足
55	一級	狩野川	狩野川	日守大橋～来光川合流点 田方郡	函南町	ひた 肥田	右	440	13.2K S 13.6K+91m	B	河積不足
56	一級	狩野川	狩野川	日の出大橋上流 田方郡	函南町	ひた 肥田 S ひもり 日守	右	343	13.8K+91m S 14.2K+100m	B	河積不足
57	一級	狩野川	狩野川	来光川合流点～築山樋管 田方郡 伊豆の国市	函南町	ひもり 日守 S よっかまち 四日町	右	2,481	14.2K+225m S 16.8K	B	河積不足
58	一級	狩野川	狩野川	原木揚水機場～御所之内樋管 伊豆の国市		よっかまち 四日町 S じげ 寺家	右	1,221	15.8K+119m S 17.0K+105m	B	パイピング破壊
59	一級	狩野川	狩野川	原木揚水機場～北条樋管 伊豆の国市		よっかまち 四日町	右	423	15.8K+119m S 16.2K+92m	B	堤防の脆弱性

水防工法	水管団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者(避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	清水町	清水町役場	—	西小学校	055-972-6673	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町	第3分団	—	南小学校	055-971-1180	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町	第3分団	—	南小学校	055-971-1180	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
釜段工	清水町 三島市	第3分団 長伏	— 3,000	①南小学校 ②長伏小学校 ③南中学校	①055-971-1180 ②055-977-2424 ③055-975-0980	清水町長 三島市長	清水町職員 三島市職員	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町	第3分団	—	南小学校	055-971-1180	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	清水町 三島市	第3分団 長伏	— 3,000	①南小学校 ②長伏小学校 ③南中学校	①055-971-1180 ②055-977-2424 ③055-975-0980	清水町長 三島市長	清水町職員 三島市職員	同報無線 広報車	
積土のう工	三島市	長伏	3,000	①長伏小学校 ②南中学校	①055-977-2424 ②055-975-0980	三島市長	三島市職員	同報無線 広報車	
積土のう工	三島市	長伏	4,000	①長伏小学校 ②南中学校	①055-977-2424 ②055-975-0980	三島市長	三島市職員	同報無線 広報車	狩重 16
釜段工	三島市	御園	1,000	①中郷西中学校 ②南中学校	①055-977-4707 ②055-975-0980	三島市長	三島市職員	同報無線 広報車	狩重 16
積土のう工	三島市	御園	1,000	①中郷西中学校 ②南中学校	①055-977-4707 ②055-975-0980	三島市長	三島市職員	同報無線 広報車	狩重 16
積土のう工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	函南町	函南町役場	4,000	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	狩重 17
積土のう工	函南町	函南町役場	50	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市 旧韮山庁舎敷地内	100	韮山小学校	055-949-1023	伊豆の国市長	原本区長 伊豆の国市消防団 第7分団長	同報無線 広報車	
釜段工	伊豆の国市	伊豆の国市 旧韮山庁舎敷地内	100	韮山小学校	055-949-1023	伊豆の国市長	四日町区長 寺家区長 伊豆の国市消防団 第7分団長	同報無線 広報車	狩重 18
月の輪工	伊豆の国市	伊豆の国市 旧韮山庁舎敷地内	100	韮山小学校	055-949-1023	伊豆の国市長	四日町区長 寺家区長 伊豆の国市消防団 第7分団長	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要 度	注意を 要する 理由
				郡市	区町	大字					
60	一級	狩野川	狩野川	築山樋管上流		よつかまち 四日町 ↓ じげ 寺家	右	333	16.8K ↓ 17.0K+105m	B	暫定堤防
61	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 古川合流点付近～千歳橋		ちゅうじょう 中條 ↓ じげ 寺家	右	339	17.4K+99m ↓ 17.8K+39m	A	河積不足
62	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 千歳橋上下流		なんじょう 南條	右	211	18.6K+99m ↓ 18.8K+113m	B	河積不足
63	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 千歳橋上流～宗光寺排水 樋管上流		なんじょう 南條 ↓ そうこうじ 宗光寺	右	1,255	19.0K+111m ↓ 20.2K+105m	B	河積不足
64	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 宗光寺排水樋管～新大門 橋		そうこうじ 宗光寺 ↓ はくさんどう 白山堂	右	1,201	19.8K+113m ↓ 21.0K+72m	B	パイピング 破壊
65	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 深沢川合流点～アピタ		かみしま 神島 ↓ よしだ 吉田	右	1,395	23.0K-197m ↓ 24.2K+92m	B	パイピング 破壊
66	一級	狩野川	狩野川	伊豆の国市 アピタ～大仁橋		よしだ 吉田 ↓ おおひと 大仁	右	1,283	24.2K+92m ↓ 25.6K+97m	B	堤防の脆弱 性 すべり破壊
67	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 牧之郷コミュニティー広 場		まきのごう 牧之郷	右	423	26.2K+116m ↓ 26.6K+116m	B	河積不足
68	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 牧之郷樋管		まきのごう 牧之郷	右	233	26.6K+116m ↓ 26.8K+117m	B	暫定堤防
69	一級	狩野川	狩野川	伊豆市 牧之郷樋管～修善寺橋		まきのごう 牧之郷	右	983	26.8K+117m ↓ 27.8K+35m	B	河積不足
70	一級	狩野川	黄瀬川	駿東郡 清水町 黄瀬川大橋付近		ながさわ 長沢	左	210	0.4K+104m ↓ 0.6K+107m	B	暫定堤防
71	一級	狩野川	黄瀬川	駿東郡 清水町 駿東郡 長泉町 黄瀬川大橋付近～JR東海道 線		やはた 八幡 ↓ ほんじゆく 本宿	左	928	1.0K+86m ↓ 2.0K+87m	B	すべり破壊
72	一級	狩野川	黄瀬川	駿東郡 長泉町 JR東海道線～JR御殿場線		ほんじゆく 本宿	左	198	2.2K+103m ↓ 2.4K+94m	B	暫定堤防
73	一級	狩野川	黄瀬川	沼津市 狩野川合流点～黄瀬川大橋		おおおか 大岡	右	931	0.0K ↓ 1.0K+124m	B	パイピング 破壊
74	一級	狩野川	黄瀬川	沼津市 新田揚水堰下流付近		おおおか 大岡	右	58	1.8K+102m ↓ 1.8K+160m	B	洗掘
75	一級	狩野川	大場川	田方郡 函南町 中原第二樋管～安間樋管 下流		つかもと 塚本 ↓ まみや 間宮	左	1,673	0.0K ↓ 1.6K+89m	B	堤防の脆弱 性

水防工法	水管団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市旧葦山庁舎敷地内	100	葦山小学校	055-949-1023	伊豆の国市長	四日町区長 寺家区長 伊豆の国市消防団 第7分団長	同報無線 広報車	狩重 18
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市旧葦山庁舎敷地内	250	伊豆中央高校	055-949-4771	伊豆の国市長	寺家区長 中條区長 南條区長伊豆の国 市消防団 第7・8分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市旧葦山庁舎敷地内	325	葦山南小学校	055-949-1019	伊豆の国市長	寺家区長 中條区長 南條区長 伊豆の国市消防団 第7・8分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆の国市	伊豆の国市旧葦山庁舎敷地内	325	葦山南小学校	055-949-1019	伊豆の国市長	寺家区長 中條区長 南條区長 伊豆の国市消防団 第7・8分団長	同報無線 広報車	狩重 19
釜段工	伊豆の国市	伊豆の国市旧葦山庁舎敷地内	325	葦山南小学校	055-949-1019	伊豆の国市長	寺家区長 中條区長 南條区長 伊豆の国市消防団 第7・8分団長	同報無線 広報車	
釜段工	伊豆の国市	伊豆の国市大仁支所 防災倉庫	2,000	大仁公民館	0558-76-1244	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第9分団長	同報無線 広報車	
月の輪工	伊豆の国市	伊豆の国市大仁支所 防災倉庫	2,000	大仁公民館	0558-76-1244	伊豆の国市長	伊豆の国市消防団 第9分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	伊豆市役所	500	修善寺南小学校	0558-72-0149	伊豆市長	第4分団長	同報無線 広報車	狩重 21
積土のう工	伊豆市	伊豆市役所	500	修善寺南小学校	0558-72-0149	伊豆市長	第4分団長	同報無線 広報車	狩重 21
積土のう工	伊豆市	伊豆市役所	500	修善寺南小学校	0558-72-0149	伊豆市長	第4分団長	同報無線 広報車	狩重 21
積土のう工	清水町	清水町役場	—	西小学校	055-972-6673	清水町長	清水町職員	同報無線 広報車	
月の輪工	長泉町	上土狩 防災倉庫	—	本宿公民館	055-986-9362	長泉町長	長泉町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	長泉町	上土狩 防災倉庫	—	本宿公民館	055-986-9362	長泉町長	長泉町職員	同報無線 広報車	
釜段工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	大岡方面隊長	同報無線 広報車	
着流し工	沼津市	香貫	—	①大岡小学校 ②大岡南小学校 ③大岡中学校	①055-921-1885 ②055-962-0355 ③055-921-1557	沼津市長	大岡方面隊長	同報無線 広報車	
月の輪工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
76	一級	狩野川	大場川	安久橋～大場橋 田方郡 函南町			左	197	2.2K+97m 2.4K+101m	B	堤防の脆弱性
77	一級	狩野川	大場川	狩野川合流点～大場川橋 三島市 田方郡 函南町			右	1,510	0.0K 1.4K+79m	B	堤防の脆弱性
78	一級	狩野川	大場川	函南観音川合流点～仲町樋管 三島市			右	345	1.6K+76m 2.0K+91m	B	堤防の脆弱性
79	一級	狩野川	来光川	狩野川合流点～蛇ヶ橋 田方郡 函南町			左	1,517	0.0K 1.4K+77m	B	堤防の脆弱性
80	一級	狩野川	来光川	新田排水機場～仁田橋 田方郡 函南町			左	1,517	0.0K 1.4K+77m	B	パイピング破壊
81	一級	狩野川	来光川	狩野川合流点～仁田橋 田方郡 函南町			右	1,445	0.0K 1.4K+104m	B	堤防の脆弱性
82	一級	狩野川	柿沢川	来光川合流点～長崎橋 田方郡 函南町			左	774	0.0K 0.8K	B	堤防の脆弱性
83	一級	狩野川	柿沢川	来光川合流点～長崎橋 田方郡 函南町 伊豆の国市			左	774	0.0K 0.8K	B	パイピング破壊
84	一級	狩野川	柿沢川	来光川合流点～長崎橋 田方郡 函南町 伊豆の国市			右	762	0.0K 0.8K	B	パイピング破壊
重要度B小計				河川：84箇所				56,654			
7	一級	狩野川	狩野川	江尻樋管付近 駿東郡 清水町 沼津市			左	223	9.0K+100m 9.2K+76.8m	要注意	H28江尻樋管改築工事R2.3完成
8	一級	狩野川	狩野川	矢崎樋管付近 伊豆の国市			左	90	15.2K+179m 15.4K+50m	要注意	旧川・破堤履歴有S33.9破堤
10	一級	狩野川	狩野川	神益麻志神社付近 伊豆の国市			左	285	23.2K+181m 23.6K+60m	要注意	旧川・破堤履歴有S33.9破堤
11	一級	狩野川	狩野川	山田川合流点～大仁橋下流80m 伊豆市			左	1,190	24.6K 25.6K	要注意	旧川・破堤履歴有S33.9破堤
12	一級	狩野川	狩野川	スルガマリナー 沼津市			右	95	1.4K-23m 1.4K+72m	要注意	下河原護岸整備工事R2.12完成
15	一級	狩野川	狩野川	松毛川樋管 三島市			右	410	9.2K+190m 9.6K+105m	要注意	旧川・破堤履歴有

水防 工法	水防 管理 団体	水防 倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
月の輪工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
月の輪工	三島市 函南町	御園 函南町役場	1,900 —	①長伏小学校 ②中郷西中学校 ③南中学校 ④函南中学校	①055-977-2424 ②055-977-4707 ③055-975-0980 ④055-978-3145	三島市長 函南町長	三島市職員 函南町長	同報無線 広報車	
月の輪工	三島市	御園	1,900	①中郷西中学校 ②南中学校	①055-977-4707 ②055-975-0980	三島市長	三島市職員	同報無線 広報車	
月の輪工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
釜段工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
月の輪工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
月の輪工	伊豆の国 市	伊豆の国市 旧葦山庁舎 敷地内	100	葦山小学校	055-949-1023	伊豆の国 市長	原木区長 長崎区長 伊豆の国市消防団 第5・7分団長	同報無線 広報車	
釜段工	伊豆の国 市	伊豆の国市 旧葦山庁舎 敷地内	100	葦山小学校	055-949-1023	伊豆の国 市長	長崎区長 伊豆の国市消防団 第5・7分団長	同報無線 広報車	
釜段工	函南町	函南町役場	—	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	

	沼津市	香貫	— —	大平地区センター (大平小学校)	055-934-3980 (055-931-5020)	沼津市長	大平方面隊長	同報無線 広報車	
	伊豆の国 市	伊豆の国 市役所	280	千代田新公民館 長岡体育館	055-947-3010 055-948-1123	伊豆の国 市長	大北区長 伊豆の国市消防団 第4分団長	同報無線 広報車	
	伊豆の国 市	伊豆の国市 大仁支所 防災倉庫	300	神島集会セン ター	0558-76-5087	伊豆の国 市長	伊豆の国市消防団 第9分団長	同報無線 広報車	
	伊豆市	伊豆市役所	500	熊坂小学校	0558-72-1116	伊豆市長	第2分団長	同報無線 広報車	
	沼津市	香貫	—	①第二地区セン ター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
	三島市	御園	1,000	①中郷西中学校 ②南中学校	①055-977-4707 ②055-975-0980	三島市長	三島市職員	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
16	一級	狩野川	狩野川	千歳橋上流の境内坂路～下水道サイフォン上流20m 伊豆の国市			右	315	18.8K+70m S 19.0K+160m	要注意	旧川・破堤履歴有 S33.9破堤
17	一級	狩野川	狩野川	田中揚水樋管下流60m～道の駅伊豆のへそ 伊豆の国市			右	463	21.6K+101m S 22.2K	要注意	旧川・破堤履歴有 S33.9破堤
18	一級	狩野川	狩野川	東静電気駐車場～テニスコート下流30m 伊豆の国市			右	468	23.8K+127m S 24.4K+50m	要注意	旧川・破堤履歴有 S33.9破堤
19	一級	狩野川	黄瀬川	JR東海道本線上流 駿東郡 長泉町			左	189	2.0K+87m S 2.2K+103m	要注意	新堤防(H31.3完成)
20	一級	狩野川	大場川	大場川合流点付近 田方郡 函南町			左	93	0.0K S 0.0K+93m	要注意	旧川・破堤履歴有 S33.9破堤
21	一級	狩野川	来光川	来光川合流点付近 田方郡 函南町			左	149	0.0K+52m S 0.2K-35m	要注意	旧川・破堤履歴有 S33.9破堤
要注意小計				河川：12箇所				3,970			
合計				89箇所				57,968			

注) 合計は要注意区間を除く

備考欄にある狩重とは、対象区間が狩野川水系の重点区間であることを示す。
また、番号は巻末重要水防箇所位置図と対照とする。

水防 工法	水防 理体 団	水防 倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	伊豆の国 市	伊豆の国市 韭山庁舎	100	韭山南小学校	055-949-1019	伊豆の国 市長	南條区長	同報無線 広報車	
	伊豆の国 市	伊豆の国市 大仁支所 防災倉庫	250	田京幼稚園	0558-76-1430	伊豆の国 市長	伊豆の国市消防団 第12分団長	同報無線 広報車	
	伊豆の国 市	伊豆の国市 大仁支所 防災倉庫	350	旧大仁高校 体育館	0558-76-1069	伊豆の国 市長	伊豆の国市消防団 第9分団長	同報無線 広報車	
	長泉町	上土狩 防災倉庫	—	本宿公民館	055-986-9362	長泉町長	長泉町職員	同報無線 広報車	
	函南町	函南町役場	210	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
	函南町	函南町役場	210	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	

表. 3-4-2 県管理区間重要水防箇所(沼津水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
沼-1	一級	狩野川	来光川	観音橋～大竹橋下流370m			左右	770	4.7K+30m S 5.5K	A	断面狭小
			田方郡	函南町	かみざわ 上沢						
沼-2	二級	新中川	新中川	JR下流20m～JR上流180m			左右	200	1.0K+20m S 1.2K+20m	A	断面狭小
			沼津市		ほん 本						
沼-3	二級	新中川	新中川	東沢田橋下流50m～東沢田橋上流100m			左右	150	3.0K+50m S 3.2K	A	断面狭小
			沼津市		わかばちよう 若葉町						
重要度A 小計			河川：3箇所					1,120			
沼-4	一級	狩野川	狩野川	修善寺橋上流500m～旭日橋下流1,600m			左右	1,000	29.3K+50m S 30.3K+50m	B	断面狭小
			伊豆市		ほんたちの 本立野						
沼-5	一級	狩野川	観音川	沼津港内港合流～富士見橋			左右	1,550	0.2K S 1.7K+50m	B	断面狭小
			沼津市		せんほんみなとちよう 千本港町 S いちみちちよう 市道町						
沼-6	一級	狩野川	黄瀬川	五竜の滝上流170m～榮橋下流100m			左右	500	11.4K+50m S 11.9K+50m	B	堤防高不足 無堤
			裾野市		いしわき 石脇						
沼-7	一級	狩野川	桃沢川	高橋～向田橋			左右	2,450	1.1K+50m S 3.6K	B	異常埋塞 断面狭小
			駿東郡	長泉町	かみながくぼ 上長窪						
沼-8	一級	狩野川	梅の木沢川	梅の木橋～手城橋			左右	370	1.2K+30m S 1.6K	B	断面狭小
			駿東郡	長泉町	みなみいしき 南一色						
沼-9	一級	狩野川	境川	平田橋上流320m～境橋			左右	3,870	2.5K+20m S 6.3K+90m	B	断面狭小
			三島市		ひらた 平田 くまいでん 久米田						
沼-10	一級	狩野川	三島山田川	新幹線～山田橋上流40m			左右	600	1.0K+60m S 1.6K+60m	B	堤防高不足 無堤
			三島市		かわはらがや 川原ヶ谷						
沼-11	一級	狩野川	柿沢川	下丹那橋下流1,600m～横田橋下流940m			左右	2,660	7.0K S 9.6K+60m	B	断面狭小
			田方郡	函南町	たんな 丹那						
沼-12	一級	狩野川	吉奈川	狩野川合流点～登橋下流			左右	1,700	0.0K S 1.7K	B	断面狭小
			伊豆市		つきがせ 月ヶ瀬						
沼-13	一級	富士川	沼津大沢川	沼津合流点上流700m～石川橋			左右	600	0.7K S 1.3K	B	断面狭小
			沼津市		いしかわ 石川						
沼-14	一級	狩野川	泉川	鹿嶋橋～鹿嶋橋上流100m			左右	100	1.7K+50m S 1.8K+50m	B	断面狭小
			裾野市		くもみよう 公文名						
沼-15	一級	狩野川	泉川	左支川合流下流170m～左支川合流点			左右	170	3.2K+30m S 3.4K	B	断面狭小
			裾野市		ふから 深良						

水防工法	水防管理団	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者(避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	函南町	函南町役場	4,000	函南中学校	055-978-3145	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第一地区センター(第一小学校) ②第一中学校 ③第五地区センター(第五中学校) ④開北小学校 ⑤第五小学校	①055-963-5088(055-962-0351) ②055-962-1551 ③055-925-8686(055-921-1555) ④055-921-4041 ⑤055-921-0355	沼津市長	中央方面隊長 片浜方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	300	①金岡地区センター(金岡小学校) ②金岡中学校 ③沢田小学校	①055-924-5070(055-921-1371) ②055-921-1558 ③055-924-0161	沼津市長	金岡方面隊長	同報無線 広報車	

積土のう工	伊豆市	第3分団	10	東小学校	0558-72-0420	伊豆市長	第3分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第二地区センター ②第二小学校 ③沼津西高校 ④第二中学校 ⑤千本小学校	①055-954-1022 ②055-962-0352 ③055-962-0345 ④055-962-1552 ⑤055-962-0356	沼津市長	中央方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	裾野市	消防署	150	石脇公民館	055-992-1493	裾野市長	石脇区長	同報無線 広報車	
積土のう工	長泉町	上土狩 防災倉庫	200	北小学校	055-986-0400	長泉町長	長泉町職員	同報無線 消防車両	
積土のう工	長泉町	上土狩 防災倉庫	30	北中学校	055-987-1820	長泉町長	長泉町職員	同報無線 消防車両	
積土のう工	三島市 清水町	長伏 清水町役場	1,730 300	南中学校 地域交流センター	055-975-0980 055-972-6678	三島市長 清水町長	三島市職員 清水町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	三島市	夏梅木	800	東小学校 錦田小学校	055-975-0110 055-975-0042	三島市長	三島市職員	同報無線 広報車	
積土のう工	函南町	函南町役場	1,800	東小学校 畑毛区公民館 畑毛温泉多目的集会所	055-978-8848 055-978-8009 055-979-0785	函南町長	函南町職員	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	青羽根	20	ふらっと月ヶ瀬 月ヶ瀬小学校体育館	0558-85-1919	伊豆市長	吉奈・月ヶ瀬・ 門野原各区長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①浮島小学校 ②浮島中学校	①055-966-2004 ②055-966-2040	沼津市長	浮島方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	裾野市	東分団茶畑	30	鹿島神社	055-992-3577	裾野市長	公文名四区長	同報無線 広報車	
積土のう工	裾野市	深良分団	100	南堀公民館	055-993-1478	裾野市長	南堀区長	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
沼-16	二級	新中川	新中川	JR上流180m～東沢田橋下流50m 沼津市		ほん本 S わかばちょう若葉町	左右	1,830	1.2K+20m S 3.0K+50m	B	断面狭小
沼-17	一級	狩野川	沼津江川	狩野川合流点～(国)414号 沼津市		がにゆうどう我入道 S かみかぬき上香貫	左右	704	0.0K S 0.7K+4m	B	内水排除能力不足
沼-18	一級	富士川	高橋川	無名橋～中沖橋 沼津市		おおの青野	左右	800	1.2K S 2.0K	B	堤防高不足
沼-19	一級	狩野川	古川	駿豆線橋梁～大野橋 伊豆市		かしわくほ柏久保	左右	3,000	0.4K S 3.4K	B	断面狭小
沼-20	一級	狩野川	野尻川	白坂橋～起点 伊豆市		まきのごう牧之郷	左右	1,000	0.2K S 1.2K	B	断面狭小
沼-21	二級	小土肥大川	小土肥大川	県道沼津土肥線～砂防堰堤 伊豆市		おどい小土肥	左右	1,000	0.6K S 1.6K	B	断面狭小
沼-22	一級	富士川	沼川	沼川第2放水路～大川橋 沼津市		はら原	左	3,400	25.8K S 29.0K	B	内水排除堤防高不足
重要度B小計				河川：19箇所				27,304			
中計			河川数箇所数	19本 22箇所				28,424			
計			県管理	河川：22箇所				28,424			
合計			水防区計	111箇所				86,392			

注) 対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

水防工法	水管団	防理体	水防倉庫	避難場所等					備考
				避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第五地区センター (第五中学校) ②開北小学校 ③第五小学校 ④金岡地区センター (金岡小学校) ⑤金岡中学校 ⑥沢田小学校	①055-925-8686 (055-921-1555) ②055-921-4041 ③055-921-0355 ④055-924-5070 (055-921-1371) ⑤055-921-1558 ⑥055-924-0161	沼津市長	中央方面隊長 金岡方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①第三地区センター (第三中学校) ②香貫小学校 ③沼津工業高校 ④第三小学校 ⑤我入道コミュニテイ 防災センター	①055-934-8003 (055-931-1553) ②055-931-1234 ③055-931-0343 ④055-931-0353 ⑤055-931-9525	沼津市長	香貫方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	—	①愛鷹地区センター ②愛鷹小学校 ③愛鷹中学校 ④原東小学校 ⑤原小学校 ⑥原中学校	①055-966-5301 ②055-966-4244 ③055-966-4229 ④055-967-1213 ⑤055-955-0034 ⑥055-966-0138	沼津市長	愛鷹方面隊長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	第4分団	50	修善寺南小学校	0558-72-0149	伊豆市長	第4分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	第4分団	100	修善寺南小学校	0558-72-0149	伊豆市長	第4分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	伊豆市	小土肥	150	小土肥農村広場	0558-98-2683	伊豆市長	第12分団長	同報無線 広報車	
積土のう工	沼津市	香貫	2,400	①片浜地区センター (片浜小学校) ②片浜中学校 ③今沢小学校 ④今沢地区センター ⑤今沢中学校 ⑥原東小学校 ⑦原小学校 ⑧原中学校	①055-964-0926 (055-962-0357) ②055-962-1556 ③055-966-5522 ④055-969-0610 ⑤055-966-9981 ⑥055-967-1213 ⑦055-966-0034 ⑧055-966-0138	沼津市長	原方面隊長 片浜方面隊長	同報無線 広報車	

表.3-5-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(富士水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
H35-1	一級	富士川	富士川	県道富士川橋下流 富士市			まつおか 松岡	左	45	H35上45m S H35	A	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
重要度A小計				河川：1箇所					45			
H108-1	一級	富士川	富士川	山梨県境付近 富士宮市			しもいなこ 下稲子	左	470	H108上208m S H108下261.5m	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足
H97-1	一級	富士川	富士川	長貫排水樋管上下流 富士宮市			ながぬき 長貫	左	783	H100上82.5m S H97	B	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
H96-1	一級	富士川	富士川	富士宮市埋蔵文化財センター 富士宮市			ながぬき 長貫	左	329	H97 S H96下79m	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
H95-1	一級	富士川	富士川	中央消防署芝川分署 富士宮市			ながぬき 長貫	左	310	H96下79m S H95下109m	B	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
H87-1	一級	富士川	富士川	王子エフテックス芝川製造所 富士宮市			はぶな 羽鮒	左	683	H89上149m S H87下103.5m	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足
H75-1	一級	富士川	富士川	蓬萊橋下流 富士宮市			ぬまくぼ 沼久保	左	177	H75上93m S H75下83.5m	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足
H41-1	一級	富士川	富士川	東名高速道路上下流 富士市			まつおか 松岡	左	1,499	H53上83.5m S H41下70m	B	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
H36-1	一級	富士川	富士川	県道富士川橋上下流 富士市			まつおか 松岡	左	449	H37上295.5m S H36下59.5m	B	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
H35-1	一級	富士川	富士川	県道富士川橋下流 富士市			まつおか 松岡	左	45	H35上45m S H35	B	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
H10-1	一級	富士川	富士川	国1新富士川橋～県道富士川橋下流 富士市			まつおか 松岡	左	2,830	H35 S H10下53.5m	B	堤体の変状の生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所
H108-1	一級	富士川	富士川	橋上排水樋管上流 富士宮市			うつぶさ 内房	右	143	H108上79m S H108下64m	B	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
H104-1	一級	富士川	富士川	橋上第2排水樋管上流 富士宮市			うつぶさ 内房	右	1,069	H108下64m S H104下143m	B	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
H95-1	一級	富士川	富士川	新内房橋上流 富士宮市			うつぶさ 内房	右	339	H95上210m S H95下129m	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足
H77-1	一級	富士川	富士川	蓬萊橋上流 富士市			きたまつの 北松野	右	177	H77上89m S H77下87.5m	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足
H65-1	一級	富士川	富士川	新東名付近 富士市			みなみまつの 南松野	右	296	H65上154.5m S H65下141m	B	余裕高不足
H61-1	一級	富士川	富士川	西消防署富士川分署 富士市			きじま 木島	右	261	H62上81m S H61上150m	B	堤体の変状の生じるおそれがある箇所

水防工法	水防団	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
木流し	富士市	富士川第1	2,500	岩松小学校	0545-61-0917	富士市長	岩松地区内 自主防災会長	同報無線	
積み土のう	富士宮市	内房第1	60	内房小学校	0544-65-0104	富士宮市長	消防団 第25分団長	同報無線	富重
築き廻し 月の輪	富士宮市	中央消防署 芝川分署	160	芝川中学校	0544-65-0400	富士宮市長	消防団 第27分団長	同報無線	
積み土のう 築き廻し 月の輪	富士宮市	中央消防署 芝川分署	160	芝川中学校	0544-65-0400	富士宮市長	消防団 第27分団長	同報無線	富重
築き廻し 月の輪	富士宮市	中央消防署 芝川分署	160	芝川中学校	0544-65-0400	富士宮市長	消防団 第27分団長	同報無線	
積み土のう	富士宮市	長貫・羽鮒	10	芝川中学校	0544-65-0400	富士宮市長	消防団 第27分団長	同報無線	富重
積み土のう	富士宮市	中央消防署	60	西小学校	0544-26-2029	富士宮市長	消防団 第10分団長	同報無線	富重
築き廻し 月の輪	富士市	富士川第1	2,500	岩松小学校	0545-61-0917	富士市長	岩松地区内 自主防災会長	同報無線	
築き廻し 月の輪	富士市	富士川第1	2,500	岩松小学校	0545-61-0917	富士市長	岩松地区内 自主防災会長	同報無線	
築き廻し 月の輪	富士市	富士川第1	2,500	岩松小学校	0545-61-0917	富士市長	岩松地区内 自主防災会長	同報無線	
築き廻し 月の輪	富士市	富士川第1	6,000	富士南小学校 富士南中学校	0545-63-7025 0545-61-2084	富士市長	富士南地区内 自主防災会長	同報無線	
築き廻し	富士宮市	内房第1	60	内房小学校	0544-65-0104	富士宮市長	消防団 第25分団長	同報無線	
築き廻し	富士宮市	内房第1	60	内房小学校	0544-65-0104	富士宮市長	消防団 第25分団長	同報無線	
積み土のう	富士宮市	内房第1	60	内房小学校	0544-65-0104	富士宮市長	消防団 第25分団長	同報無線	富重
積み土のう	富士市	松野	590	富士川 第二中学校	0545-85-3333	富士市長	松野地区内 自主防災会長	同報無線 他	富重
積み土のう	富士市	松野	21	富士川 第二小学校	0545-85-2005	富士市長	松野地区内 自主防災会長	同報無線 他	
築き廻し	富士市	岩淵	333	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由	
				郡市	区町	大字						
H54 -1	一級	富士川	富士川	木島橋上流～富士川体育館 富士市			きじま 木島	右	999	H61上150m S H54上11m	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足 堤体の変状の生じるおそれがある箇所
H53 -1	一級	富士川	富士川	木島橋上流～ 富士市			きじま 木島	右	198	H54下11m S H53下68.5m	B	堤体の変状の生じるおそれがある箇所
H40 -1	一級	富士川	富士川	富士川楽座下流 富士市			いわぶち 岩淵	右	65	H40上65m S H40	B	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
H39 -1	一級	富士川	富士川	富士川楽座下流 富士市			いわぶち 岩淵	右	116	H40 S H39	B	堤防満杯流量の最も低い箇所 余裕高不足
H38 -1	一級	富士川	富士川	県道富士川橋上流 富士市			いわぶち 岩淵	右	103	H39 S H38	B	堤防前面の洗堀のおそれがある箇所
重要度B 小計				河川：21箇所				11,341				
H24 -1	一級	富士川	富士川	富士川水管橋下流 富士市			なかのごう 中之郷	右	47	H25下64m S H24	要 注 意	R1富士川右 岸木島護岸 他工事
要注意 小計				河川：1箇所				47				
合計				河川：22箇所				11,386				

注) 合計は要注意区間を除く。

備考欄にある富重とは、対象区間が富士川水系の重点区間であることを示す。

また、番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。

水防 工法	水管 団 体	水防 倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積み土のう 築き廻し	富士市	岩淵	333	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	富重
築き廻し	富士市	岩淵	333	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	
木流し	富士市	岩淵	206	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	
積み土のう	富士市	岩淵	206	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	富重
木流し	富士市	岩淵	206	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	
	富士市	岩淵	574	富士川 第一小学校	0545-81-0481	富士市長	富士川地区内 自主防災会長	同報無線 他	

表. 3-5-2 県管理区間重要水防箇所(富士水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
富-1	一級	富士川	沼川	赤淵川合流点～河合橋より下流250m 富士市			すずかわ 鈴川	左右	3,000	2.0K S 5.0K	A	断面狭小
富-2	一級	富士川	小潤井川	鬼門橋～津田橋 富士市			うりじまちょう 瓜島町	左右	2,000	2.1K S 4.1K	A	断面狭小
富-3	一級	富士川	滝川	芙蓉橋～新滝川橋 富士市			ひな・いまいずみ 比奈・今泉	左右	1,300	0.6K S 1.9K	A	断面狭小
富-4	一級	富士川	和田川	宮川橋～大富士橋 富士市			せんげんかみちょう 浅間上町	左右	150	3.2K+50m S 3.4K	A	断面狭小
富-5	一級	富士川	江尾江川	江尾橋～市道吉原沼津線 富士市			えのお 江尾	左右	450	1.4K+50m S 1.9K	A	断面狭小
重要度A 小計				河川：5箇所				6,900				
富-6	一級	富士川	沼川	春山川合流点～広沼橋 富士市			かわじりひがし 川尻東 S かしわばら 柏原	左右	1,600	5.9K S 7.5K	B	断面狭小
富-7	一級	富士川	田宿川	和田川分流域より下流へ 富士市			いまいずみ 今泉	左右	400	0.9K S 1.3K	B	断面狭小
富-8	一級	富士川	田子江川	東海道新幹線高架橋～鮫島橋 富士市			さめじま 鮫島	左右	1,400	0.6K S 2.0K	B	断面狭小
富-9	一級	富士川	富士早川	東海道本線高架橋～東海道新幹線高架橋 富士市			みやじま 宮島	左右	1,620	2.3K+30m S 3.9K+50m	B	断面狭小
富-10	一級	富士川	伝法沢川	小潤井川合流点より上流へ 富士市			でんぼう 伝法	左右	480	0.0K S 0.4K+80m	B	断面狭小
重要度B 小計				河川：5箇所				5,500				
中計			河川数 箇所数	9本 10箇所				12,400				
計			県管理	河川：10箇所				12,400				
合計			水防区計	河川：32箇所				23,786				

注) 対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

水防工法	水防団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	富士市	元吉原	2,300	元吉原小学校 元吉原中学校	0545-33-0004 0545-33-0065	富士市長	元吉原地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	潤井川 左岸第3	1,800	吉原第1中学校	0545-52-0160	富士市長	伝法地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	原田第1	1,100	原田小学校	0545-52-0897	富士市長	原田地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	潤井川 左岸第2	1,400	吉原小学校	0545-52-4190	富士市長	吉原地区 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	須津第1	1,500	須津中学校	0545-34-0144	富士市長	須津地区 自主防災会長	同報無線	

積土のう工	富士市	須津第1	1,200	須津小学校	0545-34-0049	富士市長	須津地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	原田第2	1,700	今泉小学校	0545-52-2011	富士市長	今泉地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	田子浦 第1	1,400	田子浦小学校	0545-61-0327	富士市長	田子浦地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	田子浦 第1	1,200	田子浦中学校	0545-61-0534	富士市長	田子浦地区内 自主防災会長	同報無線	
積土のう工	富士市	潤井川 左岸第2	3,100	伝法小学校 吉原第1中学校	0545-52-0027 0545-51-0160	富士市長	伝法地区内 自主防災会長	同報無線	

表.3-6-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(静岡水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
1	一級	安倍川	安倍川	門屋浄水場 静岡市	葵区	かどや門屋	左	60	13.75K+150m S 14.0K-155m	A	暫定堤防 (霞堤:門屋下堤)
2	一級	安倍川	安倍川	門屋スポーツ広場 静岡市	葵区	かどや門屋	左	100	14.25K+80m S 14.5K-145m	A	暫定堤防 (霞堤:門屋上堤)
3	一級	安倍川	安倍川	丹野谷沢川合流地点 静岡市	葵区	うしづま牛妻	左	45	16.0K+5m S 16.0K+50m	A	暫定堤防 (丹野谷沢川合流点)
4	一級	安倍川	安倍川	安倍大沢川合流点 静岡市	葵区	たわらざわ俵沢	左	50	21.0K+100m S 21.0K+150m	A	暫定堤防 (霞堤:安倍大沢川合流点)
5	一級	安倍川	安倍川	舟山の森 静岡市	駿河区	むこうしきじ向敷地	右	60	5.25K+80m S 5.25K+140m	A	暫定堤防 (霞堤:小深谷川合流点)
6	一級	安倍川	安倍川	大門川合流地点 静岡市	葵区	やまざき山崎	右	80	葦科川左岸0.0K-70m S 5.75K-30m	A	暫定堤防 (大門川合流点)
7	一級	安倍川	安倍川	内牧川合流地点 静岡市	葵区	よざえもんしんでん与左衛門新田	右	40	9.25K+310m S 9.5K-115m	A	霞堤 (内牧川合流点)
8	一級	安倍川	安倍川	安倍口団地 静岡市	葵区	あべぐちしんでん安倍口新田	右	120	10.5K+260m S 10.75K-115m	A	暫定堤防 (霞堤:安倍口堤)
9	一級	安倍川	安倍川	消防団第21分団 静岡市	葵区	まつの松野	右	120	18.25K+180m S 18.25K+300m	A	霞堤 (松野堤:細木沢川合流点)
10	一級	安倍川	葦科川	久住谷川合流点 静岡市	葵区	はとり羽鳥	左	165	1.5K+485m S 2.0K-20m	A	暫定堤防 (霞堤:久住谷川合流点)
11	一級	安倍川	葦科川	新間谷川合流点 静岡市	葵区	しんま新聞	左	70	4.0K+50m S 4.0K+120m	A	霞堤 (新間谷川合流点)
12	一級	安倍川	葦科川	第二東名下流 静岡市	葵区	やつ谷津	左	120	5.0K+200m S 5.5K-210m	A	暫定堤防 (無堤防:河川合流部)
13	一級	安倍川	葦科川	重り沢川合流点 静岡市	葵区	やつ谷津	左	50	6.5K+150m S 6.5K+200m	A	暫定堤防 (霞堤:新聞上堤(重り沢川合流点))
14	一級	安倍川	葦科川	水見色川合流点 静岡市	葵区	おおはら大原	左	100	7.0K+420m S 7.5K	A	霞堤 (水見色川合流点)
15	一級	安倍川	葦科川	牧ヶ谷橋下流 静岡市	葵区	まきがや牧ヶ谷	右	65	0.5K+470m S 1.0K-85m	A	暫定堤防 (南/谷川合流点)
16	一級	安倍川	葦科川	牧ヶ谷橋上流 静岡市	葵区	まきがや牧ヶ谷	右	25	1.0K+365m S 1.5K-335m	A	霞堤 (牧ヶ谷堤)
17	一級	安倍川	葦科川	木枯の森 静岡市	葵区	うぶめ産女	右	155	1.0K+610m S 1.5K+40m	A	暫定堤防 (霞堤:無名(産女沢川合流部))
18	一級	安倍川	葦科川	静岡市清掃公社上流側 静岡市	葵区	よしづ吉津	右	80	3.0K+290m S 3.5K-230m	A	暫定堤防 (霞堤:産女堤(吉津出川合流点))

水防工法	水防団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	静岡市	門屋	315	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	門屋	315	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	牛妻	1,437	賤機中小学校 松野小学校	054-294-0003 054-294-0002	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	牛妻	333	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	向敷地	5,410	長田北小学校	054-258-2997	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 11
	静岡市	山崎	1,060	服織中学校 服織小学校	054-278-9731 054-278-6322	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	慈悲尾	596	安倍口小学校	054-296-0005	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	安倍口 新田	2,898	美和小学校 安倍口小学校	054-296-0700 054-296-0005	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	第21分団	607	松野小学校	054-294-0002	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	羽鳥	2,332	服織中学校 服織小学校	054-278-9731 054-278-6322	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	新聞	2,550	服織西小学校 服織小学校	054-278-9793 054-278-6322	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	谷津	417	服織西小学校	054-278-9793	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	谷津	417	服織西小学校	054-278-9793	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	大原	972	藁科中学校 中藁科小学校	054-279-0120 054-279-0130	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	牧ヶ谷	1,702	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	牧ヶ谷	1,702	服織中学校	054-278-9731	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	牧ヶ谷	2,223	服織中学校	054-278-9731	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市	吉津	710	服織中学校	054-278-9731	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				都市	区町	大字						
19	一級	安倍川	藁科川	飯間谷川合流部 静岡市 葵区			よしづ吉津	右	220	3.0K+410m S 3.5K+30m	A	洗掘の未施工
20	一級	安倍川	藁科川	飯間谷川合流地点 静岡市 葵区			よしづ吉津	右	70	3.5K+330m S 4.0K-210m	A	霞堤(飯間谷川合流点)
21	一級	安倍川	藁科川	小瀬戸樋管 静岡市 葵区			こぜと小瀬戸	右	70	4.5K+510m S 5.0K	A	霞堤(小瀬戸谷川合流点)
重要度A小計				河川：21箇所				1,865				
1	一級	安倍川	安倍川	中島中学校 静岡市	駿河区	なかじま中島	左	1,530	0.25K S 1.75K-40m	B	暫定堤防(一部) 河積不足	
2	一級	安倍川	安倍川	中島中学校 静岡市	駿河区	なかじま中島	左	560	0.75K+160m S 1.5K-60m	B	堤防脆弱性	
3	一級	安倍川	安倍川	中島中学校 静岡市	駿河区	なかじま中島	左	1,040	1.5K S 2.5K+40m	B	堤防脆弱性	
4	一級	安倍川	安倍川	東海道新幹線安倍川橋梁 静岡市 葵区		みどりがおかちよう 緑が丘町 S たまち田町	左	1,790	2.75K+60m S 4.5K	B	堤防脆弱性	
5	一級	安倍川	安倍川	東海道新幹線安倍川橋梁 静岡市 駿河区		みなみあべ南安倍	左	240	3.5K+170m S 3.75K+100m	B	河積不足	
6	一級	安倍川	安倍川	田町水防倉庫 静岡市	葵区	たまち田町	左	350	5.5K S 5.75K+80m	B	堤防脆弱性	
7	一級	安倍川	安倍川	安西橋～静清BP下流 静岡市 葵区		やなぎちょう柳町	左	1,380	6.0K S 7.25K+40m	B	堤防脆弱性	
8	一級	安倍川	安倍川	秋山新田排水樋管 静岡市 葵区		さくらちょう桜町	左	290	8.25K S 8.5K	B	堤防脆弱性	
9	一級	安倍川	安倍川	こころの医療センター～与一住宅団地 静岡市 葵区		よいち与一	左	550	9.5K S 10.25K-60m	B	堤防脆弱性	
10	一級	安倍川	安倍川	こころの医療センター 静岡市 葵区		よいち与一	左	80	9.5K+230m S 9.75K+60m	B	洗掘の未施工	
11	一級	安倍川	安倍川	こころの医療センター 静岡市 葵区		よいち与一	左	140	9.75K+140m S 10.0K+25m	B	洗掘の未施工	
12	一級	安倍川	安倍川	福田ヶ谷排水樋管 静岡市 葵区		よいち与一	左	560	10.5K+100m S 11.25K-95m	B	堤防脆弱性	
13	一級	安倍川	安倍川	福田ヶ谷公民館～諸岡山霊園 静岡市 葵区		ふくだがや福田ヶ谷	左	420	11.75K S 12.25K-90m	B	堤防脆弱性	
14	一級	安倍川	安倍川	賤機中学校 静岡市 葵区		しも下	左	180	12.25K+190m S 12.5K+110m	B	堤防脆弱性	
15	一級	安倍川	安倍川	新東名下流 静岡市 葵区		しも下	左	490	12.75K S 13.25K	B	堤防脆弱性	

水防工法	水防団	防理体	水防倉庫	避難場所等					備考	
				避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)		伝達方法
木流し工	静岡市		吉津	710	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 17
	静岡市		吉津	710	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市		小瀬戸	611	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	

積土のう工	静岡市		中島	7,506	中島小学校	054-283-4455	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重1
シート張り 工	静岡市		中島	7,506	中島小学校	054-283-4455	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重1
シート張り 工	静岡市		中島	7,506	中島小学校	054-283-4455	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重1
シート張り 工	静岡市		中原	1,591	大里中学校 大里西小学校	054-285-0185 054-285-9195	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
積土のう工	静岡市		中原	1,591	大里中学校 大里西小学校	054-285-0185 054-285-9195	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重2
シート張り 工	静岡市		田町	3,660	西部生涯学習 センター	054-255-3960	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重2
シート張り 工	静岡市		柳町	3,760	番町小学校	054-253-2148	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重2
シート張り 工	静岡市		伝馬町新田	251	井宮北小学校	054-272-1326	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市		与一	1,875	賤機南小学校 井宮北小学校	054-271-2335 054-272-1326	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 3・4
木流し工	静岡市		与一	1,875	賤機南小学校 井宮北小学校	054-271-2335 054-272-1326	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重3
木流し工	静岡市		与一	1,875	賤機南小学校 井宮北小学校	054-271-2335 054-272-1326	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重4
シート張り 工	静岡市		与一	1,875	賤機南小学校 井宮北小学校	054-271-2335 054-272-1326	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市		福田ヶ谷	608	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市		下	1,458	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市		下	1,458	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由	
				郡市	区町	大字						
16	一級	安倍川	安倍川	新東名～門屋上樋管 静岡市 葵区			かどや 門屋	左	700	13.5K+170m S 14.25K+50m	B	堤防脆弱性
17	一級	安倍川	安倍川	曙橋 静岡市 葵区			かどや 門屋	左	570	14.0K+110m S 14.75K	B	洗掘の 未施工
18	一級	安倍川	安倍川	門屋用水樋管 静岡市 葵区			うしづま 牛妻	左	70	14.75K+60m S 14.75K+130m	B	洗掘の 未施工
19	一級	安倍川	安倍川	門屋用水樋管～丹野沢川 静岡市 葵区			うしづま 牛妻	左	1,010	14.75K+150m S 16.0K+10m	B	堤防脆弱性
20	一級	安倍川	安倍川	郷島樋管 静岡市 葵区			ごうじま 郷島	左	95	20.25K+220m S 20.5K+10m	B	河積不足
21	一級	安倍川	安倍川	賤北橋～玉機橋下流約350m 静岡市 葵区			たわらざわ 俵沢	左	230	21.5K+30m S 21.75K+110m	B	堤防脆弱性
22	一級	安倍川	安倍川	賤北橋～玉機橋下流約350m 静岡市 葵区			たわらざわ 俵沢	左	230	21.5K+30m S 21.75K+110m	B	G/W, i vによる照 査
23	一級	安倍川	安倍川	丸子川合流点 静岡市 駿河区			しもかわはら 下川原	右	300	0.25K S 0.5K+70m	B	河積不足
24	一級	安倍川	安倍川	丸子川合流点 静岡市 駿河区			しもかわはら 下川原	右	1,000	0.5K S 1.5K	B	G/W, i vによる照 査
25	一級	安倍川	安倍川	川原小学校 静岡市 駿河区			しもかわはら 下川原	右	620	0.75K+90m S 1.5K-70m	B	堤防脆弱性
26	一級	安倍川	安倍川	川原小学校 静岡市 駿河区			しもかわはら 下川原	右	90	1.0K+200m S 1.25K+15m	B	河積不足
27	一級	安倍川	安倍川	川原小学校 静岡市 駿河区			しもかわはら 下川原	右	40	1.25K+220m S 1.5K+10m	B	洗掘の 未施工
28	一級	安倍川	安倍川	東新田公園 静岡市 駿河区			とうしんでん 東新田	右	1,200	1.5K S 2.75K-40m	B	堤防脆弱性
29	一級	安倍川	安倍川	東新田公園 静岡市 駿河区			とうしんでん 東新田	右	320	2.0K+90m S 2.5K-110m	B	河積不足
30	一級	安倍川	安倍川	東新田公園 静岡市 駿河区			とうしんでん 東新田	右	480	2.75K+40m S 3.25K+80m	B	堤防脆弱性
31	一級	安倍川	安倍川	駿河大橋～安倍川橋 静岡市 駿河区			てごし 手越	右	90	3.75K-20m S 3.75K+70m	B	河積不足
32	一級	安倍川	安倍川	向敷地公園から上流 静岡市 駿河区			むこうしきじ 向敷地	右	380	4.5K+30m S 5.0K-110m	B	堤防脆弱性
33	一級	安倍川	安倍川	静岡西高校下流部 静岡市 葵区			まきがや 牧ヶ谷	右	270	5.25K+140m S 5.5K+70m	B	G/W, i vによる照 査
34	一級	安倍川	安倍川	狩野橋上流 静岡市 葵区			よざえもんしんでん 与左衛門新田	右	240	9.25K+160m S 9.5K+110m	B	洗掘の 暫定施工
35	一級	安倍川	安倍川	狩野橋上流 静岡市 葵区			よざえもんしんでん 与左衛門新田	右	130	9.75K+20m S 10.0K-100m	B	堤防脆弱性

水防工法	水管団	防理体	水防倉庫	避難場所等					備考
				避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	
シート張り工	静岡市	門屋	301	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重5
木流し工	静岡市	牛妻	271	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重5
木流し工	静岡市	牛妻	271	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
シート張り工	静岡市	牛妻	271	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	牛妻	271	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
シート張り工	静岡市	牛妻	333	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重6
シート張り工	静岡市	牛妻	333	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重6
積土のう工	静岡市	東新田	1,457	川原小学校	054-259-5911	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重7
月の輪工	静岡市	東新田	1,457	川原小学校	054-259-5911	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 7・ 8・9
シート張り工	静岡市	東新田	1,457	川原小学校	054-259-5911	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重8
積土のう工	静岡市	東新田	1,457	川原小学校	054-259-5911	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重8
木流し工	静岡市	東新田	1,457	川原小学校	054-259-5911	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重7
シート張り工	静岡市	東新田	2,946	長田東小学校	054-259-7516	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 9・10
積土のう工	静岡市	東新田	2,946	長田東小学校	054-259-7516	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 10
シート張り工	静岡市	東新田	2,946	長田東小学校	054-259-7516	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	手越	2,459	長田北小学校 長田東小学校	054-258-2997 054-259-7516	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
月の輪工	静岡市	向敷地	5,410	長田北小学校	054-258-2997	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
月の輪工	静岡市	牧ヶ谷	5,380	長田北小学校	054-258-2997	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
木流し工	静岡市	慈悲尾	2,229	美和小学校 安倍口小学校	054-296-0700 054-296-0005	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
シート張り工	静岡市	慈悲尾	2,229	美和小学校 安倍口小学校	054-296-0700 054-296-0005	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				都市	区町	大字					
36	一級	安倍川	安倍川	美和中学校 静岡市	葵区	あしくぼ 足久保	右	60	13.5K+30m S 13.5K+55m	B	洗掘の 暫定施工
37	一級	安倍川	安倍川	足久保団地 静岡市	葵区	あしくぼ 足久保	右	160	14.0K+80m S 14.25K+40m	B	堤防脆弱性
38	一級	安倍川	安倍川	足久保樋管上流 静岡市	葵区	ゆやま 油山	右	60	15.0K+110m S 15.25K-70m	B	洗掘の 未施工
39	一級	安倍川	安倍川	油山川合流点下流 静岡市	葵区	ゆやま 油山	右	20	15.5K+50m S 15.5K+70m	B	洗掘の 未施工
40	一級	安倍川	安倍川	油山川合流点～松野小学校 静岡市	葵区	ゆやま 油山	右	1,750	15.75K+220m S 17.75K-120m	B	G/W, i vによる照 査
41	一級	安倍川	藁科川	羽鳥大門町自主防災倉庫 静岡市	葵区	はとり 羽鳥 S しんま 新聞	左	4,010	0.0K S 4.0K+30m	B	G/W, i vによる照 査
42	一級	安倍川	藁科川	羽鳥大門町自主防災倉庫～ 牧ヶ谷橋下流約200m 静岡市	葵区	はとり 羽鳥	左	550	0.0K S 0.5K+50m	B	洗掘の 未施工
43	一級	安倍川	藁科川	蛍ヶ丘団地 静岡市	葵区	しんま 新聞	左	900	4.0K+120m S 5.0K	B	G/W, i vによる照 査
44	一級	安倍川	藁科川	新聞谷川橋 静岡市	葵区	しんま 新聞	左	50	4.0K+440m S 4.5K-20m	B	洗掘の 未施工
45	一級	安倍川	藁科川	新聞谷川橋 静岡市	葵区	しんま 新聞	左	50	5.0K+90m S 5.0K+140m	B	洗掘の 未施工
46	一級	安倍川	藁科川	白髭神社 静岡市	葵区	やつ 谷津	左	1,210	5.0K+290m S 6.5K	B	G/W, i vによる照 査
47	一級	安倍川	藁科川	谷津樋管上流 静岡市	葵区	おおはら 大原	左	530	6.5K+150m S 7.0K+250m	B	G/W, i vによる照 査
48	一級	安倍川	藁科川	水見色川合流部上流 静岡市	葵区	おおはら 大原	左	200	7.5K+20m S 8.0K-150m	B	洗掘の 暫定施工
49	一級	安倍川	藁科川	水見色川合流点～大原樋管 静岡市	葵区	おおはら 大原	左	1,310	7.5K S 9.0K-70m	B	G/W, i vによる照 査
50	一級	安倍川	藁科川	静岡西高校 静岡市	葵区	まきがや 牧ヶ谷	右	70	0.0K+120m S 0.0K+190m	B	洗掘の 未施工
51	一級	安倍川	藁科川	牧ヶ谷上陸間～静岡市環境公社 静岡市	葵区	うぶめ 産女	右	1,440	1.5K+30m S 3.0K+200m	B	G/W, i vによる照 査
52	一級	安倍川	藁科川	静岡鐵工所 静岡市	葵区	うぶめ 産女	右	160	2.0K+80m S 2.0K+250m	B	洗掘の 暫定施工
53	一級	安倍川	藁科川	静岡鐵工所 静岡市	葵区	うぶめ 産女	右	30	2.0K+310m S 2.0K+340m	B	洗掘の 暫定施工
54	一級	安倍川	藁科川	産女上樋管 静岡市	葵区	うぶめ 産女	右	70	3.0K+200m S 3.0K+270m	B	洗掘の 暫定施工

水防工法	水防団	防理体	水防倉庫	避難場所等					備考	
				避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)		伝達方法
木流し工	静岡市		足久保	1,100	美和中学校	054-296-0009	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
シート張り 工	静岡市		足久保	3,100	美和中学校	054-296-0009	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
木流し工	静岡市		油山	674	松野小学校	054-294-0002	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
木流し工	静岡市		油山	674	松野小学校	054-294-0002	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
月の輪工	静岡市		油山	674	松野小学校	054-294-0002	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
月の輪工	静岡市		羽鳥	6,800	服織中学校 服織小学校	054-278-9731 054-278-6322	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 12
木流し工	静岡市		羽鳥	2,160	服織中学校 服織小学校	054-278-9731 054-278-6322	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 12
月の輪工	静岡市		新聞	2,550	服織西小学校 服織小学校	054-278-9793 054-278-6322	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 13
木流し工	静岡市		新聞	2,550	服織西小学校 服織小学校	054-278-9793 054-278-6322	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 13
木流し工	静岡市		新聞	2,550	服織西小学校 服織小学校	054-278-9793 054-278-6322	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
月の輪工	静岡市		谷津	417	服織西小学校	054-278-9793	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
月の輪工	静岡市		大原	970	藁科中学校	054-279-0120	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
木流し工	静岡市		大原	970	藁科中学校	054-279-0120	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 14
月の輪工	静岡市		大原	970	藁科中学校	054-279-0120	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 14
木流し工	静岡市		牧ヶ谷	1,709	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
月の輪工	静岡市		牧ヶ谷	500	服織中学校	054-278-9731	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 15・ 16
木流し工	静岡市		牧ヶ谷	512	服織中学校	054-278-9731	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 15
木流し工	静岡市		牧ヶ谷	512	服織中学校	054-278-9731	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 16
木流し工	静岡市		牧ヶ谷	710	南藁科小学校 服織中学校	054-278-9734 054-278-9731	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
				都市	区町	大字					
55	一級	安倍川	藁科川	静岡市環境公社～養源樋管 静岡市	葵区	よしづ吉津 こぜと小瀬戸	右	2,690	3.0K+270m 6.0K-240m	B	G/W, ivによる照査
56	一級	安倍川	藁科川	小瀬戸谷川合流点下流 静岡市	葵区	はんま飯間	右	150	4.5K+90m 4.5K+240m	B	洗掘の未施工
57	一級	安倍川	藁科川	新東名上流 静岡市	葵区	こぜと小瀬戸	右	250	5.5K+110m 6.0K-245m	B	洗掘の未施工
58	一級	安倍川	藁科川	静岡木粉管理協同組合～富厚里上樋管 静岡市	葵区	こぜと小瀬戸 ふこうり富厚里	右	2,040	6.0K+50m 8.0K+220m	B	G/W, ivによる照査
59	一級	安倍川	藁科川	中部電力安倍変電所下流 静岡市	葵区	ふこうり富厚里	右	70	6.0K+440m 6.5K-130m	B	洗掘の未施工
60	一級	安倍川	藁科川	富厚里下樋管下流 静岡市	葵区	ふこうり富厚里	右	160	6.5K+410m 7.0K+70m	B	洗掘の未施工
61	一級	安倍川	藁科川	富厚里下樋管上流 静岡市	葵区	ふこうり富厚里	右	120	7.0K+220m 7.0K+340m	B	洗掘の未施工
重要度B小計				河川：61箇所				35,775			
12	一級	安倍川	安倍川	北部体育館～福田ヶ谷公民館 静岡市	葵区	まつどみかみくみ松富上組	左	630	11.0K+155m 11.75K	要注意	R2.3新堤防
13	一級	安倍川	安倍川	曙橋下流 静岡市	葵区	うしづま牛妻	左	240	16.5K+190m 17.0K-50m	要注意	H31.3新堤防
14	一級	安倍川	安倍川	静岡市	葵区	うしづま牛妻	左	70	16.75K+200m 17.0K+20m	要注意	R3.3新堤防
15	一級	安倍川	安倍川	賤北橋上流 静岡市	葵区	たわらざわ俵沢	左	200	21.0K+150m 21.25K+100m	要注意	R2.3新堤防
16	一級	安倍川	安倍川	静岡市	葵区	たわらざわ俵沢	左	180	21.25K+100m 21.5K+30m	要注意	R3.3新堤防
17	一級	安倍川	安倍川	俵沢樋管 静岡市	葵区	たわらざわ俵沢	左	20	21.75K+110m 21.75K+130m	要注意	R2.3新堤防
18	一級	安倍川	安倍川	安倍口郵便局 静岡市	葵区	あべぐちしんでん安倍口新田	右	200	10.25K+85m 10.5K+45m	要注意	R2.3新堤防
21	一級	安倍川	藁科川	富厚里下樋管 静岡市	葵区	ふこうり富厚里	右	30	7.0K+120m 7.0K+150m	要注意	R2.3新堤防
要注意小計				河川：8箇所				1,570			
合計				河川：82箇所				37,640			

注) 合計は要注意区間を除く

備考欄にある富重及び安重とは、対象区間が富士川水系及び安倍川水系の重点区間であることを示す。
また、番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。

水防工法	水防団	防理体	水防倉庫	避難場所等					備考	
				避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)		伝達方法
月の輪工	静岡市		牧ヶ谷	710	南藁科小学校 服織中学校	054-278-9734 054-278-9731	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 17・ 18・ 19
木流し工	静岡市		小瀬戸	310	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 18
木流し工	静岡市		小瀬戸	310	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 19
月の輪工	静岡市		富厚里	602	藁科中学校 中藁科小学校	054-279-0120 054-279-0130	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 20・ 21・ 22
木流し工	静岡市		小瀬戸	928	中藁科小学校	054-279-0130	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 20
木流し工	静岡市		富厚里	569	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 21
木流し工	静岡市		富厚里	569	南藁科小学校	054-278-9734	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	安重 22

	静岡市		松富	1,400	賤機南小学校	054-271-2335	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市		牛妻	1,437	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市		牛妻	1,437	賤機中小学校	054-294-0003	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市		牛妻	333	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市		牛妻	333	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市		牛妻	333	賤機北小学校	054-294-0004	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市		安倍口	4,548	美和小学校 安倍口小学校	054-296-0700 054-296-0005	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
	静岡市		富厚里	602	藁科中学校 中藁科小学校	054-279-0120 054-279-0130	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	

表. 3-6-2 県管理区間重要水防箇所(静岡水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市		大字					
静-1	一級	安倍川	久住谷川	右支川合流点から上流へ 静岡市 葵区 ほとり羽鳥			左右	300	1.3K S 1.6K	A	断面狭小
静-2	一級	安倍川	内牧川	療護施設静岡市桜の園～市営西ヶ谷球場 静岡市 葵区 にしがや西ヶ谷			左右	1,850	0.8K S 2.7K+30m	A	断面狭小
静-3	二級	巴川	巴川	上土団地～清水港合流点 清水区 静岡市 葵区 ひのでちょう日の出町 S あげつち上土			左右	11,500	0.0K S 11.5K	A	断面狭小及び洗掘
静-4	二級	巴川	大沢川	花みずき通りから上流へ 静岡市 清水区 ふなばら船原			左右	440	2.0K S 2.4K+40m	A	断面狭小
静-5	二級	巴川	継川	静岡バイパスを中心に上下流 静岡市 葵区 せなちゅうおう瀬名中央			左右	800	2.5K S 3.3K	A	断面狭小
静-6			静岡海岸	安倍川終点～久方自転車道橋 静岡市 駿河区 なかじま中島 S ねごや根古屋				7,842	安倍川左岸より 東へ7,842m	A	海岸浸食
静-7			清水海岸	久方自転車道橋～三保灯台 静岡市 清水区 へびづか蛇塚 S みほ三保				7,600	滝ヶ原川左岸より 東へ7,600m	A	海岸浸食
重要度A小計				河川：5箇所 海岸：2箇所				14,890 15,442			
静-8	一級	安倍川	丸子川	芹が谷大橋から小豆川合流点 静岡市 駿河区 まりこ丸子			左右	900	3.8K S 4.7K	B	支川合流部
静-9	一級	安倍川	丸子川	かまぶろ溪山閣～(国)1号宇津の谷トンネル 静岡市 駿河区 うつのや宇津の谷			左右	640	10.1K S 10.7K+40m	B	断面狭小
静-10	一級	安倍川	久住谷川	久住谷川橋から下流へ 静岡市 葵区 ほとり羽鳥			左右	400	0.0K S 0.4K	B	断面狭小
静-11	一級	安倍川	内牧川	旧内牧温泉から療護施設静岡市桜の園 静岡市 葵区 うちまき内牧			左右	920	2.7K+30m S 3.6K+50m	B	断面狭小

水防工法	水防管理団	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者(避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	静岡市	藁科川	1,370	服織小学校 服織中学校 高台(山)	054-278-6322 054-278-9731 —	静岡市長	服織学区 自主防災会 町内会	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	安倍口	1,681	美和中学校 美和小学校 安倍口小学校 安倍口中央こども園	054-296-0009 054-296-0700 054-296-0005 054-296-0345	静岡市長	足久保学区 美和学区 自主防災会 町内会	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	第12分団 松井町 川合	7,138 16,310	清水第6中学校 清水第8中学校 千代田東小学校 静岡東高校 西奈南小学校 東部体育館 上土こども園	054-366-6520 054-345-5488 054-262-1842 054-261-6636 054-263-5544 054-264-8485 054-261-6044	静岡市長	清水押切自主防災会 清水能島自主防災会 千代田東学区 西奈南学区 自主防災会 町内会	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	船原町	812	清水西高校	054-352-2225	静岡市長	清水船原町 自主防災会長	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	瀬名	8,310	西奈南小学校 常葉学園橋高校	054-263-5544 054-261-2256	静岡市長	西奈南学区 西奈学区 自主防災会町内会	同報無線 他	
根固ブロック工 積土のう工	静岡市	静岡土木	15,556	中島小学校 中島中学校 中島浄化センター 大里東小学校 宮竹小学校 南中学校 久能小学校	054-283-4455 054-284-8740 054-285-3469 054-237-0879 054-237-2231 054-237-4900 054-237-4744	静岡市長	中島学区 大里東学区 宮竹学区 久能学区 自主防災会 町内会	同報無線 他	
根固ブロック工 積土のう工	静岡市	第6分団	17,015	清水三保 第2小学校 忠霊塔公園 清水三保 第1小学校	054-334-6364 054-335-6171 054-334-0721	静岡市長	清水折戸三区 清水駒越中一 宮方一区 自主防災会長	同報無線 他	

積土のう工	静岡市	丸子第2	6,399	長田西小学校 長田西中学校 丸子こども園	054-259-8256 054-259-1278 054-259-9810	静岡市長	長田中部・西部 自主防災会 町内会	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	丸子第2	151	高台(山)	—	静岡市長	自主防災会 町内会	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	藁科川	1,201	服織小学校 服織中学校	054-278-6322 054-278-9731	静岡市長	服織学区 自主防災会 町内会	同報無線 他	
積土のう工	静岡市	安倍口	2,128	美和中学校 美和小学校	054-296-0009 054-296-0700	静岡市長	美和学区 自主防災会 町内会	同報無線 他	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市		大字					
静-12	一級	安倍川	油山川	白髭神社から下流へ 静岡市 葵区 ゆやま油山			左右	900	1.0K S 1.9K	B	断面狭小
静-13	二級	巴川	瀬名新川	静岡バイパスから上流へ 静岡市 葵区 せな瀬名とりさか鳥坂			左右	410	0.5K+90m S 1.0K	B	断面狭小
静-14	二級	庵原川	庵原川	JR東海道線橋～国道1号庵原川橋 静岡市 清水区 よこすなにしちよう横砂西町			左右	140	0.3K+30m S 0.4K+70m	B	断面狭小
重要度B 小計			河川：7箇所					4,310			
中計		河川数 箇所数	9本 12箇所					19,200			
		海岸	2箇所					15,442			
計		県管理	14箇所					34,642			
合計		水防区計	96箇所					72,282			

注) 対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

水防工法	水管団	防理体	水防倉庫	避難場所等					備考	
				避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)		伝達方法
積土のう工	静岡市		油山	674	松野小学校 高台(山)	054-294-0002 —	静岡市長	松野学区 自主防災会 町内会	同報無線 他	
積土のう工	静岡市		瀬名 第13分団	733 1,777	西奈中学校 鳥坂グランド	054-261-3040 —	静岡市長	西奈学区 自主防災会町内会 清水鳥坂 自主防災会長	同報無線 他	
積土のう工	静岡市		横砂	1,180	袖師 生涯学習 交流館	054-367-1138	静岡市長	自主防災会町内会 横砂町内会	同報無線 他	

表.3-7-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(島田水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
1	一級	大井川	大井川	東海道新幹線大井川橋梁下流 島田市			右	70	7.2K+70m S 7.4K-60m	A	暫定堤防(霞堤)
重要度A小計			河川：1箇所					70			
1	一級	大井川	大井川	大井川環境管理センター～コスモ石油大井川油槽所 焼津市			左	1,000	-0.4K+110m S 0.8K+10m	B	河積不足
2	一級	大井川	大井川	出光大井川油槽所 焼津市			左	190	0.4K+90m S 0.8K-110m	B	洗掘の未施工
3	一級	大井川	大井川	飯淵水防倉庫下流 焼津市			左	40	1.6K+70m S 1.8K-90m	B	河積不足
4	一級	大井川	大井川	飯淵水防倉庫 焼津市			左	20	1.8K+190m S 2.0K+10m	B	河積不足
5	一級	大井川	大井川	飯淵水防倉庫上流 焼津市			左	220	2.2K+100m S 2.6K-80m	B	河積不足
6	一級	大井川	大井川	西島排水樋管下流 焼津市			左	80	2.8K+160m S 3.0K+40m	B	河積不足
7	一級	大井川	大井川	富士見橋上流 焼津市			左	20	4.2K+190m S 4.4K+10m	B	河積不足
8	一級	大井川	大井川	東名高速道路上流 焼津市			左	440	5.2K+100m S 5.8K-60m	B	堤防脆弱性
9	一級	大井川	大井川	日清紡績 焼津市			左	310	6.4K S 6.8K-90m	B	堤防脆弱性
10	一級	大井川	大井川	東海道新幹線上流 藤枝市			左	50	7.8K+170m S 8.0K+20m	B	洗掘の未施工
11	一級	大井川	大井川	大津谷川合流点 藤枝市			左	280	8.6K+70m S 9.0K-60m	B	G/W, ivによる照査
12	一級	大井川	大井川	源助橋 島田市			左	50	9.0K+190m S 9.2K+40m	B	洗掘の未施工
13	一級	大井川	大井川	谷口橋～島田大橋下流 島田市			左	1,110	10.2K+70m S 11.4K	B	堤防脆弱性
14	一級	大井川	大井川	アピタ 島田市			左	220	12.0K S 12.2K+20m	B	堤防脆弱性
15	一級	大井川	大井川	島田球場上流 島田市			左	160	13.8K S 14.0K-30m	B	堤防脆弱性
16	一級	大井川	大井川	JR東海道線下流 島田市			左	200	14.6K S 14.8K	B	堤防脆弱性
17	一級	大井川	大井川	島田市博物館 島田市			左	210	15.2K S 15.4K	B	堤防脆弱性

水防工法	水防団	防理体	水防倉庫	避難場所等					備考	
				避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者(避難誘導者)		伝達方法
—	島田市		高島	—	—	—	島田市長	大柳 自主防災会長	同報無線 他	大重 10
積土のう工	焼津市	飯渕	30	大井川港コミュニティ 防災センター	054-622-1337	焼津市長	消防団 第18分団長	同報無線 他	大重1	
木流し工	焼津市	飯渕	340	大井川港コミュニティ 防災センター	054-622-1337	焼津市長	消防団 第18分団長	同報無線 他	大重1	
積土のう工	焼津市	飯渕	340	大井川港コミュニティ 防災センター	054-622-1337	焼津市長	消防団 第18分団長	同報無線 他		
積土のう工	焼津市	飯渕	340	大井川港コミュニティ 防災センター	054-622-1337	焼津市長	消防団 第18分団長	同報無線 他		
積土のう工	焼津市	飯渕	340	大井川港コミュニティ 防災センター	054-622-1337	焼津市長	消防団 第18分団長	同報無線 他		
積土のう工	焼津市	飯渕	340	大井川港コミュニティ 防災センター	054-622-1337	焼津市長	消防団 第18分団長	同報無線 他		
積土のう工	焼津市	相川	—	大井川西小学校	054-622-0049	焼津市長	消防団 第17分団長	同報無線 他		
シート張り 工	焼津市	相川	—	大井川西小学校	054-622-0049	焼津市長	消防団 第17分団長	同報無線 他		
シート張り 工	焼津市	上泉	—	大井川西小学校	054-622-0049	焼津市長	消防団 第17分団長	同報無線 他		
木流し工	藤枝市	善左衛門	8,128	大洲地区交流センター 大洲小学校 藤枝明誠高校	054-636-0059 054-635-2441 054-635-8155	藤枝市長	大洲 第1~4自治会 自主防災会長	同報無線 他		
月の輪工	藤枝市	善左衛門	8,128	大洲地区交流センター 大洲小学校 藤枝明誠高校	054-636-0059 054-635-2441 054-635-8155	藤枝市長	大洲 第1~4自治会 自主防災会長	同報無線 他		
木流し工	島田市	高島	120	六合東小学校	0547-37-2711	島田市長	東町 自主防災会長	同報無線 他	大重2	
シート張り 工	島田市	高島	120	六合東小学校	0547-37-2711	島田市長	東町 自主防災会長	同報無線 他		
シート張り 工	島田市	高島	120	六合東小学校	0547-37-2711	島田市長	東町 自主防災会長	同報無線 他		
シート張り 工	島田市	高島	3,800	島田第一小学校	0547-35-5211	島田市長	向谷 自主防災会長	同報無線		
シート張り 工	島田市	高島	3,800	島田第一小学校	0547-35-5211	島田市長	向谷 自主防災会長	同報無線		
シート張り 工	島田市	高島	3,800	島田第一小学校	0547-35-5211	島田市長	向谷 自主防災会長	同報無線		

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
18	一級	大井川	大井川	島田市博物館 島田市			かわら河原	左	320	15.6K S 15.8K+110m	B	堤防脆弱性
19	一級	大井川	大井川	新大井川橋下流 島田市			いなり稲荷	左	200	16.6K S 16.8K	B	堤防脆弱性
20	一級	大井川	大井川	新大井川橋下流 島田市			いなり稲荷	左	140	16.4K+180m S 16.8K-80m	B	洗掘の未施工
21	一級	大井川	大井川	新東名大井川橋梁上下流 島田市			おおか相賀	左	360	18.2K+120m S 18.6K+80m	B	堤防脆弱性
22	一級	大井川	大井川	新東名大井川橋梁 島田市			おおか相賀	左	210	18.8K+70m S 19.0K+50m	B	洗掘の未施工
23	一級	大井川	大井川	新東名～大井川用水路橋 島田市			おおか相賀	左	1,500	19.0K+140m S 20.6K+70m	B	暫定堤防(河積不足)
24	一級	大井川	大井川	大沢排水路～大井神社 島田市			かんざ神座	左	3,240	19.8K+50m S 23.2K-90m	B	堤防脆弱性
25	一級	大井川	大井川	大沢排水路～大井神社 島田市			かんざ神座	左	3,240	19.8K+50m S 23.2K-90m	B	G/W, ivによる照査
26	一級	大井川	大井川	神座小学校 島田市			かんざ神座	左	50	22.2K+70m S 22.4K-80m	B	洗掘の未施工
27	一級	大井川	大井川	神座総合スポーツ広場上流約100m 島田市			かんざ神座	左	180	23.0K+80m S 23.2K+70m	B	洗掘の未施工
28	一級	大井川	大井川	県立吉田公園 榛原郡 吉田町			かわしり川尻	右	1,210	-0.4K S 0.8K	B	堤防脆弱性
29	一級	大井川	大井川	県立吉田公園 榛原郡 吉田町			かわしり川尻	右	870	-0.4K+100m S 0.6K-30m	B	河積不足
30	一級	大井川	大井川	県立吉田公園 榛原郡 吉田町			かわしり川尻	右	100	0.0K+90m S 0.2K-10m	B	洗掘の未施工
31	一級	大井川	大井川	県立吉田公園 榛原郡 吉田町			かわしり川尻	右	50	0.6K+190m S 0.8K+40m	B	洗掘の未施工
32	一級	大井川	大井川	大平橋上流約300m 榛原郡 吉田町			かわしり川尻	右	40	1.4K+60m S 1.4K+100m	B	洗掘の未施工
33	一級	大井川	大井川	高島スポーツ広場 榛原郡 吉田町			かわしり川尻	右	200	2.8K+120m S 3.2K-80m	B	河積不足
34	一級	大井川	大井川	熊野神社～富士見橋 榛原郡 吉田町			かわしり川尻	右	1,100	3.0K+30m S 4.2K-60m	B	堤防脆弱性
35	一級	大井川	大井川	富士見橋下流 榛原郡 吉田町			おおはた大幡	右	55	3.6K+90m S 3.6K+145m	B	洗掘の未施工
36	一級	大井川	大井川	富士見橋～東名高速道路 榛原郡 吉田町			おおはた大幡	右	920	4.2K+40m S 5.0K+60m	B	堤防脆弱性
37	一級	大井川	大井川	富士見橋上流 榛原郡 吉田町			おおはた大幡	右	220	4.2K+160m S 4.6K-40m	B	河積不足

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者(避難誘導者)	伝達方法	
シート張り工	島田市	高島	3,800	島田第一小学校	0547-35-5211	島田市長	向谷 自主防災会長	同報無線 他	
シート張り工	島田市	高島	3,800	島田第一小学校	0547-35-5211	島田市長	向谷 自主防災会長	同報無線 他	大重3
木流し工	島田市	高島	3,800	島田第一小学校	0547-35-5211	島田市長	向谷 自主防災会長	同報無線 他	大重3
シート張り工	島田市	神座	170	相賀小学校	0547-32-0023	島田市長	相賀 自主防災会長	同報無線 他	
木流し工	島田市	神座	170	相賀小学校	0547-32-0023	島田市長	相賀 自主防災会長	同報無線 他	
積土のう工	島田市	神座	370	相賀小学校 神座小学校	0547-32-0023 0547-32-0311	島田市長	相賀・神座・鶯 網自主防災会長	同報無線 他	大重4
シート張り工	島田市	神座	200	神座小学校	0547-32-0311	島田市長	神座・鶯網 自主防災会長	同報無線 他	大重4
月の輪工	島田市	神座	200	神座小学校	0547-32-0311	島田市長	神座・鶯網 自主防災会長	同報無線 他	大重4
木流し工	島田市	神座	50	神座小学校	0547-32-0311	島田市長	神座・鶯網 自主防災会長	同報無線 他	大重4
木流し工	島田市	神座	50	神座小学校	0547-32-0311	島田市長	神座・鶯網 自主防災会長	同報無線 他	大重4
シート張り工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	大重5
積土のう工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	大重5
木流し工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	大重5
木流し工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	
木流し工	吉田町	住吉	1,200	吉田町立 中央小学校	0548-32-1300	吉田町長	川尻山通り 自主防災会長	同報無線 他	
積土のう工	吉田町	住吉	2,300	吉田町立 中央小学校	0548-32-1300	吉田町長	川尻上組 自主防災会長	同報無線 他	大重6
シート張り工	吉田町	大幡	1,500	自彊小学校	—	吉田町長	北区第3 自主防災会長	同報無線 他	大重 6・7
木流し工	吉田町	大幡	1,500	自彊小学校	—	吉田町長	北区第3 自主防災会長	同報無線 他	大重7
シート張り工	吉田町	大幡	1,500	自彊小学校	—	吉田町長	北区第3 自主防災会長	同報無線 他	大重8
積土のう工	吉田町	大幡	1,500	自彊小学校	—	吉田町長	北区第3 自主防災会長	同報無線 他	大重8

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
38	一級	大井川	大井川	東名高速道路上流 島田市			なかがわ 中河	右	320	5.4K S 5.6K+110m	B	堤防脆弱性
39	一級	大井川	大井川	はばたき橋上下流 島田市			なかがわ 中河	右	860	5.6K+190m S 6.8K	B	堤防脆弱性
40	一級	大井川	大井川	はばたき橋上流 島田市			なかがわ 中河	右	20	6.4K+100m S 6.6K-80m	B	洗掘の未施工
41	一級	大井川	大井川	東海道新幹線下流 島田市			なかがわ 中河	右	160	7.0K S 7.2K-20m	B	堤防脆弱性
42	一級	大井川	大井川	松野鑄造所 島田市			さかもと 阪本	右	240	8.8K+130m S 9.2K+50m	B	G/W, ivによる照査
43	一級	大井川	大井川	谷口橋 島田市			さかもと 阪本	右	300	9.6K+80m S 10.0K+20m	B	洗掘の未施工
44	一級	大井川	大井川	谷口橋 島田市			さかもと 阪本	右	220	9.8K+20m S 10.2K-70m	B	G/W, ivによる照査
45	一級	大井川	大井川	谷口橋上流約900m 島田市			さかもと 阪本	右	245	10.8K+40m S 11.2K-80m	B	洗掘の未施工
46	一級	大井川	大井川	島田大橋上流 島田市			さかもと 阪本	右	200	11.6K+30m S 11.8K+10m	B	洗掘の未施工
47	一級	大井川	大井川	鎌塚茶農協下流約400m 島田市			かまつか 鎌塚	右	330	13.6K+190m S 14.0K	B	洗掘の未施工
48	一級	大井川	大井川	大代川合流部 島田市			かなやにけんや 金谷二軒家	右	75	14.8K+75m S 14.8K+150m	B	洗掘の未施工
49	一級	大井川	大井川	新大井川橋下流 島田市			かなやあずま 金谷東	右	700	16.2K+150m S 16.8K+50m	B	堤防脆弱性
50	一級	大井川	大井川	新大井川橋上流 島田市			しま 島	右	370	16.8K+110m S 17.2K+40m	B	堤防脆弱性
51	一級	大井川	大井川	築切下排水樋管 島田市			うしお 牛尾	右	370	17.2K+150m S 17.8K	B	堤防脆弱性
52	一級	大井川	大井川	新東名大井川橋 島田市			うしお 牛尾	右	170	18.8K+180m S 19.6K-20m	B	河積不足
53	一級	大井川	大井川	牛午前トンネル 島田市			かみお 神尾	右	15	23.0K+85m S 23.0K+100m	B	洗掘の未施工
重要度B小計				河川：53箇所				23,400				
要注意小計				河川：0箇所				0				
合計				河川：54箇所				23,470				

注) 合計は要注意区間を除く

備考欄にある大重とは、対象区間が大井川水系の重点区間であることを示す
また、番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者(避難誘導者)	伝達方法	
シート張り工	島田市	高島	300	初倉中学校	0547-38-0024	島田市長	中河 自主防災会長	同報無線 他	
シート張り工	島田市	高島	300	初倉中学校	0547-38-0024	島田市長	中河 自主防災会長	同報無線 他	大重9
木流し工	島田市	高島	300	初倉中学校	0547-38-0024	島田市長	中河 自主防災会長	同報無線 他	大重9
シート張り工	島田市	高島	300	初倉中学校	0547-38-0024	島田市長	中河 自主防災会長	同報無線 他	
月の輪工	島田市	高島	50	初倉小学校	0547-38-0004	島田市長	谷口下 自主防災会長	同報無線 他	
木流し工	島田市	高島	50	初倉小学校	0547-38-0004	島田市長	谷口下 自主防災会長	同報無線 他	大重 11
月の輪工	島田市	高島	50	初倉小学校	0547-38-0004	島田市長	谷口下 自主防災会長	同報無線 他	大重 11
木流し工	島田市	高島	—	—	—	島田市長	—	同報無線 他	
木流し工	島田市	高島	—	—	—	島田市長	—	同報無線 他	
木流し工	島田市	金谷	—	—	—	島田市長	—	同報無線 他	
木流し工	島田市	金谷	—	—	—	島田市長	—	同報無線 他	
シート張り工	島田市	金谷	100	金谷高校	0547-45-4155	島田市長	金谷東町 自主防災会長	同報無線 他	
シート張り工	島田市	金谷	100	金谷高校	0547-45-4155	島田市長	金谷東町 自主防災会長	同報無線 他	
シート張り工	島田市	金谷	500	五和小学校	0547-45-2641	島田市長	牛尾 自主防災会長	同報無線 他	
積土のう工	島田市	金谷	—	—	—	島田市長	—	同報無線 他	
木流し工	島田市	金谷	—	—	—	島田市長	—	同報無線 他	

表. 3-7-2 県管理区間重要水防箇所(島田水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
島-1	二級	瀬戸川	葉梨川	井尻堰～中田橋 藤枝市			かみやぶた 上数田	左右	500	5.5K S 6.0K	A	断面狭小
島-2	二級	栃山川	黒石川	黒石橋から上流へ 焼津市			こがわ 小川	左右	600	0.6K S 1.2K	A	断面狭小
島-3	一級	大井川	伊太谷川	放水路流入点～新東名交差付近 島田市			いた 伊太	左右	700	3.7K S 4.4K	A	断面狭小
島-4	一級	大井川	尾川	大津谷川合流点から上流へ 島田市			おちあい 落合	左右	200	0.0K S 0.2K	A	断面狭小
島-5	一級	大井川	相賀谷川	下相賀橋から上流へ 島田市			おおか 相賀	左右	300	0.2K+50m S 0.5K+50m	A	断面狭小
島-6	二級	栃山川	東光寺谷川	八島橋から上流へ 島田市			きしちょう 岸町	左右	150	2.4K S 2.5K+50m	A	断面狭小
島-7	二級	栃山川	東光寺谷川	出合橋から阿知ヶ谷橋 島田市			あちがや 阿知ヶ谷	左右	150	3.2K S 3.3K+50m	A	断面狭小
重要度A 小計				河川：7箇所					2,600			
島-8	一級	大井川	大津谷川	尾川合流点から上流へ 島田市			おちあい 落合	左右	280	3.1K+20m S 3.4K	B	断面狭小
島-9	二級	瀬戸川	葉梨川	中田橋～中ノ合橋上流50m 藤枝市			なかのごう 中ノ合	左右	1,000	6.0K S 7.0K	B	断面狭小
島-10	二級	瀬戸川	市場川	葉梨川合流点～寺前橋 藤枝市			にしがた 西方	左右	720	0.0K S 0.7K+20m	B	断面狭小
島-11	二級	栃山川	黒石川	黒石橋上流600m～若草橋 焼津市			こがわ 小川	左右	1,100	1.2K S 2.3K	B	断面狭小
島-12	二級	栃山川	木屋川	中根新田橋～木屋川橋上流50m 焼津市			ほんなかね 本中根	左右	500	4.8K S 5.3K	B	断面狭小
島-13	二級	栃山川	成案寺川	栃山川合流点～竹橋 焼津市			いっしき 一色	左右	650	0.0K S 0.6K+50m	B	断面狭小
島-14	二級	栃山川	成案寺川	竹橋～長河原橋 焼津市			そうえもん 惣右衛門	左右	480	0.6K+50m S 1.1K+30m	B	断面狭小 漏水
島-15	二級	栃山川	成案寺川	長河原橋～成案寺橋下流30m 焼津市			そうえもん 惣右衛門	左右	370	1.1K+30m S 1.5K	B	断面狭小
島-16	二級	栃山川	成案寺川	助蔵橋上流100m～旧大井川町境 焼津市			おおじま 大島	左右	1,150	1.7K S 2.8K+50m	B	断面狭小

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者(避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	藤枝市	葉梨	1,950	葉梨地区交流センター 葉梨小学校	054-638-1376 054-638-0002	藤枝市長	葉梨第3自治会長	同報無線等	
積土のう工	焼津市	宗高	4,250	小川小学校 小川中学校 小川公民館	054-624-3097 054-628-3777 054-624-8191	焼津市長	消防団第10分団長	同報無線等	
積土のう工	島田市	高島	230	伊太小学校	0547-37-3024	島田市長	伊太自主防災会長	同報無線等	
積土のう工	島田市	高島	108	大津小学校	0547-37-2922	島田市長	落合自主防災会長	同報無線等	
積土のう工	島田市	神座	75	相賀小学校	0547-32-0023	島田市長	相賀自主防災委員長	同報無線等	
積土のう工	島田市	高島	180	岸町スポーツ広場 島田工業高校	— 0547-37-4194	島田市長	岸町自主防災会長	同報無線等	
積土のう工	島田市	高島	82	島田工業高校	0547-37-4194	島田市長	阿知ヶ谷自主防災会長	同報無線等	

積土のう工	島田市	高島	160	大津小学校	0547-37-2922	島田市長	落合自主防災会長	同報無線等	
積土のう工	藤枝市	葉梨	595	葉梨地区交流センター 葉梨中学校	054-638-1376 054-638-0003	藤枝市長	葉梨第2自治会長	同報無線等	
積土のう工	藤枝市	葉梨	1,025	葉梨地区交流センター 葉梨西北小学校	054-638-1376 054-638-0005	藤枝市長	葉梨第1自治会長	同報無線等	
積土のう工	焼津市	宗高	8,650	小川小学校 小川中学校 黒石小学校	054-624-3097 054-628-3777 054-629-4855	焼津市長	消防団第9・10・11分団長	同報無線等	
積土のう工	焼津市	宗高	2,750	大富小学校 静岡福祉大学	054-624-4316 054-623-7000	焼津市長	消防団第12分団長	同報無線等	
積土のう工	焼津市	宗高	1,100	ディスカバリーパーク焼津 天文科学館	054-625-0800	焼津市長	消防団第14分団長	同報無線等	
積土のう工	焼津市	宗高	800	ディスカバリーパーク焼津 天文科学館	054-625-0800	焼津市長	消防団第14分団長	同報無線等	
積土のう工	焼津市	宗高	650	ディスカバリーパーク焼津 天文科学館	054-625-0800	焼津市長	消防団第14分団長	同報無線等	
積土のう工	焼津市	宗高	1,950	鍛冶島公会堂	—	焼津市長	消防団第13・14分団長	同報無線等	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
島-17	二級	栃山川	東光寺谷川	若宮橋上流50m～一里山橋			左右	400	1.0K ┆ 1.4K	B	断面狭小
			藤枝市		かみあおしま上青島						
島-18	二級	志太田中川	志太田中川	六軒屋大橋上流220m～宮島橋上流200m			左右	800	0.7K ┆ 1.5K	B	断面狭小
			焼津市		たかしんでん高新田						
島-19	二級	志太田中川	志太田中川	田中川橋下流150m～中河原橋上流200m			左右	1,900	2.0K ┆ 3.9K	B	断面狭小
			焼津市		むなだか宗高						
島-20	二級	志太田中川	泉川	泉川橋上流120m～相川橋上流110m			左右	200	3.6K ┆ 3.8K	B	断面狭小
			焼津市		あいかわ相川						
島-21	二級	瀬戸川	石脇川	石脇水門～JR橋			左右	770	0.0K ┆ 0.7K+70m	B	断面狭小
			焼津市		はまとうめ浜当目						
島-22	二級	高草川	高草川	松久保橋下流30m～東名高速道路上流160m			左右	800	0.7K ┆ 1.5K	B	断面狭小
			焼津市		よしづ吉津						
島-23	一級	大井川	大井川	特養老人ホーム前			右	800	30.8K ┆ 31.6K	B	堤防高不足
			島田市		かわねちょういえやま川根町家山						
島-24	一級	大井川	大井川	昭和橋下流200m～昭和橋上流200m			左	400	40.8K ┆ 41.2K	B	断面狭小
			榛原郡	川根本町	じな地名						
島-25	一級	大井川	大井川	柿間沢～中津川付近			左右	600	51.2K ┆ 51.8K	B	堤防高不足(左) 断面狭小
			榛原郡	川根本町	かみながお上長尾						
島-26	一級	大井川	大井川	茶茗館下流800m～万世橋下流200m			左右	2,200	55.6K ┆ 57.8K	B	断面狭小
			榛原郡	川根本町	みずかわ水川						
島-27	一級	大井川	大井川	大井川鉄道青部駅付近			左	140	61.0K+60m ┆ 61.2K	B	堤防高不足
			榛原郡	川根本町	あおべ青部						
島-28	一級	大井川	大井川	川根大橋から下流へ			左右	700	67.6K ┆ 68.3K	B	断面狭小
			榛原郡	川根本町	せんず千頭						
島-29	一級	大井川	大井川	中部電力社宅前			右	300	68.8K ┆ 69.1K	B	断面狭小
			榛原郡	川根本町	せんず千頭						
島-30	一級	大井川	相賀谷川	下相賀橋上流300m～滝田橋			左右	2,900	0.5K+50m ┆ 3.4K+50m	B	断面狭小
			島田市		おおか相賀						
島-31	一級	大井川	笹間川	大沢合流点下流500mから上流へ			左右	500	11.3K ┆ 11.8K	B	河岸洗掘
			島田市		かわねちょうささまみ川根町笹間上						
島-32	二級	勝間田川	勝間田川	勝間田川橋～朝生川合流点			左右	4,600	0.4K ┆ 5.0K	B	河積不足
			牧之原市		しずなみ静波 ┆ なか中						
島-33	二級	萩間川	萩間川	湊橋～東中橋上流50m			左右	1,800	0.9K ┆ 2.7K	B	河積不足
			牧之原市		おおえ大江						
島-34	二級	萩間川	萩間川	白井川合流点～部ヶ谷川合流点			左右	2,000	4.5K ┆ 6.5K	B	堤防断面不足
			牧之原市		なかにし中西						

水防工法	水防団	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	藤枝市	青南町	1,039	青島南地区 交流センター 青島小学校	054-636-3765 054-643-0239	藤枝市長	青島第10 自治会長	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	宗高	1,930	大井川南小学校	054-622-0104	焼津市長	消防団 第18分団長	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	宗高	1,460	大井川東小学校 福祉センター	054-622-0010 054-662-0610	焼津市長	消防団 第16分団長	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	相川	230	大井川西小学校	054-622-0049	焼津市長	消防団 第17分団長	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	石脇	4,650	浜当目コミュニ ティー 防災センター	054-627-7283	焼津市長	消防団 第6分団長	同報無線 等	
積土のう工	焼津市	石脇	420	東益津小学校	054-628-4427	焼津市長	消防団 第7分団長	同報無線 等	
積土のう工	島田市	家山	150	川根小学校	0547-53-2004	島田市長	大和田地区長	同報無線	
積土のう工	川根本町	下泉	300	地名集会所	0547-56-1967	川根本町長	地名区長	IP告知 放送 システム	
積土のう工	川根本町	上長尾	500	中川根中学校 中央小学校	0547-56-0013 0547-56-0032	川根本町長	高郷区長	IP告知 放送 システム	
積土のう工	川根本町	徳山	700	徳山コミュニ ティー 防災センター 水川集会所	0547-57-2928 0547-56-1485	川根本町長	徳山区長 水川区長	IP告知 放送 システム	
積土のう工	川根本町	川根本町 役場	32	青部集会所	0547-59-1070	川根本町長	青部地区長	IP告知 放送 システム	
積土のう工	川根本町	川根本町 役場	54	千頭東区会館	0547-59-1076	川根本町長	千頭東地区長	IP告知 放送 システム	
積土のう工	川根本町	川根本町 役場	90	寺馬区会館	0547-59-1078	川根本町長	寺馬区長	IP告知 放送 システム	
積土のう工	島田市	神座	300	相賀小学校	0547-32-0023	島田市長	相賀自主 防災会委員長	同報無線 等	
積土のう工	島田市	出本	100	山村都市 交流センター ささま	—	島田市長	笹間自治会長	同報無線	
積土のう工	牧之原市	中	1,000	静波 コミュニ ティー 防災センター 川崎小学校	0548-22-1140 0548-22-0027	牧之原市長	静波区長 川崎区長	同報無線 広報車	
積土のう工	牧之原市	牧之原 市役所 相良庁舎	1,250	大江区民館 相良防災センター 相良小学校	0548-52-3229 0548-52-4545 0548-52-1433	牧之原市長	大江区長 相良区長 大沢区長	同報無線 広報車	
積土のう工	牧之原市	牧之原 市役所 相良庁舎	390	萩間小学校	0548-54-0020	牧之原市長	中里区長	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
島-35	二級	須々木川	須々木川	旧須々木川橋から上流へ			左右	400	0.7K S 1.1K	B	堤防断面不足
			牧之原市		すすき須々木						
※島-36	一級	菊川	菊川	掛川市		ひがしやま東山	左右	80	27.5K+90m S 27.6K+70m	B	洗掘
重要度B小計				河川：29箇所				28,540			
中計			河川数箇所数	20本 36箇所				31,140			
計			県管理	河川：36箇所				31,140			
合計			水防区計	河川：90箇所				54,610			

注) 対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

※36の菊川は平成元年の協定により島田土木事務所の管理とする。(袋-11)

水防 工法	水管 団 体	水防 倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	牧之原市	牧之原 市役所 相良庁舎	100	相良小学校	0548-52-1433	牧之原市長	須々木区長	同報無線 広報車	
木流し工	掛川市	東山	30	小鮎川公会堂	0537-27-0086	掛川市長	東山4班 自主防災会長	同報無線 広報車	

表. 3-8-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(袋井水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
1	一級	菊川	菊川	佐東川合流点付近 菊川市			みねだ嶺田	左	200	5. 8K+100m S 6. 0K+100m	A	河積不足
2	一級	菊川	菊川	生仁場橋付近～大船渡橋下流 菊川市			みねだ嶺田	左	1,200	6. 2K+100m S 7. 4K+100m	A	河積不足
3	一級	菊川	菊川	稲荷部川合流点对岸 菊川市			みねだ嶺田	左	100	7. 0K S 7. 0K+100m	A	護岸根固崩壊 洗掘の未施工
4	一級	菊川	菊川	大船渡橋上下流 菊川市			かみひらかわ 上平川	左	200	7. 6K+100m S 7. 8K+100m	A	河積不足
5	一級	菊川	菊川	池村公民館(池村水防倉庫) 菊川市			いけむら池村	左	600	8. 0K+100m S 8. 6K+100m	A	河積不足
6	一級	菊川	菊川	池村公民館(池村水防倉庫) 菊川市			いけむら池村	左	50	8. 1K+50m S 8. 2K	A	護岸根固崩壊 洗掘の未施工
7	一級	菊川	菊川	高田橋250m下流 菊川市			いけむら池村	左	20	8. 8K+30m S 8. 8K+50m	A	護岸根固崩壊
8	一級	菊川	菊川	新加茂橋下流 菊川市			いけむら池村	左	200	10. 8K+110m S 11. 0K+110m	A	護岸根固め崩壊
9	一級	菊川	菊川	新菊川橋上流 菊川市			ほんじよ本所	左	200	12. 6K+100m S 12. 8K+100m	A	暫定堤防
10	一級	菊川	菊川	文化会館アエル駐車場 菊川市			ほんじよ本所	左	200	12. 8K+100m S 13. 0K+100m	A	暫定堤防
11	一級	菊川	菊川	水神橋より150m上流 菊川市			ちょうかいじ 潮海寺	左	60	15. 9K+40m S 16. 0K	A	H16. 10洪水被災箇所 護岸未施工
12	一級	菊川	菊川	沢水加川合流点より90m下流 菊川市			わだ和田	左	30	16. 8K+70m S 16. 9K	A	ふとん籠崩壊
13	一級	菊川	菊川	沢水加川合流点 菊川市			とみた富田	左	200	17. 0K+100m S 17. 2K+100m	A	河積不足
14	一級	菊川	菊川	遠興自動車整備工場～新田川樋管 掛川市			きくはま菊浜	右	60	2. 6K S 2. 7K	A	根固洗掘
15	一級	菊川	菊川	生仁場橋上流～稲荷部川合流点 菊川市 掛川市			おおいし大石 S いわなめ岩滑	右	630	6. 4K+110m S 7. 0K+80m	A	河積不足
16	一級	菊川	菊川	川向悪水樋管上流 掛川市			いわなめ岩滑	右	50	6. 7K S 6. 7K+50m	A	護岸の損傷未施工
17	一級	菊川	菊川	大船渡橋上流～高田橋400m下流 菊川市			しもうちだ下内田	右	850	7. 8K+120m S 8. 6K+110m	A	河積不足
18	一級	菊川	菊川	東名菊川橋100m下流～六郷樋管 菊川市			はんせい半済	右	290	13. 2K S 13. 4K+90m	A	護岸根固崩壊
19	一級	菊川	菊川	六郷樋管 菊川市			はんせい半済	右	40	13. 4K+120m S 13. 4K+160m	A	護岸根固崩壊

水防工法	水防団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重2
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
木流し工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	中嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
積土のう工	菊川市	池村	170	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	池村自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
木流し工	菊川市	池村	170	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	池村自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
木流し工	菊川市	池村	170	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	池村自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
木流し工	菊川市	加茂	170	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	20	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	下本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	20	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	下本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重4
木流し工	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重5
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	和田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	吉沢自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重7
木流し工	掛川市	大東支所	100	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	国浜自主防災会長 三浜自主防災会長	同報無線 広報車	菊重8
積土のう工	掛川市	佐東 中	300	佐東小学校	0537-74-2026	掛川市長	岩滑自主防災会 長	同報無線 広報車	菊重 10
木流し工	掛川市	佐東	50	佐東小学校	0537-74-2026	掛川市長	岩滑自主防災会 長	同報無線 広報車	菊重 10
積土のう工	菊川市	加茂	130	内田 地区センター	0537-36-5499	菊川市長	稲荷部自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 11
木流し工	菊川市	加茂	250	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	下本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	250	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	五丁目下自治会 長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
20	一級	菊川	菊川	新川橋 菊川市		かみほんじよ 上本所	右	60	14.2K+45m S 14.2K+104m	A	護岸根固崩壊・下前田川合流点
21	一級	菊川	菊川	塩井戸樋管下流～立ヶ谷橋上流 菊川市		よしさわ 吉沢	右	200	16.2K+100m S 16.4K+100m	A	河積不足
22	一級	菊川	菊川	下前田川合流点 菊川市		よしさわ 吉沢	右	820	16.6K+100m S 17.4K+100m	A	河積不足
23	一級	菊川	牛淵川	高橋上流～中嶋橋下流 掛川市		ちはま 千浜	左	200	2.4K+100m S 2.6K+100m	A	暫定堤防
24	一級	菊川	牛淵川	中島橋100m上流～住川橋 菊川市		かんのお 神尾	左	200	11.0K+100m S 11.2K+100m	A	河積不足
25	一級	菊川	牛淵川	江川樋門対岸 菊川市		みねだ 嶺田	右	200	4.2K+100m S 4.4K+100m	A	暫定堤防
26	一級	菊川	黒沢川	黒沢排水機場～黒沢橋上流 菊川市		しもひらかわ 下平川	左	200	0.2K+110m S 0.5K	A	河積不足
27	一級	菊川	黒沢川	黒沢樋門～黒沢橋上流 菊川市		しもひらかわ 下平川	右	540	0.0K S 0.5K	A	河積不足
28	一級	菊川	下小笠川	第3城東橋より300m下流 掛川市		しもひじかた 下土方	左	40	3.0K S 3.0K+40m	A	H17根固洗掘
29	一級	菊川	下小笠川	第3城東橋より300m下流 掛川市		しもひじかた 下土方	左	340	3.0K+70m S 3.4K+10m	A	H17根固洗掘
30	一級	菊川	下小笠川	第3城東橋より300m下流 掛川市		しもひじかた 下土方	左	90	3.5K+10m S 3.6K	A	H17根固洗掘
31	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋 掛川市		しもひじかた 下土方	左	230	3.8K S 4.0K+30m	A	H17根固洗掘
32	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋より100m下流～第3城東橋より300m下流 掛川市		しもひじかた 下土方	右	60	2.9K+80m S 3.0K+40m	A	H23根固洗掘
33	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋より100m下流～第3城東橋より300m下流 掛川市		しもひじかた 下土方	右	390	3.0K+67m S 3.4K+50m	A	H17根固洗掘
34	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋より100m下流～第3城東橋より300m下流 掛川市		しもひじかた 下土方	右	500	3.5K S 4.0K+30m	A	H17根固洗掘
35	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋上流 掛川市		しもひじかた 下土方	右	30	4.1K+30m S 4.1K+60m	A	H16.10 被災箇所
36	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋上流 掛川市		しもひじかた 下土方	右	50	4.2K S 4.2K+50m	A	H16.10 被災箇所
1	一級	天竜川	天竜川	掛塚水位観測所付近 磐田市		かけつか 掛塚	左	220	3.4K S 3.6K+27m	A	H22.7.15 高水 未対策区間
2	一級	天竜川	天竜川	J R東海道線橋より400m下流 磐田市		あかいけ 赤池	左	200	7.0K+100m S 7.2K+100m	A	S57.8.2 漏水
3	一級	天竜川	天竜川	東名高速道路上下流 磐田市		とうめい 東名	左	200	11.4K S 11.6K	A	護岸洗掘

水防工法	水管団	防理体	水防倉庫	避難場所等					備考
				避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	
木流し工	菊川市	加茂	250	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	350	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	吉沢自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 14
積土のう工	菊川市	加茂	350	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 15
	菊川市	加茂	250	横地小学校	0537-35-3552	菊川市長	奥横地自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	50	横地小学校 六郷 地区センター	0537-35-3552 0537-35-3459	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 16
	菊川市	堤	200	小笠北小学校 小笠南地区コミュニ ティセンター	0537-73-2054 0537-73-6660	菊川市長	堂山自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	下平川	600	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	岳洋自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 18
積土のう工	菊川市	下平川	630	平川コミュニ ティセンター	0537-73-1010	菊川市長	岳洋自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 19
木流し工	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	
木流し工	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	
木流し工	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	菊重 20
木流し工	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	菊重 20
木流し工	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	
木流し工	掛川市	土方	200	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	菊重 21
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	菊重 22
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方自主防災 会長	同報無線 広報車	菊重 23
木流し工	磐田市	豊岡	2,100	竜洋西小学校 竜洋北小学校	0538-66-2134 0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	天重1
月の輪工	磐田市	長森 小立野	800	青城小学校	0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	天重3
木流し工	磐田市	匂坂中 小立野	1,000	豊田北部小学校	0538-32-3857	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
4	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋下流 磐田市			さぎさかなか 匂坂中	左	400	12.8K S 13.2K	A	護岸洗掘
5	一級	天竜川	天竜川	一雲済川合流点 磐田市			てらだに 寺谷	左	300	15.6K S 15.6K	A	支川合流点未処理
6	一級	天竜川	天竜川	豊岡総合センター 磐田市			いっかんじ 壱貫地	左	150	19.4K+100m S 19.6K+50m	A	護岸洗掘
重要度A 小計				河川：42箇所				10,800				
1	一級	菊川	菊川	国包樋管～花面橋 掛川市			くにかね 国包 S ちはま 千浜	左	1,400	2.6K+100m S 4.0K+100m	B	暫定堤防 河積不足
2	一級	菊川	菊川	花面揚水機 掛川市			くにかね 国包	左	600	2.6K+100m S 3.2K+100m	B	暫定堤防
3	一級	菊川	菊川	花面揚水機 掛川市			ちはま 千浜	左	100	3.7K S 3.8K	B	護岸の 膨らみ 未施工
4	一級	菊川	菊川	花面橋～菊川下流水管橋 下流 菊川市			どうやましんでん 堂山新田 S みねだ 嶺田	左	1,600	4.2K+100m S 5.8K+100m	B	河積不足
5	一級	菊川	菊川	菊川下流水管橋～嶺田水位観測所付近 菊川市			みねだ 嶺田	左	1,200	5.4K S 6.6K	B	パイピング 破壊安全照 査G/W不足
6	一級	菊川	菊川	花面橋～菊川下流水管橋上流 菊川市			みねだ 嶺田	左	200	6.0K+100m S 6.2K+100m	B	河積不足
7	一級	菊川	菊川	佐東川合流点上流 菊川市			みねだ 嶺田	左	200	6.4K+100m S 6.6K+100m	B	河積不足
8	一級	菊川	菊川	大船渡橋下流 菊川市			みねだ 嶺田	左	200	7.4K+100m S 7.6K+100m	B	河積不足
9	一級	菊川	菊川	大船渡橋上流 菊川市			かみひらかわ 上平川	左	400	7.6K+100m S 8.0K+100m	B	暫定堤防
10	一級	菊川	菊川	大船渡橋上流 菊川市			かみひらかわ 上平川	左	200	7.8K+100m S 8.0K+100m	B	河積不足
11	一級	菊川	菊川	池村公民館上流～旭橋下流 菊川市			いけむら 池村	左	1,200	8.6K+100m S 9.8K+100m	B	河積不足
12	一級	菊川	菊川	小川端橋40m上流より下流 菊川市			こがわばた 小川端	左	50	11.1K S 11.2K-53m	B	護岸一部 破損
13	一級	菊川	菊川	小川端橋40m上流より下流 菊川市			こがわばた 小川端	左	130	11.2K S 11.3K+30m	B	護岸一部 破損
14	一級	菊川	菊川	小川端水防資材置場～加茂神社 菊川市			こがわばた 小川端 S かも 加茂	左	70	11.4K+30m S 11.5K	B	護岸一部 破損
15	一級	菊川	菊川	加茂橋下流 菊川市			かも 加茂	左	400	11.6K+100m S 12.0K+100m	B	暫定堤防

水防 工法	水防 団 体	水防 倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
木流し工	磐田市	匂坂中	400	大藤小学校	0538-38-0021	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	寺谷 匂坂中	750	大藤小学校	0538-38-0021	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	天重5
木流し工	磐田市	壱貫地	1,000	豊岡南小学校	0539-62-2155	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	

積土のう工	掛川市	千浜	100	国浜コミュニティ 防災センター	0537-72-6100	掛川市長	国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	千浜	100	国浜コミュニティ 防災センター	0537-72-6100	掛川市長	国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
木流し工	掛川市	千浜	100	国浜コミュニティ 防災センター	0537-72-6100	掛川市長	国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 1,2
	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 1,2
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
積土のう工	菊川市	嶺田	680	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	西嶺田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
積土のう工	菊川市	加茂	100	横地小学校	0537-35-3552	菊川市長	奈良野自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重3
木流し工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
16	一級	菊川	菊川	加茂橋下流 菊川市			かも加茂	左	50	11.7K+50m S 11.8K	B	護岸の老朽化未施工
17	一級	菊川	菊川	加茂橋上下流 菊川市			かも加茂	左	200	11.8K+100m S 12.0K+100m	B	暫定堤防
18	一級	菊川	菊川	加茂橋上流 菊川市			はんせい半済	左	100	12.2K S 12.3K	B	護岸の老朽化未施工
19	一級	菊川	菊川	菊川橋上流 菊川市			はんせい半済	左	400	13.4K S 13.8K	B	暫定堤防 堤防脆弱性指標 t ※による判定
20	一級	菊川	菊川	八王子橋下流200m 菊川市			ほんじよ本所	左	210	14.6K+110m S 14.8K+100m	B	河積不足
21	一級	菊川	菊川	八王子橋上流100m～ 矢田部橋下流50m 菊川市			ほんじよ本所 S わだ和田	左	1,520	15.0K+100m S 16.6K+100m	B	河積不足
22	一級	菊川	菊川	水神橋～潮海寺橋 菊川市			ちょうかいじ潮海寺	左	340	15.8K S 16.2K	B	堤防脆弱性指標 t ※による判定 すべり破壊の安全性(Fs)不足
23	一級	菊川	菊川	潮海寺橋下流 菊川市			ちょうかいじ潮海寺	左	160	16.0K S 16.2K	B	パイピング 破壊安全照 査iv超過
24	一級	菊川	菊川	潮海寺橋上流 菊川市			わだ和田	左	420	16.4K S 16.8K	B	堤防脆弱性指標 t ※による判定 すべり破壊の安全性(Fs)不足
25	一級	菊川	菊川	潮海寺橋上流 菊川市			わだ和田	左	210	16.6K S 16.8K	B	パイピング 破壊安全照 査iv超過
26	一級	菊川	菊川	立ヶ谷橋～大井川用水余 水排水樋管 菊川市			わだ和田 S とみた富田	左	300	17.2K+100m S 17.6K	B	河積不足
27	一級	菊川	菊川	三浜樋管堤外水路 掛川市			きくはま菊浜	右	40	0.9K+30m S 0.9K+70m	B	護岸一部 破損
28	一級	菊川	菊川	塩田悪水樋管～鹿島橋 掛川市			きくはま菊浜 S みつまた三俣	右	1,560	1.4K S 2.9K+60m	B	川表
29	一級	菊川	菊川	鹿島橋上流 掛川市			みつまた三俣	右	210	3.0K S 3.2K	B	パイピング 破壊安全照 査iv超過
30	一級	菊川	菊川	鹿島橋上流 掛川市			みつまた三俣	右	220	3.0K+110m S 3.2K+110m	B	河積不足
31	一級	菊川	菊川	下小笠川合流点付近～新 田樋管 掛川市			みつまた三俣 S なか中	右	400	3.6K+100m S 4.0K+100m	B	河積不足
32	一級	菊川	菊川	花面橋～菊川下流水管橋 掛川市			なか中	右	1,530	4.2K+90m S 5.8K+100m	B	河積不足
33	一級	菊川	菊川	七曲樋管 掛川市			なか中	右	560	5.0K+100m S 5.6K+90m	B	暫定堤防

水防工法	水管防理体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
木流し工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	240	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	小川端自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	300	加茂 地区センター	0537-36-0487	菊川市長	三軒家自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
	菊川市	加茂	30	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	小出自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	350	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	仲島自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	350	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 宮下自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 5・6
	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重5
	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重6
	菊川市	加茂	20	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重6
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	吉沢自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	掛川市	大東支所	200	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
杭打ち工	掛川市	大東支所	100	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	三浜 自主防災会長 国浜 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重8
	掛川市	大東支所	100	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	三浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	大東支所	100	掛川市大東支所	0537-72-1111	掛川市長	三浜 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	大東支所	100	中地区コミュニ ティ 防災センター	0537-74-2904	掛川市長	中自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	中	50	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	中自主防災会長	同報無線 広報車	菊重9
積土のう工	掛川市	中	50	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	中自主防災会長	同報無線 広報車	菊重9

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
34	一級	菊川	菊川	額田水位観測所 菊川市			みねだ嶺田	右	440	6.4K+110m S 6.8K+110m	B	暫定堤防
35	一級	菊川	菊川	大船渡橋 掛川市			いわなめ岩滑	右	180	7.6K S 7.8K-20m	B	護岸一部破損
36	一級	菊川	菊川	大船渡橋 菊川市			しもうちだ下内田	右	20	7.8K-20m S 7.8K	B	護岸一部破損
37	一級	菊川	菊川	高田橋下流400mより下流 菊川市			しもうちだ下内田	右	230	8.5K S 8.7K+32m	B	護岸一部破損
38	一級	菊川	菊川	太郎坊大権現下流～旭橋下流 菊川市			しもうちだ下内田	右	1,200	8.6K+110m S 9.8K+110m	B	河積不足
39	一級	菊川	菊川	新川橋～下前田川上流 菊川市			はんせい半済 S ほんじよ本所	右	240	14.2K+120m S 14.4K+120m	B	暫定堤防 下前田川合流点
40	一級	菊川	菊川	下前田川合流点 菊川市			はんせい半済 S ほんじよ本所	右	40	14.3K+30m S 14.4K-29m	B	護岸一部破損
41	一級	菊川	菊川	下前田川合流点 菊川市			ほんじよ本所	右	170	14.2K+198m S 14.4K+120m	B	暫定堤防
42	一級	菊川	菊川	中央幼稚園～潮海寺橋下流 菊川市			ほんじよ本所 S ちょうかいじ潮海寺	右	1,330	14.6K S 16.0K	B	パイピング破壊安全照査G/W不足
43	一級	菊川	菊川	八王子橋下流200m 菊川市			ほんじよ本所	右	180	14.6K+80m S 14.8K+100m	B	河積不足
44	一級	菊川	菊川	八王子橋上流 菊川市			ほんじよ本所 S ちょうかいじ潮海寺	右	170	15.0K+90m S 15.2K+100m	B	河積不足
45	一級	菊川	菊川	井田樋管上下流 菊川市			ちょうかいじ潮海寺	右	400	15.4K+100m S 15.8K+100m	B	河積不足
46	一級	菊川	菊川	水神橋150m上流～塩井戸樋管 菊川市			ちょうかいじ潮海寺	右	150	15.9K+80m S 16.1K	B	護岸一部破損
47	一級	菊川	菊川	塩井戸樋管 菊川市			ちょうかいじ潮海寺	右	220	16.0K+120m S 16.2K+100m	B	河積不足
48	一級	菊川	菊川	潮海寺橋～立ヶ谷橋上流 菊川市			ちょうかいじ潮海寺 S とみた富田	右	1,200	16.2K S 17.4K	B	パイピング破壊安全照査G/W不足
49	一級	菊川	菊川	潮海寺橋 菊川市			ちょうかいじ潮海寺	右	200	16.4K+100m S 16.6K+100m	B	河積不足
50	一級	菊川	牛淵川	高橋下流 掛川市			ちはま千浜	左	200	2.4K+100m S 2.6K+100m	B	暫定堤防
51	一級	菊川	牛淵川	下平川堰より100m上流 菊川市			しもひらかわ下平川	左	200	6.6K+100m S 6.8K+100m	B	河積不足

水防工法	水管団	防理体	水防倉庫	避難場所等					備考
				避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	
積土のう工	菊川市	嶺田	50	小笠北小学校	0537-73-2054	菊川市長	大石自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重10
木流し工	掛川市	佐東	50	佐東小学校	0537-74-2026	掛川市長	岩滑 自主防災会長	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	240	内田 地区センター	0537-36-5499	菊川市長	稲荷部自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	240	内田 地区センター	0537-36-5499	菊川市長	稲荷部自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 11
積土のう工	菊川市	加茂	240	内田 地区センター	0537-36-5499	菊川市長	稲荷部自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 12
積土のう工	菊川市	加茂	600	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 13
木流し工	菊川市	加茂	600	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 13
	菊川市	加茂	600	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 13
	菊川市	加茂	600	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	240	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	350	六郷 地区センター	0537-35-3459	菊川市長	上本所自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	350	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
木流し工	菊川市	加茂	350	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	350	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
	菊川市	加茂	350	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 14, 15
積土のう工	菊川市	加茂	350	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	潮海寺自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	千浜	100	千浜東 コミュニティ 防災センター	0537-72-5736	掛川市長	千浜東 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	下平川	50	平川コミュ ニティセン ター	0537-73-1010	菊川市長	新道自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
52	一級	菊川	牛淵川	堤橋～法華橋 菊川市			しもひらかわ 下平川	左	200	7.2K+100m S 7.4K+100m	B	河積不足
53	一級	菊川	牛淵川	奥横地川合流点より上流 菊川市			ひがしよこち 東横地	左	200	10.2K+100m S 10.4K+100m	B	河積不足
54	一級	菊川	牛淵川	奥横地川合流点 菊川市			ひがしよこち 東横地	左	150	10.2K+141m S 10.4K+100m	B	暫定堤防
55	一級	菊川	牛淵川	杉の谷橋 菊川市			かんの お神尾	左	200	10.6K+100m S 10.8K+100m	B	河積不足
56	一級	菊川	牛淵川	宮前橋上下流 菊川市			かんの お神尾	左	200	11.2K+100m S 11.4K+100m	B	河積不足
57	一級	菊川	牛淵川	宮前橋下流～住川橋上流 菊川市			かんの お神尾	左	480	11.2K+130m S 11.8K	B	堤防脆弱性指標 t ※による判定
58	一級	菊川	牛淵川	高橋～高橋川合流点下流 掛川市			ちはま 千浜	右	790	2.2K+100m S 3.0K+90m	B	暫定堤防
59	一級	菊川	牛淵川	下平川堰100m上流より上流 菊川市			しもひらかわ 下平川	右	200	6.6K+100m S 6.8K+100m	B	河積不足
60	一級	菊川	牛淵川	杉の谷橋 菊川市			かんの お神尾	右	200	10.6K+100m S 10.8K+100m	B	河積不足
61	一級	菊川	牛淵川	中島橋～宮前橋 菊川市			かんの お神尾	右	400	11.0K+100m S 11.4K+100m	B	河積不足
62	一級	菊川	牛淵川	宮前橋上下流 菊川市			かんの お神尾	右	400	11.2K S 11.6K	B	堤防脆弱性指標 t ※による判定
63	一級	菊川	丹野川	明治橋～黒沢川排水機場(右岸) 菊川市			あかつち 赤土	左	200	0.6K S 0.8K	B	
64	一級	菊川	丹野川	赤土新橋 菊川市			あかつち 赤土	左	50	1.6K+50m S 1.7K	B	暫定堤防
65	一級	菊川	下小笠川	川久保橋下流 掛川市			かわくぼ 川久保	左	150	1.6K+50m S 2.2K+100m	B	暫定堤防
66	一級	菊川	下小笠川	川久保橋下流～小笠橋 掛川市			かわくぼ 川久保 S しもひじかた 下土方	左	2,300	2.2K S 4.5K	B	堤防脆弱性指標 t ※による判定 すべり破壊の安全性(Fs)不足
67	一級	菊川	下小笠川	川久保橋下流～小笠橋下流 掛川市			かわくぼ 川久保 S しもひじかた 下土方	左	2,210	2.2K S 4.4K	B	パイピング 破壊安全照 査iv超過
68	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋より下流 掛川市			しもひじかた 下土方	左	200	3.4K+100m S 3.6K+100m	B	河積不足
69	一級	菊川	下小笠川	川久保橋下流～小笠橋下流 掛川市			かわくぼ 川久保 S しもひじかた 下土方	右	1,940	2.2K S 4.1K+30m	B	堤防脆弱性指標 t ※による判定 すべり破壊の安全性(Fs)不足

水防工法	水管防理体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	菊川市	下平川	20	平川コミュニティセンター	0537-73-1010	菊川市長	堤自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	250	横地小学校	0537-35-3552	菊川市長	段横地自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
	菊川市	加茂	250	横地小学校 六郷 地区センター	0537-35-3552 0537-35-3459	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	250	横地小学校 六郷小学校	0537-35-3552 0537-35-3147	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	250	横地小学校 六郷 地区センター	0537-35-3552 0537-35-3459	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 16
	菊川市	加茂	250	横地小学校 六郷 地区センター	0537-35-3552 0537-35-3459	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 16
	掛川市	千浜 中 大東支所	50	大東北公民館 掛川市大東支所	0537-74-2200 0537-72-1111	掛川市長	千浜東 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	下平川	170	平川コミュニティセンター	0537-73-1010	菊川市長	堤自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	200	横地小学校 六郷小学校	0537-35-3552 0537-35-3147	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	200	横地小学校 六郷 地区センター	0537-35-3552 0537-35-3459	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 17
	菊川市	加茂	200	横地小学校 六郷 地区センター	0537-35-3552 0537-35-3459	菊川市長	神尾自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	菊重 17
月の輪工	菊川市	赤土下	340	小笠東地区 コミュニティセ ンター	0537-73-6556	菊川市長	赤土下自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	赤土上	340	小笠東地区 コミュニティセ ンター	0537-73-6556	菊川市長	赤土下自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 20
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 20
積土のう工	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 20
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 21

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由	
				郡市	区町	大字						
70	一級	菊川	下小笠川	川久保橋下流～小笠橋下流 掛川市			かわくぼ川久保 しもひじかた 下土方	右	2,200	2.2K 4.4K	B	パイピング破壊安全照査iv超過
71	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋より下流 掛川市			しもひじかた 下土方	右	200	3.4K+100m 3.6K+100m	B	河積不足
72	一級	菊川	下小笠川	第3城東橋上下流 掛川市			しもひじかた 下土方	右	230	4.1K+60m 4.4K	B	すべり破壊の安全性(Fs)不足
73	一級	菊川	下小笠川	第1城東橋より100m上流～小笠橋 掛川市			しもひじかた 下土方	右	200	4.2K+100m 4.4K+100m	B	河積不足
1	一級	天竜川	天竜川	竜洋排水機場 磐田市			こまば 駒場	左	480	0.6K+110m 1.0K+120m	B	暫定堤防パラペット
2	一級	天竜川	天竜川	竜洋排水機場～杉山工業 磐田市			こまば 駒場	左	4,220	0.8K+120m 5.4K	B	堤防脆弱性指標による判定 すべり破壊の安全性Fs不足
3	一級	天竜川	天竜川	竜洋排水機場上流～掛塚橋上流 磐田市			こまば 駒場	左	2,280	1.0K 3.4K	B	パイピング破壊安全度i超過
4	一級	天竜川	天竜川	磐田市			かけつか 掛塚	左	80	1.8K 1.8K+80m	B	R2巡視結果
5	一級	天竜川	天竜川	磐田市			かけつか 掛塚	左	210	3.0K+110m 3.2K+100m	B	河積不足
6	一級	天竜川	天竜川	掛塚橋下流～西堀グランド 磐田市			かけつか 掛塚	左	1,330	3.6K+100m 5.0K+100m	B	河積不足
7	一級	天竜川	天竜川	八雲神社～西堀グランド 磐田市			かけつか 掛塚	左	880	4.0K+100m 5.0K	B	
8	一級	天竜川	天竜川	西堀グランド上流～JR東海道線橋上流 磐田市			かけつか 掛塚	左	220	5.8K+110m 6.0K+110m	B	河積不足
9	一級	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋付近 磐田市			りゅうようなかじま 竜洋中島	左	220	6.4K 6.6K	B	
10	一級	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上下流 磐田市			りゅうようなかじま 竜洋中島	左	720	6.4K 7.0K+100m	B	堤防脆弱性指標による判定
11	一級	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上下流 磐田市			りゅうようなかじま 竜洋中島	左	200	6.4K+110m 6.6K+110m	B	河積不足
12	一級	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上流 磐田市			りゅうようなかじま 竜洋中島	左	380	6.8K+100m 7.2K+90m	B	河積不足
13	一級	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上流 磐田市			りゅうようなかじま 竜洋中島	左	50	6.6K 6.6K+50m	B	R1巡視結果
14	一級	天竜川	天竜川	JR東海道線橋下流 磐田市			もりもと 森本	左	120	7.2K+120m 7.4K+60m	B	
15	一級	天竜川	天竜川	JR東海道線橋下流 磐田市			もりもと 森本	左	100	7.4K+100m 7.6K	B	

水防工法	水防団	水防理体	水防倉庫	避難場所等					備考
				避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	
	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 21, 22 , 23, 2 4
積土のう工	掛川市	土方	100	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 21
	掛川市	土方	50	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 23, 24
積土のう工	掛川市	土方	50	大東北公民館	0537-74-2200	掛川市長	下土方 自主防災会長	同報無線 広報車	菊重 24
	磐田市	豊岡	500	竜洋西小学校	0538-66-2134	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	500	竜洋西小学校	0538-66-2134	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	500	竜洋西小学校	0538-66-2134	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	500	竜洋西小学校	0538-66-2134	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	500	竜洋西小学校	0538-66-2134	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀 長森 小立野	500	竜洋西小学校 竜洋北小学校 青城小学校	0538-66-2134 0538-66-1190 0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	天重2
	磐田市	豊岡	2,100	竜洋西小学校 竜洋北小学校	0538-66-2134 0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	1,500	竜洋北小学校	0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	豊岡	1,500	竜洋北小学校	0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	1,500	竜洋北小学校	0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	1,500	竜洋北小学校	0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	1,500	竜洋北小学校	0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	西堀	1,500	竜洋北小学校	0538-66-1190	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	長森 小立野	950	青城小学校	0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	長森 小立野	950	青城小学校	0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
16	一級	天竜川	天竜川	J R東海道線橋下流～東名高速道路天竜川橋 磐田市		りゅうよななかじま 竜洋中島 とうめい 東名	左	3,910	7.2K+100m 11.4K	B	堤防脆弱性指標による判定すべり破壊の安全性Fs不足
17	一級	天竜川	天竜川	交通公園上流 磐田市		いけだ 池田	左	170	9.8K+100m 10.0K+80m	B	河積不足
18	一級	天竜川	天竜川	池田の渡し公園下流～かささぎ大橋 磐田市		とうめい 東名 さぎさか なな 勾坂中	左	3,060	10.2K 13.2K	B	パイピング破壊安全度i超過
19	一級	天竜川	天竜川	東名高速道路天竜川橋下流 磐田市		いけだ 池田	左	1,220	10.2K+80m 11.4K+110m	B	河積不足
20	一級	天竜川	天竜川	池田の渡し公園上下流 磐田市		とうめい 東名	左	290	10.8K+150m 11.2K	B	
21	一級	天竜川	天竜川	東名天竜川橋～池田樋門 磐田市		とうめい 東名 しちぞうしん でん 七蔵新田	左	270	11.4K+220m 11.8K+80m	B	
22	一級	天竜川	天竜川	天竜川陸選砂利協組下流 磐田市		さぎさか かみ 勾坂上	左	170	12.2K+107m 12.4K+60m	B	R1巡視結果
23	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋～神田公園 磐田市		さぎさか かみ 勾坂上 かみのべ 上野部	左	9,375	13.1K 23.0K	B	すべり破壊の安全性Fs不足
24	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋上流 磐田市		さぎさか かみ 勾坂上	左	70	13.4K+65m 13.6K	B	
25	一級	天竜川	天竜川	磐田天竜川グラウンド 磐田市		てらだに 寺谷	左	200	15.6K+208m 16.0K	B	
26	一級	天竜川	天竜川	磐田天竜川グラウンド 磐田市		まつのき じま 松之木島	左	180	17.4K+100m 17.6K+100m	B	
27	一級	天竜川	天竜川	浜北大橋上流 磐田市		かみのべ 上野部	左	500	18.8K+80m 19.2K+174m	B	
28	一級	天竜川	天竜川	新東名高速道路～神田公園 磐田市		かみのべ 上野部	左	2,140	21.0K 23.0K	B	パイピング破壊安全度i超過
29	一級	天竜川	天竜川	新東名高速道路上流 磐田市		かみのべ 上野部	左	150	21.4K+90m 21.6K+60m	B	
30	一級	天竜川	天竜川	飛竜大橋 磐田市		かみのべ 上野部	左	540	23.2K 23.6K	B	
重要度B小計				河川：103箇所				70,185			

水防工法	水管防理体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	磐田市	長森 小立野	2,000	青城小学校 豊田北部小学校	0538-35-4128 0538-32-3857	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	長森 小立野	2,000	豊田北部小学校	0538-32-3857	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	長森 小立野	2,000	豊田北部小学校	0538-32-3857	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	長森 小立野	2,000	豊田北部小学校	0538-32-3857	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	長森 小立野	2,000	豊田北部小学校	0538-32-3857	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	長森 小立野	2,000	豊田北部小学校	0538-32-3857	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	寺谷 匂坂中	900	大藤小学校	0538-38-0021	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	寺谷 匂坂中 松之木島 下神増 壱貫地 上野部	900	大藤小学校 豊岡南小学校 豊岡中学校 豊岡北小学校	0538-38-0021 0539-62-2155 0539-62-2085 0539-62-2036	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	寺谷 匂坂中	900	大藤小学校	0538-38-0021	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	寺谷 匂坂中	500	大藤小学校	0538-38-0021	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	松之木島	1,000	豊岡南小学校	0539-62-2155	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車 有線	
	磐田市	下神増 壱貫地	1,000	豊岡南小学校	0539-62-2155	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	上野部	800	豊岡中学校	0539-62-2085	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市	上野部	800	豊岡中学校	0539-62-2085	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	天重6
	磐田市	上野部	1,000	豊岡北小学校	0539-62-2036	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由
				郡市	区町	大字					
1	一級	天竜川	天竜川	竜洋排水樋管200m下流～ 遠州大橋 磐田市		こまば 駒場 ↓ かけつか 掛塚	左	1,280	0.4K+250m ↓ 1.6K+10m	要 注 意	旧川跡 (旧東派川合 流点)
2	一級	天竜川	天竜川	天竜川砂利プラント協同 組合より上流 磐田市		たかぎ 高木 ↓ あかいけ 赤池	左	1,180	6.0K ↓ 7.0K+100m	要 注 意	旧川跡 (旧東派川分 派点)
3	一級	天竜川	天竜川	J R東海道線橋350m下流 磐田市		もりもと 森本	左	20	7.2K+100m ↓ 7.2K+120m	要 注 意	旧川跡 (旧東派川分 派点)
要注意 小計				河川：3箇所				2,480			
合計				河川：145箇所				80,985			

注) 合計は要注意区間を除く

備考欄にある菊重及び天重とは、対象区間が菊川水系及び天竜川水系の重点区間であることを示す。
また、番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。

水防工法	水管団	防理体	水防倉庫	避難場所等					備考	
				避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)		伝達方法
	磐田市		豊岡	450	竜洋西小学校	0538-66-2134	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市		豊岡 長森 小立野	500	竜洋北小学校 青城小学校	0538-66-1190 0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
	磐田市		長森 小立野	950	青城小学校	0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	

表. 3-8-2 県管理区間重要水防箇所(袋井水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
袋-1	一級	菊川	菊川	鎌倉橋下流 菊川市		ともだ友田	左右	20	19.0K+80m S 19.1K	A	断面狭小
袋-2	一級	菊川	菊川	谷広橋下流 菊川市		ともだ友田	左右	50	19.7K S 19.7K+50m	A	断面狭小
袋-3	一級	菊川	菊川	谷広橋上流 菊川市		ともだ友田 S くらすわ倉沢	左右	100	20.1K+30m S 20.2K+30m	A	断面狭小
袋-4	一級	菊川	菊川	倉沢橋上下流 菊川市		くらすわ倉沢	左右	200	22.5K S 22.7K	A	断面狭小
袋-5	二級	太田川	今ノ浦川	中川橋上流 磐田市		みつげ見付	左右	336	6.9K S 7.2K	A	断面狭小
袋-6	二級	太田川	磐田久保川	大池排水機場～一本松橋 磐田市		にのみや二之宮	左右	1,300	0.0K S 1.3K	A	越水
袋-7	二級	太田川	磐田久保川	JR東海道線橋梁上流 磐田市		なかいずみ中泉	左右	300	1.9K S 2.2K	A	断面狭小
袋-8	二級	太田川	半ノ池川	JR東海道線～西新町橋 磐田市		なかいずみ中泉	左右	750	0.4K S 1.1K+50m	A	断面狭小
袋-9	二級	太田川	安久路川	新安久路橋～大久保橋下流 磐田市		あくろ安久路 S いわい岩井	左右	1,200	2.0K S 3.2K	A	断面狭小
袋-10	二級	太田川	祝川	一言橋上下流 磐田市		えびつか海老塚 S ひとこと一言	左右	350	4.1K+50m S 4.5K	A	断面狭小
重要度A小計				河川：10箇所				4,606			
※袋-11	一級	菊川	菊川	掛川市		ひがしやま東山	左右	※80	27.5K+90m S 27.6K+70m	B	洗掘
袋-12	一級	菊川	上小笠川	御門橋～上内田橋 菊川市 ～ 掛川市		なかうちだ中内田 S かみうちだ上内田	左右	1,770	2.7K+80m S 4.5K+50m	B	断面狭小
袋-13	一級	菊川	西方川	JR東海道線橋～JR東海道新幹線橋 菊川市		にしかた西方	左右	1,200	4.4K S 5.6K	B	断面狭小
袋-14	一級	菊川	沢水加川	欠下橋～西田比堰 菊川市		さばか沢水加	左右	50	1.6K+50m S 1.7K	B	断面狭小
袋-15	一級	天竜川	一雲濟川	新川橋～田川沢川合流点 磐田市		かけした掛下 S しものべ下野部	左右	5,150	1.0K S 6.1K+50m	B	断面狭小
袋-16	一級	天竜川	上野部川	田川橋～天龍院上流 磐田市		かみのべ上野部	左右	2,225	1.7K+80m S 4.0K	B	断面狭小

水防工法	水防管理団	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	友田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	友田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	友田自治会長 下倉沢自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	上倉沢自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	今之浦	2,000	磐田北小学校	0538-32-6168	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	今之浦	1,300	磐田中部小学校 磐田西小学校	0538-32-5101 0538-32-2275	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	今之浦	2,600	磐田中部小学校 磐田西小学校	0538-32-5101 0538-32-2275	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	今之浦	2,600	磐田西小学校	0538-32-2275	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	今之浦	1,500	城山中学校	0538-32-6108	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	長森 小立野	30	青城小学校	0538-35-4128	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	

木流し工	掛川市	東山	30	小鮎川公会堂	0537-27-0086	掛川市長	東山4班 自主防災会長	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市 掛川市	加茂 上内田	360 300	内田地区センター 上内田小学校	0537-35-5499 0537-22-5268	菊川市長 掛川市長	御門自治会長 (自主防災会長) 上内田小支部長	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	550	西方 地区センター	0537-36-0682	菊川市長	島川自治会長 沢田自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	菊川市	加茂	130	河城 地区センター	0537-36-0681	菊川市長	沢水加自治会長 (自主防災会長)	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	松之木島 下野部	500	豊岡南小学校 豊岡北小学校	0539-62-2155 0539-62-2036	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	磐田市	上野部	500	豊岡中学校 豊岡北小学校	0539-62-2085 0539-62-2036	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
袋-17	二級	太田川	太田川	三ヶ野橋～敷地川合流点 磐田市 ～ 袋井市			左右	1,182	7.9K+18m S 9.1K	B	破堤跡
袋-18	二級	太田川	仿僧川	JR東海道線下流～フチの上橋上流 磐田市			左右	1,000	10.6K S 11.6K	B	断面狭小
袋-19	二級	太田川	旧仿僧川	草崎排水機場～判官瀬橋 磐田市			左右	1,600	2.6K S 4.2K	B	断面狭小
袋-20	二級	太田川	祝川	権現橋～七曲橋上流 磐田市			左右	700	6.3K S 7.0K	B	断面狭小
袋-21	二級	太田川	原野谷川	西山橋上流～天竜浜名湖鉄道鉄橋上流 掛川市			左右	450	16.0K+50m S 16.5K	B	断面狭小
袋-22	二級	太田川	沖之川	沖之川橋上流～東名高速道路上流 袋井市			左右	1,857	0.7K S 2.5K+60m	B	断面狭小
袋-23	二級	太田川	逆川	古宮橋下流～日坂小学校上流 掛川市			左右	800	17.2K S 18.0K	B	断面狭小
袋-24	二級	太田川	敷地川	中沢川合流点～大谷橋下流 磐田市 ～ 袋井市			左右	2,100	3.2K+50m S 5.3K+50m	B	断面狭小
袋-25	二級	太田川	小藪川	県道谷中川橋下流 周智郡 森町			左右	500	5.5K S 6.0K	B	断面狭小
袋-26			竜洋海岸	天竜川河口～スズキテストコース東端 磐田市				4,578	S	B	海岸浸食
重要度B 小計				河川：14箇所 海岸：1箇所				20,584 4,578			
中計			河川数箇所数	19本 24箇所				25,190			
			海岸	海岸：1箇所				4,578			
計			県管理	25箇所				29,768			
合計			水防区計	河川：170箇所				110,753			

※11番の区間の菊川は、平成元年の協定により島田土木の管理とする。(島-36)

注) 対象番号は、巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

水防工法	水防管理団	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
木流し工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	太田第8号 向笠竹之内	770	今井小学校	0538-42-2950	袋井市長	袋井市消防団長	同報無線 広報車	
			720	今井コミュニティ センター 田原小学校 向笠小学校	0538-43-3388 0538-32-5445 0538-38-0390	磐田市長	磐田市消防団長		
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	長森 小立野	1,200	豊田南中学校	0538-37-3451	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
			100	青城小学校	0538-35-4128				
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	西堀	1,000	長野小学校 竜洋東小学校	0538-32-5437 0538-66-2034	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	長森 小立野	90	豊田北部小学校	0538-32-3857	磐田市長	消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	中央消防署 西分署	60	幡鎌公会堂 西山公会堂	0537-26-0245 0537-26-0462	掛川市長	幡鎌自主防災会 西山自主防災会	同報無線 広報車	
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	川井第2号	980	袋井東小学校 袋井東コミュニ ティセンター 袋井東幼稚園	0538-42-2345 0538-43-3389 0538-42-4091	袋井市長	袋井市消防団長	同報無線 広報車	
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	東山	50	下町公会堂 本町公会堂 大野中上公会堂 法賛寺	— — — —	掛川市長	大野中上 自主防災会	同報無線 広報車	
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	向笠竹之内 友永第17号	710	三川小学校	0538-48-6197	袋井市長	袋井市消防団長	同報無線 広報車	
			740	三川コミュニティ センター 向笠小学校	0538-49-0393 0538-38-0390	磐田市長	磐田市消防団長		
積土のう工	太田川 原野谷川 治水 水防組合	市場 第13号	580	園田 防災センター 中川上公民館	0538-85-0143 0538-48-6902	森町長	第4分団長	同報無線 広報車	
根固 ブロック	磐田市	西堀	800	竜洋東小学校	0538-66-2034	磐田市長	消防団長	同報無線 有線 広報車	

表.3-9-1 直轄(国管理)区間重要水防箇所(浜松水防区)

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注 意 を 要 す る 理 由
				郡市	区町	大字					
7	一級	天竜川	天竜川	大園トンネル坑口～塩見渡橋			左	290	27.5K+50m ┆ 27.75K+140m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
			浜松市	天竜区	ふたまたちょうおおその 二俣町大園						
8	一級	天竜川	天竜川	大園トンネル坑口～塩見渡橋			左	290	27.5K+50m ┆ 27.75K+140m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
			浜松市	天竜区	ふたまたちょうおおその 二俣町大園						
9	一級	天竜川	天竜川	塩見渡橋上流			左	100	28.25K-100m ┆ 28.25K	A	暫定堤防
			浜松市	天竜区	ふたまたちょうおおその 二俣町大園						
10	一級	天竜川	天竜川	夢のかけ橋～小松崎ロッジ			左	260	33.0K+80m ┆ 33.5K+30m	A	暫定堤防
			浜松市	天竜区	おおかわ 大川						
11	一級	天竜川	天竜川	横山橋より下流			左	450	36.5K+50m ┆ 37.0K+50m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
			浜松市	天竜区	ややま 谷山						
12	一級	天竜川	天竜川	横山橋より下流			左	450	36.5K+50m ┆ 37.0K+50m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
			浜松市	天竜区	ややま 谷山						
13	一級	天竜川	天竜川	気田川流入部～秋葉橋			左	730	39.5K+30m ┆ 40.5K	A	暫定堤防 (越水(溢水))
			浜松市	天竜区	おがわ 小川						
14	一級	天竜川	天竜川	気田川流入部～秋葉橋			左	730	39.5K+30m ┆ 40.5K	A	暫定堤防 (堤体漏水)
			浜松市	天竜区	おがわ 小川						
15	一級	天竜川	天竜川	雲名橋下流			左	250	41.0K-120m ┆ 41.0K+130m	A	暫定堤防
			浜松市	天竜区	たつやまちょうとくら 龍山町戸倉						
16	一級	天竜川	天竜川	秋葉ダム下流左岸・龍山橋			左	250	46.0K+125m ┆ 46.25K+150m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
			浜松市	天竜区	たつやまちょうとくら 龍山町戸倉						
17	一級	天竜川	天竜川	秋葉ダム下流左岸・龍山橋			左	250	46.0K+125m ┆ 46.25K+150m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
			浜松市	天竜区	たつやまちょうとくら 龍山町戸倉						
18	一級	天竜川	天竜川	旧天竜土木事務所佐久間 支所～佐久間中学校			左	200	電発No.46+15m ┆ 電発No.47+50m	A	暫定堤防 河積不足
			浜松市	天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間						
19	一級	天竜川	天竜川	佐久間中学校			左	490	電発No.47+50m ┆ 電発No.50-55m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
			浜松市	天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間						
20	一級	天竜川	天竜川	佐久間中学校			左	490	電発No.47+50m ┆ 電発No.50-55m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
			浜松市	天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間						
21	一級	天竜川	天竜川	中部大橋～佐久間高校			左	1,700	電発No.54 ┆ 電発No.62+100m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
			浜松市	天竜区	さくまちょうなかべ 佐久間町中部						
22	一級	天竜川	天竜川	中部大橋～佐久間高校			左	1,700	電発No.54 ┆ 電発No.62+100m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
			浜松市	天竜区	さくまちょうなかべ 佐久間町中部						
23	一級	天竜川	天竜川	佐藤板金工作所			右	30	2.0K+165m ┆ 2.0K+195m	A	S57.8.2一部 漏水対策漏れ 区間
			浜松市	南区	さんしんちょう 三新町						
24	一級	天竜川	天竜川	阿多古川合流点			右	170	25.75K-50m ┆ 25.75K+120m	A	暫定堤防
			浜松市	天竜区	わたがしま 渡ヶ島						
25	一級	天竜川	天竜川	米沢川合流点			右	150	28.5K+110m ┆ 28.75K-30m	A	無堤
			浜松市	天竜区	みなざわ 米沢						

水防工法	水防団	水防理体	水防倉庫	避難場所等					備考
				避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	
積土のう工	浜松市	大園	37	天竜高校 二俣協働センター	053-925-3139 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重7
積土のう工	浜松市	大園	37	天竜高校 二俣協働センター	053-925-3139 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重7
積土のう工	浜松市	大園	37	天竜高校 二俣協働センター	053-925-3139 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重8
積土のう工	浜松市	横山	116	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重9
積土のう工	浜松市	横山	68	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重10
積土のう工	浜松市	横山	68	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重10
積土のう工	浜松市	東雲名	152	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重11
積土のう工	浜松市	東雲名	152	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	大嶺	70	龍山健康増進センター 龍山保健センター	053-969-0002 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重12
積土のう工	浜松市	大嶺	70	龍山健康増進センター 龍山保健センター	053-969-0002 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重13
積土のう工	浜松市	大嶺	70	龍山健康増進センター 龍山保健センター	053-969-0002 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	佐久間	200	旧佐久間中学校 歴史と民話の郷会館	— 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重14
積土のう工	浜松市	佐久間	200	旧佐久間中学校 歴史と民話の郷会館	— 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重14
積土のう工	浜松市	佐久間	200	旧佐久間中学校 歴史と民話の郷会館	— 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重14
積土のう工	浜松市	佐久間	350	佐久間中学校・湖北高 校佐久間分校 歴史と民話の郷会館	053-965-0065 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重15
積土のう工	浜松市	佐久間	350	佐久間中学校・湖北高 校佐久間分校 歴史と民話の郷会館	053-965-0065 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重15
月の輪工	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	天重16
積土のう工	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセン ター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	天重21
積土のう工	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセン ター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
26	一級	天竜川	天竜川	月橋 浜松市	天竜区	つき月	右	170	33.75K+90m \$ 34.0K	A	暫定堤防 (越水(溢水))
27	一級	天竜川	天竜川	月橋 浜松市	天竜区	つき月	右	170	33.75K+90m \$ 34.0K	A	暫定堤防 (堤体漏水)
28	一級	天竜川	天竜川	横山樋管～太白神社 浜松市 天竜区		よこやまちょう 横山町	右	570	37.0K+130m \$ 37.5K	A	無堤 (越水(溢水))
29	一級	天竜川	天竜川	横山樋管～太白神社 浜松市 天竜区		よこやまちょう 横山町	右	570	37.0K+130m \$ 37.5K	A	無堤 (堤体漏水)
30	一級	天竜川	天竜川	浜名製材～竜山大橋 浜松市 天竜区		たつやまちょうあゆつり 龍山町鮎釣	右	550	44.0K+170m \$ 44.75K+150m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
31	一級	天竜川	天竜川	浜名製材～竜山大橋 浜松市 天竜区		たつやまちょうあゆつり 龍山町鮎釣	右	550	44.0K+170m \$ 44.75K+150m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
32	一級	天竜川	天竜川	飯田線天竜橋より上流 浜松市 天竜区		さくまちょうはんば 佐久間町半場	右	200	電発No.49+100m \$ 電発No.50+100m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
33	一級	天竜川	天竜川	飯田線天竜橋より上流 浜松市 天竜区		さくまちょうはんば 佐久間町半場	右	200	電発No.49+100m \$ 電発No.50+100m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
34	一級	天竜川	天竜川	佐久間小学校～中部橋 浜松市 天竜区		さくまちょうはんば 佐久間町半場	右	650	電発No.51 \$ 電発No.54+80m	A	暫定堤防 (越水(溢水))
35	一級	天竜川	天竜川	佐久間小学校～中部橋 浜松市 天竜区		さくまちょうはんば 佐久間町半場	右	650	電発No.51 \$ 電発No.54+80m	A	暫定堤防 (堤体漏水)
36	一級	天竜川	天竜川	佐久間小学校～中部橋 浜松市 天竜区		さくまちょうはんば 佐久間町半場	右	260	電発No.54+80m \$ 電発No.55+150m	A	暫定堤防
重要度A 小計				河川：30箇所				13,520			
31	一級	天竜川	天竜川	鹿島橋上流 浜松市	天竜区	ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島	左	250	25.0K+70m \$ 25.5K+70m	B	河積不足
32	一級	天竜川	天竜川	二俣城跡下流 浜松市 天竜区		ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島	左	160	25.9K \$ 26.1K	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
33	一級	天竜川	天竜川	二俣城跡下流 浜松市 天竜区		ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島	左	160	25.9K \$ 26.1K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
34	一級	天竜川	天竜川	塩見渡橋上下流 浜松市 天竜区		ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島	左	500	27.75K \$ 28.25K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
35	一級	天竜川	天竜川	夢のかけ橋～小松崎ロッジ 浜松市 天竜区		おおかわ 大川	左	230	32.75K+100m \$ 33.0K+80m	B	河積不足
36	一級	天竜川	天竜川	気田川合流点 浜松市 天竜区		ちくさ 千草	左	50	39.75K+100m \$ 39.75K+150m	B	
37	一級	天竜川	天竜川	平沢川～雲名橋下流200m 浜松市 天竜区		ひがしうんな 東雲名	左	250	41.0K-120m \$ 41.0K+130m	B	無堤
38	一級	天竜川	天竜川	雲名橋上下流 浜松市 天竜区		ひがしうんな 東雲名	左	1,300	41.05K \$ 42.35K	B	パイピング 破壊安全度i 超過

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	浜松市	横山	100	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	横山	100	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	横山	239	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 22
積土のう工	浜松市	横山	239	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 22
積土のう工	浜松市	大嶺	70	旧龍山第一小学校 龍山保健センター	— 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 23
積土のう工	浜松市	大嶺	70	旧龍山第一小学校 龍山保健センター	— 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 23
積土のう工	浜松市	佐久間	130	佐久間小学校 歴史と民話の郷会館	053-965-0024 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 24
積土のう工	浜松市	佐久間	130	佐久間小学校 歴史と民話の郷会館	053-965-0024 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 24
積土のう工	浜松市	佐久間	130	佐久間小学校 歴史と民話の郷会館	053-965-0024 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 25
積土のう工	浜松市	佐久間	130	佐久間小学校 歴史と民話の郷会館	053-965-0024 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 25
積土のう工	浜松市	佐久間	130	佐久間小学校 歴史と民話の郷会館	053-965-0024 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 25

	浜松市	西鹿島	234	清竜中学校 二俣協働センター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	西鹿島	234	清竜中学校 二俣協働センター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	西鹿島	234	清竜中学校 二俣協働センター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	西鹿島	234	清竜中学校 二俣協働センター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	横山	116	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	東雲名	137	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	東雲名	213	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	東雲名	213	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
39	一級	天竜川	天竜川	雲名橋 浜松市	天竜区	ひがしうんな 東雲名	左	950	41.25K+120m S 42.25K+140m	B	河積不足
40	一級	天竜川	天竜川	琴平神社 浜松市	天竜区	ひがしうんな 東雲名	左	130	46.0K S 46.0K+160m	B	河積不足
41	一級	天竜川	天竜川	旧天竜土木事務所佐久間支所 浜松市	天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間	左	240	電発No.46+15m S 電発No.48-60m	B	暫定堤防
42	一級	天竜川	天竜川	旧天竜土木事務所佐久間支所 浜松市	天竜区	さくまちょうさくま 佐久間町佐久間	左	240	電発No.46+15m S 電発No.48-60m	B	根固め洗掘
43	一級	天竜川	天竜川	西遠浄化センター 浜松市	南区	まつしまちょう 松島町	右	220	0.8K+120m S 1.0K+100m	B	河積不足
44	一級	天竜川	天竜川	遠州大橋200m下流より上流 浜松市	南区	さんしんちょう 三新町	右	1,050	1.4K+36m S 2.6K	B	河岸洗掘 護岸未施工
45	一級	天竜川	天竜川	遠州大橋～掛塚橋 浜松市	南区	さんしんちょう 三新町	右	1,470	1.8K S 3.2K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
46	一級	天竜川	天竜川	遠州大橋上流 浜松市	南区	さんしんちょう 三新町	右	390	1.8K S 2.0K+165m	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
47	一級	天竜川	天竜川	遠州大橋上流～掛塚橋 浜松市	南区	さんしんちょう 三新町	右	1,045	2.0K+195m S 3.2K	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
48	一級	天竜川	天竜川	遠州大橋上流 浜松市	南区	かわわちょう 河輪町	右	220	2.2K+110m S 2.4K+110m	B	河積不足
49	一級	天竜川	天竜川	河輪水準基標上流 浜松市	南区	かわわちょう 河輪町	右	420	2.6K+100m S 3.0K+70m	B	河積不足
50	一級	天竜川	天竜川	安間川合流点～社護司神社 浜松市	南区	おいまちょう 老間町	右	820	4.0K+120m S 4.8K+110m	B	河積不足
51	一級	天竜川	天竜川	安間川合流点～三喜工業所 浜松市	南区	おいまちょう 老間町	右	150	4.2K+114m S 4.6K-115m	B	河岸洗掘 護岸未施工
52	一級	天竜川	天竜川	ソニー浜松 浜松市	南区	おいまちょう 老間町	右	180	5.6K+170m S 5.8K+150m	B	河岸洗掘 護岸未施工
53	一級	天竜川	天竜川	今村工業 浜松市	南区	おいまちょう 老間町	右	180	5.8K+90m S 6.0K+90m	B	河積不足
54	一級	天竜川	天竜川	東海道新幹線～天竜川橋 浜松市	南区 東区	つるみちょう 鶴見町 S なかのちまち 中野町	右	2,915	6.4K S 9.2K	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
55	一級	天竜川	天竜川	新天竜川橋上流 浜松市	南区	おいまちょう 老間町	右	90	9.6K+135m S 9.8K+75m	B	堤防機能に支 障が生じる被 災履歴あり
56	一級	天竜川	天竜川	新天竜川橋上流 浜松市	南区	おいまちょう 老間町	右	50	9.8K+150m S 10.0K	B	堤防機能に支 障が生じる被 災履歴あり

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	浜松市	東雲名	213	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	大嶺	70	龍山健康増進センター 龍山保健センター	053-969-0002 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	佐久間	200	旧佐久間中学校 歴史と民話の郷会館	— 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	佐久間	200	旧佐久間中学校 歴史と民話の郷会館	— 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	五島分団	3,070	南の星小学校	053-425-6900	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
木流し工	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校 東陽中学校	053-425-0036 053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	河輪分団 芳川分団	700	河輪小学校 東陽中学校	053-425-0036 053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	河輪分団 芳川分団	500	東陽中学校	053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	芳川分団	500	東陽中学校	053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 17
木流し工	浜松市	芳川分団	500	東陽中学校	053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
木流し工	浜松市	芳川分団 飯田分団	500	東陽中学校	053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	芳川分団	500	東陽中学校	053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	中ノ町分団	3,200	和田東小学校 天竜中学校 中ノ町小学校 和田小学校	053-422-0125 053-421-0172 053-421-0059 053-421-0134	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	中ノ町分団	3,200	中ノ町小学校 与進中学校	053-421-0059 053-421-1558	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 18
	浜松市	中ノ町分団	3,200	中ノ町小学校 与進中学校	053-421-0059 053-421-1558	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	天重 19

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
57	一級	天竜川	天竜川	西建生コン資材置き場より下流			右	250	10.2K+60m S 10.4K	B	河岸洗掘 護岸未施工
			浜松市	東区	なかのまち 中野町						
58	一級	天竜川	天竜川	黒田樋管付近			右	210	10.6K+100m S 10.8K+110m	B	河積不足
			浜松市	東区	なかのまち 中野町 S じょうこうちょう 常光町						
59	一級	天竜川	天竜川	黒田樋管付近			右	170	11.0K+80m S 11.2K+90m	B	河積不足
			浜松市	東区	なかのまち 中野町 S じょうこうちょう 常光町						
60	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋上下流			右	1,545	12.2K S 13.8K	B	堤防脆弱性 指標による 判定
			浜松市	東区	とよにしちょう 豊西町						
61	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋下流			右	200	12.8K S 13.0K	B	河岸洗掘 護岸未施工
			浜松市	東区	とよにしちょう 豊西町						
62	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋上流～浜北大橋下流			右	3,740	13.8K S 17.8K	B	堤防脆弱性指標に よる判定 すべり破壊の安全 性Fs不足
			浜松市	東区	とよにしちょう 豊西町						
63	一級	天竜川	天竜川	かささぎ大橋上流～八幡団地			右	2,770	14.0K S 17.0K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
			浜松市	東区	とよにしちょう 豊西町						
64	一級	天竜川	天竜川	八雲神社			右	420	17.8K S 18.2K	B	堤防脆弱性 指標による 判定
			浜松市	東区	とよにしちょう 豊西町						
65	一級	天竜川	天竜川	浜北大橋～浜名ワークス			右	4,240	18.2K S 22.6K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
			浜松市	東区	とよにしちょう 豊西町						
66	一級	天竜川	天竜川	浜北清掃センター～中瀬南分団水防倉庫			右	795	18.6K S 19.4K	B	堤防脆弱性 指標による 判定
			浜松市	東区	とよにしちょう 豊西町						
67	一級	天竜川	天竜川	鹿島橋上流			右	450	25.5K+200m S 26.0K	B	河岸洗掘 護岸未施工
			浜松市	天竜区	わたがしま 渡ヶ島						
68	一級	天竜川	天竜川	阿多古川合流点～保寿寺			右	2,070	25.9K S 27.5K	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
			浜松市	天竜区	わたがしま 渡ヶ島						
69	一級	天竜川	天竜川	阿多古川合流点～保寿寺			右	2,070	25.9K S 27.5K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
			浜松市	天竜区	わたがしま 渡ヶ島						
70	一級	天竜川	天竜川	阿多古川合流点			右	1,500	26.0K+70m S 27.5K+140m	B	河積不足 小段不足 断面不足
			浜松市	天竜区	わたがしま 渡ヶ島						
71	一級	天竜川	天竜川	横山川合流点上下流			右	820	36.75K S 37.5K	B	パイピング 破壊安全度i 超過
			浜松市	天竜区	よこやまちょう 横山町						
72	一級	天竜川	天竜川	横山防水倉庫～横山川学校橋			右	290	37.0K-160m S 37.0K+130m	B	暫定堤防
			浜松市	天竜区	よこやまちょう 横山町						
73	一級	天竜川	天竜川	横山川合流点			右	280	36.85K S 37.0K+130m	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足
			浜松市	天竜区	よこやまちょう 横山町						

水防工法	水管団	防理体	水防倉庫	避難場所等					備考
				避難立退 予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	
木流し工	浜松市	中ノ町分団	3,200	中ノ町小学校 与進中学校	053-421-0059 053-421-1558	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	中ノ町分団	3,200	与進中学校 与進小学校 与進北小学校	053-421-1558 053-421-1542 053-421-6976	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	中ノ町分団	3,200	与進中学校 与進小学校 与進北小学校	053-421-1558 053-421-1542 053-421-6976	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	笠井分団	800	豊西小学校 大瀬小学校	053-434-1165 053-434-4620	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
木流し工	浜松市	笠井分団	800	豊西小学校 大瀬小学校	053-434-1165 053-434-4620	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	笠井分団 竜池南分団 竜池北分団	1,900	豊西小学校 笠井小学校 笠井中学校 北浜東小学校 北浜東部中学校	053-434-1165 053-434-1042 053-434-1079 053-586-3319 053-586-3177	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	笠井分団 竜池南分団 竜池北分団	1,900	豊西小学校 笠井小学校 笠井中学校 北浜東小学校 北浜東部中学校	053-434-1165 053-434-1042 053-434-1079 053-586-3319 053-586-3177	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	竜池北分団	800	北浜東小学校 北浜東部中学校	053-586-3319 053-586-3177	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	竜池北分団 中瀬南分団 中瀬北分団 上島分団	2,870	豊西小学校 北浜東小学校 北浜東部中学校 中瀬小学校 浜北北部中学校	053-434-1165 053-586-3319 053-586-3177 053-588-7310 053-588-7241	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	竜池北分団 中瀬南分団	970	中瀬小学校 浜北北部中学校	053-588-7310 053-588-7241	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
木流し工	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセンター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセンター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセンター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	渡ヶ島	457	下阿多古小学校 下阿多古ふれあいセンター	053-926-3511 053-926-3141	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	江平	239	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	江平	239	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	江平	239	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
74	一級	天竜川	天竜川	竜山大橋下流 浜松市 天竜区 よこやまちょう 横山町			右	780	44.25K S 45.0K	B	パイピング破壊安全度i超過
75	一級	天竜川	天竜川	竜山大橋下流 浜松市 天竜区 よこやまちょう 横山町			右	130	44.75K+150m S 45.0K	B	すべり破壊の安全性Fs不足
76	一級	天竜川	天竜川	秋葉ダム下流 浜松市 天竜区 たつやまちょうおおみね 龍山町大嶺			右	200	46.50K-100m S 46.50K+100m	B	河積不足
77	一級	天竜川	天竜川	不動沢橋～瀬尻橋300m上流 浜松市 天竜区 たつやまちょうせじり 龍山町瀬尻			右	560	電発No13 S 電発No. 15	B	暫定堤防
78	一級	天竜川	天竜川	中部橋 浜松市 天竜区 さくまちょうなかべ 佐久間町中部			右	300	電発No53-40m S 電発No. 55+150m	B	根固め洗掘
重要度B小計				河川：48箇所				37,450			
8	一級	天竜川	天竜川	八幡神社～天竜授産所 浜松市 天竜区 ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島			左	200	25.9K S 26.1K	要注意	旧川跡 旧二俣川合流点
9	一級	天竜川	天竜川	五島東・河輪排水樋管より下流 浜松市 南区 まつしまちょう 松島町			右	340	0.4K+30m S 0.6K+170m	要注意	旧川跡 (S.20ごろの河口付近)
10	一級	天竜川	天竜川	五島東・河輪排水樋管～三新町下公会堂 浜松市 南区 さんしんちょう 三新町			右	370	0.6K+205m S 1.0K+160m	要注意	旧川跡 (S.20ごろの河口付近)
11	一級	天竜川	天竜川	安間川合流点 浜松市 南区 ひがしまち 東町			右	700	3.4K+110m S 4.0K+210m	要注意	旧川跡 (旧西派川合流点)
12	一級	天竜川	天竜川	Iステック～JR東海道線橋 浜松市 南区 しんがいちょう 新貝町 S ざいもくちょう 材木町			右	1,370	6.4K+130m S 7.8K	要注意	旧川跡 (旧西派川分派点)
14	一級	天竜川	天竜川	天竜川大平運動公園～山宗浜松工場 浜松市 浜北区 なかぜ 中瀬			右	470	21.4K S 21.8K+50m	要注意	旧川跡 (大平川合流点)
15	一級	天竜川	天竜川	天竜浜名湖鉄道天竜川橋より下流 浜松市 浜北区 かみじま 上島			右	50	24.4K+40m S 24.4K+90m	要注意	旧川跡 (大平川分派点)
16	一級	天竜川	天竜川	天竜浜名湖鉄道天竜橋より下流 浜松市 天竜区 ふたまたちょうかじま 二俣町鹿島			右	310	24.4K+90m S 24.6K+180m	要注意	旧川跡 (大平川分派点)
要注意小計				河川：8箇所				3,810			
合計				78箇所				50,970			

注) 合計は要注意区間を除く

備考欄にある天重とは、対象区間が重点区間であることを示す。
また、番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。

水防工法	水管防理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退予想人員	避難場所 (緊急避難施設)	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
	浜松市	大嶺	70	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	大嶺	70	横山小学校 竜川ふれあいセンター	053-923-0073 053-923-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	大嶺	70	旧龍山第一小学校 龍山保健センター	— 053-969-0082	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	瀬尻	70	龍山森林文化会館	053-968-0331	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	佐久間	350	佐久間中学校・湖北高校 佐久間分校 歴史と民話の郷会館	053-965-0065 053-966-0011	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	

	浜松市	川口	376	清竜中学校 二俣協働センター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	五島分団	1,050	南の星小学校	053-425-6900	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	河輪分団	700	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	河輪分団	1,110	河輪小学校	053-425-0036	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	中ノ町分団 飯田分団	2,600	東部中学校 飯田小学校 和田東小学校	053-461-0231 053-461-3740 053-422-0125	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	中瀬北分団	970	中瀬小学校 浜北北部中学校	053-588-7310 053-588-7241	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	上島分団	560	清竜中学校	053-926-3741	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
	浜松市	西鹿島	2,021	清竜中学校 二俣協働センター	053-926-3741 053-926-1244	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	

表. 3-9-2 県管理区間重要水防箇所(浜松水防区)

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				郡市	区町	大字					
浜-1	一級	天竜川	安間川	安間川橋～市野橋 浜松市 南区～東区			左右	4,801	3.2K+19m S 8.0K+20m	A	断面狭小
浜-2	二級	馬込川	馬込川	三合橋～新橋 浜松市 浜北区			左右	300	18.3K+50m S 18.6K+50m	A	断面狭小
浜-3	二級	馬込川	芳川	丸塚橋～今枝染工棟 浜松市 東区			左右	287	9.2K+33m S 9.5K+20m	A	断面狭小
重要度A小計				河川：3箇所				5,388			
浜-4	一級	天竜川	水窪川	水窪橋下流300m～翁川合流点 浜松市 天竜区			左右	1,600	16.9K S 18.5K	B	断面狭小
浜-5	一級	天竜川	気田川	豊岡橋上流～県道水窪森線交点 浜松市 天竜区			左右	1,020	30.4K+89m S 31.5K+09m	B	断面狭小
浜-6	一級	天竜川	杉川	篠原橋上流～林道新仙郷橋 浜松市 天竜区			左右	950	0.5K+50m S 1.5K	B	断面狭小
浜-7	一級	天竜川	米沢川	米沢橋上流230mから上流へ 浜松市 天竜区			左右	250	0.5K+50m S 0.8K	B	越水
浜-8	一級	天竜川	安間川	市場橋～安間川橋 浜松市 南区			左右	969	2.2K+50m S 3.2K+19m	B	断面狭小
浜-9	一級	天竜川	安間川	市野橋～万斛橋 浜松市 東区			左右	3,330	8.0K+20m S 11.3K+50m	B	断面狭小
浜-10	二級	馬込川	馬込川	河口～三合橋 浜松市 南区～浜北区			左右	18,350	0.0K S 18.3K+50m	B	断面狭小
浜-11	二級	馬込川	馬込川	新橋～緑花木センター 浜松市 浜北区			左右	4,580	18.6K+50m S 23.2K+30m	B	断面狭小

水防工法	水防管理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	浜松市	飯田分団 中ノ町分団	2,600	天竜中学校 和田東小学校 和田小学校 与進小学校 与進中学校	053-421-0172 053-422-0125 053-421-0134 053-421-1542 053-421-1558	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	浜名分団	220	浜名小学校 内野小学校 浜名公民館	053-586-3066 053-586-4001 053-587-4134	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	飯田分団	1,450	蒲小学校 丸塚中学校	053-461-2644 053-461-8724	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	

積土のう工	浜松市	瀬尻	280	水窪小学校	053-987-0007	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	東雲名	159	植田自治会館	053-989-0898	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	東雲名	96	八王子神社	—	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	両島	138	睦館（公民館）	—	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	飯田分団	500	東部中学校 飯田小学校	053-461-0231 053-461-3740	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	笠井分団	400	与進小学校 与進中学校 笠井中学校 大瀬小学校 中郡中学校	053-421-1542 053-421-1588 053-434-1079 053-434-2620 053-433-2717	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	白脇分団 五島分団 浜名分団	9,300	五島小学校 白脇小学校 江西中学校 浅間小学校 南部中学校 竜禪寺小学校 東部公民館 東小学校 佐藤小学校 船越小学校 丸塚中学校 曳馬中学校 上島小学校 与進北小学校 有玉小学校 積志中学校	053-425-0037 053-441-0693 053-441-1010 053-441-1706 053-454-4591 053-452-0683 053-462-1092 053-452-3137 053-461-0379 053-461-1849 053-461-8724 053-461-9737 053-471-3195 053-435-6976 053-435-0051 053-434-0143	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	浜北西分団 浜名分団	2,300	浜名小学校 浜名中学校 新原小学校 浜北西高校 亀玉公民館	053-586-3066 053-586-2321 053-589-8327 053-587-1135 053-582-3011	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長(m)	位置(自～至)	重要度	注意を要する理由
				都市	区町	大字					
浜-12	二級	馬込川	芳川	鼠野橋～丸塚橋 鼠野町 南区 浜松市 東区 ねずみのちょう 丸塚町 まるつかちょう			左右	6,933	2.8K 9.2K+33m	B	断面狭小
浜-13	二級	都田川	堀留川	新川合流点～蛸塚排水路合流点下流100m 浜松市 西区 いりのちょう 入野町			左右	2,100	0.0K 2.1K	B	断面狭小
浜-14	二級	都田川	堀留川	鴨江排水路合流点(西伊場第三公園)～大島橋 浜松市 南区 ひがしわかばやしちょう 東若林町			左右	1,260	2.6K 3.8K+60m	B	断面狭小
浜-15	二級	都田川	東神田川	新川合流点～うめがや橋上流150m 浜松市 西区 かみがやちょう 神ヶ谷町			左右	500	0.0K 0.5K	B	越水
浜-16	二級	都田川	東神田川	山神橋～神田橋 浜松市 西区 にしやまちょう 西山町			左右	1,200	4.6K 5.8K	B	断面狭小
浜-17	二級	都田川	入出太田川	小俣橋上流225m～小俣川合流点 湖西市 おかざき 岡崎			左右	1,775	1.3K 3.1K	B	断面狭小
浜-18	二級	都田川	釣橋川	岩成橋から上流へ 浜松市 北区 みつかびちょうたき 三ヶ日町只木			左右	350	3.0K 3.3K+50m	B	断面狭小
浜-19	二級	都田川	日比沢川	森川橋の500m下流域 浜松市 北区 みつかびちょうひびさわ 三ヶ日町日比沢			左右	50	2.5K+60m 2.6K+10m	B	越水
浜-20	二級	都田川	日比沢川	森川橋から上流へ 浜松市 北区 みつかびちょうほんざか 三ヶ日町本坂			左右	950	3.4K+70m 4.4K+20m	B	断面狭小
浜-21	二級	都田川	都筑大谷川	駒場橋の下流側 浜松市 北区 みつかびちょうつづき 三ヶ日町都筑			左右	200	1.1K 1.3K	B	越水
浜-22	二級	都田川	井伊谷川	小野地区コミュニティ防災センター上流100mから上流 浜松市 北区 いなさちょういいのや 引佐町井伊谷			左右	800	1.8K 2.6K	B	断面狭小
浜-23	二級	都田川	井伊谷川	大明神橋上流100m～花平橋上流150m 浜松市 北区 いなさちょういいのや 引佐町井伊谷			左右	1,000	4.5K 5.5K	B	断面狭小
浜-24	二級	都田川	井伊谷川	島田橋から上流へ 浜松市 北区 いなさちょういだいら 引佐町伊平			左右	1,100	8.9K 10.0K	B	断面狭小
浜-25	二級	都田川	都田川	濁つくし橋下流50m～井伊谷川流入点 浜松市 北区 ほそえちょうきが 細江町気賀 ほそえちょうなかがわ 細江町中川			左右	900	18.2K+50m 19.1K+50m	B	越水
浜-26	二級	都田川	井伊谷川	都田川合流点～小野地区コミュニティ防災センター上流100m 浜松市 北区 ほそえちょうおの 細江町小野			左右	1,800	0.0K 1.8K	B	断面狭小

水防工法	水防管理団体	水防倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	浜松市	芳川分団	5,400	相生小学校 蒲小学校 飯田小学校 芳川小学校 東陽中学校	053-461-0830 053-461-2644 053-461-3740 053-461-0020 053-425-1862	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	入野分団	450	入野小学校	053-447-1009	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	入野分団	1,250	可美小学校	053-447-0043	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	入野分団	1,400	神久呂中学校	053-485-8519	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	入野分団	800	神久呂小学校	053-485-8508	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	湖西市	湖西市役所	50	湖西中学校	053-578-0033	湖西市長	消防団長	同報無線	
積土のう工	浜松市	三ヶ日協働 センター	50	只木公民館 (大福寺保育園)	053-524-0238 053-524-0609	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車	
積土のう工	浜松市	三ヶ日協働 センター	80	日比沢公民館 (三ヶ日高校)	— 053-525-0103	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車	
積土のう工	浜松市	三ヶ日協働 センター	50	本坂公民館 (三ヶ日高校)	053-525-0548 053-525-0103	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車	
積土のう工	浜松市	三ヶ日協働 センター	200	駒場公民館 (東小学校)	— 053-526-7034	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車	
積土のう工	浜松市	引佐消防団 第1分団	250	井伊谷小学校	053-542-0063	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	引佐消防団 第1分団	200	井伊谷小学校	053-542-0063	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	引佐消防団 第3分団	200	伊平小学校	053-544-0004	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線	
木流し工	浜松市	川久保 船頭・落合	4,109	気賀小学校 上野地区コミュニティ 防災センター 油田地区コミュニティ 防災センター 9区地区コミュニティ 防災センター	053-523-0158 053-522-2834 053-522-3107 053-522-3854	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車 MCA無線	
積土のう工	浜松市	落合	3,719	気賀小学校 小野地区コミュニティ 防災センター 上町地区コミュニティ 防災センター 広岡公民館	053-523-0158 053-522-4264 053-522-2834 有線 2915	浜松市長	消防団長 自主防災隊長	同報無線 有線 広報車 MCA無線	

対象番号	水系種別	水系名	河川・海岸	ランドマーク及び地先名			左右岸	延長 (m)	位置 (自～至)	重要度	注意を要する理由
				都市	区町	大字					
浜-27			浜松五島海岸	馬込川河口～天竜川河口		えのしまちよう 江之島町 ゝ まつしまちよう 松島町		3,404	馬込川河口 ゝ 天竜川河口	B	海岸浸食
浜-28			浜松篠原海岸	馬込川河口から西へ		なかたじまちよう 中田島町 ゝ しろわちよう 白羽町		2,500	馬込川河口 より 西へ2,500m	B	海岸浸食
重要度B 小計			河川：23箇所 海岸：2箇所					51,967 5,904			
中計			河川数 箇所数	15本 26箇所				57,355			
			海岸	2箇所				5,904			
計			県管理	28箇所				63,259			
合計			水防区計	106箇所				114,229			

注) 対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

水防 工法	水防管 理団体	水防 倉庫	避難場所等						備考
			避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
積土のう工	浜松市	五島分団	5,800	南の星小学校	053-425-6900	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	
積土のう工	浜松市	白脇分団	5,100	砂丘小学校	053-441-3375	浜松市長	消防団長 水防団長 自主防災隊長	同報無線	

第4表 湛水注意箇所一覧表

表. 4-1 静岡県内の湛水注意箇所一覧表

(時間雨量50mm及び異常潮位)

水防区	箇所(ヶ所)	湛水面積(ha)	水防区	箇所(ヶ所)	湛水面積(ha)
下田	7	433.5	静岡	40	715.8
熱海	0	0.0	島田	6	169.0
沼津	18	1,091.2	袋井	17	812.6
富士	4	500.0	浜松	17	1,173.5
			計	109ヶ所	4,895.6

表. 4-2 湛水注意箇所一覧表(下田水防区)

位置	関係河川名	湛水面積(ha)	摘要
下田市四丁目地内	平滑川	4.0	
下田市本郷地内	敷根川	2.0	
下田市吉佐美地内	大賀茂川	50.0	
南伊豆町手石・下賀茂地内	青野川	335.0	
松崎町金沢～道部地内	岩科川	20.0	
西伊豆町築地～堀坂地内	仁科川	15.0	
松崎町峰輪～宮内地内	那賀川	7.5	
計	7ヶ所	433.5	

表. 4-3 湛水注意箇所一覧表(沼津水防区)

位置	関係河川名	湛水面積(ha)	摘要
三島市長伏・平田・松本・玉川	境川	10.0	
伊豆の国市小坂地内	戸沢川	10.4	
伊豆の国市長崎地内	堂川	67.6	
伊豆の国市奈古谷地内	柿沢川	60.0	
伊豆の国市原木地内	柿沢川	69.7	
伊豆の国市北江間地内	江間川	27.8	
伊豆の国市四日町地内	洞川	11.1	
伊豆の国市中條地内	古川	3.1	
伊豆の国市宗光寺地内	宗光寺川	13.7	
伊豆の国市白山堂地内	宗光寺川	26.3	
伊豆の国市中島地内	深沢川	10.5	
三島市中島地内	大場川	1.0	
沼津市西沢田地内	新中川	10.0	
沼津市大平地内	大平江川	70.0	
沼津市樋ノ口地内	塚田川 新川	60.0	
沼津市三貫地地内	沼津江川	50.0	
沼津市西椎路・松長地内	沼川	270.0	
沼津市浮島地内	沼川	320.0	
計	18ヶ所	1,091.2	

表. 4-4 湛水注意箇所一覧表(富士水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
富士市沼川地内	沼 川	371.0	
富士市吉原本町地内	和 田 川	34.0	
富士市宇東川東町・宇東川西町地内	田 宿 川	40.0	
富士市鮫島地内	田 子 江 川	55.0	
計	4ヶ所	500.0	

表. 4-5 湛水注意箇所一覧表(静岡水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
静岡市清水区飯田地区	和 田 川	34.0	
	谷 津 川	18.6	
	捨川都市下水路	22.5	
	高橋地内排水路	12.4	
	山 原 川	12.1	
	午 王 堂 川	8.0	
静岡市清水区高部地区	大 内 川	16.0	
	薬 師 沢	16.4	
	矢 崎 川	15.5	
	巴 川	12.7	
	大内観音沢川	3.3	
	光 福 寺 沢	0.5	
	山ノ神川	2.4	
	能島雨水貯留施設	1.9	
	押切南雨水貯留施設	1.4	
	押切地内水路	0.7	
静岡市清水区入江地区	旧 巴 川	35.9	
	廃 川 巴 川	4.3	
	逆 川	6.5	
	大 沢 川	2.2	
	北脇地内排水路	1.2	
静岡市清水区有度地区	四 方 沢 川	26.8	
	楠新田都市下水路	5.0	
	有 度 川	2.5	
	谷 津 沢 川	2.0	
静岡市清水区江尻地区	花の木排水路	16.4	
	巴 川	5.5	
静岡市清水区岡地区	逆 川	1.0	
静岡市清水区船越地区	白 部 川	7.1	
	大 沢 川	3.7	
静岡市清水区清水地区	常 念 川	3.3	
	巴 川	0.6	

位 置	関係河川名	湛水面積(ha)	摘 要
静岡市清水区庵原地区	神 明 川	14.9	
	草ヶ谷宮沢	8.6	
	尾羽川	8.0	
	山切川	2.2	
	西山沢	1.0	
	西山田川	0.5	
	市道7121号 (庵原横砂線沿い)	0.2	アンダーパス
静岡市清水区袖師地区	堀切沢	1.3	
	市道0148号 (嶺神明伊佐布線)	0.3	アンダーパス
	横砂中町地内水路	0.2	
	横砂地内水路	0.7	
静岡市清水区駒越地区	新 川	1.0	
	駒越都市下水路	0.8	
	細 谷 川	0.8	
静岡市清水区折戸地区	折戸地内排水路	0.2	
静岡市清水区三保地区	三保地内排水路	7.2	
静岡市葵区麻機地区	巴 川	132.0	
静岡市葵区城北地区	七 曲 川	1.0	
	安 東 川	8.2	
静岡市葵区瀬名川三丁目地区	瀬 名 新 川	0.5	
静岡市葵区大岩地区	安 東 川	1.3	
静岡市葵区長沼・古庄地区	長沼雨水幹線	0.5	
静岡市葵区瓦場町地区	瓦場雨水幹線	1.4	
静岡市葵区宮前町地区	長沼宮前水路	0.8	
	宮前大谷線 (柚木地下道)	0.1	アンダーパス
静岡市葵区春日町地区	柚木駅前水路	5.2	
静岡市駿河区西島・中島・下島地区	浜 川	13.5	
静岡市駿河区小鹿三丁目地区	小鹿雨水幹線	0.3	
静岡市駿河区豊田二丁目・豊田三丁目地区	有明雨水幹線	0.4	
静岡市葵区羽鳥・建穂地区	大 門 川	9.1	
静岡市葵区内牧地区	大 沢 川	37.3	
静岡市葵区牧ヶ谷地区	牧ヶ谷西ノ谷川	1.7	
	牧ヶ谷南ノ谷川	1.5	
静岡市駿河区丸子芹ヶ谷地区	芹ヶ谷北川	1.6	
	芹ヶ谷南川	1.9	
静岡市駿河区下川原地区	丸 子 川	54.8	
静岡市駿河区広野地区	丸 子 川	25.2	
静岡市駿河区手越・向敷地地区	丸 子 川	11.9	
静岡市駿河区丸子地区	舟 川	0.5	
	丸 子 逆 川	0.2	
	宇津ノ谷東沢川	0.1	

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
静岡市駿河区小坂地区	小 坂 川	32.4	
静岡市駿河区登呂地区	登 呂 東 名 北 川	11.6	
静岡市葵区新伝馬地区	秋 山 川	1.3	
静岡市駿河区寺田地区	寺 田 川	2.7	
静岡市駿河区石部地区	椎 ノ 木 沢 川	1.7	
静岡市駿河区古宿地区	平 沢 川	0.2	
静岡市清水区不二見地区	梶 ケ 谷 川	3.7	
	大 橋 川	0.7	
静岡市清水区蒲原地区	蒲原三丁目地内水路	0.2	
計	40ヶ所	715.8	

表. 4-6 湛水注意箇所一覧表(島田水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
焼津市小川地内	黒 石 川	73.0	
藤枝市上青島・大東町地内	東 光 寺 谷 川	15.4	
	栃 山 川		
藤枝市下之郷地内	葉 梨 川	17.0	
吉田町住吉地内	坂 口 谷 川	28.6	
牧之原市堀之内地内	白 羽 川	20.0	
	坂 口 谷 川		
牧之原市東福田地内	坂 口 谷 川	15.0	
計	6ヶ所	169.0	

表. 4-7 湛水注意箇所一覧表(袋井水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
菊川市半済～三軒家地内	菊 川	120.0	
菊川市高田地内	菊 川	150.0	
掛川市下西郷地内	倉 真 川	23.0	
掛川市大池～細田地内	逆 川	24.0	
袋井市松袋井地内	蟹 田 川	120.0	
袋井市諸井地内	弁 財 天 川	2.6	
磐田市西貝塚地内	安 久 路 川	17.0	
磐田市福田字塩浜～村前地内	仿 僧 川	20.0	
磐田市福田中島～向岡地内	仿 僧 川	40.0	
磐田市豊浜地内	太 田 川	40.0	
森町森地内	太 田 川	60.0	
掛川市東大坂地内	与 惣 川	24.0	
菊川市下平川地内	黒 沢 川	60.0	
磐田市笠梅地内	中 沢 川	20.0	
袋井市鷲巢・村松・国本地内	沖 之 川	40.0	
磐田市二之宮地内	磐 田 久 保 川	28.0	
磐田市中泉地内	磐 田 久 保 川	24.0	
計	17ヶ所	812.6	

表. 4-8 湛水注意箇所一覧表(浜松水防区)

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
浜松市天竜区二俣地内	二 俣 川	52.5	
浜松市天竜区横山町地内	横 山 川	1.2	
浜松市天竜区東雲名地内	平 沢 川	2.8	
浜松市西区入野町～西鴨江町地内	新 川	260.0	
浜松市浜北区内野地内	御 陣 屋 川	70.0	
湖西市神座・大森地内	入 出 太 田 川	45.0	
浜松市北区三ヶ日町尾奈地内	西 神 田 川	40.0	
浜松市北区三ヶ日町三ヶ日地内	宇 利 山 川	50.0	
浜松市北区三ヶ日町都筑地内	都 筑 大 谷 川	60.0	
浜松市北区細江町中川地内	都 田 川	163.0	
浜松市中区上島地内	馬 込 川	50.0	
浜松市浜北区小松、内野地内	馬 込 川	15.0	
浜松市南区頭陀寺町地内	芳 川	10.0	
浜松市南区頭陀寺町、中区領家、中島、向宿地内	芳 川	180.0	
浜松市中区葵東、小豆餅地内	段 子 川	84.0	
浜松市北区引佐町井伊谷地内	井 伊 谷 川	30.0	
浜松市北区三ヶ日町只木地内	釣 橋 川	60.0	
計	17ヶ所	1,173.5	

第5表 水防上重大な影響のある橋梁一覧表

表.5-1 静岡県内の水防上重大な影響のある橋梁一覧

水防区	下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	袋井	浜松	計
橋梁数	0	6	15	2	5	0	24	11	63

表.5-2 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(熱海水防区)

対象番号	河川	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) m	位置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
熱-1	糸川	(市)浜町 和田浜線	桜橋 (コンクリート製)	5.80 6.33	熱海市		熱海	桁下低く 断面小	熱海市
熱-2	糸川	(市)西山 通り線	竹の沢1号橋 (コンクリート製)	6.70 7.40	熱海市		熱海	桁下低く 断面小	熱海市
熱-3	熱海 和田川	(市)上和田 通り線	上和田橋 (鋼製)	9.00 2.00	熱海市		熱海	桁下低く 断面小	熱海市
熱-4	熱海 和田川	(市)浜町 和田浜線	都松橋 (コンクリート製)	7.40 6.00	熱海市		熱海	桁下低く 断面小	熱海市
熱-5	熱海宮川	(市)下多賀 本線2号	宮中橋 (コンクリート製)	9.00 3.00	熱海市		下多賀	桁下低く 断面小	熱海市
熱-6	北川	(国)135号	夕留橋 (コンクリート製)	5.40 11.50	伊東市		湯川	桁下低く 断面小	静岡県
計			6箇所						

なお、対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

表.5-3 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(沼津水防区)

対象番号	河川	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) m	位置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
狩工-A1	狩野川	(一)古奈伊豆 長岡(停)線	千歳橋 (ローゼ橋・7径間)	190.20 9.30	伊豆の 国市		古奈 南條	桁下不足	静岡県
狩工-B1	狩野川	(一) 原木沼津線	御成橋 (アーチ橋・3径間)	130.00 13.00	沼津市		市場町 魚町	桁下不足	静岡県
狩工-B2	狩野川	(国)414号	三園橋 (I桁橋・5径間)	148.70 14.00	沼津市		御幸町 三枚橋町	桁下不足	静岡県
狩工-B3	狩野川	(市) 0110-1号線	黒瀬橋 (箱桁橋・3径間)	176.50 6.00	沼津市		黒瀬町 平町	桁下不足	沼津市
狩工-B4	狩野川	(一) 三島静浦港線	新城橋 (箱桁橋・5径間)	230.00 6.00	沼津市 三島市		大平 御園	桁下不足	静岡県
狩工-B5	狩野川	(町) 1-1号線	日の出橋 (鋼板橋)	198.50 6.50	田方郡	函南町	日守 肥田	桁下不足	函南町
狩工-B6	狩野川	(一) 原木沼津線	石堂橋 (トラス橋・3径間)	187.90 5.00	田方郡 伊豆の国市	函南町	日守 原木	桁下不足	静岡県
狩工-B7	狩野川	(一)静浦港 菰山(停)線	松原橋 (トラス橋・4径間)	201.30 8.50	伊豆の 国市		南江間 四日町	桁下不足	静岡県
狩工-B8	狩野川	(国)414号	大門橋 (ハウトス橋)	240.85 6.00	伊豆の 国市		小坂 白山堂	桁下不足	静岡県
狩工-B9	狩野川	市道	神島橋 (非合成箱桁橋)	204.60 10.75	伊豆の 国市		神島	桁下不足	伊豆の 国市

対象番号	河川	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) m	位置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
狩工-B10	狩野川 (黄瀬川)	(一) 富士清水線	黄瀬川大橋 (I桁橋・5径間)	83.50 12.50	駿東郡 沼津市	清水町	長沢 中石田	桁下不足	静岡県
狩工-B11	狩野川 (黄瀬川)	JR御殿場線	御殿場線鉄道橋 (I桁橋・3径間)	48.80 1.83	駿東郡 沼津市	長泉町	本宿 中石田	桁下不足	JR東海 (株)
狩工-B12	狩野川 (黄瀬川)	(主) 大岡元長窪線	新寿橋 (I桁橋・3径間)	52.50 11.00	駿東郡 沼津市	長泉町	本宿 上石田	桁下不足	静岡県
狩工-B13	狩野川 (黄瀬川)	(町)1号線 (市)3138号線	寿橋 (T桁橋・4径間)	43.70 4.60	駿東郡 沼津市	長泉町	本宿 上石田	桁下不足	長泉町 沼津市
沼-1	境川	市道玉川南二 日町線	玉川新橋 (鉄筋コンクリート)	7.0 5.0	三島市 駿東郡	清水町	玉川 久米田	断面小	清水町
計			15箇所						

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(狩工：狩野川水系工作物重要水防箇所図)

表.5-4 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(富士水防区)

対象番号	河川	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) m	位置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
富工-BH 93-1	富士川	(主) 富士川身延線	内房橋 (T桁・RC橋)	168.00 5.50	富士宮 市		内房 (尾崎)	余裕高不足 (右岸)	静岡県
富工-BH 92-1	富士川	—	日軽金水管橋	53.00	富士宮 市		長貫 (橋場)	余裕高不足 (左岸)	日本軽 金属(株)
富工-BH 92-1	富士川	—	日軽金水管橋	53.00	富士宮 市		内房 (瀬戸島)	余裕高不足 (右岸)	日本軽 金属(株)
計			2箇所						

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(富工：富士川水系改修計画平面図)

表.5-5 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(静岡水防区)

対象番号	河川	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) m	位置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
安工-B1	安倍川	(国)150号	南安倍川橋 (鋼桁連続橋)	649.4 20.8	静岡市	駿河区	中島 下川原	桁下不足	静岡市
安工-B2	安倍川	東海道新幹線	新幹線安倍川橋梁 (鋼桁連続橋)	595.4 12.5	静岡市	駿河区	南安倍 丸子新田	桁下不足	JR東海 (株)
安工-B3	安倍川	(一) 藤枝静岡線	安倍川橋 (トラス橋)	490.8 13.5	静岡市	葵区 駿河区	弥勒 手越	桁下不足	静岡市
安工-B4	安倍川	(国)362号	安西橋 (鋼桁橋)	552.6 11.9	静岡市	葵区	安西 山崎	桁下不足	静岡市
安工-B5	安倍川	(主) 井川湖御幸線	曙橋 (PCT桁橋)	330.0 6.7	静岡市	葵区	牛妻 油山	桁下不足	静岡市
計			5箇所						

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(安工：安倍川水系工作物重要水防箇所図)

表.5-6 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(島田水防区)

対象番号	河川	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) m	位置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
大工 要注意 -1	大井川	(主) 島田吉田線	谷口橋 (RC桁橋)	722.70 6.00	島田市		道悦島 阪本	旧大井川サイホン撤去後の影響監視の為	静岡県
大工 要注意 -2	大井川	蓬萊農道	蓬萊橋 (木製単桁橋)	897.40 2.46	島田市		南 阪本	特殊橋	蓬萊橋土地改良区
計			0箇所						

計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(大工：大井川水系工作物重要水防箇所図)

表.5-7 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(袋井水防区)

対象番号	河川	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) m	位置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
菊工 -A20	菊川	(主) 相良大須賀線	生仁場橋 (鋼合成H桁鋼活荷重合成桁)	80.0 9.0	菊川市		嶺田	桁下高不足	静岡県
菊工 -A21	菊川	(市) 潮海寺吉沢線	潮海寺橋 (2径間連続非合成板桁)	49.0 10.25	菊川市		矢田部	桁下高不足	菊川市
菊工 -A35	黒沢川	(一) 掛川浜岡線	明治小橋 (RC橋)	12.65 7.8	菊川市		赤土	桁下高不足	静岡県
菊工 -A36	黒沢川	(市) 岳洋通り線	黒沢橋 (ホ-R型PC桁)	18.0 6.5	菊川市		赤土	桁下高不足	菊川市
菊工 -B1	菊川	(一) 袋井小笠線	花面橋 (単純活荷重合成桁)	125.40 10.00	掛川市		千浜	桁下高不足	静岡県
菊工 -B2	菊川	(市) 土方平田線	大船渡橋 (PC床スパン)	131.5 6.8	掛川市		岩滑	桁下高不足	掛川市
菊工 -B3	菊川	(一) 小笠掛川線	高田橋 (PCT桁)	86.0 6.7	菊川市		上平川	桁下高不足	静岡県
菊工 -B4	菊川	(主) 吉田大東線	矢田部橋 (2径間連続非合成鋼板桁)	51.0 12.0	菊川市		本所 潮海寺	桁下高不足	静岡県
菊工 -B5	菊川	JR 東海道線	菊川橋	48.00 14.50	菊川市		本所 潮海寺	桁下高不足	JR東海 (株)
菊工 -B6	菊川	(市) 潮海寺吉沢線	水神橋 (活荷重合成桁)	49.8 6.2	菊川市		潮海寺	桁下高不足	菊川市
菊工 -B7	菊川	(市) 潮海寺吉沢線	立ヶ谷橋 (ホスパン2連続T桁)	46.3 10.25	菊川市		吉沢	桁下高不足	菊川市
菊工 -B8	牛淵川	(市) 堤池村線	堤橋 (PC桁)	40.9 6.8	菊川市		下平川	桁下高不足	菊川市
菊工 -B9	牛淵川	—	用水路水管橋 (鋼H桁)	63.0 4.4	菊川市		三沢	桁下高不足	大井川右岸 土地改良区
菊工 -B10	牛淵川	(市) 山脇線	宮前橋 (合成H桁)	27.0 4.0	菊川市		神尾	桁下高不足	菊川市
菊工 -B11	下小笠川	—	下小笠川水管橋 (鋼トラス)	33.5 不明	掛川市		川久保	桁下高不足	静岡県大井 川広域水道 企業団
菊工 -B12	下小笠川	(市)川久保・ 釜田線	川久保橋 (鋼桁)	30.0 6.5	掛川市		川久保	桁下高不足	掛川市
菊工 -B13	下小笠川	(市) 349号線	しのがや橋 (RC床版)	25.7 2.5	掛川市		川久保	桁下高不足	掛川市
菊工 -B14	下小笠川	(市) 下中西側線	第三城東橋 (ホスパンPC単純T桁)	26.2 4.0	掛川市		下土方	桁下高不足	掛川市

対象 番号	河 川	路 線	橋 梁 (構 造)	形状 (LW) m	位 置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
菊工 -B15	下小笠川	(一) 掛川大東線	小笠橋 (RC床版)	25.55 11.0	掛川市		下土方	桁下高不足	静岡県
菊工 -B16	下小笠川 捷水路	(市)川久保・ 三俣線	小梅橋 (ポストテンション方式 単純PC合成桁)	27.90 10.0	掛川市		川久保	桁下高不足	掛川市
天工 -B1	天竜川	(国)150号	掛塚橋 (トラス橋)	877.0 7.0	磐田市 浜松市	南区	掛塚 河輪町	桁下不足 根入れ不足	静岡県
天工 -B2	天竜川	J R 東海道本線	天竜川橋 (トラス橋)	1,209 14.5	磐田市 浜松市	東区	森本 材木町	桁下高不足	J R東海 (株)
天工 -B4	天竜川	東名高速道路	天竜川橋 (PRC23径間連続箱桁)	1,071.4 25.5	磐田市 浜松市	東区	池田 常光町	桁下不足	中日本 高速(株)
袋-1	原野谷川	(市)各和橋上 右岸線	各和橋 (鋼鉄)	72.4 2.3	掛川市		各和	余裕高不足	掛川市
計			24 箇所						

計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(菊工：菊川水系工作物重要水防箇所図 天工：天竜川水系工作物重要水防箇所図)

表.5-8 水防上重大な影響のある橋梁一覧表(浜松水防区)

対象 番号	河 川	路 線	橋 梁 (構 造)	形状 (LW) m	位 置			影響の内容	管理者
					郡市	区町	大字		
天工 -A2	天竜川	(一)大輪 天竜線	竜山大橋 (鋼構橋鈹桁)	212.8 6.30	浜松市	天竜区	龍山町 大嶺 戸倉	桁下不足	浜松市
天工 -A3	天竜川	(一)中部天竜 停車場線	中部大橋	216.56 6.38	浜松市	天竜区	佐久間町 中部 半場	桁下高不足	浜松市
天工 -A4	天竜川	(一)中部天竜 停車場線	中部橋 (補剛トラス)	164.5 1.5	浜松市	天竜区	佐久間町 中部 半場	桁下高不足	浜松市
天工 -B1	天竜川	(国)150号	掛塚橋 (トラス橋)	877.0 7.0	磐田市 浜松市	南区	掛塚 河輪町	桁下不足 根入れ不足	静岡県
天工 -B2	天竜川	J R 東海道本線	天竜川橋 (トラス橋)	1,209 14.5	磐田市 浜松市	東区	森本 材木町	桁下高不足	J R東海 (株)
天工 -B4	天竜川	東名高速道路	天竜川橋 (PRC23径間連続箱桁)	1,071.4 25.5	磐田市 浜松市	東区	池田 常光町	桁下不足	中日本 高速(株)
天工 -B6	天竜川	(一) 両島二俣線	塩見渡橋 (鋼板桁)	394.0 7.25	浜松市	天竜区	二俣町大 園 渡ヶ島	桁下高不足	浜松市
天工 -B7	天竜川	(一) 渡ヶ島横山線	伊砂橋(単純合成 箱桁及びトラスカ-)	235.0 9.5	浜松市	天竜区	船明 伊砂	桁下高不足	浜松市
天工 -B8	天竜川	(市) 西川秋葉山線	竜山橋 (鋼床鈹吊橋)	164.4 3.40	浜松市	天竜区	龍山町 大嶺 戸倉	桁下不足	浜松市
天工 -B9	天竜川	(市)龍山青谷 蜂之沢線	峰之沢橋 (鋼補剛トラス吊橋)	156.0 1.0	浜松市	天竜区	龍山町 下平山 瀬尻	桁下高不足	浜松市
浜-1	入出 太田川	天竜 浜名湖鉄道	小俣川橋 (鋼製)	21.90 3.90	湖西市		大森	桁下高不足 断面小	天竜浜名湖 鉄道
計			11 箇所						

計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(天工：天竜川水系工作物重要水防箇所図)

第6表 ダム・水こう門等一覧表及び緊急時の連絡体制

表. 6-1 ダム一覧表

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	堤高 (m)	総(有効) 貯水容量 (千m ³)	種類	所在地	ダム 管理者名	竣工 年度	連絡 体制
富士川	大倉川	大倉川 農地防災	R	F	45.0	(2,050) 2,220	I	富士宮市精進川字 印野	静岡県	昭55	図. 6-1 P. 293
大井川	大井川	田代	G	P	17.3	(153) 220	IV	静岡市葵区田代	東京電力(株) (山梨支店)	昭3	図. 6-2 P. 294
大井川	赤石沢川	赤石	G	P	58.0	(1,200) 3,090	III	静岡市葵区岩崎	中部電力(株)	平元	図. 6-3 P. 294
大井川	大井川	畑薙 第一	HG	P	125.0	(80,000) 107,400	I	静岡市葵区田代	中部電力(株)	昭37	図. 6-4 P. 295
大井川	大井川	畑薙 第二	HG	P	69.0	(3,600) 11,400	III	静岡市葵区田代	中部電力(株)	昭36	図. 6-5 P. 295
大井川	大井川	井川	HG	P	103.6	(125,000) 150,000	I	静岡市葵区井川	中部電力(株)	昭32	図. 6-6 P. 296
大井川	大井川	奥泉	G	P	44.5	(600) 3,150	III	静岡市葵区井川	中部電力(株)	昭30	図. 6-7 P. 296
大井川	大井川	長島	G	FNA W	109.0	(68,000) 78,000	-	榛原郡川根本町大 字梅地	国土交通省	平13	図. 6-8 P. 297
大井川	大井川	大井川	G	P	33.5	(503) 788	III	榛原郡川根本町奥 泉	中部電力(株)	昭11	図. 6-9 P. 297
大井川	寸又川	千頭	G	P	64.0	(4,349) 4,950	III	榛原郡川根本町千 頭	中部電力(株)	昭10	図. 6-10 P. 298
大井川	寸又川	大間	G	P	46.1	(741) 1,519	III	榛原郡川根本町千 頭	中部電力(株)	昭13	図. 6-11 P. 298
大井川	寸又川	寸又川	G	P	34.9	(522) 987	III	榛原郡川根本町奥 泉	中部電力(株)	昭11	図. 6-12 P. 299
大井川	川根境川	境川	G	P	34.2	(343) 1,173	IV	榛原郡川根本町久 野脇	中部電力(株)	昭18	図. 6-13 P. 299
大井川	笹間川	笹間川	G	P	46.4	(1,680) 6,340	III	島田市川根町笹間 渡	中部電力(株)	昭35	図. 6-14 P. 300
大井川	大代川	大代川 農地防災	G	F	43.0	(615) 621	IV	島田市大代	静岡県 (島田市に 管理委託)	昭42	図. 6-15 P. 301
天竜川	天竜川	佐久間	G	P	155.5	(205,444) 326,848	I	浜松市天竜区佐久 間町佐久間	電源開発(株)	昭31	図. 6-16 P. 302
天竜川	天竜川	秋葉	G	P	89.0	(7,750) 34,703	III	浜松市天竜区龍山 町戸倉	電源開発(株)	昭33	図. 6-17 P. 302
天竜川	天竜川	船明	G	AWI P	24.5	(3,600) 10,900	II	浜松市天竜区船明	電源開発(株)	昭52	図. 6-18 P. 303
天竜川	水窪川	水窪	R	P	105.0	(22,800) 30,000	I	浜松市天竜区水窪 町地頭方	電源開発(株)	昭44	図. 6-19 P. 304
天竜川	大千瀬川	新豊根	A	FP	116.5	(40,400) 53,500	-	愛知県北設楽郡豊 根村	国土交通省 電源開発(株)	昭48	図. 6-20 P. 305
伊東大川	伊東大川	奥野	R	FNW	63.0	(4,600) 5,100	IV	伊東市鎌田字横堀	静岡県	平元	図. 6-21 P. 306
青野川	鈴野川	青野大師	G	FNW	39.5	(240) 295	IV	賀茂郡南伊豆町青 野地先	静岡県	平18	図. 6-22 P. 307

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	堤高(m)	総(有効)貯水容量(千m ³)	種類	所在地	ダム管理者名	竣工年度	連絡体制
太田川	太田川	太田川	G	FNW	70.0	(10,800) 11,600	IV	周智郡森町亀久保	静岡県	平 21	図. 6-23 P. 308
太田川	原野谷川	原野谷川	G	F	31.0	(1,207) 1,252	IV	掛川市丹間	静岡県	昭 43	図. 6-24 P. 309
都田川	都田川	都田川	R	FAW	55.0	(10,340) 12,020	IV	浜松市北区引佐町川名	静岡県	昭 61	図. 6-25 P. 310

形式

E:アースダム G:重力式コンクリートダム HG:中空重力式コンクリートダム

R:ロックフィルダム FA:アスファルトフェイシングフィルダム A:放物線アーチ式コンクリートダム

目的

F:洪水調節 N:不特定用水 A:かんがい W:上水 I:工業用水 P:発電

(注) ダムの種類

第Ⅰ類

その設置に伴い、下流の洪水流量が著しく増加するダムで、これによって生ずる災害を防止するため、当該増加流量を調節することができると思われる容量を確保して、洪水に対処する必要があるもの。

第Ⅱ類

堆砂によりその上流の河床が上昇したダム、又はその設置者が貯水池の敷地として権限を取得した土地の広さが十分でないダムで、洪水時にその上流の水位が上昇することによって生ずる災害を防止するため、貯水池の水位を予備放流水位として、洪水に対処する必要があるもの。

第Ⅲ類

貯水池の容量に比して、洪水吐の放流能力が大きいダム、又は洪水吐ゲートの操作の方法が複雑であるダムで、貯水池の水位を予備放流水位として洪水に対処することが、災害の発生防止上適切と認められるもの。

第Ⅳ類

貯水池の水位を常時満水位として洪水に対処しても、災害の防止上支障がないダム。

表. 6-2 大規模水こう門等一覧表

水系名	河川名	水こう門等名	所在地	水こう門等管理者名	竣工年度	連絡体制
狩野川	狩野川	狩野川放水路分流堰	伊豆の国市壺之上	国土交通省	昭 40	図. 11-6 P. 67
富士川	潤井川	星山放水路水門	富士宮市星山字西の久保	静岡県	昭 49	図. 6-26 P. 311
大井川	大井川	塩郷えん堤	榛原郡川根本町下泉	中部電力(株)	昭 35	図. 6-27 P. 312
巴川	大谷川放水路	大谷川放水路分流堰	静岡市葵区古庄二丁目	静岡県	平 11	図. 6-28 P. 312

※以降の緊急連絡体系図は、ダム・水門等の操作により下流河川へ影響を及ぼす場合に運用する。

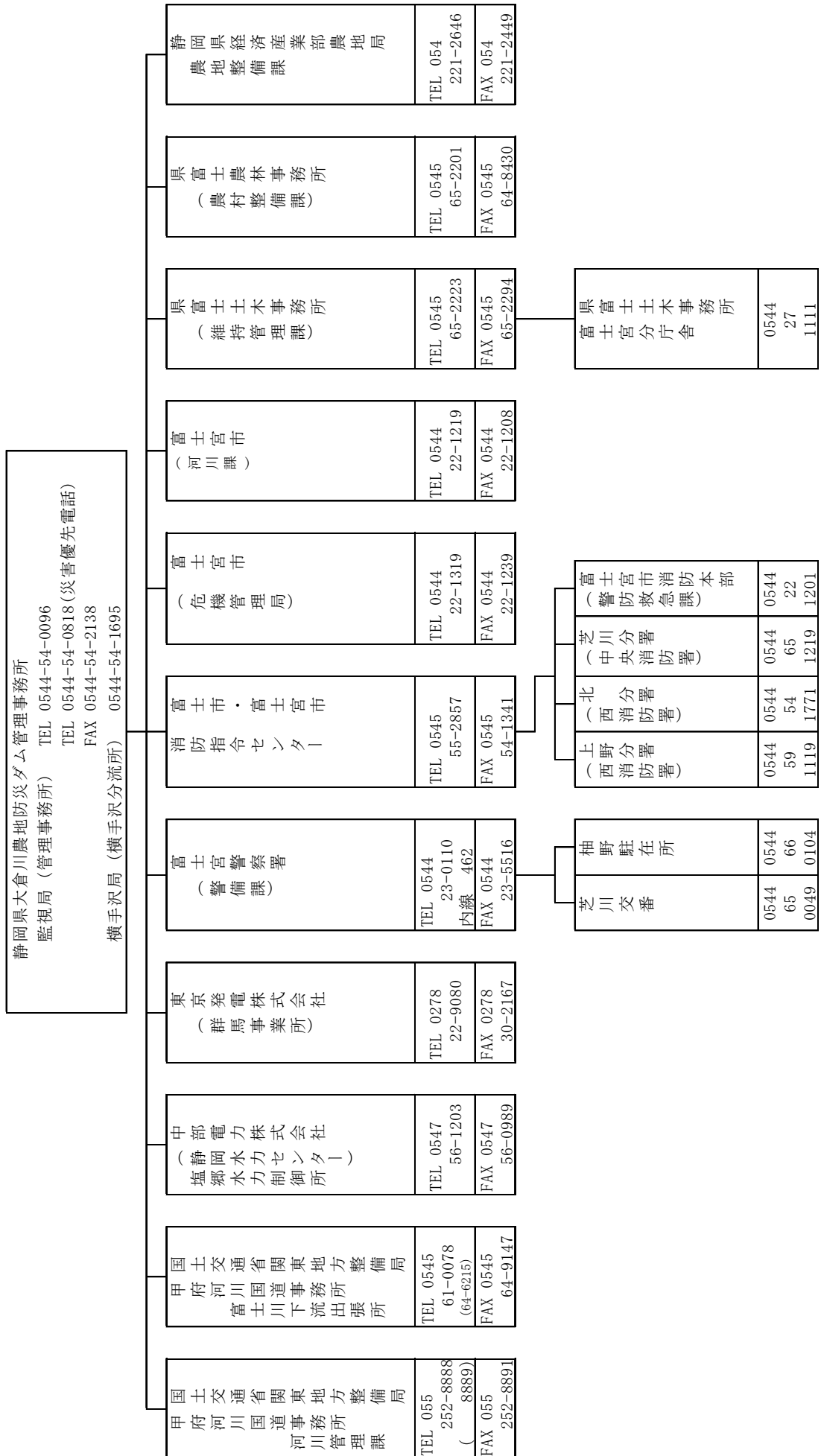


図. 6-1 大倉川農地防災ダム緊急時連絡体制

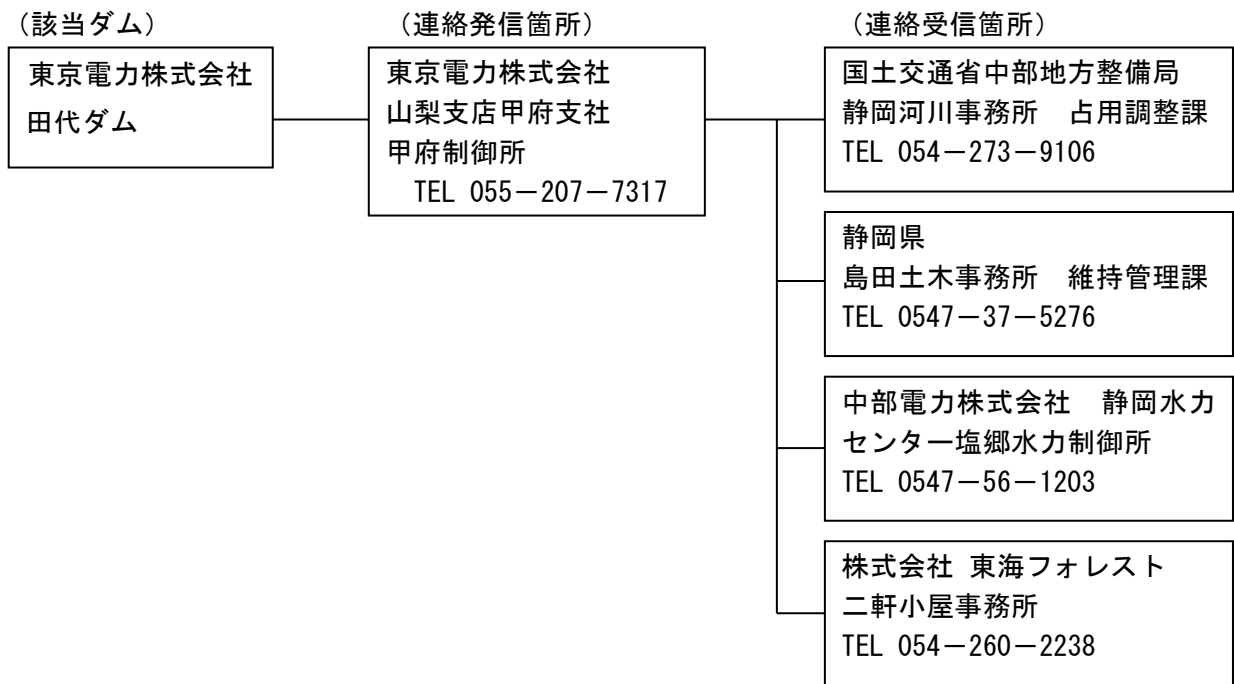


図. 6-2 田代ダム緊急時連絡体制

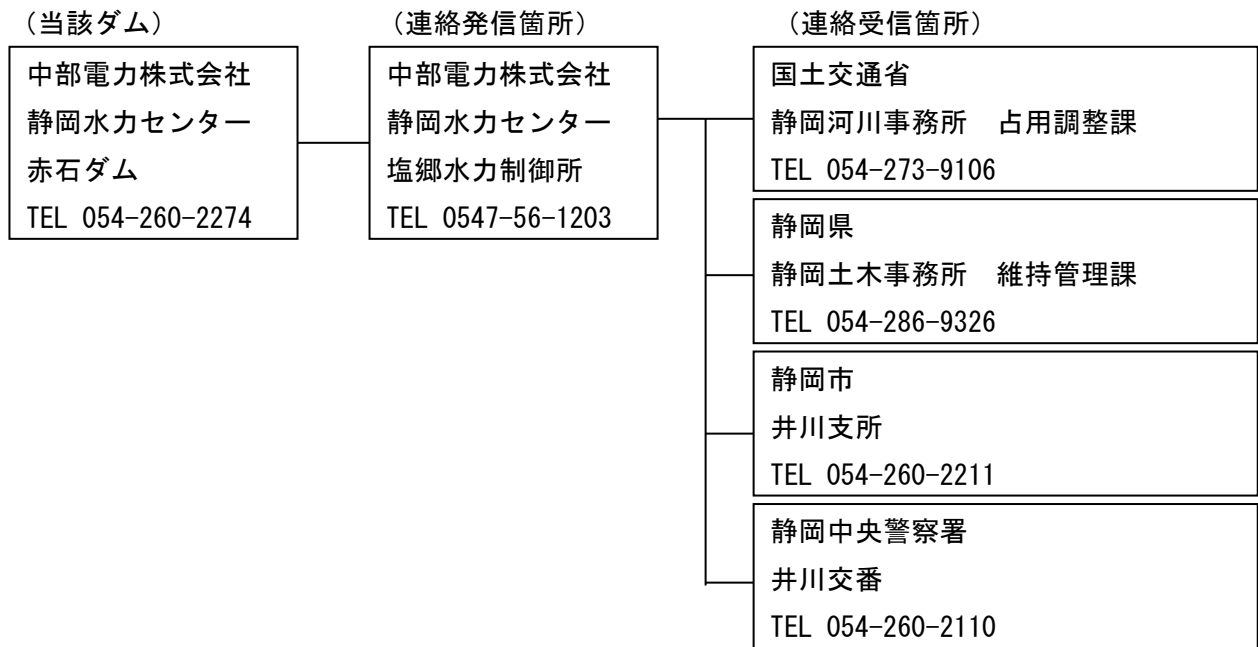


図. 6-3 赤石ダム緊急時連絡体制

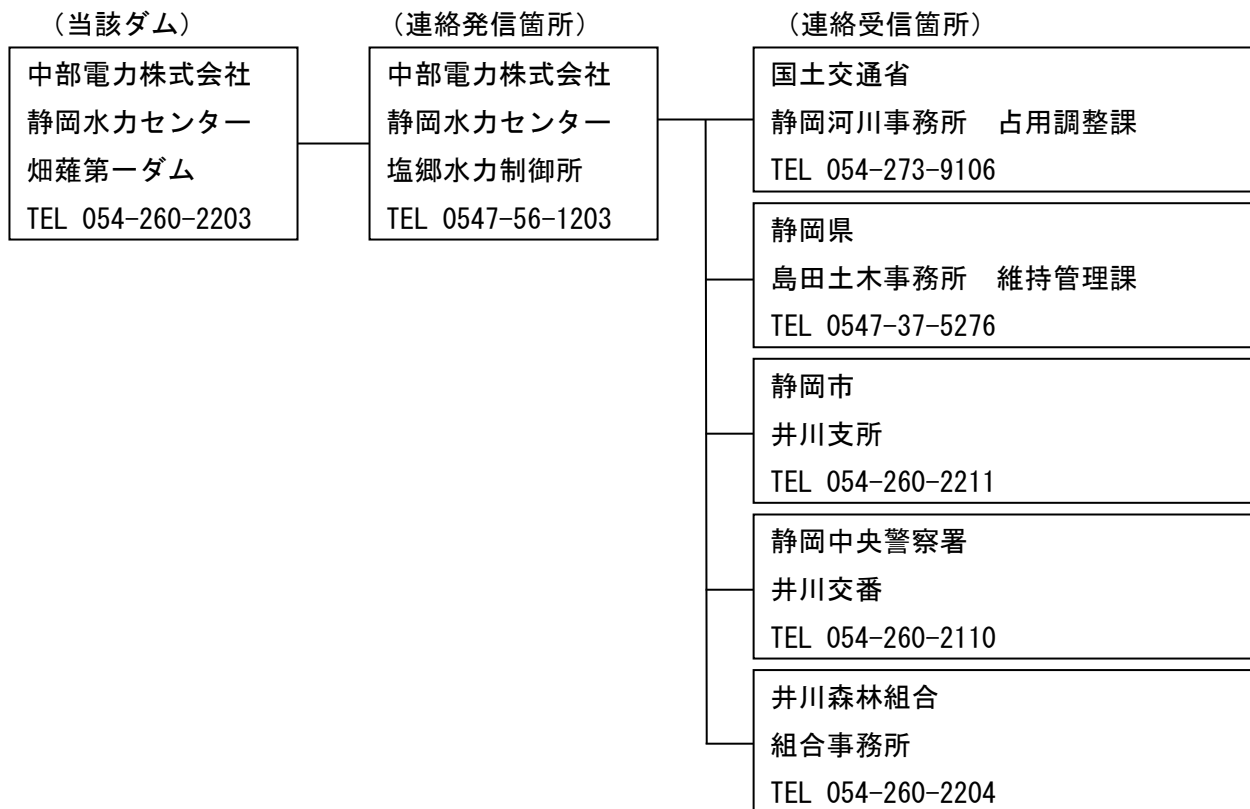


図. 6-4 畑薙第一ダム緊急時連絡体制

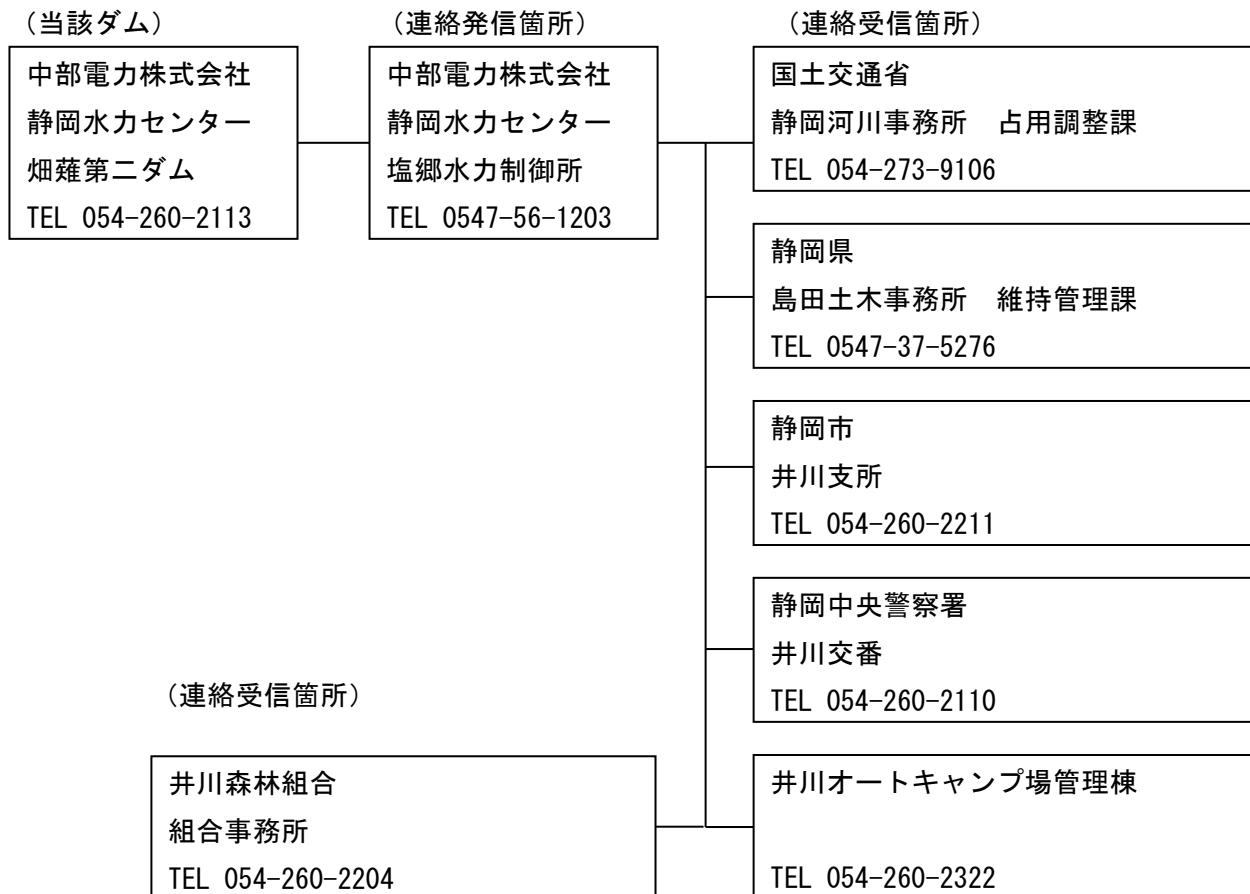


図. 6-5 畑薙第二ダム緊急時連絡体制

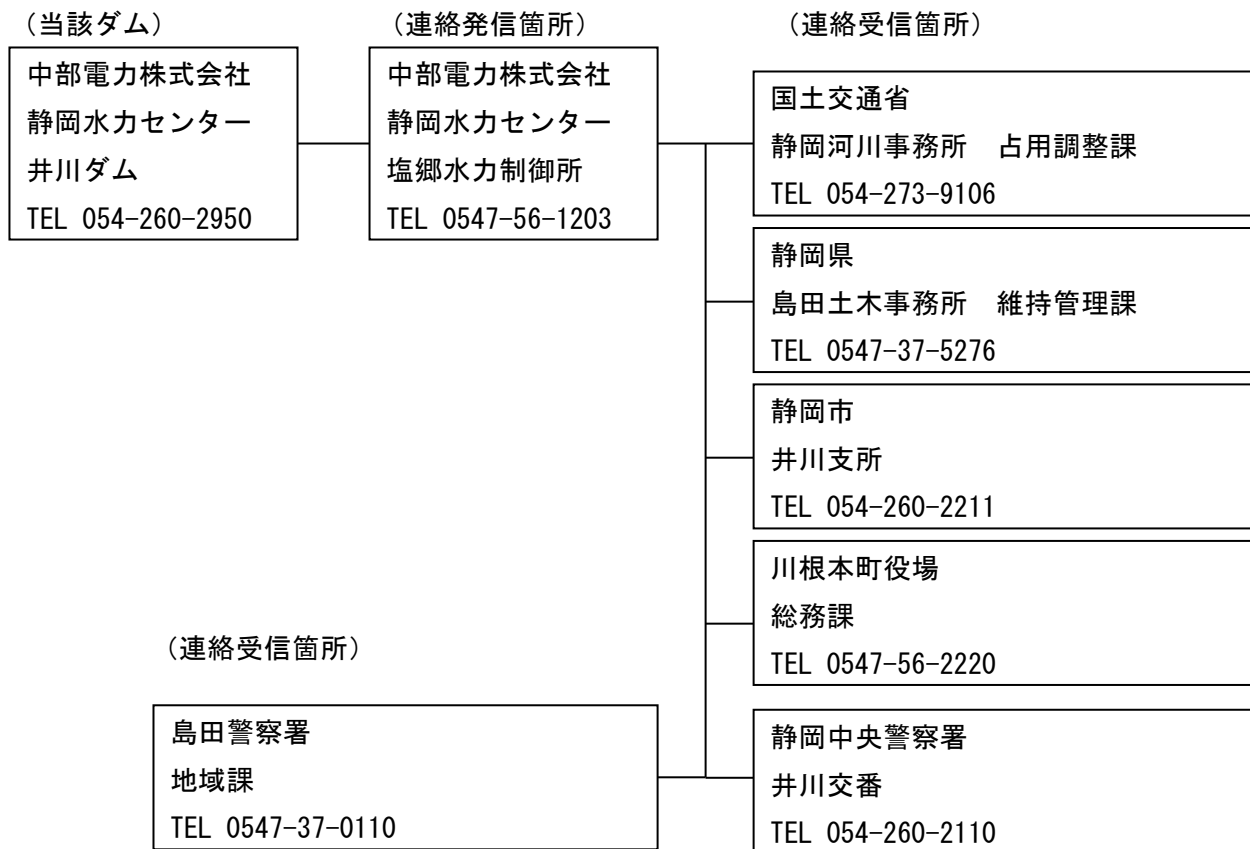


図. 6-6 井川ダム緊急時連絡体制

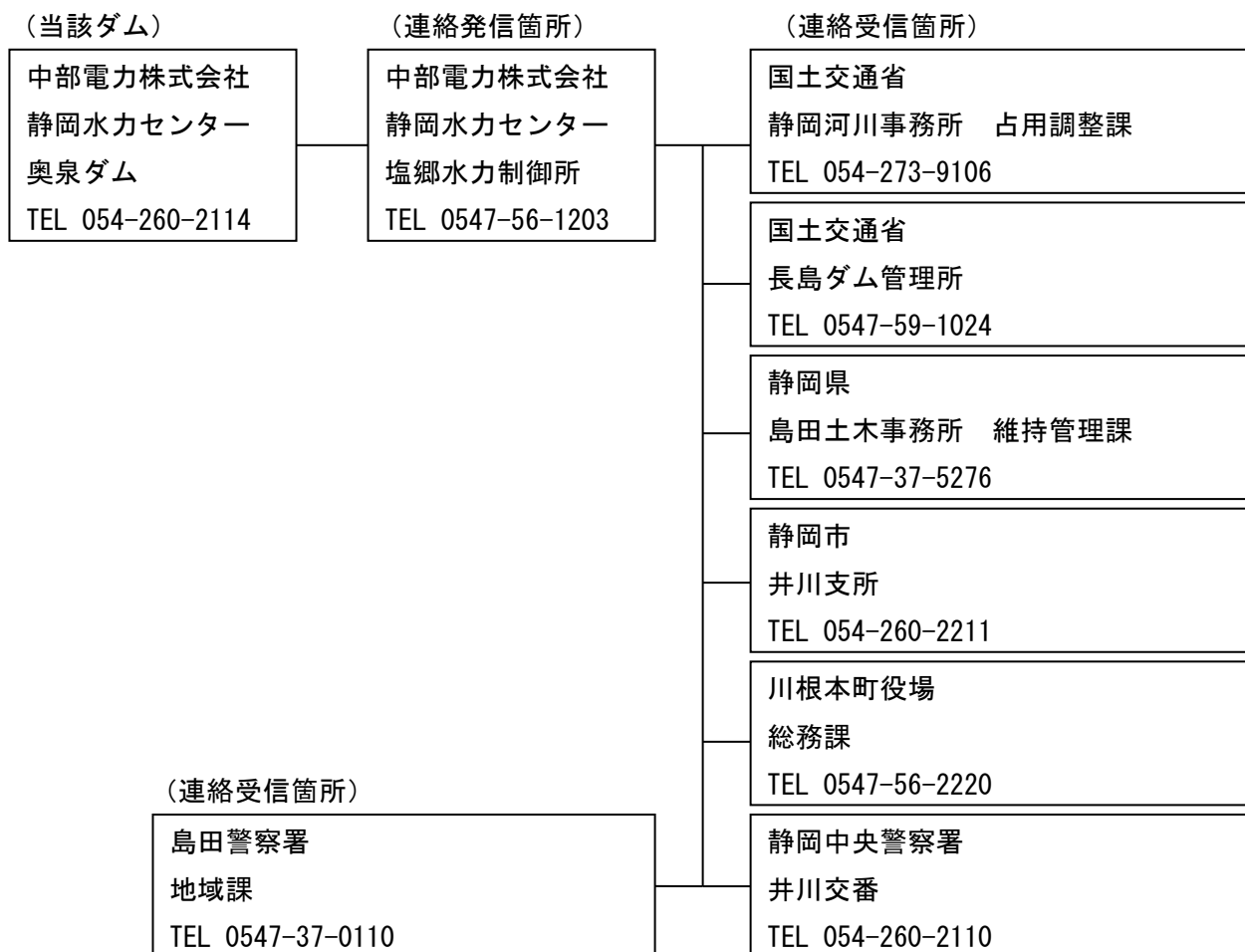


図. 6-7 奥泉ダム緊急時連絡体制

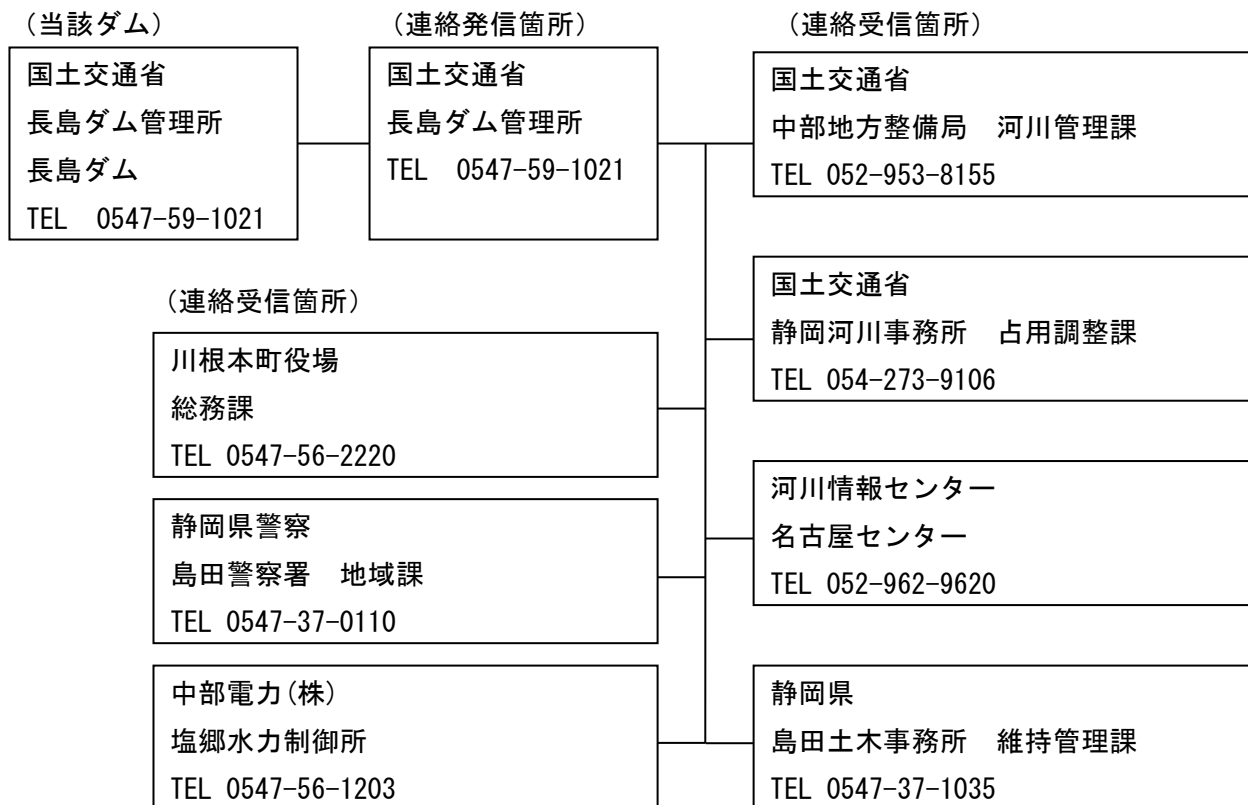


図. 6-8 長島ダム緊急時連絡体制

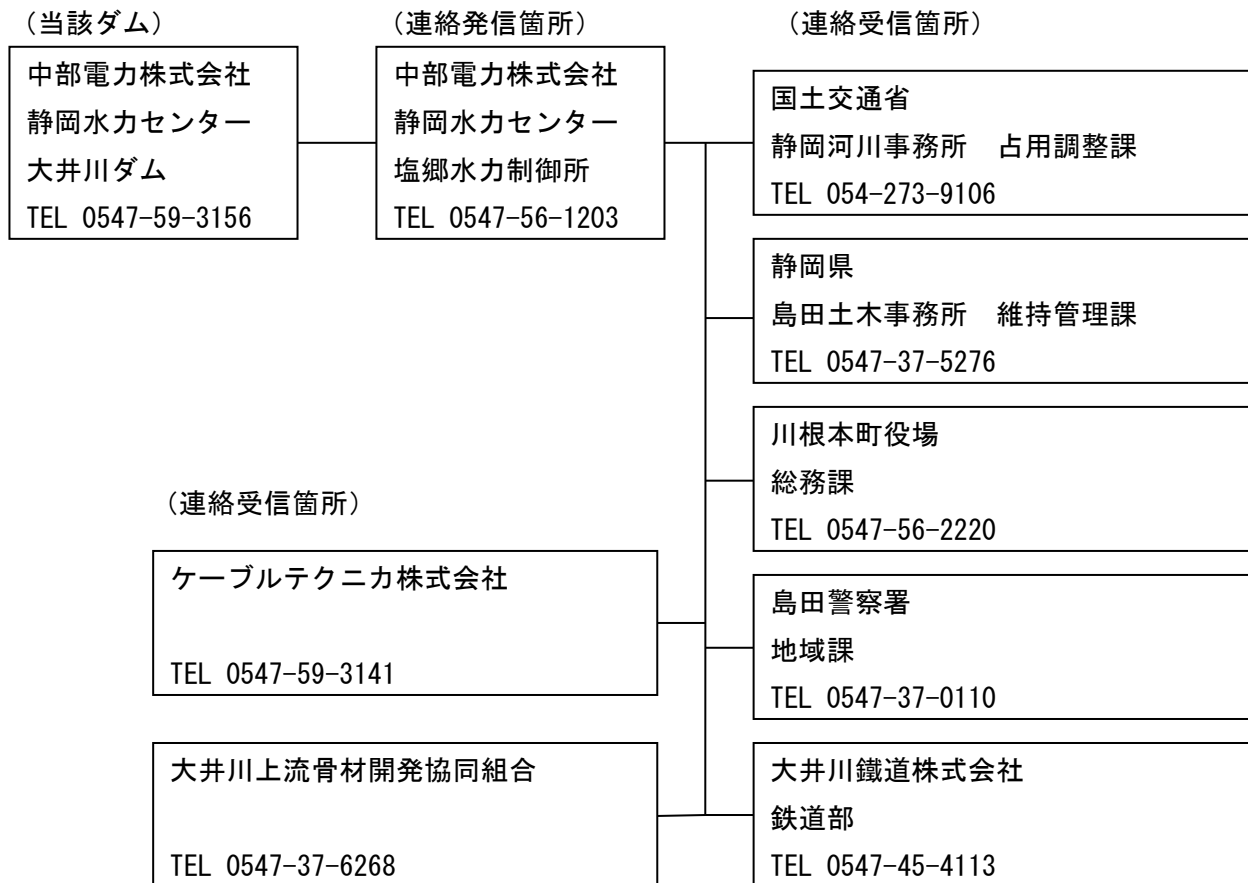


図. 6-9 大井川ダム緊急時連絡体制

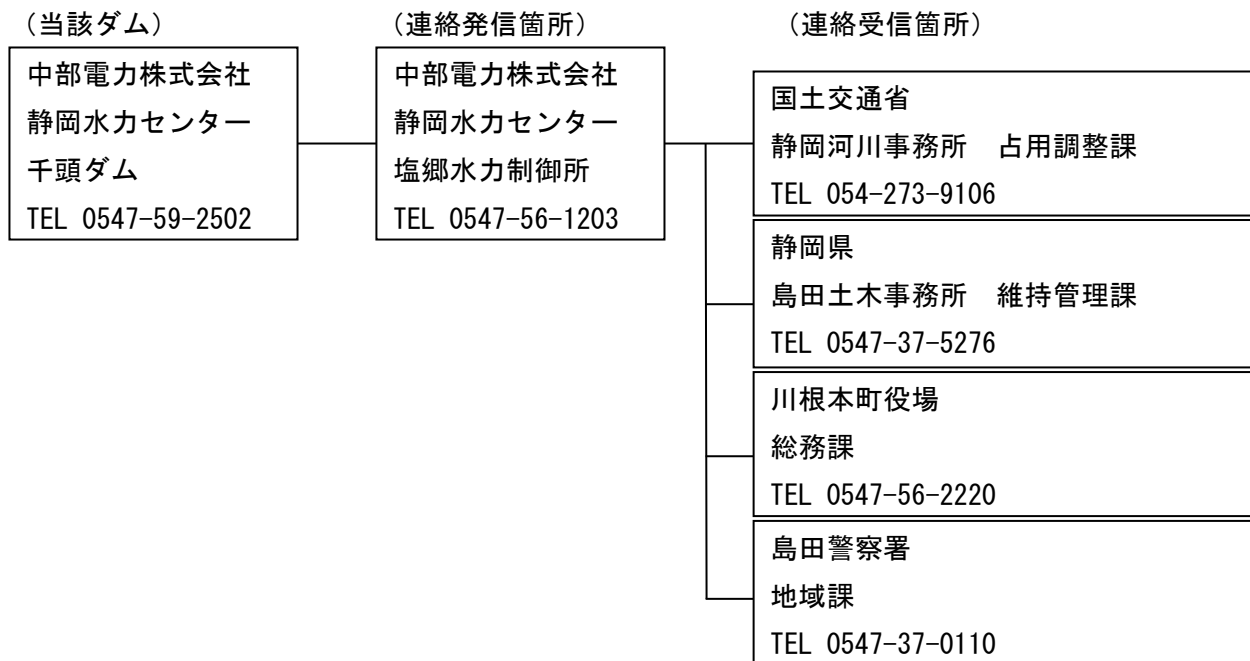


図. 6-10 千頭ダム緊急時連絡体制

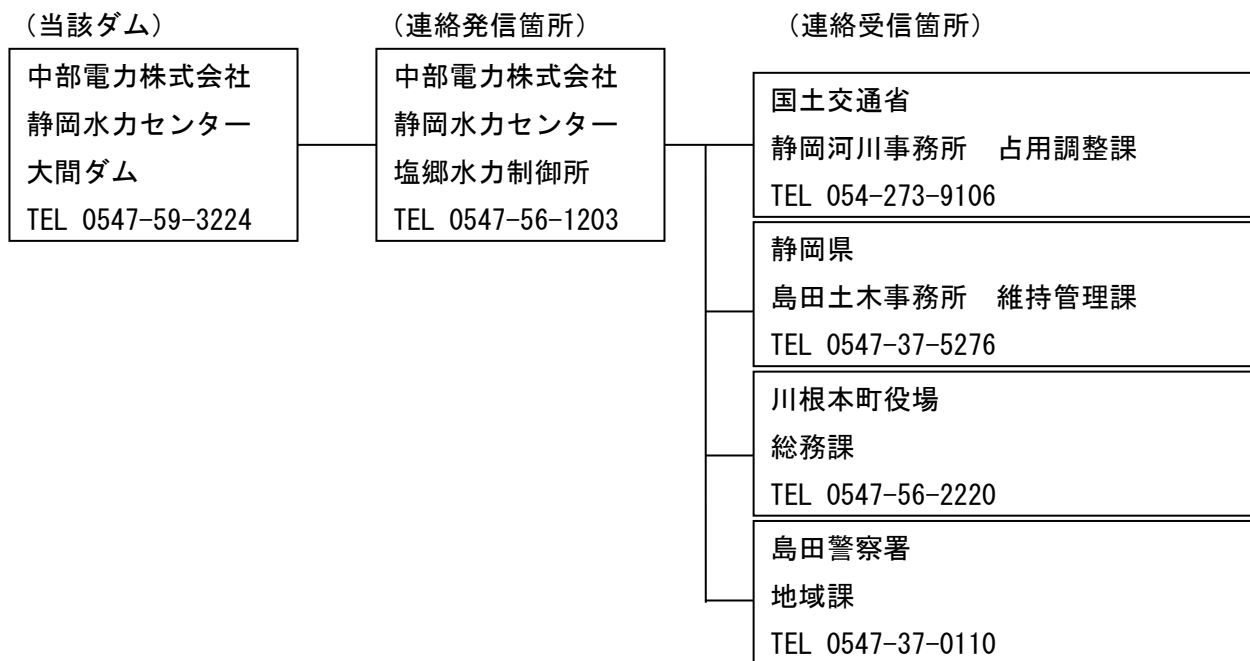


図. 6-11 大間ダム緊急時連絡体制

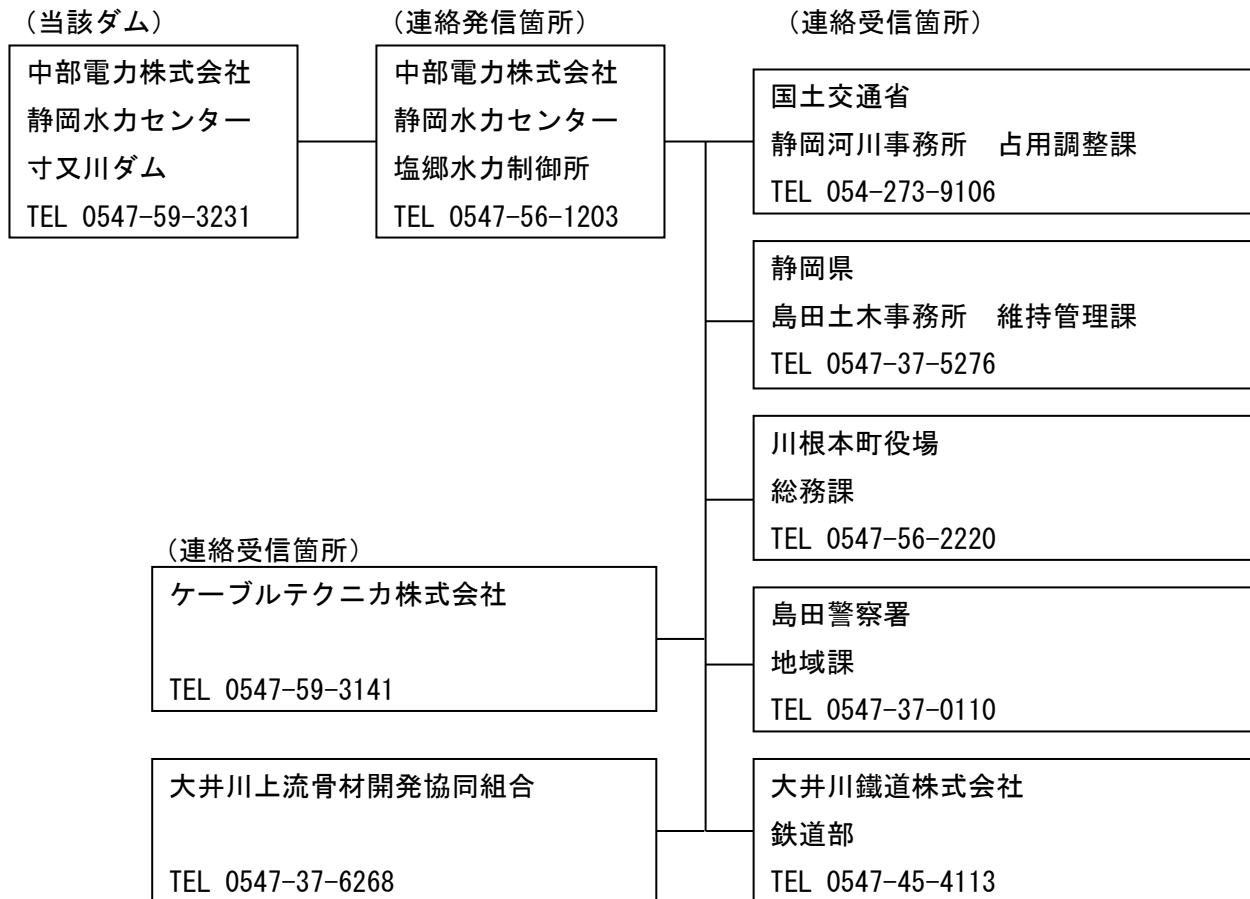


図. 6-12 寸又川ダム緊急時連絡体制

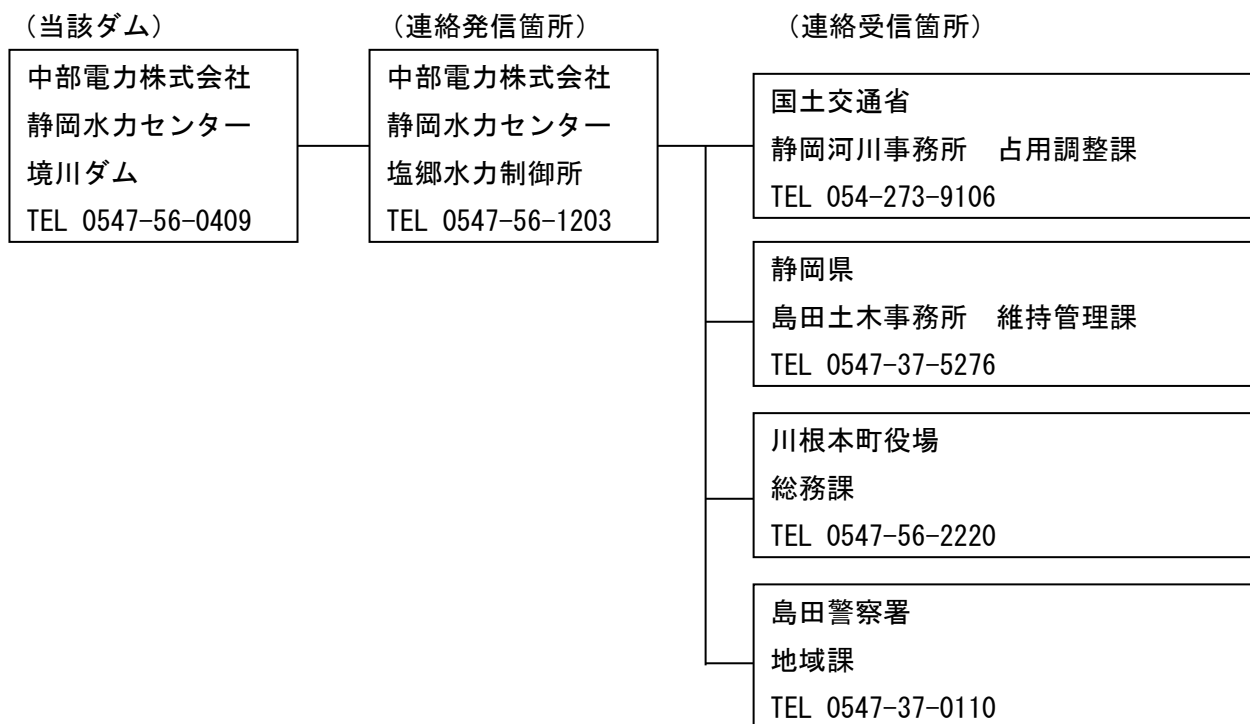


図. 6-13 境川ダム緊急時連絡体制

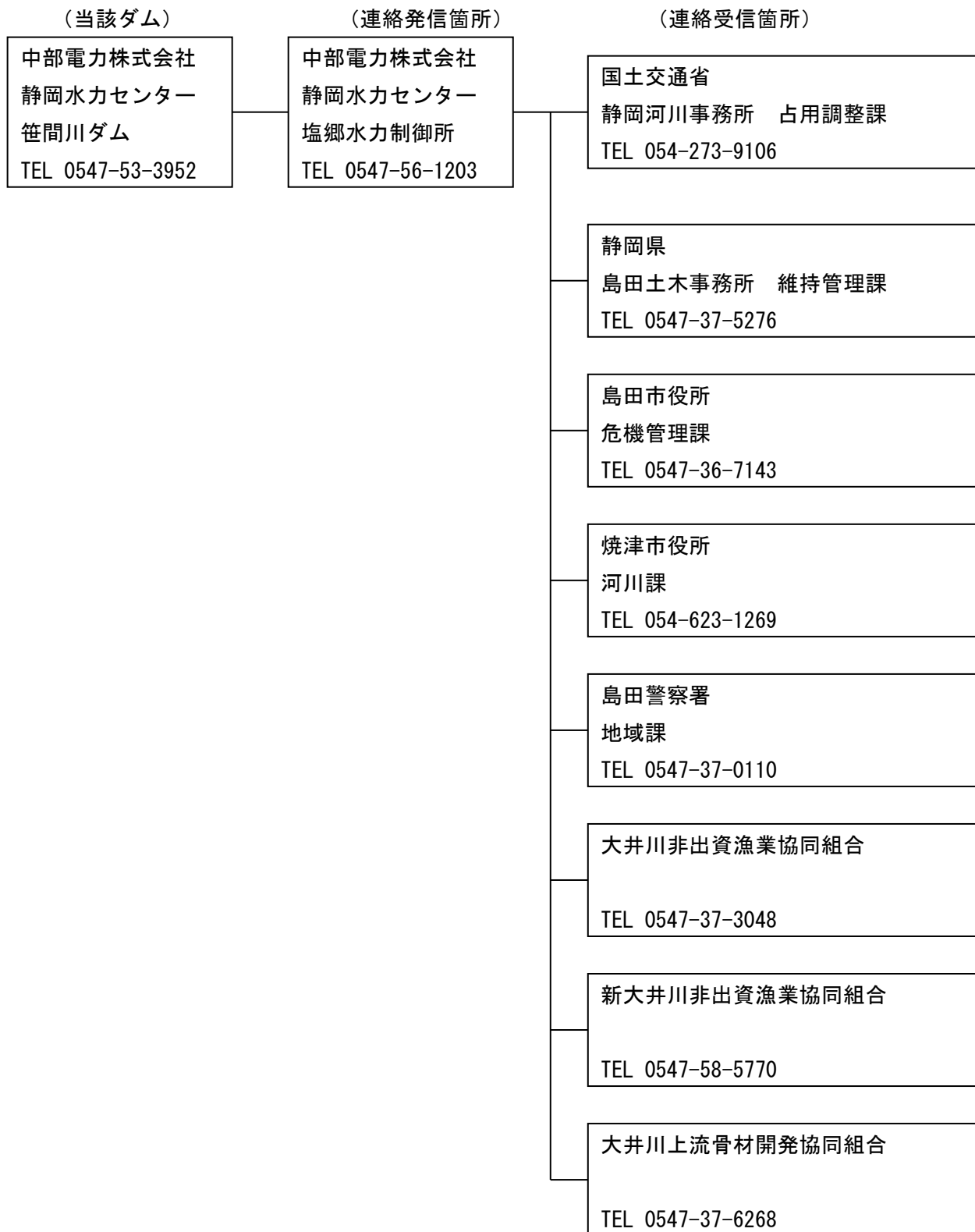


図. 6-14 笹間川ダム緊急時連絡体制

※本体制は、緊急時の通報等に適用する。
 ※上記以外にも洪水配備時や放流通知時にも使用する。

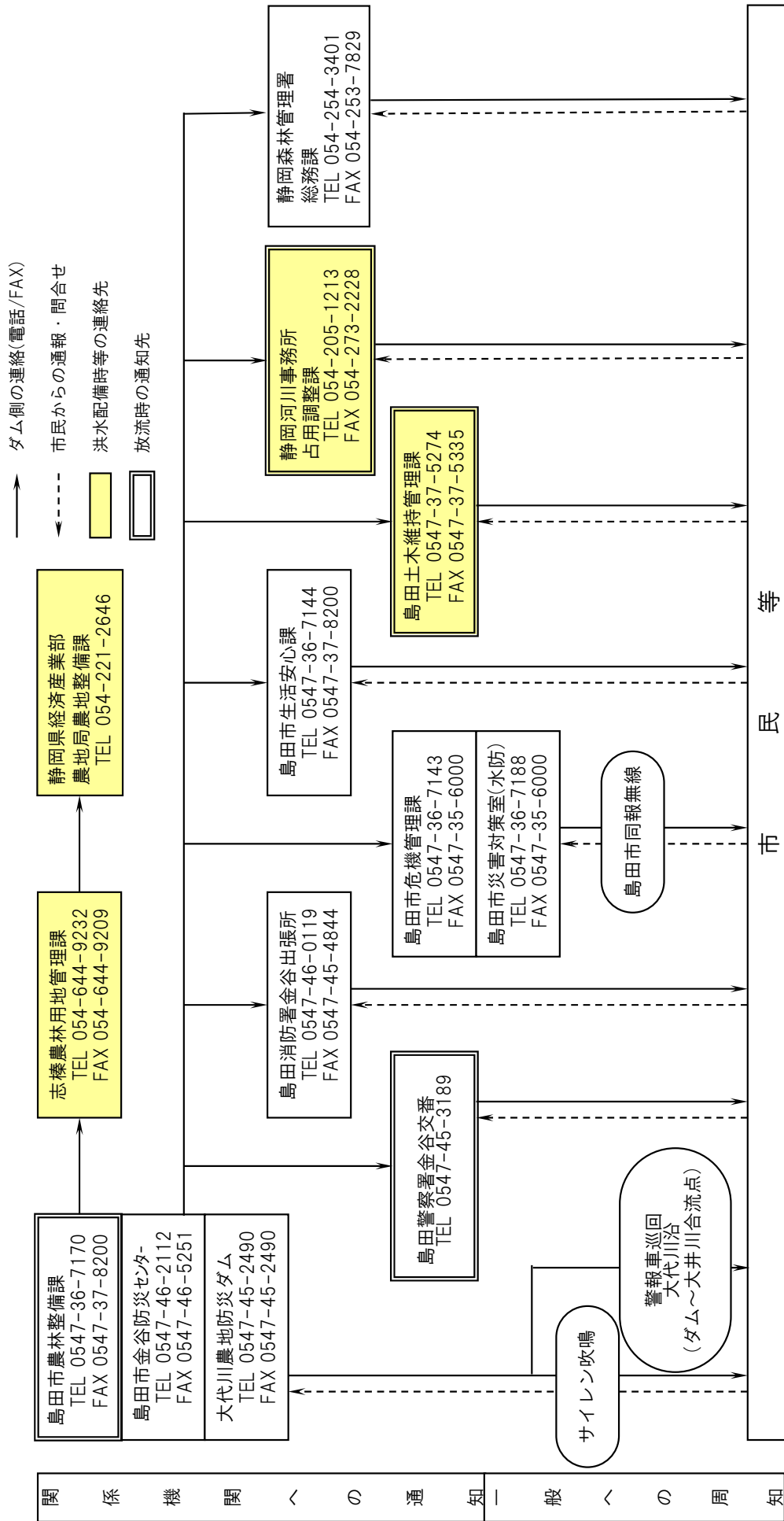


図. 6-15 大代川農地防災ダム緊急時連絡体制

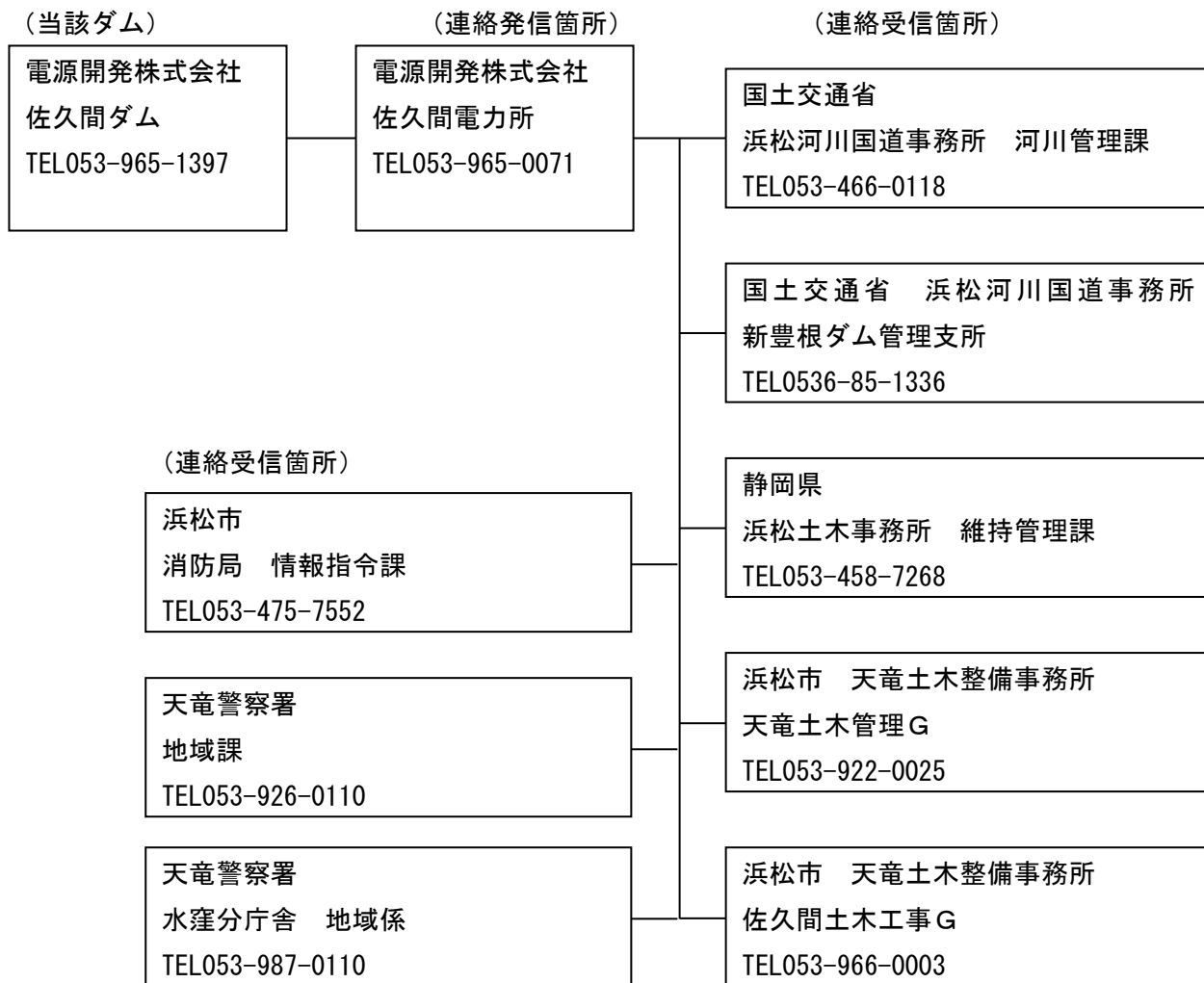


図. 6-16 佐久間ダム緊急時連絡体制

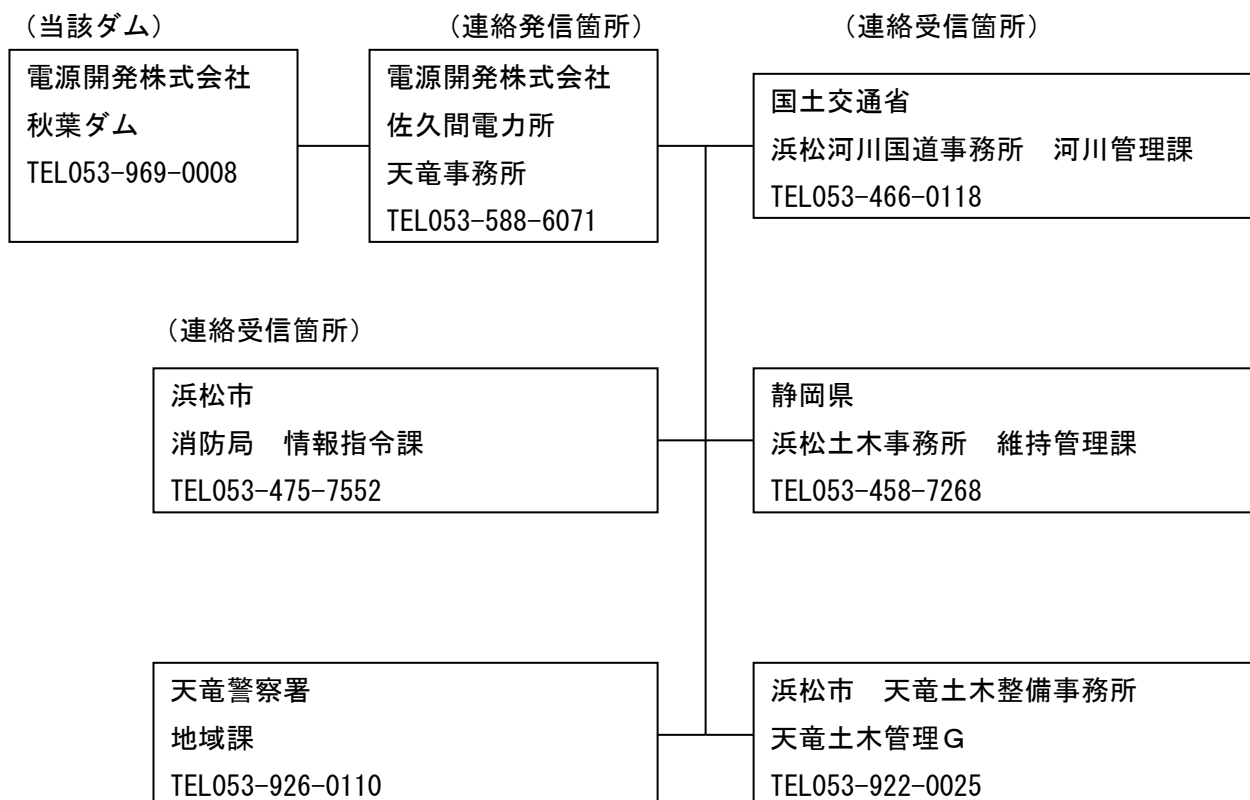


図. 6-17 秋葉ダム緊急時連絡体制



図. 6-18 船明ダム緊急時連絡体制



図. 6-19 水窪ダム緊急時連絡体制

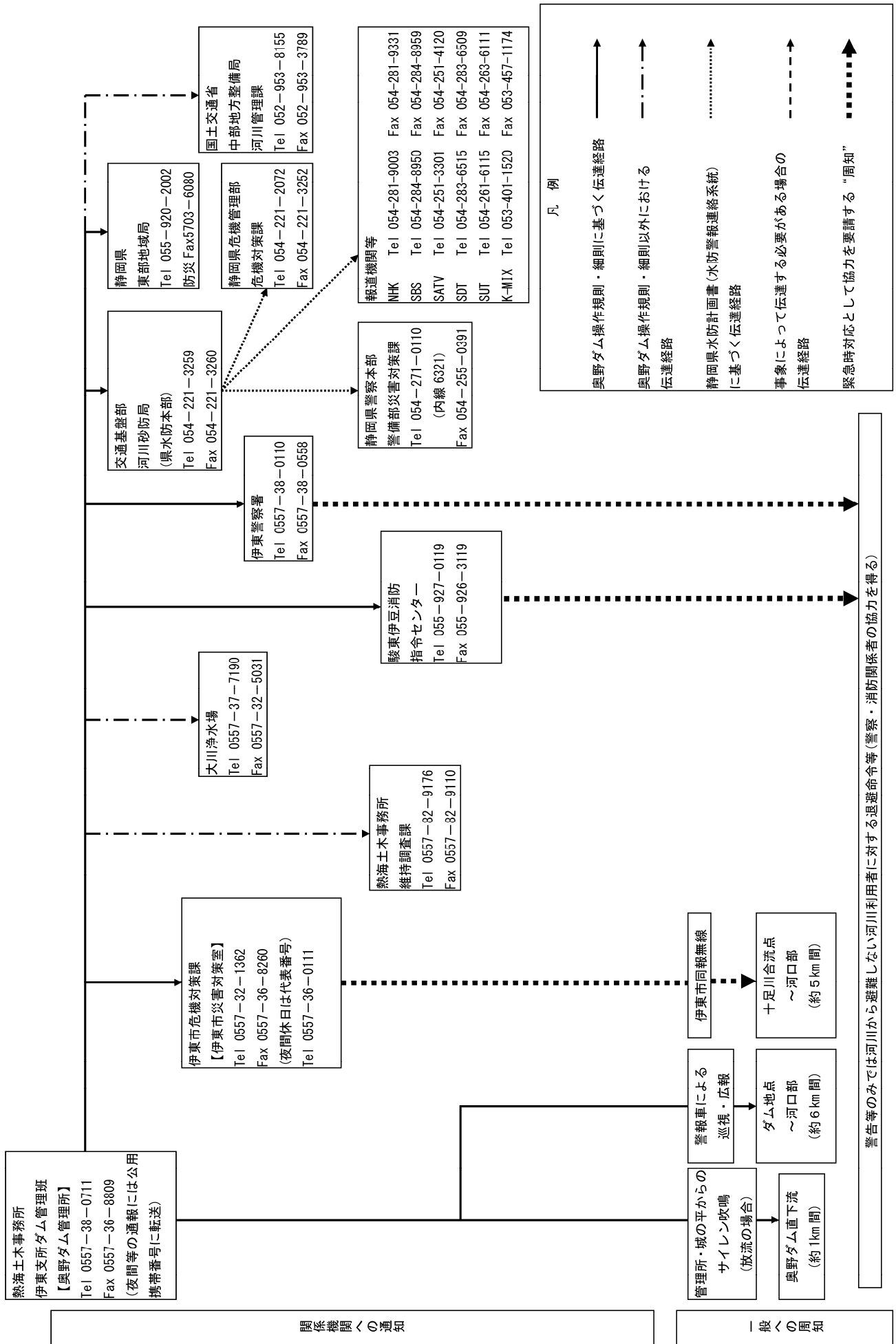


図. 6-21 奥野ダム緊急時連絡体制

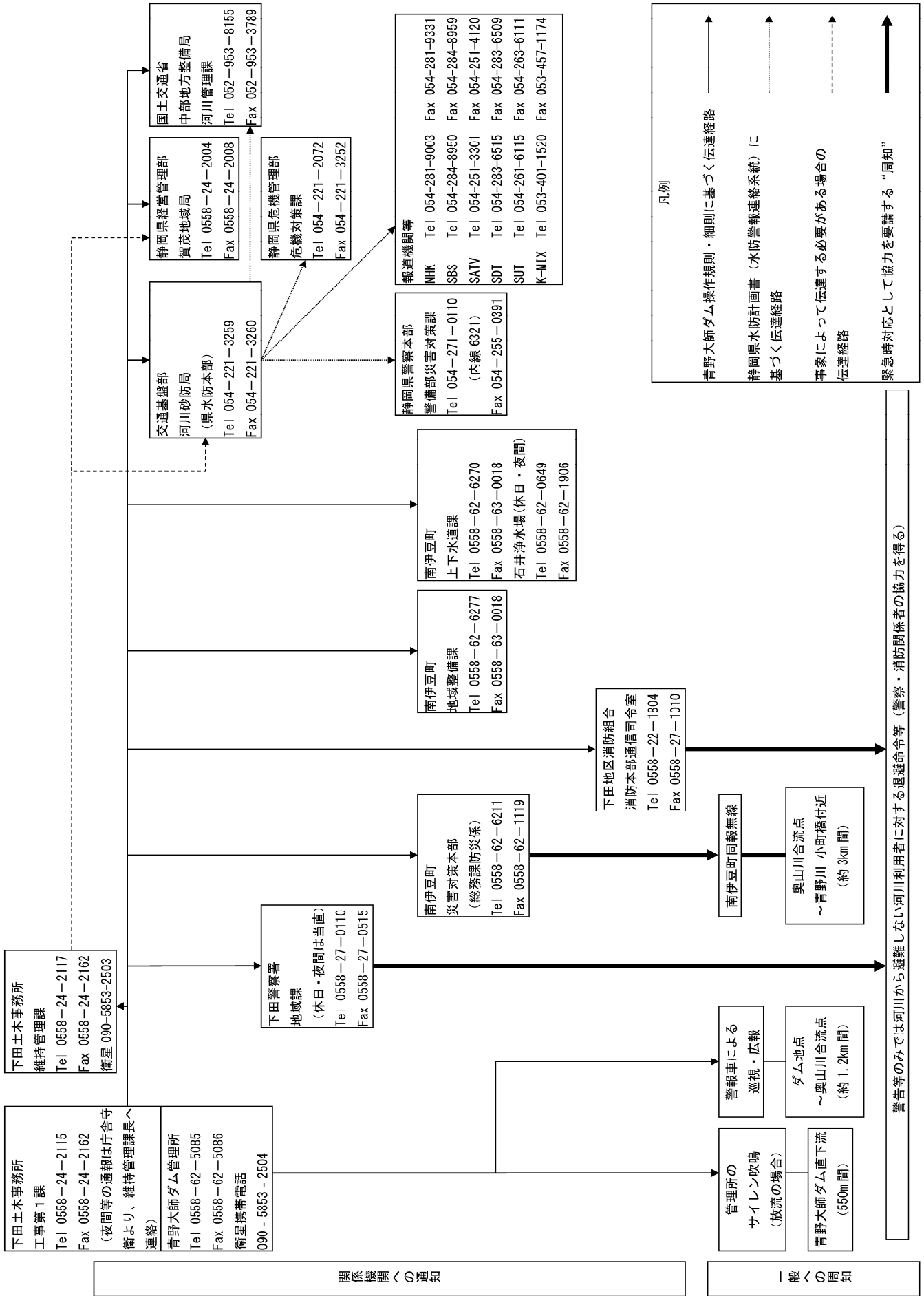


図.6-22 青野大師ダム緊急時連絡体制

原野谷川農地防災ダム 緊急時の連絡体制

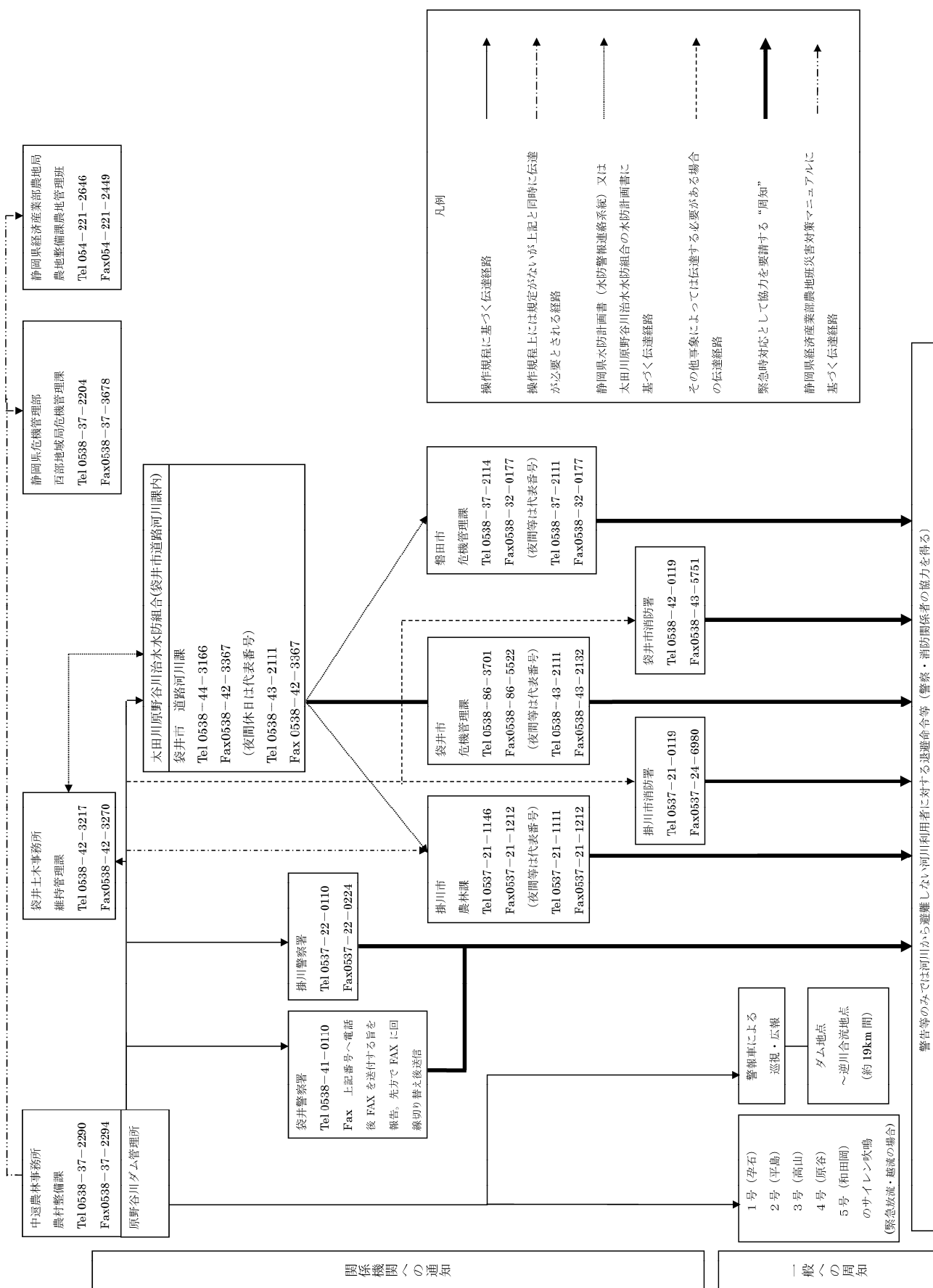
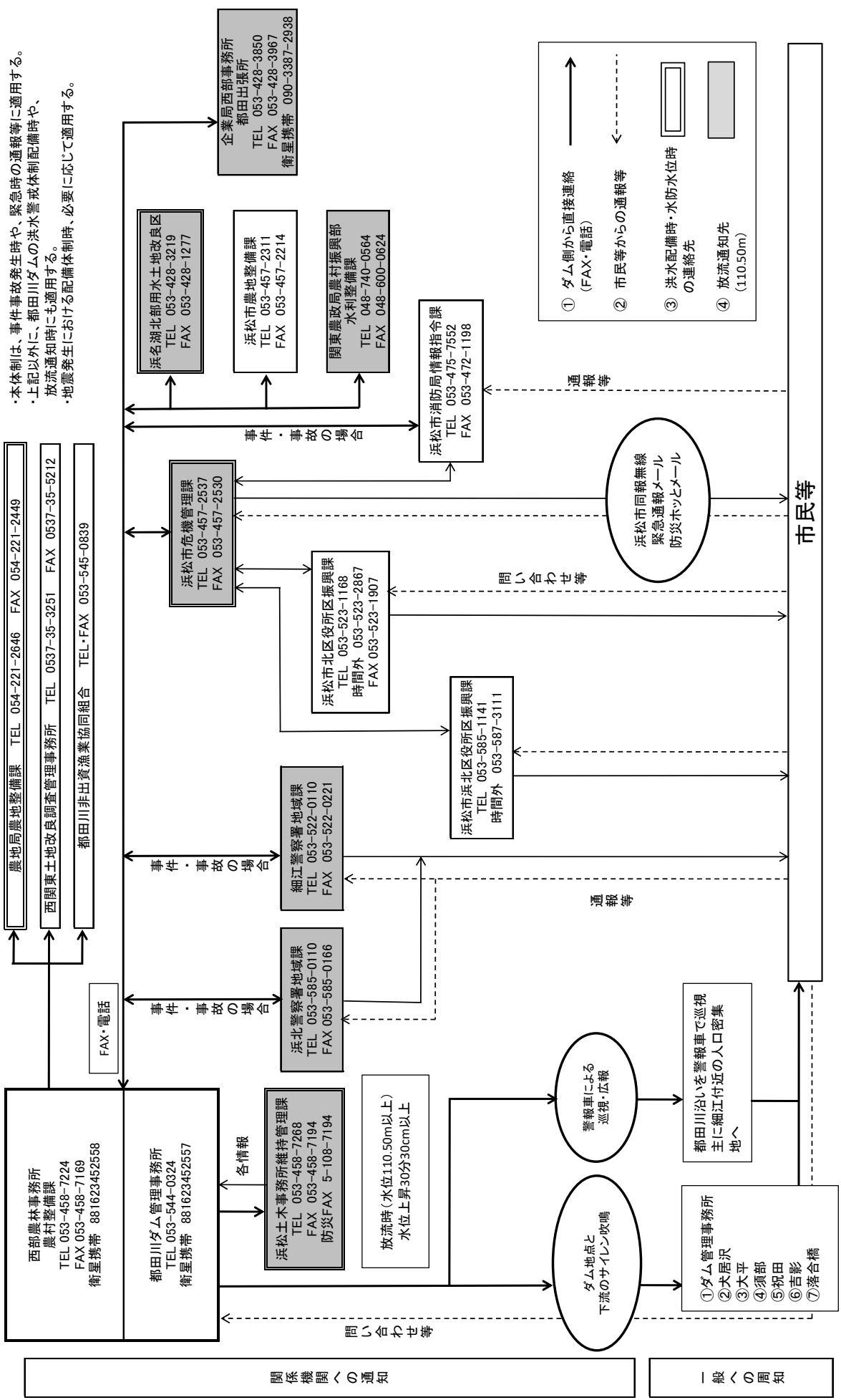


図. 6-24 原野谷川農地防災ダム緊急時連絡体制

都田川ダム緊急時連絡体制



- ・本体制は、事件事故発生時や、緊急時の通報等に適用する。
- ・上記以外に、都田川ダムの洪水警戒体制配備時や、放流通知時にも適用する。
- ・地震発生における配備体制時、必要に応じて適用する。

図. 6-25 都田川ダム緊急時連絡体制

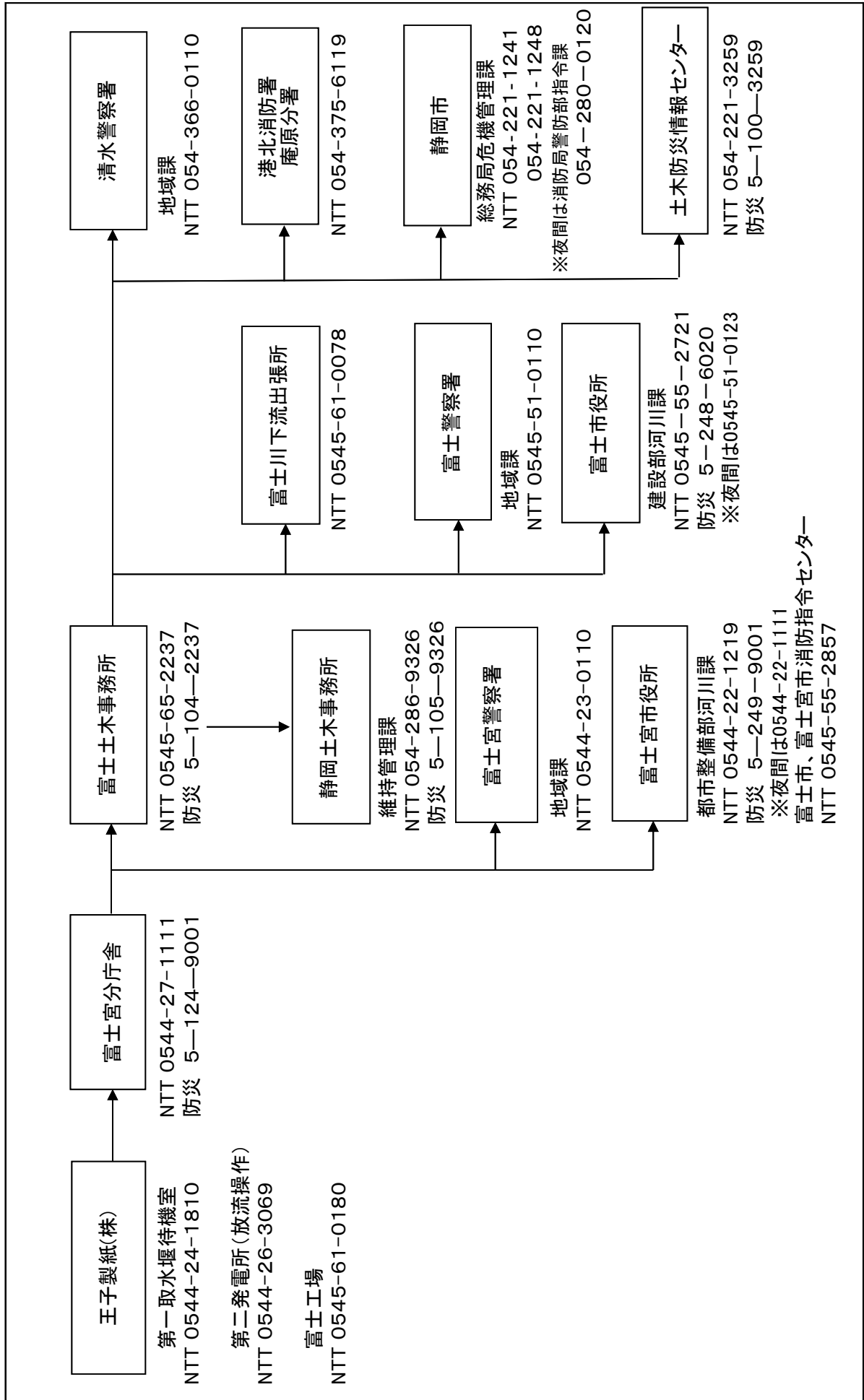


図. 6-26 星山放水路水門緊急時連絡体制



図. 6-27 塩郷えん堤緊急時連絡体制

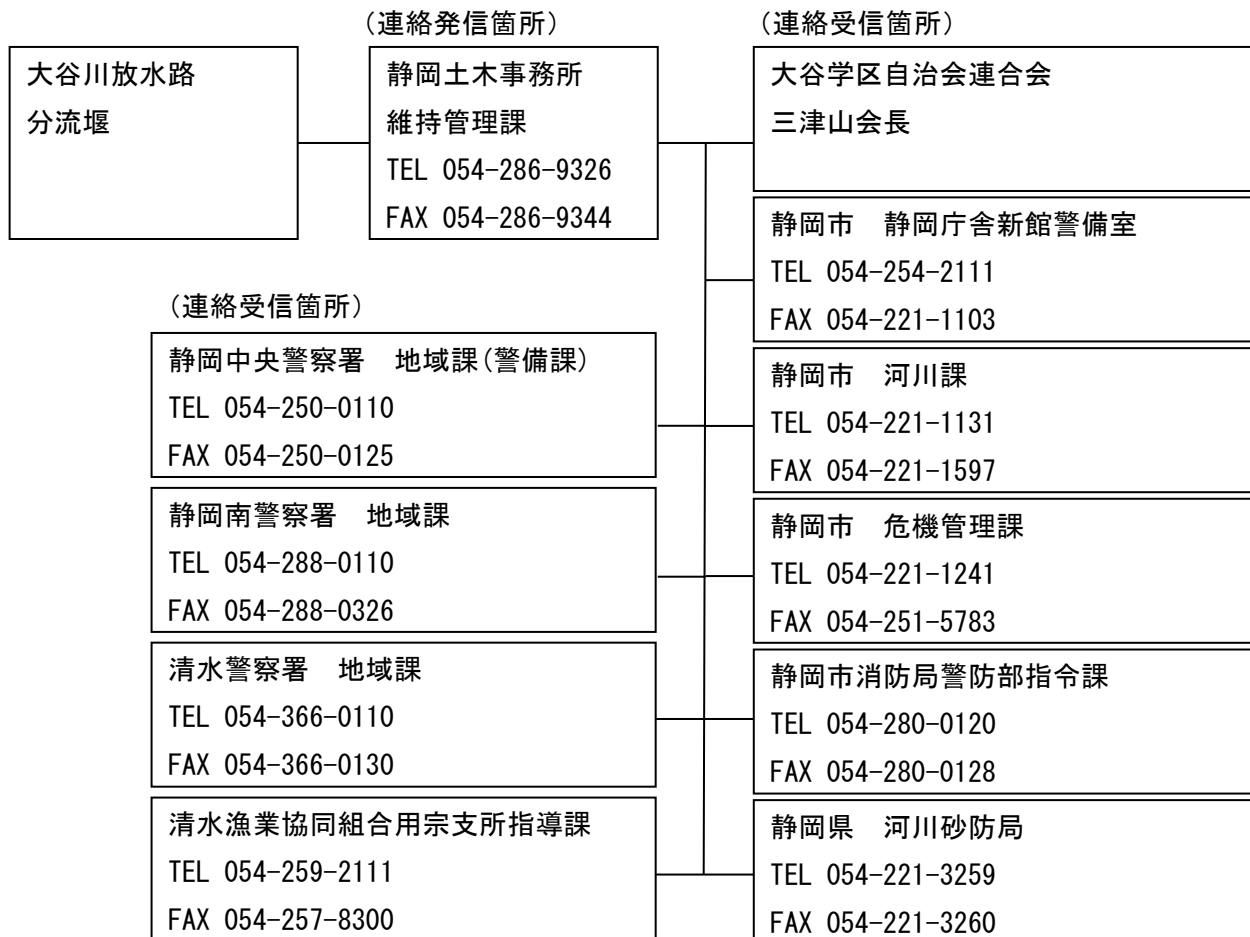


図. 6-28 大谷川放水路緊急時連絡体制

第7表 水防上注意を要する水門等一覧表

表. 7-1 静岡県内の水防上注意を要する水門等一覧表

水防区	下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	袋井	浜松	計
直轄	0	0	0	0	4	0	36	2	42
県	23	1	39	27	11	54	34	45	234
計	23	1	39	27	15	54	70	47	276

表. 7-2 下田水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
下-1	河津川	浜川樋門	賀茂郡	河津町	浜		1.6	1.6	1	鋼製捲揚手動	静岡県	
下-2	河津川	笹原樋門	賀茂郡	河津町	笹原		1.5	1.5	1	鋼製捲揚手動	河津町	(0558)34-1111
下-3	河津川	峰水門	賀茂郡	河津町	峰		2.8	2.5	2	鋼製捲揚手動	静岡県	(河津町委託) (0558)34-1111
下-4	河津川	洞川樋門	賀茂郡	河津町	田中		2.0	3.0	1	鋼製捲揚手動	静岡県	(河津町委託) (0558)34-1111
下-5	河津川	田中樋門	賀茂郡	河津町	〃		2.0	2.0	1	木製捲揚手動	河津町	(0558)34-1111
下-6	河津川	峰樋管	賀茂郡	河津町	下峰		1.4	1.4	1	鋼製捲揚手動	河津町	(0558)34-1111
下-7	河津川	上峰水門	賀茂郡	河津町	上峰		0.8	2.5	1	鋼製捲揚手動	河津町	(0558)34-1111
下-8	青野川	第二手石樋門	賀茂郡	南伊豆町	手石		1.5	1.5	1	鋼製捲揚手動	静岡県	(南伊豆町委託) (0558)62-1111
下-9	青野川	前田川水門	賀茂郡	南伊豆町	湊		4.1	3.1	1	アルミ合金製捲揚電動手動	静岡県	(南伊豆町委託) (0558)62-1111
下-10	青野川	手石樋門	賀茂郡	南伊豆町	手石		2.0	2.0	1	鋼製捲揚手動	静岡県	(南伊豆町委託) (0558)62-1111
下-11	青野川	湊樋門	賀茂郡	南伊豆町	湊		2.0	2.0	1	鋼製捲揚手動	静岡県	(南伊豆町委託) (0558)62-1111
下-12	青野川	上賀茂樋門	賀茂郡	南伊豆町	上賀茂		2.0	2.0	1	鋼製捲揚手動	静岡県	(南伊豆町委託) (0558)62-1111
下-13	青野川	加納樋門	賀茂郡	南伊豆町	加納		2.0	2.0	1	鋼製捲揚手動	静岡県	(南伊豆町委託) (0558)62-1111
下-14	青野川	神田谷川樋門	賀茂郡	南伊豆町	石井		1.5	1.5	1	鋼製捲揚手動	静岡県	(南伊豆町委託) (0558)62-1111
下-15	青野川	手石第一陸閘	賀茂郡	南伊豆町	手石		1.2	1.5	1	アルミ合金製片開手動	静岡県	(南伊豆町委託) (0558)62-1111
下-16	青野川	手石第二陸閘	賀茂郡	南伊豆町	手石		1.0	1.5	1	アルミ合金製片開手動	静岡県	(南伊豆町委託) (0558)62-1111
下-17	青野川	手石第三陸閘	賀茂郡	南伊豆町	手石		1.0	1.5	1	アルミ合金製片開手動	静岡県	(南伊豆町委託) (0558)62-1111
下-18	一条川	一条川樋門	賀茂郡	南伊豆町	上賀茂		1.0	1.0	1	鋼製捲揚手動	静岡県	(南伊豆町委託) (0558)62-1111
下-19	仁科川	仁科陸閘	賀茂郡	西伊豆町	仁科		1.0	5.0	1	鋼製スライド手動	静岡県	(西伊豆町委託) (0558)52-1111
下-20	宇久須川	根岸樋門	賀茂郡	西伊豆町	宇久須	13.5	1.4	2.4	1	鋼製捲揚手動	静岡県	(西伊豆町委託) (0558)24-2117
下-21	五十鈴川	五十鈴川水門	賀茂郡	南伊豆町	子浦		3.1	17.5	1	鋼製ローラー電動、遠隔操作	静岡県	下田土木事務所 (0558)24-2117
下-22	安良里浜川	安良里浜川水門	賀茂郡	西伊豆町	安良里		2.62	17.7	1	鋼製ローラー電動、遠隔操作	静岡県	下田土木事務所 (0558)24-2117
下-23	殿田川	殿田川水門	賀茂郡	南伊豆町	妻良		2.60	6.75	1	鋼製ローラー電動、遠隔操作	静岡県	下田土木事務所 (0558)24-2117
県管理区間計		23箇所										

なお、対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

表 7-3 熱海水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
熱-1	伊東大川	八代田取水口	伊東市		鎌田	16.0	1.2		1	鉄製自動扇式	伊東市	伊東市上下水道部水道課 (0557)36-0111
県管理区間計		1箇所										

なお、対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

表 7-4-1 沼津水防区(直轄区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
狩工-要注意1	狩野川	我入道第1陸閘	沼津市		我入道浜町	6.6	2.1	1.5	1	鋼製横引戸	国土交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工-要注意2	狩野川	我入道第2陸閘	沼津市		我入道津島町	6.6	2.1	1.2	1	鋼製横引戸	国土交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工-要注意3	狩野川	我入道第3陸閘	沼津市		我入道津島町	4.6	2.1	1.2	1	鋼製横引戸	国土交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工-要注意4	狩野川	我入道第4陸閘	沼津市		我入道東町	3.6	2.1	1.5	1	鋼製横引戸	国土交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工-要注意5	狩野川	我入道第5陸閘	沼津市		我入道東町	3.6	2.1	1.2	1	鋼製横引戸	国土交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工-要注意6	狩野川	我入道第6陸閘	沼津市		我入道江川町	3.0	2	1.2	1	鋼製横引戸	国土交通省	(沼津市委託) (055)934-4786
狩工-要注意9	狩野川	天野陸閘	伊豆の国市		天野	6.2	1.7	5.0	1	鋼製片開ドア	国土交通省	沼津河川国道事務所 (055)934-2012
狩工-要注意13	狩野川	大手町陸閘	沼津市		大手町					鋼製片開ドア	国土交通省	沼津河川国道事務所 (055)934-2012
狩工-要注意14	狩野川	平町陸閘	沼津市		大手町					鋼製片開ドア	国土交通省	沼津河川国道事務所 (055)934-2012
直轄区間計		0										

注) 計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。(狩工：狩野川水系工作物重要水防箇所図)

表 7-4-2 沼津水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
沼-1	黄瀬川	佐野堰	裾野市		石脇	9.5	1.35	1.42	1	鋼製電動垂直ハンドル	裾野市	裾野市農林振興課 (055)995-1824
沼-2	黄瀬川	大洞堰	裾野市		深良新田	2.0	0.75	0.75	2	鋼製電動水平ハンドル	裾野市	裾野市農林振興課 (055)995-1824
沼-3	大場川	中島樋管1号	三島市		中島	16.5	1.50	1.50	1	鋼製スライド、手動	静岡県	(三島市委託) (055)975-3111
沼-4	大場川	小磯川樋管	三島市		谷田	8.0	2.00	1.50	1	鋼製スライド、手動	三島市	三島市生活排水対策室 (055)975-3111
沼-5	大場川	中島樋管2号	三島市		中島		0.9	0.90	1	鋼製スライド、手動	静岡県	(三島市委託) (055)975-3111
沼-6	大場川	北沢樋管	三島市		北沢		1.4	1.40	1	鋼製スライド、手動	静岡県	(三島市委託) (055)975-3111
沼-7	大場川	中樋管1号	三島市		中		1.5	1.50		鋼製スライド、手動	静岡県	(三島市委託) (055)975-3111
沼-8	大場川	谷田樋管	三島市		中	10.0	2.25	2.25	1	鋼製スライド、手動	三島市	三島市生活排水対策室 (055)975-3111
沼-9	御殿川	梅名樋管1号	三島市		梅名	13.4	1.00	1.00	1	鋼製スライド、手動	静岡県	(三島市委託) (055)975-3111
沼-10	御殿川	中島樋管3号	三島市		中島	12.6		φ=1.0	1	鋼製スライド、手動	静岡県	(三島市委託) (055)975-3111

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
沼-11	御殿川	梅名樋管2号	三島市		梅名	22.3		φ=1.0	1	鋼製スライド、手動	静岡県	(三島市委託) (055)975-3111
沼-12	大場川	長戸呂堰口	裾野市		麦塚	3.5	1.00	1.00	1	鋼製垂直ハンドル	裾野市	裾野市農林振興課 (055)995-1824
沼-13	柿沢川	長崎樋管1号	伊豆の国市		長崎	18.6	20.5	2.00	1	鋼製スライド、手動	静岡県	(伊豆の国市建設課委託) (055)948-2908
沼-14	柿沢川	樋管	田方郡	函南町	畑毛			φ=0.6	1	鋼製フラップ	函南町	函南町建設課 (055)979-8116
沼-15	柿沢川	樋管	田方郡	函南町	畑毛			φ=0.3	1	鋼製フラップ	函南町	函南町建設課 (055)979-8116
沼-16	柿沢川	樋管	田方郡	函南町	丹那			φ=0.6	1	鋼製フラップ	函南町	函南町建設課 (055)979-8116
沼-17	柿沢川	樋門	田方郡	函南町	丹那		2.00	1.30	1	木製スライド、手動	函南町	函南町建設課 (055)979-8116
沼-18	韮山古川	中條樋管	伊豆の国市		中條	7.8	1.20	1.20	1	鋼製スライド、手動	静岡県	(伊豆の国市建設課委託) (055)948-2908
沼-19	韮山古川	渋川樋管	伊豆の国市		南條	6.6	1.50	1.50	1	鋼製スライド、手動	静岡県	(伊豆の国市建設課委託) (055)948-2908
沼-20	韮山古川	樋管	伊豆の国市		中			φ=0.6	1	鋼製スライド、手動	伊豆の国市	(伊豆の国市建設課委託) (055)948-2908
沼-21	来光川	平井樋管	田方郡	函南町	平井		2.00	2.30	1	鋼製スライド、手動	静岡県	(函南町建設課委託) (055)979-8116
沼-22	来光川	大洞川放水路	田方郡	函南町	上沢		2.1	2.00	1	鋼製フラップ	函南町	函南町建設課 (055)979-8116
沼-23	柿沢川	柏谷池之尻樋管	伊豆の国市		奈古谷		2.3	1.80	1	鋼製ローラー手動	静岡県	(函南町建設課委託) (055)979-8116
沼-24	柿沢川	畑毛川島樋管	伊豆の国市		奈古谷		1.1	1.40	1	鋼製スライド手動	静岡県	(函南町建設課委託) (055)979-8116
沼-25	柿沢川	畑毛排水機場	田方郡	函南町	畑毛		1.93	2.75	1	鋼製スライド電動	函南町	函南町産業振興課 (055)979-8113
沼-26	柿沢川	畑毛川島ポンプ場	田方郡	函南町	畑毛		1.2	1.60	1	鋼製スライド電動	函南町	函南町産業振興課 (055)979-8113
沼-27	来光川	樋管	田方郡	函南町	平井			φ=1.0	1	鋼製フラップ	函南町	函南町建設課 (055)979-8116
沼-28	来光川	樋管	田方郡	函南町	平井			φ=0.5	1	鋼製フラップ	函南町	函南町建設課 (055)979-8116
沼-29	来光川	樋管	田方郡	函南町	平井			φ=1.0	2	鋼製フラップ	函南町	函南町建設課 (055)979-8116
沼-30	来光川	樋管	田方郡	函南町	平井			φ=1.0	1	鋼製フラップ	函南町	函南町建設課 (055)979-8116
沼-31	来光川	樋管	田方郡	函南町	平井			φ=1.0	1	鋼製フラップ	函南町	函南町建設課 (055)979-8116
沼-32	高橋川	池田川水門	沼津市		青野		1.40	1.40	2	鋼製スピンドル・電動	沼津市	沼津市河川課 (055)934-4786
沼-33	大場川	中樋管2号	三島市		中	13.5	1.50	1.50	1	鋼製スライド・手動	静岡県	(三島市委託) (055)975-3111
沼-34	大場川	幸原用水樋門	三島市		幸原町		5.60	5.00	1	鋼製スライド・手動	三島市	三島市農政課 (055)983-2654
沼-35	大場川	多呂樋管	三島市		中島	19.3	2.00	2.00	1	鋼製スライド・手動	静岡県	(三島市委託) (055)975-3111
沼-36	八木沢大川	八木沢大川水門	伊豆市		八木沢	14.5	3.00		2	電動	静岡県	沼津土木事務所 (055)920-2213
沼-37	松原川	松原川水門	伊豆市		八木沢	9.4	1.60		1	電動	静岡県	沼津土木事務所 (055)920-2213

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
沼-38	牛臥海岸	牛臥水門	沼津市		下香貫	21.0	2.60			電動	静岡県	沼津土木事務所 (055)920-2213
沼-39	御殿川	手乱川樋門	三島市		中	21.9	1.50	2.60		鋼製 ラック式・電動	静岡県	(三島市委託) (055)975-3111
県管理区間 計		39箇所										

なお、対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

表. 7-5 富士水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
富-1	小潤井川	島田2号水門	富士市		津田 (加島道下)	1.5		φ=2.0	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 電動	富士市	(0545)51-0123
富-2	小潤井川	妙祥寺水路取水門	富士市		瓜島 (追分町北)	0.8		φ=0.8	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士市	(0545)51-0123
富-3	小潤井川	瓜島払水門	富士市		依田原 新田 (割田)		1.10	φ=1.5	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士市	(0545)51-0123
富-4	小潤井川	瓜島川分水門	富士市		香西 (八王時前)			φ=0.6	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士市	(0545)51-0123
富-5	稲瀬川	堂ヶ島水門	富士宮市		内房		1.90	0.80	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-6	稲瀬川	向島水門	富士宮市		内房		1.90	0.80	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-7	猫沢川	猫沢川水門	富士宮市		猫沢		2.00	3.00	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 自動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-8	猫沢川	新堀水門	富士宮市		猫沢		1.50	1.20	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-9	潤井川	加島取水門	富士市		岩本 (滝戸)	1.40	1.75		3	鋼製、電動式 スルースゲート	富士市	(0545)51-0123
富-10	潤井川	下堀取水門	富士市		岩本 (貫井)	1.20	3.60		1	鋼製、電動式 スルースゲート	富士市	(0545)51-0123
富-11	潤井川	谷戸用水取水門	富士宮市		山本 (谷戸)		0.90	1.00	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-12	潤井川	野中用水取水門	富士宮市		泉町		1.80	2.10	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 電動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-13	潤井川	阿原口取水門	富士宮市		青木 (東谷戸)			φ=0.6	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-14	芝川	長瀬用水取水門	富士宮市		精進川 (前田)		1.10	1.30	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-15	芝川	代官地用水取水門	富士宮市		精進川 (川欠)		0.90	1.00	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-16	芝川	新堀用水取水門	富士宮市		精進川 (徳瀬)		0.60	2.00	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-17	芝川	中堰用水取水門	富士宮市		上条 (水之口)		1.70	1.50	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-18	芝川	大堰用水取水門	富士宮市		上条 (千居)		1.80	2.40	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 電動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-19	芝川	狩宿用水取水門	富士宮市		上井出 (田通り)		2.50	1.40	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219
富-20	芝川	上井出用水取水門	富士宮市		上井出 (芝山)		1.30	1.50	1	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製) 手動	富士宮市	富士宮市河川課 (0544)22-1219

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
富-21	芝川	原用水取水門	富士宮市		原(堰下)		1.50	1.20	2	鉄筋コンクリート引上扉(鋼製)電動	富士宮市	富士宮市河川課(0544)22-1219
富-22	芝川	半野用水取水門	富士宮市		内野(和田川原)		1.00	1.20	2	鉄筋コンクリート引上扉(鋼製)手動	富士宮市	富士宮市河川課(0544)22-1219
富-23	芝川	横手沢用水取水門	富士宮市		内野(鍋久保)		0.80	2.40	1	鉄筋コンクリート引上扉(鋼製)電動	富士宮市	富士宮市河川課(0544)22-1219
富-24	芝川	北山用水取水門	富士宮市		内野(鍋久保)		1.10	2.40	1	鉄筋コンクリート引上扉(鋼製)電動	富士宮市	富士宮市河川課(0544)22-1219
富-25	潤井川	淀師新堀用水取水門	富士宮市		淀師(渋沢前)		0.55	0.70	1	鉄筋コンクリート引上扉(鋼製)手動	富士宮市	富士宮市河川課(0544)22-1219
富-26	富士早川	入道樋門	富士市		宮島		0.40	0.50	3	鋼製ワイヤー式ローラー電動,遠隔操作	静岡県	富士土木事務所(0545)65-2237
富-27	田子江川	田子水門	富士市		鮫島		0.23	0.40	1	鋼製(ステンレス)ラック式ローラー電動,遠隔操作	富士市	富士市河川課(0545)55-2833
県管理区間 計		27箇所										

なお、対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

表. 7-6-1 静岡水防区(直轄区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
安工-A1	安倍川	原樋管	静岡市	葵区	原	10.4	0.45	0.45	1	鉄筋コンクリート鉄製引上式,手動	静岡市	農地整備課(054)354-2065(牛妻部農会)
安工-A2	安倍川	千代樋管	静岡市	葵区	千代	19.9	0.85	0.85	1	鉄筋コンクリート鉄製引上式,手動	静岡市	農地整備課(054)354-2065
安工-A3	安倍川(藁科川)	小瀬戸樋管	静岡市	葵区	小瀬戸	20.0	0.70	0.60	1	鉄筋コンクリート鉄製引上式,手動	静岡市	農地整備課(054)354-2065
安工-A4	安倍川(藁科川)	水神原樋管	静岡市	葵区	富厚里	5.0	0.55	0.60	1	角 落 し	静岡市	農地整備課(054)354-2065
安工-要注意1	安倍川	水道町陸閘	静岡市	葵区	水道町	16.1	2.00		1	鋼製横引	国土交通省	静岡河川事務所安倍川出張所(054)250-8102
安工-要注意2	安倍川	井宮陸閘	静岡市	葵区	平和	15.7	1.80		1	鋼製スイング	国土交通省	静岡河川事務所安倍川出張所(054)250-8102
安工-要注意3	安倍川	籠上陸閘	静岡市	葵区	籠上	20.0	1.10		1	角 落 し	国土交通省	静岡河川事務所安倍川出張所(054)250-8102
安工-要注意4	安倍川	美川町陸閘	静岡市	葵区	美川町	10.3	2.00		1	鋼製横引	国土交通省	静岡河川事務所安倍川出張所(054)250-8102
安工-要注意5	安倍川	伝馬町新田陸閘	静岡市	葵区	新伝馬	19.5	2.00		1	鋼製横引	国土交通省	静岡河川事務所安倍川出張所(054)250-8102
安工-要注意6	安倍川	秋山陸閘	静岡市	葵区	伊呂波町	18.0	1.8~2.1		1	角 落 し	国土交通省	静岡河川事務所安倍川出張所(054)250-8102
安工-要注意7	安倍川	井ノ宮北小陸閘	静岡市	葵区	上传馬	4.0	0.71		1	角 落 し(二重)	国土交通省	静岡河川事務所安倍川出張所(054)250-8102
安工-要注意8	安倍川	松富陸閘	静岡市	葵区	松富	11.8	1.35~1.55		1	角 落 し	国土交通省	静岡河川事務所安倍川出張所(054)250-8102
安工-要注意9	安倍川	門屋陸閘	静岡市	葵区	門屋	13.6	4.63		1	鋼製横引	国土交通省	静岡河川事務所安倍川出張所(054)250-8102
安工-要注意10	安倍川	門屋下陸閘	静岡市	葵区	門屋	12.0	2.02		1	鋼製スイング	国土交通省	静岡河川事務所安倍川出張所(054)250-8102
安工-要注意11	安倍川	門屋上陸閘	静岡市	葵区	門屋	12.0	1.80		1	鋼製スイング	国土交通省	静岡河川事務所安倍川出張所(054)250-8102

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
安工- 要注意 19	藁科川	牧ヶ谷 (下)陸閘	静岡市	葵区	牧ヶ谷	16.0	1.80		1	鋼製スイング	国土交通省	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
安工- 要注意 20	藁科川	牧ヶ谷 (上)陸閘	静岡市	葵区	牧ヶ谷	10.0	1.20		1	鋼製スイング	国土交通省	静岡河川事務所 安倍川出張所 (054) 250-8102
直轄区間 計		4箇所										

注) 計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(安工：安倍川水系工作物重要水防箇所図)

表. 7-6-2 静岡水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
静-1	丸子川	下川原 1号樋門	静岡市	駿河区	下川原		2.4	1.0 2.25	1 2	鉄筋コンクリート 引上扉、電動	静岡市 上下水道局	下水道施設課 (054) 256-6237
静-2	丸子川	下川原 雨水樋門	静岡市	駿河区	下川原		2.2	2.9	3	鉄筋コンクリート 引上扉、電動	静岡市 上下水道局	下水道施設課 (054) 256-6237
静-3	丸子川	上川原 1号樋門	静岡市	駿河区	広野 一丁目		2.00	3.00	1	鉄筋コンクリート 引上扉(SUS)、電動	静岡市 上下水道局	下水道施設課 (054) 256-6237
静-4	丸子川	小豆川水門	静岡市	駿河区	寺田	11.9	3.50	11.9		鋼製ローラゲート	静岡県	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-5	大谷川 放水路	大谷川水門	静岡市	駿河区	大谷	12.5	17.0	52.6	2	鋼製ローラゲート	静岡県	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-6	興津川	西里水門 (左岸)	静岡市	清水区	西里	1.0	1.00	1.00	1	鉄筋コンクリート 引上扉(木製)、手動	和田用水	望月 正己 (054) 396-3655
静-7	興津川	西里水門 (左岸)	静岡市	清水区	西里	0.9	1.20	1.00	1	鉄筋コンクリート 引上扉(木製)、手動	深沢用水	清水 正己 (054) 395-2286
静-8	興津川	大平水門 (右岸)	静岡市	清水区	大平	0.7	0.80	1.00	1	鉄筋コンクリート 引上扉(木製)、手動	大平根 石島用水	石垣 節夫 (054) 396-3127
静-9	巴川	常念川水門	静岡市	清水区	松井町	7.6	15.40	11.30	1	鋼製ローラゲート	静岡県	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-10	大谷川 放水路	大谷川放水路 分流堰	静岡市	葵区	古庄	26.4	1.80	3.29	1	ゴム引布製 起伏堰(空気式)	静岡県	静岡土木事務所 (河川改良課) (054) 286-9362
静-11	足久保川	原田川 樋門	静岡市	葵区	足久保 口組	10.0	2.40	4.00	2	鋼製ローラゲート	静岡県	静岡土木事務所 (054) 286-9326
静-12	富士川	向島樋管	静岡市	清水区	蒲原	59.0	1.90	2.30	2	鉄筋コンクリート 引上扉(鉄製)、電動	静岡市	静岡市河川課 (054) 221-1131
静-13	富士川	小池川樋門	静岡市	清水区	蒲原	34.2	4.29	6.55	2	鋼製ローラゲート	国土交通省	(静岡市委託) 河川課 (054) 221-1131
県管理区間 計		11箇所										

なお、対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

静-12、静-13は、直轄河川(富士川)に設置する水門。計に含めない

表. 7-7-1 島田水防区(直轄区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象 番号	河川海岸	水門等の 名称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	住 所 連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
大工- 要注意 3	大井川	相賀陸閘	島田市		相賀						国土 交通省	静岡河川事務所 島田出張所 (0547)37-2021
大工- 要注意 4	大井川	牛尾陸閘	島田市		牛尾	7.8	1.20		1	角 落 し	国土 交通省	静岡河川事務所 島田出張所 (0547)37-2021
直轄区間 計		0箇所										

注) 計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(大工：大井川水系工作物重要水防箇所図)

表. 7-7-2 島田水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象 番号	河川海岸	水門等の 名称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	住 所 連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
島-1	栃山川	栃山川水門	焼津市		一色		21.0	4.20	3	鉄筋コンクリート 鉄製扉, 自動	静岡県	島田土木事務所 (0547)37-1035
島-2	瀬戸川 (梅田川)	梅田川水門	焼津市		八楠		11.3	5.00	1	鉄筋コンクリート 鉄製扉, 自動	静岡県	島田土木事務所 (0547)37-1035
島-3	瀬戸川 (石脇川)	石脇川水門	焼津市		浜当目		13.0	3.40	1	鉄筋コンクリート 鉄製扉, 自動	静岡県	島田土木事務所 (0547)37-1035
島-4	瀬戸川 (石脇川)	石脇川 新水門	焼津市		岡当目		20.0	3.38	1	鉄筋コンクリート 鉄製扉, 自動	静岡県	島田土木事務所 (0547)37-1035
島-5	瀬戸川	当目大橋 陸閘	焼津市		浜当目	15.3	0.82		2	アルミ製横引扉 電 動	静岡県	(焼津市委託) (054)623-1119
島-6	小石川	第7号 取水門	焼津市		焼津 二丁目		1.50	1.80	3	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製), 電動	大井川土 地改良区	大井川土地 改良区事業課 (0547)37-7151
島-7	成案寺川	成案寺川 排水機場	焼津市		惣右衛門		1.20	1.20	3	鉄筋コンクリート 電 動	焼津市	焼津市農政課 (054)626-2158
島-8	栃山川 (木屋川)	木屋頭首工	藤枝市		高岡		1.50	14.80	1	ゴム引布製起伏堰 (空気式)、電動	大井川土 地改良区	大井川土地 改良区事業課 (0547)37-7151
島-9	大井川	牛尾築切下 排水樋管	島田市		牛尾		1.50	1.50	1	鋼 製 スライド, 手動	島田市	島田市すぐやる課 (0547)36-7181
島-10	大井川	家山水門	島田市		川根町 家山	3.6	1.60		1	木 製 角 落 し, 手動	静岡県	(島田市委託) すぐやる課 (0547)36-7181
島-11	大津谷川	樋管	島田市		松葉町		1.60	1.60		木 製 捲 揚, 手動	島田市	島田市すぐやる課 (0547)36-7181
島-12	大津谷川	高島 排水機場	島田市		高島町			φ=0.7	2	鋼製, 可搬式(本体) コラム型着脱式	静岡県	(島田市委託) すぐやる課 (0547)36-7181
島-13	大津谷川	高島樋門	島田市		高島町		1.20	2.40	2	鋼 製 スライド, 電動	静岡県	(島田市委託) すぐやる課 (0547)36-7181

対象 番号	河川海岸	水門等の 名称	位置			形状				種別	施設 管理者	住所 連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
島-14	大津谷川 (栃山川)	栃山頭首工	島田市		御請		3.35 3.05	10.60 24.00	1 1	鋼製 電動ワイヤーゲート、 電動	大井川土 地改良区	大井川土地 改良区事業課 (0547)37-7151
島-15	大代川	二軒家 大樋樋門	島田市		二軒家		2.00	1.75		鋼製 スライド手動	静岡県	(島田市委託) すぐやる課 (0547)36-7181
島-16	大代川	新堀川樋門	島田市		金谷東 二丁目		3.60	5.70	2	鋼製 ローラー電動	静岡県	(島田市委託) すぐやる課 (0547)36-7181
島-17	大代川	泉町樋管	島田市		金谷 泉町		1.50	2.90	1	鋼製 ラック式、電動	島田市	島田市すぐやる課 (0547)36-7181
島-18	大代川	清水樋門	島田市		金谷 清水		1.20	1.20	1	木製 捲揚、手動	島田市	島田市すぐやる課 (0547)36-7181
島-19	大代川	見晴水門	島田市		金谷 代官町		1.00	1.00	1	鋼製 捲揚、電動	島田市	島田市すぐやる課 (0547)36-7181
島-20	大代川	東町樋管	島田市		金谷東 二丁目		1.50	2.10	1	鋼製 ラック式、電動	島田市	島田市すぐやる課 (0547)36-7181
島-21	大井川 (伊太谷川)	伊太水門	島田市		相賀		2.40	3.10	2	鉄筋コンクリート 引上扉(鋼製)、電動	静岡県	志太榛原農林事務 所用地管理課 (054)644-9232
島-22	大井川	1号千頭陸閘	榛原郡	川根本町	千頭		1.5	1.01	1	アルミニウム合金製 スイングゲート	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-23	大井川	2号千頭陸閘	榛原郡	川根本町	千頭		1.5	0.80	1	アルミニウム合金製 スイングゲート	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-24	大井川	3号千頭陸閘	榛原郡	川根本町	千頭		1.5	0.99	1	アルミニウム合金製 スイングゲート	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-25	大井川	4号千頭陸閘	榛原郡	川根本町	千頭		0.9	1.09	1	アルミニウム合金製 スイングゲート	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-26	大井川	両国陸閘	榛原郡	川根本町	千頭		7.0	1.05	1	アルミ合金製 引戸式、手動	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-27	大井川	桑野山 水門(1)	榛原郡	川根本町	桑野山		1.50	1.50	1	鋼製 スライド、手動	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-28	大井川	桑野山 水門(2)	榛原郡	川根本町	桑野山		1.70	1.70	1	鋼製 スライド、手動	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-29	大井川	田代樋管	榛原郡	川根本町	田代		3.00	3.00	1	鋼製 スライド、手動	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-30	大井川	上長尾 排水機場	榛原郡	川根本町	上長尾			φ=0.7	1	鋼製、可搬式(本体) コラム型着脱式	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-31	大井川	上長尾 1号樋門	榛原郡	川根本町	上長尾		1.75	1.75	1	鋼製 スライド、手動	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-32	大井川	上長尾 2号樋門	榛原郡	川根本町	上長尾		1.75	1.75	1	鋼製 スライド、手動	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-33	大井川	高郷 排水機場	榛原郡	川根本町	上長尾 (高郷)			φ=0.7	2	鋼製、可搬式(本体) コラム型着脱式	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-34	大井川	高郷水門	榛原郡	川根本町	上長尾 (高郷)		1.80	1.50	1	鋼製 ラック捲揚、手動	静岡県	(川根本町委託) 建設課 (0547)56-2227
島-35	勝間田川	勝間田川 水門	牧之原 市		静波		5.03	24.5	3	鋼製シェル構造 サーニットゲート 捲揚、電動	静岡県	島田土木事務所 (0547)37-1035

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
島-36	須々木川	須々木川水門	牧之原市		須々木		3.00	16.0	1	鋼製シェル構造ローラーゲート捲揚、電動	静岡県	島田土木事務所(0547)37-1035
島-37	萩間川	萩間川相良水門	牧之原市		相良		3.75 5.00	18.2 18.4	1 2	鋼製シェル構造ローラーゲート捲揚、電動	静岡県	島田土木事務所(0547)37-1035
島-38	相良須々木海岸地代川	地代川水門	牧之原市		須々木		2.60	10.0	1	鉄製プレートゲーター構造ローラーゲート捲揚、電動	静岡県	(牧之原市委託)建設管理課(0548)53-2627
島-39	相良片浜海岸堀切川	堀切川水門	牧之原市		片浜		2.00	4.80	1	鋼製ローラーゲート捲揚、電動	静岡県	(牧之原市委託)建設管理課(0548)53-2627
島-40	相良片浜海岸大磯川	大磯川水門	牧之原市		片浜		1.90	3.80	1	鋼製ローラーゲート捲揚、電動	静岡県	(牧之原市委託)建設管理課(0548)53-2627
島-41	相良片浜海岸寺川	寺川水門	牧之原市		片浜		2.51	4.00	1	鋼製ローラーゲート捲揚、電動	静岡県	(牧之原市委託)建設管理課(0548)53-2627
島-42	相良片浜海岸ラムネ川	ラムネ川水門	牧之原市		片浜		2.21	6.00	1	鋼製ローラーゲート捲揚、電動	静岡県	(牧之原市委託)建設管理課(0548)53-2627
島-43	坂口谷川	樋門	牧之原市		細江		1.30	1.30	1	鋼製捲揚、手動	牧之原市	牧之原市お茶振興課(0548)53-2621
島-44	坂口谷川	樋門	牧之原市		細江		1.80	2.00	1	鋼製捲揚、手動	牧之原市	牧之原市建設管理課(0548)53-2627
島-45	坂口谷川	浜田樋門	牧之原市		細江		1.80	4.00	1	鋼製捲揚、手動	牧之原市	牧之原市建設管理課(0548)53-2627
島-46	坂口谷川	樋門	牧之原市		坂部		1.80	1.85	1	鉄製捲揚、手動	牧之原市	牧之原市建設管理課(0548)53-2627
島-47	湯日川	湯日川水門	榛原郡	吉田町	住吉		5.05	18.9	2	鋼製シェル構造ローラーゲート捲揚、電動	静岡県	島田土木事務所(0547)37-1035
島-48	湯日川	河原樋門	榛原郡	吉田町	住吉		1.20	2.00	1	ステンレス製スライドゲート、手動	静岡県	(吉田町委託)建設課(0548)33-2124
島-49	湯日川	大浜樋門	榛原郡	吉田町	住吉		2.50	4.00	1	アルミ製、自動マイターゲート	静岡県	(吉田町委託)建設課(0548)33-2124
島-50	湯日川	浜田樋門	榛原郡	吉田町	住吉		1.10	1.30	1	鉄製捲揚、手動	静岡県	(吉田町委託)建設課(0548)33-2124
島-51	湯日川	樋門	榛原郡	吉田町	片岡		1.40	1.20	1	木製捲揚、手動	吉田町	吉田町建設課(0548)33-2124
島-52	坂口谷川	新田(1)樋門	榛原郡	吉田町	住吉		1.30	4.00	1	ステンレス製ローラーゲート、電動	静岡県	(吉田町委託)建設課(0548)33-2124
島-53	坂口谷川	新田(2)樋門	榛原郡	吉田町	住吉		1.00	1.40	1	鉄製スライドゲート、手動	静岡県	(吉田町委託)建設課(0548)33-2124
島-54	坂口谷川	新田(3)樋門	榛原郡	吉田町	住吉		1.50	1.80	1	鋼製、捲揚電動	静岡県	(吉田町委託)建設課(0548)33-2124
県管理区間計		54箇所										

なお、対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

表. 7-8-1 袋井水防区(直轄区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象 番号	河川海岸	水門等の 名称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	住 所 連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
菊工-A1	菊川	国安排水樋管	掛川市		国安		3.5	2.5	1	スライダ マイター	国土 交通省	(掛川市委託) 維持管理課 (0537)21-1154
菊工-A2	菊川	土橋樋管	菊川市		奈良野		2.0	1.8	1	スライ ド	菊川市	菊川市建設課 (0537)35-0902
菊工-A3	菊川	排水管	菊川市		加茂			$\phi=$ 0.3		フラップゲート	菊川市	菊川市建設課 (0537)35-0902
菊工-A4	菊川	万田第2排水樋管	菊川市		半済			$\phi=$ 0.9	1	スライ ド	菊川市	菊川市建設課 (0537)35-0902
菊工-A5	菊川	八王子樋管	菊川市		本所			$\phi=$ 0.2	1	ヒューム管	農林 水産省	大井川右岸 土地改良区 (0537)35-2413
菊工-A6	菊川	大井川用水 余水排水樋管	菊川市		富田			$\phi=$ 0.3	1	スライ ド	農林 水産省	大井川右岸 土地改良区 (0537)35-2413
菊工-A7	菊川	同所樋門	掛川市		国安		3.0	2.8	2	ローラ ー	国土 交通省	(掛川市委託) 維持管理課 (0537)21-1154
菊工-A8	菊川	三浜樋管	掛川市		国安		1.8	1.8	1	スライ ド	国土 交通省	(掛川市委託) 維持管理課 (0537)21-1154
菊工-A9	菊川	喜右衛門樋管	掛川市		菊浜		1.2	1.0	1	スライ ド	国土 交通省	(掛川市委託) 維持管理課 (0537)21-1154
菊工-A10	菊川	新田川樋管	掛川市		菊浜		3.0	2.6	1	ローラ ー	国土 交通省	(掛川市委託) 維持管理課 (0537)21-1154
菊工-A11	菊川	与惣川樋門	掛川市		三俣		3.0	3.5	2	スイ ング	国土 交通省	(掛川市委託) 維持管理課 (0537)21-1154
菊工-A12	菊川	寺新田排水樋管	掛川市		中		2.3	2.5	1	ローラ ー	国土 交通省	(掛川市委託) 維持管理課 (0537)21-1154
菊工-A13	菊川	川向悪水樋管	菊川市		嶺田		1.5	1.5	1	スライ ド	国土 交通省	(掛川市委託) 維持管理課 (0537)21-1154
菊工-A14	菊川	稻荷部第2排水樋管	掛川市		岩滑		0.6	0.6	1	ゲートなし	国土 交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053)466-0118
菊工-A15	菊川	高田排水樋管	菊川市		下内田		2.0	2.0	1	ローラ ー	菊川市	菊川市建設課 (0537)35-0902
菊工-A16	菊川	小川端樋管	菊川市		加茂			$\phi=$ 0.45	1	フラ ップ	菊川市	菊川市建設課 (0537)35-0902
菊工-A17	菊川	宮ノ西排水樋管	菊川市		加茂			$\phi=$ 0.3		スライ ドゲート 手動	菊川市	菊川市建設課 (0537)35-0902
菊工-A18	菊川	前田樋管	菊川市		本所		1.50	1.75	1	スライ ド	菊川市	菊川市建設課 (0537)35-0902

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
菊工-A19	菊川	井田樋管	菊川市		潮海寺		1.00	1.25	1	フラップ	菊川市	菊川市建設課 (0537)35-0902
菊工-A22	菊川 (牛淵川)	船渡樋管	掛川市		国安		1.0	1.3	1	スライドゲート	国土交通省	(掛川市委託) 維持管理課 (0537)21-1154
菊工-A23	菊川 (牛淵川)	鐘撞木樋管	掛川市		国包		1.5	2.0	1	スライドゲート	国土交通省	(掛川市委託) 維持管理課 (0537)21-1154
菊工-A24	菊川 (牛淵川)	高橋川樋門	菊川市		河東		3.10	2.73	2	ローラゲート	国土交通省	(菊川市委託) 建設課 (0537)35-0902
菊工-A25	菊川 (牛淵川)	藤の木樋門	菊川市		赤土		1.00	1.00	1	スライドゲート	国土交通省	(菊川市委託) 建設課 (0537)35-0902
菊工-A26	菊川 (牛淵川)	下平川第1用水樋管	菊川市		下平川			φ=0.6	1	スライド	菊川市	菊川市農林課 (0537)35-0940
菊工-A27	菊川 (牛淵川)	横地第2樋管	菊川市		東横地		1.20	0.80	1	フラップ	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053)466-0118
菊工-A28	菊川 (牛淵川)	東横地樋管	菊川市		東横地		3.00	2.40	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 (0537)35-0902
菊工-A29	菊川 (牛淵川)	吉場樋管	掛川市		千浜		0.90	1.20	1	スライド	国土交通省	(掛川市委託) 維持管理課 (0537)21-1154
菊工-A30	菊川 (牛淵川)	嶺田悪水樋管	菊川市		嶺田		1.50	2.00	2	ローラー	菊川市	菊川市建設課 (0537)35-0902
菊工-A31	菊川 (牛淵川)	下平川第2用水樋管	菊川市		志茂組			φ=0.6	1	スライド	菊川市	菊川市農林課 (0537)35-0940
菊工-A32	菊川 (牛淵川)	段横地樋管	菊川市		東横地		1.50	1.80	1	ローラー	菊川市	菊川市建設課 (0537)35-0902
菊工-A33	菊川 (牛淵川)	山脇用水吐樋管	菊川市		神尾			φ=0.3		ヒューム管	農林水産省	大井川右岸 土地改良区 (0537)35-2413
菊工-A34	菊川 (丹野川)	峯反法用水樋管	菊川市		赤土		0.25	0.50	1	木製スライドスピンドル	菊川市	菊川市農林課 (0537)35-0940
菊工-A37	菊川 (下小笠川)	久保田取水樋管	掛川市		下土方			φ=0.6	1	鋼製 引上扉・手動	掛川市	掛川市農林課 (0537)21-1146
菊工-A38	菊川 (下小笠川)	排水管	掛川市		下土方			φ=0.45	1	鋼製 引上扉・手動	掛川市	掛川市農林課 (0537)21-1146
菊工-A39	菊川 (下小笠川)	小規模取水樋管	掛川市		下土方			φ=0.45	1	鋼製 引上扉・手動	掛川市	掛川市農林課 (0537)21-1146
天工-B5	天竜川	池田樋管	磐田市		東名		3.0	3.0	1	ローラー	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053)466-0118
天工- 要注意 4	天竜川	匂坂陸閘	磐田市		匂坂		17.2	1.61		鋼製横引	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053)466-0118
直轄区間 計		36箇所										

注) 計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(菊工：菊川重要水防箇所付図)

表. 7-8-2 袋井水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象 番号	河川海岸	水門等の 名称	位置			形状				種別	施設 管理者	住所 連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
袋-1	弁財天川	昭和水門	袋井市		中新田		18.50	3.90	2	ローラーゲート 電動,ワイヤー式	袋井市	袋井市維持管理課 (0538)44-3130
袋-2	小藪川	向笠新屋 北樋門	磐田市		向笠 新屋		1.60	2.00	1	鋼製スルース 手動	磐田市	磐田市農林水産課 (0538)37-4813
袋-3	蟹田川	松袋井樋門	袋井市		松袋井	12.0	8.9	16.0	1	鋼製,木製スチール 電動捲揚	袋井市	袋井市農政課 (0538)44-3167
袋-4	一雲濟川	樋門	磐田市		寺谷		1.05	1.05	1	鋼製両開 手動	磐田市	(0538)37-2111
袋-5	上小笠川	桶田樋門	掛川市		上内田		1.30	1.30	1	鋼製スチール 手動	掛川市	掛川市農林課 (0537)21-1146
袋-6	沖之川	第1樋門	袋井市		袋井		5.00 6.20	2.55 2.35	1 2	鉄筋コンクリート 開閉式電動	袋井市	袋井市農政課 (0538)44-3167
袋-7	秋田川	柳原 排水樋門	袋井市		高尾	14.5	2.50	2.50	2	鉄製 捲揚電動	袋井市	袋井市農政課 (0538)44-3167
袋-8	原野谷川	鳥羽野 排水樋門	袋井市		富里		2.50	2.00	2	鉄製 捲揚電動	袋井市	袋井市農政課 (0538)44-3167
袋-9	太田川	玉越樋門	磐田市		玉越		1.75	2.00	2	スルースゲート 電動,スピンドル式	袋井市	袋井市維持管理課 (0538)44-3130
袋-10	太田川	明ヶ島樋門	磐田市		明ヶ島		2.00	2.25	2	スルースゲート 電動,スピンドル式	磐田市	磐田市道路河川課 (0538)37-4808
袋-11	太田川	岩井樋門	磐田市		岩井		1.75	1.75	1	スルースゲート 電動,スピンドル式	磐田市	磐田市道路河川課 (0538)37-4808
袋-12	今ノ浦川	川尻樋門	磐田市		今之浦 五丁目		1.50	1.50	1	スルースゲート 電動,スピンドル式	磐田市	磐田市道路河川課 (0538)37-4808
袋-13	今ノ浦川	中大原樋門	磐田市		大原		1.50	2.50	1	鋼鉄 両開手動	磐田市	磐田市農林水産課 (0538)37-4813
袋-14	小藪川	向笠新屋 南樋門	磐田市		向笠 新屋		1.50	2.00	1	鋼製 スルース手動	磐田市	磐田市農林水産課 (0538)37-4813
袋-15	磐田久保川	大池水門	磐田市		二之宮		2.50	2.60	3	スルースゲート 電動,スピンドル式	磐田市	磐田市道路河川課 (0538)37-4808
袋-16	敷地川	笠梅樋門	磐田市		笠梅		2.40	2.30	1	スルースゲート 電動,スピンドル式	磐田市	磐田市農林水産課 (0538)37-4813
袋-17	三倉川	城下樋門	周智郡	森町	城下		1.00	2.00	2	鋼製 スルース手動	森町	森町建設課 (0538)85-6325
袋-18	一宮川	片瀬水門	周智郡	森町	一宮		2.00	2.50	2	鋼製 スルース手動	森町	森町建設課 (0538)85-6325
袋-19	小笠沢川	諸井樋門	袋井市		諸井		1.50	1.50	1	鋼製 スルース手動	袋井市	袋井市維持管理課 (0538)44-3130
袋-20	太田川	塩溜小島 排水右岸	磐田市		福田		1.50	4.00	1	鋼製 スルース手動	磐田市	磐田市農林水産課 (0538)37-4813
袋-21	太田川	江川外 新田右岸	磐田市		福田		1.60	2.00	1	鋼製 スルース手動	磐田市	磐田市農林水産課 (0538)37-4813
袋-22	仿僧川	福田排水機場 自然排水樋門	磐田市		福田		1.50	2.00	1	鋼製 スルース手動	磐田市	磐田市農林水産課 (0538)37-4813
袋-23	仿僧川	塩浜住宅堤 上左岸	磐田市		福田		1.50	1.50	1	木製 スルース手動	磐田市	磐田市道路河川課 (0538)37-4808
袋-24	仿僧川	東橋北西側 左岸	磐田市		福田		1.50	2.50	2	鋼製 スルース電動	磐田市	磐田市道路河川課 (0538)37-4808
袋-25	仿僧川	西部幹線 排水路	磐田市		福田		1.70	2.40	2	鋼製 スルース手動	磐田市	磐田市道路河川課 (0538)37-4808
袋-26	仿僧川	養魚池跡北	磐田市		福田		1.50	1.10	1	鋼製 スルース手動	磐田市	磐田市道路河川課 (0538)37-4808
袋-27	仿僧川	東橋南側西	磐田市		福田		1.50	1.10	1	鋼製 スルース手動	磐田市	磐田市道路河川課 (0538)37-4808
袋-28	仿僧川	西橋南側東	磐田市		福田		1.40	0.80	1	木製 スルース手動	磐田市	磐田市道路河川課 (0538)37-4808
袋-29	仿僧川	西橋南側西	磐田市		福田		1.70	1.60	1	木製 スルース手動	磐田市	磐田市道路河川課 (0538)37-4808

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
袋-30	仿僧川	仿僧川水門	磐田市		福田		6.18	20.5	7	ローラーゲート 電動,ワイヤー式	静岡県	袋井土木事務所 (0538)42-3217
袋-31	三沢川	三輪樋門	袋井市		山崎		1.80	1.40	1	スルースゲート 手動,ラック式	袋井市	袋井市維持管理課 (0538)44-3130
袋-32	浜岡 朝比奈川	岩地川樋門	御前崎市		下朝比奈		1.70	1.80	2	木製 捲揚,手動	御前崎市	御前崎市防災課 (0537)85-1119
袋-33	一宮川	大久保水門	周智郡	森町	一宮		3.00	3.00	1	鋼製 スルース手動	森町	森町建設課 (0538)85-6325
袋-34	竜洋海岸 竜洋地区排水路	竜洋水門	磐田市		駒場		5.00	10.0	1	ローラーゲート 電動,ワイヤー式	静岡県	袋井土木事務所 (0538)42-3217
県管理区間計		34箇所										

なお、対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

表. 7-9-1 浜松水防区(直轄区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
天工-A1	天竜川	鮎釣樋管	浜松市	天竜区	龍山町 大嶺			φ=1.0	1	スライド	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053)466-0118
天工-B3	天竜川	豊田樋門	浜松市	東区	白鳥町	2.0	2.3		3	スライド	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053)466-0118
天工-要注意5	天竜川	鹿島第一陸閘	浜松市	天竜区	二俣町 鹿島	3.5	1.3			鋼製スイング	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053)466-0118
天工-要注意6	天竜川	鹿島第二陸閘	浜松市	天竜区	二俣町 鹿島	3.5	1.3			鋼製スイング	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053)466-0118
天工-要注意7	天竜川	鹿島第三陸閘	浜松市	天竜区	二俣町 鹿島	1.5	1.3			鋼製スイング	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053)466-0118
天工-要注意13	天竜川	中瀬陸閘	浜松市	浜北区	中瀬	9.6	1.2			鋼製横引	国土交通省	浜松河川国道事務所 河川管理課 (053)466-0118
直轄区間計		2箇所										

注) 計は要注意箇所を含まない

なお、対象番号は巻末重要水防箇所位置図と対照する。(天工：天竜川下流重要水防箇所付図)

表. 7-9-2 浜松水防区(県管理区間)における水防上注意を要する水門等一覧表

対象 番号	河川海岸	水門等の 名 称	位 置			形 状				種 別	施 設 管理者	住 所 連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
浜-1	気田川	中島樋門	浜松市	天竜区	小川		1.25	1.25	1	鉄製, 手動 スライドゲート	静岡県	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-2	気田川	唐井栗樋門	浜松市	天竜区	小川			φ=1.0	1	鉄製, 手動 スライドゲート	静岡県	"
浜-3	気田川	松間樋門	浜松市	天竜区	小川		1.25	1.25	1	鉄製, 手動 スライドゲート	静岡県	"
浜-4	気田川	金川樋門	浜松市	天竜区	春野町 金川		2.00	1.50	1	鉄製, 手動 スライドゲート	静岡県	"
浜-5	気田川	気田水門	浜松市	天竜区	春野町 気田		2.00	2.00	1	鉄製, 手動 スライドゲート	静岡県	"
浜-6	気田川	気田西樋門	浜松市	天竜区	春野町 気田		2.25	2.00	1	鉄製, 手動 スライドゲート	静岡県	"
浜-7	気田川	犬居水門	浜松市	天竜区	春野町 犬居		2.50	2.60	1	鉄製, 電動 スライドゲート	静岡県	"
浜-8	気田川	松草樋門	浜松市	天竜区	春野町 松草		1.50	1.50	1	鉄製, 手動 スライドゲート	静岡県	"
浜-9	熊切川	下ノ戸沢 樋門	浜松市	天竜区	春野町 長蔵寺		2.00	2.00	1	鉄製, 手動 スライドゲート	静岡県	"
浜-10	二俣川	阿蔵川 放水路	浜松市	天竜区	二俣町 阿蔵	4.9	2.80	2.25	1	R 4.5 m 標準 馬蹄形トンネル	静岡県	浜松土木事務所 (0539) 26-2492
浜-11	横山川	横山 第1樋門	浜松市	天竜区	横山町		0.90	1.60	1	鉄製, 手動 スライドゲート	静岡県	(浜松市委託) 天竜土木整備事務所 (天竜土木管理G) (053) 922-0025
浜-12	横山川	横山 第2樋門	浜松市	天竜区	横山町		0.90	1.10	1	鉄製, 手動 スライドゲート	静岡県	"
浜-13	横山川	唐沢樋門	浜松市	天竜区	横山町		2.50	1.50	1	鉄製, 手動 スライドゲート	静岡県	"
浜-14	安間川	笠井新田堰	浜松市	東区	笠井 新田町		1.25	1.25	1	木製 捲揚, 手動	浜松土地 改良区	浜松土地改良区 (053) 428-3893
浜-15	安間川	中郡堰	浜松市	東区	中郡町		1.0	2.1	2	木製 捲揚, 手動	浜松土地 改良区	"
浜-16	安間川	上石田堰	浜松市	東区	上石田町		1.90	1.50	4	木製 捲揚, 手動	浜松土地 改良区	"
浜-17	馬込川	六軒排水 樋門	浜松市	南区	中田島町		2.50	3.50	2	鉄製 電動	西南部 土地 改良区	農地整備課 (053) 457-2312
浜-18	芳川	排水樋門	浜松市	南区	参野町		2.00	φ=0.6	1	木製 手動	浜松市	南土木整備事務所 (河川・橋梁G) (053) 457-1019
浜-19	芳川	東部 排水機場	浜松市	南区	寺脇町		1.50	1.50	1	鉄製 電動	寺脇土地 改良区	浜松土地改良区 (053) 428-3893
浜-20	芳川	寺脇排水機 場排水樋門	浜松市	南区	寺脇町		2.50	2.50	2	鉄製 電動	浜松市	農地整備課 (053) 457-2312
浜-21	芳川	西島樋門	浜松市	南区	江之島町		1.50	2.50	1	鉄製 手動	東南部 土地 改良区	東南部 土地改良区 (053) 425-7028
浜-22	芳川	江之島21号 排水樋門	浜松市	南区	江之島町		1.10	1.10	1	鉄製 手動	東南部 土地 改良区	"
浜-23	芳川	江之島18号 排水樋門	浜松市	南区	江之島町		1.00	1.00	1	鉄製 手動	東南部 土地 改良区	"
浜-24	馬込川	五島西 排水樋門	浜松市	南区	江之島町		1.50	1.50	2	鉄製 手動	浜松市	農地整備課 (053) 457-2312
浜-25	堀留川	大島 逆水樋門	浜松市	南区	東若林町	6.2	2.00	2.10	2	木製 捲揚, 手動	西南部 土地 改良区	西南部 土地改良区 (053) 442-8500
浜-26	馬込川	下善 排水機場	浜松市	浜北区	下善		φ=0.8	φ=0.8	2	鉄製 電動	浜松市	農地整備課 (053) 457-2312

対象番号	河川海岸	水門等の名称	位置			形状				種別	施設管理者	住所連絡方法
			郡市	区町	大字	L	H	W	連			
浜-27	都田川	入出排水機場	湖西市		内浦		φ=1.0	φ=0.6	2	鉄電製動	湖西市	内浦316 (053)578-0044
浜-28	都田川	内浦排水樋門	湖西市		内浦		3.80	2.25	2	鉄電製動	湖西市	吉美3268 (053)576-1216
浜-29	都田川	日の岡排水樋門	湖西市		新所		6.80	2.50	2	鉄電製動	湖西市	吉美3268 (053)576-1216
浜-30	都田川	川尻排水機場	湖西市		新所	60.0	3.80		3	鉄電製動	湖西市	吉美3268 (053)576-1216
浜-31	都田川	西町雨水幹線樋門	浜松市	西区	舞阪町舞阪	20.0	1.50	1.20	1	ステンレス製捲揚, 手動	浜松市	南土木整備事務所 (西保全G) (053)597-1129
浜-32	都田川	蜷山樋門	浜松市	西区	舞阪町舞阪	7.0	1.20	0.70	1	鉄製捲揚, 手動	浜松市	''
浜-33	都田川	浜第1雨水渠樋門	浜松市	西区	舞阪町舞阪	1.0	1.20	2.00	2	ステンレス製捲揚, 手動	浜松市	''
浜-34	都田川	8号川雨水幹線樋門	浜松市	西区	舞阪町舞阪	8.0	2.20	2.50	1	ステンレス製捲揚, 動力	浜松市	''
浜-35	都田川	瀬戸北部用水水門	浜松市	北区	細江町中川		1.00	0.90	1	捲揚式	浜松市	農地整備課 (053)457-2312
浜-36	都田川	瀬戸転倒堰	浜松市	北区	細江町中川	24.5	2.30		2	自動転倒	浜松市	''
浜-37	都田川	瀬戸南部用水水門	浜松市	北区	細江町中川		1.00	1.00	1	捲揚式	浜松市	''
浜-38	都田川	三和排水逆水門	浜松市	北区	細江町三和		2.50	4.00	2	鋼製捲揚, 自動式	浜松市	''
浜-39	都田川	刑部逆水水門	浜松市	北区	細江町気賀		2.60	5.43	2	鋼製捲揚, 自動式	浜松市	''
浜-40	都田川	川久保逆水門	浜松市	北区	細江町中川		0.65	0.63	1	捲揚式	浜松市	''
浜-41	都田川	刑部排水機場逆水水門	浜松市	北区	細江町気賀		1.60	2.20	2	鋼製捲揚, 自動式	浜松市	''
浜-42	都田川	祝田排水機場	浜松市	北区	細江町中川		4.40	2.10	1	鋼製捲揚	浜松市	''
浜-43	井伊谷川	清水転倒堰	浜松市	北区	細江町広岡	49.0	2.00		1	自動転倒	浜松市	''
浜-44	井伊谷川	広岡取入水門	浜松市	北区	細江町広岡		1.00	1.00	1	鋼製捲揚	浜松市	''
浜-45	井伊谷川	清水取水水門	浜松市	北区	細江町小野		1.00	1.00	1	捲揚式	浜松市	''
県管理区間計		45箇所										

なお、対象番号は巻末重要水防箇所等位置図と対照する。

第 8 表 水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表

表. 8-1 静岡県内の水防倉庫及び水防用資器材一覧表

水防区		倉庫数	資 材						蛇籠 (本)	ビニール シート (枚)	蝸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)
			杭木 (本)	鉄杭 (本)	土のう (枚)	大型 土のう (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)					
下 田	県管轄	1	0	0	5,000	500	5	5	0	0	0	4	2
	市町管轄	27	30	0	6,180	0	13	80	0	218	0	38	13
	計	28	30	0	11,180	500	18	85	0	218	0	42	15
熱 海	県管轄	3	430	140	3,850	0	9	175	100	0	0	25	1
	市町管轄	2	0	0	1,800	0	5	45	2	0	0	23	2
	計	5	430	140	5,650	0	14	220	102	0	0	48	3
沼 津	県管轄	1	0	0	14,600	0	0	0	0	0	0	5	10
	市町管轄	32	1,714	287	42,562	430	701	501	24	1,692	0	147	77
	計	33	1,714	287	57,162	430	701	501	24	1,692	0	152	87
富 士	県管轄	1	25	0	7,500	190	20	0	0	140	0	10	0
	市町管轄	41	1,089	365	14,790	0	21	396	46	33	0	150	23
	計	42	1,114	365	22,290	190	41	396	46	173	0	160	23
静 岡	県管轄	2	150	0	43,000	200	0	70	25	150	0	8	0
	市町管轄	78	6,718	1,472	87,023	0	525	1,642	216	1,019	3	610	281
	計	80	6,868	1,472	130,023	200	525	1,712	241	1,169	3	618	281
島 田	県管轄	2	32	0	6,100	100	0	110	0	246	0	13	7
	市町管轄	50	9,031	527	102,822	5	128	1,987	11,578	202	3	292	101
	計	52	9,063	527	108,922	105	128	2,097	11,578	448	3	305	108
袋 井	県管轄	2	405	28	9,410	590	254	500	25	340	1	19	2
	市町管轄	55	12,310	1,867	98,933	1,245	742	3,541	12	617	53	496	260
	計	57	12,715	1,895	108,343	1,835	996	4,041	37	957	54	515	262
浜 松	県管轄	2	140	0	7,000	400	5	310	61	0	0	24	0
	市町管轄	41	4,632	2,747	79,658	375	651	787	58	121	32	333	231
	計	43	4,772	2,747	86,658	775	656	1,097	119	121	32	357	231
計	県管轄	14	1,182	168	96,460	1,980	293	1,170	211	876	1	108	22
	市町管轄	326	35,524	7,265	433,768	2,055	2,786	8,979	11,936	3,902	91	2,089	988
	計	340	36,706	7,433	530,228	4,035	3,079	10,149	12,147	4,778	92	2,197	1,010

器 材														
ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
16	11	8	3	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0
392	111	25	69	168	120	47	230	16	28	292	49	48	31	12
408	122	33	72	168	124	47	232	16	28	292	49	48	31	12
93	32	0	64	0	7	11	16	22	0	0	0	3	0	0
59	28	0	20	0	2	1	2	15	0	0	0	0	0	0
152	60	0	84	0	9	12	18	37	0	0	0	3	0	0
63	1	0	5	0	8	0	6	0	1	25	0	1	0	0
527	86	6	130	3	128	25	167	48	76	226	59	44	113	168
590	87	6	135	3	136	25	173	48	77	251	59	45	113	168
11	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
435	12	0	38	0	138	52	132	65	3	351	22	6	0	6
446	13	0	39	0	138	52	132	65	3	351	22	6	1	6
52	30	4	15	0	8	0	7	2	2	5	0	0	0	3
1,067	143	286	151	13	181	42	264	107	36	130	19	17	0	368
1,119	173	290	166	13	189	42	271	109	38	135	19	17	0	371
37	3	39	14	0	7	3	22	1	3	11	5	3	10	5
827	312	961	271	16	177	18	252	71	61	49	0	1	6	173
864	315	1,000	285	16	184	21	274	72	64	60	5	4	16	178
27	6	81	15	8	12	5	26	6	2	9	4	4	3	6
1,445	402	611	280	77	299	184	402	159	130	176	12	3	140	174
1,472	408	692	295	85	311	189	428	165	132	185	16	7	143	180
53	0	2	28	0	0	4	33	1	1	0	1	0	0	0
862	231	632	172	219	259	57	266	170	55	234	31	38	2	673
915	231	634	200	219	259	61	299	171	56	234	32	38	2	673
352	84	134	145	8	46	23	112	32	9	50	10	11	14	14
5,614	1,325	2,521	1,131	496	1,304	426	1,715	651	389	1,458	192	157	292	1,574
5,966	1,409	2,655	1,276	504	1,350	449	1,827	683	398	1,508	202	168	306	1,588

表. 8-2 水防倉庫及び水防用資器材一覧表（下田水防区）

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材						
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)
1	稲生沢川	下田土木	115.00	下田市		中	静岡県			5,000	500	5	5	
	小計	1	115.00					0	0	5,000	500	5	5	0
2	大川海岸 大川川	第1分団	45.94	賀茂郡	東伊豆町	大川	東伊豆町			200				
3	熱川海岸 濁川	第3分団	63.34	"	"	奈良本	"			150				
4	片瀬海岸 白田川	第4分団	62.50	"	"	片瀬	"			150				
5	白田海岸 白田川	第9分団	30.10	"	"	白田	"			200				
6	稲取海岸 稲取大川川	第6分団	69.75	"	"	稲取 (田町)	"			220				
7	北川海岸	第2分団	39.82	"	"	北川	"			100				
8	稲取海岸	第5分団	58.70	"	"	稲取 (入谷・水下)	"			200				
9	"	第7分団	57.35	"	"	" (西町)	"			150				
10	"	第8分団	43.20	"	"	" (東町)	"			160				
11	河津川	第4分団	52.74	"	河津町	田中	河津町			100				
12	"	第5分団	30.00	"	"	筏場	"			50				
13	"	第10分団	52.74	"	"	下峰	"			100				
14	"	第3分団	20.00	"	"	笹原	"			50				
15	"	第11分団	31.92	"	"	谷津	"			50				
16	見高海岸	第2分団	27.00	"	"	見高	"			50				
17	稲生沢川	稲生沢川	17.82	下田市		立野	下田市			500		2		
18	岩科川	岩科	23.41	賀茂郡	松崎町	金沢	松崎町	30		400		10	10	
19	仁科川	第5分団	21.57	"	西伊豆町	中	西伊豆町			400			50	
20	"	第6分団	16.00	"	"	祢宜の畑	"			100			10	
21	"	第5分団	10.36	"	"	一色	"			50				
22	田子港	第3分団	110.40	"	"	田子	"			300				
23	仁科川	第4分団	76.83	"	"	築地	"			100				
24	白川川	第6分団	25.80	"	"	白川	"			100			5	
25	本谷川	第6分団	25.80	"	"	宮ヶ原	"			100			5	
26	青野川	南中小防災	6.48	"	南伊豆町	上賀茂	南伊豆町			500		1		
27	青野川 前田川	南東小防災	6.48	"	"	湊	"			500				
28	宇久須川	西伊豆町住民 防災センター	33.00	"	西伊豆町	宇久須	西伊豆町			1,200				
	小計	27	1059.05					30	0	6,180	0	13	80	0
	計	28	1174.05					30	0	11,180	500	18	85	0

なお、水防倉庫の位置は巻末重要水防箇所等位置図参照

ビニールシート (枚)	器 材																	
	蛸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命網 (本)
		4	2	16	11	8	3		4		2							
0	0	4	2	16	11	8	3	0	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0
		2	1	23	15		3	13	8	2	30		1	36	4	4	2	
		1	5	37	9		3	9	10	2	23		1	37	3	4	2	
		1	1	36	9		1	19	4	2	20		1	41	3	2	2	
		2		27	6		2	21	7	2	15		1	35	6	2	3	
		1	1	29	14			5	4	1	13		1	20	3	1	3	
		1		18	9		1	11	4	1	11		1	22	1	1	2	
		1		21	6			8	1	1	14		1	32	4	2	2	
		3	1	25	4		2	4	7	2	18		1	23	2	5	2	
				15	7			2	2		7		1	23	3	1	2	
5				9			6	9	4	6				1	1	1	1	1
3				12			5	9	6	5				2	2	2		3
1				16			7	12	2	7				2	1	1	1	2
1				6			5	4	4	5				1	1	1	1	1
3				19			5	10	5	5				1	1	1		1
4				15			5	12	7	5				1	2	1	1	3
5			3	4					1		8	1	1	2				
64														2	1	1		1
		5		13	2		4		5		4			1				
		4		20	4	7	3	5	5		6	1		1	1	2	1	
		4		4			6		4			3						
		2		3	7	3	2	11		1	7	2	9	2	1	6		
		1		3	3		2				1	1		1				
		1		5	4	10	1		6		13	2	5	1	3	1		
		2		10	2	5	1	3	4		13	2	4	1	2	2	1	
59		5		10	5				5		18	4		2			3	
35		2		12	5		5				9			2			1	
38			1					1	15						4	7	1	
218	0	38	13	392	111	25	69	168	120	47	230	16	28	292	49	48	31	12
218	0	42	15	408	122	33	72	168	124	47	232	16	28	292	49	48	31	12

表. 8-3 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(熱海水防区)

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材						
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)
1	初川外	伊豆山	112.40	熱海市		伊豆山	静岡県	300	110	1,600		6	75	60
2	伊東大川外	城ノ平	112.40	伊東市		荻	〃	130	30	1,000		2	100	40
3	上多賀大川外	熱海土木	104.50	熱海市		水口町	〃			1,250		1		
	小計	3	329.30					430	140	3,850	0	9	175	100
4	伊東大川寺田川	吉田	19.00	伊東市		吉田	伊東市			800		5	40	2
5	糸川・熱海海岸外2	都市整備課倉庫	32.40	熱海市		西熱海町二丁目	熱海市			1,000			5	
	小計	2	51.40					0	0	1,800	0	5	45	2
	計	5	380.70					430	140	5,650	0	14	220	102

なお、水防倉庫の位置は巻末重要水防箇所等位置図参照

ビニール シート (枚)	器 材																	
	蝟木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命網 (本)
		10		30	15		61		2	2	3	3						
		10		33	17		2		2	5	2	3						
		5	1	30			1		3	4	11	16				3		
0	0	25	1	93	32	0	64	0	7	11	16	22	0	0	0	3	0	0
		21		53	26		18					13						
		2	2	6	2		2		2	1	2	2						
0	0	23	2	59	28	0	20	0	2	1	2	15	0	0	0	0	0	0
0	0	48	3	152	60	0	84	0	9	12	18	37	0	0	0	3	0	0

表.8-4 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(沼津水防区)

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材						
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)
1	狩野川	沼津土木	36.50	沼津市		高島本町	静岡県			14,600				
	小計	1	36.50					0	0	14,600	0	0	0	0
2	狩野川外2	青羽根	34.28	伊豆市		青羽根	伊豆市	20		1,000		5	5	
3	修善寺川	第1分団	116.22	"		修善寺	"	20	10	1,000		10	10	
4	戸田大川	中上防災センター	15.17	沼津市		戸田	沼津市	350				30	60	
5	八木沢大川 小池浜海岸	伊豆市土肥支所	8.60	伊豆市		土肥	伊豆市	50		300		20	10	20
6	地藏堂川 外1	中伊豆支所 防災庫	33.00	"		八幡	"	50		2,400		10	5	
7	深沢川	伊豆の国市 大仁支所	30.25	伊豆の国市		田京	伊豆の国市	150		400		50	100	
8	柿沢川	伊豆の国市旧 韮山庁舎敷地内	19.80	"		四日町	"	250				10		
9	狩野川	伊豆の国市 役所	9.72	"		長岡	"			2,325		6	1	
10	"	古奈	8.10	"		古奈	"	350		360		15	10	
11	"	小坂	14.58	"		小坂	"	40		150			20	
12	来光川	函南町役場	38.88	田方郡	函南町	平井	函南町		140	3,700				
13	狩野川	川の駅水防多目的 センター	12.80	"	"	塚本	"	20		1,500		20		
14	大場川	北沢	4.46	三島市		北沢	三島市	55		600		3	32.5	
15	狩野川	御園	3.96	"		御園	"	30		500		6	32.5	
16	狩野川 境川	長伏	3.96	"		長伏	"	55		800		6	32.5	
17	夏梅木川	夏梅木	3.96	"		夏梅木	"	30		900		6	22.5	
18	徳倉宮川	徳倉	3.96	"		徳倉	"	19		1,500			40	
19	鮎沢川 野沢川	小山町役場	166.65	駿東郡	小山町	小山	小山町		50	18,250	50	25		
20	鮎沢川	竹之下	37.56	"	"	竹之下	"			1,800	50	1		
21	大場川	東分団平松	133.66	裾野市		平松	裾野市			450	30	15		2
22	黄瀬川	西分団	141.70	裾野市		佐野	裾野市			280		23		
23	黄瀬川 泉	東分団茶畑	129.78	"		茶畑	"			400		14		2
24	黄瀬川	深良分団	124.32	"		深良	"			162				
25	佐野川	富岡分団	131.04	"		御宿	"			400		36		
26	"	須山分団	118.82	"		須山	"			435		223		
27	黄瀬川 桃沢川	上土狩 防災倉庫	29.53	駿東郡	長泉町	中土狩	長泉町							
28	"	第3分団	4.00	"	"	本宿	"							
29	狩野川 黄瀬川・境川	清水町役場	56.65	"	清水町	堂庭	清水町	65	57	850	300	167	100	
30	狩野川	第3分団	18.90	"	"	徳倉	"	100		100			20	
31	黄瀬川	消防署	9.60	御殿場市		東田中	御殿場市			2,000				
32	狩野川	香貫	12.00	沼津市		中原町	沼津市	60	30					
33	駒瀬川外	旧西分署	14.85	"		東椎路	"							
	小計	32	1490.76					1,714	287	42,562	430	701	501	24
	計	33	1527.26					1,714	287	57,162	430	701	501	24

なお、水防倉庫の位置は巻末重要水防箇所等位置図参照

ビニールシート (枚)	器										材							
	蝸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	シヨベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ベンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命網 (本)
		5	10	63	1		5		8		6		1	25		1		
0	0	5	10	63	1	0	5	0	8	0	6	0	1	25	0	1	0	0
2		3		19	6		6							1		1	2	
2		4		41	23		4		11		37	2		3		1	1	10
30				19													2	
2		8		21	4		16		1	1	5	1		10		1	15	3
2		2		10			5		1		2	1		5		1	2	
		5		30	5		3		5	2	5	5		14		3	25	10
		5		20			3		3	3	25	5						3
10		3	2	8	5		3		3	1		3	3	8	2	9	3	5
		1		10			2		2		2							2
4		1		8	2		1							1				3
34		4		27			7		7		18		8	33	30	2	27	
10		6		10			6		6					15		10		3
		4		10							2							
		4		10			1				2							
		4		10							2							
		7		7							8							
		4		9							2							
78		32		50	26		38		7		2	7	4	4	1			
		5	3	10	5		5		5			1	5	2				
3		2	6	11			1		3			1	7	20	2	1		13
		1	7	15			3		11	4		2	10	12	5	1		23
6		1	6	7			1		3	1			6	17	2	1		13
		1	3	7			2		4		7	1	5	11	1	1		12
		1	7	20	4				10		1	7	15	7	7	1		32
		2	9	13	1		4		10		13	4	7	11	3	1		13
		5	9	20					5					5			15	
				15														20
1,130		8	10	75	1	2	10	3	18	8	15	5	3	9			20	2
159		4	10	10	1	4	5		5		10				1			1
200																		
20		20	5	5	3		4		8	5	9	3	3	38	5	10	1	
1,692	0	147	77	527	86	6	130	3	128	25	167	48	76	226	59	44	113	168
1,692	0	152	87	590	87	6	135	3	136	25	173	48	77	251	59	45	113	168

表. 8-5 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(富士水防区)

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材						
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)
1	富士海岸	富士土木	51.80	富士市		本市場	静岡県	25		7,500	190	20		
	小計	1	51.80					25	0	7,500	190	20	0	0
2	潤井川 芝川	中央消防署	9.00	富士宮市		源道寺町	富士宮市			1,000		1	25	
3	潤井川 芝川	中央消防署 東分署	3.00	"		栗倉	"			400		1		
4	潤井川 芝川	西消防署	3.00	"		宮原	"			400		1	25	
5	潤井川 芝川	西消防署 北分署	3.00	"		上井出	"			400		1	25	
6	潤井川 芝川	西消防署 上野分署	3.00	"		下条	"			400		1	25	
7	潤井川	精進川	52.30	"		精進川	"	100		400		2	25	
8	潤井川	上井出	16.52	"		上井出	"			400			25	
9	潤井川	淀師	21.06	"		穂波町	"	100		3,000		2	100	
10	芝川	柚野	33.00	"		柚野	"			400			20	
11	稲子川	稲子	36.00	"		上稲子	"			400			20	
12	境川	内房第1	41.00	"		内房	"			400			20	
13	稲瀬川	内房第2	38.00	"		"	"			400			20	
14	富士川 芝川	長貴・羽鮒	63.00	"		長貴	"			400			20	
15	"	芝川分署	9.00	"		"	"			400		1	25	
16	芝川	芝川出張所 (芝川会館)	14.00	"		長貴	"		180	400				
17	芝川	スポーツ広 場	14.00	"		西山	"							
18	富士川	富士川第1	33.10	富士市		松岡	富士市	29		300				
19	富士川	富士川第2	10.50	"		松岡	"			650				
20	富士川	岩淵	67.00	"		岩淵	"		50	500				
21	潤井川	鷹岡第1	12.39	"		入山瀬	"	200	12	230		2	8	
22	鷹岡吉原 用水路	鷹岡第2	7.28	"		天間	"	200						
23	潤井川	潤井川左岸 第1	9.31	"		弥生新田	"	40		200				
24	小潤井川	潤井川左岸 第2	24.00	"		香西	"	55	19					
25	潤井川	潤井川左岸 第3	11.76	"		高島町	"			30				
26	小潤井川	潤井川左岸 第4	10.47	"		青島	"	22		100				
27	潤井川	富士市役所	50.60	"		前田	"	21		1,000				38
28	潤井川	潤井川右岸 第1	12.15	"		岩本	"							
29	潤井川	潤井川右岸 第2	12.42	"		松本	"	42		20				
30	潤井川	潤井川右岸 第3	14.87	"		五味島	"		17	150			1	3

ビニールシート (枚)	器 材																	
	蝸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	シヨベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ベンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命網 (本)
140		10		11	1		1										1	
140	0	10	0	11	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
		4		10	2		2		4	2	5	3						
		2		5	1		1		3		3	2						
		5		10	2		2		5	2	5	3	1					
		2		10	1		1		3	1	3	2						
		3		5	1		1		3		3	2						
		1		5	1				1		3							
		1		5	1				1		3							
		6		15	2		3		13		10	2	2	1				
		5		6			2		5	1	5	1		3				
		5		5			2		5	1	5	1		3				
		5		6			2		5	1	5	1		3				
		5		7			2		5	1	5	1		3				
		5		10			2		5	1	5	1		3				
		6		10	1		2		3		3	2						
		10		10			10		10					5				
											4							
1		2		10							1	6		12	2			
		7		22					6									
		3		10			2		1		4			1	2			
5		4	1	14						2	2			10	2			
											3	1						
2		3		10					2	2	1	2		2				
2		2		22					2	2	1	2		2	1			
		5		15					1	2	1	2						
1		2		17			2		5	2	4	3		24	1			
8		2		2												2		
		1		12														
2		11	4	35					15	11	13	11		77	2	1		

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材								
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)		
31	潤井川	潤井川右岸第4	14.91	富士市		蓼原	富士市									
32	潤井川	潤井川右岸第5	12.78	〃		蓼原	〃									
33	春山川	浮島	11.56	〃		西船津	〃		9	250		3	2			
34	須津川	須津第1	15.00	〃		中里	〃	20	20	50		1	4	2		
35	赤淵川	須津第2	20.65	〃		富士岡	〃	120		60						3
36	赤淵川	吉永	37.18	〃		比奈	〃	60	22	450		2	1			
37	沼川・富士海岸	元吉原	10.47	〃		今井	〃	30		200				4		
38	滝川	原田第1	12.78	〃		原田	〃		6	300		1				
39	松原川	原田第2	17.20	〃		宇東川東町	〃			600						
40	富士早川・下堀	田子浦第1	11.37	〃		中丸	〃			450		1				
41	富士海岸	田子浦第2	10.47	〃		前田新田	〃	50	30	50		1	1			
42	富士川	松野	8.02	〃		南松野	〃									
	小計	41	817.12					1,089	365	14,790	0	21	396	46		
	計	42	868.92					1,114	365	22,290	190	41	396	46		

なお、水防倉庫の位置は巻末重要水防箇所等位置図参照

ビニール シート (枚)	器										材							
	蝸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
		1	1	10														
		5	5	5			1		2	4	7							
3		3	2	18					5	2	7			28	2	1		2
1		8	4	23					7	5	3	5		31	2	1		2
2		5	1	15					3	1	3	3		39	2			
1		5	1	15					3	2	4	1		9	2	1		
2		5	1	16					3	1	4	3		42	1			
		1	1	10			1		3	1	2			21	1			
1		3	1	21					4	2	3	5		29	2			1
		4	1	11					4	3	2			3				1
2		3		3					1									
33	0	150	23	435	12	0	38	0	138	52	132	65	3	351	22	6	0	6
173	0	160	23	446	13	0	39	0	138	52	132	65	3	351	22	6	1	6

表. 8-6 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(静岡水防区)

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材							
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)	
1	丸子川	用宗支所	104.30	静岡市	駿河区	用宗	静岡県			13,000				20	25
2	安倍川外	静岡土木	40.00	"	"	有明	"	150		30,000	200			50	
	小計	2	144.30					150	0	43,000	200	0	70	25	
3	富士川	蒲原新田	33.00	静岡市	清水区	蒲原	静岡市	100		6,650					
4	山切川	山切	5.20	"	"	山切	"	160	20	1,000			12	50	
5	興津川	茂野島	5.00	"	"	茂野島	"	150	20	1,080				50	
6	"	土	5.00	"	"	土	"	200	20	1,040			12	50	
7	庵原川	伊佐布	9.90	"	"	伊佐布	"	100	20	1,000			18	50	
8	山原川	下野	9.90	"	"	下野	"	78	20	1,700			18	50	
9	庵原川	上嶺	9.90	"	"	袖師	"	200	20	1,000			20	50	
10	庵原川	横砂	35.00	"	"	横砂	"	100	20	1,050			20	20	
11	興津川	興津東	12.00	"	"	興津東	"	100	26	1,000			14	50	
12	"	和田島	5.00	"	"	和田島	"	70	20	1,000			12	50	
13	"	西里	6.60	"	"	西里	"	200	20	1,000			14	60	
14	"	大平	9.90	"	"	大平	"	200	20	1,000			24	50	
15	常念川	第5分団	193.00	"	"	村松	"	100	20	1,000			10	50	
16	上見川	第6分団	167.00	"	"	駒越	"	75	20	1,000			22	50	
17	草薙川	第13分団	142.00	"	"	草薙	"	90	20	1,000			16	50	
18	大橋川	緑が丘	9.90	"	"	村松	"	100	20	1,013			30	50	
19	巴川	第12分団	9.90	"	"	吉川	"	180	20	1,000			14	50	
20	"	松井町	9.90	"	"	松井町	"	130	20	1,000			26	50	
21	"	浜田	9.90	"	"	浜田	"	50	20	1,000				100	
22	大沢川	船原町	9.90	"	"	船原一丁目	"	80	20	1,000			30	50	
23	塩田川	高部	9.90	"	"	押切	"	100	20	1,000			14	50	
24	中河内川	中河内	9.90	"	"	小川	"	100	20	1,500			10	50	
25	興津川	河内	9.90	"	"	河内	"	200	20	2,000			10	50	
26	中河内川	板井沢	9.90	"	"	板井沢	"	200	20	1,000			12	50	
27	長尾川	長尾川第2	10.45	"	葵区	南瀬名町	"	11							
28	"	瀬名	33.67	"	"	瀬名一丁目	"	248	50	450				10	
29	"	川合	20.35	"	"	川合三丁目	"	520	2	2,600			2	2	
30	安倍川	牛妻	33.05	"	"	牛妻	"	80		750				6	

ビニールシート (枚)	器 材																	
	蝋木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
		1		23	10	4	9											
150		7		29	20		6		8		7	2	2	5				3
150	0	8	0	52	30	4	15	0	8	0	7	2	2	5	0	0	0	3
200		10	6	51	10	1	11		3	5	6	3	6	1				
22		12	6	11		5	4		4		10	2	1					2
3		12	7	10	4	2	2		2		4	2	1					2
3		9	3	13	2	2	2		2		4	2	1					2
3		9	4	10		4	2		2		4	2	1					2
3		10	4	10		2	4		2		4	2	1					2
3		10	5	12		8	3	2	3		6	2	1	7				2
		9	5	6		5	2	2	3		4	1	1					4
3		11	5	10		3	4		2		4	3	1					2
3		11	4	15		2	3		3	2	4	2	1					2
3		10	6	15	1	2	2		2		4	2	1					2
3		11	4	10	3	2	2		2		4	2	1					2
3		2	4	10		3	2		6		4	2	1					2
3		19	4	14	5	2	2		2	2	4	2	1					2
3		8	4	11	3	2	5	2	2	1	4	2	1					2
3		18	6	16		4	4		4	1	4	4	1					2
3		8	6	12	2	5	6	1	2		6	2	2					7
3		23	4	15		2	2		2	1	4	2	1					2
3		3		10			2					2						
3		10	4	11	4	2	4	2	2		11	2	1					2
3		10	4	10	5	2	2		2	1	4	2	1					2
4		14	5	12	2	2	6		2		4	2	1					2
7		16	6	12	3	4	2	4	3	1	5	2	4					2
6		9	4	10		2	4		2		4	2	1					2
7		3	3	8							3	2						
5	1	6	10	17	12	13	2		2	1								
1		13		3			2				1							21
1		6	2	8					2			1		11	2			6

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材						
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)
31	安倍川	門屋	32.40	静岡市	葵区	門屋	静岡市	40		1,000				20
32	"	下	21.28	"	"	下	"	100		600		2	3	
33	"	福田ヶ谷	34.96	"	"	福田ヶ谷	"	20		500				12
34	"	松富	34.95	"	"	松富上組	"	20		300			1	
35	"	与一	39.66	"	"	与一五丁目	"	82		500			1	
36	"	伝馬町新田	34.15	"	"	新伝馬三丁目	"	10		5,500		1	1	
37	"	柳町	33.05	"	"	柳町	"	78	1	1,000				
38		田町本部第4	33.05	"	"	田町二丁目	"		100					
39	安倍川	弥勒	33.67	"	"	弥勒二丁目	"	130		1,000		6	150	5
40	"	中原	33.05	"	駿河区	西中原二丁目	"	50		200		2		
41	"	中野新田	33.67	"	"	中島	"	200						
42	"	中島	33.05	"	"	"	"	130		2,000				
43	"	油山	32.40	"	葵区	油山	"	300	10	270		1	1	35
44		中島本部第1	58.96	"	駿河区	中島	"					100		
45	足久保川	足久保口組	33.67	"	葵区	足久保口組(八十岡)	"							
46	"	足久保第2	10.45	"	"	足久保奥組(栗島)	"	17		200			1	
47	"	足久保奥組	21.28	"	"	足久保奥組(谷沢)	"	55		100			1	
48	丸子川	丸子第1	35.05	"	駿河区	広野二丁目	"		81	5,100			6	3
49	"	丸子第2	33.67	"	"	丸子六丁目	"	24	10	1,000			2	
50	"	丸子柳橋	21.05	"	"	丸子七丁目	"	11						
51	"	青木	21.28	"	"	青木	"	75	11	2,500			1	
52	藁科川	藁科川	34.96	"	葵区	羽鳥	"							
53	"	吉津	33.67	"	"	吉津	"	40		4,000				30
54	"	大原	34.15	"	"	大原	"	54	10	200		2	5	
55	"	新間	20.35	"	"	新間	"			820				
56	"	奈良間	10.45	"	"	奈良間	"	45	2	1,100		25	7	7
57	"	小瀬戸	10.45	"	"	小瀬戸	"	50	2	3,100				
58	"	羽鳥	6.72	"	"	羽鳥	"	22	2	50				
59	"	富沢	21.28	"	"	富沢	"	14	2	1,000		1		
60	"	谷津	21.28	"	"	谷津	"	70		1,200				2
61	"	富厚里	20.35	"	"	富厚里	"	65	1					21
62	"	牧ヶ谷	17.05	"	"	牧ヶ谷	"	30	2	700		2	1	2
63	安倍川	足久保	20.35	"	"	足久保口組	"	12		600				27
64	"	安倍口	33.00	"	"	安倍口団地	"	27	14	50			1	

ビニールシート (枚)	器										材							
	蝸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命網 (本)
19		10	3	15			1	2		2								
8		11	1	18			2			5	1			4				
		2	2	14			1											
10		4	1	10			1											
5		3	1	30	3		2	2	2	1	2							1
11		4		13				1	1		2			1				
10		4	2	11			2								1			
4		60	20	20	10	40					6							
9		1		5			1	2	2	3								
		3		15	5	20	2	3	3	3	3							
10		1		5	5		1		2	3	3							1
7		9	1	17	1	11	1	4	2	3					1			
2		7	1	9		3			2	1				2	2	2		40
		3	1	4			1			3	1							
		6	3	9			1	1					1					
1			10	48	9	4		5	2	5	3		4		1			
5		13	2	42			1			11	1		4	1				
1		7	1	1		13		1		1			6	1				
12		8	3	10		1	1	2		5			6	1	1			3
5		1						3	1									1
13		12	2	15	6	5	3	2			4		11	1				3
11		11	1	33		10	2	8			1		2	1				35
11		5	2	7		5	3			3			6	1				
12		10	1	27			2	2			1		9	1	1			21
3		5	1	15	4	5	1	10	1	22			20					10
4		10	1	12	5	9	1	2		3			5	1	1			33
18		4	2	8		3		3					7	1				
1		10	1	18		2	2	2					9		3			25
7		4	3	3		5	2	3					1	1	1			20
4		1		3	3	8							1	1	1			
8		2	1	3				1		2								

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材							
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)	
65	安倍川	遠藤新田	33.63	静岡市	葵区	遠藤新田	静岡市		5	1,000			3		
66	"	慈悲尾	33.05	"	"	慈悲尾	"	41		800			2		
67	"	山崎	34.96	"	"	山崎二丁目	"	195	257	3,200			2	12	12
68	"	向敷地第1	33.67	"	駿河区	向敷地	"	64		1,600			3	3	10
69	"	手越	34.96	"	"	手越	"	60		1,200					
70	"	東新田	34.96	"	"	東新田二丁目	"	100		400			1		1
71	"	下川原	39.66	"	"	下川原四丁目	"	40		400					
72	朝比奈川	小布杉	17.23	"	葵区	小布杉	"	70	2	850				10	4
73	水見色川	水見色	21.28	"	"	水見色	"	25	2					3	
74	巴川	能島	7.12	"	清水区	能島	"	50	20	1,000				50	
75	"	堀込	7.12	"	"	堀込	"	50	20	1,000				50	
76	"	道路維持課分室	7.12	"	"	江尻台町	"	30	20	1,000			10	50	
77	宗丹池	河川課上屋倉庫	7.12	"	"	上原	"	31	20	1,000				50	
78	大沢川	大坪	7.12	"	"	大坪	"	50	20	1,000				50	
79	丸子川	丸子川	31.07	"	駿河区	丸子七丁目	"	7	40	150					
80	安倍川	与一本部第2	54.60	"	葵区	与一本六丁目	"	212	300	2,000			2		9
	小計	78	2188.50					6,718	1,472	87,023	0	525	1,642	216	
	計	80	2332.80					6,868	1,472	130,023	200	525	1,712	241	

なお、水防倉庫の位置は巻末重要水防箇所等位置図参照

ビニールシート (枚)	器								材								担架 (本)	救命網 (本)
	蝸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	シヨベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)		
218		4	7	10	3	4		10		9				1	1	1		54
		1		3														
72	2	13	20	22	15	3	8	13	3	2	3							21
4		8	1	2	1				2									
		4	1	6			1	1						2				4
		4		2				2	2	3	3							
1		2		2				1	2	2	2			2				10
7		6	1	7		5	2	2		2				8	1	1		
		6	1	18			1	2										
3		3	1	10		2	2			4	2	1						2
3		3	4	10		2	2			4	2	1						2
3		6	12	10		2	10	3		7	5	1						2
55		4	2	20		2	3	19		28	2	1						2
3		3		10			2				2							
7		3	7	5		9		4		3				1	2			
125		17	32	138	17	32		2		2	10							
1,019	3	610	281	1,067	143	286	151	13	181	42	264	107	36	130	19	17	0	368
1,169	3	618	281	1,119	173	290	166	13	189	42	271	109	38	135	19	17	0	371

表.8-7 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(島田水防区)

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材						
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)
1	大井川外	島田土木	246.84	島田市		道悦	静岡県	32		6,000	100		100	
2	大井川外	川根支所	115.44	〃		川根町家山	〃			100			10	
	小計	2	362.28					32	0	6,100	100	0	110	0
3	大井川	神座	33.00	島田市		神座	島田市	130		1,200		20	70	50
4	〃	高島	33.00	〃		高島町	〃	50	70	2,000		20	100	100
5	〃	善左衛門	33.00	藤枝市		善左衛門	藤枝市	50		2,000		2	10	42
6	〃	相川	34.67	焼津市		相川	焼津市		8	1,400			10	20
7	〃	飯淵	33.00	〃		飯淵	〃	45	25	1,000			10	35
8	〃	上泉	33.00	〃		上泉	〃	54	20	1,400			50	50
9	〃	宗高	104.72	〃		宗高	〃	45	133	1,400			20	300
10	大井川外	金谷	18.73	島田市		牛尾	島田市	10	11	1,000		50	50	
11	大井川	下泉	33.00	榛原郡	川根本町	下泉	川根本町	60		1,000			50	
12	〃	上長尾	33.00	〃	〃	上長尾	〃	50		1,000			40	
13	〃	徳山	33.00	〃	〃	徳山	〃	150		90			50	
14	大井川 家山川	家山(本部)	58.30	島田市		川根町家山	島田市	516		3,000			296	18
15	家山川	塩本	14.50	〃		〃	〃	60		500			40	
16	大井川 上手川	抜里	9.90	〃		川根町抜里	〃	50		600			50	
17	大井川 身成川	渡島	9.90	〃		川根町身成	〃	70		200			10	9
18	大井川 大宮川	葛籠	9.90	〃		川根町葛籠	〃							
19	大井川	川根本町役場	120.00	榛原郡	川根本町	千頭	川根本町			2,700				
20	身成川	上河内	36.00	島田市		川根町笹間下	島田市	200		1,550			80	
21	笹間川 外	出本	9.90	〃		川根町笹間上	〃	90		200			10	
22	笹間川 加賀	粟原	9.90	〃		〃	〃	20		200			10	
23	笹間川	日掛	6.60	〃		〃	〃							
24	大久保川	大久保	21.94	藤枝市		瀬戸ノ谷	藤枝市	100		1,400			6	49
25	藤守川	藤守	9.36	焼津市		藤守	焼津市	60		300				5
26	瀬戸川	八楠	33.05	〃		八楠	〃	490	150	10,800			20	
27	〃	小土	19.44	〃		小土	〃	130	25	2,600			10	
28	〃	本郷	34.67	藤枝市		本郷	藤枝市	850		3,150		3	4	1,000
29	〃	茶町	32.40	〃		茶町二丁目	〃	250		800		3	5	1,600
30	〃	稲川	19.44	〃		稲川	〃	500		3,000		4	50	

ビニールシート (枚)	器 材																	
	蝋木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命網 (本)
243		5	4	31	2	33	9		1	3	7		3	10	5	3	10	5
3		8	3	6	1	6	5		6		15	1		1				
246	0	13	7	37	3	39	14	0	7	3	22	1	3	11	5	3	10	5
4		7	5	20		23	10	10	5		6	3		5				
20		8	19	77	16	21	2			3	2	10						
3		4		10	5	10	10	5	3		10			6				
6		5		15	6	10	30		5	4	3	4		5				10
6		5		15	6	10	2		3		3	1		5				10
6		3	3	20	3	10	2		3		3	3		5				20
21		20	10	135	29	140	4		13	3	14	7		5				121
		7	1	12	10	12	14		14	1	13	7		1				
		1		14		35												
		2		15		15					30							
		4	2	15		15					10							
20		7		16	7	52	15				47	2		3				
		3		12	16	20	3		2			5					1	
						24				1								
		6		22	19	50	4		2			2						
		3		7		22	3		2					4			3	2
		4		10	16	24			9			5		4			2	
		8		8	6	15	1				7							
		5		10	10	17	3		5			2						
		2		5	5	7												
3		5		17	6	9	5		4		4							
4		3		2	6	10	2				3							10
18		15	8	78	8	80	14		14	2	11	6						
2		1		35	9	25	6		2	1	3	1						
2		6	1	6	5	11	5		5		5		2					
1		7	2	4	3	10	4						1					
5		20		21	15	30	22						5					

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材						
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)
31	瀬戸川	宮原	31.59	藤枝市		宮原	藤枝市	500		3,000		3	5	850
32	"	中里	33.39	"		瀬戸ノ谷	"	97		2,832			2	1,000
33	"	志太	33.05	"		志太四丁目	"	500		3,000		2	25	1,000
34	"	築地	29.81	"		築地	"	500		3,000		3	30	1,000
35	朝比奈川	中里	33.05	焼津市		中里	焼津市	180	10	1,100			10	
36	"	高田	33.05	藤枝市		高田	藤枝市	200		3,600			10	1,000
37	"	横内	42.80	"		横内	"	170		1,200			5	
38	"	仮宿	29.81	"		仮宿	"	50		3,000			500	1,000
39	"	小園	19.87	"		岡部町宮島	"	19		3,800		2	10	
40	"	殿	19.87	"		岡部町殿	"	97		3,800		2	100	
41	"	村良	19.87	"		岡部町村良	"	100		3,200		2	10	
42	葉梨川	鬼島	34.67	"		鬼島	"	200		5,050			150	
43	"	葉梨	29.81	"		下之郷	"	400		3,650		3	25	1,150
44	岡部川	内谷	19.90	"		岡部町内谷	"	40		3,100		2	10	
45	谷稲葉川	谷稲葉	29.81	"		谷稲葉	"	400		3,100		2	10	
46	滝沢川	滝沢	29.81	"		滝沢	"	330		2,400			4	1,300
47	石脇川 高草川	石脇	34.20	焼津市		石脇	焼津市	210	75	2,600			10	
48	栃山川	青南町	10.46	藤枝市		青南町五丁目	藤枝市	428		1,600		3		
49	大井川	住吉	30.00	榛原郡	吉田町	住吉	吉田町	10		2,000				
50	坂口谷川	坂部	22.00	牧之原市		坂部	牧之原市	200		800				
51	勝間田川	中	22.00	"		中	"	320		900		2		
52	萩間川	牧之原市役所相良庁舎	86.01	"		相良	"	50		1,600	5		20	
	小計	50	1552.15					9,031	527	102,822	5	128	1,987	11,578
	計	52	1914.43					9,063	527	108,922	105	128	2,097	11,578

なお、水防倉庫の位置は巻末重要水防箇所等位置図参照

ビニールシート (枚)	器 材																	
	蝸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命網 (本)
2		5		5	5	10	5		5		5		2					
2		7	2	10	5	13	8		11		4							
2		8	1	8	5	10	5		5		5		2					
2		5	1	5	4	9	5		4		4		2					
		5		40	10	10	6		4	1	4	1						
2	3	5		4	5	18	5		2		5		2					
2		5	2	6	9	30	5		5		5		2					
10		4	2	9	9	20	5		5			1	6					
3		9	2	17	4	10	5		1		1		2					
3		8	1	13	10	10	5											
13		12	4	24	4	10	7		4		4		4					
2		4	1	5	5	9	4		3		5		2					
2		5	1	5	5	10	5		5		5		2					
4		8	2	5	4	10	4		5				2					
4		8	2	5	4	10	4		5			1	2					
1		10	10	10	3	10	6		3		3		11					
2		5		3	5	30	6		1	2	1	2						
2		5	1	7	5	10	5		5		5		1					
10		7	12	20	2	10	10		10		14	6	10	5		1		
		1		3			1											
				6			3											
13		5	6	16	3	5	1	1	3		8	2	1	1				
202	3	292	101	827	312	961	271	16	177	18	252	71	61	49	0	1	6	173
448	3	305	108	864	315	1,000	285	16	184	21	274	72	64	60	5	4	16	178

表. 8-8 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(袋井水防区)

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材						
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)
1	太田川外	明ヶ島	120.00	磐田市		明ヶ島	静岡県	355	28	710	290	250	500	25
2	中西川	御前崎	92.35	御前崎市		港	"	50		8,700	300	4		
	小計	2	212.35					405	28	9,410	590	254	500	25
3	菊川	嶺田	33.00	菊川市		嶺田	菊川市	30		1,000		5		
4	丹野川	川上	34.65	"		川上	"	80		1,000		5	5	
5	"	赤土上	33.00	"		赤土	"	100		1,000		5	20	
6	"	赤土下	33.00	"		赤土	"	60		5,400			25	
7	牛淵川	下平川	33.00	"		下平川	"	30		1,000		5	5	
8	菊川	加茂	48.16	"		加茂	"	246		22,000		50	130	
9	弁財天川	大須賀支所	15.00	掛川市		西大淵	掛川市	30		4,400		20	70	
10	原野谷川	諸井第1号	33.00	袋井市		諸井	袋井市	302	97	2,200	150	1	9	
11	太田川	豊浜	33.00	磐田市		豊浜	磐田市	50	100	2,000		15	30	
12	"	市場第13号	33.00	周智郡	森町	飯田(市場)	森町	560		1,150		15	150	
13	"	上川原第18号	33.00	"	"	円田	"	530		660		13	100	
14	一宮川	片瀬第15号	33.00	"	"	一宮	"	365		800		5	104	
15	原野谷川	中央消防署西分署	9.60	掛川市		富部	掛川市	300		1,000		19	40	
16	"	原里第14号	33.00	"		原里(原田)	"	130		2,000		18	30	
17	"	川井第2号	33.00	袋井市		川井	袋井市	485	48	2,470		18	100	
18	"	新池第21号	32.40	"		新池	"	905		1,315		33	100	
19	"	小野田第22号	26.35	"		愛野	"	624	50	2,202	5	111	360	
20	太田川	上山梨第7号	21.60	"		上山梨	"	381		1,326	30	16	50	5
21	"	太田第8号	25.92	"		太田	"	527	59	2,498	5	37	190	
22	宇刈川	宇刈第11号	34.64	"		宇刈	"	302	9	1,271	10	42	80	
23	小笠沢川	大門第16号	33.00	"		大門	"	475	60	1,970	10	32	85	
24	敷地川	友永第17号	14.36	"		友永	"	237	60	1,841		16	75	
25	"	川会第19号	25.24	"		川会	"	740		1,740		9	100	
26	三沢川	笠原第23号	33.00	"		山崎	"	372	10	890		6	80	
27	太田川	向笠新屋	25.92	磐田市		向笠新屋	磐田市	550	100	1,300		6	100	
28	"	和口	23.40	"		和口	"	300		1,150		6	100	
29	"	向笠竹之内	23.40	"		向笠竹之内	"	300	100	800		5	100	
30	"	西島	37.26	"		三ヶ野	"	500	50	5,000		5	100	
31	"	新貝	37.26	"		新貝	"	500		1,600		6	100	

ビニールシート (枚)	器 材																	
	蝟木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	バール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
150	1	14		12	4	80	11	8	10	5	16	6		5	2	4	3	5
190		5	2	15	2	1	4		2		10		2	4	2			1
340	1	19	2	27	6	81	15	8	12	5	26	6	2	9	4	4	3	6
		3		5			3		2	2		3						
		3		5			3		2	2		3						
	2	3		7	3		3		2	2	5	3						
		6	10	13			5		13	7	5	15						
	1	2		5			4		2	3		3						
100		50	40	70	15		34		5			1		48	2			
		4		3	2		1		5	1	7	3		2			1	
14		22	13	72	21	44	2	14	8		54	1	7					19
30		21	12	50	14	23	1		6	5			5	5				5
		8	7	18	19	28	2		6	1	10	8						2
		7	4	34	11	21	1		3		14	2						1
		7	5	14	13	10	1	11	3	1	7	3						
30		10		30	5	10	5	2	5	4	10	2		10				11
15		10	13	30	4		6		20	1		3	10					
9		10	2		7	12	4	2	2	3			20	1	1	1		
		10	2	27	3	3	3		5	4	9	6		5				2
		19	12	59	12	8	7	8	10	11	17	6		6	1			1
27		5	7	46	4	6	9	2	5	5	16	4		23	1	1	2	26
28		23	9	61	6	2	3	3	11	12	29	10	21					10
32		11	8	35	4		4	5	10	6	12	2	26					10
20		10	6	30	2	6	3	2	5	5	9	5		4				3
18		6	5	33	7	7	3		6	5	9	3	12	6				7
			13		5		3	1		5	15	5						9
21		13		32	2	4	4		6	6	24	4	1	8				2
15	5	11		28	6	40	6		6	2	9	6		5				5
	5	9		43	5	30	2		4	2	5	5		5				2
14	5	11	7	30	5	20	3		7	4	6	5		5				5
20	5	10		30	5		3		5	5	6	5		5				5
10	5	15		35	5	20	3		8		5	5		4				5

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材							
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)	
32	太田川	鎌田	23.64	磐田市		鎌田	磐田市		40	2,000			5	100	
33	今ノ浦川	中大原	9.90	〃		大原	〃	600		1,000			4	100	
34	〃	上大原	9.90	〃		大原	〃	500		1,000			5	100	
35	〃	今之浦	32.40	〃		今之浦2丁目	〃	100	30	200				100	
36	天竜川	西堀	36.00	〃		豊岡	〃		140	200	1,000			90	
37	〃	長森	27.36	〃		長森	〃		220	3,000			8	50	
38	〃	小立野	71.00	〃		小立野	〃	100	300		35	27	100		
39	〃	寺谷	23.40	〃		寺谷	〃		220	1,700			15	75	
40	〃	匂坂中	9.29	〃		匂坂中	〃		23	600			1	3	
41	〃	上野部	13.33	〃		上野部	〃	67	41	1,300			1		
42	〃	壱貫地	13.33	〃		壱貫地	〃			600					
43	〃	下神増	14.50	〃		下神増	〃	50	30	1,500				40	
44	〃	松之木島	25.92	〃		松之木島	〃	164		600			4	15	7
45	一雲済川	下野部	25.92	〃		下野部	〃	80	30	1,000			1	10	
46	敷地川	敷地	70.80	〃		敷地	〃	239	30	800			5	10	
47	〃	大平堰	19.87	〃		大平	〃	50		500			5	30	
48	仿僧川	仿僧川南	14.50	〃		福田中島	〃	29	20	1,000			7	100	
49	上小笠川	上内田	8.30	掛川市		上内田	掛川市	200		300			20	60	
50	菊川	東山	8.30	〃		東山	〃	100		100			10	20	
51	〃	千浜	8.30	〃		千浜	〃			1,000					
52	新田川	睦浜1	8.30	〃		浜野	〃			900					
53	下小笠川	大坂	8.30	〃		大坂	〃			800					
54	亀惣川	土方	8.30	〃		上土方	〃			400					
55	菊川	佐束	8.30	〃		中方	〃			1,700					
56	亀惣川	中	8.30	〃		中	〃			1,000					
57	菊川	大東支所	291.00	〃		三俣	〃	20		2,750			100	100	
	小計	55	1662.62					12,310	1,867	98,933	1,245	742	3,541	12	
	計	57	1874.97					12,715	1,895	108,343	1,835	996	4,041	37	

なお、水防倉庫の位置は巻末重要水防箇所等位置図参照

ビニールシート (枚)	器 材																	
	蝸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	ショベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命網 (本)
20		1	13	27	5		2							5			2	5
	5	11		30	5	5	5		5		4			5			10	7
	5	7		26	3		3		5	5	4		1	4				
	5	14		30	5		4		5								20	
20	1	4	4	5	16	20	20		1	2		1						5
20	1	6	4	24	11	10	15		5	3	7	5						3
34	2	14	16	79	54	40	33		6	6	32	7						3
25		4	5	22	20	14	3		4	2	8	1	2					3
17		5	5	7	4	8	6		4	4	4	3						
		14	6	28	10	43	6	3	16	5	12							2
		2		2														1
		21	2	30	22	36	9	4	15	5		6						4
		8	1	20	5	12	8	4	9	4	4	3						1
		16		31	9	28	8	1	10	5	5	3		1				
		12	4	36	14	43	6	4	17	3	14			3	1			1
			2	16	8	16	3		1	5				4		1	2	5
17		8		38	15	3	5	3	5	5	5			5				5
20		5		15			5		5	4		6		5				2
10		3	4	10			3						4					
4		2		20	1	2			2	4			5					
				10	1					3								
7		1		10		2				3			10					
5		2		16	2	2		4		4	2		5					
10		2		18	1	2		1		4	8							
5		1		15	1	2			6	4								
	6	14	19	35	5	29	5	3	6		10	3	1	2	6			
617	53	496	260	1,445	402	611	280	77	299	184	402	159	130	176	12	3	140	174
957	54	515	262	1,472	408	692	295	85	311	189	428	165	132	185	16	7	143	180

表. 8-9 水防倉庫及び水防用資器材一覧表(浜松水防区)

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材						
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)
1	天竜川 馬込川	浜松土木	80.00	浜松市	中区	中央1丁目	静岡県			4,000	400	5	10	1
2	天竜川外	天竜支局	115.44	"	天竜区	二俣町 鹿島	"	140		3,000			300	60
	小計	2	195.44					140	0	7,000	400	5	310	61
3	天竜川	西鹿島	36.26	浜松市	天竜区	二俣町 鹿島	浜松市	266	60	600		72	7	14
4	"	川口	3.60	"	"	二俣町 二俣	"		50	2,000		15	1	
5	"	渡ヶ島	32.40	"	"	渡ヶ島	"	200	60			60	20	
6	"	大園	36.43	"	"	二俣町 大園	"		200	5,000		105	60	15
7	"	東雲名	18.00	"	"	東雲名	"	100	60	1,000		15	55	
8	"	大嶺	4.35	"	"	龍山町 大嶺	"					4		
9	"	瀬尻	56.00	"	"	龍山町 瀬尻	"					1		
10	"	江平	9.33	"	"	横山町	"	50	75	1,000		12	6	
11	阿多古川	両島	32.40	"	"	両島	"	365	30	1,700		69	7	25
12	二俣川	栄町	13.44	"	"	山東	"		100	1,000		24	4	4
13	天竜川	上島分団	19.83	"	浜北区	上島	"	50		1,255				
14	"	中瀬北分団	33.05	"	"	中瀬	"		1	1,416				
15	"	中瀬南分団	33.12	"	"	"	"	70	140	5,500	375	45	10	
16	"	竜池北分団	33.05	"	"	八幡	"	100	20	400				
17	"	竜池南分団	33.05	"	"	高菌	"	195		263		6	6	
18	馬込川外	浜北西分団	3.96	"	"	新原	"	34	30	375			1	
19	"	浜名分団	3.96	"	"	内野	"	41	30	900				
20	天竜川	笠井分団	51.76	"	東区	常光町	"	40	53	3,900		2	1	
21	"	中ノ町分団	51.77	"	"	中野町	"	39	53	1,770		10	20	
22	"	飯田分団	51.98	"	南区	飯田町	"	63	50	2,000		10	3	
23	"	芳川分団	51.76	"	"	参野町	"	90	3	2,900		6	5	
24	"	河輪分団	51.98	"	"	東町	"	163	3	2,500		12	20	
25	"	五島分団	51.74	"	"	福島町	"	60	53	3,530		9	10	
26	都田川	都田分団	51.98	"	北区	都田町	"	32	12	3,500		24	14	
27	伊佐地川	伊佐見分団	51.98	"	西区	伊左地町	"	59	170	4,668		1	2	
28	馬込川	白脇分団	51.76	"	南区	寺脇町	"	105	52	1,900		30	30	

ビニールシート (枚)	器 材																	
	蝸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハンマー (丁)	シヨベル (丁)	ジョレン (丁)	石箕 (ヶ)	つるはし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コードリール (丁)	担架 (本)	救命綱 (本)
		18		40		2	20			4	33	1	1		1			
		6		13			8											
0	0	24	0	53	0	2	28	0	0	4	33	1	1	0	1	0	0	0
5		20	4	8	15	60	3	10	5	1	2							
		9	2	19	10	10	5	10	10			5						
		6		17	14	30	2	17	6	4	3							
		31	34	45	25	35	20	50	30		10	11						
		2	4	5	2	20	2	13			8							
		3		3		2	3							1	6	4		
				5					1				1		4	4		
4		2	5	25	10	27	4		5									
		8	5	16	19	30	5	20	5		1	14						
		15	5	20	15	24	8	16	20		20	19						
2		10	1	18			2		4	1	3							36
2		10	5	20	5	8	2		2	1	3	3						36
13	5	11	22	60	13	9	5	1	9	1	15	5		2		1		43
1	6		5	19	5	5	2		4	1	6	3						36
2		7	4	19	5	7	2		4	2	4	3						2
1		10	6	20	5	8			2	1	3	3	1					35
2		10	6	17	5	8			2	1	3	3						1
2	1	11	6	32	5	23	4		5	1	9	6	2	18	1	2		56
3	1	10	7	35	5	20	2		5	4	10	6	1	38	1	2		55
1	2	11	5	30	6	21	5		5		10	5	3	17	1	2		58
	1	12	8	25	5	25	6		5	3	10	5	2	9	1	2		55
2	1	14	9	25	4	25	6	5	4	3	6	1	2	17	1	2		
5	1	11	7	30	5	23	4		5	2	10	7	2	16	1	2		55
5	1	10	9	30	5	24	6		6	4	9	5	2	14	1	2		2
3	1	12	20	30	5	30	5	5	5	4	11	10	2	20	1	2		55
1	2	9	7	30	4	18	7		6		15	4	3	10	1	2		59

対象番号	河川海岸	水防倉庫		位置			管理者	資材							
		名称	面積㎡	郡市	区町	大字		杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	大型土のう(枚)	縄(kg)	鉄線(kg)	蛇籠(本)	
29	都田川	北区役所	29.00	浜松市	北区	細江町 気賀	浜松市		20	500					
30	"	川久保	13.84	"	"	細江町 中川	"	350	30	800		6	200		
31	"	船頭	33.10	"	"	"	"	800	200	20		30	10		
32	"	祝田	33.10	"	"	"	"	390	120	2,200					
33	"	伊目	33.10	"	"	細江町 気賀	"	270	120	230		10	30		
34	"	下村	33.10	"	"	"	"	250	30	200		2	8		
35	井伊谷川	落合	21.17	"	"	"	"			513			160		
36	"	引佐消防団 第1分団	116.64	"	"	引佐町 井伊谷	"			150					
37	"	引佐消防団 第3分団	138.51	"	"	引佐町 伊平	"			100					
38	釣橋川	三ヶ日協働 センター	33.12	"	"	三ヶ日町 三ヶ日	"	150	200	1,200		20			
39	新川	入野分団	51.89	"	西区	入野	"	120	170	4,668		6	27		
40		浜松市 水防団	73.00	"	中区	三組町	"		552	9,000		45	70		
41	都田川	湖西市役所	80.00	湖西市		吉美	湖西市			8,000					
42	"	湖西市役所 新居支所	13.20	"		新居町 新居	"	80		3,000					
43	"	笠子	79.20	"		白須賀	"	100							
	小計	41	1650.91					4,632	2,747	79,658	375	651	787	58	
	計	43	1846.35					4,772	2,747	86,658	775	656	1,097	119	

なお、水防倉庫の位置は巻末重要水防箇所等位置図参照

ビニール シート (枚)	器 材																	
	蝸木 (丁)	掛矢 (丁)	ハン マー (丁)	ショ ベル (丁)	ジョ レン (丁)	石箕 (ヶ)	つる はし (丁)	くわ (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	鎌 (丁)	ペンチ (丁)	パール (丁)	照明具 (灯)	発電機 (台)	コード リール (丁)	担架 (本)	救命網 (本)
12		6	2	14	5	5			10		10	1	15	13	2	1		3
3		7		10	3	8	3		4	2	2	7	1	3				
3		8	3	25	2	12	3	20	6	2	3	2		3				
6		3	3	20	3	6	3	3	5	3	4	5		3				
5		2	2	19	2	5	3	9	10	5	13	3	1	3				
3				4	2	28	3	20	4	3	1		1	3				
4		2	2	9	1	7		6	5	4	1	1	1	2		2		
1		1	1	8			2		3	1	2		3	3	1	1		1
6			1	5		2	4		10		9		3	7	2	1		2
10	2	9	8	12	7	15	7	6		1	18	3	3	4	1	1		
3	1	12	11	30	3	20	5		5		9	10	2	13	2	2		58
11	7	5	12	39	11	23	8	8	26	2	21	12	4	3	4	3		2
		11		37		9	16		14			5		12			2	23
		3		7			5		2		2	3						
		10		20														
121	32	333	231	862	231	632	172	219	259	57	266	170	55	234	31	38	2	673
121	32	357	231	915	231	634	200	219	259	61	299	171	56	234	32	38	2	673

表. 8-10 国土交通省所管水防倉庫及び水防用資器材一覧表(参考)

河川 海岸	水防倉庫	位 置			管理者	資 材								鉄杭 (本)
	名 称	郡 市	区町	大 字		杭木 (本)	空俵 (枚)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	蛇籠 (本)	丸釘 (kg)	莖 (枚)	コンク リートブ ロック (個)	
狩野川	伊豆長岡 出張所	伊豆の国 市		壺之上	国 土 交通省	36	2,100	8					860	178
"	沼津河川 出張所	沼津市		上香貫	"	12	600	20	3				1,081	50
富士川	富士川下 流出張所	富士市		松岡	"		400	14巻	50				823	50
安倍川	安 倍 川 出 張 所	静岡市	葵 区	堤 町	"	152	24,200		450		20		1,252	12
大井川	島 田 出 張 所	島田市		横 井	"	20	10,600		300					77
菊川	平 田 出 張 所	菊川市		嶺 田	"	75	4,000	70	300		250		2,622	
天竜川	中ノ町 出張所	浜松市	東 区	国 吉	"	258	23,100	13.5巻 65	532		345		165	135
計	8					553	65,000	98	1,635	0	615	0	6,803	502

器 材																	その他
掛矢 (丁)	ス コ ッ プ (丁)	つ る は し (丁)	カ ッ タ ー (丁)	鋸 (丁)	斧 (丁)	ペ ン チ (丁)	鎌 (丁)	ジ ョ レ ン (丁)	ハン マ ー (丁)	照 明 具 (灯)	シ ー ト (枚)	ロー プ 類 (m)	玄 能 (丁)	石 筧 (ヶ)	足 場 板 (枚)	チェ ー ン ソー (台)	
9	23	10	3	2		1	6	1	1	2	20	3,636				1	
8	5	2	2	5	1	2	5		2	2	8	1,400	5	4		1	
8	10	3	2	12	2	6	6	2	4	1	100	400	4				
6	13	2	3	10	2	6	22	3	4	8	49	500	10	5		1	
7	17	8	5	10		4	15	3	4	3	50	200	9	2		1	
10	23	9	7	25	7	1	5	6	3	3	90	2,200	2	13		1	蝋木 3丁
24	59	45	25	23	16	33	8	9	14	20	49	2,600	17			2	
72	150	79	47	87	28	53	67	24	32	39	366	10,936	47	24	0	7	

第9表 県輸送車及び作業車の配置状況

表. 9-1 輸送車及び作業車数一覧表(静岡県)

水防区	輸送車(台)	摘 要	作業車(台)	摘 要
水防本部	1		0	
下田	14		0	
熱海	10		0	
沼津	28		0	
富士	13	うち5台田子の浦港管理事務所	0	
静岡	25	うち7台清水港管理局	0	
島田	42	うち5台焼津漁港管理事務所	0	
袋井	42	うち5台御前崎港管理事務所	0	
浜松	32		0	
計	207		0	

表. 9-2 輸送車及び作業車の配置状況(水防本部)

(輸送車)					
車種	積載	台数	燃料	常置場所	摘 要
貨客兼用車	7人	1台	軽油	県庁	水防車(4WD)

表. 9-3 輸送車及び作業車の配置状況(下田水防区)

(輸送車)					
車種	積載	台数	燃料	常置場所	摘 要
貨客兼用車	2人	5台	ガソリン	土木事務所	うち1台水防車
〃	7人	1	〃	〃	水防車
〃	5人	2	〃	〃	パトロール車(4WD)
〃	2人	3	〃	〃	軽自動車
〃	2人	2	〃	松崎支所	
〃	4人	1	〃	〃	軽自動車
計		14台			

表. 9-4 輸送車及び作業車の配置状況(熱海水防区)

(輸送車)					
車種	積載	台数	燃料	常置場所	摘 要
乗用車	8人	1台	ガソリン	土木事務所	
貨客兼用車	5人	3	〃	〃	うち1台水防車
〃	5人	1	〃	〃	道路パトロール車(4WD)
〃	4人	1	〃	〃	軽自動車
〃	5人	2	〃	伊東支所	
〃	4人	1	〃	〃	軽自動車
〃	5人	1	〃	ダム管理班	水防車
計		10台			

表. 9-5 輸送車及び作業車の配置状況(沼津水防区)

(輸送車)					
車種	積載	台数	燃料	常置場所	摘 要
貨客車	5人	1台	ガソリン	土木事務所	水防車
〃	5人	21	〃	〃	うち4台パトロール車
〃	5人	3	〃	修善寺支所	
〃	5人	1	軽油	御殿場支所	
〃	5人	2	ガソリン	〃	
計		28台			

表. 9-6 輸送車及び作業車の配置状況(富士水防区)

(輸送車)					
車種	積載	台数	燃料	常置場所	摘要
貨客兼用車	1.5t 5人	1台	軽油	土木事務所	4WD
〃	5人	5	ガソリン	〃	うち2台パトロール車 うち1台水防車
〃	5人	1	軽油	富士宮分庁舎	4WD
〃	5人	1	ガソリン	〃	
〃	7人	1	〃	田子の浦港管理事務所	
〃	6人	1	〃	〃	
〃	5人	3	〃	〃	
計		13台			

表. 9-7 輸送車及び作業車の配置状況(静岡水防区)

(輸送車)					
車種	積載	台数	燃料	常置場所	摘要
貨客兼用車	5人	16台	ガソリン	土木事務所	うち2台水防車
〃	4人	2台	〃	〃	軽自動車
乗用車	5人	1	〃	清水港管理局	
貨客兼用車	5人	6	〃	〃	
計		25台			

表. 9-8 輸送車及び作業車の配置状況(島田水防区)

(輸送車)					
車種	積載	台数	燃料	常置場所	摘要
乗用車	5人	2台	ガソリン	土木事務所	うち1台所長車
〃	7人	1	〃	〃	4WD
貨客兼用車	5人	1	〃	〃	パトロール車
〃	5人	2	〃	〃	4WDパトロール車
〃	5人	1	〃	〃	4WD
〃	5人	18	〃	〃	うち1台水防車
〃	4人	1	〃	〃	4WD 軽自動車
〃	4人	3	〃	〃	軽自動車
〃	4人	3	〃	〃	軽貨物
〃	5人	5	〃	川根支所	
貨客兼用車	5人	3	ガソリン	焼津漁港管理事務所	
小型貨物車	3人	1	軽油	〃	
〃	2人	1	ガソリン	〃	軽自動車
計		42台			

※御前崎港管理事務所は袋井水防区で計上

表. 9-9 輸送車及び作業車の配置状況(袋井水防区)

(輸送車)					
車種	積載	台数	燃料	常置場所	摘要
貨客兼用車	5人	11台	ガソリン	土木事務所	うち1台水防車
〃	5人	1	〃	〃	4WD
〃	5人	1	〃	〃	4WD 水防車
〃	5人	2	〃	〃	4WD パトロール車
〃	4人	5	〃	〃	軽自動車
乗用車	5人	2	〃	〃	所長車 他
〃	8人	1	〃	〃	
〃	4人	4	〃	〃	軽自動車
〃	5人	1	〃	〃	4WD
貨客兼用車	5人	5	〃	掛川支所	
〃	4人	1	〃	〃	軽自動車(4WD)
〃	4人	2	〃	〃	軽自動車
乗用車	4人	1	〃	〃	軽自動車
貨客兼用車	5人	4	ガソリン	御前崎港管理事務所	
乗用車	4人	1	〃	〃	軽自動車
計		42台			

表. 9-10 輸送車及び作業車の配置状況(浜松水防区)

(輸送車)					
車種	積載	台数	燃料	常置場所	摘要
貨客兼用車	5人	19台	ガソリン	土木事務所	うち1台水防車
〃	5人	1	軽油	〃	4WD
〃	5人	1	ガソリン	〃	パトロール車
〃	5人	1	〃	〃	〃(4WD)
〃	5人	10	〃	天竜支局	うち1台水防車
計		32台			

第10表 水防関係機関の電話番号一覧表

表. 10-1 県庁内及び他県関係電話一覧表

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
静岡県庁 (土木防災情報センター)	054-221-3259	静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部政策管理局	054-221-3002 054-221-3007 054-221-3547	〃
静岡県交通基盤部建設経済局	054-221-2147 054-221-2697 054-221-3046	〃
静岡県交通基盤部建築管理局	054-221-3091 054-221-3098 054-221-2933	〃
静岡県交通基盤部道路局 (道路保全課)	054-221-3022 054-221-3024~5 054-221-3660 054-221-2752	〃
静岡県交通基盤部河川砂防局 (土木防災課)	054-221-2249 054-221-3033 054-221-3206	〃
〃 (河川砂防管理課)	054-221-3032 054-221-3034	〃
〃 (河川企画課)	054-221-3035 054-221-3038	〃
〃 (河川海岸整備課)	054-221-3036~7	〃
〃 (砂防課)	054-221-3042~4	〃
静岡県交通基盤部港湾局	054-221-3051~6	〃
静岡県交通基盤部都市局 (景観まちづくり課)	054-221-3530 054-221-3049	〃
静岡県経済産業部農地局 (農地保全課)	054-221-2756 054-221-2757	〃
静岡県危機管理部 (危機対策課)	054-221-2072	〃
静岡県警察本部災害対策課	054-271-0110	〃
神奈川県庁(河川課)	045-210-1111(代) 045-210-6491(直)	神奈川県横浜市中区日本大通1
愛知県庁(河川課)	052-961-2111(代) 052-954-6552(直)	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
山梨県庁(治水課)	055-237-1111(代) 055-223-1702(直)	山梨県甲府市丸の内1丁目6-1
山梨県峡南建設事務所 身延河川砂防管理課	0556-62-9062	山梨県南巨摩郡身延町梅平2483-30
長野県庁(河川課)	026-232-0111(代) 026-235-7308(直)	長野県長野市大字南長野字幅下692-2

表. 10-2 国土交通省関係電話一覧表

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
国土交通省	03-5253-8111(代)	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省水管理・国土保全局 防災課	03-5253-8461	〃
国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課河川保全企画室	03-5253-8448	〃
国土交通省水管理・国土保全局 治水課	03-5253-8450	〃
中部地方整備局河川管理課	052-953-8155	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局地域河川課	052-953-8257	〃
中部地方整備局水災害対策室	052-953-8158 052-953-8257	〃
沼津河川国道事務所調査課	055-934-2009	沼津市下香貫外原3244-2
静岡河川事務所	054-273-9104	静岡市葵区田町3-108
静岡国道事務所	054-250-8900	静岡市葵区南安倍2丁目8-1
浜松河川国道事務所	053-466-0116	浜松市中区名塚町266
富士砂防事務所	0544-27-5221~3	富士宮市三園平1100
関東地方整備局河川管理課	048-600-1381	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
甲府河川国道事務所	055-252-8885 055-253-5683(災対室直通)	山梨県甲府市緑ヶ丘1-10-1
富士川下流出張所	0545-61-0078	富士市松岡官有無番地
長島ダム管理所	0547-59-1024	榛原郡川根本町犬間541番地の3

表. 10-3 気象庁関係電話一覧表

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
静岡地方気象台	054-286-3411	静岡市駿河区曲金2丁目1の5
甲府地方気象台	055-222-2347	山梨県甲府市飯田4-7-29

表. 10-4 自衛隊関係電話一覧表

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
陸上自衛隊第34普通科連隊	0550-89-1310	御殿場市板妻40の1
陸上自衛隊富士学校	0550-75-2311	駿東郡小山町須走481の27
静岡地方協力本部	054-261-3151	静岡市葵区柚木366
航空自衛隊浜松基地	053-472-1111	浜松市西区西山町無番地
航空自衛隊静岡基地	054-622-1234	焼津市上小杉1602

表. 10-5 報道機関関係電話一覧表

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
N H K静岡放送局	054-281-9003	静岡市駿河区八幡一丁目6番1号
S B S静岡放送	054-284-8950	静岡市駿河区登呂3丁目1-1
S U Tテレビ静岡	054-261-6115	静岡市駿河区栗原18番65号
S D T静岡第一テレビ	054-283-6515	静岡市駿河区中原563
S A T V静岡朝日テレビ	054-251-3301	静岡市葵区東町15
K - M I X静岡エフエム	053-401-1520	浜松市中区常盤町133-24
静岡新聞	054-283-0683	静岡市駿河区登呂3丁目1-1

表. 10-6 土木事務所関係電話一覧表

(下田水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
下田土木事務所	0558-24-2117	下田市中531-1
下田土木事務所松崎支所	0558-42-0003	賀茂郡松崎町江奈629-6
賀茂地域局	0558-24-2004	下田市敷根765-15
下田警察署	0558-27-0110	下田市東中7-8
下田市役所(防災安全課)	0558-36-4145	下田市東本郷1丁目5-18
東伊豆町役場(防災課)	0557-95-1103	賀茂郡東伊豆町稲取3354
東伊豆町役場(建設整備課)	0557-95-6303	賀茂郡東伊豆町稲取3354
河津町役場(総務課)	0558-34-1913	賀茂郡河津町田中212-2
南伊豆町役場(総務課)	0558-62-6211	賀茂郡南伊豆町下賀茂315-1
松崎町役場(総務課)	0558-42-3963	賀茂郡松崎町宮内301-1
西伊豆町役場(防災課)	0558-52-1965	賀茂郡西伊豆町仁科401-1
(熱海水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
熱海土木事務所	0557-82-9176	熱海市水口町13-15
熱海土木事務所伊東支所	0557-37-2947	伊東市湯川546-7
東部地域局	055-920-2002	沼津市高島本町1-3
熱海警察署	0557-85-0110	熱海市福道町3-19
伊東警察署	0557-38-0110	伊東市竹の台2-26
熱海市役所(都市整備課)	0557-86-6402	熱海市中央町1-1
熱海市役所(危機管理課)	0557-86-6441	熱海市中央町1-1
伊東市役所(建設課)	0557-32-1753	伊東市大原二丁目1-1
伊東市役所(危機対策課)	0557-32-1361	伊東市大原二丁目1-1

(沼津水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
沼津土木事務所	055-920-2213	沼津市高島本町1-3
沼津土木事務所御殿場支所	0550-84-6100	御殿場市竈1113
沼津土木事務所修善寺支所	0558-72-2058	伊豆市加殿36-1
東部地域局	055-920-2002	沼津市高島本町1-3
沼津警察署	055-952-0110	沼津市平町19-11
裾野警察署	055-995-0110	裾野市平松620-1
三島警察署	055-981-0110	三島市谷田194-1
御殿場警察署	0550-84-0110	御殿場市北久原439-2
大仁警察署	0558-76-0110	伊豆の国市大仁680-1
沼津市役所(河川課)	055-934-2531	沼津市御幸町16の1
沼津市役所(危機管理課)	055-934-4803	沼津市御幸町16の1
三島市役所(危機管理課)	055-983-2650	三島市大社町1-10
御殿場市役所(危機管理課)	0550-82-4370	御殿場市萩原483
裾野市役所(危機管理課)	055-995-1817	裾野市佐野1059
伊豆市役所(防災安全課)	0558-72-9867	伊豆市小立野38-2
伊豆の国市役所(危機管理課)	055-948-1482	伊豆の国市長岡340-1
函南町役場(総務課)	055-979-8102	田方郡函南町平井717-13
清水町役場(くらし安全課)	055-981-8205	駿東郡清水町堂庭210-1
長泉町役場(地域防災課)	055-989-5505	駿東郡長泉町中土狩828
小山町(危機管理局)	0550-76-5715	駿東郡小山町阿多野130
(富士水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
富士土木事務所	0545-65-2237	富士市本市場441-1
富士土木事務所富士宮分庁舎	0544-27-1111	富士宮市黒田350-14
田子の浦港管理事務所	0545-33-0495	富士市鈴川町2-1
東部地域局	055-920-2002	沼津市高島本町1-3
富士宮警察署	0544-23-0110	富士宮市城北町160
富士警察署	0545-51-0110	富士市八代町3-55
富士宮市役所(河川課)	0544-22-1219	富士宮市弓沢町150
富士宮市役所(危機管理局)	0544-22-1319	富士宮市弓沢町150
富士市役所(河川課)	0545-55-2721	富士市永田町1丁目100
富士市役所(防災危機管理課)	0545-55-2715	富士市永田町1丁目100

(静岡水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
静岡土木事務所	054-286-9326	静岡市駿河区有明町2-20
清水港管理局	054-353-2201	静岡市清水区日の出町9-25
中部地域局	054-644-9104	藤枝市瀬戸新屋362-1
静岡中央警察署	054-250-0110	静岡市葵区追手町6-1
静岡南警察署	054-288-0110	静岡市駿河区富士見台一丁目5-10
清水警察署	054-366-0110	静岡市清水区天王南1-35
静岡市役所(危機管理課)	054-221-1241	静岡市葵区追手町5-1
静岡市役所(建設局災害対策室)	054-221-1227	静岡市葵区追手町5-1
(島田水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
島田土木事務所	0547-37-1035	島田市道悦五丁目7-1
島田土木事務所川根支所	0547-53-3133	島田市川根町家山1313-4
御前崎港管理事務所	0548-63-3213	御前崎市港6129の1
焼津漁港管理事務所	054-628-3126	焼津市鯛ヶ島136-24
中部地域局	054-644-9104	藤枝市瀬戸新屋362-1
焼津警察署	054-624-0110	焼津市道原723
藤枝警察署	054-641-0110	藤枝市緑町一丁目3-5
島田警察署	0547-37-0110	島田市向谷元町1212
牧之原警察署	0548-22-0110	牧之原市細江2737
焼津市役所(災害情報管理室)	054-623-1269	焼津市石津728-2
焼津市(防災計画課)	054-625-0128	焼津市石津728-2
藤枝市役所(河川課)	054-643-3516	藤枝市岡出山一丁目11-1
藤枝市役所(大規模災害対策課)	054-643-3119	藤枝市岡出山一丁目11-1
島田市役所(危機管理課)	0547-36-7143	島田市中央町5-1
牧之原市役所(防災課)	0548-23-0056	牧之原市静波447の1
吉田町役場(防災課)	0548-33-2164	榛原郡吉田町住吉87
川根本町役場(建設課)	0547-56-2227	榛原郡川根本町上長尾627
川根本町役場(総務課)	0547-56-2220	榛原郡川根本町上長尾627

(袋井水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
袋井土木事務所	0538-42-3217	袋井市山名町2-1
袋井土木事務所掛川支所	0537-22-6275	掛川市金城93
御前崎港管理事務所	0548-63-3213	御前崎市港6129-1
西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付3599-4
掛川警察署	0537-22-0110	掛川市宮脇一丁目1-1
磐田警察署	0538-37-0110	磐田市一言2533-4
菊川警察署	0537-36-0110	菊川市加茂5889
袋井警察署	0538-41-0110	袋井市新屋二丁目4-5
御前崎市役所(危機管理課)	0537-85-1119	御前崎市池新田5585
袋井市役所(危機管理課)	0538-86-3701	袋井市国本2907 (袋井消防庁舎・袋井市防災センター)
掛川市役所(危機管理課)	0537-21-1131	掛川市長谷一丁目1-1
磐田市役所(危機管理課)	0538-37-2114	磐田市国府台3-1
菊川市役所(危機管理課)	0537-35-0923	菊川市堀之内61
森町役場(建設課)	0538-85-6325	周智郡森町森2101-1
太田川原野谷川治水水防組合	0538-44-3166 (袋井市道路河川課)	袋井市新屋一丁目1-1
(浜松水防区)		
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
浜松土木事務所	053-458-7268	浜松市中区中央一丁目12-1
浜松土木事務所天竜支局	053-926-2283	浜松市天竜区二俣町鹿島559
西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付3599-4
浜松中央警察署	053-475-0110	浜松市中区住吉五丁目28-1
浜松西警察署	053-484-0110	浜松市西区大人見町3452-1
浜松東警察署	053-460-0110	浜松市中区相生町14-10
浜北警察署	053-585-0110	浜松市浜北区小松3218
天竜警察署	053-926-0110	浜松市天竜区二俣町阿蔵8-3
湖西警察署	053-593-0110	湖西市新居町新居3380-268
細江警察署	053-522-0110	浜松市北区細江町気賀4640
浜松市役所(河川課)	053-457-2865	浜松市中区元城町103の2
浜松市役所(危機管理課)	053-457-2537	浜松市中区元城町103の2
湖西市役所(危機管理課)	053-576-4538	湖西市吉美3268

第 1 1 表 水防管理団体、警察署、水防区関係電話番号一覧表

水防管理団体名		電話番号	管轄警察署名	電話番号	水防区名	電話番号
下田市		0558-36-4145	下田警察署	0558-27-0110	下田水防区 (下田土木)	0558-24-2117
東伊豆町		0557-95-1103				
南伊豆町		0558-62-6211				
河津町		0558-34-1913				
松崎町		0558-42-3963				
西伊豆町		0558-52-1965				
熱海市		0557-86-6402	熱海警察署	0557-85-0110	熱海水防区 (熱海土木)	0557-82-9176
伊東市		0557-32-1753	伊東警察署	0557-38-0110		
沼津市		055-934-2531	沼津警察署	055-952-0110	沼津水防区 (沼津土木)	055-920-2213
清水町		055-981-8205				
裾野市		055-995-1817	裾野警察署	055-995-0110		
長泉町		055-989-5505	三島警察署	055-981-0110		
三島市		055-983-2650				
函南町		055-979-8102				
伊豆の国市		055-948-1482	大仁警察署	0558-76-0110		
伊豆市		0558-72-9867				
御殿場市		0550-82-4370	御殿場警察署	0550-84-0110		
小山町		0550-76-5715				
富士市		0545-55-2721	富士警察署	0545-51-0110	富士水防区 (富士土木)	0545-65-2237
富士宮市		0544-22-1219	富士宮警察署	0544-23-0110		
静岡市	葵区	054-221-1241	静岡中央警察署	054-250-0110	静岡水防区 (静岡土木)	054-286-9326
	駿河区		静岡南警察署	054-288-0110		
	清水区		清水警察署	054-366-0110		
焼津市		054-626-1118	焼津警察署	054-624-0110	島田水防区 (島田土木)	0547-37-1035
藤枝市		054-643-3516	藤枝警察署	054-641-0110		
島田市		0547-36-7143	島田警察署	0547-37-0110		
川根本町		0547-56-2227				
牧之原市		0548-23-0056	牧之原警察署	0548-22-0110		
吉田町		0548-33-2164				
御前崎市		0537-85-1119				
菊川市		0537-35-0923	菊川警察署	0537-36-0110	袋井水防区 (袋井土木)	0538-42-3217
掛川市		0537-21-1131	掛川警察署	0537-22-0110		
太田川 原野谷川 治水水防 組合	掛川市一部	0538-44-3166				
	森町		磐田警察署	0538-37-0110		
	磐田市一部		袋井警察署	0538-41-0110		
	袋井市一部					
袋井市		0538-86-3701	磐田警察署	0538-37-0110		
磐田市		0538-37-2114				
浜松市	中区 (江東地区を除く)	053-457-2451	浜松中央警察署	053-475-0110	浜松水防区 (浜松土木)	053-458-7268
	西区		浜松西警察署	053-484-0110		
	中区(江東地区)		浜松東警察署	053-460-0110		
	東区					
	南区		細江警察署	053-522-0110		
	北区		浜北警察署	053-585-0110		
	浜北区		天竜警察署	053-926-0110		
	天竜区					
湖西市		053-576-4538	湖西警察署	053-593-0110		

第 12 表 静岡県土木総合防災情報システム(通称：サイポス)

県では、よりの確・迅速な防災災害情報がとれるよう、河川・海岸・砂防・道路等の土木防災情報の一元化を目指したシステム(静岡県土木総合防災情報システム：^{サイポス}SIPOS)を構築した。

システムの主たる機能及び全体構成図は表. 12-1 (P. 370~P. 371) 及び図. 12-1 (P. 372) のとおりである。

表. 12-1 静岡県土木総合防災情報システムの主たる機能一覧表

項 目	目 的	内 容
データ収集観測時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ○よりきめ細やかな降雨、水位の状況確認が可能 ○テレメータデータ収集の高速化 	○5分間隔で収集(観測時常時5分観測)
欠測データの自動再呼び込み	○テレメータデータ欠測対策	○無線状況改善時リアルタイムに欠測データの自動再呼び込み
土木各種防災情報の一元化	○各種防災情報を一元監視できることにより総合的かつ迅速な判断が可能	<ul style="list-style-type: none"> ○河川系情報：水位 159 箇所、雨量 118 箇所 ○海象情報：2 箇所（静岡、竜洋） ○ダム情報：3 箇所（奥野、太田川、都田川） ○水門：7 水門（八木沢大川、牛臥、大谷川、常念川、ぼう僧川、竜洋） ○監視映像：88 映像
各所管データの一元化	○よりきめ細やかな情報の確認が可能	<ul style="list-style-type: none"> ○各所管データを地図上で一元表示 ・雨量（静岡県、国土交通省、アメダス） ・水位（静岡県、国土交通省） ・気象観測情報（震度、日照、気温、風向/風速、潮汐） ・監視映像（静岡県、国土交通省）
県庁—土木事務所間の回線の高速化、IP 化	○大容量の情報伝送、リアルタイムな情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通省光ネットワークを利用した、光専用回線による土木総合防災情報ネットワーク ・高速化により映像など大容量情報の伝送、多数端末でのリアルタイムな情報共有が可能。 ・IP 化によりパソコン・サーバをはじめとする汎用機器の容易なネットワーク参加が可能。
土木—支所間の回線の改善	○支所での情報収集のリアルタイム化	<ul style="list-style-type: none"> ○光回線接続 ・回線速度が速くリアルタイム化を実現。 ・IP 化によりパソコン・サーバをはじめとする汎用機器の容易なネットワーク参加が可能。
気象情報	○気象情報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁情報(気象予報機関(ウェザーニュース)が提供する気象情報) (注意報、警報、台風情報、アメダス情報、レーダー情報、津波情報、波浪情報、天気図気象衛星画像、短時間降雨予測、広域予報、地震等) 【衛星+地上送信】
予測情報	○気象予測と結びついた迅速な水防配備体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○気象予報機関(ウェザーニュース)による降雨予測、台風進路予測 ・水防配備体制判断支援情報【災害リスクスケール】(各土木事務所管内の 72 時間降雨予測)。 ・ウェザーニュース気象予報士の気象コンサルティング(24 時間対応)により降雨の動き等把握が可能。

項 目	目 的	内 容
情報警報表示盤	○速報情報のリアルタイムな表示により状況の変化の確認	○速報(地震、注意報情報、雨量・水位警戒値超過情報等)を大型ディスプレイにより表示 ・速報及び状況の変化時警戒音により関係者に知らせる。
映像表示	○映像伝送装置を用いた協議による迅速な意思決定	○県庁大型表示装置(50インチ×10面マルチ画面) ・多数の監視映像、及びシステム画面の同時表示(各種情報の一元表示可能)。 ・管内の水防情報、気象情報を集約する情報警報表示機能。 ○WEB会議システム(ZOOM) ・県庁一部内各出先機関(8土木事務所及び4港湾事務所)間、及び各土木事務所一管内支所間で、専用端末を使用してのWEB会議が可能。
映像監視	○洪水や高潮、津波襲来時等の河川・海象状況及び施設状況の出先事務所との共有 ○国土交通省との映像情報の共有	○映像による県庁・土木事務所間での情報共有 ・県管理河川WEBカメラ130映像、県管理河川、水門及び津波防災ステーション等のCCTVカメラ88映像を取込み。 ・国土交通省の河川、海岸、砂防、道路のCCTVカメラ249映像と地整ヘリテレ映像を取込み。
汎用パソコンへの対応	○容易な情報利用	○システムのWeb化により汎用パソコンによる容易な情報利用が可能 ・パソコンのブラウザから情報利用が可能。 ・ネットワークのIP化により、パソコンから容易にネットワーク参加が可能。

静岡県土木総合防災情報システム (S I P O S) 全体構成図

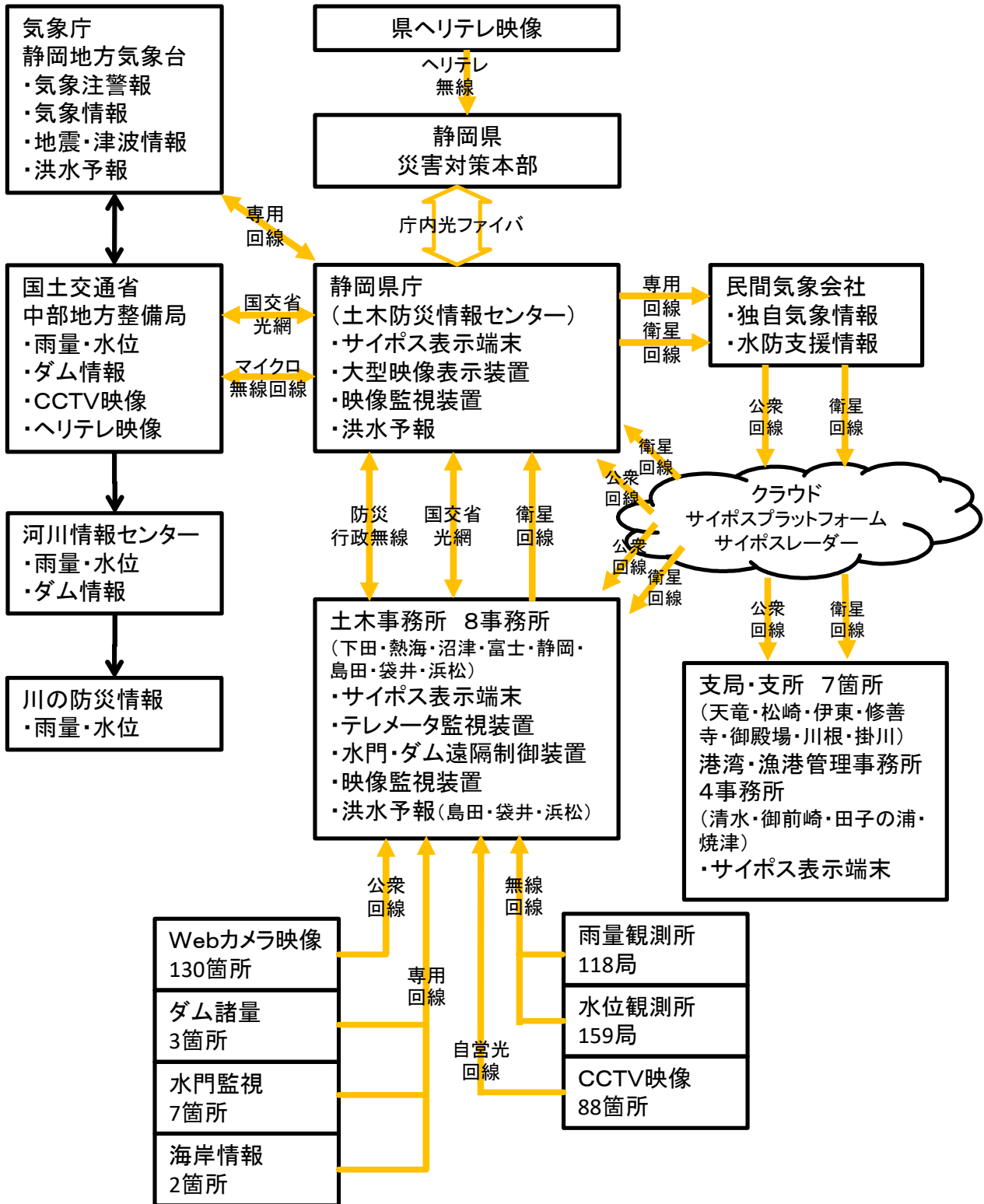
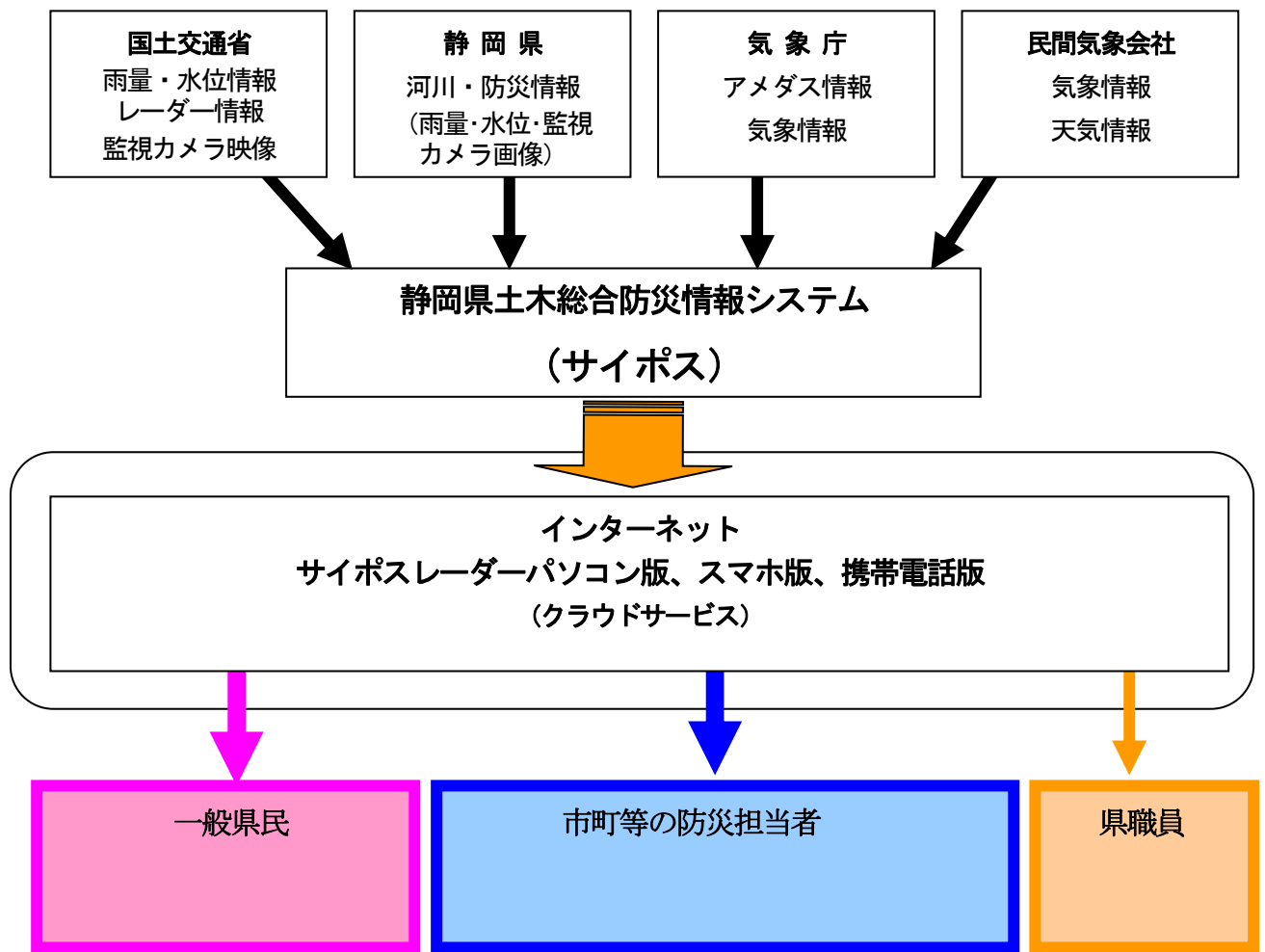


図. 12-1 静岡県土木総合防災情報システム(SIPPOS)全体構成図

サイポスレーダー（土木総合防災情報インターネット公開サービス）



サイポスレーダートップページ

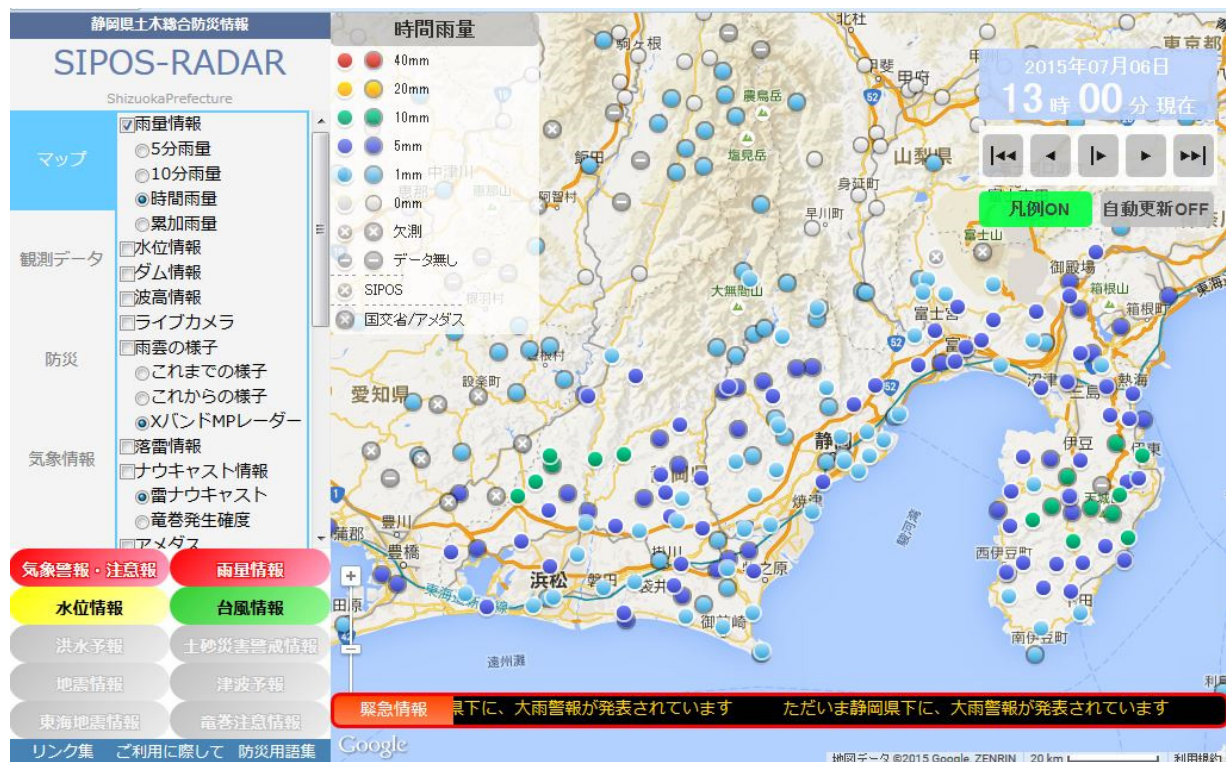


図. 12-2 サイポスレーダー概要図

パソコン・スマートフォン・携帯電話からのサイポスレーダーアクセス方法

1. 静岡県のホームページや交通基盤部サイトのリンクからアクセス
2. 検索サイトで「サイポス」と入力し検索
3. 直接URLにアクセス

スマートフォン



http://sipos.pref.shizuoka.jp

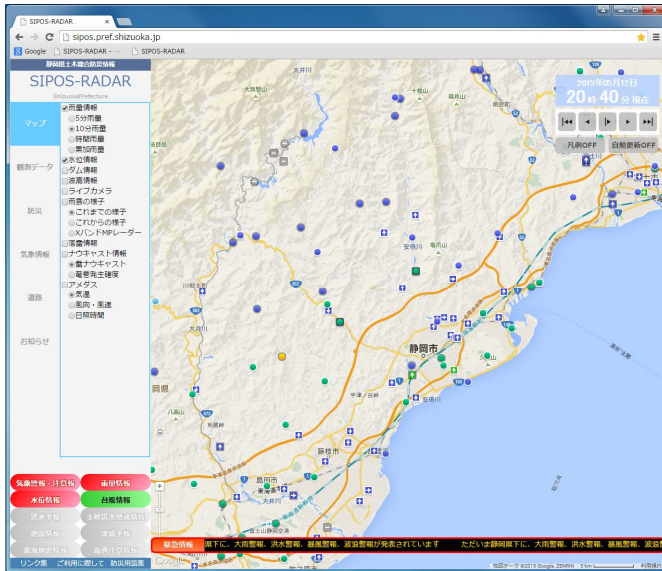
携帯電話URL http://sipos.shizuoka2.jp/m/

(携帯電話共通)

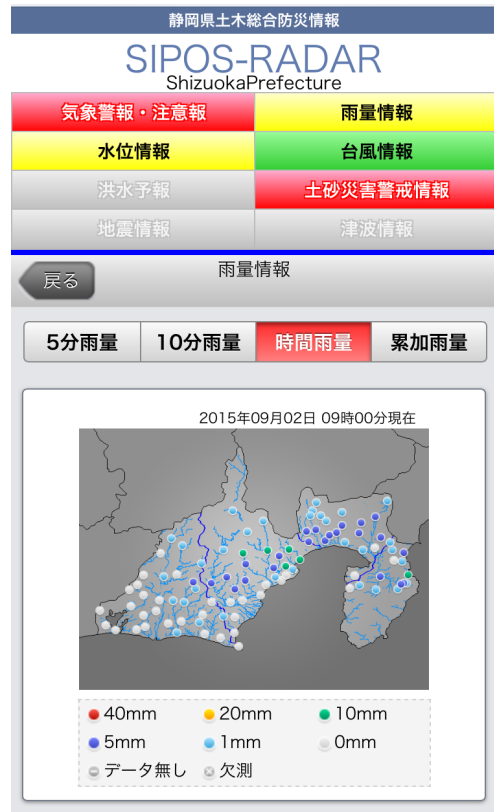
携帯電話



インターネット版表示例



スマートフォン版表示例



雨量グラフ表示



携帯電話版表示例



水位グラフ表示

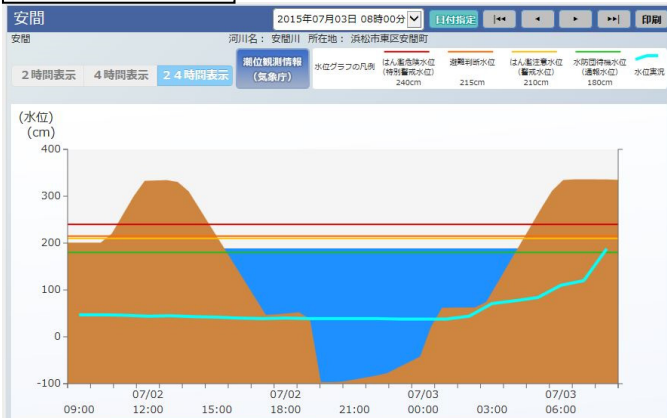


図. 12-3 サイポスレーダー表示画面

第13表 雨量観測所一覧表

表.13-1 静岡県内の雨量観測所数一覧

水防区	下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	袋井	浜松	計
静岡県所管	16	6	16	16	17	10	17	19	117
その他							1		1
国土交通省所管			19	1	12	5	5	5	47
気象庁所管	3	1	5	2	5	3	5	6	30
計	19	7	40	19	34	18	28	30	195

表.13-2 静岡県所管雨量観測所一覧表

備考：()内はテレメータ観測開始年月日

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			観測開始年月日	種別	既往最大日雨量	管理者		サイポス	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話		
下田	1	しもだ下田	稲生沢川	下田市		中	S24.6.7 (S60.4.1)	テレ	287.0	下田土木	0558-24-2117	○	○
	2	まつざき松崎	那賀川	賀茂郡	松崎町	江奈	S12.12.17 (S60.4.1)	テレ	300.0	"	"	○	○
	3	いなとり稲取	稲取大川	"	東伊豆町	稲取	(S54.10.1)	テレ	422.0	"	"	○	○
	4	あまぎ天城	河津川	"	河津町	梨本	(S54.10.1)	テレ	502.0	"	"	○	○
	5	ばさら婆婆羅	稲生沢川	下田市		加増野	(S54.10.1)	テレ	392.0	"	"	○	○
	6	みなみいず南伊豆	青野川	賀茂郡	南伊豆町	下賀茂	S33.1.1 (S54.10.1)	テレ	292.0	"	"	○	○
	7	かどの門野	那賀川	"	松崎町	門野	(S54.10.1)	テレ	406.0	"	"	○	○
	8	にしなとうげ仁科峠	宇久須川	"	西伊豆町	宇久須	(H2.4.1)	テレ	502.0	"	"	○	○
	9	ゆがの湯ヶ野	河津川	"	河津町	湯ヶ野	(H5.4.1)	テレ	317.0	"	"	○	○
	10	しいばら椎原	稲生沢川	下田市		椎原	(H5.4.1)	テレ	290.0	"	"	○	○
	11	おおとうげ大峠	岩科川	賀茂郡	松崎町	岩科南側	(H6.4.1)	テレ	320.0	"	"	○	○
	12	うぐす宇久須	宇久須川	"	西伊豆町	宇久須	(H9.3.1)	テレ	311.0	"	"	○	○
	13	あたがわ熱川	濁川	"	東伊豆町	奈良本	(H9.3.1)	テレ	289.0	"	"	○	○
	14	しらた白田	白田川	"	"	白田	(H10.4.1)	テレ	357.0	"	"	○	○
	15	おおなべ大鍋	那賀川	"	松崎町	池代	(H10.4.1)	テレ	398.0	"	"	○	○
	16	あおのだいし青野大師	鈴野川	"	南伊豆町	青野	(H17.10.1)	テレ	393.0	"	0558-62-5085	○	○
熱海	1	かまた鎌田	伊東大川	伊東市		鎌田	(S63.9.22)	テレ	301.0	熱海土木	0557-82-9176	○	○
	2	おくの奥野ダム	"	"		鎌田	(S63.9.22)	テレ	287.0	"	"	○	○
	3	じょうのだいら城ノ平	"	"		荻	(S55.2.1)	テレ	323.0	"	"	○	○
	4	いとう伊東	"	"		湯川	S36.6.28 (S63.4.1)	テレ	249.0	"	"	○	○
海	5	たが多賀	熱海宮川	熱海市		下多賀	(S55.2.1)	テレ	252.0	"	"	○	○
	6	あたま熱海	初川	"		水口町	S46.8.1 (S60.4.1)	テレ	232.0	"	"	○	○
沼津	1	ぬまづ沼津	観音川	沼津市		高島本町	S13.6.29 (S60.4.1)	テレ	334.1	沼津土木	055-920-2213	○	○
	2	ゆがしま湯ヶ島	狩野川	伊豆市		市山	(S54.9.15)	テレ	690.3	"	"	○	○

備考：()内はテレメータ観測開始年月日

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			観測開始年月日	種別	既往最大日雨量	管理者		サイポス	公開	
				郡市	区町	大字				所属	電話			
沼津	3	たんな丹那	柿沢川	田方郡	函南町	平井	(S54. 9. 15)	テレ	327.0	沼津土木	055-920-2213	○	○	
	4	いちのせ市ノ瀬	大場川	裾野市		茶畑	(S54. 9. 15)	テレ	252.0	"	"	○	○	
	5	おやま小山	鮎沢川	駿東郡	小山町	藤曲	(S54. 9. 15)	テレ	448.0	"	"	○	○	
	6	すやま須山	佐野川	裾野市		須山	(S54. 9. 15)	テレ	398.0	"	"	○	○	
	7	あしたか愛鷹	沼川	沼津市		足高	(S54. 9. 15)	テレ	246.0	"	"	○	○	
	8	ふなばら船原	船原川	伊豆市		上船原	(S54. 9. 15)	テレ	332.0	"	"	○	○	
	9	しゅぜんじ修善寺	大見川	"		加殿	S24. 5. 7 (S63. 4. 1)	テレ	347.7	"	"	○	○	
	10	とい土肥	山川	"		土肥	S34. 5 (S63. 4. 1)	テレ	314.0	"	"	○	○	
	11	ごてんば御殿場	黄瀬川	御殿場市		竈	S24. 5. 7 (S63. 4. 1)	テレ	359.0	"	"	○	○	
	12	あまぎこうげん天城高原	徳永川	伊豆市		冷川	(S63. 4. 1)	テレ	364.0	"	"	○	○	
	13	みしま三島	大場川	三島市		北田町	(H4. 4. 1)	テレ	211.0	"	"	○	○	
	14	くわはら桑原	来光川	田方郡	函南町	桑原	(H8. 4. 1)	テレ	273.0	"	"	○	○	
	15	うきはし浮橋	深沢川	伊豆の国市		浮橋	(H8. 4. 1)	テレ	268.0	"	"	○	○	
	16	へだしんでん戸田新田	大川	沼津市		戸田	(H8. 4. 1)	テレ	389.0	"	"	○	○	
	富士	1	ふじ富士	潤井川	富士市		本市場	S25. 9. 11 (S60. 4. 1)	テレ	360.0	富士土木	0545-65-2237	○	○
		2	せこつじ勢子辻	赤淵川	"		桑崎	S47. 5. 30 (S54. 10. 1)	テレ	323.0	"	"	○	○
3		にしふなつ西船津	春山川	"		西船津	S48. 8. 1 (S54. 10. 1)	テレ	304.0	"	"	○	○	
4		ながぬき長貫	芝川	富士宮市		長貫	S30. 3. 1 (S55. 2. 1)	テレ	304.0	"	"	○	○	
5		ふじのみや富士宮	潤井川	"		黒田	S29. 5. 10 (S63. 4. 1)	テレ	313.0	"	"	○	○	
6		かみいで上井出	潤井川	"		上井出	(S49. 4. 1)	テレ	302.0	"	"	○	○	
7		ひろみ広見	猪の窪川	"		人穴	(S49. 4. 1)	テレ	343.0	"	"	○	○	
8		やまみや山宮	風祭川	"		山宮	(S49. 4. 1)	テレ	343.0	"	"	○	○	
9		いしざか石坂	和田川	富士市		石坂	(H3. 4. 1)	テレ	227.0	"	"	○	○	
10		むらやま村山	大沢川	富士宮市		村山	(H6. 4. 1)	テレ	235.0	"	"	○	○	
11		おおぶち大渚	凡夫川	富士市		大渚	(H6. 4. 1)	テレ	429.0	"	"	○	○	
12		いまみや今宮	滝川	"		今宮	(H7. 4. 1)	テレ	185.0	"	"	○	○	
13		かみじょう上条	潤井川	富士宮市		上条	(H9. 3. 1)	テレ	292.0	"	"	○	○	
14		いのがしら猪之頭	芝川	"		猪之頭	(H26. 7. 1)	テレ		富士農林	0545-65-2201	○	○	
15		ひとあな人穴	大沢川	"		人穴	(H26. 7. 1)	テレ		"	"	○	○	
16		おおくらがわ大倉川ダム	大倉川	"		精進川	(H26. 7. 1)	テレ		"	"	○	○	
静岡	1	しずおか静岡	大谷川	静岡市	駿河区	有明町	S57. 9. 1 (S60. 4. 1)	テレ	350.0	静岡土木	054-286-9326	○	○	
	2	しみず清水	巴川	"	清水区	日の出町	S61. 4. 1 (S54. 10. 1)	テレ	414.0	"	"	○	○	

備考：()内はテレメータ観測開始年月日

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			観測開始年月日	種別	既往最大日雨量	管理者		サイポス	公開	
				郡市	区町	大字				所属	電話			
静岡	3	のうじま能島	巴川	静岡市	清水区	能島	(S62.4.1)	テレ	286.0	静岡土木	054-286-9326	○	○	
	4	あさばた麻機	"	"	葵区	平柳	(S60.4.1)	テレ	271.0	"	"	○	○	
	5	おきつ興津	興津川	"	清水区	興津中町	S34.5.15 (H9.3.1)	テレ	315.0	"	"	○	○	
	6	わだしま和田島	"	"	"	和田島	S20.7.2 (S54.10.1)	テレ	349.0	"	"	○	○	
	7	もちむね用宗	小坂川	"	駿河区	用宗	S50.4.1 (S63.4.1)	テレ	294.0	"	"	○	○	
	8	ひらやま平山	長尾川	"	葵区	平山	S33.8.1 (S62.4.1)	テレ	400.0	"	"	○	○	
	9	たわらざわ俵沢	安倍川	"	"	俵沢	S27.5.1 (S60.4.1)	テレ	504.0	"	"	○	○	
	10	うめがしま梅ヶ島	安倍川	"	"	梅ヶ島	S26.7.1 (S54.10.1)	テレ	566.0	"	"	○	○	
	11	かぎあな桑木穴	由比川	富士市		南松野	(S54.10.1)	テレ	332.0	"	"	○	○	
	12	いかわ井川	安倍中河内川	静岡市	葵区	井川	(S54.10.1)	テレ	466.0	"	"	○	○	
	13	くのう久能	大谷川	"	駿河区	大谷	(S55.4.1)	テレ	325.0	"	"	○	○	
	14	きよさわ清沢	黒俣川	"	葵区	屋居渡	S51.3.7 (S54.10.1)	テレ	468.0	"	"	○	○	
	15	はたなぎ畑薙	大井川	"	"	田代	(S63.4.1)	テレ	431.0	"	"	○	○	
	16	おおかわ大川	藁科川	"	"	檜尾	S51.1.1 (H9.3.1)	テレ	378.0	"	"	○	○	
	17	にほんだいら日本平	大沢川	"	清水区	村松	(H17.4.1)	テレ	215.0	"	"	○	○	
	島田	1	ふじえだ藤枝	瀬戸川	藤枝市		瀬戸新屋	S57.4.1 (S60.4.1)	テレ	339.0	島田土木	0547-37-1035	○	○
		2	せとのや瀬戸谷	"	"		滝沢	S38.10.22 (S54.10.1)	テレ	377.0	"	"	○	○
3		みやじま宮島	朝比奈川	"		岡部町宮島	(H7.2.1)	テレ	442.0	"	"	○	○	
4		なかみなど中港	瀬戸川	焼津市		中港	(H7.2.1)	テレ	366.0	"	"	○	○	
5		しまだ島田	大井川	島田市		道悦	S13.1.1 (S60.4.1)	テレ	434.0	"	"	○	○	
6		ほんかわね本川根	"	榛原郡	川根本町	千頭	S52.8.1 (S54.10.1)	テレ	400.0	"	"	○	○	
7		いくみ伊久美	"	島田市		伊久美	(S54.10.1)	テレ	500.0	"	"	○	○	
8		かわね川根	"	"		川根町家山	S13.1.1 (S60.4.1)	テレ	437.5	"	"	○	○	
9		しずたに静谷	勝間田川	牧之原市		静谷	S51.3.1 (S54.10.1)	テレ	348.0	"	"	○	○	
10		はづ波津	萩間川	"		波津	S52.4.1 (S54.10.1)	テレ	334.0	"	"	○	○	
袋井	1	ふくろい袋井	原野谷川	袋井市		山名町	S27.8.1 (S60.4.1)	テレ	268.5	袋井土木	0538-42-3217	○	○	
	2	おおこうち大河内	三倉川	周智郡	森町	三倉	S29.9.1 (S52.4.1)	テレ	492.0	"	"	○	○	
	3	あわがたけ粟ヶ岳	逆川	掛川市		東山	S29.9.1 (S52.4.1)	テレ	338.0	"	"	○	○	
	4	みつけ見付	今ノ浦川	磐田市		見付	S52.2.8 (S55.3.1)	テレ	208.0	"	"	○	○	
	5	おがさやま小笠山	下小笠川	掛川市		入山瀬	S55.1.31 (S55.3.1)	テレ	294.0	"	"	○	○	
	6	まきのはら牧之原	菊川	牧之原市		東萩間	S43.4.1 (S55.3.1)	テレ	365.0	"	"	○	○	
	7	あまがた天方	太田川	周智郡	森町	森	S36.9.1 (S55.3.1)	テレ	337.0	"	"	○	○	

備考：()内はテレメータ観測開始年月日

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			観測開始年月日	種別	既往最大日雨量	管理者		サイポス	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話		
袋井	8	かけがわ掛川	逆川	掛川市		金城	S30.4.1 (S60.4.1)	テレ	270.5	袋井土木	0538-42-3217	○	○
	9	だいとう大東	菊川	"		大坂	S30.4.1 (S63.4.1)	テレ	278.0	"	"	○	○
	10	とよはま豊浜	太田川	磐田市		豊浜	(S63.4.1)	テレ	634.1	"	"	○	○
	11	しきじ敷地	敷地川	"		岩室	(H6.3.3)	テレ	168.0	"	"	○	○
	12	おまえざき御前崎	中西川	御前崎市		港	S49.4.1 (S60.4.1)	テレ	286.0	"	"	○	○
	13	いけしんでん池新田	新野川	"		池新田	S52.4.1 (S54.10.1)	テレ	272.0	"	"	○	○
	14	おおたがわ太田川ダム管理所	太田川	周智郡	森町	亀久保	(H20.2.1)	テレ		"	"	○	○
	15	ようたんばし孕丹橋	原野谷川	掛川市		孕石	(H22.6.10)	テレ		"	"	○	○
	16	くろまた黒俣	原野谷川	掛川市		黒俣	S46.5.31	テレ	471.0	中遠農林	0538-37-2290	○	○
	17	はらのや原野谷	原野谷川	掛川市		丹間	S46.5.31	テレ		"	"	○	○
18	とよおか豊岡	一雲済川	磐田市		下野部	S37.5.1 (H29.4.1)	委託	270.5	土木防災課	054-221-2249	○	○	
浜松	1	はるの春野	気田川	浜松市	天竜区	春野町宮川	S33.2 (S60.4.1)	テレ	335.0	浜松土木	053-458-7268	○	○
	2	みさくぼ水窪	水窪川	"	"	水窪町奥領家	S28.7.1 (S60.4.1)	テレ	334.0	"	"	○	○
	3	さくま佐久間	天竜川	"	"	佐久間町佐久間	S34.9.1 (S63.4.1)	テレ	315.0	"	"	○	○
	4	てんりゅう天竜	天竜川	"	"	二俣町鹿島	S27.9.1 (S60.4.1)	テレ	353.5	"	"	○	○
	5	かどげた門桁	気田川	"	"	水窪町山住	(S54.10.1)	テレ	472.0	"	"	○	○
	6	かわたけ川竹	気田川	"	"	春野町川上	(S54.10.1)	テレ	376.0	"	"	○	○
	7	さかの坂野	天竜川	"	"	佐久間町浦川	(S54.10.1)	テレ	337.0	"	"	○	○
	8	たつやま龍山	天竜川	"	"	龍山町戸倉	(H3.4.1)	テレ	317.0	"	"	○	○
	9	はままつ浜松	馬込川	"	中区	中央一丁目	S27.4.1 (S60.4.1)	テレ	216.5	"	"	○	○
	10	しぶかわ渋川	都田川	"	北区	引佐町渋川	(S54.10.1)	テレ	313.0	西部農林	053-458-7224	○	○
	11	たざわ田沢	田沢川	"	"	引佐町四方浄	S28.12.25 (H18.4.1)	テレ	502.0	浜松土木	053-458-7268	○	○
	12	ほそえ細江	井伊谷川	"	"	細江町小野	S45.10.1 (S60.4.1)	テレ	310.5	"	"	○	○
	13	あらい新居	都田川	湖西市		新居町新居	S30.11.1 (S63.4.1)	テレ	235.0	"	"	○	○
	14	こさい湖西	笠子川	"		吉美	(S54.10.1)	テレ	277.0	"	"	○	○
	15	ほんざか本坂	本坂南川	浜松市	北区	三ヶ日町本坂	(S54.10.1)	テレ	352.0	"	"	○	○
	16	はまきた浜北	馬込川	"	浜北区	西美菌	(S54.10.1)	テレ	183.0	"	"	○	○
	17	ほりどめ堀留	新川	"	西区	入野町	(S60.4.1)	テレ	181.0	"	"	○	○
	18	みやこだがわ都田川ダム	都田川	"	北区	引佐町川名	(S62.4.1)	テレ	273.0	西部農林	053-458-7224	○	○
	19	はつおい初生	新川	"	"	初生町	(H4.4.1)	テレ	204.0	浜松土木	053-458-7268	○	○

各水防区における雨量観測所の位置は図.13-1(P.379)及び巻末重要水防箇所等位置図を参照

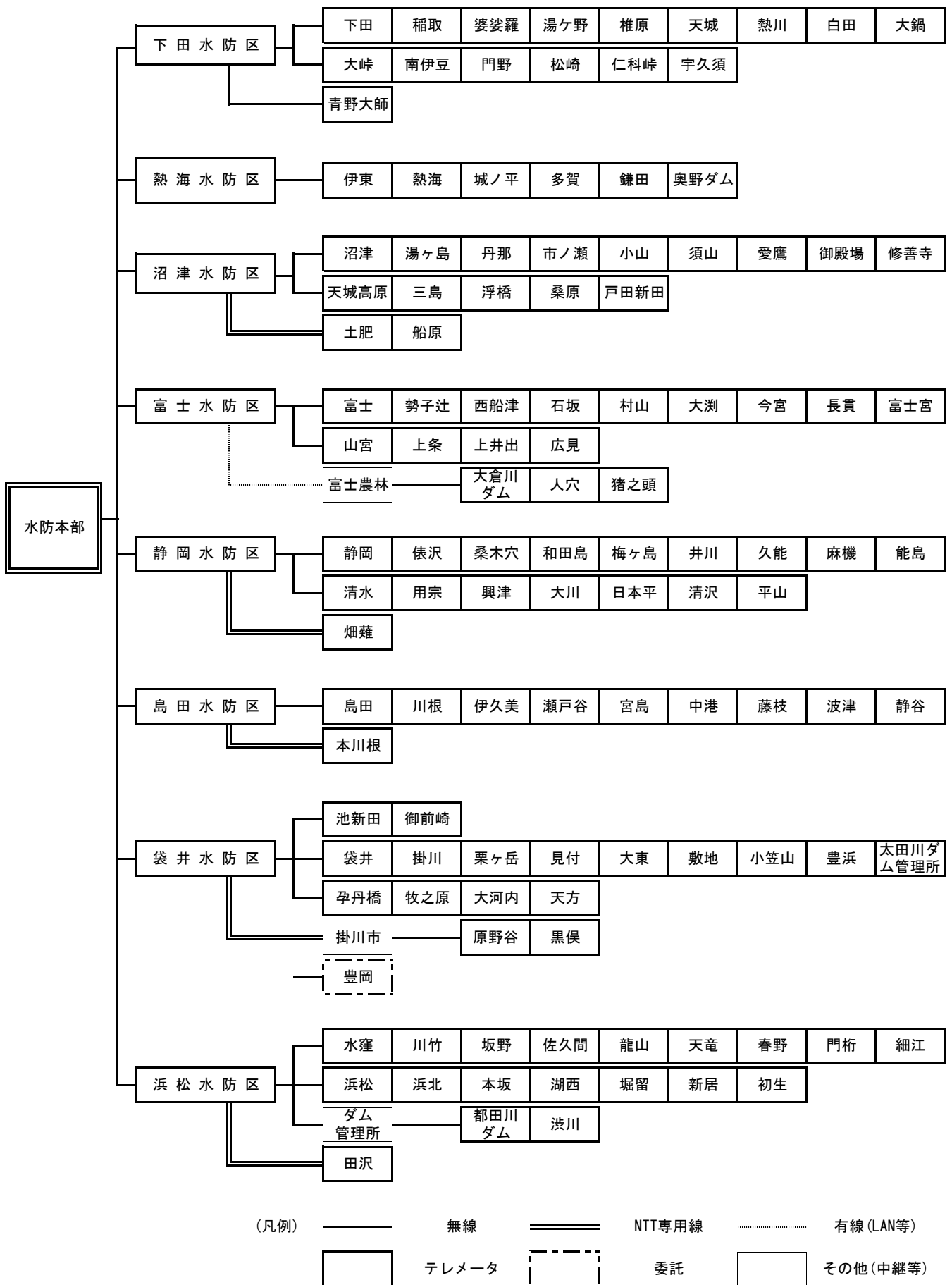


図. 13-2 静岡県所管雨量通報系統図

表. 13-3 国土交通省所管雨量観測所一覧表

	水系名	観測所名	経度	緯度	所在地	標高	自記 観測	テレ メー タ	観測開始日	テレメータ 開始年月日
1	狩野川	ゆがしま 湯ヶ島	138° 55' 53"	34° 53' 32"	伊豆市湯ヶ島	218	○	○	S24. 4. 1	H12. 2. 1
2	"	いずながお 伊豆長岡	138° 56' 04"	35° 02' 30"	伊豆の国市壺之上	18	○	○	S27. 10. 1	H12. 2. 2
3	"	ぬまづ 沼津	138° 52' 22"	35° 05' 45"	沼津市本郷町	5	○	○	S12. 12. 16	H12. 2. 1
4	"	もちこし 持越	138° 52' 46"	34° 52' 54"	伊豆市大字湯ヶ島字桐山	580	○	○	S36. 1. 20	S45. 8. 14
5	"	かきぎ 柿木	138° 54' 42"	34° 56' 18"	伊豆市本柿木字仲村	213	○	○	S54. 4. 1	S54. 7. 1
6	"	あまぎ 天城	138° 58' 57"	34° 52' 47"	伊豆市大字筏場 字入天城	850	○	○	S30. 9. 16	S44. 5. 8
7	"	かみおお 上大見	138° 59' 53"	34° 55' 26"	伊豆市地蔵堂原保	230	○	○	S29. 11. 1	S53. 5. 17
8	"	はつま 八幡	138° 59' 52"	34° 57' 19"	伊豆市八幡	133	○	○	S35. 7. 1	H12. 2. 1
9	"	きたかの 北狩野	138° 59' 26"	35° 00' 34"	伊豆の国市下畑	220	○	○	S29. 11. 1	H21. 4. 1
10	"	だるまや 達磨山	138° 53' 13"	34° 58' 25"	伊豆市修善寺字藤ヶ平	260	○	○	S31. 3. 23	S46. 8. 24
11	"	たんな 丹那	139° 00' 34"	35° 06' 34"	田方郡函南町丹那	400	○	○	S24. 6. 1	S44. 5. 8
12	"	いちのせ 市の瀬	138° 58' 45"	35° 10' 29"	三島市字墓が沢	530	○	○	S51. 4. 1	S51. 6. 24
13	"	あかつか 赤塚	138° 48' 11"	35° 19' 48"	御殿場市中畑字西沢	1,280	○	○	H13. 9. 16	H14. 5. 18
14	"	いんの 印野	138° 52' 57"	35° 17' 05"	御殿場市板妻	530	○	○	S31. 11. 1	S44. 5. 8
15	"	まるたけ 丸岳	138° 56' 48"	35° 15' 20"	御殿場市神山字東山	600	○	○	S52. 4. 1	S52. 6. 21
16	"	すやま 須山	138° 51' 14"	35° 14' 54"	裾野市須山	581	○	○	S36. 3. 1	H21. 4. 1
17	"	あしたか 愛鷹	138° 52' 12"	35° 11' 30"	裾野市大字大畑丸塚	380	○	○	S52. 4. 1	S52. 6. 21
18	"	ふなばら 船原	138° 53' 44"	34° 54' 47"	伊豆市上船原	310	○	○	H8. 4. 1	H8. 8. 29
19	"	しゅぜんじ 修善寺	138° 56' 57"	34° 58' 12"	伊豆市加殿	80	○	○	H8. 4. 1	H8. 8. 29
20	富士川	まつおか 松岡	138° 37' 31"	35° 09' 11"	富士市松岡	26	○	○	S26. 6. 1	S55. 8
21	安倍川	うめがしま 梅ヶ島	138° 20' 07"	35° 16' 47"	静岡市葵区梅ヶ島新田	726	○	○	S34. 3. 1	H16. 4. 1
22	"	ともち 戸持	138° 20' 56"	35° 15' 21"	静岡市葵区梅ヶ島	914	○	○	S49. 6. 19	S49. 6. 19
23	"	たまがわ 玉川	138° 19' 48"	35° 08' 44"	静岡市葵区柿島	261	○	○	S47. 5. 1	S47. 5. 23
24	"	おおかわ 大川	138° 13' 06"	35° 07' 06"	静岡市葵区櫛尾	589	○	○	S50. 4. 22	S50. 5. 14
25	"	しずおか 静岡	138° 21' 51"	34° 58' 13"	静岡市葵区田町	35		○	S38. 5.	S51. 3. 17
26	"	ならま 奈良間	138° 16' 09"	35° 00' 56"	静岡市葵区奈良間	95		○	S48. 5. 17	S48. 5. 17
27	"	うしづま 牛妻	138° 22' 12"	35° 04' 16"	静岡市葵区牛妻	109	○	○	S49. 6. 1	S46. 8. 26

	水系名	観測所名	経度	緯度	所在地	標高	自記 観測	テレ メー タ	観測開始日	テレメータ 開始年月日
28	安倍川	あべかわしま 安倍川島	138° 17' 45"	35° 08' 39"	静岡市葵区大沢	371	○	○	S51. 3. 13	S51. 6. 23
29	大井川	お お ま 大 間	138° 06' 56"	35° 11' 04"	榛原郡川根本町字奥泉於鶴 作	662	○	○	S49. 6. 1	S49. 6. 19
30	"	し お も と 塩 本	138° 01' 41"	34° 57' 30"	島田市川根町家山	358	○	○	S51. 3. 13	S51. 6. 23
31	"	さ さ ま 笹 間	138° 09' 41"	35° 01' 52"	島田市川根町笹間上	374	○	○	S48. 5. 17	S48. 5. 17
32	"	か み か わ ね 上 川 根	138° 09' 37"	35° 06' 37"	榛原郡川根本町藤川	630	○	○	S52. 4. 25	S52. 6. 22
33	"	こ ご う ち 小 河 内	138° 16' 27"	35° 18' 21"	静岡市葵区井川	1,760	○	○	H10. 12. 12	H12. 12. 4
34	"	は た な ぎ 畑 薙	138° 10' 16"	35° 19' 36"	静岡市葵区井川	1,050	○	○	H10. 12. 20	H12. 12. 4
35	"	い か わ 井 川	138° 11' 50"	35° 12' 30"	静岡市葵区井川	1,180	○	○	H10. 12. 12	H12. 12. 4
36	"	せ ん ま い 千 枚	138° 12' 38"	35° 28' 39"	静岡市葵区井川	1,600	○	○	H10. 11. 21	H12. 12. 4
37	"	な が し ま だ む 長 島 ダ ム	138° 09' 24"	35° 10' 04"	榛原郡川根本町犬間	490	○	○	H13. 2. 25	H13. 2. 25
38	菊川	ひ ら た 平 田	138° 04' 53"	34° 41' 49"	菊川市嶺田（平田出）	7	○	○	S25. 8. 27	S49. 6. 20
39	"	か わ し ろ 河 城	138° 06' 46"	34° 45' 49"	菊川市和田上ノ原	95		○		S52. 6. 23
40	"	か な や 金 谷	138° 06' 55"	34° 49' 13"	島田市菊川国原	223		○		S45. 7. 16
41	"	た ん の 丹 野	138° 08' 06"	34° 43' 43"	菊川市丹野奥原	150		○		S50. 6. 4
42	"	い り や ま せ 入 山 瀬	138° 01' 56"	34° 42' 48"	掛川市上土方落合	46		○		S50. 6. 4
43	天竜川	み さ く ぼ 水 窪	137° 52' 12"	35° 09' 16"	浜松市天竜区水窪町地頭方	263	○		S26. 4. 1	
44	"	た つ や ま 竜 山	137° 50' 12"	35° 01' 17"	浜松市天竜区龍山町瀬尻	120	○		S45. 5. 1	
45	"	か ど け た 門 桁	137° 55' 22"	35° 07' 24"	浜松市天竜区水窪町山住	520	○	○	S48. 4. 1	H13. 3. 27
46	"	け た 気 田	137° 54' 44"	34° 59' 46"	浜松市天竜区春野町気田字 平木	337		○		S43. 9. 25
47	"	ふ じ だ い ら 藤 平	137° 46' 04"	34° 54' 24"	浜松市天竜区西藤平字落合	152		○		S48. 5. 24

雨量観測所の位置は図. 13-3 (P. 383) を参照

表. 13-4 気象庁所管雨量観測所一覧表

観測所 番号	観測所名	観測種目						所在地	世界測地系		観測所の 高さ m	風向風速 計地上の 高さ
		降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他		緯度 (° ')	経度 (° ')		
50056	白糸	○						富士宮市原	35 18.7	138 34.7	530	
50106	井川	○	○	○	○			静岡市葵区井川	35 13.0	138 13.3	755	10.0
50112	有東木	○						静岡市葵区有東木	35 12.4	138 22.1	585	
50136	御殿場	○	○	○	○			御殿場市萩原	35 18.3	138 55.6	472	10.0
50196	富士	○	○	○	○			富士市厚原	35 11.1	138 39.8	66	10.0
50206	三島	○	○	○	○		○	三島市東本町	35 06.8	138 55.5	21	15.8
50226	佐久間	○	○	○	○			浜松市天竜区佐久間町浦川	35 03.4	137 45.7	150	10.0
50232	春野	○						浜松市天竜区春野町五和	35 00.7	137 59.7	486	
50241	川根本町	○	○	○	○			榛原郡川根本町田代	35 06.1	138 07.7	290	8.5
50247	鍵穴	○						静岡市葵区鍵穴	35 02.9	138 14.8	160	
50261	清水	○	○	○	○			静岡市清水区興津中町	35 03.2	138 31.3	3	8.5
50281	網代	○	○	○	○		○	熱海市網代	35 02.7	139 05.5	67	12.5
50296	熊	○						浜松市天竜区熊	34 57.5	137 44.0	375	
50317	高根山	○						藤枝市瀬戸ノ谷	34 58.5	138 11.8	415	
50331	静岡	○	○	○	○	○	○	静岡市駿河区曲金	34 58.5	138 24.2	14	16.3
50371	三ヶ日	○						浜松市北区三ヶ日町三ヶ日	34 48.1	137 33.4	2	
50386	天竜	○	○	○	○			浜松市天竜区船明	34 53.4	137 48.8	61	10.0
50391	三倉	○						周智郡森町三倉	34 53.7	137 56.4	114	
50416	土肥	○						伊豆市小下田	34 52.6	138 45.7	92	
50426	湯ヶ島	○						伊豆市市山	34 54.0	138 55.5	165	
50427	天城山	○						伊豆市菅引字天城山菅引入	34 52.3	139 01.4	1,066	
50456	浜松	○	○	○	○		○	浜松市中区高丘東	34 45.2	137 42.7	46	16.8
50466	掛川	○						掛川市長谷	34 46.1	137 59.7	32	
50476	菊川 牧之原	○	○	○	○			菊川市倉沢	34 47.1	138 08.3	191	6.5
50477	静岡空港	○	○	○				牧之原市坂口	34 47.7	138 11.3	132	10.0
50491	松崎	○	○	○	○			賀茂郡松崎町江奈	34 45.3	138 47.0	4	10.0
50506	稲取	○	○	○	○			賀茂郡東伊豆町稲取	34 46.9	139 02.9	130	8.5
50536	磐田	○	○	○	○			磐田市南島	34 41.5	137 52.8	1	10.0
50551	御前崎	○	○	○	○		○	御前崎市御前崎	34 36.2	138 12.7	45	15.8
50561	石廊崎	○	○	○	○		○	賀茂郡南伊豆町石廊崎石室山	34 36.2	138 50.5	52	15.0

雨量観測所の位置は図. 13-4 (P. 385) を参照

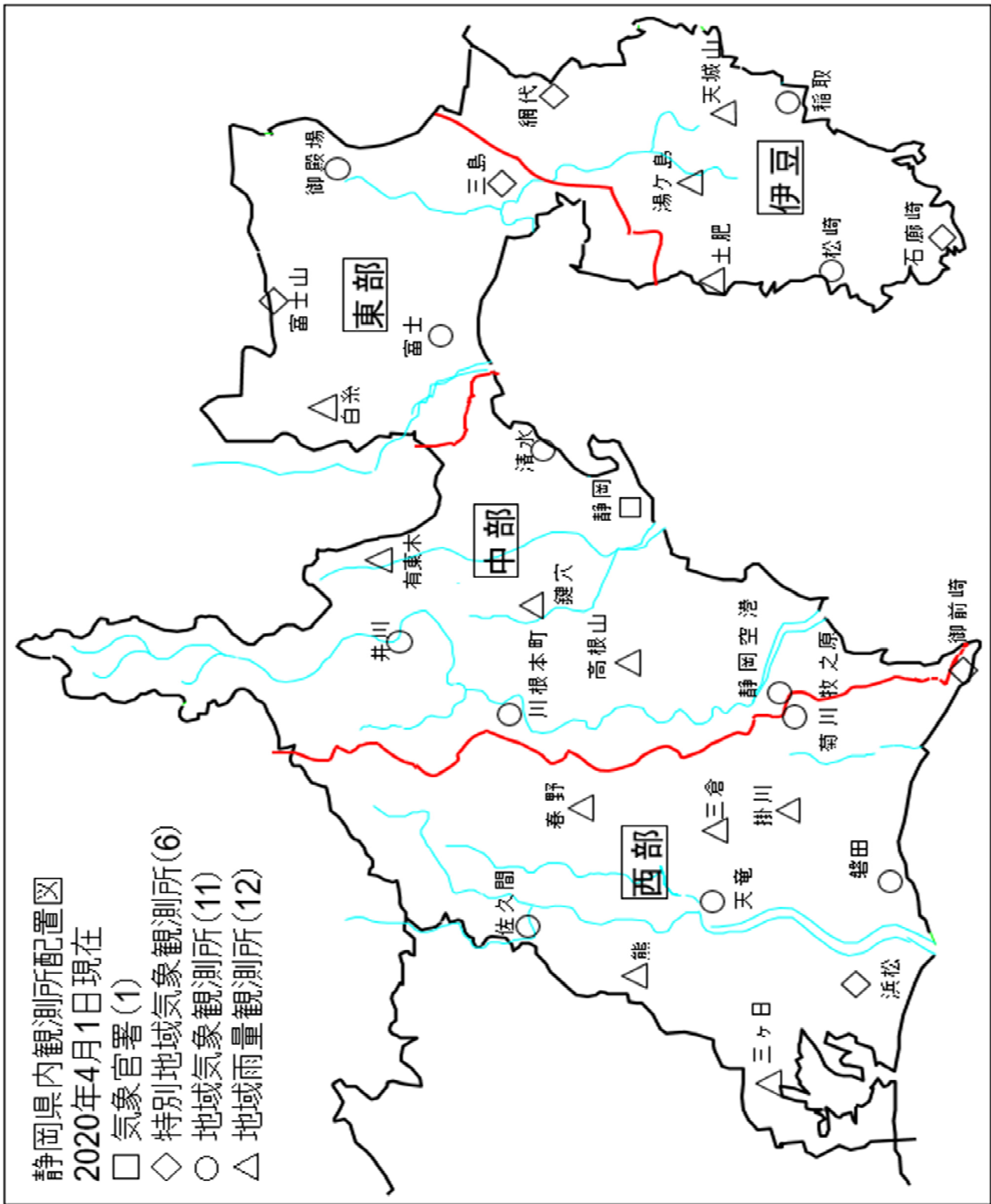


図.13-4 気象庁所管雨量観測所位置図

第14表 水位観測所一覧表

表. 14-1 静岡県の水水位観測所数一覧

水防区			下田	熱海	沼津	富士	静岡	岡島	田袋	井浜	松	計
静岡県 所管	テレメータ 水位計	土木	10	5	21	13	22	17	31	28	147	
		その他				6			3	4	13	
		水門水位計	8		6	2	4	26	4	1	51	
	自記水位計								1	1		2
	危機管理型 水位計	制御型	6	10	27	6	8	13	17	10	97	
自律型		1		2	1	1	4	2	1	12		
国土交通省所管水位計					9	2	3	2	8	4	28	
計			25	15	65	30	38	63	66	48	350	

表. 14-2 静岡県所管水位観測所一覧表

備考：()内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	対象番号	観測所	流域河川	位置			水位				観測開始年月日	種別	管理者		用途	サイポス	公開	データ放送
				郡市	区町	大字	水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	避難判断	氾濫危険(危険)			所属	電話				
下田	1	ほんごう本郷橋	稲生沢川	下田市		高馬	2.00	3.00		3.90	S49.1.1 (S60.4.1)	自記(テレ)	下田土木	0558-24-2117	水	○	○	
	2	まえはら前原橋	青野川	賀茂郡	南伊豆町	下賀茂	1.60	1.80	2.60	3.10	S37.1.1 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	3	しくら伏倉橋	那賀川	"	松崎町	桜田	0.70	1.70	1.80	1.90	S27.4.1 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	4	うぐす須宇久須	宇久須川	"	西伊豆町	宇久須	1.00	2.00			S33.4.1 (S58.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	5	みね大橋	河津川	"	河津町	峰	1.50	2.50	3.10	3.30	(S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	6	ついで築地橋	仁科川	"	西伊豆町	仁科	1.70	2.10	2.20	2.90	(H7.4.14)	"	"	"	水	○	○	
	7	ふか根橋	稲生沢川	下田市		箕作	1.50	2.60		4.30	(H7.4.12)	"	"	"	水	○	○	
	8	いわどの岩殿	青野川	賀茂郡	南伊豆町	石井					(H18)	"	"	"	ダ	○	○	
	9	あおのだいし青野大師	"	"	"	青野					(H18)	"	"	0558-62-5085	ダ	○	○	
	10	いwashina岩科	岩科川	賀茂郡	松崎町	岩科南側					(H24.4.1)	"	"	0558-24-2117	河	○	○	
熱海	1	いずみ泉橋	伊東大川	伊東市		岡	(1.00)	(1.50)			S42.1.1 (H27.4.1)	自記(テレ)	熱海土木	0557-82-9176	水	○	○	
	2	おか橋	"	"		桜木町	5.10	5.50	5.80	6.10	(S63.10.1)	"	"	"	水ダ	○	○	
	3	おおかわ大川	"	"		鎌田	(7.20)	(7.70)			(S63.7.15)	"	"	"	水ダ	○	○	
	4	しらかわ白川橋	"	"		荻	6.72	6.75			(S63.10.1)	"	"	"	水ダ	○	○	
	5	おくの奥野ダム	"	"		鎌田					(S63.10.1)	"	"	"	ダ	○	○	
沼津	1	さがさわ嵯峨沢橋	狩野川	伊豆市		市山	2.00	2.50	3.20	3.90	S60.3.9 (S60.4.1)	自記(テレ)	沼津土木	055-920-2213	水	○	○	
	2	うめき梅木橋	大見川	"		梅木	1.80	2.70	3.10	3.40	S60.3.11 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	3	しもかんがわ下神川橋	大場川	三島市		加茂川町	2.00	2.50		4.00	S60.2.14 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	5	かんのん観音橋	来光川	田方郡	函南町	上沢	1.40	1.70		1.90	(H13.2)	"	"	"	水	○	○	
	7	はなぞの花園橋	黄瀬川	裾野市		佐野	2.30	2.80		3.10	(S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	8	きんざん金山橋	山川	伊豆市		土肥	1.30	2.25	2.40	2.60	S.45 (H28.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	9	おやま小山	鮎沢川	駿東郡	小山町	藤曲	1.50	1.90	2.09	2.28	(S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	10	いまざわ今沢橋	沼川	沼津市		今沢	1.50	2.00			S52.6.24 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	11	まるこ丸子橋	新中川	沼津市		東間門	1.50	1.80	1.80	2.73	(H2.4.1)	"	"	"	水	○	○	○

備考：()内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区号	対象番号	観測所	流域川	位置			水位				観測開始年月日	種別	管理者		用途	サイポス	公開	データ放送
				郡市	区町	大字	水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	避難判断	氾濫危険(危険)			所属	電話				
沼津	12	あおき青木橋	大場川	駿東郡	長泉町	中土狩	2.80	3.20		3.40	(H4.4.1)	自記(テレ)	沼津土木	055-920-2213	水	○	○	
	13	せんぶく千福	佐野川	裾野市		千福	(2.75)	(4.20)			(H8.4.11)	〃	〃	〃	水	○	○	
	14	まつのき松の木橋	柿沢川	田方郡	函南町	畑毛	(2.60)	(4.40)			(H8.4.2)	〃	〃	〃	水	○	○	
	15	おおの青野	高橋川	沼津市		青野	1.00	1.80	2.20	3.00	(H19.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	16	おさか小坂	戸沢川	伊豆の国市		小坂					(H19.4.1)	〃	〃	〃	河	○	○	
	17	ちゅうじょう中條橋	韭山古川	〃		中條					(H19.4.1)	〃	〃	〃	河	○	○	
	18	そうこうじ宗光寺橋	宗光寺川	〃		宗光寺					(H19.4.1)	〃	〃	〃	河	○	○	
	19	しゅぜんじがわ修善寺川橋	修善寺川	伊豆市		修善寺	1.60	2.30		2.50	(H19.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	20	ちゅうおう中央橋	黄瀬川	御殿場市		神山					(H24)	〃	〃	〃	河	○	○	
	21	まみや間宮	函南観音川	田方郡	函南町	間宮					(H28.4.1)	〃	〃	〃	河	○	○	
22	なかむら中村橋	大場川	三島市		中					(H29.4.1)	〃	〃	〃	河	○	○		
23	しもごてん下御殿橋	御殿川	三島市		青木					(H29.4.1)	〃	〃	〃	河	○	○		
富士	1	うるいがわ潤井川橋	潤井川	富士市		蓼原	1.80	2.30		3.80	S22.5.1(S60.4.1)	自記(テレ)	富士土木	0545-65-2237	水	○	○	○
	2	やまもと山本橋	〃	富士市		天間	(1.10)	(1.80)			(S60.3.15)	〃	〃	〃	水	○	○	
	3	かわい河合橋	沼川	富士市		鈴川	2.10	2.50		2.98	S45.4.1(S60.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	4	かみじょう上条	潤井川	富士宮市		上条	2.00	2.50			(S49.4.30)	〃	〃	〃	水	○	○	
	5	よどし淀師	〃	〃		淀師	2.20	2.70			(S49.4.30)	〃	〃	〃	水	○	○	
	6	くろだ黒田	〃	〃		黒田	2.20	2.70			S29.6.12(H10.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	7	わだがわ和田川	和田川	富士市		今泉	0.92	1.72			(H3.2.4)	〃	〃	〃	水	○	○	
	8	もといちばしんでん本市場新田	潤井川	〃		伝法					(H19.3.23)	〃	〃	〃	河	○	○	
	9	でんぼうざわ伝法沢川	伝法沢川	〃		伝法					(H19.3.23)	〃	〃	〃	河	○	○	
	10	でんぼうざわかわ伝法沢川調整池	伝法沢川	〃		伝法					(H27.4.1)	〃	〃	〃	施	○	○	
	11	こうるいがわ小潤井川	小潤井川	〃		永北田町	1.30	1.80		2.35	(H19.3.23)	〃	〃	〃	水	○	○	
	12	はらだ原田橋	滝川	〃		原田					(H23.9.27)	〃	〃	〃	河	○	○	
	13	はなもり花守橋	赤淵川	〃		中里	1.33	2.84	3.19	3.34	(H23.9.27)	〃	〃	〃	河	○	○	
	14	よこてざわ横手沢	芝川	富士宮市		内野						〃	富士農林	0545-65-2201	ダ	○	○	
	15	さおり佐折	大倉川	〃		半野						〃	〃	〃	ダ	○	○	
	16	おおくらがわ大倉川ダム	大倉川	〃		精進川						〃	〃	〃	ダ	○	○	
	17	かわくぼ川久保	大倉川	〃		坂林						〃	〃	〃	ダ	○	○	
	18	あごやま安居山	芝川	〃		猫沢						〃	〃	〃	ダ	○	○	

備考：()内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区号	対象番号	観測所	流域川	位置			水位				観測開始年月日	種別	管理者		用途	サイポス	公開	データ放送
				郡市	区町	大字	水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	避難判断	氾濫危険(危険)			所属	電話				
富士	19	さおりかりゆう佐折下流	大倉川	富士宮市		半野						"	富士農林	0545-65-2201	ダ	○	○	
静岡	1	おきつ興津	興津川	静岡市	清水区	興津東町	1.40	1.70		2.30	S27.8.1 (S63.6.26)	自記(テレ)	静岡土木	054-286-9326	水	○	○	
	2	わだしま和田島橋	"	"	"	和田島	2.20	2.60		2.90	S45.5.1 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	3	えじり江尻	巴川	"	"	江尻町	1.60	2.00			S35.7.1 (H5.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	4	のうじま能島	"	"	"	能島	2.56	3.16		3.40	S27.9.1 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	○
	5	くすのき楠	"	"	"	長崎	4.73	5.33			S35.7.1 (H11.8.1)	"	"	"	水	○	○	
	6	あげつち上土	"	"	葵区	上土二丁目	2.20	2.70		3.00	S27.9.1 (S62.4.1)	"	"	"	水	○	○	○
	7	あさぼたみなみ麻機南	"	"	"	平柳	7.20	7.70			(S60.4.15)	"	"	"	水	○	○	
	8	あさぼただいさん麻機第3	"	"	"	野丈					S57.1.1 (H13.4.1)	"	"	"	施	○	○	
	9	あさぼただいよん麻機第4	"	"	"	平柳	6.60	7.10			(S60.4.15)	"	"	"	水	○	○	
	10	たまかわ玉川	安倍中河内川	"	"	落合	1.70	2.00			S27.9.7 (H10.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	11	みずなし水梨橋	長尾川	"	"	瀬名三丁目	1.60	2.20		2.30	S52.4.1 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	○
	12	ひらやま平山	"	"	"	平山					S63.6.11 (H19.4.1)	"	"	"	河	○	○	
	13	ぶんりゆうぶじょうりゆう分流部上流	巴川	"	駿河区	古庄二丁目					(H11.4.1)	"	"	"	施	○	○	
	14	ぶんりゆうぶかりゆうぶ分流部下流	"	"	駿河区	古庄二丁目					(H11.4.1)	"	"	"	施	○	○	
	15	おおや大谷	大谷川放水路	"	駿河区	片山	(3.40)	(4.70)			(S60.4.5)	"	"	"	水	○	○	
	16	ぶんりゆうげき分流堰地点	"	"	駿河区	古庄二丁目					(H11.4.1)	"	"	"	施	○	○	
	17	よこやま横山	安倍川	"	葵区	横山	(2.00)	(2.50)			(S60.3.1)	"	"	"	水	○	○	
	18	とんざわ富沢橋	藁科川	"	"	富沢	2.80	4.00		4.08	(S60.3.1)	"	"	"	水	○	○	
	19	まりこ丸子	丸子川	"	駿河区	丸子七丁目	1.40	2.40		2.70	(S60.3.1)	"	"	"	水	○	○	○
	20	まりこがわ丸子川橋	"	"	"	桃園町					(H19.4.1)	"	"	"	河	○	○	
	21	いはら庵原	庵原川	"	清水区	尾羽	2.30	3.00		3.20	(H24.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	22	あしくぼ足久保	足久保川	"	葵区	足久保口組	0.78	1.22		1.43	(H24.4.1)	"	"	"	河	○	○	
島田	1	いりえ江橋	瀬戸川	焼津市		駅北四丁目	2.10	2.70			S13.6.10 (S60.4.1)	自記(テレ)	島田土木	0547-37-1035	水	○	○	○
	2	かちくさ勝草橋	"	藤枝市		志太三丁目	1.50	2.00	2.25	2.60	S42.7.1 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	○
	3	すけむね助宗橋	"	"		助宗	(1.20)	(1.90)			S13.8.1 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	
	4	やはた八幡橋	葉梨川	"		鬼島	2.70	3.00	3.40	3.96	S13.8.1 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	○
	5	よこうち横内橋	朝比奈川	"		横内	1.80	2.50	2.80	3.40	S13.8.1 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	○
	6	しんどう新道橋	栢山川	焼津市		大島	1.30	2.10	2.40	2.92	S60.3.1 (S60.4.1)	"	"	"	水	○	○	○
	7	すんえん駿遠橋	大井川	島田市		川根町家山	3.00	3.50	3.90	4.32	S13.1.1 (S60.4.23)	"	"	"	水	○	○	
	8	おおじろがわ大代川橋	大代川	"		金扇谷町	1.08	2.18	2.64	2.97	S33.4.1 (S60.4.23)	"	"	"	水	○	○	

備考：()内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	対象番号	観測所	流域川	位置			水位				観測開始年月日	種別	管理者		用途	サイポス	公開	データ放送
				郡市	区町	大字	水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	避難判断	氾濫危険(危険)			所属	電話				
島田	9	とちやま 栃山橋	大津谷川	島田市		阿知ヶ谷	1.10	1.79	2.06	2.24	(S52.5.20)	自記 (テレ)	島田 土木	0547- 37-1035	水	○	○	
	10	ちゆうとく 中徳橋	大井川	榛原郡	川根本町	上長尾	3.50	4.40	4.80	5.20	(H4.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	11	かわね 川根大橋	〃	〃	〃	千頭	2.70	3.30	4.00	4.52	(H5.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	12	ちぐさ 千草橋	湯日川	榛原郡	吉田町	神戸	1.20	1.70	1.90	2.00	S29.9.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	13	ふかや 深谷橋	勝間田川	牧之原市		勝俣	2.20	2.80	3.10	3.40	(S60.3.20)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	14	ひがしなか 東中橋	萩間川	〃		大江	1.70	2.20	2.50	3.10	S11.8.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	15	さくちやがわ 坂口谷川橋	坂口谷川	牧之原市		細江	2.10	2.40	2.70	3.20	(H19.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	16	たなかしん 田中新橋	志太田中 川	焼津市		高新田					H18.4.1 (H27.6.25)	〃	〃	〃	河	○	○	
	17	まつくぼ 松久保橋	高草川	〃		小浜					H20.4.1	自記	〃	〃	河			
18	いっしき 一色	木屋川	〃		一色	1.30	1.50	1.70	1.90	(H23.4.28)	自記 (テレ)	〃	〃	水	○	○		
袋井	1	さいだ 細田	逆川	掛川市		細田	2.60	4.50	5.20	6.10	S27.9.1 (H14.3)	自記 (テレ)	袋井 土木	0538- 42-3217	水	○	○	○
	2	よしおか 吉岡橋	原野谷川	〃		吉岡	2.70	3.20			S23.7.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	3	やまな 山名	〃	袋井市		袋井	5.00	5.70	6.50	7.00	(S53.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	4	おきのわ 沖之川	沖之川	〃		川井	3.00	3.50			S29.10.22 (H27.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	5	かたがわした 蟹田川下	蟹田川	〃		松袋井	1.80	2.30			S30.12.1 (H27.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	6	あまがた 天方	太田川	周智郡	森町	森	1.40	1.90	2.40	2.80	S28.9.1 (S52.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	7	よしかわ 吉川	〃	〃	〃	問詰	1.50	2.00			S28.12.5 (H30.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	8	とよはま 豊浜	〃	磐田市		豊浜	2.60	2.90			S27.9.26 (S63.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	9	しんがい 新貝	〃	〃		新貝	3.00	3.50	4.30	4.60	T11.4.1 (S53.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	10	ふくで 福田	仿僧川	〃		福田	2.00	2.50			S27.9.1 (H14.3)	〃	〃	〃	水	○	○	
	11	さめじま 鮫島橋	〃	〃		鮫島	2.00	2.50	3.20	3.40	S29.9.7 (H9.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	12	なかじま 中島	今ノ浦川	〃		福田 中島	2.00	2.50			S29.9.7 (H30.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	13	いまのうら 今之浦橋	〃	〃		二之宮	2.00	2.50	3.20	3.60	S29.9.7 (S60.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	14	かねしろ 金城橋	逆川	掛川市		金城	3.50	4.00	4.50	4.90	S52.4.1 (S60.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	15	かみやしき 上屋敷	倉真川	〃		上西郷	(2.90)	(3.40)			(S60.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	16	かさうめ 笠梅橋	敷地川	磐田市		笠梅	3.90	4.40	5.40	5.84	(S60.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	17	しょうわすいもん 昭和水門	弁財天川	袋井市		中新田	(2.50)	(3.00)			(H6.3.21)	〃	〃	〃	水	○	○	
	18	かみかんぞ 上神増	一雲濟川	磐田市		上神増	(1.60)	(2.10)			(H6.3.8)	〃	〃	〃	水	○	○	
	19	やなぎはら 柳原橋	小笠沢川	袋井市		高尾					(H19.) H26.2.28	自記	〃	〃	河			
	20	うえだ 上田橋	〃	〃		上田町					(H26.3.15)	自記 (テレ)	〃	〃	河	○	○	
	21	ひこじま 彦島大橋	蟹田川	〃		彦島	(2.80)	(3.30)			(H19.)	〃	〃	〃	水	○	○	
	22	えがわ 江川橋	磐田久保 川	磐田市		二之宮	(1.20)	(1.70)			(H19.)	〃	〃	〃	水	○	○	
	23	しらいわ 白岩橋	西方川	菊川市		加茂	(3.30)	(3.80)			(H19.)	〃	〃	〃	水	○	○	

備考：()内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区	対象番号	観測所	流域川	位置			水位				観測開始年月日	種別	管理者		用途	サイポス	公開	データ放送
				郡市	区町	大字	水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	避難判断	氾濫危険(危険)			所属	電話				
袋井	24	かごた橋	上小笠川	〃		中内田	(3.20)	(3.70)			(H19.)	自記(テレ)	袋井土木	0538-42-3217	水	〇	〇	
	25	いちば橋	太田川	周智郡	森町	飯田					(H22.1.1)	〃	〃	〃	ダ	〇	〇	
	26	えんでん円田	〃	〃	〃	上川原					(H21.4.1)	〃	〃	〃	ダ	〇	〇	
	27	うたれ雨垂橋	新野川	御前崎市		佐倉	1.10	1.80	2.00	2.40	S21.4.1(S60.4.1)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	28	ようたん孕丹橋	原野谷川	掛川市		孕石					(H22.6.10)	〃	〃	〃	施	〇	〇	
	29	よこて橋	宇刈川	袋井市		久能	1.80	2.70	2.80	3.20	(H23.3)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	30	こうあい広愛大橋	原野谷川	〃		愛野					(H23.3)	〃	〃	〃	施			
	31	はらのや原野谷川ダム	〃	掛川市		萩間						〃	中遠農林	0538-37-2290	ダ	〇	〇	
	32	はぎま萩間	〃	〃		萩間						〃	〃	〃	ダ	〇	〇	
	33	たかやま高山	〃	〃		原里						〃	〃	〃	ダ	〇	〇	
34	おおたがわ太田川ダム	太田川	周智郡	森町	亀久保						〃	袋井土木	0538-42-3217	ダ	〇	〇		
35	ときわ常盤橋	三倉川	周智郡	森町	大鳥居					H31.2.1(H31.2.1)	〃	〃	〃	河	〇	〇		
浜松	1	そうりゅう双竜橋	二俣川	浜松市	天竜区	二俣町二俣	2.00	2.50	4.71	4.96	(H5.4.1)	自記(テレ)	浜松土木	053-458-7268	水	〇	〇	
	2	あいおい相生橋	〃	〃	〃	山東	1.70	2.20	3.12	3.45	(S60.4.23)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	3	りょうじま両島橋	阿多古川	〃	〃	両島	2.00	2.50	2.70	3.10	S28.6.1(H7.4.1)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	4	あおや青谷橋	〃	〃	〃	青谷	2.41	2.91			S49.4.1(S60.4.1)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	5	まつま松間大橋	気田川	〃	〃	小川	3.58	4.58			S42.4.1(S60.4.23)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	6	みさくぼ水窪大橋	水窪川	〃	〃	水窪町奥領家	2.77	3.05	3.83	4.04	S45.6.1(S60.4.23)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	7	ひらき平木大橋	気田川	〃	〃	春野町平木	3.74	4.74	5.16	5.38	(S60.4.23)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	8	まつえ松江	馬込川	浜松市	中区	中央三丁目	2.20	3.00	3.15	3.40	S42.4.1(S60.4.1)	〃	〃	〃	水	〇	〇	〇
	9	しんばし新橋	〃	〃	東区	有玉南町	2.20	3.10			S40.4.1(S60.4.1)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	10	あんま安間	安間川	〃	〃	安新町	1.80	2.10	2.15	2.40	S40.4.1(S60.4.1)	〃	〃	〃	水	〇	〇	〇
	11	いりの入野	旧新川	〃	西区	入野町	0.70	1.00			S40.3.25(H15.2.1)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	12	にしかもえ西鴨江	新川	〃	〃	西鴨江町	1.20	1.50			S40.4.1(H18.3)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	13	ほりどめ堀留	堀留川	浜松市	西区	入野町	(2.10)	(2.40)			(S60.4.1)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	14	はなかわ花川橋	花川	〃	〃	和地町	1.20	1.50			S40.4.1(H18.3)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
	15	うぶみ宇布見橋	新川	〃	〃	雄踏町宇布見	(2.00)	(2.50)			S50.11.1(S60.4)	〃	〃	〃	水	〇	〇	
16	いさみ伊佐見橋	伊佐地川	〃	〃	伊左地町	1.70	1.90			S40.4.1(H18.3)	〃	〃	〃	水	〇	〇		
17	とみつか富塚	段子川	〃	中区	富塚町	(2.50)	(3.00)			S49.9.1(H11.4.1)	〃	〃	〃	水	〇	〇		
18	すべ須部	都田川	浜松市	北区	都田町	4.50	5.00			S29.3.1(S62.2.20)	〃	西部農林	053-458-7224	水ダ	〇	〇		
19	おちあい落合橋	〃	〃	〃	細江町中川	2.50	2.70	2.80	3.10	S29.3.1(S62.2.20)	〃	〃	〃	水ダ	〇	〇	〇	
20	せと瀬戸橋	〃	〃	〃	細江町中川	5.04	5.54	5.75	6.75	S29.3.1(H18.3)	〃	浜松土木	053-458-7268	水	〇	〇	〇	

備考：()内はテレメータ観測開始年月日、括弧付水位は暫定値

水防区号	対象番号	観測所	流域川	位置			水位				観測開始年月日	種別	管理者		用途	サイポス	公開	データ放送
				郡市	区町	大字	水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	避難判断	氾濫危険(危険)			所属	電話				
浜松	21	はまなこう 浜名港	都田川	湖西市		新居町 新居	1.20	1.50			S29.9.27 (H18.3)	自記 (テレ)	浜松 土木	053- 458-7268	水	○	○	
	22	いめ 伊目	都田川	浜松市	北区	細江町 気賀	1.20	1.50			S52.5.14 (H18.3)	〃	〃	〃	水	○	○	
	23	ぬえしろ 鳩代	釣橋川	浜松市	北区	三ヶ日町 鳩代	1.00	1.30			S50.5.10 (H18.3)	〃	〃	〃	水	○	○	
	24	つりばしがわ 釣橋川	〃	〃	〃	三ヶ日町 岡本	1.60	2.00	2.10	2.35	(S60.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	
	25	せと 瀬戸	都田川	湖西市		横山	1.50	2.00			S52.5.18 (H18.3)	〃	〃	〃	水	○	○	
	26	さかた 坂田橋	井伊谷川	浜松市	北区	引佐町 井伊谷	0.90	1.90	2.40	2.95	S57.5.31 (S60.2.13)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	27	ほうがわ 芳川	芳川	浜松市	東区	植松町	2.00	2.35	2.45	2.80	(S60.4.1)	〃	〃	〃	水	○	○	○
	28	みやこだ 都田川 ダム	都田川	〃	北区	引佐町 東久留女 新田					(S58.3)	〃	西部 農林	053- 458-7224	ダ	○	○	
	29	かわいぶち 川合淵	〃	〃	〃	引佐町 西久留女 木					(S58.3)	〃	〃	〃	ダ	○	○	
	30	かさこがわ 笠子川	笠子川	湖西市		吉美	(1.40)	(2.10)			(H4.4.1)	〃	浜松 土木	053- 458-7268	水	○	○	
	31	やはぎ 矢矧橋	馬込川	浜松市	浜北区	平口					(H21.3)	〃	〃	〃	河	○	○	
	32	いちの 市野橋	安間川	〃	東区	市野町					(H21.3)	〃	〃	〃	河	○	○	

各水防区における水位観測所の位置は図.14-1(P.392)及び巻末重要水防箇所位置図(各土木事務所管内図)を参照
対象番号は、固有番号である為、欠番が生じることがある。

用途 水：水防用、河：河川管理用、ダ：ダム用、施：施設管理用

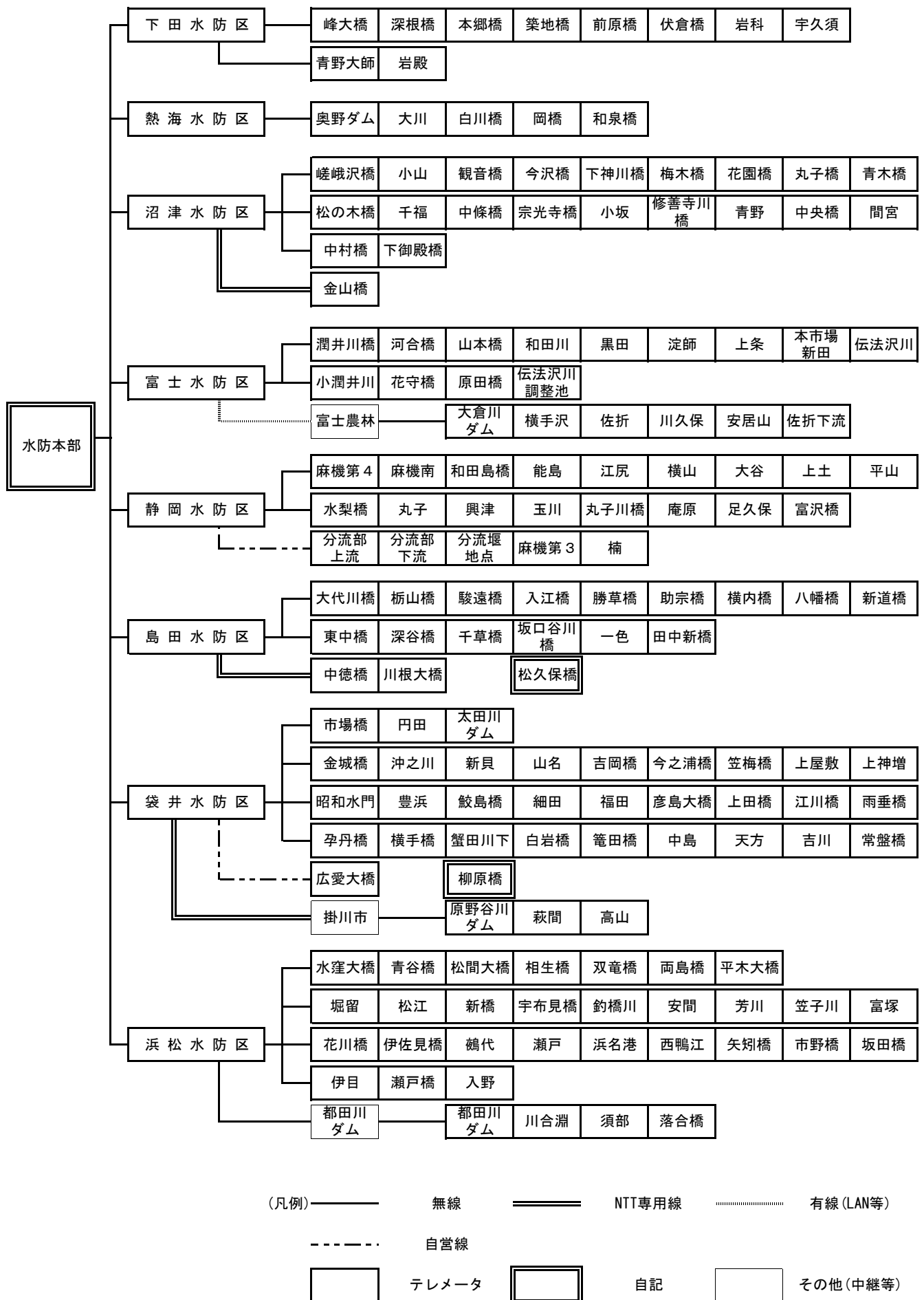


図. 14-2 静岡県所管水位通報系統図

表. 14-3 静岡県所管危機管理型水位観測所一覧表

水防区	対象番号	観測所	流域川	位置			水位		観測開始年月日	種別	管理者		公開
				郡市	区町	大字	観測開始(TP)(m)	氾濫開始相当(TP)(m)			所属	電話	
下田	K01	大川上橋	稲取大川	賀茂郡	東伊豆町	稲取	3.96	5.31	H31.2.1	洪水時(制御型)	下田土木	0558-24-2117	○
	K02	敷根川	敷根川	下田市		敷根	4.07	4.54	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	K03	平滑川	平滑川	下田市		六丁目	2.36	3.05	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	K04	石田橋	大賀茂川	下田市		吉佐美	1.53	2.65	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	K05	二條橋	差田川	賀茂郡	南伊豆町	二條	14.59	15.67	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	K06	中木4号橋	中木川	賀茂郡	南伊豆町	入間	1.77	2.85	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	T01	白田橋	白田川	賀茂郡	東伊豆町	白田	13.21	15.58	R2.10.6	常時(自律型)	〃	〃	○
熱海	K01	逢初川	逢初川	熱海市		伊豆山	156.21	156.53	R2.8.7	洪水時(制御型)	熱海土木	0557-82-9176	○
	K02	小嵐橋	熱海和田川	熱海市		小嵐町	50.47	51.52	R2.12.14	〃	〃	〃	○
	K03	伊東仲川	伊東仲川	伊東市		宇佐美	15.32	16.79	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	K04	上宿橋	糸川	熱海市		上宿町	31.35	32.21	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	K05	水口橋	初川	熱海市		清水町	17.03	18.17	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	K06	郷戸橋	烏川	伊東市		宇佐美	9.52	10.63	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	K07	桜田橋	水神川	熱海市		下多賀	7.61	8.55	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	K08	落合橋	千歳川	熱海市		泉元宮上分	89.09	90.47	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	K09	小川橋	寺田川	伊東市		岡広町	13.09	13.97	H31.2.1	〃	〃	〃	○
	K10	本郷川	本郷川	伊東市		馬場町二丁目	10.11	10.83	H31.2.1	〃	〃	〃	○
沼津	K01	長尾橋	泉川	裾野市		久根	153.91	155.21	H31.3.23	洪水時(制御型)	沼津土木	055-920-2213	○
	K02	宮脇橋	梅の木沢川	駿東郡	長泉町	南一色	82.38	84.20	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K03	小山田川	小山田川	伊豆市		堀切	50.84	52.59	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K04	緑橋	観音川	沼津市		千本緑町二丁目	1.93	3.21	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K05	境川	境川	三島市		栄町	26.90	27.56	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K06	堂下橋	堂川	伊豆の国市		長崎	8.32	9.89	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K07	舞台下橋	洞川	伊豆の国市		四日町	8.73	10.04	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K08	夏梅木橋	夏梅木川	三島市		谷田	13.47	15.73	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K09	西川橋	西川	御殿場市		駒門	363.88	365.60	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K10	沼津江川	沼津江川	沼津市		上香貫	1.00	1.85	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K11	大沢川橋	沼津大沢川	沼津市		石川	3.94	4.72	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K12	野尻川	野尻川	伊豆市		牧之郷	36.35	37.55	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K13	大野橋	古川	伊豆市		大野	101.77	103.02	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K14	島田橋	三島山田川	三島市		川原ヶ谷	24.58	26.27	R2.3.17	〃	〃	〃	○
	K15	西橋	桃沢川	駿東郡	長泉町	元長窪	141.07	142.39	H31.3.23	〃	〃	〃	○
	K16	堀切大橋	山田川	伊豆市		堀切	52.19	54.31	H31.3.23	〃	〃	〃	○

水防区	対象番号	観測所	流域川	位置			水位		観測開始年月日	種別	管理者		公開
				郡市	区町	大字	観測開始(TP)(m)	氾濫開始相当(TP)(m)			所属	電話	
沼津	K17	登橋	吉奈川	伊豆市		吉奈	170.43	171.74	H31.3.23	洪水時(制御型)	沼津土木	055-920-2213	○
	K18	日吉橋	浪人川	沼津市		大岡	2.93	3.87	H31.3.23	"	"	"	○
	K19	寸場橋	小土肥大川	伊豆市		小土肥	12.13	13.65	H31.3.23	"	"	"	○
	K20	佐野川橋	小山佐野川	駿東郡	小山町	大胡田	404.17	406.37	H31.3.23	"	"	"	○
	K21	京塚原橋	小山川	御殿場市		萩原	458.89	459.72	R2.8.11	"	"	"	○
	K22	上須川橋	須川	駿東郡	小山町	藤曲	303.08	305.45	H31.3.23	"	"	"	○
	K23	六合橋	野沢川	駿東郡	小山町	藤曲	259.72	261.59	H31.3.23	"	"	"	○
	K24	天澄橋	陰野川	沼津市		内浦重須	2.36	3.57	H31.3.23	"	"	"	○
	K25	沢海川	沢海川	沼津市		戸田	2.41	3.07	H31.3.23	"	"	"	○
	K26	吉妻橋	西浦河内川	沼津市		西浦木負	0.92	2.41	H31.3.23	"	"	"	○
	K27	水口川	水口川	伊豆市		土肥	15.72	16.64	H31.3.23	"	"	"	○
	T01	新深沢橋	深沢川	伊豆の国市		三福	38.32	40.44	R1.11.15	常時(自律型)	"	"	○
	T02	平戸橋	大川	沼津市		戸田	12.26	13.70	R1.11.15	"	"	"	○
富士	K01	下稲子橋	稲子川	富士宮市		下稲子	79.70	82.39	H31.2.13	洪水時(制御型)	富士土木	0545-65-2237	○
	K02	権田給橋	江尾江川	富士市		境	2.26	3.14	H31.2.13	"	"	"	○
	K03	五斗目木橋	五斗目木川	富士宮市		猪之頭	682.89	684.17	H31.2.13	"	"	"	○
	K04	江川橋	田子江川	富士市		川成島	1.20	1.96	H31.2.13	"	"	"	○
	K05	川原下橋	田宿川	富士市		宇東川西町	2.04	3.11	H31.2.13	"	"	"	○
	K06	桔梗橋	富士早川	富士市		森島	9.41	10.96	H31.2.13	"	"	"	○
	T01	舞々木橋	弓沢川	富士宮市		大岩	208.14	210.00	R01.9.18	常時(自律型)	"	"	○
静岡	K01	内牧橋	内牧川	静岡市	葵区	内牧	55.19	56.34	H31.2.18	洪水時(制御型)	静岡土木	054-286-9326	○
	K02	久住橋	久住谷川	静岡市	葵区	羽鳥七丁目	45.40	46.35	H31.2.18	"	"	"	○
	K03	油山	油山川	静岡市	葵区	油山	97.04	97.80	H31.2.18	"	"	"	○
	K04	船原橋	大沢川	静岡市	清水区	船原一丁目	6.82	7.96	H31.2.18	"	"	"	○
	K05	東瀬名橋	瀬名新川	静岡市	葵区	東瀬名町	10.64	11.26	H31.2.18	"	"	"	○
	K06	瀬名中央	継川	静岡市	葵区	瀬名中央二丁目	10.82	11.53	H31.2.18	"	"	"	○
	K07	汐止橋	小坂川	静岡市	駿河区	用宗小石町	1.57	3.13	H31.2.18	"	"	"	○
	K08	向田川橋	向田川	静岡市	清水区	蒲原新田一丁目	6.06	7.81	H31.2.18	"	"	"	○
	T01	正月橋	由比川	静岡市	清水区	由比東山寺	20.34	22.36	R1.11.15	常時(自律型)	"	"	○
島田	K01	新黒石橋	黒石川	焼津市		大住	6.21	7.30	H31.2.16	洪水時(制御型)	島田土木	0547-37-1035	○
	K02	滝田橋	相賀谷川	島田市		相賀	106.93	108.40	H31.2.16	"	"	"	○
	K03	平成橋	尾川	島田市		落合	61.09	62.65	H31.2.16	"	"	"	○
	K04	石上橋	笹間川	島田市		川根町上	266.10	268.55	H31.2.16	"	"	"	○
	K05	水神橋	新堀川	島田市		金谷東二丁目	65.86	67.85	H31.2.16	"	"	"	○

水防区	対象番号	観測所	流域川	位置			水位		観測開始年月日	種別	管理者		公開
				郡市	区町	大字	観測開始(TP)(m)	氾濫開始相当(TP)(m)			所属	電話	
島田	K06	御見橋	石脇川	焼津市		浜当目1丁目	1.15	1.70	H31.2.16	洪水時(制御型)	島田土木	0547-37-1035	○
	K07	寺前橋	市場川	藤枝市		西方	45.20	46.24	H31.2.16	"	"	"	○
	K08	問屋橋	内瀬戸谷川	藤枝市		東町	19.55	21.25	H31.2.16	"	"	"	○
	K09	西ノ谷橋	東光寺谷川	島田市		阿知ヶ谷	45.32	46.29	H31.2.16	"	"	"	○
	K10	大島	成案寺川	焼津市		大島	5.97	6.83	H31.2.16	"	"	"	○
	K11	須々木	須々木川	牧之原市		須々木	5.94	8.00	H31.2.16	"	"	"	○
	K12	相川	泉川	焼津市		相川	14.66	15.54	H31.2.16	"	"	"	○
	K13	松久保橋	高草川	焼津市		小浜	2.78	4.29	H31.2.16	"	"	"	○
	T01	静居寺大橋	伊太谷川	島田市		中溝町	60.77	62.26	H30.12.14	常時(自律型)	"	"	○
	T02	ふれあい橋	川根長尾川	榛原郡	川根本町	上長尾	225.81	228.58	H30.12.14	"	"	"	○
	T03	貝立橋	岡部川	藤枝市		岡部町岡部	21.17	22.98	H30.12.14	"	"	"	○
	T04	境橋	小石川	焼津市		三ヶ名	3.83	4.73	H30.12.14	"	"	"	○
袋井	K01	平尾橋	稲荷部川	菊川市		中内田	10.23	11.50	H31.3.1	洪水時(制御型)	袋井土木	0538-42-3217	○
	K02	坂下橋	牛淵川	菊川市		牛淵	27.08	28.99	H31.3.1	"	"	"	○
	K03	黒沢橋	黒沢川	菊川市		下平川	5.63	7.07	H31.3.1	"	"	"	○
	K04	向田橋	沢水加川	菊川市		沢水加	49.00	50.14	H31.3.1	"	"	"	○
	K05	谷広橋	菊川	菊川市		友田	43.87	45.60	H31.3.1	"	"	"	○
	K06	田川橋	上野部川	磐田市		上野部	31.04	32.70	H31.3.1	"	"	"	○
	K07	大久保橋	安久路川	磐田市		岩井	26.57	27.49	H31.3.1	"	"	"	○
	K08	掛下橋側道橋	祝川	磐田市		一言	6.80	7.63	H31.3.1	"	"	"	○
	K09	連雀橋	神代地川	掛川市		連雀	24.07	26.07	H31.3.1	"	"	"	○
	K10	海老島橋	旧仿僧川	磐田市		海老島	2.13	3.57	H31.3.1	"	"	"	○
	K11	姥淵橋	倉西川	磐田市		東貝塚	1.40	2.23	H31.3.1	"	"	"	○
	K12	谷中橋	小藪川	周智郡	森町	谷中	26.47	28.04	H31.3.1	"	"	"	○
	K13	半ノ池川橋	半ノ池川	磐田市		中泉	2.82	4.14	H31.3.1	"	"	"	○
	K14	愛野橋	馬込沢川	袋井市		愛野南一丁目	20.77	22.07	H31.3.1	"	"	"	○
	K15	一丁田橋	小笠高橋川	菊川市		高橋	6.10	8.02	R2.6.12	"	"	"	○
	K16	赤土	江川	菊川市		赤土	4.54	6.03	R2.6.12	"	"	"	○
	K17	川上橋	丹野川	菊川市		川上	15.73	17.52	R2.6.12	"	"	"	○
T01	谷口橋	一雲濟川	磐田市		合代島	28.71	30.64	H30.12.19	常時(自律型)	"	"	○	
T02	下新橋	西大谷川	掛川市		西大淵	11.94	13.43	H30.12.19	"	"	"	○	
浜松	K01	井口橋	相川	浜松市	天竜区	佐久間町浦川	151.55	154.90	H31.3.16	洪水時(制御型)	浜松土木	053-458-7268	○
	K02	原田橋	河内川	浜松市	天竜区	佐久間町佐久間	133.02	135.82	H31.3.16	"	"	"	○
	K03	篠原橋	杉川	浜松市	天竜区	春野町豊岡	164.14	165.67	H31.3.16	"	"	"	○

水防区	対象番号	観測所	流域川	位置			水位		観測開始年月日	種別	管理者		公開
				郡市	区町	大字	観測開始(TP)(m)	氾濫開始相当(TP)(m)			所属	電話	
浜松	K04	落合2号橋	西阿多古川	浜松市	天竜区	西藤平	66.32	68.46	H31.3.16	洪水時(制御型)	浜松市	053-458-7268	○
	K05	米沢川	米沢川	浜松市	天竜区	米沢	50.15	51.50	H31.3.16	"	"	"	○
	K06	妙安寺橋	入出太田川	湖西市		太田	3.24	4.94	H31.3.16	"	"	"	○
	K07	森下橋	宇利山川	浜松市	北区	三ヶ日町本岡	4.16	6.17	H31.3.16	"	"	"	○
	K08	大谷橋	都筑大谷川	浜松市	北区	三ヶ日町大谷	12.79	14.10	H31.3.16	"	"	"	○
	K09	薬師谷橋	東神田川	浜松市	西区	神ヶ谷町	1.58	3.45	H31.3.16	"	"	"	○
	K10	本坂橋	日比沢川	浜松市	北区	三ヶ日町坂本	18.50	20.37	H31.3.16	"	"	"	○
	T01	西川	西川	浜松市	天竜区	龍山町大嶺	79.93	84.06	H30.12.19	常時(自律型)	"	"	○

各水防区における水位観測所の位置は図. 14-3 (P. 398) 及び巻末重要水防箇所位置図(各土木事務所管内図)を参照対象番号のKは制御型、Tは自律型(常時観測)を示す。

水位の種類・内容については資料編第21表(P. 456)に示すとおりである。

対象番号は、固有番号である為、欠番が生じることがある。

表. 14-4 静岡県所管水門水位観測所一覧表

水防区	観測所	流域河川	位置			水位		種別	観測区間	観測		
			郡市	区町	大字	水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)			所属	氏名	電話
下田	1 五十鈴川水門(内・外)	五十鈴川	賀茂郡	南伊豆町	子浦			自記(テレ)	定時	下田土木	職員	0558-24-2117
"	2 安良里浜川水門(内・外)	安良里浜川	賀茂郡	西伊豆町	安良里			"	"	"	"	"
"	3 前田川水門(内・外)	前田川	賀茂郡	南伊豆町	湊			"	"	"	"	"
"	4 殿田川水門(内・外)	殿田川	賀茂郡	南伊豆町	妻良			"	"	"	"	"
沼津	5 牛臥水門(内・外)	塚田川	沼津市		下香貫牛臥			"	"	沼津土木	"	055-920-2213
"	6 八木沢大川水門(内・外)	八木沢大川	伊豆市		八木沢			"	"	"	"	"
"	7 松原川水門(内・外)	松原川	伊豆市		八木沢			"	"	"	"	"
富士	8 入道樋門(内・外)	富士早川	富士市		宮島			"	"	富士土木	"	0545-65-2237
静岡	9 大谷川水門(内・外)	大谷川放水路	静岡市	駿河区	大谷			"	"	静岡土木	"	054-286-9326
"	10 常念川水門(内・外)	常念川	"	清水区	松井町			"	5分毎	"	"	"
島田	11 石脇川水門(内・外)	石脇川	焼津市		浜当目			"	定時	島田土木	"	0547-37-1035
"	12 石脇川新水門(内・外)	石脇川	"		"			"	"	"	"	"
"	13 梅田川水門(内・外)	梅田川	"		八楠			"	"	"	"	"
"	14 栃山川水門(内・外)	栃山川	"		一色			"	"	"	"	"
"	15 須々木川水門(内・外)	須々木川	牧之原市		須々木			"	"	"	"	"
"	16 萩間川相良水門(内・外)	萩間川	"		相良			"	"	"	"	"
"	17 勝間田川水門(内・外)	勝間田川	"		静波			"	"	"	"	"
"	18 地代川水門(内・外)	地代川	"		須々木			"	"	"	"	"
"	19 湯日川水門(内・外)	湯日川	榛原郡	吉田町	川尻			"	"	"	"	"
"	20 堀切川水門(内・外)	堀切川	牧之原市		片浜			"	"	"	"	"
"	21 大磯川水門(内・外)	大磯川	"		"			"	"	"	"	"
"	22 ラムネ川水門(内・外)	ラムネ川	"		"			"	"	"	"	"
"	23 寺川水門(内・外)	寺川	"		"			"	"	"	"	"
袋井	24 仿僧川水門(内・外)	仿僧川	磐田市		柳原添			"	"	袋井土木	"	0538-42-3217
"	25 竜洋水門(内・外)	竜洋海岸	"		駒場			"	"	"	"	"
浜松	26 入野富士見水門(内・外)	新川	浜松市	西区	入野町			"	"	浜松土木	"	053-458-7268

各水防区における水門水位観測所の位置は図. 14-4 (P. 400)

入野富士見水門(内)は、入野水位観測所として計上している。

表. 14-5 国土交通省所管水位観測所一覧表

上段：普通観測
下段：自記観測

	水系名	観測所名	位置 (km)	所在地	流域 面積 km ²	量水標 の0点高 m	自記 観測	普通 観測	テレ メータ	器種	観測開始日	テレメータ 開始年月日
1	狩野川	お お ひ と 大 仁	右22.80	伊豆の国市大仁	322.0	T. P 26.500	○		○	水晶式 超音波式	S3.4.1 S27.4.1	S43.9.18
2	"	こ な 古 奈	左15.65	伊豆の国市古奈	390.0	0.000	○		○	水圧式 フロート式	S25.5.1 S40.6.1	S40.6.7
3	"	と く ら 徳 倉	左7.57	駿東郡清水町徳倉	568.0	3.500	○		○	水晶式 超音波式	S2.12.1 S30.4.1	S43.8.24
4	黄瀬川	ほんじゆく 本 宿	(合流点) 左2.68	駿東郡長泉町本宿	259.0	13.000	○		○	水圧式 超音波式	S3.3.1 S36.4.1	S46.8.24
5	狩野川	ちとせばし 千 歳 橋	右16.46	伊豆の国市南條	390.0	8.700	○		○	水圧式 超音波式	S35.6.1	S40.6.7
6	"	くろせ 黒 瀬	右3.30	沼津市平町	849.0	0.000	○		○	フロート式 水晶式	S3.2.1 S38.4.1	S53.5.17
7	来光川	じやがはし 蛇 ケ 橋	(合流点) 左0.47	田方郡函南町肥田	76.0	5.000	○		○	水圧式 超音波式	S38.8.1 S48.10.1	S51.6.24
8	大場川	だいば 大 場	(合流点) 左2.17	田方郡函南町間宮	88.0	5.700	○		○	水圧式 超音波式	S37.5.1	S47.5.23
9	放水路	かがみばし 鏡 橋	右2.47	伊豆の国市壺之上	—	2.800	○		○	水圧式 フロート式	S40.5.1	S40.6.7
10	富士川	きたまつの 北 松 野	右10.7	富士市北松野	3539.8	42.769	○		○	水晶式	T11.1.1 S38.5.1	S56.7
11	"	まつおか 松 岡	左3.8	富士市松岡	3558.9	14.209	○		○	水晶式	S11.1.1 S32.3.22	S61.4
12	安倍川	てごし 手 越	右4.07	静岡市駿河区手越	537.3	15.490	○		○	水晶式 デジタル	S8.8.1 S32.4.1	S50.5.13
13	"	うしづま 牛 妻	左17.08	静岡市葵区牛妻	287.6	98.812	○		○	水晶式 デジタル	S8.8.1 S36.5.1	S46.8.26
14	藁科川	ならま 奈 良 間	(合流点) 左9.74	静岡市葵区奈良間	112.2	83.095	○		○	フロート式 水晶式	S8.8.1 S33.5.1	S48.5.17
15	大井川	かんざ 神 座	左23.49	島田市神座	1160.0	98.558	○		○	デジタル 水晶式	S18. S31.4.1	S48.5.17
16	"	ほそじま 細 島	左10.03	島田市細島	1241.2	37.633	○		○	デジタル 水晶式	S49.4.1	S49.6.20
17	菊川	かかも 加 茂	左11.9	菊川市加茂	34.2	12.000	○		○	水晶式	S28.5.1 S29.5.1	S49.6.20
18	"	みねだ 嶺 田	右6.4	菊川市嶺田	69.7	2.440	○		○	フロート式	S8.6.16 S29.5.1	S50.6.4
19	"	くにやす 国 安	左2.0	掛川市国安	144.6	-1.018	○		○	水晶式	S32.4.1	S54.7.27
20	牛淵川	どうやま 堂 山	右3.6	菊川市堂山新田	33.1	0.608	○		○	水晶式	S29.3.1 S30.2.1	S48.5.24
21	"	よこち よ 横 地	左10.1	菊川市東横地	10.9	1.009	○		○	水晶式	S59.3.30	S59.3.30
22	下小笠川	かわくぼ 川 久 保	右2.6	掛川市川久保	10.3	13.000	○		○	水晶式	S62.1.1 S62.4.1	S63.10.6
23	天竜川	かしま 鹿 島	右25.0	浜松市天竜区二俣町鹿島	4880.0	33.981	○		○	水晶式	S2.10.1 S13.6.16	S33.5.23
24	"	いけだ 池 田	左10.5	磐田市池田	4955.0	9.434	○		○	リード スイッチ式	S60.4.1	H10.12.20
25	"	なかのまち 中 ノ 町	右9.1	浜松市東区中野町	4955.0	7.605	○		○	水晶式	S36.4.1	S49.6.21
26	"	かけつか 掛 塚	左3.3	磐田市掛塚	4985.0	1.089	○		○	リード スイッチ式	S2.10.1 S50.2.28	S52.6.23
27	気田川	いぬい 犬 居	右11.8	浜松市天竜区春野町領家	317.0	104.504	○		○	水晶式 (フロート式)	S29.6.16	S45.7.16
28	大千瀬川	うらかわ 浦 川	右2.6	浜松市天竜区佐久間町浦川	351.0	136.560	○		○	フロート式	S48.7.11 S48.7.11	S48.7.11

水位観測所の位置は図. 14-5 (P. 402) を参照

第15表 監視カメラ一覧表

表.15-1 静岡県 の監視カメラ一覧表

所管	種別	水 防 区								小計	合計
		下田	熱海	沼津	富士	静岡	島田	袋井	浜松		
静岡県 所管	CCTVカメラ	10	6	33	6	53	50	11	7	176	316
	WEBカメラ	10	6	27	18	18	17	25	19	140	
	河川監視カメラ	10	6	27	21	34	21	28	24	171	
	内CCTV	(0)	(0)	(0)	(3)	(17)	(4)	(3)	(7)	(34)	
	内WEB	(10)	(6)	(27)	(18)	(17)	(17)	(25)	(17)	(137)	
	海岸監視カメラ	0	0	29	0	33	17	0	0	79	
	水門監視カメラ	8	0	4	3	4	29	4	2	54	
ダム監視カメラ	2	6	0	0	0	0	4	0	12		
国土交通省 所管	河川監視カメラ			43	2	38	25	36	13	157	184
	海岸監視カメラ			6	6	3	12			27	
計		20	12	109	32	112	104	72	39	500	500

表.15-2 静岡県所管 監視カメラ一覧表

水防区	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		用途	サイボス	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話			
下田	1	白田川橋	白田川	賀茂郡	東伊豆町	白田	WEB	H25.4.1	常時	下田木	0558-24-2117	河	○	○
	2	峰大橋	河津川	賀茂郡	河津町	峰	WEB	H25.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	3	本郷橋	稲生沢川	下田市		高馬	WEB	H25.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	4	深根橋	稲生沢川	下田市		箕作	WEB	H25.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	5	前原橋	青野川	賀茂郡	南伊豆町	下賀茂	WEB	H25.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	6	伏倉橋	那賀川	賀茂郡	松崎町	桜田	WEB	H25.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	7	築地橋	仁科川	賀茂郡	西伊豆町	仁科	WEB	H25.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	8	前田川水門	前田川	賀茂郡	南伊豆町	湊	CCTV	H24.11.1	操作時	下田木	0558-24-2117	水		
	9	前田川水門	前田川	賀茂郡	南伊豆町	湊	CCTV	H24.11.1	〃	〃	〃	水		
	10	殿田川水門	殿田川	賀茂郡	南伊豆町	妻良	CCTV	H25.12.1	〃	〃	〃	水		
	11	殿田川水門	殿田川	賀茂郡	南伊豆町	妻良	CCTV	H25.12.1	〃	〃	〃	水		
	12	五十鈴川水門	五十鈴川	賀茂郡	南伊豆町	子浦	CCTV	H13.4.1	〃	〃	〃	水	○	
	13	五十鈴川水門	五十鈴川	賀茂郡	南伊豆町	子浦	CCTV	H13.4.1	〃	〃	〃	水		
	14	安良里浜川水門	安良里浜川	賀茂郡	西伊豆町	安良里	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	水		
	15	安良里浜川水門	安良里浜川	賀茂郡	西伊豆町	安良里	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	水		
	16	青野大師ダム	鈴野川	賀茂郡	南伊豆町	青野	CCTV	H22.8.23	常時	下田木	0558-24-2114	ダ		

水防区	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		用途	サイボス	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話			
下田	17	青野大師ダム 下流	鈴野川	賀茂郡	南伊豆町	青野	CCTV	H22.8.23	常時	下田木	0558-24-2114	ダ		
	18	岩科岩科川	賀茂郡	松崎町	岩科南側	WEB	H31.3.9	常時	下田木	0558-24-2117	河	○	○	
	19	宇久須宇久須川	賀茂郡	西伊豆町	宇久須	WEB	H31.3.9	〃	〃	〃	河	○	○	
	20	来の宮橋	河津川	賀茂郡	河津町	峰	WEB	R2.5.29	〃	〃	〃	河	○	○
熱海	1	岡橋	伊東大川	伊東市		桜木町	WEB	H25.4.1	常時	熱海木	0557-82-9176	河	○	○
	2	和泉橋	伊東大川	伊東市		宮川町	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	3	郷戸橋	烏川	伊東市		宇佐美	WEB	H25.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	4	伊東宮川	伊東宮川	伊東市		宇佐美	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	5	伊東仲川	伊東仲川	伊東市		宇佐美	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	6	大川	伊東大川	伊東市		鎌田	WEB	H30.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	7	奥野ダム (常用洪水吐)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.8.31	〃	〃	〃	ダ		
	8	奥野ダム (取水塔)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.8.31	〃	〃	〃	ダ		
	9	奥野ダム (監査路)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.8.31	〃	〃	〃	ダ		
	10	奥野ダム (堤体下流部)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.8.31	〃	〃	〃	ダ	○	
	11	奥野ダム (屋上)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.8.31	〃	〃	〃	ダ		
	12	奥野ダム (ダム上流)	伊東大川	伊東市		鎌田	CCTV	H25.9.1	〃	〃	〃	ダ		
沼津	1	嵯峨沢橋	狩野川	伊豆市		嵯峨沢	WEB	H25.8.1	常時	沼津木	055-920-2213	河	○	○
	2	花園橋	黄瀬川	裾野市		佐野	WEB	H25.8.1	〃	〃	〃	河	○	○
	3	中央橋	黄瀬川	御殿場市		神山	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	4	下神川橋	大場川	三島市		加茂川町	WEB	H25.8.1	〃	〃	〃	河	○	○
	5	青木橋	大場川	駿東郡	長泉町	中土狩	WEB	H25.8.1	〃	〃	〃	河	○	○
	6	観音橋	来光川	田方郡	函南町	上沢	WEB	H25.8.1	〃	〃	〃	河	○	○
	7	松の木橋	柿沢川	田方郡	函南町	畑毛	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	8	堂川	堂川	伊豆の国市		長崎	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	9	洞川	洞川	伊豆の国市		四日町	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	10	江間川	江間川	伊豆の国市		北江間	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	11	中條橋	韭山古川	伊豆の国市		中條	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	12	小坂	戸沢川	伊豆の国市		小坂	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	13	長瀬川	長瀬川	伊豆の国市		小坂	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	14	宗光寺橋	宗光寺川	伊豆の国市		宗光寺	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	河	○	○

水防区	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		用途	サイボス	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話			
	15	深沢川	深沢川	伊豆の国市		田京	WEB	H26.4.1	常時	沼津木	055-920-2213	河	○	○
	16	修善寺川橋	修善寺川	伊豆市		修善寺	WEB	H25.8.1	〃	〃	〃	河	○	○
	17	丸子橋	新中川	沼津市		東間門	WEB	H25.8.1	〃	〃	〃	河	○	○
	18	沼川・高橋川部合流	沼川・高橋川	沼津市		一本松	WEB	H21.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	19	高橋川	高橋川	沼津市		青野	WEB	H21.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	20	沼川	沼川	沼津市		今沢	WEB	H21.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	21	八木沢大川水門上	八木沢大川	伊豆市		八木沢	CCTV	H19.4.1	〃	〃	〃	水		
	22	八木沢大川水門下	八木沢大川	伊豆市		八木沢	CCTV	H19.4.1	〃	〃	〃	水		
	23	松原川水門上	松原川	伊豆市		八木沢	CCTV	H19.4.1	〃	〃	〃	水		
	24	松原川水門下	松原川	伊豆市		八木沢	CCTV	H19.4.1	〃	〃	〃	水		
	25	金山橋	山川	伊豆市		土肥	WEB	H28.5.20	〃	〃	〃	河	○	○
	26	函南観音川	函南観音川	田方郡	函南町	間宮	WEB	H28.5.20	〃	〃	〃	河	○	○
	27	中村橋	大場川	三島市		中	WEB	H29.5.17	〃	〃	〃	河	○	○
	28	下御殿橋	御殿川	三島市		青木	WEB	H29.5.17	〃	〃	〃	河	○	○
沼津	29	小山	鮎沢川	駿東郡	小山町	藤曲	WEB	H29.5.17	〃	〃	〃	河	○	○
	30	千福	佐野川	裾野市		千福	WEB	H29.5.17	〃	〃	〃	河	○	○
	31	梅木橋	大見川	伊豆市		梅木	WEB	H29.5.17	〃	〃	〃	河	○	○
	32	沼津港基地局	沼津港海岸	沼津市		本	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	33	沼津航路水門(港内監視)	沼津港海岸	沼津市		本	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	34	沼津航路水門(びゅうお)	沼津港海岸	沼津市		本	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	35	沼津航路水門(津波監視)	沼津港海岸	沼津市		本	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	36	沼津港門扉1号	沼津港海岸	沼津市		本	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海		
	37	沼津港門扉2号	沼津港海岸	沼津市		本	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海		
	38	多比基地局	静浦漁港	沼津市		多比	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	39	多比1号陸閘	静浦漁港	沼津市		多比	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海		
	40	多比2号陸閘	静浦漁港	沼津市		多比	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海		
	41	多比3号陸閘	静浦漁港	沼津市		多比	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海		
	42	牛臥水門(港内監視カメラ)1上流	沼津牛臥海岸	沼津市		下香貫	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海		
	43	牛臥水門(港内監視カメラ)2下流	沼津牛臥海岸	沼津市		下香貫	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	44	牛臥水門(津波監視カメラ)	沼津牛臥海岸	沼津市		下香貫	CCTV	H25.4.1	〃	〃	〃	海	○	

水防区	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		用途	サイボス	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話			
沼津	45	牛臥右岸陸閘	沼津牛臥岸	沼津市		下香貫	CCTV	H25.4.1	常時	沼津木	055-920-2213	海		
	46	牛臥左岸陸閘	沼津牛臥岸	沼津市		下香貫	CCTV	H25.4.1	"	"	"	海		
	47	御用邸記念公園近付	沼津牛臥岸	沼津市		下香貫	CCTV	H25.4.1	"	"	"	海	○	
	48	志下地区	静浦漁港	沼津市		志下	CCTV	H26.3.1	"	"	"	海	○	
	49	志下門扉4号トゲ	静浦漁港	沼津市		志下	CCTV	H26.3.1	"	"	"	海		
	50	志下門扉5号トゲ	静浦漁港	沼津市		志下	CCTV	H26.3.1	"	"	"	海		
	51	馬込門扉1号トゲ	静浦漁港	沼津市		志下	CCTV	H26.3.1	"	"	"	海		
	52	我入道	沼津海岸	沼津市		我入道	CCTV	H25.4.1	"	"	"	海		
	53	獅子浜地区監視	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H28.4.1	"	"	"	海	○	
	54	獅子浜門扉1号トゲ	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H28.4.1	"	"	"	海		
	55	獅子浜門扉9号トゲ	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H28.4.1	"	"	"	海		
	56	獅子浜門扉13号トゲ	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H28.4.1	"	"	"	海		
	57	獅子浜門扉8号トゲ	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H29.4.1	"	"	"	海		
	58	獅子浜道路監視1	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H29.4.1	"	"	"	海	○	
59	獅子浜道路監視2	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H29.4.1	"	"	"	海			
60	獅子浜道路監視3	静浦漁港	沼津市		獅子浜	CCTV	H29.4.1	"	"	"	海			
富士	1	河合橋	沼川	富士市		鈴川	WEB	H25.4.1	常時	富士木	0545-65-2237	河	○	○
	2	原田橋	滝川	富士市		原田	WEB	H25.4.1	"	"	"	河	○	○
	3	花守橋	赤淵川	富士市		中里	WEB	H25.4.1	"	"	"	河	○	○
	4	江尾江川	江尾江川	富士市		江尾	WEB	H25.4.1	"	"	"	河	○	○
	5	潤井川橋1(蓼原川原宿)	潤井川	富士市		蓼原	CCTV	H21.1.30	"	"	"	河	○	
	6	潤井川橋2(本市場新田)	潤井川	富士市		本市場新	CCTV	H21.1.30	"	"	"	河	○	
	7	滝戸橋下流	潤井川	富士市		岩本	CCTV	H21.1.30	"	"	"	河	○	
	8	小潤井川	小潤井川	富士市		永田北町	WEB	H25.4.1	"	"	"	河	○	○
	9	伝法沢川	伝法沢川	富士市		伝法	WEB	H25.4.1	"	"	"	河	○	○
	10	伝法沢川調整池(No.1横堀川流入部)	伝法沢川	富士市		伝法	WEB	H27.4.1	"	"	"	河	○	
	11	伝法沢川調整池(No.2伝法沢川流入部)	伝法沢川	富士市		伝法	WEB	H27.4.1	"	"	"	河	○	
	12	伝法沢川調整池(No.3伝法沢川分流部)	伝法沢川	富士市		伝法	WEB	H27.4.1	"	"	"	河	○	
	13	田子江川	田子江川	富士市		田子	WEB	H25.11.1	"	"	"	河	○	○
	14	入道樋門上流	富士早川	富士市		宮島	CCTV	H10.4.1	操作時	富士木	0545-65-2237	水		

水防区	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		用途	サイボース	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話			
富士	15	入道樋門下流	富士早川	富士市		宮島	CCTV	H10.4.1	操作時	富士木	0545-65-2237	水		
	16	田子水門	田子江川	富士市		鮫島	CCTV	H27.4.1	"	"	"	水		
	17	和田川	和田川	富士市		今泉	WEB	H28.12.1	常時	富士木	0545-65-2237	河	○	○
	18	潤井川星山放水路分岐点	潤井川	富士宮市		野中東町	WEB	H28.12.1	"	"	"	河	○	○
	19	芝川	芝川	富士宮市		西山	WEB	H28.12.1	"	"	"	河	○	○
	20	稲子川	稲子川	富士宮市		下稲子	WEB	H28.12.1	"	"	"	河	○	○
	21	弓沢川合流部	潤井川	富士宮市		山本	WEB	H31.3.23	"	"	"	河	○	○
	22	内房境川合流部	稲瀬川	富士宮市		内房	WEB	H31.3.23	"	"	"	河	○	○
	23	淀師	潤井川	富士宮市		淀師	WEB	H31.3.23	"	"	"	河	○	○
	24	上条	潤井川	富士宮市		上条	WEB	H31.3.23	"	"	"	河	○	○
静岡	1	興津	興津川	静岡市	清水区	興津東町	WEB	H24.4.1	常時	静岡木	054-286-9326	河	○	○
	2	高瀬橋	興津川	静岡市	清水区	高瀬	WEB	H25.4.1	"	"	"	河	○	○
	3	庵原	庵原川	静岡市	清水区	尾羽	WEB	H20.8.1	"	"	"	河	○	○
	4	能島雨量観測局	巴川	静岡市	清水区	能島	CCTV	H22.9.1	"	"	"	河	○	○
	5	大内遊水地1	巴川	静岡市	清水区	大内	CCTV	H21.3.31	"	"	"	河	○	○
	6	大内遊水地2	巴川	静岡市	清水区	大内	CCTV	H21.3.31	"	"	"	河	○	○
	7	大内遊水地3	巴川	静岡市	清水区	大内	CCTV	H21.3.31	"	"	"	河	○	○
	8	上水位観測土局	巴川	静岡市	葵区	上土	CCTV	H22.9.1	"	"	"	河	○	○
	9	麻機第1西	巴川	静岡市	葵区	赤松	CCTV	H22.10.1	"	"	"	河	○	○
	10	麻機第1東	巴川	静岡市	葵区	赤松	CCTV	H22.10.1	"	"	"	河	○	○
	11	麻機第1南	巴川	静岡市	葵区	前林	CCTV	H22.10.1	"	"	"	河	○	○
	12	麻機第3東	巴川	静岡市	葵区	野丈	CCTV	H11.3.31	"	"	"	河	○	○
	13	麻機第3西	巴川	静岡市	葵区	牛田	CCTV	H11.3.31	"	"	"	河	○	○
	14	麻機第4北	巴川	静岡市	葵区	芝原	CCTV	H11.3.31	"	"	"	河	○	○
	15	麻機第4東	巴川	静岡市	葵区	芝原	CCTV	H11.3.31	"	"	"	河	○	○
	16	麻機第4南	巴川	静岡市	葵区	南	CCTV	H11.3.31	"	"	"	河	○	○
	17	大谷川分流堰放水	大谷川	静岡市	葵区	古庄	CCTV	H11.3.31	"	"	"	河	○	○
	18	大谷川分流堰放水	大谷川	静岡市	葵区	古庄	CCTV	H11.3.31	"	"	"	河	○	○
	19	水梨橋	長尾川	静岡市	葵区	瀬名	WEB	H24.4.1	"	"	"	河	○	○
	20	七曲川	七曲川	静岡市	葵区	南	CCTV	H20.10.1	"	"	"	河	○	○

水防区	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		用途	サイボース	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話			
	21	足久保	足久保川	静岡市	葵区	足久保口組	WEB	H25.4.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	○	○
	22	丸子	丸子川	静岡市	駿河区	丸子	WEB	H24.4.1	〃	〃	〃	河	○	○
	23	常念川水門	巴川	静岡市	清水区	松井町	CCTV	H11.4.1	〃	〃	〃	水	○	○
	24	常念川水門	巴川	静岡市	清水区	松井町	CCTV	H11.4.1	〃	〃	〃	水	○	○
	25	大谷川水門	大放谷川路	静岡市	駿河区	大谷	CCTV	H11.3.31	〃	〃	〃	水	○	○
	26	大谷川水門	大放谷川路	静岡市	駿河区	大谷	CCTV	H11.3.31	〃	〃	〃	水	○	○
	27	富士見橋	巴川	静岡市	清水区	富士見町	WEB	H28.6.1	〃	〃	〃	河	○	○
	28	楠	巴川	静岡市	清水区	長崎	WEB	H28.6.1	〃	〃	〃	河	○	○
	29	大谷	大放谷川路	静岡市	駿河区	片山	WEB	H28.6.1	〃	〃	〃	河	○	○
	30	根古屋	静岡海岸	静岡市	駿河区	根古屋	CCTV	H26.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	31	大谷	静岡海岸	静岡市	駿河区	大谷	WEB	H26.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	32	浜川東	静岡海岸	静岡市	駿河区	高松	CCTV	H26.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	33	大浜海岸	静岡海岸	静岡市	駿河区	西島	CCTV	H26.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	34	中島	静岡海岸	静岡市	駿河区	中島	CCTV	H26.4.1	〃	〃	〃	海	○	
静岡	35	袖師地区監視	清水港海岸	静岡市	清水区	袖師町	CCTV	H17.4.1	常時	清水港管理局	054-353-2201	海	○	
	36	袖師1号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	袖師町	CCTV	H18.9.1	〃	〃	〃	海		
	37	袖師3号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	袖師町	CCTV	H18.9.1	〃	〃	〃	海		
	38	愛染川水門	清水港海岸	静岡市	清水区	袖師町	CCTV	H17.3.1	〃	〃	〃	海	○	
	39	富士見地区監視	清水港海岸	静岡市	清水区	清開	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	40	富士見地区1	清水港海岸	静岡市	清水区	清開	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	海		
	41	富士見地区2	清水港海岸	静岡市	清水区	清開	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	海		
	42	富士見地区3	清水港海岸	静岡市	清水区	清開	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	海		
	43	富士見地区4	清水港海岸	静岡市	清水区	清開	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	海		
	44	富士見地区5	清水港海岸	静岡市	清水区	清開	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	海		
	45	富士見地区6	清水港海岸	静岡市	清水区	清開	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	海		
	46	折戸3号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	折戸	CCTV	H17.4.1	〃	〃	〃	海		
	47	折戸4号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	折戸	CCTV	H17.4.1	〃	〃	〃	海		
	48	折戸地区監視1	清水港海岸	静岡市	清水区	折戸	CCTV	H17.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	49	折戸地区監視2	清水港海岸	静岡市	清水区	折戸	CCTV	H17.4.1	〃	〃	〃	海	○	
	50	三保胸壁7号	清水港海岸	静岡市	清水区	三保	CCTV	H15.4.1	〃	〃	〃	海		

水防区	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		用途	サイボス	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話			
静岡	51	三保地区監視1	清水港海岸	静岡市	清水区	三保	CCTV	H15.4.1	常時	清水港局	054-353-2201	海	○	
	52	三保地区監視2	清水港海岸	静岡市	清水区	三保	CCTV	H15.4.1	"	"	"	海	○	
	53	日の出1号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	日の出町	CCTV	H15.4.1	"	"	"	海		
	54	日の出2号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	日の出町	CCTV	H15.4.1	"	"	"	海		
	55	日の出3号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	日の出町	CCTV	H15.4.1	"	"	"	海		
	56	日の出4号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	日の出町	CCTV	H15.4.1	"	"	"	海		
	57	日の出5号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	日の出町	CCTV	H15.4.1	"	"	"	海		
	58	巴1号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	日の出町	CCTV	H15.4.1	"	"	"	海		
	59	日の出地区監視(管理局屋上)	清水港海岸	静岡市	清水区	日の出町	CCTV	H15.4.1	"	"	"	海	○	
	60	塚間2号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	三保	CCTV	H28.4.1	"	"	"	海		
	61	塚間4号陸閘	清水港海岸	静岡市	清水区	三保	CCTV	H28.4.1	"	"	"	海		
	62	塚間地区監視	清水港海岸	静岡市	清水区	三保	CCTV	H28.4.1	"	"	"	海	○	
	63	安東川合流	巴川	静岡市	葵区	東千代田三丁目	WEB	H29.8.1	常時	静岡市	054-286-9326	河	○	○
	64	浅畑川合流	巴川	静岡市	葵区	加藤島	WEB	H29.8.1	"	"	"	河	○	○
	65	江尻水位観測局	巴川	静岡市	清水区	江尻町	CCTV	H31.3.13	"	"	"	河	○	
	66	横山	安倍川	静岡市	葵区	横山	WEB	H31.3.1	"	"	"	河	○	
	67	玉川	安倍中河内川	静岡市	葵区	落合	WEB	H31.3.1	"	"	"	河	○	○
	68	和田島橋	興津川	静岡市	清水区	和田島	WEB	H31.3.28	"	"	"	河	○	○
	69	富沢橋	藁科川	静岡市	葵区	富沢	WEB	H31.3.28	"	"	"	河	○	○
	70	平山	長尾川	静岡市	葵区	平山	WEB	R2.2.29	"	"	"	河	○	○
	71	丸子川橋	丸子川	静岡市	駿河区	丸子七丁目	WEB	R2.2.29	"	"	"	河	○	○
島田	1	当目大橋陸閘(焼津側1陸閘ゲート)	瀬戸川	焼津市		中港	CCTV	S61.3	常時	島田市	0547-37-1035	水		
	2	当目大橋陸閘(焼津側2150号)	瀬戸川	焼津市		中港	CCTV	S61.3	"	"	"	水		
	3	当目大橋陸閘(焼津側3河口)	瀬戸川	焼津市		中港	CCTV	S61.3	"	"	"	水		
	4	当目大橋陸閘(静岡側4陸閘ゲート)	瀬戸川	焼津市		浜当目	CCTV	S61.3	"	"	"	水		
	5	当目大橋陸閘(静岡側5150号)	瀬戸川	焼津市		浜当目	CCTV	S61.3	"	"	"	水		
	6	当目大橋陸閘(静岡側6河口)	瀬戸川	焼津市		浜当目	CCTV	S61.3	"	"	"	水		
	7	入江橋	瀬戸川	焼津市		駅北四丁目	CCTV	H17.4	"	"	"	河	○	○
	8	勝草橋	瀬戸川	藤枝市		藤枝二丁目	CCTV	H15.8	"	"	"	河	○	○
	9	葉梨川合流	朝比奈川	焼津市		策牛	CCTV	H17.4	"	"	"	河	○	○

水防区	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		用途	サイボス	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話			
島田	10	横内橋	朝比奈川	藤枝市		横内	CCTV	H17.4	常時	島田	0547-37-1035	河	○	○
	11	八幡橋	葉梨川	藤枝市		鬼島	WEB	H22.4	"	"	"	河	○	○
	12	石脇川	石脇川	焼津市		浜当目	WEB	H25.8	"	"	"	河	○	○
	13	黒石川	黒石川	焼津市		小川	WEB	H25.8	"	"	"	河	○	○
	14	木屋橋	木屋川	焼津市		一色	WEB	H25.4	"	"	"	河	○	○
	15	新道橋	栃山川	焼津市		大島	WEB	H22.4	"	"	"	河	○	○
	16	駿遠橋	大井川	島田市		川根町山家	WEB	H19.4	"	"	"	河	○	○
	17	淙徳橋	大井川	榛原郡	川根本町	水川	WEB	H20.4	"	"	"	河	○	○
	18	中徳橋	大井川	榛原郡	川根本町	上長尾	WEB	H25.4	"	"	"	河	○	○
	19	川根大橋	大井川	榛原郡	川根本町	千頭	WEB	H20.4	"	"	"	河	○	○
	20	千草橋	湯日川	榛原郡	吉田町	神戸	WEB	H24.6	"	"	"	河	○	○
	21	坂口谷川橋	坂口谷川	榛原郡	吉田町	住吉	WEB	H24.6	"	"	"	河	○	○
	22	深谷橋	勝間田川	牧之原市		静波	WEB	H24.6	"	"	"	河	○	○
	23	東中橋	萩間川	牧之原市		大江	WEB	H24.6	"	"	"	河	○	○
	24	梅田川水門(上流側)	梅田川	焼津市		八楠	CCTV	S62.3	"	"	"	水	○	
	25	梅田川水門(下流側)	梅田川	焼津市		八楠	CCTV	S62.3	"	"	"	水	○	
	26	石脇川水門(上流側)	石脇川	焼津市		浜当目	CCTV	H9.3	"	"	"	水	○	
	27	石脇川水門(下流側)	石脇川	焼津市		浜当目	CCTV	H9.3	"	"	"	水	○	
	28	石脇川水門(石脇川水門ピア屋上)	石脇川	焼津市		浜当目	CCTV	H9.3	"	"	"	水	○	
	29	石脇川新水門(上流側)	石脇川	焼津市		浜当目	CCTV	H15.3	"	"	"	水	○	
	30	石脇川新水門(下流側)	石脇川	焼津市		浜当目	CCTV	H15.3	"	"	"	水	○	
	31	栃山川水門(海側)	栃山川	焼津市		一色	CCTV	S63.3	"	"	"	水	○	
	32	栃山川水門(川側)	栃山川	焼津市		一色	CCTV	S63.3	"	"	"	水	○	
	33	湯日川水門(N.O.1)	湯日川	榛原郡	吉田町	住吉	CCTV	H13.3	"	"	"	水	○	
	34	湯日川水門(N.O.2)	湯日川	榛原郡	吉田町	住吉	CCTV	H13.3	"	"	"	水	○	
	35	湯日川水門(N.O.3)	湯日川	榛原郡	吉田町	住吉	CCTV	H13.3	"	"	"	水	○	
	36	湯日川水門(N.O.4)	湯日川	榛原郡	吉田町	住吉	CCTV	H13.3	"	"	"	水	○	
	37	勝間田川水門(N.O.1)	勝間田川	牧之原市		静波	CCTV	H25.4	"	"	"	水	○	
	38	勝間田川水門(N.O.2)	勝間田川	牧之原市		静波	CCTV	H25.4	"	"	"	水	○	
	39	勝間田川水門(N.O.3)	勝間田川	牧之原市		静波	CCTV	H25.4	"	"	"	水	○	

水防区	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		用途	サイボス	公開	
				郡市	区町	大字				所属	電話				
島田	40	勝間田川水門 (No. 4)	勝間田川	牧之原市		静波	CCTV	H25. 4	常時	島田	0547-37-1035	水	○		
	41	萩間川相良水門 (No. 1)	萩間川	牧之原市		相良	CCTV	H8. 3	"	"	"	水	○		
	42	萩間川相良水門 (No. 2)	萩間川	牧之原市		相良	CCTV	H8. 3	"	"	"	水	○		
	43	萩間川相良水門 (No. 3)	萩間川	牧之原市		相良	CCTV	H8. 3	"	"	"	水	○		
	44	萩間川相良水門 (No. 4)	萩間川	牧之原市		相良	CCTV	H8. 3	"	"	"	水	○		
	45	須々木川水門 (上流左岸)	須々木川	牧之原市		須々木	CCTV	H3. 3	"	"	"	水	○		
	46	須々木川水門 (下流右岸)	須々木川	牧之原市		須々木	CCTV	H3. 3	"	"	"	水	○		
	47	片浜12ゲート	相良港海岸	牧之原市		片浜	CCTV	H16. 2	常時	御前崎 港管理	0548-63-3213	海			
	48	相良ゲート1号	相良港海岸	牧之原市		相良	CCTV	H14. 3	"	"	"	海			
	49	相良ゲート2・3号	相良港海岸	牧之原市		相良	CCTV	H14. 3	"	"	"	海			
	50	相良ゲート4号	相良港海岸	牧之原市		相良	CCTV	H14. 3	"	"	"	海			
	51	地頭方ゲート4号	地頭方海岸	牧之原市		新庄	CCTV	H16. 4	常時	牧之原市	0548-53-2618	海			
	52	地頭方ゲート5号	地頭方海岸	牧之原市		新庄	CCTV	H16. 4	"	"	"	海			
	53	地頭方ゲート6号	地頭方海岸	牧之原市		新庄	CCTV	H16. 4	"	"	"	海			
	54	堀切川水門 (上流側)	相良片浜海岸	牧之原市		片浜	CCTV	H11. 11	常時	島田	0547-37-1035	海			
	55	堀切川水門 (海側)	相良片浜海岸	牧之原市		片浜	CCTV	H11. 11	"	"	"	海			
	56	大磯川水門 (上流側)	相良片浜海岸	牧之原市		片浜	CCTV	H12. 3	"	"	"	海			
	57	大磯川水門 (海側)	相良片浜海岸	牧之原市		片浜	CCTV	H12. 3	"	"	"	海			
	58	ラムネ川水門 (上流側)	相良片浜海岸	牧之原市		片浜	CCTV	H8. 12	"	"	"	海			
	59	ラムネ川水門 (海側)	相良片浜海岸	牧之原市		片浜	CCTV	H8. 12	"	"	"	海			
	60	寺川水門 (上流側)	相良片浜海岸	牧之原市		片浜	CCTV	H6. 8	"	"	"	海			
	61	寺川水門 (海側)	相良片浜海岸	牧之原市		片浜	CCTV	H6. 8	"	"	"	海			
	62	地代川水門 (上流側)	相良須々木海岸	牧之原市		須々木	CCTV	H9. 12	"	"	"	海			
	63	地代川水門 (海側)	相良須々木海岸	牧之原市		須々木	CCTV	H9. 12	"	"	"	海			
	64	松久保橋	高草川	焼津市		小浜	WEB	H31. 4. 1	"	"	"	河	○	○	
	65	田中新橋	志太田中川	焼津市		高新田	WEB	H31. 4. 1	"	"	"	河	○	○	
	66	栃山橋	大津谷川	島田市		阿知ヶ谷	WEB	H31. 4. 1	"	"	"	河	○	○	
	67	大代川橋	大代川	島田市		金谷扇町	WEB	H31. 4. 1	"	"	"	河	○	○	
	袋井	1	雨垂橋	新野川	御前崎市		佐倉	WEB	H25. 4. 1	常時	袋井 土木	0538-42-3217	河	○	○
		2	白岩橋	西方川	菊川市		加茂	WEB	H25. 11. 1	"	"	"	河	○	○

水防区	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		用途	サイボス	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話			
	3	西大洲地先	西大谷川	掛川市		西大洲	WEB	H25.11.1	常時	袋井木	0538-42-3217	河	○	○
	4	二瀬橋	太田川 原野谷川	袋井市		中	CCTV	H15.3	"	"	"	河	○	○
	5	玉越樋門	太田川	袋井市		小山	CCTV	H16.2	"	"	"	河	○	○
	6	広愛大橋	原野谷川	袋井市		広岡	CCTV	H16.2	"	"	"	河	○	○
	7	細田	逆川	掛川市		高御所	WEB	H21.5.28	"	"	"	河	○	○
	8	金城橋	逆川	掛川市		金城	WEB	H21.5.28	"	"	"	河	○	○
	9	横手橋	宇刈川	袋井市		久能	WEB	H26.4.1	"	"	"	河	○	○
	10	上田橋	小笠沢川	袋井市		高尾	WEB	H26.4.1	"	"	"	河	○	○
	11	鮫島橋	ぼう僧川	磐田市		鮫島	WEB	H21.5.28	"	"	"	河	○	○
	12	今之浦橋	今ノ浦川	磐田市		二之宮	WEB	H22.3.18	"	"	"	河	○	○
	13	笠梅橋	敷地川	磐田市		笠梅	WEB	H21.5.28	"	"	"	河	○	○
	14	昭和水門	弁財天川	袋井市		中新田	WEB	H25.4.1	"	"	"	河	○	○
	15	ぼう僧川水門1 (操作室下流)	ぼう僧川	磐田市		福田	CCTV	H29.4.1	"	"	"	水	○	
	16	ぼう僧川水門2 (操作室上流)	ぼう僧川	磐田市		福田	CCTV	H29.4.1	"	"	"	水	○	
	17	ぼう僧川水門3 (下流左岸)	ぼう僧川	磐田市		福田	CCTV	H15.3	"	"	"	水	○	
	18	ぼう僧川水門4 (上流左岸)	ぼう僧川	磐田市		福田	CCTV	H15.3	"	"	"	水	○	
袋井	19	太田川ダム (減勢工)	太田川	周智郡 森町		亀久保	CCTV		"	"	"	ダ	○	
	20	太田川ダム (網場右岸)	太田川	周智郡 森町		亀久保	CCTV		"	"	"	ダ		
	21	太田川ダム (貯砂ダム)	太田川	周智郡 森町		亀久保	CCTV		"	"	"	ダ		
	22	太田川ダム (かわせみ橋)	太田川	周智郡 森町		亀久保	CCTV		"	"	"	ダ		
	23	山名	原野谷川	袋井市		袋井	WEB	H31.2.1	"	"	"	河	○	○
	24	明ヶ島	太田川	磐田市		明ヶ島	WEB	H31.2.1	"	"	"	河	○	○
	25	天方	太田川	周智郡 森町		森	WEB	H31.2.1	"	"	"	河	○	○
	26	吉岡橋	原野谷川	掛川市		吉岡	WEB	H31.2.1	"	"	"	河	○	○
	27	上屋敷	倉真川	掛川市		上西郷	WEB	R2.3.17	"	"	"	河	○	○
	28	江川橋	磐田久保川	磐田市		二之宮	WEB	R2.3.17	"	"	"	河	○	○
	29	沖之川	沖之川	袋井市		川井	WEB	R2.3.17	"	"	"	河	○	○
	30	吉川	太田川	周智郡 森町		問詰	WEB	R3.4.1	"	"	"	河		
	31	市場橋	太田川	周智郡 森町		飯田	WEB	R3.4.1	"	"	"	河		
	32	豊浜	太田川	磐田市		豊浜	WEB	R3.4.1	"	"	"	河		

水防区	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		用途	サイボス	公開
				郡市	区町	大字				所属	電話			
袋井	33	中島	仿僧川	磐田市		福田島	WEB	R3.4.1	常時	袋井木	0538-42-3217	河		
	34	福田	仿僧川	磐田市		福田	WEB	R3.4.1	"	"	"	河		
	35	彦島大橋	蟹田川	袋井市		彦島	WEB	R3.4.1	"	"	"	河		
	36	上神増	一雲濟川	磐田市		上神増	WEB	R3.4.1	"	"	"	河		
浜松	1	相生橋	二俣川	浜松市	天竜区	山東	WEB	H25.4.1	常時	浜土木	053-458-7267	河	○	○
	2	両島橋	阿多古川	浜松市	天竜区	渡ヶ島	WEB	H25.4.1	"	"	"	河	○	○
	3	安間川	安間川	浜松市	東区	安新町	WEB	H21.7.1	"	"	"	河	○	○
	4	馬込川	馬込川	浜松市	南区	江之島町	CCTV	H20.4.1	"	"	"	河	○	○
	5	松木橋	馬込川	浜松市	中区	木戸町	CCTV	H23.4.1	"	"	"	河	○	○
	6	馬込大橋	馬込川	浜松市	東区	有玉南町	CCTV	H23.4.1	"	"	"	河	○	○
	7	半田橋	馬込川	浜松市	東区	半田町	CCTV	H23.4.1	"	"	"	河	○	○
	8	高橋	馬込川	浜松市	浜北区	小林	CCTV	H26.4.1	"	"	"	河	○	○
	9	芳川	芳川	浜松市	南区	頭陀寺町	WEB	H21.7.1	"	"	"	河	○	○
	10	落合橋	都田川	浜松市	北区	細江町川	CCTV	H23.4.1	"	"	"	河	○	○
	11	新祝田橋	都田川	浜松市	北区	細江町川	CCTV	H23.4.1	"	"	"	河	○	○
	12	坂田橋	井伊谷川	浜松市	北区	引佐町伊谷	WEB	H25.4.1	"	"	"	河	○	○
	13	堀留川	堀留川	浜松市	西区	入野町	WEB	H28.4.1	"	"	"	河	○	○
	14	宇布見橋	新川	浜松市	西区	雄踏町見	WEB	H28.4.1	"	"	"	河	○	○
	15	釣橋川	釣橋川	浜松市	北区	三ヶ日町	WEB	H28.4.1	"	"	"	河	○	○
	16	入野富士見水門(上流)	旧新川	浜松市	西区	入野町	WEB	H17.3.1	"	"	"	水		
	17	入野富士見水門(下流)	旧新川	浜松市	西区	入野町	WEB	H17.3.1	"	"	"	水		
	18	市野橋	安間川	浜松市	東区	市野町	WEB	H29.9.1	"	"	"	河	○	○
	19	矢矧橋	馬込川	浜松市	浜北区	平口	WEB	H29.9.1	"	"	"	河	○	○
	20	新松下橋	芳川	浜松市	東区	植松町	WEB	H29.9.1	"	"	"	河	○	○
	21	安間川遊水地1	安間川	浜松市	東区	市野町	WEB	H30.11.1	"	"	"	河	○	
	22	安間川遊水地2	安間川	浜松市	東区	上石田町	WEB	H30.11.1	"	"	"	河	○	
	23	安間川遊水地3	安間川	浜松市	東区	下石田町	WEB	H30.11.1	"	"	"	河	○	
	24	瀬戸橋	都田川	浜松市	北区	細江町川	WEB	H31.3.21	"	"	"	河	○	
	25	平木大橋	気田川	浜松市	天竜区	春野町木	WEB	H31.3.21	"	"	"	河	○	
	26	水窪大橋	水窪川	浜松市	天竜区	水窪町家	WEB	H31.3.21	"	"	"	河	○	

各水防区における監視カメラの位置は図.15-1(P.414)及び巻末重要水防箇所等位置図を参照
対象番号は、固有番号である為、欠番が生じることがある。
用途 河：河川、水：水門等、ダ：ダム、海：海岸

表. 15-3 国土交通省所管河川監視カメラ一覧表

事務所名	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		映像公開
				郡市	区町	大字				所属	電話	
沼津河川国道事務所	1	狩野川河口	狩野川	沼津市		春日町	CCTV	H18.3	常時	沼津河川 国道事務所	055- 934-2006	○
	2	江川排水機場 (屋上)	狩野川	沼津市		我入道 江川町	CCTV	H16.3	"	"	"	
	3	江川排水機場 (外水位)	狩野川	沼津市		我入道 江川町	CCTV	H15.3	"	"	"	
	4	江川排水機場 (内水位)	狩野川	沼津市		我入道 江川町	CCTV	H15.3	"	"	"	
	5	三園橋	狩野川	沼津市		御幸町	CCTV	H17.9	"	"	"	
	6	黒瀬橋	狩野川	沼津市		黒瀬町	CCTV	H16.3	"	"	"	○
	7	浪人川排水機場 (外水位)	狩野川	沼津市		大岡	CCTV	H17.9	"	"	"	
	8	浪人川排水機場 (内水位)	狩野川	沼津市		大岡	CCTV	H17.9	"	"	"	
	9	木瀬地区	狩野川	沼津市		大岡	CCTV	H18.3	"	"	"	
	10	黄瀬川合流	狩野川	沼津市		中瀬町	CCTV	H16.3	"	"	"	
	11	境川排水機場 (屋上)	狩野川	三島市		長伏	CCTV	H16.3	"	"	"	○
	12	境川排水機場 (外水位)	狩野川	三島市		長伏	CCTV	H15.3	"	"	"	
	13	境川排水機場 (内水位)	狩野川	三島市		長伏	CCTV	H15.3	"	"	"	
	14	大場川	狩野川	沼津市		大平	CCTV	H12.3	"	"	"	○
	15	来光川	狩野川	田方郡	函南町	日守	CCTV	H12.3	"	"	"	○
	16	石堂橋付近	狩野川	田方郡	函南町	日守	CCTV	H16.3	"	"	"	○
	17	四日町排水機場 (屋上)	狩野川	伊豆の国 市		四日町	CCTV	H16.3	"	"	"	○
	18	四日町排水機場 (外水位)	狩野川	伊豆の国 市		四日町	CCTV	H12.2	"	"	"	
	19	四日町排水機場 (内水位)	狩野川	伊豆の国 市		四日町	CCTV	H12.2	"	"	"	
	20	伊豆長岡出張所 (屋上)	狩野川	伊豆の国 市		壺之上	CCTV	H12.3	"	"	"	○
	21	千歳橋	狩野川	伊豆の国 市		南條	CCTV	H17.9	"	"	"	○
	22	宗光寺排水機場 (ポンプ吐出口)	狩野川	伊豆の国 市		宗光寺	CCTV	H16.3	"	"	"	
	23	宗光寺排水機場 (外水位)	狩野川	伊豆の国 市		宗光寺	CCTV	H16.3	"	"	"	
	24	宗光寺排水機場 (内水位)	狩野川	伊豆の国 市		宗光寺	CCTV	H16.3	"	"	"	
	25	小坂排水機場 (ポンプ吐出口)	狩野川	伊豆の国 市		小坂	CCTV	H16.3	"	"	"	○
	26	小坂排水機場 (外水位)	狩野川	伊豆の国 市		小坂	CCTV	H16.3	"	"	"	
	27	小坂排水機場 (内水位)	狩野川	伊豆の国 市		小坂	CCTV	H16.3	"	"	"	
	28	大門橋上流	狩野川	伊豆の国 市		神島	CCTV	H17.9	"	"	"	○
	29	狩野川大橋	狩野川	伊豆市		熊坂	CCTV	H18.3	"	"	"	
	30	修善寺橋	狩野川	伊豆市		修善寺	CCTV	H18.3	"	"	"	
	31	香貫大橋	黄瀬川	駿東郡	清水町	長沢	CCTV	H17.3	"	"	"	

事務所名	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		映像公開
				郡市	区町	大字				所属	電話	
沼津河川国道事務所	32	東海道本線鉄橋	黄瀬川	駿東郡	長泉町	本宿	CCTV		常時	沼津河川 国道事務所	055-934-2006	
	33	本宿	黄瀬川	沼津市		大岡	CCTV	H13.3	〃	〃	〃	○
	34	函南観音川 排水機場(屋上)	大場川	田方郡	函南町	間宮	CCTV	H16.3	〃	〃	〃	○
	35	函南観音川 排水機場(外水位)	大場川	田方郡	函南町	間宮	CCTV	H12.2	〃	〃	〃	
	36	函南観音川 排水機場(内水位)	大場川	田方郡	函南町	間宮	CCTV	H12.2	〃	〃	〃	
	37	仁田橋	来光川	田方郡	函南町	仁田	CCTV	H18.3	〃	〃	〃	
	38	堂川樋門	柿沢川	伊豆の国 市		長崎	CCTV	H21.12	〃	〃	〃	○
	39	口野	狩野川 放水路	沼津市		口野	CCTV	H15.3	〃	〃	〃	
	40	口野橋	狩野川 放水路	沼津市		口野	CCTV	H15.3	〃	〃	〃	
	41	長塚橋	狩野川 放水路	伊豆の国 市		北江間	CCTV	H15.3	〃	〃	〃	
42	珍野	狩野川 放水路	伊豆の国 市		北江間	CCTV	H12.10	〃	〃	〃		
43	鏡橋	狩野川 放水路	伊豆の国 市		壺之上	CCTV	H13.3	〃	〃	〃	○	
甲府	1	松岡	富士川	富士市		松岡	WEB		常時	甲府河川 国道事務所	055-252-8884	○
	2	北松野	富士川	富士市		北松野	WEB		〃	〃	〃	○
静岡河川事務所	1	安倍川左岸河口	安倍川	静岡市	駿河区	中島	CCTV	H22.11	常時	静岡河川 事務所	054-273-9104	○
	2	丸子川水門上流	安倍川	静岡市	駿河区	下川原南	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	3	丸子川水門下流	安倍川	静岡市	駿河区	広野	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	4	安倍川左岸0.75k	安倍川	静岡市	駿河区	中島	簡易型監視カメラ	R2.10	〃	〃	〃	○
	5	駿河区中島	安倍川	静岡市	駿河区	中島	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	6	安倍川右岸1.75k	安倍川	静岡市	駿河区	下川原	簡易型監視カメラ	R2.10	〃	〃	〃	○
	7	中野新田	安倍川	静岡市	駿河区	中野新田	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	8	東新田	安倍川	静岡市	葵区	東新田	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	9	西中原	安倍川	静岡市	駿河区	西中原	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	10	丸子新田	安倍川	静岡市	駿河区	丸子新田	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	11	手越水位観測所	安倍川	静岡市	駿河区	手越	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	12	安倍川橋左岸	安倍川	静岡市	葵区	弥勒	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	13	向敷地	安倍川	静岡市	葵区	向敷地	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	14	静岡河川 事務所(西)	安倍川	静岡市	葵区	田町	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	15	静岡河川 事務所(東)	安倍川	静岡市	葵区	田町	CCTV	H27.4.1	〃	〃	〃	○
	16	辰起町排水樋管	安倍川	静岡市	葵区	辰起町	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	17	桜町	安倍川	静岡市	葵区	桜町	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	18	福田ヶ谷	安倍川	静岡市	葵区	福田ヶ谷	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○

事務所名	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		映像公開
				郡市	区町	大字				所属	電話	
静岡河川事務所	19	堤町	安倍川	静岡市	葵区	堤町	CCTV	H22.11	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
	20	門屋	安倍川	静岡市	葵区	門屋	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	21	賤機	安倍川	静岡市	葵区	牛妻	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	22	牛妻雨量水位観測所	安倍川	静岡市	葵区	牛妻	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	23	郷島	安倍川	静岡市	葵区	郷島	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	24	玉機橋	安倍川	静岡市	葵区	中沢	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	25	山崎	藁科川	静岡市	葵区	山崎	CCTV	H26.3	〃	〃	〃	○
	26	牧ヶ谷橋	藁科川	静岡市	葵区	羽鳥	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	27	新聞	藁科川	静岡市	葵区	新聞	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	28	奈良間水位観測所	藁科川	静岡市	葵区	奈良間	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	1	中尾沢堰堤	安倍川	静岡市	葵区	平野	CCTV	H21.3.31	〃	〃	〃	○
	2	大河内堰堤	安倍川	静岡市	葵区	有東木	CCTV	H18.3.31	〃	〃	〃	○
	3	奥之沢堰堤	安倍川	静岡市	葵区	梅ヶ島	CCTV	H19.3.31	〃	〃	〃	○
	4	カニ沢堰堤	安倍川	静岡市	葵区	梅ヶ島	CCTV	H20.3.31	〃	〃	〃	○
	5	金山堰堤	安倍川	静岡市	葵区	梅ヶ島	CCTV	H18.3.31	〃	〃	〃	○
	6	孫佐島堰堤	安倍川	静岡市	葵区	梅ヶ島	CCTV	H17.3.31	〃	〃	〃	○
	7	大谷観測所	安倍川	静岡市	葵区	大谷	CCTV	H18.3.31	〃	〃	〃	○
	8	大谷崩れ	安倍川	静岡市	葵区	梅ヶ島	CCTV	H18.3.31	〃	〃	〃	○
	9	湯の島	安倍川	静岡市	葵区	梅ヶ島	CCTV	H18.3.31	〃	〃	〃	○
	10	ライブカメラ大谷崩	安倍川	静岡市	葵区	梅ヶ島	WEB	H18.3.31	〃	〃	〃	○
	1	大井川左岸河口	大井川	焼津市		飯淵	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	2	飯淵	大井川	焼津市		飯淵	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	3	太平橋左岸	大井川	焼津市		飯淵	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	4	大井川中島	大井川	焼津市		中島	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	5	富士見橋左岸	大井川	焼津市		西島	CCTV	H22.3.31	〃	〃	〃	○
	6	大井川右岸5.0k	大井川	吉田町		大幡	簡易型監視カメラ	R2.11	〃	〃	〃	○
	7	東名大井川橋	大井川	焼津市		相川	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	8	善左衛門	大井川	藤枝市		善左衛門	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
9	源助橋	大井川	藤枝市		源助	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○	
10	谷口橋右岸	大井川	島田市		阪本	CCTV	H22.3.31	〃	〃	〃	○	
11	細島水位観測所	大井川	島田市		細島	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○	
12	島田大橋左岸	大井川	島田市		旭	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○	

事務所名	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		映像公開
				郡市	区町	大字				所属	電話	
静岡河川事務所	13	横井	大井川	島田市		南	CCTV	H16.3.31	常時	静岡河川事務所	054-273-9104	○
	14	島田出張所	大井川	島田市		横井	CCTV		〃	〃	〃	○
	15	金谷	大井川	島田市		金谷	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	16	河原	大井川	島田市		河原	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	17	大井川右岸15.8k	大井川	島田市		金谷東	簡易型監視カメラ	R2.11	〃	〃	〃	○
	18	稲荷	大井川	島田市		稲荷	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	19	大井川左岸16.8k	大井川	島田市		向谷	簡易型監視カメラ	R2.11	〃	〃	〃	○
	20	赤松水位観測所	大井川	島田市		稲荷	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	21	相賀	大井川	島田市		鶺鴒	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
	22	水路橋	大井川	島田市		神座	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	23	神座南	大井川	島田市		神座	CCTV	H22.11	〃	〃	〃	○
	24	神座水位観測所	大井川	島田市		神座	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○
25	神座水位観測所(補助)	大井川	島田市		神座	CCTV	H16.3.31	〃	〃	〃	○	
浜松河川国道事務所	1	菊川 0.4 左高松川水門外水側	菊川	掛川市		国安	CCTV	H11.12.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0166	
	2	菊川 0.4 左高松川水門内水側	菊川	掛川市		国安	CCTV	H11.12.1	〃	〃	〃	
	3	菊川 0.4 左高松川水門操作室	菊川	掛川市		国安	CCTV	H11.12.1	〃	〃	〃	○
	4	菊川 2.0 左国安水位観測所	菊川	掛川市		国安	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	5	菊川 6.4 左嶺田水位観測所	菊川	菊川市		嶺田	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	6	菊川 7.7 右稲荷部樋門	菊川	掛川市		岩滑	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	7	菊川 9.3 左高田橋上流	菊川	菊川市		上中川	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	8	菊川 10.6 左若宮樋管	菊川	菊川市		加茂	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	9	菊川 11.8 左加茂水位観測所	菊川	菊川市		西横地	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	10	菊川 12.8 左文化会館アエル	菊川	菊川市		本所	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	11	菊川 13.7 右東名菊川橋上流	菊川	菊川市		朝日	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	12	菊川 14.2 右下前田川内水地区	菊川	菊川市		本所	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	13	菊川 15.6 左東海道菊川橋	菊川	菊川市		潮海寺	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	14	菊川 17.5 右菊川頭首工下流	菊川	菊川市		富田	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	15	菊牛 4.3 右江川樋門外水側	牛淵川	菊川市		河東	CCTV	H15.4.1	〃	〃	〃	○
	16	菊牛 4.0 右江川(排)場内	牛淵川	菊川市		河東	CCTV	H15.4.1	〃	〃	〃	○
	17	菊牛 4.0 右江川(排)電気室	牛淵川	菊川市		河東	CCTV	H15.4.1	〃	〃	〃	
	18	菊牛 5.6 左黒沢樋門外水側	牛淵川	菊川市		岳洋	CCTV	H14.10.1	〃	〃	〃	○
	19	菊牛 5.6 左黒沢樋門内水側	牛淵川	菊川市		岳洋	CCTV	H14.10.1	〃	〃	〃	

事務所名	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		映像公開
				郡市	区町	大字				所属	電話	
浜松河川国道事務所	20	菊黒 0.3 左黒沢(排)場内	黒沢川	菊川市		岳洋	CCTV	H14.10.1	常時	浜松河川国道事務所	053-466-0166	○
	21	菊黒 0.3 左黒沢(排)P室1	黒沢川	菊川市		岳洋	CCTV	H14.10.1	〃	〃	〃	
	22	菊黒 0.3 左黒沢(排)P室2	黒沢川	菊川市		岳洋	CCTV	H14.10.1	〃	〃	〃	
	23	菊黒 0.3 左黒沢(排)電気室	黒沢川	菊川市		岳洋	CCTV	H14.10.1	〃	〃	〃	
	24	菊丹 0.8 右黒沢川樋管外水側	丹野川	菊川市		岳洋	CCTV	H14.10.1	〃	〃	〃	○
	25	菊与 2.8 右与惣川樋門外水側	与惣川	掛川市		三俣	CCTV	H14.10.1	〃	〃	〃	○
	26	菊与 2.9 右与惣(排)場内	与惣川	掛川市		三俣	CCTV	H14.10.1	〃	〃	〃	○
	27	菊与 2.9 右与惣(排)電気室	与惣川	掛川市		三俣	CCTV	H14.10.1	〃	〃	〃	
	28	菊与 2.9 右与惣(排)吐出口	与惣川	掛川市		三俣	CCTV	H14.10.1	〃	〃	〃	
	29	菊笠 0.2 左下小笠川合流点	下小笠川	掛川市		海戸	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	30	菊笠 1.2 左兼情橋上流	下小笠川	掛川市		大坂	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	31	菊笠 1.5 右小梅橋	下小笠川	掛川市		川久保	CCTV	H17.4.1	〃	〃	〃	○
	1	天竜 3.4 右掛塚橋上流	天竜川	浜松市	南区	河輪町	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	2	天竜 4.1 右安間川合流点	天竜川	浜松市	南区	老間町	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	3	天竜 6.2 右新貝地区	天竜川	浜松市	南区	新貝町	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	4	天竜 6.8 右新幹線天竜川線	天竜川	浜松市	南区	鶴見町	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	5	天竜 8.1 右東海道線天竜川橋	天竜川	浜松市	東区	国吉町	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	6	天竜 9.1 右中ノ町河川公園	天竜川	浜松市	東区	中ノ町	CCTV	H14.4.1	〃	〃	〃	○
	7	天竜 9.5 右天竜川橋右岸	天竜川	浜松市	東区	中ノ町	CCTV	H15.4.1	〃	〃	〃	○
	8	天竜 10.7 左池田水位観測所	天竜川	磐田市		池田	CCTV	H15.4.1	〃	〃	〃	○
	9	天竜 11.6 左池田樋管下流	天竜川	磐田市		東名	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	10	天竜 15.6 左一雲濟川	天竜川	磐田市		寺谷	CCTV	H15.4.1	〃	〃	〃	○
	11	天竜 18.4 左浜北大橋上流	天竜川	磐田市		三家	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	12	天竜 23.0 左野部地区	天竜川	磐田市		上野部	CCTV	H15.4.1	〃	〃	〃	○
	13	天竜 24.8 右県北遠合同庁舎	天竜川	浜松市	天竜区	二俣町鹿島	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	14	天竜 25.0 左鹿島橋上流	天竜川	浜松市	天竜区	二俣町鹿島	CCTV	H15.4.1	〃	〃	〃	○
	15	天竜 28.8 右船明ダム下流	天竜川	浜松市	天竜区	船明	CCTV	H15.4.1	〃	〃	〃	○
	16	天竜 39.7 右気田川合流点	天竜川	浜松市	天竜区	横山町	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	17	天竜 44.8 左竜山大橋下流	天竜川	浜松市	天竜区	龍山町戸倉	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○
	18	天竜 46.0 左秋葉ダム下流	天竜川	浜松市	天竜区	龍山町戸倉	CCTV	H16.4.1	〃	〃	〃	○

表. 15-4 国土交通省所管海岸監視カメラ一覧表

事務所名	対象番号	名称	流域川	位置			種別	観測開始年月日	観測種別	管理者		映像公開
				郡市	区町	大字				所属	電話	
沼津河川国道事務所	1	C-1 (沼津市千本浜)	富士海岸	沼津市		千本浜	CCTV	H13.12	常時	沼津河川 国道事務所	055-934- 2006	○
	2	C-2 (沼津市西間門)	富士海岸	沼津市		西間門	CCTV	H13.12	"	"	"	○
	3	C-3 (沼津市大諏訪)	富士海岸	沼津市		大諏訪	CCTV	H13.12	"	"	"	○
	4	C-4 (沼津市大塚)	富士海岸	沼津市		大塚	CCTV	H11.12	"	"	"	○
	5	C-5 (昭和第2放水路)	富士海岸	沼津市		原	CCTV	H11.12	"	"	"	○
	6	C-6 (沼津市桃里)	富士海岸	沼津市		桃里	CCTV	H11.12	"	"	"	○
	7	C-7 (昭和放水路)	富士海岸	富士市		西柏原 新田	CCTV	H9.6	"	"	"	○
	8	C-8 (富士市今井)	富士海岸	富士市		今井	CCTV	H11.12	"	"	"	○
	9	C-9 (富士市鮫島)	富士海岸	富士市		鮫島	CCTV	H16.3	"	"	"	○
	10	C-10 (富士市川成島)	富士海岸	富士市		川成島	CCTV	H16.3	"	"	"	○
	11	C-11 (富士市宮島)	富士海岸	富士市		宮島	CCTV	H16.3	"	"	"	○
	12	C-12 (富士川河口)	富士海岸	富士市		五貫島	CCTV	H16.3	"	"	"	○
静岡河川事務所	1	日の出	蒲原(富士) 海岸	静岡市	清水区	日の出	CCTV	H18.3.31	常時	静岡河川 事務所	054-273- 9104	○
	2	高浜	蒲原(富士) 海岸	静岡市	清水区	蒲原	CCTV	H16.3.31	"	"	"	○
	3	小金	蒲原(富士) 海岸	静岡市	清水区	蒲原小金	CCTV	H18.3.31	"	"	"	○
	1	田尻北	駿河海岸	焼津市		田尻北	CCTV	H22.11	"	"	"	○
	2	田尻	駿河海岸	焼津市		田尻	CCTV	H22.11	"	"	"	○
	3	ライブカメラD P屋上	駿河海岸	焼津市		田尻	WEB	H20.3.31	"	"	"	○
	4	栃山川河口	駿河海岸	焼津市		一色	CCTV	H16.3.31	"	"	"	○
	5	藤守川河口	駿河海岸	焼津市		藤守	CCTV	H16.3.31	"	"	"	○
	6	高新田	駿河海岸	焼津市		高新田	CCTV	H16.3.31	"	"	"	○
	7	吉永	駿河海岸	焼津市		利右衛門	CCTV	H20.3.31	"	"	"	○
	8	大井川河口	駿河海岸	榛原郡	吉田町	川尻	CCTV	H18.3.31	"	"	"	○
	9	川尻	駿河海岸	榛原郡	吉田町	川尻	CCTV	H18.3.31	"	"	"	○
10	住吉	駿河海岸	榛原郡	吉田町	住吉	CCTV	H18.3.31	"	"	"	○	
11	坂口谷川河口	駿河海岸	榛原郡	吉田町	住吉	CCTV	H18.3.31	"	"	"	○	
12	榛原	駿河海岸	牧之原市		細江	CCTV	H18.3.31	"	"	"	○	

第 16 表 静岡県水防区連絡系統図

無線電話使用方法

地上回線を使用の際は局番の前に「5」、
 衛星回線を使用の際は局番の前に「8」をつける。
 ただし、各土木支所、各港管理事務所は地上回線のみで衛星回線は使用できない。(御殿場支所、天竜支局除く)
 また市町の「局番—9001」について、県が災害対策本部を設置した際にホットライン電話となり、使用できない場合がある。
 なお、国土交通省マイクロ回線を使用の際には局番の前に「8」をつける。

注 「電」は加入電話番号
 「無」は無線電話番号（*は地上系のみ）
 「国」は国土交通省マイクロ回線番号
 - - - - は無線電話
 ——— は加入電話
 …… は国土交通省マイクロ回線による連絡を示す。
 図. 16-2 から図. 16-10 も同じ

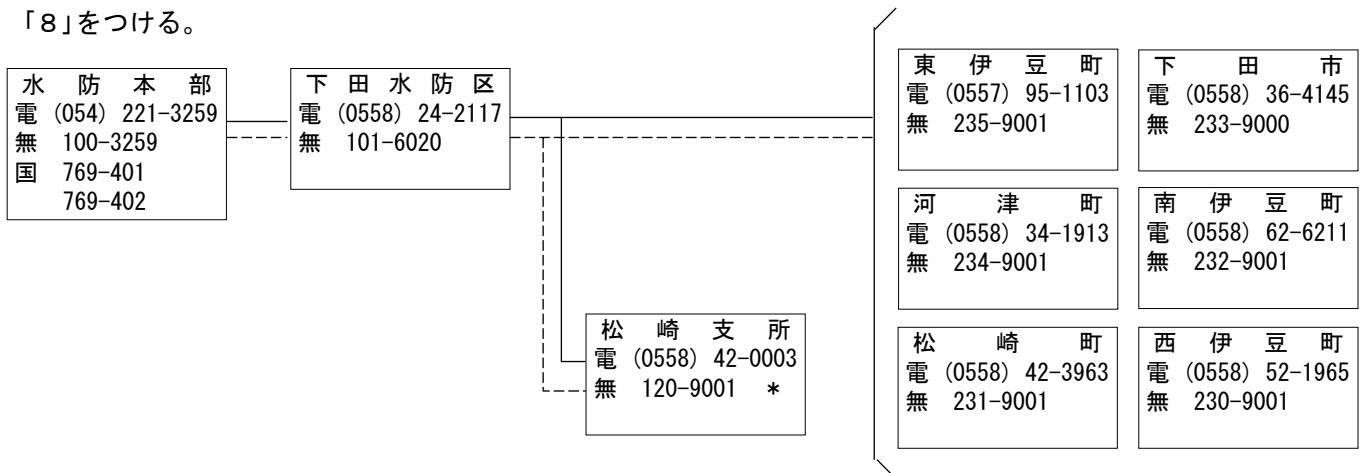


図. 16-1 下田水防区連絡系統図

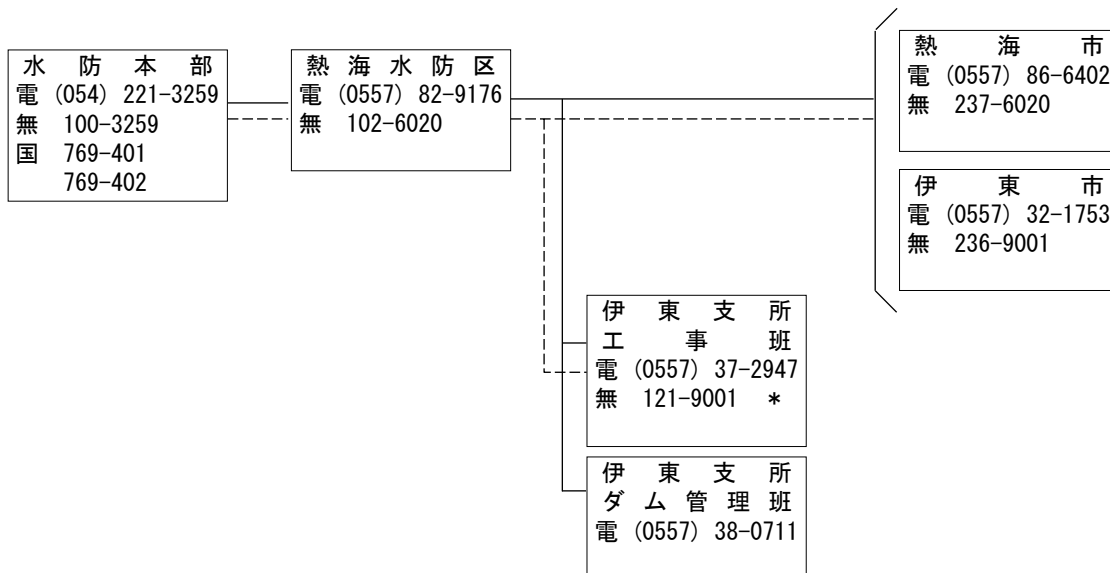


図. 16-2 熱海水防区連絡系統図

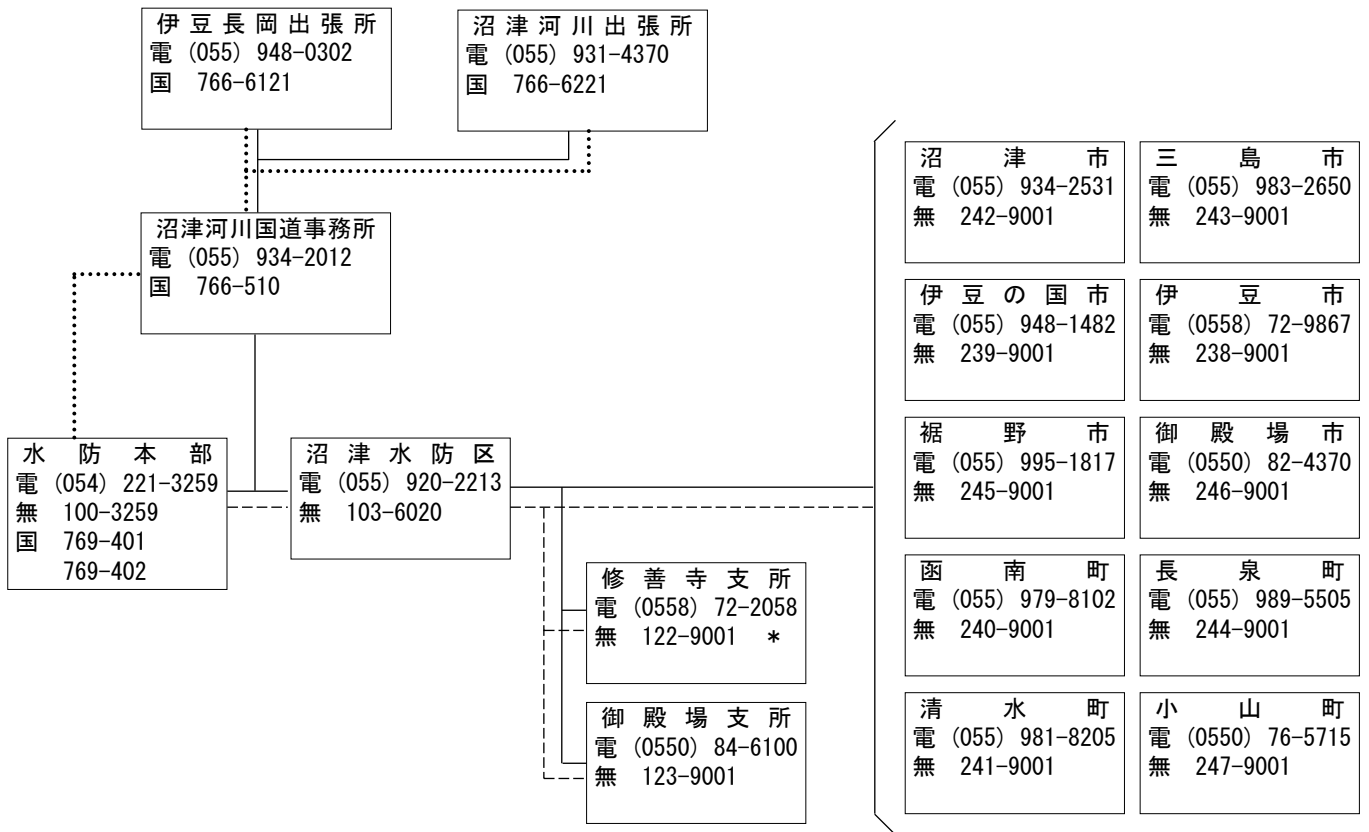


図. 16-3 沼津水防区連絡系統図

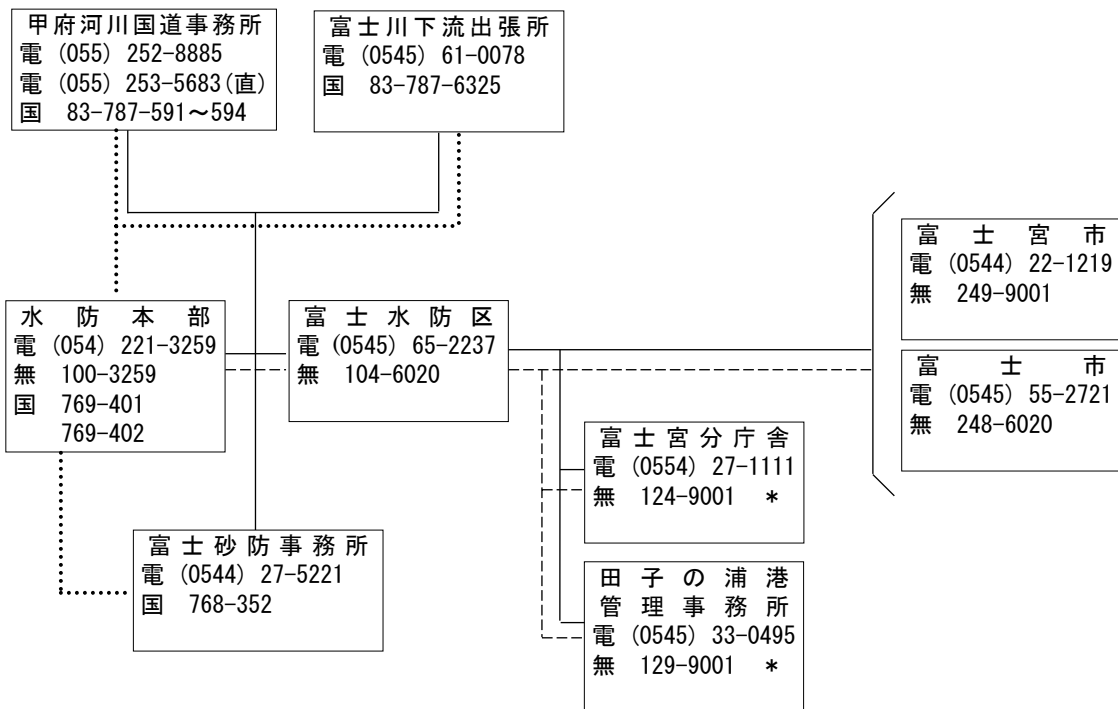


図. 16-4 富士水防区連絡系統図

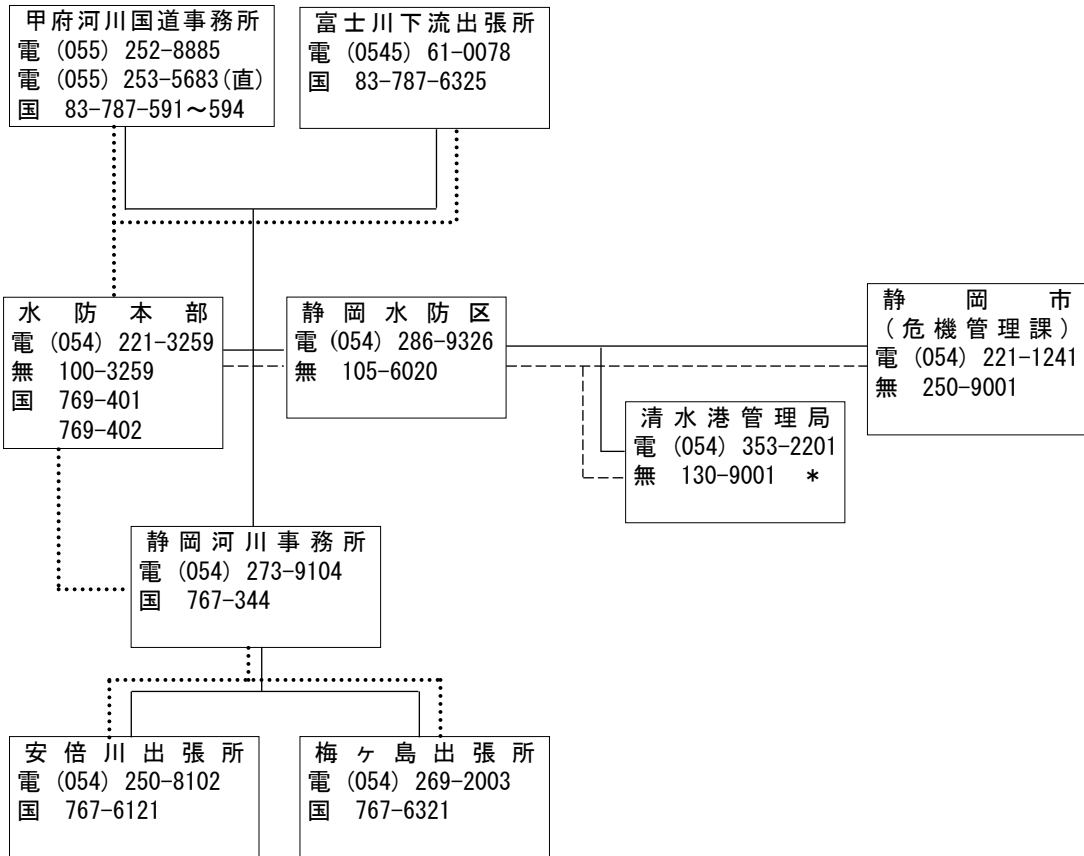


図. 16-5 静岡水防区連絡系統図

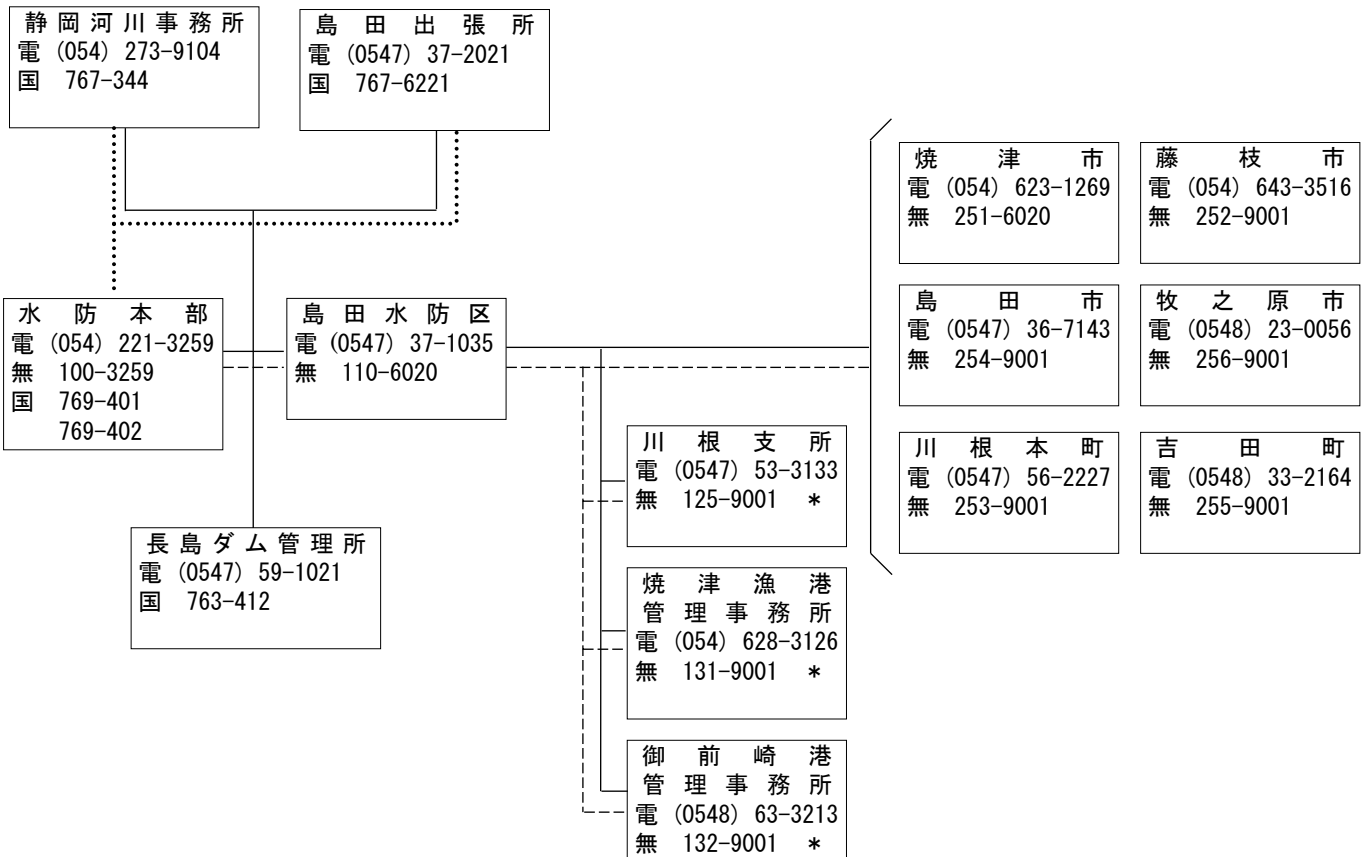


図. 16-6 島田水防区連絡系統図

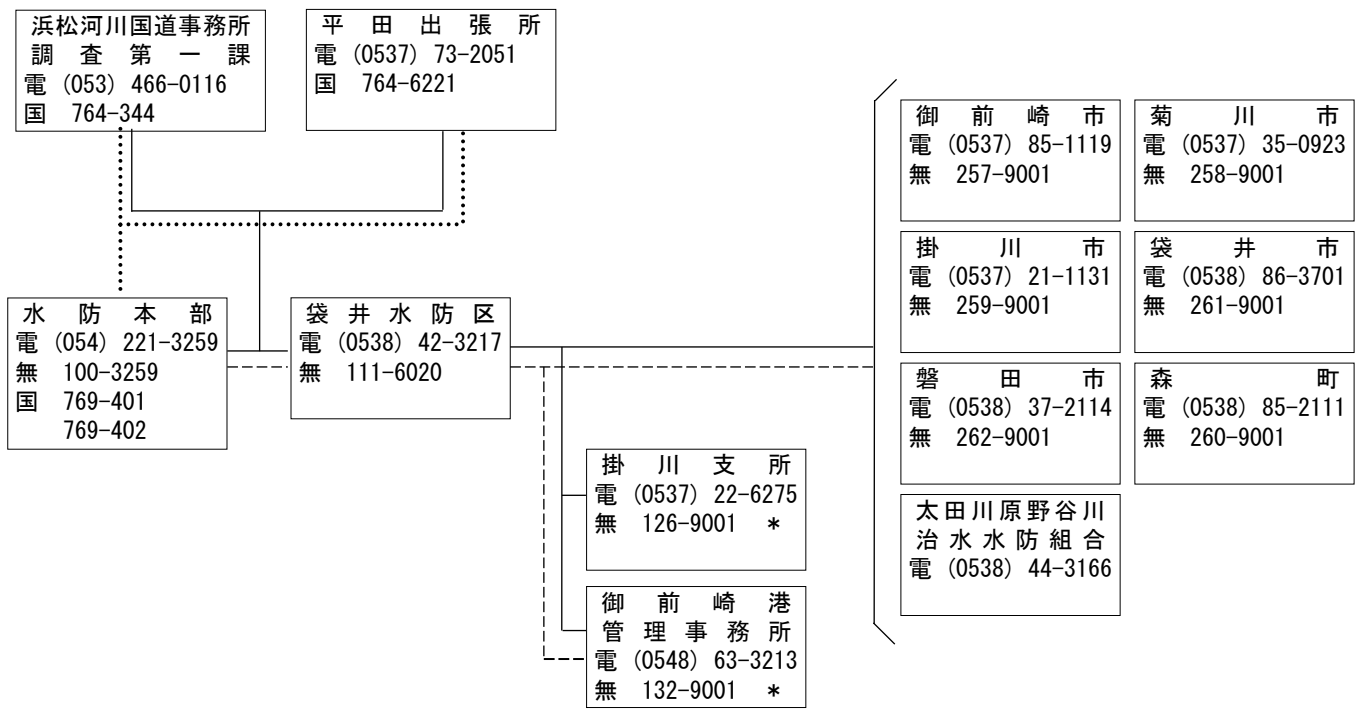


図. 16-7 袋井水防区連絡系統図

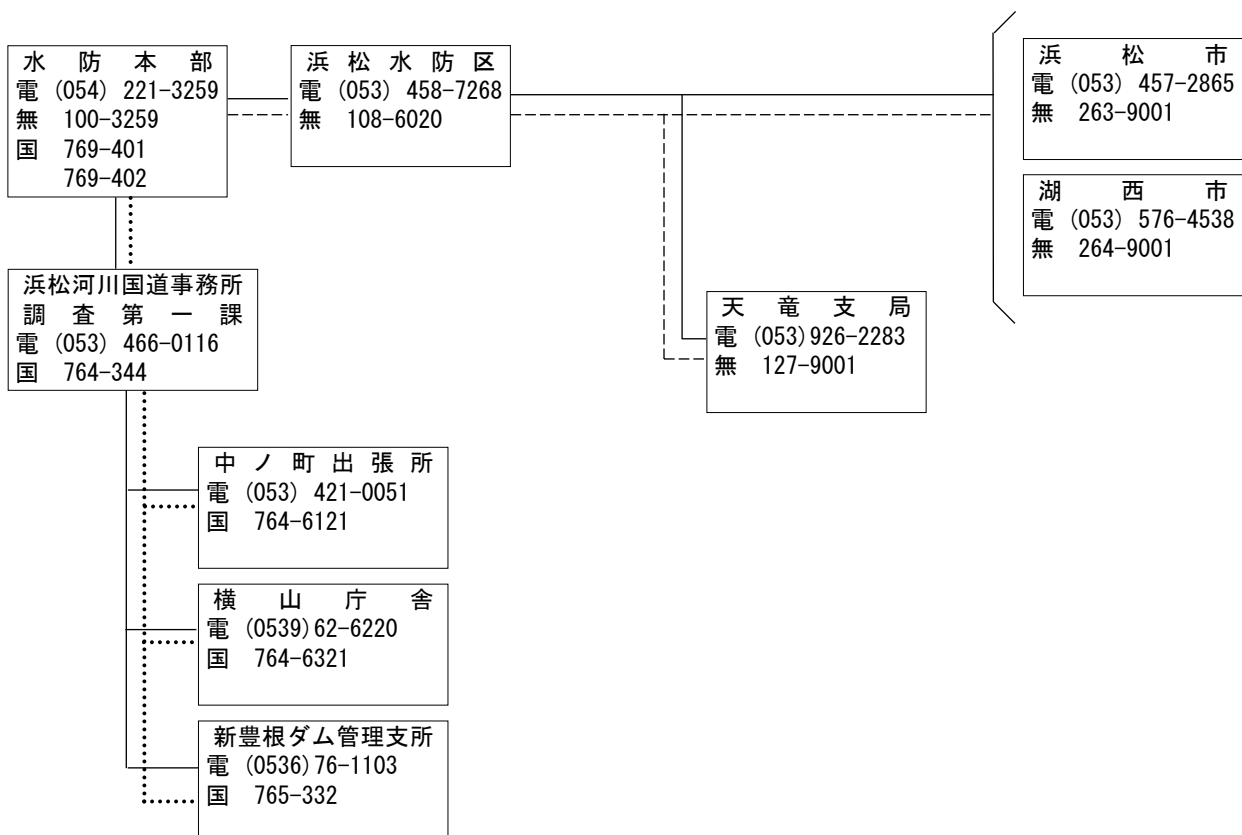


図. 16-8 浜松水防区連絡系統図

第17表 衛星携帯電話一覧表

表.17-1 衛星携帯電話一覧表(静岡県)

水防区	水防本部	下田	熱海	沼津	富士	静岡	岡島	田袋	井浜	松	計
台数	4	9	7	10	8	9	13	13	10		83

表.17-2 衛星携帯電話

水防区	配置場所	器種名	電話番号	備考
水防本部	静岡県庁土木防災情報センター	ワイドスターⅡ	090-5853-2501	屋外アンテナ接続
	静岡県庁土木防災情報センター	ワイドスターⅡ	090-5853-2568	
	静岡県庁土木防災情報センター	ワイドスターⅡ	090-5853-2569	
	静岡県庁土木防災情報センター	エクスティーライト	88216-6950-0788	
下田	下田土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2503	屋外アンテナ接続
	下田土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0812	
	下田土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0836	
	下田土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0859	
	下田土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0880	
	下田土木事務所 松崎支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2508	
	下田土木事務所 松崎支所	エクスティーライト	88216-6950-0900	
	青野大師ダム管理所	ワイドスターⅡ	090-5853-2504	
	青野大師ダム管理所	エクスティーライト	88216-6950-0920	
熱海	熱海土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2511	屋外アンテナ接続
	熱海土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0940	
	熱海土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0790	
	熱海土木事務所 伊東支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2513	
	熱海土木事務所 伊東支所	エクスティーライト	88216-6950-0815	
	奥野ダム管理課	ワイドスターⅡ	090-5853-2524	
	奥野ダム管理課	エクスティーライト	88216-6950-0841	
沼津	沼津土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2515	屋外アンテナ接続
	沼津土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0865	
	沼津土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0886	
	沼津土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0907	
	沼津土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0928	
	沼津土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0791	
	沼津土木事務所 修善寺支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2520	
	沼津土木事務所 修善寺支所	エクスティーライト	88216-6950-0817	
	沼津土木事務所 御殿場支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2522	
	沼津土木事務所 御殿場支所	エクスティーライト	88216-6950-0844	

水防区	配置場所	器種名	電話番号	備考
富士	富士土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2526	屋外アンテナ接続
	富士土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0869	
	富士土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0891	
	富士土木事務所 富士宮分庁舎	ワイドスターⅡ	090-5853-2528	
	富士土木事務所 富士宮分庁舎	エクスティーライト	88216-6950-0913	
	田子ノ浦港管理事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2587	
	田子ノ浦港管理事務所	エクスティーライト	88216-6950-0890	
	田子ノ浦港管理事務所	エクスティーライト	88216-6950-0797	
静岡	静岡土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2530	屋外アンテナ接続
	静岡土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0935	
	静岡土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0821	
	静岡土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0916	
	静岡土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0848	
	静岡土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0873	
	清水港管理局	ワイドスターⅡ	090-5853-2589	
	清水港管理局	エクスティーライト	88216-6950-0831	
	清水港管理局	エクスティーライト	88216-6950-0866	
島田	島田土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2545	屋外アンテナ接続
	島田土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0896	
	島田土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0921	
	島田土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0793	
	島田土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0823	
	島田土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0851	
	島田土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0877	
	島田土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0902	
	島田土木事務所 川根支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2550	
	島田土木事務所 川根支所	エクスティーライト	88216-6950-0927	
	焼津漁港管理事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2546	
	焼津漁港管理事務所	エクスティーライト	88216-6950-0895	
	焼津漁港管理事務所	エクスティーライト	88216-6950-0925	

水防区	配置場所	器種名	電話番号	備考	
袋井	袋井土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2557	屋外アンテナ接続	
	袋井土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0794		
	袋井土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0825		
	袋井土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0854		
	袋井土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0882		
	袋井土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0908		
	袋井土木事務所 掛川支所	ワイドスターⅡ	090-5853-2558		
	袋井土木事務所 掛川支所	エクスティーライト	88216-6950-0934		
	太田川ダム管理所	ワイドスターⅡ	090-5853-2586	屋外アンテナ接続	
	太田川ダム管理所	エクスティーライト	88216-6950-0795		
	御前崎港管理事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2552		
	御前崎港管理事務所	エクスティーライト	88216-6950-0798		
	御前崎港管理事務所	エクスティーライト	88216-6950-0834		
	浜松	浜松土木事務所	ワイドスターⅡ	090-5853-2578	屋外アンテナ接続
		浜松土木事務所	エクスティーライト	88216-6950-0858	
浜松土木事務所		エクスティーライト	88216-6950-0887		
浜松土木事務所		エクスティーライト	88216-6950-0914		
浜松土木事務所		エクスティーライト	88216-6950-0942		
浜松土木事務所		エクスティーライト	88216-6950-0796		
浜松土木事務所 天竜支局		ワイドスターⅡ	090-5853-2564	屋外アンテナ接続	
浜松土木事務所 天竜支局		エクスティーライト	88216-6950-0828		
浜松土木事務所		ワイドスターⅡ	090-5853-2581		
浜松土木事務所		エクスティーライト	88216-6950-0862		

第18表 防災行政無線局一覧表

表.18-1 県交通基盤部関係防災行政無線局一覧表

※無線電話の使用方法についてはP.421参照

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
しずおかかんえききかんりぶ272 静岡県危機管理部272	陸上移動局 (車載型)	静岡県庁土木防災課	静岡市葵区追手町9-6	
しずおかかんえききかんりぶ273 静岡県危機管理部273	陸上移動局 (車載型)	静岡県庁道路保全課	〃	
ぼうさいしもだ そうごうちょうしゃ 防災下田総合庁舎	固定局 地球局	静岡県下田土木事務所	下田市中531-1	101-6020
しもだどぼく 330 ~ 340 下田土木 330 ~ 340	陸上移動局 (車載型)	〃	〃	
しもだどぼく 710 ~ 713 下田土木 710 ~ 713	陸上移動局 (携帯型)	〃	〃	
しもだどぼく 917 下田土木 917	陸上移動局 (半固定型)	〃	〃	
ぼうさいどぼくまつざきししよ 防災土木松崎支所	固定局	静岡県下田土木事務所 松崎支所	賀茂郡松崎町江奈629-6	120-9001
どぼくまつざきししよ 445 ~ 447 土木松崎支所 445 ~ 447	陸上移動局 (車載型)	〃	〃	
どぼくまつざきししよ 778 ~ 780 土木松崎支所 778 ~ 780	陸上移動局 (携帯型)	〃	〃	
どぼくまつざきししよ 925 土木松崎支所 925	陸上移動局 (半固定型)	〃	〃	
ぼうさいあおのだいしだむ 防災青野大師ダム	固定局	静岡県青野大師ダム管理事務所	南伊豆町青野地先	133-9001
あおのだいしだむ 500 青野大師ダム 500	陸上移動局 (車載型)	〃	〃	
あおのだいしだむ 836 青野大師ダム 836	陸上移動局 (携帯型)	〃	〃	
あおのだいしだむ 939 青野大師ダム 939	陸上移動局 (半固定型)	〃	〃	
ぼうさいあたま そうごうちょうしゃ 防災熱海総合庁舎	固定局 地球局	静岡県熱海土木事務所	熱海市水口町13-15	102-6020
あたまどぼく 345 熱海土木 345	陸上移動局 (車載型)	〃	〃	
あたまどぼく 715 ~ 724 熱海土木 715 ~ 724	陸上移動局 (携帯型)	〃	〃	
あたまどぼく 918 熱海土木 918	陸上移動局 (半固定型)	〃	〃	
ぼうさいどぼくいとうししよ 防災土木伊東支所	固定局	静岡県熱海土木事務所 伊東支所	伊東市湯川字横磯546-7	121-9001
どぼくいとうししよ 789 ~ 793 土木伊東支所 789 ~ 793	陸上移動局 (携帯型)	〃	〃	
どぼくいとうししよ 926 土木伊東支所 926	陸上移動局 (半固定型)	〃	〃	
ぼうさいおくのだむ 防災奥野ダム	固定局	静岡県奥野ダム管理所	伊東市鎌田字横堀1296-205	134-9001
おくのだむ 838 ~ 839 奥野ダム 838 ~ 839	陸上移動局 (携帯型)	〃	〃	
おくのだむ 940 奥野ダム 940	陸上移動局 (半固定型)	〃	〃	
ぼうさいとうぶ そうごうちょうしゃ 防災東部総合庁舎	固定局 地球局	静岡県沼津土木事務所	沼津市高島本町1-3	103-6020
ぬまづどぼく 350 ~ 369 沼津土木 350 ~ 369	陸上移動局 (車載型)	〃	〃	

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号等
ぬまづどぼく 727 ~ 730 沼津土木 727 ~ 730	陸上移動局 (携帯型)	静岡県沼津土木事務所	沼津市高島本町1-3	
ぬまづどぼく 919 沼津土木 919	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいどぼくごてんばししよ 防災土木御殿場支所	固定局 地球局	静岡県沼津土木事務所 御殿場支所	御殿場市竈字寺の上641-1	123-9001
どぼくごてんばししよ 455 ~ 458 土木御殿場支所 455 ~ 458	陸上移動局 (車載型)	"	"	
どぼくごてんばししよ 795 ~ 797 土木御殿場支所 795 ~ 797	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
どぼくごてんばししよ 928 土木御殿場支所 928	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいどぼくしゅぜんじししよ 防災土木修善寺支所	固定局	静岡県沼津土木事務所 修善寺支所	伊豆市加殿36-1	122-9001
どぼくしゅぜんじししよ 450 ~ 452 土木修善寺支所 450 ~ 452	陸上移動局 (車載型)	"	"	
どぼくしゅぜんじししよ 782 ~ 787 土木修善寺支所 782 ~ 787	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
どぼくしゅぜんじししよ 927 土木修善寺支所 927	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいふじそうごうちょうしゃ 防災富士総合庁舎	固定局 地球局	静岡県富士土木事務所	富士市本市場441-1	104-6020
ふじどぼく 375 ~ 381 富士土木 375 ~ 381	陸上移動局 (車載型)	"	"	
ふじどぼく 732 ~ 735 富士土木 732 ~ 735	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
ふじどぼく 920 富士土木 920	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいどぼくふじのみやぶんちょうしゃ 防災土木富士宮分庁舎	固定局	静岡県富士土木事務所 富士宮分庁舎	富士宮市黒田字南部谷戸350-14	124-9001
どぼくふじのみやぶんちょうしゃ460 ~ 461 土木富士宮分庁舎 460 ~ 461	陸上移動局 (車載型)	"	"	
どぼくふじのみやぶんちょうしゃ799 ~ 800 土木富士宮分庁舎 799 ~ 800	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
どぼくふじのみやぶんちょうしゃ929 土木富士宮分庁舎 929	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいしずおかそうごうちょうしゃ 防災静岡総合庁舎	固定局 地球局	静岡県静岡土木事務所	静岡市駿河区有明町2-20	105-6020
しずおかどぼく 385 ~ 391 静岡土木 385 ~ 391	陸上移動局 (車載型)	"	"	
しずおかどぼく 737 ~ 746 静岡土木 737 ~ 746	陸上移動局 (携帯型)	" (746は静岡県建設技術管理センター)	" (746は静岡市駿河区用宗1-10-1)	
しずおかどぼく 921 静岡土木 921	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいしまだどぼく 防災島田土木	固定局 地球局	静岡県島田土木事務所	島田市道悦5-7-1	110-6020
しまだどぼく 410 ~ 427 島田土木 410 ~ 427	陸上移動局 (車載型)	"	"	
しまだどぼく 761 ~ 764 島田土木 761 ~ 764	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
しまだどぼく 923 島田土木 923	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいどぼくかわねししよ 防災土木川根支所	固定局	静岡県島田土木事務所 川根支所	榛原郡川根町家山1313-4	125-9001
どぼくかわねししよ 465 ~ 466 土木川根支所 465 ~ 466	陸上移動局 (車載型)	"	"	

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号等
どぼくかわねししよ 802 土木川根支所 802	陸上移動局 (携帯型)	静岡県島田土木事務所 川根支所	榛原郡川根町家山1313-4	
どぼくかわねししよ 930 土木川根支所 930	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいふくろいどぼく 防災袋井土木	固定局 地球局	静岡県袋井土木事務所	袋井市山名町2-1	111-6020
ふくろいどぼく 430 ~ 440 袋井土木 430 ~ 440	陸上移動局 (車載型)	"	"	
ふくろいどぼく 766 ~ 775 袋井土木 766 ~ 775	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
ふくろいどぼく 924 袋井土木 924	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいどぼくかけがわししよ 防災土木掛川支所	固定局	静岡県袋井土木事務所 掛川支所	掛川市金城93	126-9001
どぼくかけがわししよ 470 ~ 473 土木掛川支所 470 ~ 473	陸上移動局 (車載型)	"	"	
どぼくかけがわししよ 804 ~ 806 土木掛川支所 804 ~ 806	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
どぼくかけがわししよ 931 土木掛川支所 931	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいおおたがわだむ 防災太田川ダム	固定局	静岡県太田川ダム管理所	周智郡森町亀久保575-28	135-9001
おおたがわだむ 506 太田川ダム 506	陸上移動局 (車載型)	"	"	
おおたがわだむ 841 ~ 842 太田川ダム 841 ~ 842	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
おおたがわだむ 942 太田川ダム 942	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいはままつそうごうちょうしゃ 防災浜松総合庁舎	固定局 基地局 地球局	静岡県浜松土木事務所	浜松市中区中央一丁目12番1号	108-6020
はままつどぼく 395 ~ 404 浜松土木 395 ~ 404	陸上移動局 (車載型)	"	"	
はままつどぼく 749 ~ 758 浜松土木 749 ~ 758	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
はままつどぼく 922 浜松土木 922	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
はままつどぼく 480 ~ 481 浜松土木 480 ~ 481	陸上移動局 (車載型)	"	"	
はままつどぼく 813 ~ 815 浜松土木 813 ~ 815	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
ぼうさいどぼくてんりゅうしきよく 防災土木天竜支局	固定局 地球局	静岡県浜松土木事務所天竜支局	浜松市天竜区二俣町鹿島559	127-9001
どぼくてんりゅうしきよく 475 ~ 478 土木天竜支局 475 ~ 478	陸上移動局 (車載型)	"	"	
どぼくてんりゅうしきよく 808 ~ 811 土木天竜支局 808 ~ 811	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
どぼくてんりゅうしきよく 932 土木天竜支局 932	陸上移動局 (半固定型)	"	"	
ぼうさいたごのうらこうかんり 防災田子の浦港管理	固定局	静岡県田子の浦港管理事務所	富士市鈴川町2-1	129-9001
たごのうらこうかんり 485 ~ 488 田子の浦港管理 485 ~ 488	陸上移動局 (車載型)	"	"	
たごのうらこうかんり 817 ~ 818 田子の浦港管理 817 ~ 818	陸上移動局 (携帯型)	"	"	
たごのうらこうかんり 934 田子の浦港管理 934	陸上移動局 (半固定型)	"	"	

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
ぼうさいしみずこうかんり 防災清水港管理	固定局	静岡県清水港管理局	静岡市清水区日の出町9-25	130-9001
しみずこうかんりきょく 820～822 清水港管理局 820～822	陸上移動局 (携帯型)	〃	〃	
しみずこうかんりきょく 935 清水港管理局 935	陸上移動局 (半固定型)	〃	〃	
ぼうさいやいづぎょこうかんり 防災焼津漁港管理	固定局	静岡県焼津漁港管理事務所	焼津市鰯ヶ島136-24	131-9001
やいづぎょこうかんり 490～492 焼津漁港管理 490～492	陸上移動局 (車載型)	〃	〃	
やいづぎょこうかんり 824～826 焼津漁港管理 824～826	陸上移動局 (携帯型)	〃	〃	
やいづぎょこうかんり 936 焼津漁港管理 936	陸上移動局 (半固定型)	〃	〃	
ぼうさいおまえざきこうかんり 防災御前崎港管理	固定局	静岡県御前崎港管理事務所	御前崎市港6129-1	132-9001
おまえざきこうかんり 495～497 防災御前崎港 495～497	陸上移動局 (車載型)	〃	〃	
おまえざきこうかんり 828～830 防災御前崎港 828～830	陸上移動局 (携帯型)	〃	〃	
おまえざきこうかんり 937 防災御前崎港 937	陸上移動局 (半固定型)	〃	〃	
おおくらがわだむ 503～504 大倉川ダム 503～504	陸上移動局 (車載型)	静岡県大倉川農地防災ダム 管理事務所	富士宮市精進川字印野2416	
おおくらがわだむ 941 大倉川ダム 941	陸上移動局 (半固定型)	〃	〃	
ぼうさいみやこだだむ 1 防災都田ダム 1	陸上移動局 (半固定型)	静岡県都田川ダム管理事務所	浜松市北区引佐町川名字八平2-521	
ぼうさいみやこだだむ 2 防災都田ダム 2	陸上移動局 (車載型)	〃	〃	

表. 18-2 県交通基盤部関係以外・市町・防災関係機関防災行政無線局一覧表

※無線電話の使用方法についてはP. 421参照

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号等
ぼうさいさかさかわ 防災逆川	固定局 基地局	静岡県逆川無線中継所	賀茂郡河津町逆川日向1216-47	
しずおかけんぼうたいさかさかわ 静岡県防対逆川	基地局	" "	" "	
ぼうさいあいのやま 防災相ノ山	固定局 基地局	静岡県相ノ山無線中継所	下田市吉佐美相ノ山846-1	
しずおかけんぼうたいあいのやま 静岡県防対相ノ山	基地局	" "	" "	
ぼうさいおおとうげ 防災大峠	固定局 基地局	" 大峠無線中継所	賀茂郡松崎町岩科南側字浅野栗原3438-6	
ぼうさいにじょう 防災二条	"	" 二条無線中継所	賀茂郡南伊豆町二条1009	
ぼうさいとおがさ 防災遠笠	"	" 遠笠山無線中継所	伊豆市管引天城山管引入638	
ぼうさいはつしま 防災初島	"	" 初島無線中継所	熱海市初島字青寿735-2	
ぼうさいたん 防災丹那	"	" 丹那無線中継所	熱海市大字熱海字滝知山1812-287	
しずおかけんぼうたいたん 静岡県防対丹那	基地局	" "	" "	
ぼうさいくらかけ 防災鞍掛	固定局 基地局	" 鞍掛山無線中継所	田方郡函南町桑原字鏡ヶ峰1371-1	
ぼうさいごてんば 防災御殿場	"	" 御殿場無線中継所	御殿場市印野字丸尾1383-10	
ぼうさいおやま 防災小山	"	" 小山無線中継所	小山町湯船字下原1127-1地先	
ぼうさいおおしま 防災大島	"	" 大島無線中継所	東京都大島町元町字家の上465-6	
ぼうさいかなまる 防災金丸	"	" 金丸山無線中継所	富士市中之郷4482-141	
ぼうさいあべ 防災安倍	"	" 安倍無線中継所	静岡市葵区坂本字キヘイジ632-2	
ぼうさいしんたかね 防災新高根	"	" 新高根無線中継所	藤枝市瀬戸の谷字高根9963-3	
しずおかけんぼうたいしんたかね 静岡県防対新高根	基地局	" "	" "	
ぼうさいしろわ 防災白羽	固定局 基地局	" 白羽山無線中継所	榛原郡川根本町水川字白羽腰836-10	
ぼうさいあわがたけ 防災粟ヶ岳	"	" 粟ヶ岳無線中継所	掛川市倉真字松葉スズクホ8440-1	
ぼうさいしのがや 防災篠ヶ谷	"	" 篠ヶ谷無線中継所	御前崎市新屋4261-2	
ぼうさいおまえざき 防災御前崎	"	" 御前崎無線中継所	御前崎市白羽6171-1	
ぼうさいはるの 防災春埜	"	" 春埜山無線中継所	浜松市天竜区春野町花島字ハチマンボツ20-1	
ぼうさいあきは 防災秋葉	"	" 秋葉山無線中継所	浜松市天竜区春野町宮川字天狗垂1137-22	
しずおかけんぼうたいあきは 静岡県防対秋葉	基地局	" "	" "	
ぼうさいはがしょう 防災羽ヶ庄	固定局 基地局	" 羽ヶ庄無線中継所	浜松市天竜区佐久間町字井口1734-5	
ぼうさいとんばく 防災富幕	固定局 基地局	NTTドコモ富幕山無線中継所	浜松市北区三ヶ日町只木字扇山322-40	

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号等
しずおかけんテレビあべ 静岡県テレビ安倍	携帯基地局	NTT安倍無線中継所構内	静岡市葵区坂本字キヘイジ632-2	ヘリコプター テレビ電送用
しずおかけんテレビ1 静岡県テレビ1	携帯局	静岡県庁防災通信課	静岡市葵区追手町9-6	〃
しずおかけんへりてれ3 静岡県へりてれ3	〃	静岡県消防防災航空隊 (防災ヘリコプター3号搭載)	静岡市葵区諏訪8-10	〃
ぼうさいしずおかけんちょう 防災静岡県庁	固定局 基地局 地球局	静岡県庁危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	100-2591
しずおかけんききかんりぶ 270~271 静岡県危機管理部 270~271	陸上移動局 (車載型)	〃	〃	県260M
しずおかけんききかんりぶ 274~277 静岡県危機管理部 274~277	〃	〃	〃	〃
しずおかけんききかんりぶ 530~580 静岡県危機管理部 530~580	陸上移動局 (携帯型)	〃	〃	〃
ぼうたいしずおかけんちょう 防対静岡県庁	基地局	静岡県庁危機対策課	静岡市葵区追手町9-6	防災相互
しずおかけんぼうたい 311~325 静岡県防対 311~325	陸上移動局	〃	〃	〃
しずおかけん1 静岡県1	携帯局	〃	〃	〃
しずおかけんへり3 静岡県へり3	携帯局	静岡県消防防災航空隊 (防災ヘリコプター3号搭載)	静岡市葵区諏訪8-10	〃
ぼうさいしずおかこうくうたい 防災静岡航空隊	固定局 地球局	静岡県消防防災航空隊	〃	137-9001
しずおかこうくうたい 1 静岡航空隊 1	陸上移動局 (車載型)	静岡県消防防災航空隊 (車両搭載)	〃	防災相互 消防
しずおかけんしょうぼうぼうさいこうくうたい 325 静岡県消防防災航空隊 325	陸上移動局 (車載型)	〃	〃	消防
しずおかこうくうたい 101~106 静岡航空隊 101~106	陸上移動局 (携帯型)	静岡県消防防災航空隊	〃	消防
しずおかけんしょうぼうぼうさいこうくうたい 700~708 静岡県消防防災航空隊 700~708	陸上移動局 (携帯型)	〃	〃	県260M
しずおかけんしょうぼうぼうさいこうくうたい 916 静岡県消防防災航空隊 916	陸上移動局 (半固定型)	〃	〃	〃
LASCOM しずおかけんしずおかスーパー-パードかはんちきゅう3 LASCOM 静岡県静岡スーパー-パード可搬地球3	地球局	静岡県地震防災センター (衛星移動中継車搭載)	静岡市葵区追手町9-6	990, 991
かいじょうじえいたいよすかちほうそうかんぶ 海上自衛隊横須賀地方総監部	〃	海上自衛隊横須賀地方総監部	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地	156-9001
りくじょうじえいたいとうぶほうめんそうかんぶ 陸上自衛隊東部方面総監部	〃	陸上自衛隊東部方面総監部	東京都練馬区大泉学園町	155-9001
ぼうさいしずおかこうくう 防災静岡空港	固定局	富士山静岡空港	牧之原市坂口3336-4	138-9001
ぼうさいしみずかいほ 防災清水海保	固定局 地球局	清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9-1	157-9001
ぼうさいしずおかきしょう 防災静岡気象	固定局	静岡地方气象台	静岡市駿河区曲金2-1-5	160-9001
ぼうさいはまおかげんぼつ 防災浜岡原発	固定局 地球局	中部電力浜岡原子力発電所	御前崎市佐倉5561	161-9001
ぼうさいにつせきしずおか 防災日赤静岡	〃	静岡県日赤静岡県支部	静岡市葵区追手町44-17	159-9001
ぼうさいしもだそうごうちょうしゃ 防災下田総合庁舎	固定局 地球局	静岡県下田総合庁舎	下田市中531-1	101-6010

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号等
ぼうさいかもききかんり 防災賀茂危機管理	固定局 地球局	静岡県賀茂危機管理庁舎 賀茂方面本部	下田市敷根761	109-6300~ 6304
かもききかんりきよく 285~288 賀茂危機管理局 285~288	陸上移動局 (車載型)	"	"	県260M
しずおかけんかもききかんりきよく 586~601 静岡県賀茂危機管理局586~601	陸上移動局 (携帯型)	"	"	"
しずおかけんかもききかんりきよく 910 静岡県賀茂危機管理局910	陸上移動局 (半固定型)	"	"	"
ぼうさいしもだし 防災下田市	固定局 地球局	下田市役所	下田市東本郷1-5-18	233-9001
ぼうさいひがしいずちよう 防災東伊豆町	"	東伊豆町役場	賀茂郡東伊豆町稲取3354	235-9001
ぼうさいかわづちよう 防災河津町	"	河津町保健福祉防災センター	賀茂郡河津町田中212-2	234-9001
ぼうさいみなみいずちよう 防災南伊豆町	"	南伊豆町役場	賀茂郡南伊豆町下賀茂328-2	232-9001
ぼうさいまつざきちよう 防災松崎町	"	松崎町役場	賀茂郡松崎町宮内301-1	231-9001
ぼうさいにしいずちよう 防災西伊豆町	"	西伊豆町役場	賀茂郡西伊豆町仁科401-1	230-9001
ぼうさいしもだかいほ 防災下田海保	"	下田海上保安部	下田市3-18-23	158-9001
ぼうさいあたまそうごうちようしゃ 防災熱海総合庁舎	固定局 地球局	静岡県熱海総合庁舎	熱海市水口町13-15	102-6010
しずおかけんぼうたいあたま 静岡県防対熱海	基地局	"	"	"
ぼうさいあたまし 防災熱海市	固定局 地球局	熱海市役所	熱海市中央町1-1	237-6020
ぼうさいいとうし 防災伊東市	"	伊東市役所	伊東市大原2-1-1	236-9001
ぼうさいとうぶそうごうちようしゃ 防災東部総合庁舎	固定局 地球局	静岡県東部総合庁舎 東部方面本部	沼津市高島本町1-3	103-6400~ 6404
しずおかけんとうぶききかんりきよく 295~300 静岡県東部危機管理局295~300	陸上移動局 (車載型)	"	"	県260M
しずおかけんとうぶききかんりきよく 605~622 静岡県東部危機管理局605~622	陸上移動局 (携帯型)	"	"	"
しずおかけんとうぶききかんりきよく 911 静岡県東部危機管理局911	陸上移動局 (半固定型)	"	"	"
しずおかけんぼうたいとうぶ 静岡県防対東部	基地局	"	"	防災相互
ぼうさいぬまづし 防災沼津市	固定局 地球局	沼津市役所	沼津市御幸町16-1	242-9001
ぼうさいみしまし 防災三島市	"	三島市総合防災センター	三島市大社町1-10	243-9001
ぼうさいかんなみちよう 防災函南町	"	函南町役場	田方郡函南町平井717-13	240-9001
ぼうさいしみずちよう 防災清水町	"	清水町役場	駿東郡清水町堂庭210-1	241-9001
ぼうさいながいずみちよう 防災長泉町	"	長泉町役場	駿東郡長泉町中土狩828	244-9001
ぼうさいいずのくにし 防災伊豆の国市	"	伊豆の国市役所	伊豆の国市長岡340-1	239-9001
ぼうさいいずし 防災伊豆市	"	伊豆市役所	伊豆市小立野38-2	238-9001
ぼうさいごてんばし 防災御殿場市	"	御殿場市役所	御殿場市萩原483	246-9001

局名	局種別	設置(常置)場所		無線電話番号等
ぼうさいすそのし 防災裾野市	固定局 地球局	裾野市役所	裾野市佐野1059	245-9001
ぼうさいおやまちょう 防災小山町	"	小山町総合文化会館(危機管理局)	駿東郡小山町阿多野130	247-9001
ぼうさいいたづま 防災板妻	"	陸上自衛隊板妻駐屯地	御殿場市板妻40-1	150-9001
ぼうさいこまかど 防災駒門	固定局	陸上自衛隊駒門駐屯地	御殿場市駒門5-1	152-9001
ぼうさいふじがっこう 防災富士学校	"	陸上自衛隊富士駐屯地	駿東郡小山町須走481-27	151-9001
ぼうさいふじそうごうちょうしゃ 防災富士総合庁舎	固定局 地球局	静岡県富士総合庁舎	富士市本市場441-1	104-6010
しずおかけんぼうたいふじ 静岡県防対富士	基地局	"	"	"
ぼうさいふじのみやし 防災富士宮市	固定局 地球局	富士宮市役所	富士宮市弓沢町150	249-9001
ぼうさいふじし 防災富士市	"	富士市役所	富士市永田町1-100	248-6020
ぼうさいしずおかそうごうちょうしゃ 防災静岡総合庁舎	固定局 地球局	静岡県静岡総合庁舎	静岡市駿河区有明町2-20	105-6010
しずおかけんぼうたいしずおか 静岡県防対静岡	基地局	"	"	"
ぼうさいしずおかし 防災静岡市	固定局 地球局	静岡市役所	静岡市葵区追手町5-1	250-9001
ぼうさいふじえだそうごうちょうしゃ 防災藤枝総合庁舎	固定局 地球局	静岡県藤枝総合庁舎 中部方面本部	藤枝市瀬戸新屋362-1	106-6551~ 6554
しずおかけんちゅうぶききかんりきょく 305~307 静岡県中部危機管理局305~307	陸上移動局 (車載型)	"	"	県260M
しずおかけんちゅうぶききかんりきょく 625~642 静岡県中部危機管理局625~642	陸上移動局 (携帯型)	"	"	"
しずおかけんちゅうぶききかんりきょく 912 静岡県中部危機管理局912	陸上移動局 (半固定型)	"	"	"
しずおかけんぼうたいちゅうぶ 静岡県防対中部	基地局	"	"	防災相互
ぼうさいやいづし 防災焼津市	固定局 地球局	焼津市役所	焼津市石津728-2	251-6020
ぼうさいふじえだし 防災藤枝市	"	藤枝市役所	藤枝市岡出山1-11-1	252-9001
ぼうさいまきのはらし 防災牧之原市	"	牧之原市役所榛原庁舎	牧之原市静波447-1	256-9001
ぼうさいよしだちょう 防災吉田町	"	吉田町役場	榛原郡吉田町住吉87	255-9001
ぼうさいしずはまきち 防災静浜基地	固定局	航空自衛隊静浜基地	焼津市上小杉1602	154-9001
ぼうさいしまだし 防災島田市	固定局 地球局	島田市民総合施設	島田市中央町5-1	254-9001
ぼうさいかわねほんちょう 防災川根本町	"	川根本町役場	榛原郡川根本町上長尾627	253-9001
ぼうさいちゅうえんそうごうちょうしゃ 防災中遠総合庁舎	固定局 地球局	静岡県中遠総合庁舎 西部方面本部	磐田市見付3599-4	107-6600~ 6604
しずおかけんせいぶききかんりきょく 315~318 静岡県西部危機管理局315~318	陸上移動局 (車載型)	"	"	県260M
しずおかけんせいぶききかんりきょく 645~657 静岡県西部危機管理局645~657	陸上移動局 (携帯型)	"	"	"

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
しずおかけんせいぶききかんりきょく 913 静岡県西部危機管理局 913	陸上移動局 (半固定型)	静岡県中遠総合庁舎 西部方面本部	磐田市見付3599-4	県260M
しずおかけんぼうたいせいぶ 静岡県防対西部	基地局	〃	〃	防災相互
ぼうさいかけがわし 防災掛川市	固定局 地球局	掛川市役所	掛川市長谷一丁目1-1	259-9001
ぼうさいおまえざきし 防災御前崎市	〃	御前崎市役所	御前崎市池新田5585	257-9001
ぼうさいきくがわし 防災菊川市	〃	菊川市役所	菊川市堀之内61	258-9001
ぼうさいいわたし 防災磐田市	〃	磐田市役所	磐田市国府台3-1	262-9001
ぼうさいふくろいし 防災袋井市	〃	袋井消防庁舎・袋井市防災セ ンター	袋井市国本2907	261-9001
ぼうさいもりまち 防災森町	〃	袋井消防署森分署	周智郡森町森48-2	260-9001
ぼうさいはまつそうごうちょうしゃ 防災浜松総合庁舎	固定局 基地局 地球局	静岡県浜松総合庁舎	浜松市中区中央一丁目12番1号	108-6010
しずおかけんぼうたいはまつ 静岡県防対浜松	基地局	〃	〃	防災相互
ぼうさいはまつし 防災浜松市	固定局 地球局	浜松市役所	浜松市中区元城町103-2	263-9001
ぼうさいはまつきち 防災浜松基地	〃	航空自衛隊浜松基地	浜松市西区西山町	153-9001
ぼうさいこさいし 防災湖西市	〃	湖西市役所	湖西市吉美3268	264-9001
ぼうさいきぎょうきょくとうぶ 防災企業局東部	固定局	企業局東部事務所	富士市中之郷2100	139-9001
ぼうさいきぎょうきょくせいぶ 防災企業局西部	〃	企業局西部事務所	磐田市寺谷2258	140-9001
すいどうすんず 水道駿豆	固定局 基地局	企業局東部事務所柿田川支所	三島市中島143	水道用60M
すいどうすんず 1～6, 11～16 水道駿豆 1～6, 11～16	陸上移動局	〃	〃	〃
すいどうどうにわ 水道堂庭	固定局 基地局	企業局東部事務所柿田川支所 堂庭サテライト	駿東郡清水町堂庭138-1	〃
すいどうどうにわ 1, 11～12 水道堂庭 1, 11～12	陸上移動局	〃	〃	〃
すいどうするが 水道駿河	固定局 基地局	企業局東部事務所	富士市中之郷2100	〃
すいどうするが 1～4, 11～13 水道駿河 1～4, 11～13	陸上移動局	〃	〃	〃
すいどうあつはら 水道厚原	固定局 基地局	企業局東部事務所 岳南出張所	富士市厚原1111	〃
すいどうあつはら 1～2, 11～12 水道厚原 1～2, 11～12	陸上移動局	〃	〃	〃
すいどうせいせい 水道静岡	固定局 基地局	企業局東部事務所 静岡サテライト	静岡市清水区上原2丁目6-35	〃
すいどうせいせい 1～3, 11～13 水道静岡 1～3, 11～13	陸上移動局	企業局東部事務所 静岡サテライト	静岡市清水区上原2丁目6-35	〃
すいどうはいなん 水道榛南	基地局	企業局西部事務所 榛南出張所	榛原郡吉田町川尻4036-2	〃
すいどうはいなん 1～3, 11～16 水道榛南 1～3, 11～16	陸上移動局	〃	〃	〃

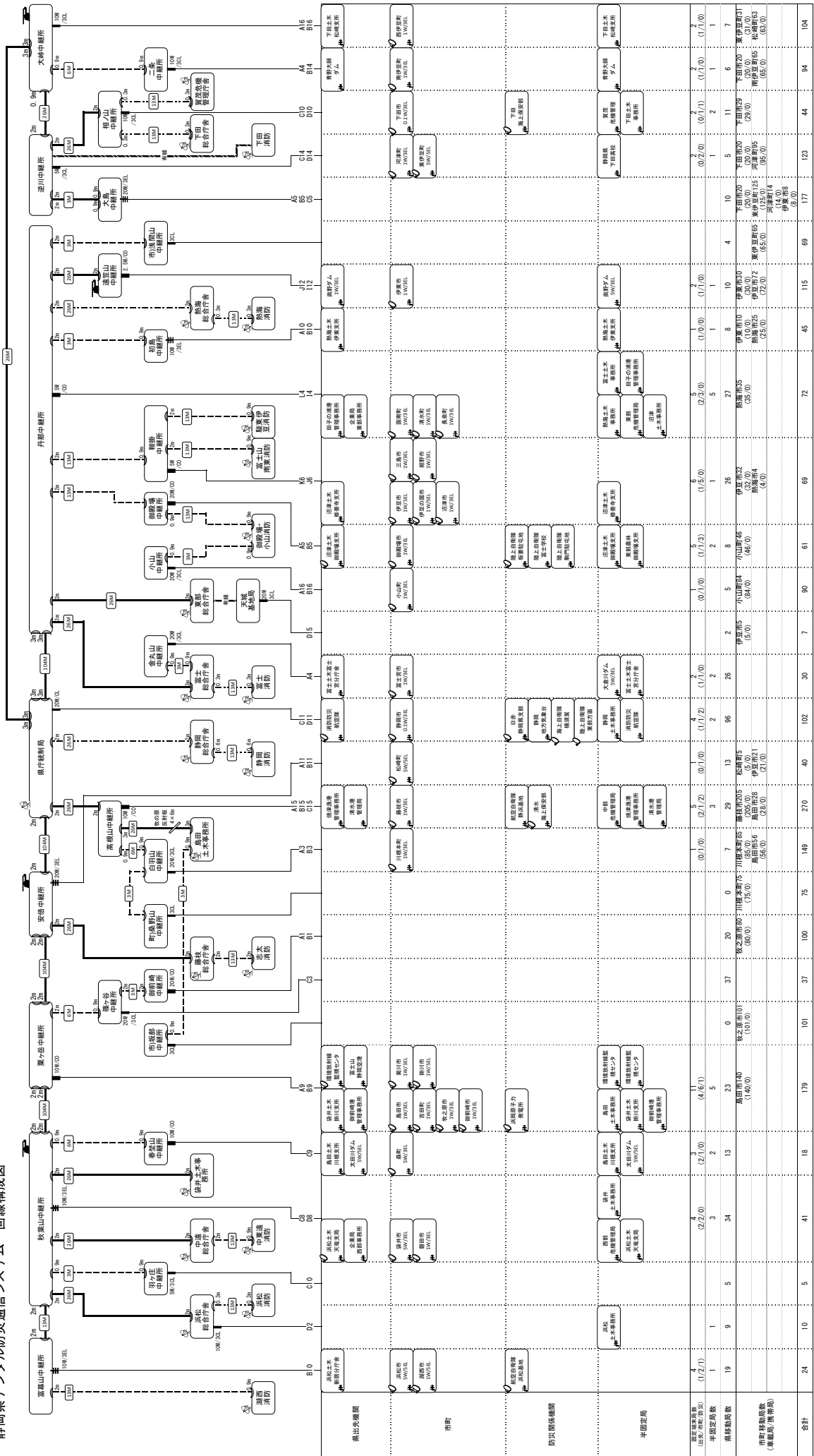
局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
すいどうちゅうえん 水道中遠	固定局 基地局	企業局西部事務所	磐田市寺谷2258	水道用60M
すいどうちゅうえん 1~4, 101~105 水道中遠 1~4, 101~105	陸上移動局	〃	〃	〃
すいどうおろ 水道於呂	固定局 基地局	企業局西部事務所 於呂出張所	浜松市浜北区於呂3358	〃
すいどうおろ 1, 11~12 水道於呂 1, 11~12	陸上移動局	〃	〃	〃
すいどうふなぎら 水道船明	固定局 基地局	企業局西部事務所 船明管理事務所	浜松市天竜区日明21-5	〃
すいどうふなぎら 1~2, 11~13 水道船明 1~2, 11~13	陸上移動局	〃	〃	〃
すいどうせいえん 水道西遠	固定局 基地局	企業局西部事務所 西遠支所	浜松市北区初生町1163-1	〃
すいどうせいえん 1~8, 11~17 水道西遠 1~8, 11~17	陸上移動局	〃	〃	〃
すいどうこさい 水道湖西	固定局 基地局	企業局西部事務所 梅田サテライト	湖西市梅田111-3	〃
すいどうこさい 1, 11~12 水道湖西 1, 11~12	陸上移動局	〃	〃	〃
すいどうみやこだ 水道都田	固定局 基地局	企業局西部事務所 都田出張所	浜松市北区都田町9436	〃
すいどうみやこだ 1~4, 11~12 水道都田 1~4, 11~12	陸上移動局	〃	〃	〃
すいどうあきば 水道秋葉	固定局 基地局	企業局西部事務所 秋葉取水口	浜松市天竜区龍山町大嶺字モミ ジ久保607-14	〃

表. 18-3 消防本部関係防災行政無線局一覧表

※無線電話の使用方法についてはP. 421参照

局 名	局 種 別	設置(常置)場所		無線電話 番号等
ぼうさいしずおかしょうぼう 防 災 静 岡 消 防	固 定 局 地 球 局	静岡市消防局	静岡市駿河区南八幡町10-30	176-6010
ぼうさいはままつしょうぼう 防 災 浜 松 消 防	"	浜松市消防局	浜松市中区下池川町19-1	179-6010
ぼうさいすんとういずしょうぼう 防 災 駿 東 伊 豆 消 防	"	駿東伊豆消防指令センター	沼津市北高島町21-38	172-6010
ぼうさいあたましょうぼう 防 災 熱 海 消 防	"	熱海市消防本部	熱海市中央町1-1	171-6010
ぼうさいふじさんなんとうしょうぼう 防 災 富 士 山 南 東 消 防	"	富士山南東消防本部	三島市南田町4-40	173-6010
ぼうさいふじしょうぼう 防 災 富 士 消 防	"	富士市消防本部	富士市永田町1-100	175-6010
ぼうさいしだしょうぼう 防 災 志 太 消 防	"	焼津市消防防災センター	焼津市石津728-2	177-6010
ぼうさいちゅうとうえんしょうぼう 防 災 中 東 遠 消 防	"	中東遠消防指令センター	磐田市福田400	178-6010
ぼうさいごてんぼしょうぼう 防 災 御 殿 場 消 防	"	御殿場市・小山町 広域行政組合	御殿場市東田中1-19-1	174-6010
ぼうさいしもだしょうぼう 防 災 下 田 消 防	"	下田地区消防組合	下田市6-1-14	170-6010
ぼうさいこさいしょうぼう 防 災 湖 西 消 防	"	湖西市消防本部	湖西市古見1076	180-6010

静岡県デジタル防災通信システム 回線構成図



- 凡例
- 7.5GHz帯多量無線回線
 - 2.5GHz帯多量無線回線
 - ヘリテージ帯無線回線
 - 1.8GHz帯NVA無線回線
 - 250MHz帯無線回線
 - 多量無線回線
 - 多量無線回線
 - ヘリテージ帯無線回線
 - 1.8GHz帯NVA無線回線
 - 250MHz帯無線回線

図 18-1 デジタル防災通信システム無線局回線構成図

最終更新日：令和2年12月1日

第19表 水防用無線局一覧表(県河川・海岸関係テレメータ)

令和3年4月1日現在

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
水防テレメータ無線局			
すいぼうおおとうげ 水防お大うげ	固定局	大峠雨量観測所	賀茂郡松崎町岩科南側字浅野栗原 3438-6
すいぼうかどの 水防うかどの	"	門野雨量観測所	賀茂郡松崎町門野字川原14-2
すいぼうまえはらばし 水防前原はらばし	"	南伊豆雨量観測所 前原橋水位観測所	賀茂郡南伊豆町下賀茂字休石官有無 番地
すいぼうついでし 水防築地し	"	築地橋水位観測所	賀茂郡西伊豆町仁科字東耕地14-2
すいぼうまつざきし 水防松崎支所	"	松崎雨量観測所	賀茂郡松崎町江奈629-6
すいぼうにしなとうげ 水防仁科うげ	"	仁科峠雨量観測所	賀茂郡西伊豆町字久須地先
すいぼううぐす 水防宇久す	"	宇久須雨量観測所 宇久須水位観測所	賀茂郡西伊豆町宇久須字山下官有無 番地
すいぼうふしくら 水防伏倉	"	伏倉橋水位観測所	賀茂郡松崎町桜田官有無番地
すいぼういわしな 水防岩科	"	岩科水位観測所	賀茂郡松崎町岩科南側字柳原16-1地 先
すいぼうさかがわ 水防逆川	"	逆川無線中継所	賀茂郡河津町逆川字日向1216-47
すいぼういなとり 水防稲取	"	稲取雨量観測所	賀茂郡東伊豆町稲取3012
すいぼうばさら 水防婆娑羅	"	婆娑羅雨量観測所	下田市大字加増野字日影平847-3
すいぼうみねおおはし 水防峰大橋	"	峰大橋水位観測所	賀茂郡河津町字矢野官有無番地
すいぼうゆがの 水防湯ヶ野	"	湯ヶ野雨量観測所	賀茂郡河津町湯ヶ野146-1
すいぼうしいばら 水防椎原	"	椎原雨量観測所	下田市椎原224
すいぼうふかねばし 水防深根はら	"	深根橋水位観測所	下田市箕作字中川原494-1
すいぼうほんごうばし 水防本郷はら	"	本郷橋水位観測所	下田市高馬官有無番地
すいぼうあまぎ 水防天城	"	天城雨量観測所	賀茂郡河津町梨本1460-1
すいぼうあがわ 水防熱川	"	熱川雨量観測所	賀茂郡東伊豆町奈良本字通り峰1379- 11
すいぼうしらた 水防白田	"	白田雨量観測所	賀茂郡東伊豆町白田字桃野裾1489-8
すいぼうおおなべ 水防大鍋	"	大鍋雨量観測所	賀茂郡松崎町池代字天城山池代入 1171
すいぼうたんな 水防丹那	"	丹那無線中継所	熱海市大字熱海字滝知山1812-287
すいぼうおくのだむ 水防奥野ダム	"	奥野ダム雨量観測所 奥野ダム管理事務所	伊東市鎌田字横堀1296-205
すいぼうささはら 水防笹原	"	笹原中継所	伊東市荻字粟蒔530-77
すいぼうじょうのだいら 水防城ノ平	"	城ノ平雨量観測警報所	伊東市荻城ノ平398-2
すいぼうたが 水防多賀	"	多賀雨量観測所	熱海市下多賀菖蒲沢1124-4
すいぼうかまた 水防鎌田	"	鎌田雨量観測所	伊東市鎌田字奥野1302-40

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
すいぼうおおかわ 水防大川	固定局	大川水位観測所	伊東市鎌田字蟹足1237-34
すいぼうおくの 水防奥野	"	白川橋水位観測所	伊東市荻字奥野714-1
すいぼうおかばし 水防岡橋	"	岡橋水位観測所	伊東市桜木町1-608-3地先
すいぼういとうししよ 水防伊東支所	"	伊東雨量観測所	伊東市湯川字横磯546-7
すいぼういずみばし 水防和泉橋	"	和泉橋水位観測所	伊東市岡官有無番地
すいぼうぬまづどぼく 水防沼津土木	"	沼津雨量観測所 沼津土木事務所	沼津市高島本町1-3
すいぼうだるま 水防達磨	"	達磨山中継所	伊豆市宇奥山官有造林地林小班
すいぼうあまぎゆがしま 水防天城湯ヶ島	"	湯ヶ島雨量観測所 嵯峨沢橋水位観測所	伊豆市市山550
すいぼうひらい 水防平井	"	平井雨量観測所	田方郡函南町平井字境場1689-65
すいぼういちのせ 水防市ノ瀬	"	市ノ瀬雨量観測所	裾野市茶畑1838
すいぼうあゆざわ 水防鮎沢	"	小山雨量観測所 小山水位観測所	駿東郡小山町藤曲142-7
すいぼうすやま 水防須山	"	須山雨量観測所	裾野市須山1593-12
すいぼうあしたか 水防愛鷹	"	愛鷹雨量観測所	沼津市足高尾の上441-334
すいぼうかんのんばし 水防観音橋	"	観音橋水位観測所	田方郡函南町上沢官有無番地
すいぼういまざわばし 水防今沢橋	"	今沢橋水位観測所	沼津市大字片浜官有無番地
すいぼうしもかみかわばし 水防下神川橋	"	下神川橋水位観測所	三島市加茂川町官有無番地
すいぼううめきばし 水防梅木橋	"	梅木橋水位観測所	伊豆市大字梅木官有無番地
すいぼうはなぞのばし 水防花園橋	"	花園橋水位観測所	裾野市二本松官有無番地
すいぼうまるこばし 水防丸子橋	"	丸子橋水位観測所	沼津市東間門620-3
すいぼうごてんばししよ 水防御殿場支所	"	御殿場雨量観測所	御殿場市竈字寺の上641-1
すいぼうしゅぜんじししよ 水防修善寺支所	"	修善寺雨量観測所	伊豆市加殿36-1
すいぼうおおはたの 水防大幡野	"	天城高原雨量観測所	伊豆市冷川字大幡野1524-25
すいぼうみしまし 水防三島市	"	三島雨量観測所	三島市北田町4-47
すいぼうあおきばし 水防青木橋	"	青木橋水位観測所	駿東郡長泉町中土狩27-7
すいぼううきはし 水防浮橋	"	浮橋雨量観測所	伊豆の国市浮橋字大沢野月多坂1608-1
すいぼうくわはら 水防桑原	"	桑原雨量観測所	田方郡函南町桑原1331-1
すいぼうへだしんでん 水防戸田新田	"	戸田新田雨量観測所	沼津市戸田字下金柑3914-67
すいぼうまつのきばし 水防松の木橋	"	松の木橋水位観測所	田方郡函南町畑毛字西35-4
すいぼうせんぶく 水防千福	"	千福水位観測所	裾野市千福字久保川209-5

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
すいぼうちゅうじょうばし 水防中條橋	固定局	中條橋水位観測所	伊豆の国市中條
すいぼうそうこうじばし 水防宗光寺橋	"	宗光寺橋水位観測所	伊豆の国市宗光寺
すいぼうおさか 水防小坂	"	小坂水位観測所	伊豆の国市小坂
すいぼうしゅぜんじがわばし 水防修善寺川橋	"	修善寺川橋水位観測所	伊豆市修善寺
すいぼうおの 水防青野	"	青野水位観測所	沼津市根古屋
すいぼうちゅうおうばし 水防中央橋	"	中央橋水位観測所	御殿場市神山858-6
すいぼうかんなみかんのんがわ 水防函南観音川	"	間宮水位観測所	田方郡函南町間宮838-1
すいぼうなかむらばし 水防中村橋	"	中村橋水位観測所	三島市中5-1地先
すいぼうしもごてんばし 水防下御殿橋	"	下御殿橋水位観測所	三島市青木286-10地先
すいぼうふじどぼく 水防富士土木	"	富士雨量観測所 富士土木事務所	富士市本市場441
すいぼうせこつじ 水防勢子辻	"	勢子辻雨量観測所	富士市桑崎912-5
すいぼうにしふなつ 水防西船津	"	西船津雨量観測所	富士市西船津352-1
すいぼううるいがわばし 水防潤井川橋	"	潤井川橋水位観測所	富士市字川原宿1044-5
すいぼうかわいばし 水防河合橋	"	河合橋水位観測所	富士市沼川沿官有無番地
すいぼうやまもとばし 水防山本橋	"	山本橋水位観測所	富士市天間官有無番地
すいぼういしざか 水防石坂	"	石坂雨量観測所	富士市石坂広見町456-5
すいぼうわだわ 水防和田川	"	和田川水位観測所	富士市今泉9-1431
すいぼうむらやま 水防村山	"	村山雨量観測所	富士宮市村山字村畑1074
すいぼうおおぶち 水防大渚	"	大渚雨量観測所	富士市大渚4815
すいぼういまみや 水防今宮	"	今宮雨量観測所	富士市今宮字峯下646-1地先
すいぼうふじのみやぶんちようしゃ 水防富士宮分庁舎	"	富士宮雨量観測所 黒田水位観測所	富士宮市黒田字南部谷戸350-14
すいぼうよどし 水防淀師	"	淀師水位観測所	富士宮市淀川町淀師
すいぼうひろみ 水防広見	"	広見雨量観測所	富士宮市人穴字広見640-26
すいぼうかみいで 水防上井出	"	上井出雨量観測所	富士宮市上井出字河原端1256-2
すいぼうやまみや 水防山宮	"	山宮雨量観測所	富士宮市山宮字高戸3666-232
すいぼうかみじょう 水防上条	"	上条雨量観測所 上条水位観測所	富士宮市上条字千居1856
すいぼうはぶな 水防羽鮒	"	長貫雨量観測所	富士宮市字砂ヶ原1514-3
すいぼうもといちばしんでん 水防本市場新田	"	本市場新田水位観測所	富士市伝法
すいぼうでんぼうざわがわ 水防伝法沢川	"	伝法沢川水位観測所	富士市伝法3151-3

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
すいぼうこうるいがわ川 水防小潤井	固定局	小潤井川水位観測所	富士市大字永田北町102-7
すいぼうはらだぼし橋 水防原田	"	原田橋水位観測所	富士市原田359-8地先
すいぼうはなもりぼし橋 水防花守	"	花守橋水位観測所	富士市中里453-3
すいぼうでんぼうざわがわちょうせいち池 水防伝法沢川調整	"	伝法沢川調整池水位観測所	富士市伝法地先
すいぼうしずおかどぼく 水防静岡土木	"	静岡土木事務所	静岡市駿河区有明町2-20
すいぼうおおやま 水防大	"	大山無線中継所	静岡市葵区水見色字中尾山2139-7
すいぼうたわらざわ沢 水防俵	"	俵沢雨量観測所	静岡市葵区俵沢82-1
すいぼうきよさわ沢 水防清	"	清沢雨量観測所	静岡市葵区昼居渡68
すいぼうかぎあな穴 水防桑木	"	桑木穴雨量観測所	富士市南松野桑木穴4563-2
すいぼうわだしま島 水防和田	"	和田島雨量観測所	静岡市清水区和田島字萩の峰1113-6
すいぼううめがしま島 水防梅ヶ	"	梅ヶ島雨量観測所	静岡市葵区梅ヶ島3979-1
すいぼういかわ川 水防井	"	井川雨量観測所	静岡市葵区井川大字大日3288-1
すいぼうくのう能 水防久	"	久能雨量観測所	静岡市駿河区大谷2494-5
すいぼうあさばた機 水防麻	"	麻機雨量観測所 麻機水位観測所	静岡市葵区平柳官有無番地
すいぼうわだしまぼし橋 水防和田島	"	和田島橋水位観測所	静岡市清水区和田島字田尻官有無番地
すいぼうのうじま島 水防能	"	能島雨量観測所 能島水位観測所	静岡市清水区能島445-2
すいぼうよこやま山 水防横	"	横山水位観測所	静岡市葵区横山官有無番地
すいぼうとんざわぼし橋 水防富沢	"	富沢橋水位観測所	静岡市葵区富沢1416-4 富沢まんぼう広場
すいぼうおおや谷 水防大	"	大谷水位観測所	静岡市駿河区西大谷官有無番地
すいぼうひらやま山 水防平	"	平山雨量観測所	静岡市葵区平山字土井平2016-3
すいぼうあげつち土 水防上	"	上土水位観測所	静岡市葵区上土新田62-2
すいぼうしみずししよ所 水防清水支	"	清水雨量観測所	静岡市清水区日の出町9-25
すいぼうもちむね宗 水防用	"	用宗雨量観測所	静岡市駿河区用宗1-10-1
すいぼうえじり尻 水防江	"	江尻水位観測所	静岡市清水区江尻町14-63
すいぼうみずなしぼし橋 水防水梨	"	水梨橋水位観測所	静岡市葵区瀬名官有無番地
すいぼうまりこ子 水防丸	"	丸子水位観測所	静岡市駿河区丸子7官有無番地
すいぼうおきつ津 水防興	"	興津雨量観測所 興津水位観測所	静岡市清水区興津中町
すいぼうしずおかおおかわ川 水防静岡大	"	大川雨量観測所	静岡市葵区櫛尾329
すいぼうたまがわ川 水防玉	"	玉川水位観測所	静岡市葵区落合字狐塚271-5

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
すいぼうにほんだいら 水防日本平	固定局	日本平雨量観測所	静岡市清水区村松大段4047-5
すいぼうひらやますい 水防平山水位	"	平山水位観測所	静岡市葵区平山
すいぼうまりこがわぼし 水防丸子川橋	"	丸子川橋水位観測所	静岡市駿河区桃園町
すいぼういはら 水防庵原	"	庵原水位観測所	静岡市清水区尾羽官有無番地
すいぼうあしくぼ 水防足久保	"	足久保水位観測所	静岡市葵区足久保口組官有無番地
すいぼうしまだどぼく 水防島田土木	"	島田雨量観測所 島田土木事務所	島田市道悦5-7-1
すいぼうたかね 水防高根	"	高根山無線中継所	藤枝市瀬戸の谷字高根9963-1
すいぼうかわねししよ 水防川根支所	"	川根雨量観測所	島田市川根町家山313-4
すいぼういくみ 水防伊久美	"	伊久美雨量観測所	島田市大字伊久美字広瀬
すいぼうおおじろがわぼし 水防大代川橋	"	大代川橋水位観測所	島田市大字金谷河原官有無番地
すいぼうとちやまぼし 水防栃山橋	"	栃山橋水位観測所	島田市阿知ヶ谷官有無番地
すいぼうすんえんぼし 水防駿遠橋	"	駿遠橋水位観測所	島田市川根町家山字ハブチ241-4
すいぼういけしんでん 水防池新田	"	池新田雨量観測所	御前崎市池新田560
すいぼううたれぼし 水防雨垂橋	"	雨垂橋水位観測所	御前崎市大字佐倉官有無番地
すいぼうちゅうとくぼし 水防中徳橋	"	中徳橋水位観測所	榛原郡川根本町上長尾字板橋164
すいぼうかわねほんちようししよ 水防川根本町支所	"	本川根雨量観測所 川根大橋水位観測所	榛原郡川根本町千頭1183-1
すいぼうせとのや 水防瀬戸谷	"	瀬戸谷雨量観測所	藤枝市滝沢43-3
すいぼうみやじま 水防宮島	"	宮島雨量観測所	藤枝市岡部町宮島684-3
すいぼういりえぼし 水防入江橋	"	入江橋水位観測所	焼津市駅北 2 官有無番地
すいぼうかちくさぼし 水防勝草橋	"	勝草橋水位観測所	藤枝市志太 3 官有無番地
すいぼうすけむねぼし 水防助宗橋	"	助宗橋水位観測所	藤枝市助宗官有無番地
すいぼうよこうちぼし 水防横内橋	"	横内橋水位観測所	藤枝市横内字鯛ヶ久官有無番地
すいぼうやはたぼし 水防八幡橋	"	八幡橋水位観測所	藤枝市八幡角田官有無番地
すいぼうしんどうぼし 水防新道橋	"	新道橋水位観測所	焼津市大島官有無番地
すいぼうなかみなと 水防中みなと港	"	中港雨量観測所	焼津市中港5-19-1
すいぼうふじえだ 水防藤枝	"	藤枝雨量観測所	藤枝市瀬戸新屋362-1
すいぼうおまえざき 水防御前崎	"	御前崎雨量観測所	御前崎市港6129-1
すいぼうはづ 水防波津	"	波津雨量観測所	牧之原市波津635-4
すいぼうひがしなかぼし 水防東中橋	"	東中橋水位観測所	牧之原市大字東中官有無番地

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
すいぼうふかやばし 水防深谷橋	固定局	深谷橋水位観測所	牧之原市大字庄内官有無番地
すいぼうしずたに 水防静谷	"	静谷雨量観測所	牧之原市静谷字三栗官有無番地
すいぼうちぐさばし 水防千草橋	"	千草橋水位観測所	榛原郡吉田町大字神戸官有無番地
すいぼうさぐちやがわばし 水防坂口谷川橋	"	坂口谷川橋水位観測所	榛原郡吉田町住吉
すいぼういっしき 水防一色	"	木屋川一色水位観測所	焼津市道原字貝淵495-10
すいぼうたなかしんばし 水防田中新橋	"	田中新橋水位観測所	焼津市高新田官有無番地
すいぼうふくろいどぼく 水防袋井土木	"	袋井雨量観測所 袋井土木事務所	袋井市山名町2-1
すいぼうかけがわししよ 水防掛川支所	"	掛川雨量観測所	掛川市金城60
すいぼうおおこうち 水防大河内	"	大河内雨量観測所	周智郡森町三倉2589
すいぼうあわがたけ 水防粟ヶ岳	"	粟ヶ岳雨量観測所	掛川市東山1254
すいぼうみつけ 水防見付	"	見付雨量観測所	磐田市見付3599-4
すいぼうまきのほら 水防牧之原	"	牧之原雨量観測所	牧之原市東萩間字中原2344-1
すいぼうだいとう 水防大東	"	大東雨量観測所	掛川市大坂2879-1
すいぼうあまがた 水防天方	"	天方雨量観測所 天方水位観測所	周智郡森町森26-23
すいぼうしんかい 水防新貝	"	新貝水位観測所	磐田市新貝11
すいぼうやまな 水防山名	"	山名水位観測所	袋井市袋井118
すいぼうよしおかばし 水防吉岡橋	"	吉岡橋水位観測所	掛川市大字吉岡官有無番地
すいぼういまのうらばし 水防今之浦橋	"	今之浦橋水位観測所	磐田市大字二之宮官有無番地
すいぼうかさうめばし 水防笠梅橋	"	笠梅橋水位観測所	磐田市大字笠梅官有無番地
すいぼうかみやしき 水防上屋敷	"	上屋敷水位観測所	掛川市大字上屋敷官有無番地
すいぼうしきじ 水防敷地	"	敷地雨量観測所	磐田市岩室字北谷199-1
すいぼうかみかんぞう 水防上神増	"	上神増水位観測所	磐田市上神増字下野2568
すいぼうしょうわすいもん 水防昭和水管	"	昭和水管水位観測所	袋井市中新田2386
すいぼうおがさやま 水防小笠山	"	小笠山雨量観測所	掛川市入山瀬字小笠山851-1
すいぼうとよはま 水防豊浜	"	豊浜雨量観測所 豊浜水位観測所	磐田市豊浜地先
すいぼうさめじまばし 水防鮫島橋	"	鮫島橋水位観測所	磐田市鮫島1704-2
すいぼうさいだ 水防細田	"	細田水位観測所	掛川市高御所564-2
すいぼうふくで 水防福田	"	福田水位観測所	磐田市福田4681-6
すいぼうしらいわばし 水防白岩橋	"	白岩橋水位観測所	菊川市加茂

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
すいぼうかごたばし 水防籠田橋	固定局	籠田橋水位観測所	菊川市中内田
すいぼうひこしまおおはし 水防彦島大橋	"	彦島大橋水位観測所	袋井市彦島
すいぼううえだばし 水防上田橋	"	上田橋水位観測所	袋井市上田町
すいぼうえがわばし 水防江川橋	"	江川橋水位観測所	磐田市二之宮
すいぼうようたんばし 水防孕丹橋	"	孕丹橋雨量観測所 孕丹橋水位観測所	掛川市孕石182-2
すいぼうよこてばし 水防横手橋	"	横手橋水位観測所	袋井市久能2284-1
すいぼうかにたがわ 水防蟹田川	"	蟹田川水位観測所	袋井市松袋井347地先
すいぼうおきのがわ 水防沖之川	"	沖之川水位観測所	袋井市袋井361-2地先
すいぼうなかしま 水防中島	"	中島水位観測所	磐田市南田字東528
すいぼうよしかわ 水防吉川	"	吉川水位観測所	周智郡森町問詰941-1
すいぼうときわばし 水防常盤橋	"	水防常盤橋水位観測所	周智郡森町大鳥居5-1
すいぼうおおたがわだむ 水防太田川ダム	"	太田川ダム雨量観測所 太田川ダム管理所	周智郡森町亀久保575-28
すいぼういちばし 水防市場橋	"	市場橋水位観測所	周智郡森町飯田1904-1地先
すいぼうえんでん 水防円田	"	円田水位観測所	周智郡森町円田521-1
すいぼうはまつどぼく 水防浜松土木	"	浜松雨量観測所 浜松土木事務所	浜松市中央区中央1-12-1
すいぼうほそえ 水防細江	"	細江雨量観測所	浜松市北区細江町小野300-5
すいぼうはまきた 水防浜北	"	浜北雨量観測所	浜松市浜北区西美蘭12-1
すいぼうほんざか 水防本坂	"	本坂雨量観測所	浜松市北区大字三ヶ日町本坂字南山 861-2
すいぼうこさいし 水防湖西市	"	湖西雨量観測所	湖西市吉美3268
すいぼうほりどめ 水防堀留	"	堀留雨量観測所 堀留水位観測所	浜松市西区入野町6263-2
すいぼうまつえ 水防松江	"	松江水位観測所	浜松市中央区中央3官有無番地
すいぼうしんばし 水防新橋	"	新橋水位観測所	浜松市東区大字有玉南町官有無番地
すいぼううぶみばし 水防宇布見橋	"	宇布見橋水位観測所	浜松市西区雄踏町大字宇布見官有無 番地
すいぼうつりばしがわ 水防釣橋川	"	釣橋川水位観測所	浜松市北区三ヶ日町大字岡本官有無 番地
すいぼうあんま 水防安間	"	安間水位観測所	浜松市東区安間町官有無番地
すいぼうさかたばし 水防坂田橋	"	坂田橋水位観測所	浜松市北区引佐町大字坂田官有無番 地
すいぼうほうがわ 水防芳川	"	芳川水位観測所	浜松市東区植松町77-19
すいぼうあらいししょ 水防新居支所	"	新居雨量観測所	湖西市新居町新居3448
すいぼうはつおい 水防初生	"	初生雨量観測所	浜松市北区初生町1163-13

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
すいぼうかさごがわ川 水防笠子川	固定局	笠子川水位観測所	湖西市吉美942-2
すいぼうとみつか塚 水防富塚	"	富塚水位観測所	浜松市中区富塚町官有無番地
すいぼうせとぼし橋 水防瀬戸橋	"	瀬戸橋水位観測所	浜松市北区細江町中川新屋
すいぼうはまなこう港 水防浜名港	"	浜名港水位観測所	湖西市新居町新弁天官有無番地
すいぼうはなかわぼし橋 水防花川橋	"	花川橋水位観測所	浜松市西区和地町丸山
すいぼういさみ見 水防伊佐見	"	伊佐見水位観測所	浜松市西区伊左地町
すいぼうにしかもえ江 水防西鴨江	"	西鴨江水位観測所	浜松市西区西鴨江町角江官有無番地
すいぼうぬえしろ代 水防ぬえしろ代	"	鶴代水位観測所	浜松市北区三ヶ日町鶴代汐田
すいぼうせとぼし橋 水防瀬戸橋	"	瀬戸水位観測所	湖西市横山字大久保
すいぼういめ目 水防伊目	"	伊目水位観測所	浜松市北区細江町気賀
すいぼうやはぎぼし橋 水防矢はぎ橋	"	矢矧橋水位観測所	浜松市浜北区平口
すいぼういのぼし橋 水防市のぼし橋	"	市野橋水位観測所	浜松市東区市野町
すいぼうてんりゅう竜 水防天竜	"	天竜雨量観測所	浜松市天竜区二俣町鹿島559
すいぼうかしやま山 水防榎山	"	榎山中継所	浜松市天竜区佐久間町浦川141
すいぼうみさくぼ窪 水防みさくぼ窪	"	水窪雨量観測所 水窪大橋水位観測所	浜松市天竜区水窪町奥領家3281-16
すいぼうかわたけ竹 水防川竹	"	川竹雨量観測所	浜松市天竜区春野町川上730
すいぼうさかの野 水防坂野	"	坂野雨量観測所	浜松市天竜区佐久間町浦川字久鬼山1477
すいぼうあおやぼし橋 水防青谷橋	"	青谷橋水位観測所	浜松市天竜区大字青谷官有無番地
すいぼうまつまおおはし橋 水防松間大橋	"	松間大橋水位観測所	浜松市天竜区大字小川769
すいぼうあいおいぼし橋 水防相生橋	"	相生橋水位観測所	浜松市天竜区大字山東官有無番地
すいぼうさくま間 水防佐久間	"	佐久間雨量観測所	浜松市天竜区佐久間町佐久間429-1
すいぼうたつやま山 水防たつやま山	"	龍山雨量観測所	浜松市天竜区龍山町大字戸倉438-5
すいぼうそうりゅうぼし橋 水防そうりゅうぼし橋	"	双竜橋水位観測所	浜松市天竜区二俣町二俣73-2
すいぼうりょうじまぼし橋 水防りょうじまぼし橋	"	両島橋水位観測所	浜松市天竜区大字両島字中西731-5
すいぼうひらきおおはし橋 水防平木大橋	"	平木大橋水位観測所	浜松市天竜区春野町大字平木官有無番地
すいぼうはるの野 水防はるの野	"	春野雨量観測所	浜松市天竜区春野町宮川1441
すいぼうかどけた桁 水防かどけた桁	"	門桁雨量観測所	浜松市天竜区水窪町大字山住字ヤマシタ336-4

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
水門及びダム等関係無線局			
すいぼうしもだどぼく 水防下田土木	固定局	下田土木事務所 (青野大師ダム)	下田市531-1
すいぼうあおのだいしだむ 水防青野大師ダム	"	青野大師ダム管理所 (青野大師ダム)	賀茂郡南伊豆町青野990-1
すいぼういわどの 水防岩殿	"	岩殿水位観測所 (青野大師ダム)	賀茂郡南伊豆町石井338-1
すいぼうおおうげちゅうけい 水防大峠中継	"	大峠無線中継所 (水門)	賀茂郡松崎町岩科南側字浅野栗原 3438-6
すいぼうめらちゅうけい 水防妻良中継	"	妻良無線中継所 (水門)	賀茂郡南伊豆町妻良字根木藪2049-3
すいぼういすずがわすいもん 水防五十鈴川水門	"	五十鈴川水門	賀茂郡南伊豆町子浦字伊鈴浜官有無 番地
すいぼうあらりはまかわすいもん 水防安良里浜川水門	"	安良里浜川水門	賀茂郡西伊豆町安良里地先
すいぼうまえだかわすいもん 水防前田川水門	"	前田川水門	賀茂郡南伊豆町湊地内
すいぼうとんだがわすいもん 水防殿田川水門	"	殿田川水門	賀茂郡南伊豆町妻良字向井564
すいぼうぬまづどぼく2 水防沼津土木2	"	沼津土木事務所内 (沼津津波防災ST)	沼津市高島本町1-3
すいぼうぬまづしやくしよ 水防沼津市役所	"	沼津市役所内 (沼津津波防災ST)	沼津市御幸町16-1
すいぼうぬまづこう 水防沼津港	"	沼津港水門 (沼津津波防災ST)	沼津市本字千本1905
すいぼううしぶせ 水防牛臥	"	牛臥水門 (沼津津波防災ST)	沼津市下香貫3056
すいぼうしげ 水防志下	"	志下水門 (沼津津波防災ST)	沼津市志下348-4
すいぼうししはま 水防獅子浜	"	獅子浜水門 (沼津津波防災ST)	沼津市獅子浜字南55地先
すいぼうたび 水防多比	"	多比水門 (沼津津波防災ST)	沼津市多比字凧坂103
すいぼうたびちゅうけい 水防多比中継	"	多比中継所 (沼津津波防災ST)	沼津市江浦7-3 沼津市南部浄化センター内
すいぼうやぎさわおかわすいもん 水防八木沢大川水門	"	松原川水門	伊豆市八木沢地先
すいぼうはやかわすいもん 水防早川水門	"	早川水門	富士市宮島字三四軒屋1395-2地先
すいぼうふじしやくしよ 水防富士市役所	"	富士市役所 (田子水門)	富士市永田町1-100
すいぼうたごすいもん 水防田子水門	"	田子水門	富士市田子373
すいぼうほしやますいもん 水防星山水門	"	富士土木事務所富士宮分庁舎 (星山放水路)	富士宮市黒田字南部谷戸350-14
すいぼうまつおか 水防松岡	"	松岡放流警報所 (星山放水路)	富士市松岡字船場1816-1
すいぼうほしやま 水防星山	"	星山放流警報所 (星山放水路)	富士宮市星山字西の久保699
すいぼうきじま 水防木島	"	木島放流警報所 (星山放水路)	富士市木島字南山官有無番地
すいぼうまさか 水防馬坂	"	馬坂放流警報所 (星山放水路)	富士市木島字馬坂27-3
すいぼうまつの 水防松野	"	松野放流警報所 (星山放水路)	富士市南松野字中野2369-27
すいぼうおおやがわすいもん 水防大谷川水門	"	大谷川水門	静岡市駿河区大谷高松字浜畑地先

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
すいぼううえはらちゆうけい 水防上原中継	固定局	上原中継所	静岡市清水区上原2-237-1
すいぼうじょうねんがわすいもん 水防常念川水門	"	常念川水門	静岡市清水区松井町地先
すいぼうつなみしみずそうごう 水防津波清水総合	"	清水区役所内 (清水港津波防災ST)	静岡市清水区旭町6-8
すいぼうつなみみほ 水防津波三保	"	(清水港津波防災ST)	静岡市清水区三保3149-27地先
すいぼうつなみふじみ 水防津波富士見	"	(清水港津波防災ST)	静岡市清水区清開1-110-12
すいぼうつなみおりど 水防津波折戸	"	(清水港津波防災ST)	静岡市清水区清開134-7
すいぼうつなみそでし 水防津波袖師	"	(清水港津波防災ST)	静岡市清水区横砂町1124-9
すいぼうつなみひので 水防津波日の出	"	(清水港津波防災ST)	静岡市清水区日の出町30-2-29
すいぼうつなみつかま 水防津波塚間	"	(清水港津波防災ST)	静岡市清水区三保498
すいぼうやいづししょうぼうぼうさいせんたー 水防焼津市消防防災センター	"	焼津市消防防災センター (焼津陸閘)	焼津市石津728-2
すいぼうとうめおおはし 水防当目大橋	"	当目大橋陸閘 (焼津陸閘)	焼津市中港地先
すいぼうやいづぼうさいせんたー 水防焼津防災センター	"	焼津市消防防災センター	焼津市石津728-2
すいぼうやいづ2ごうりっこう 水防焼津2号陸閘	"	焼津2号陸閘 (焼津防災ST)	焼津市中港5-1219
すいぼうしんこう1ごうりっこう 水防新港1号陸閘	"	新港1号陸閘 (焼津防災ST)	焼津市新屋地内 13号道路路上
すいぼうしんこう2ごうりっこう 水防新港2号陸閘	"	新港2号陸閘 (焼津防災ST)	焼津市新屋地内 19号道路路上
すいぼうしんこう3ごうりっこう 水防新港3号陸閘	"	新港3号陸閘 (焼津防災ST)	焼津市新屋地内 21号道路路上
すいぼうしんこう4ごうりっこう 水防新港4号陸閘	"	新港4号陸閘電気室内 (焼津防災ST)	焼津市鵜ヶ島地内
すいぼうこがわ1ごうりっこう 水防小川1号陸閘	"	小川1号陸閘 (焼津防災ST)	焼津市小川3899-36
すいぼうこがわ2ごうりっこう 水防小川2号陸閘	"	小川2号陸閘 (焼津防災ST)	焼津市小川3392-9
すいぼううめだがわすいもん 水防梅田川水門	"	梅田川水門	焼津市八桶地先
すいぼういしわきがわすいもん 水防石脇川水門	"	石脇川水門	焼津市浜当目2-20-1地先
すいぼういしわきがわしんすいもん 水防石脇川新水門	"	石脇川新水門	焼津市岡当目地先
すいぼうとちやまがわすいもん 水防栃山川水門	"	栃山川水門	焼津市一色地先
すいぼうさがらちょう 水防相良町	"	牧之原市役所 (相良防災ST)	牧之原市相良275
すいぼうかたはま12ごうりっこう 水防片浜12号陸閘	"	片浜12号陸閘 (相良防災ST)	牧之原市片浜地内
すいぼうさがら2・3ごうりっこう 水防相良2・3号陸閘	"	相良2・3号陸閘 (相良防災ST)	牧之原市相良地内
すいぼうじとうかた4ごうりっこう 水防地頭方4号陸閘	"	地頭方4号陸閘 (相良防災ST)	牧之原市新庄地内
すいぼうじだいがわすいもん 水防地代川水門	"	地代川水門 (相良防災ST)	牧之原市須々木地先
すいぼうほりきりがわすいもん 水防堀切川水門	"	堀切川水門 (相良防災ST)	牧之原市片浜地先

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
すいぼうおおいそがわすいもん 水防大磯川水門	固定局	大磯川水門 (相良防災ST)	牧之原市片浜地先
すいぼうてらかわすいもん 水防寺川水門	"	寺川水門 (相良防災ST)	牧之原市片浜地先
すいぼうらむねがわすいもん 水防ラムネ川水門	"	ラムネ川水門 (相良防災ST)	牧之原市片浜地先
すいぼうすすきがわすいもん 水防須々木川水門	"	須々木川水門	牧之原市須々木地先
すいぼうはぎまがわすいもん 水防萩間川水門	"	萩間川相良水門	牧之原市大江地先
すいぼうかつまたがわすいもん 水防勝間田川水門	"	勝間田川水門	牧之原市静波地先
すいぼうゆいがわすいもん 水防湯日川水門	"	湯日川水門	榛原郡吉田町住吉地先
すいぼうせいてんもりばし 水防青天森橋	"	青天森橋水質観測所 (太田川ダム)	周智郡森町三倉2944-4
すいぼうぼうそうがわすいもん 水防仿僧川水門	"	仿僧川水門	磐田市福田地先
すいぼうりゅうようすいもん 水防竜洋水門	"	竜洋水門	磐田市駒場地先
すいぼうりゅうようちょう 水防竜洋町	"	磐田市竜洋支所 (竜洋水門)	磐田市岡729-1
すいぼういりのふじみすいもん 水防入野富士見水門	"	入野富士見水門	浜松市西区入野町地先
すいぼうおおくらだむ 水防大倉ダム	"	大倉川農地防災ダム管理所 (大倉ダム)	富士宮市精進川字印野2416番地の2
すいぼういのがしら 水防猪之頭	"	猪之頭雨量観測所 (大倉ダム)	富士宮市猪之頭579-2
すいぼうあごやま 水防安居山	"	安居山水位観測所 (大倉ダム)	富士宮市猫沢小字中島623番地
すいぼうとりなみ 水防鳥並	"	鳥並警報所 (大倉ダム)	富士宮市鳥並 411 番地の 1
すいぼうおおくほ 水防大久保	"	大久保警報所 (大倉ダム)	富士宮市大久保字下谷戸47番地の3
すいぼうよこてざわ 水防横手沢	"	横手沢水位観測所 (大倉ダム)	富士宮市内野字和田29番地の4
すいぼうかわくほぼし 水防川久保橋	"	川久保橋水位観測警報所 (大倉ダム)	富士宮市坂林2368番地
すいぼうさおり 水防佐折	"	佐折水位観測所 (大倉ダム)	富士宮市半野字矢下1188-2
すいぼうおおくら 水防大倉	"	大倉警報所 (大倉ダム)	富士宮市精進川字尾崎2898-1
すいぼうひとあな 水防人穴	"	人穴雨量観測所 (大倉ダム)	富士宮市人穴字東萩平756-87
すいぼうかなやちょう 水防金谷町	"	金谷防災センター (大代ダム)	島田市金谷河原3400
すいぼうおおじろだむ 水防大代ダム	"	大代ダム観測所 (大代ダム)	島田市大字国有林
すいぼうみやした 水防宮下	"	宮下水位観測所 (大代ダム)	島田市大代官有地
すいぼうおおつね 水防大常	"	大常雨量水位観測所 (大代ダム)	島田市大代大代国有林218ち1
すいぼうかけがわ 水防掛川	"	掛川市役所掛川監視所 (原野谷ダム)	掛川市下俣928番地の1
すいぼうくろまた 水防黒俣	"	黒俣雨量観測所 (原野谷ダム)	掛川市黒俣571番地
すいぼうはぎま 水防萩間	"	萩間水位観測所 (原野谷ダム)	掛川市萩間479番地

局名	局種別	観測所名	設置(常置)場所
すいぼうはらのやだむ 水防原野谷ダム	固定局	原野谷ダム管理所 雨量水位観測所 (原野谷ダム)	掛川市丹間68番地の1
すいぼうたかやま 水防高山	"	高山水位観測所 (原野谷ダム)	掛川市原里1249番地の1
すいぼうみやこだだむ 水防都田ダム	"	都田川ダム管理所 雨量水位観測所 (都田川ダム)	浜松市北区引佐町川名字八平2-521
すいぼうかわいぶち 水防川合渚	"	川合渚水位観測所 (都田川ダム)	浜松市北区引佐町西久留女木字マキ ダチ1-56
すいぼうすべ 水防須部	"	須部水位観測所 (都田川ダム)	浜松市北区都田町字鳥居川原3725-6
すいぼうおちあいばし 水防落合橋	"	落合橋水位観測警報所 (都田川ダム)	浜松市北区細江町中川字池尻5630-3
すいぼうしぶかわ川 水防渋川	"	渋川雨量観測所 (都田川ダム)	浜松市北区引佐町渋川大字芋久保 2717-1
すいぼういぬいざわ 水防犬居沢	"	犬居沢警報所 (都田川ダム)	浜松市浜北区大字四大地字犬居沢2- 36
すいぼうおいだいら 水防大平	"	大平警報所 (都田川ダム)	浜松市浜北区大平字谷沢
すいぼうよしかげ 水防吉影	"	吉影警報所 (都田川ダム)	浜松市北区都田町吉影
すいぼうほうだ 水防祝田	"	祝田警報所 (都田川ダム)	浜松市北区細江町中川字古川1447の3
防災関係無線局			
ぼうさいいずしもだ 防災伊豆下田	固定局	下田土木事務所 (水防)	下田市中531-1
ぼうさいあたみどぼく 防災熱海土木	"	熱海土木事務所 (水防)	熱海市水口町13-15
ぼうさいみやこだだむ 防災都田ダム	"	都田川ダム管理所 (都田川ダム)	浜松市北区引佐町川名字八平2-521

第20表 東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表

表.20-1 東海地方非常通信協議会加盟機関一覧表（順不同）（静岡県内分）

R2.6現在

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
静岡県危機管理部危機対策課	静岡市葵区追手町9番6号	054-221-2591
静岡県清水港管理局	静岡市清水区日の出町9-25	054-353-2208
清水海上保安部	静岡市清水区日の出町9番1号	054-353-0118
下田海上保安部	下田市三丁目18番23号	0558-25-0118
関東管区警察局静岡県情報通信部	静岡市葵区追手町9番6号	054-271-0110(代)
静岡県警察本部警備部災害対策課	静岡市葵区追手町9番6号	054-271-0110(代)
静岡県警察本部地域部通信指令課	静岡市葵区追手町9番6号	054-271-0110(代)
静岡県刑務所	静岡市葵区東千代田3-1-1	054-261-0117
国土交通省甲府河川国道事務所	山梨県甲府市緑が丘1-10-1	055-251-0411
国土交通省静岡国道事務所	静岡市葵区南安倍二丁目8-1	054-250-8910
株式会社東洋信号通信社	静岡市清水区興津清見寺町1375-121	054-369-6251
静岡市長会	静岡市駿河区南町14-25エスパティオ5階	054-202-4343
静岡町村会	静岡市駿河区南町14-25エスパティオ5階	054-202-4343
西日本電信電話株式会社静岡支店	静岡市葵区御幸町4-6 電電ビル5F	054-205-9122
東海旅客鉄道株式会社静岡支社	静岡市葵区黒金町4	054-687-2484
東京電力パワーグリッド株式会社静岡通信ネットワークセンター	沼津市大手町3-9-13	090-6722-5527
日本放送協会静岡放送局	静岡市駿河区八幡一丁目6-1	054-281-9003
静岡放送株式会社	静岡市駿河区登呂三丁目1-1	054-284-8911
株式会社テレビ静岡	静岡市駿河区栗原18番65号	054-261-6116
株式会社静岡朝日テレビ	静岡市葵区東町15番地	054-251-3304
株式会社静岡第一テレビ	静岡市駿河区中原563番地	054-283-8119
静岡エフエム放送株式会社	浜松市中区常盤町133-24	053-401-1520
静岡ガス株式会社	静岡市駿河区八幡一丁目5番38号	054-284-7983
東海ガス株式会社	藤枝市青木2-29-1	054-647-7154
伊豆急行株式会社	伊東市八幡野1151	0557-53-1116
遠州鉄道株式会社	浜松市東区西ヶ崎町686-1	053-435-0221
しずてつジャストライン株式会社	静岡市葵区宮前町28	054-267-5117
富士急行株式会社	富士吉田市新西原5-2-1	0555-22-7100
日本銀行静岡支店	静岡市葵区金座町26-1	054-273-4132
株式会社静岡銀行	静岡市清水区草薙北2番1号	054-261-3131
スルガ銀行株式会社	沼津市通横町23番地	055-952-6317
株式会社日本政策金融公庫静岡支店	静岡市葵区黒金町59-6	054-254-3631
しずおか信用金庫	静岡市葵区相生町1-1	054-247-1151
静岡信用金庫	静岡市葵区昭和町2-1	054-254-8881
静岡県無線漁業協同組合	焼津市田尻1991-1	054-624-1376
静岡県超短波漁業無線協会	静岡市葵区追手町9番18号	054-254-6011
日本赤十字社静岡県支部	静岡市葵区追手町44番地の17	054-252-8131
一般社団法人日本アマチュア無線連盟静岡県支部	焼津市三右衛門新田562	054-621-0712
駿河湾マリンVHFクラブ	静岡市清水区日の出町10-80 マリン共同オフィス内	054-351-3223
浜松エフエム放送株式会社	浜松市中区鍛冶町100-1 ザザシティ浜松 中央館4階	053-458-8600
株式会社エフエムしみず	静岡市清水区日の出町10-80 清水マリンターミナル2階	054-354-5252
株式会社エフエムみしまかなみ	三島市大社町1-10 総合防災センター	055-981-8600
株式会社シティエフエム静岡	静岡市葵区七間町8-20 毎日江崎ビル6階	054-221-1111
エフエム伊東株式会社	伊東市松川町5-10 伊東ふれあいセンター	0557-36-7603
エフエムぬまづ株式会社	沼津市寿町8-28メディアプラザ	055-943-7300
株式会社エフエム熱海湯河原	熱海市上宿町9-5	0557-81-0796
富士コミュニティエフエム放送株式会社	富士市吉原2-10-20 ラクロス吉原2階	0545-55-1123
株式会社FM島田	島田市中央町5-1 プラザおおり3F	0547-34-1765

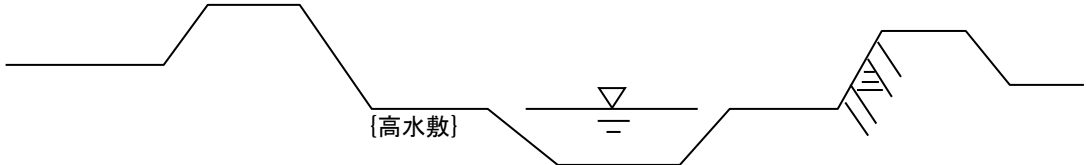
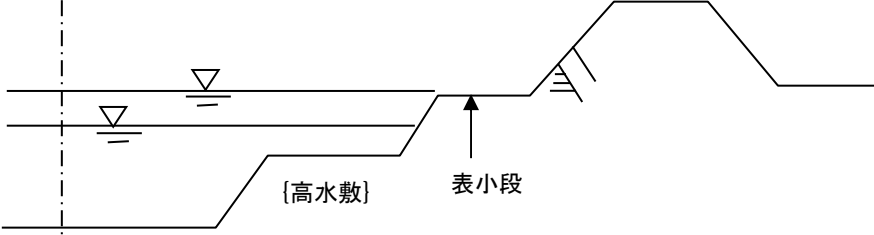
表.20-2 コミュニティFM局一覧表

会社名	愛称	所在地	周波数 MHz	電話番号	FAX	放送エリア
エフエム伊東(株)	FMなぎさステーション	伊東市松川町5-1	76.3	0557-36-7603	0557-32-2351	伊東市、熱海市
(株)エフエムみしま ・かなみ	ボイス・キュー	三島市大社町1-1	77.7	055-981-8600	055-981-8601	三島市、沼津市 裾野市、函南町 駿東郡
エフエムぬまづ(株)	COAST-FM	沼津市寿町8-28 メディアプラザ	76.7	055-943-7300	055-943-7305	沼津市街地
(株)エフエムしみず	マリンパル	静岡市清水区日 の出町10-80 清 水リソクミル2階	76.3	054-354-5252	054-354-5260	静岡市 富士市一部
(株)シティエフエム 静岡	FM-Hi!	静岡市葵区七間 町8-20 毎日江 崎ビル6階	76.9	054-221-1111	054-221-5555	静岡市街地、 清水区一部
浜松エフエム放送(株)	FM Haro!	浜松市中区鍛冶 町100-1	76.1	053-458-8600	053-458-8611	浜松市、湖西 市、磐田市、袋 井市、
(株)エフエム 熱海湯河原	Ciao!	熱海市上宿町9-5	79.6	0557-81-0796	0557-81-0797	熱海市、 湯河原町
富士コミュニティエ フエム放送(株)	Radio-F	富士市吉原2- 10-20	84.4	0545-57-6810	0545-57-6812	富士市 富士宮市
(株)エフエム島田	g-sky 76.5	島田市中央町5- 1	76.5	0547-34-1765	0547-34-5700	志太榛原地域

東海地方非常通信協議会加盟機関に限る

第 2 1 表 水位の種類及び内容

表. 21-1 水位の種類及び内容

種 類	内 容
計 画 高 水 位	<p>工事実施基本計画に従って、計画高水位流量及び計画横断面に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。</p>
水防団待機水位 (通報水位) (指定水位)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流量からみた場合は、計画高水流量の約 2 割の流量が流れる水位 ・ 1 年間に 5 ～ 10 日起こる程度の水位 <ul style="list-style-type: none"> ※ 1 年間の水位記録を大きい順に並べ、大きい方から 5 ～ 10 番目の水位をとる。但し、過去何年間かを参考にするが、河川改修等による河川形状の変化があれば、この基準は使えない。 ・ 有堤でしかも複断面の川であればほぼ高水敷にのる水位 
氾濫注意水位 (警戒水位)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流量からみた場合、計画高水流量のほぼ半分になる水位 ・ 平均低水位から計画高水位までの下から 6 割の水位 <ul style="list-style-type: none"> ※ 平均低水位とは、ある期間中の観測水位(普通は 1 日平均水位)の合計を観測日数で割ったものである平均水位より低い水位だけを平均した水位 ・ 約 3 年間に 1 回起こる程度の水位 <ul style="list-style-type: none"> ※ 水位の超過確率を考え 3 年確率相当水位を求める ・ 有堤部複断面の川では表小段の高さにほぼ一致する水位 
避 難 判 断 水 位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位 ・ 避難準備・高齢者等避難開始の発表・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間を考慮するとともに、過去の洪水における個々の河川ごとの水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮し設定する。
氾濫危険水位 (危険水位) (洪水特別警戒水位)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位であり、市町長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位である。 ・ 以下に示す水位のうち低いほうの水位を設定する。ただし、堀込河川で堤内地盤高に比して計画高水位が相当程度低い場合、計画高水位の設定のない場合等にはこの限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> ①計画高水位 ②洪水予報観測所において当該水位の洪水予報観測所換算水位を観測時時点から当該危険個所において越水又は溢水が発生するまでに、避難勧告の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位 ・ 改修事業に進捗等、状況の変化に応じ見直しを行う。

水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)、避難判断水位、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、表. 21-1 の基準を参考に決定する。しかしながら、各水位設定については、それに伴う水防活動にかかる時間とのかねあいが必要であり、特に氾濫注意水位(警戒水位)が発表されてから水防団が出勤し、水防準備体制が整う時間が重要である。簡単にいえば洪水到達時間の短い川では、水位の上昇が早いであろうし、それ故、水位は固定的なものではなく水防準備に要する時間と、洪水到達時間を考慮しつつ表. 21-1 の基準をふまえ、各水位を決定しなければならない。河川ごとに図. 21-1 のような調査を行い考慮する必要がある。

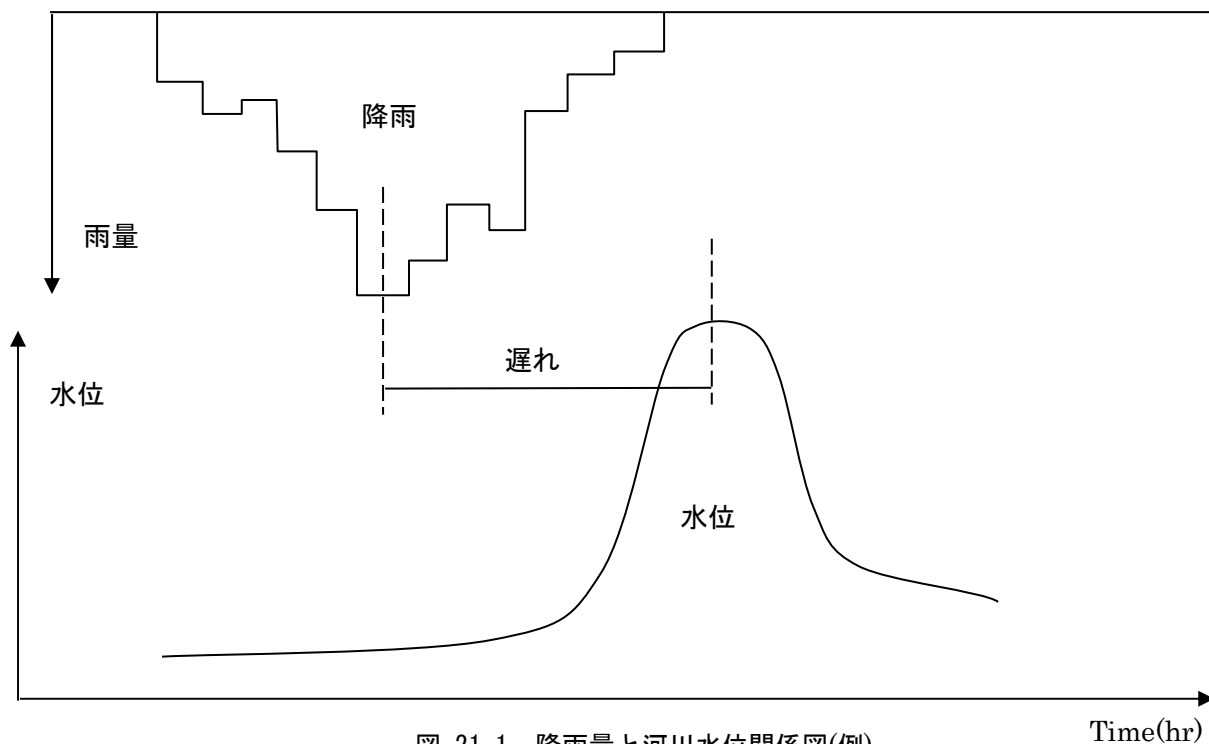


図. 21-1 降雨量と河川水位関係図(例)

表. 21-2 危機管理型水位計設置河川の水位

種 類	内 容
観測開始水位	<ul style="list-style-type: none"> 水位情報の提供を開始する水位 水位計設置地点における河岸高の概ね 5 割の水位 1 年間に 10 回程度の洪水を想定
氾濫開始水位 相 当	<ul style="list-style-type: none"> 水位計設置地点における河岸高(堤防高)

危機管理型水位計設置河川については、サイポスレーダーにて水位情報の提供を行う。

表. 21-3 指定河川における情報提供について

発表情報名		水 防 警 報	洪 水 予 報	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）
指定河川名		水防警報河川	洪水予報河川	水位周知河川
対象河川	直轄	洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川
	県	洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれのある河川、湖沼又は海岸	流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川
情報提供の内容		水防警報とは、国または県が指定した河川において、水防管理団体の水防活動の指針となる情報として、水位等を示して発表する	洪水予報とは、国または県が指定した河川において、洪水が生じる恐れがある場合に水防管理団体（水防団）や住民に対して、気象庁（降雨予測）と国又は県（水位予測）が共同して洪水の情報を発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）とは避難等の目安となる水位であり、国または県が指定した河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達した場合、水防管理団体や住民へ氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達により迅速・的確な避難勧告等の発表が可能となる
発表内容・種類		準備、出動、情報、解除等の警報種類があり、現況の河川水位の段階毎に発表する	氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）及び氾濫発生情報があり、水位、流量又は雨量の現況値と2～3時間後の予測値を示して発表する	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報に、現況の水位及び必要に応じて補足情報を示して発表する
基準水位	直轄	中部地方整備局所管河川は、氾濫注意水位（警戒水位）：準備、出動水位：出動	氾濫注意水位（警戒水位） 避難判断水位	氾濫危険水位 （洪水特別警戒水位）
	県	氾濫注意水位（警戒水位）	氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）	
情報提供の対象者		水防管理団体（水防団）	水防管理団体（水防団）、 一般住民	水防管理団体（水防団）、 一般住民
法的根拠		水防法第16条	水防法第10条、第11条 気象業務法	水防法第13条
備考		中部地方整備局所管の河川と県管理河川との基準水位に違いがあるため、注意が必要	市町で発表する避難等の参考となる	平成26年4月8日付国水環第2号「洪水時における情報提供の充実について」により改正 市町で発表する避難等の参考となる

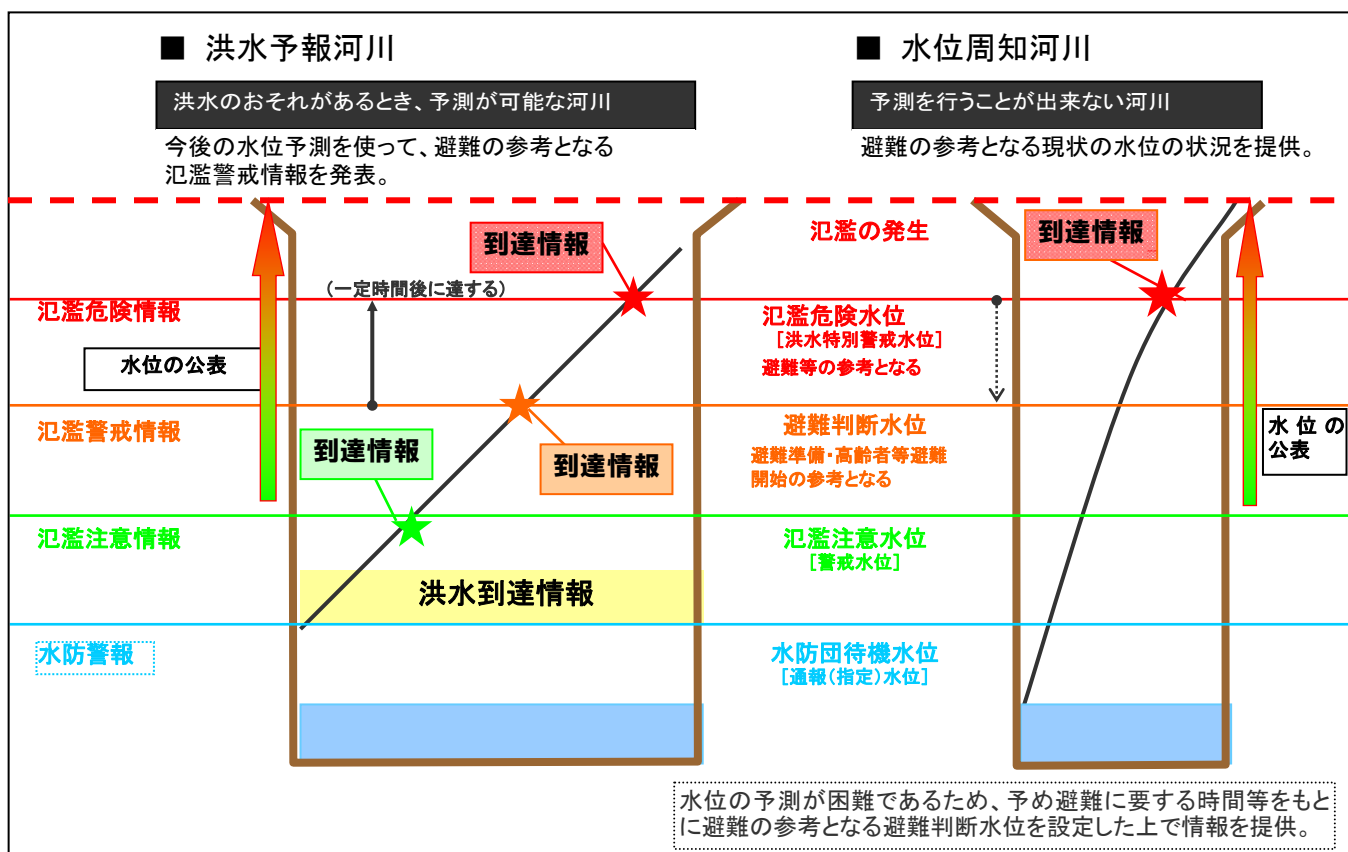
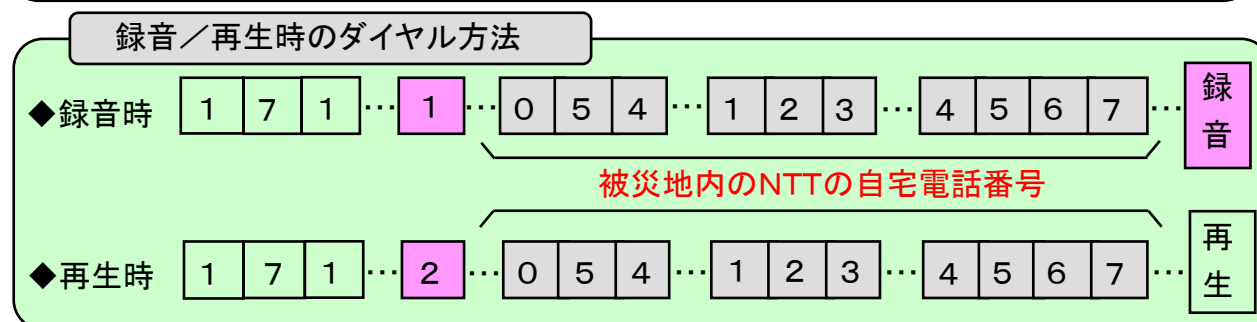


図. 21-2 洪水予報河川と水位周知河川について

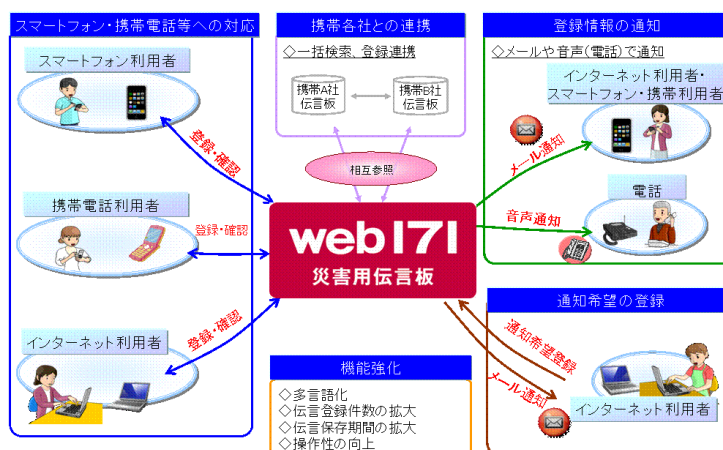
第22表 災害用伝言ダイヤル「171」等

1 災害用伝言ダイヤルサービス「171」の利用方法

サービスの開始時期	◆震度6弱以上の地震の発生
目的	◆その他自然災害で電話が相当混み合っている時 ◆災害時の被災地域住民の安否確認 ◆災害時の電話のふくそう緩和
キーとなる電話番号	◆被災地域内の自宅のNTT電話番号
利用可能な端末	◆NTTの電話 ◆NTTの公衆電話



2 災害用伝言板（web171）の利用方法



詳しい利用方法は、NTT 西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/> をご覧ください。

3 携帯電話「災害用伝言板」の利用方法

NTTドコモをご利用の方

https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/ をご覧ください。

auをご利用の方

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/> をご覧ください。

ソフトバンクモバイルをご利用の方

<http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/> をご覧ください。

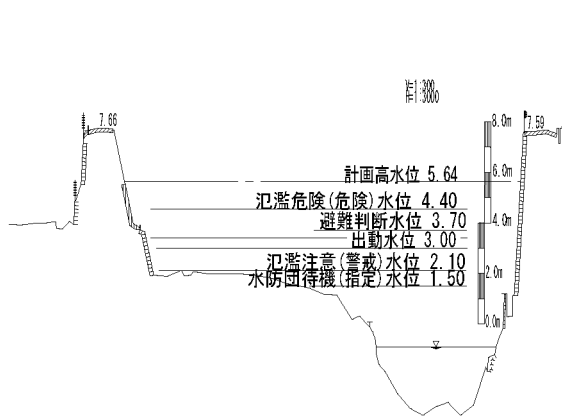
ワイモバイルをご利用の方

<http://www.ymobile.jp/service/dengon/> をご覧ください。

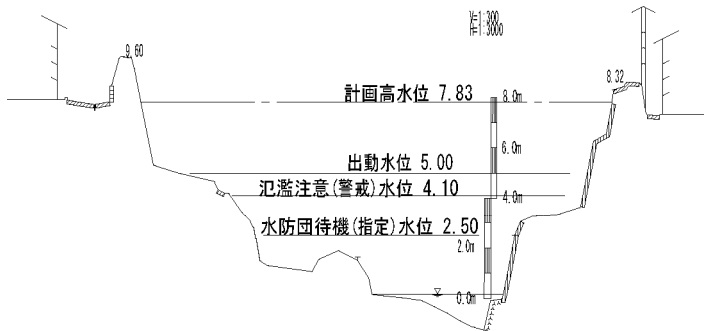
水防警報水位観測所横断図（直轄河川）

狩野川

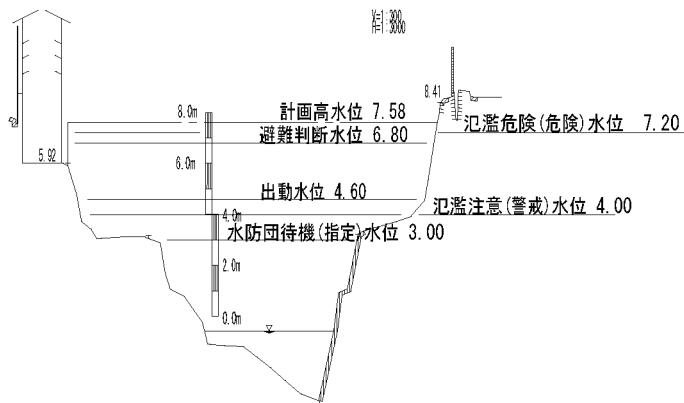
大仁水位観測所



千歳橋水位観測所



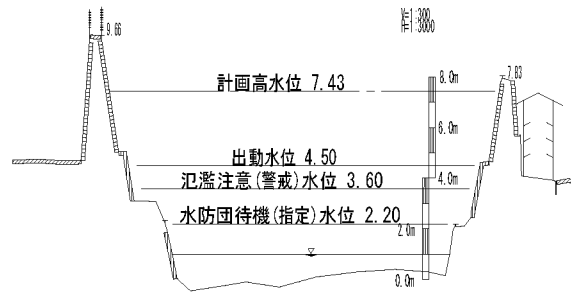
徳倉水位観測所



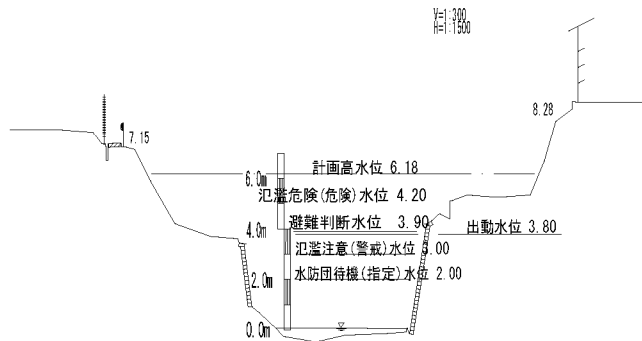
水防警報水位観測所横断図（直轄河川）

狩 野 川

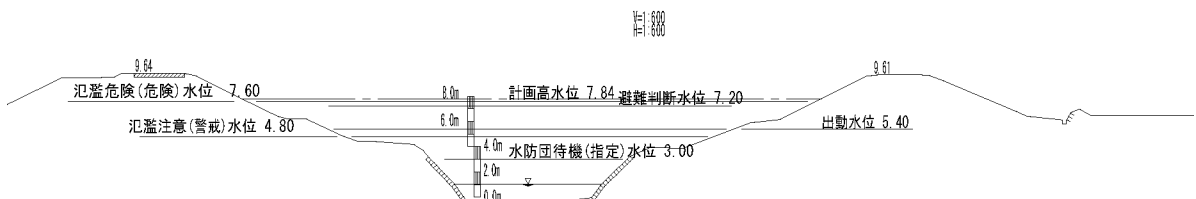
黒 瀬 水 位 観 測 所



本 宿 水 位 観 測 所



大 場 水 位 観 測 所

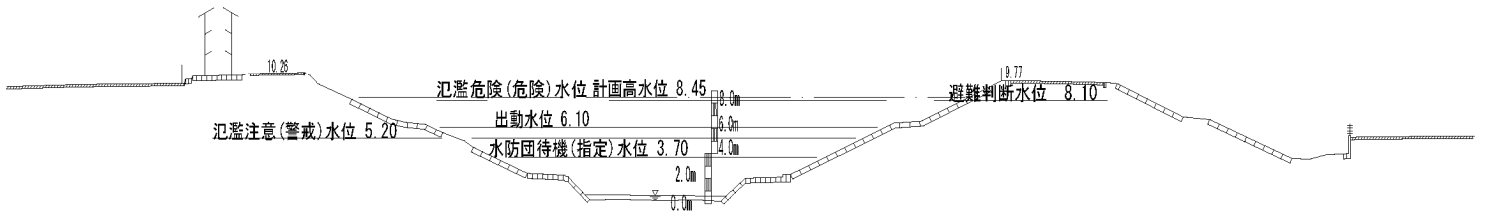


水防警報水位観測所横断図（直轄河川）

狩 野 川

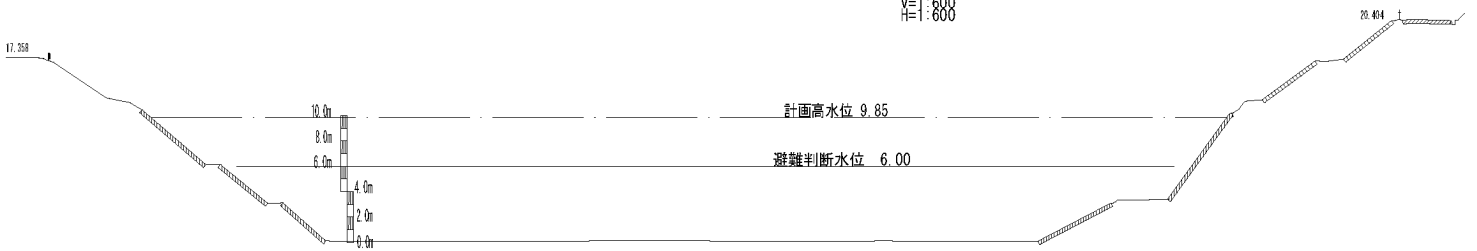
蛇ヶ橋水位観測所

V=1:800



鏡橋水位観測所

V=1:800

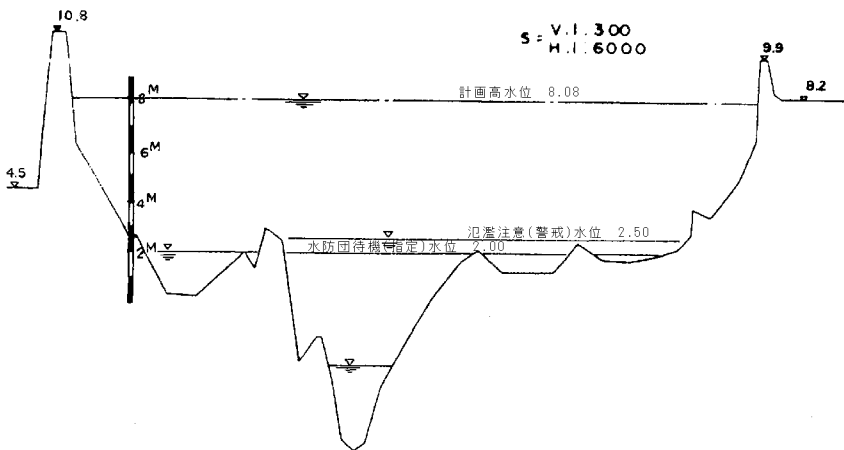


水防警報水位観測所横断図（直轄河川）

富 士 川

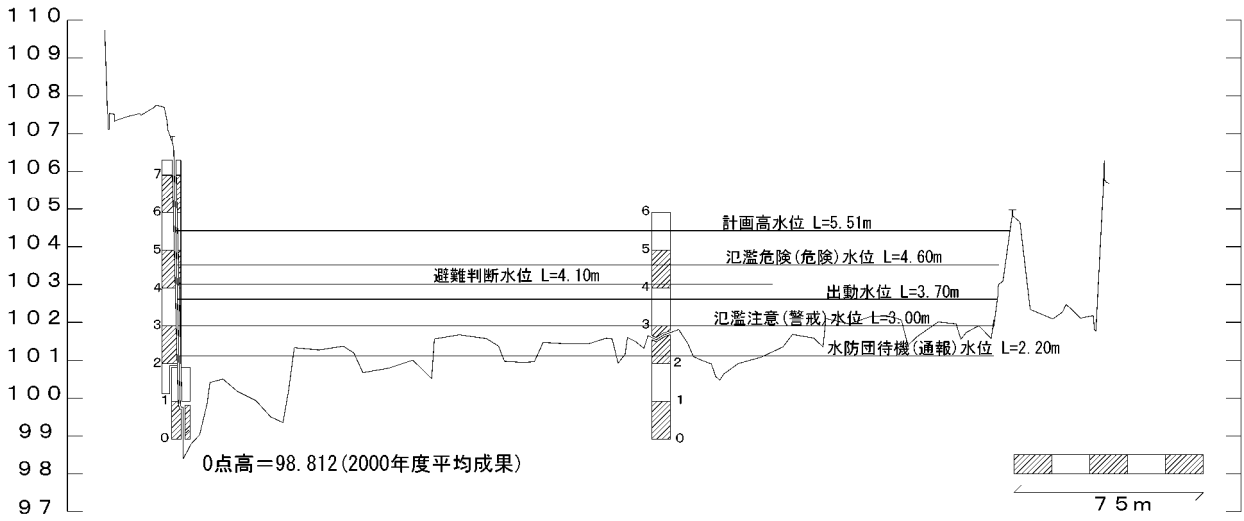
松岡水位観測所

S = V.I. 3.00
H.I. 6000

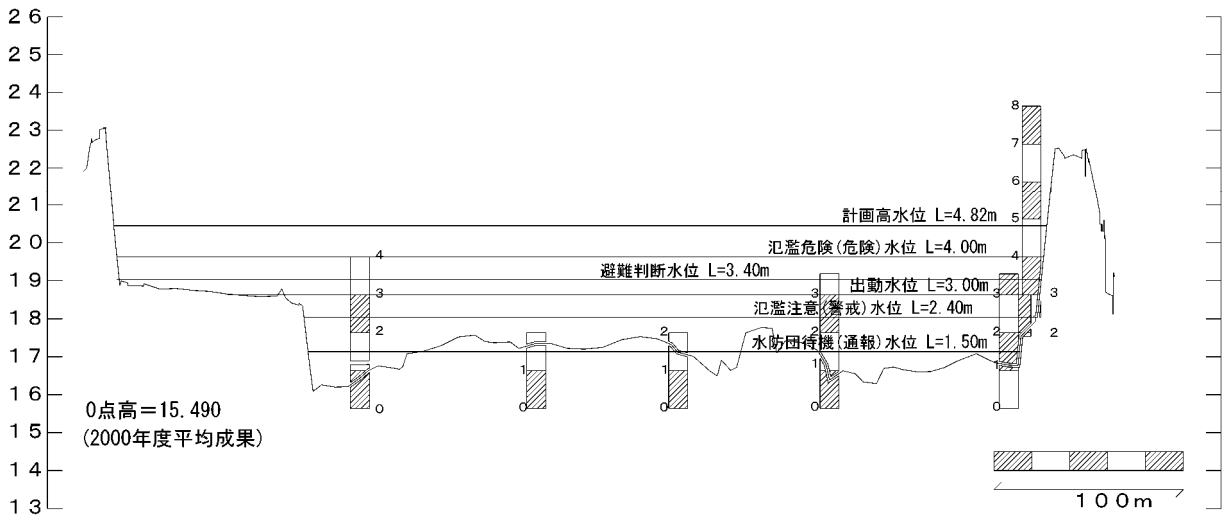


安倍川

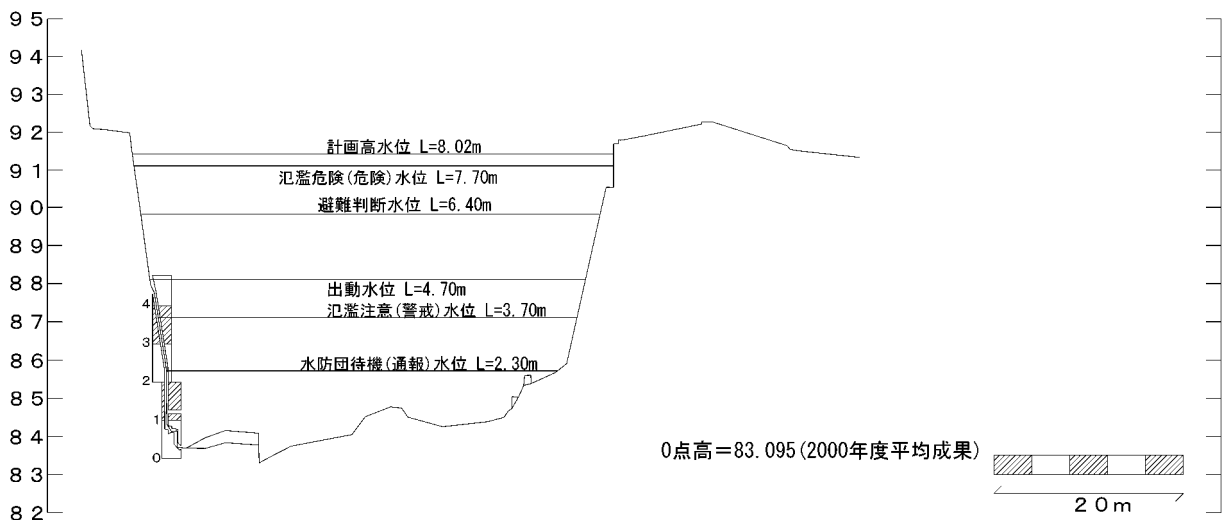
水系名	安倍川	河川名	安倍川	観測所名	牛妻	読み	うしづま	縮尺	縦 1/200	横 1/3000
-----	-----	-----	-----	------	----	----	------	----	---------	----------



水系名	安倍川	河川名	安倍川	観測所名	手越	読み	てごし	縮尺	縦 1/200	横 1/4000
-----	-----	-----	-----	------	----	----	-----	----	---------	----------

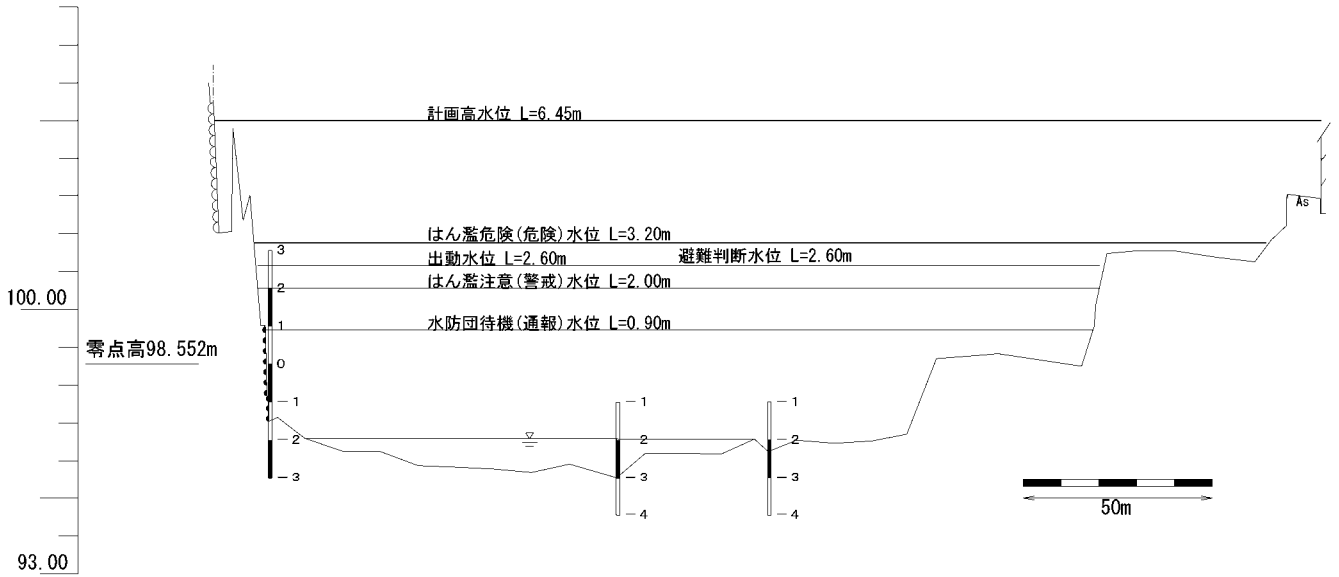


水系名	安倍川	河川名	薬科川	観測所名	奈良間	読み	ならま	縮尺	縦 1/200	横 1/800
-----	-----	-----	-----	------	-----	----	-----	----	---------	---------

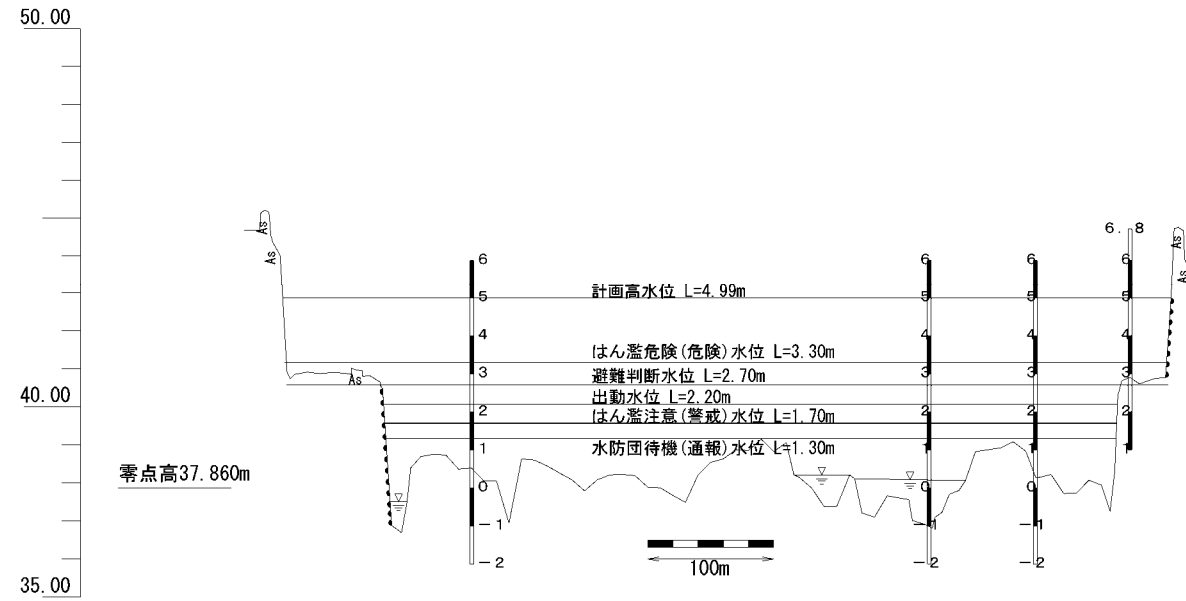


大井川

水系名	大井川	河川名	大井川	観測所名	神座基準	読み	かんざきじゆん	縮尺	縦 1/200	横 1/2000
-----	-----	-----	-----	------	------	----	---------	----	---------	----------



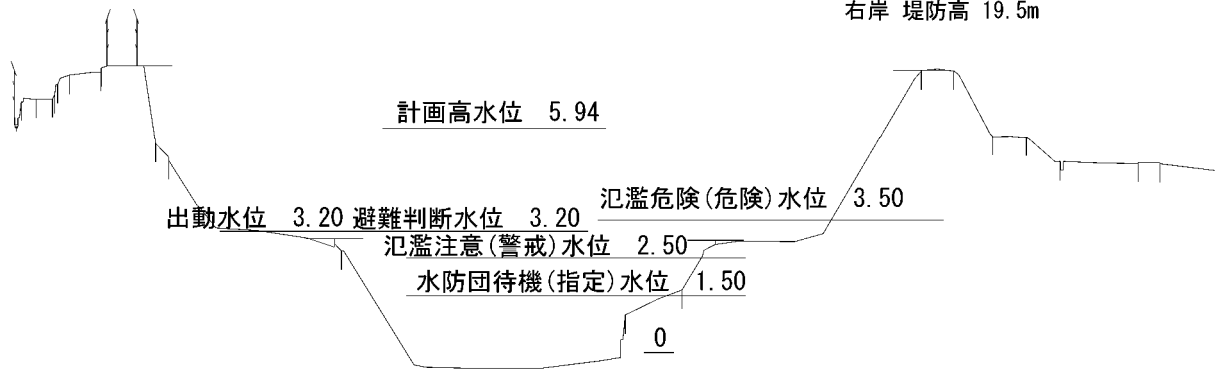
水系名	大井川	河川名	大井川	観測所名	細島基準	読み	ほそじまきじゆん	縮尺	縦 1/200	横 1/6000
-----	-----	-----	-----	------	------	----	----------	----	---------	----------



菊川 加茂観測所

左岸 堤防高 19.6m

右岸 堤防高 19.5m

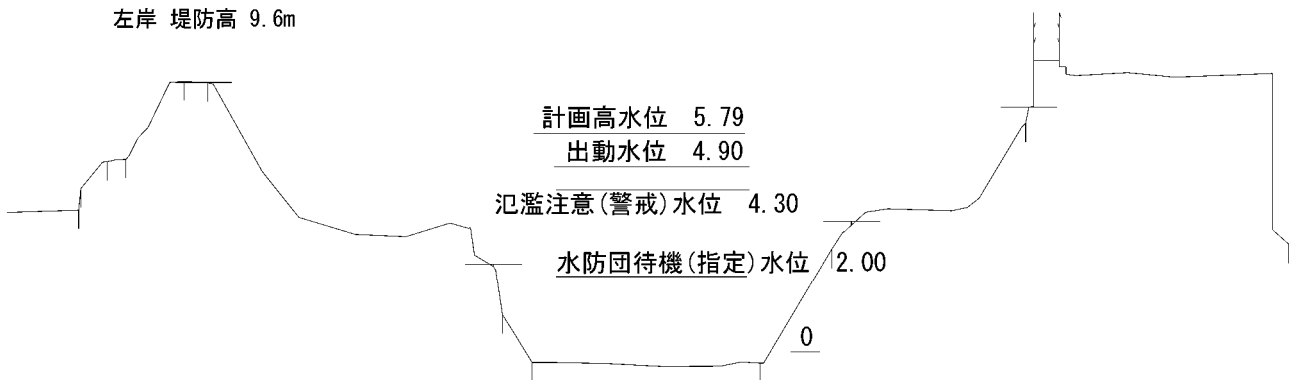


零点高 (参考) 12.000m

菊川 嶺田観測所

左岸 堤防高 9.6m

右岸 堤防高 9.8m

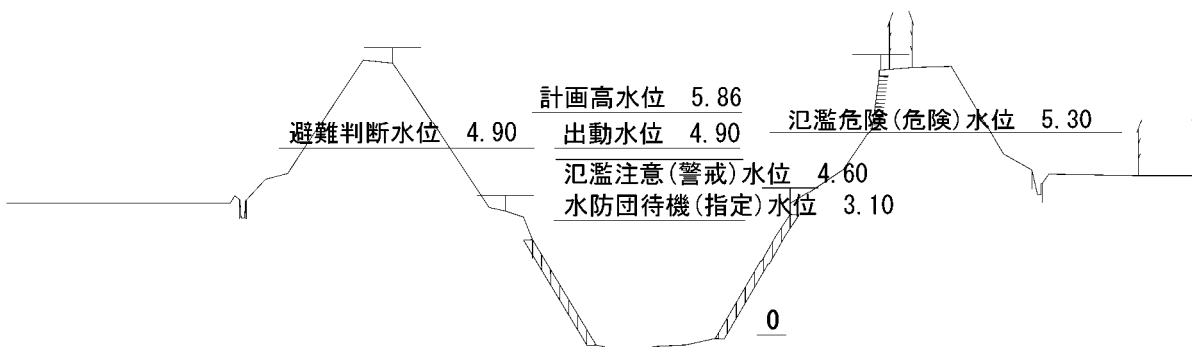


零点高 (参考) 2.440m

牛淵川 堂山観測所

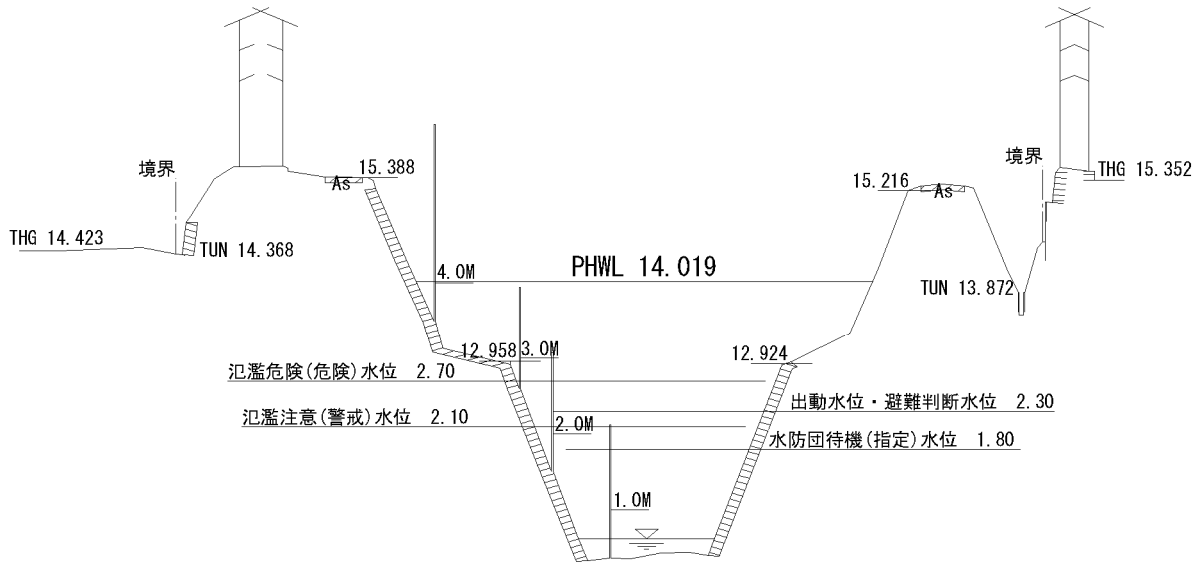
左岸 堤防高 7.8m

右岸 堤防高 7.6m

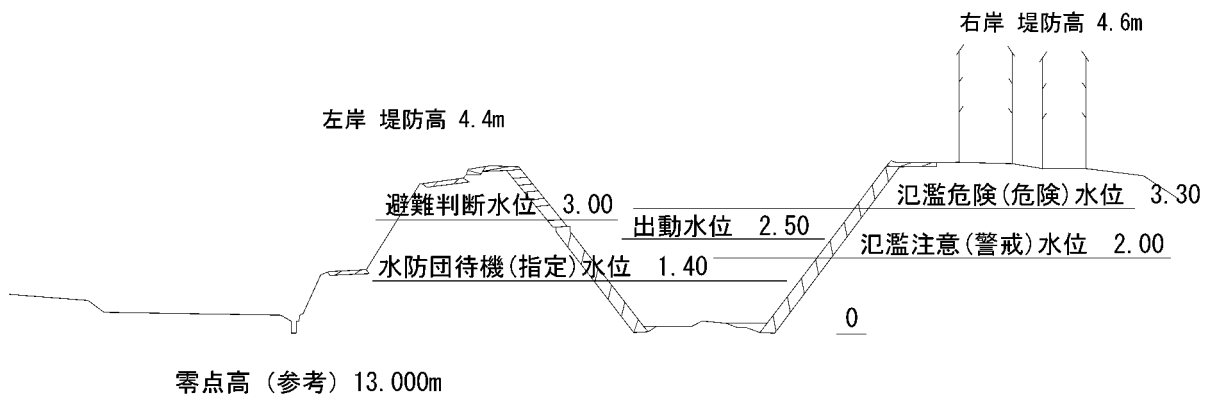


零点高 (参考) 0.608m

牛淵川 横地観測所

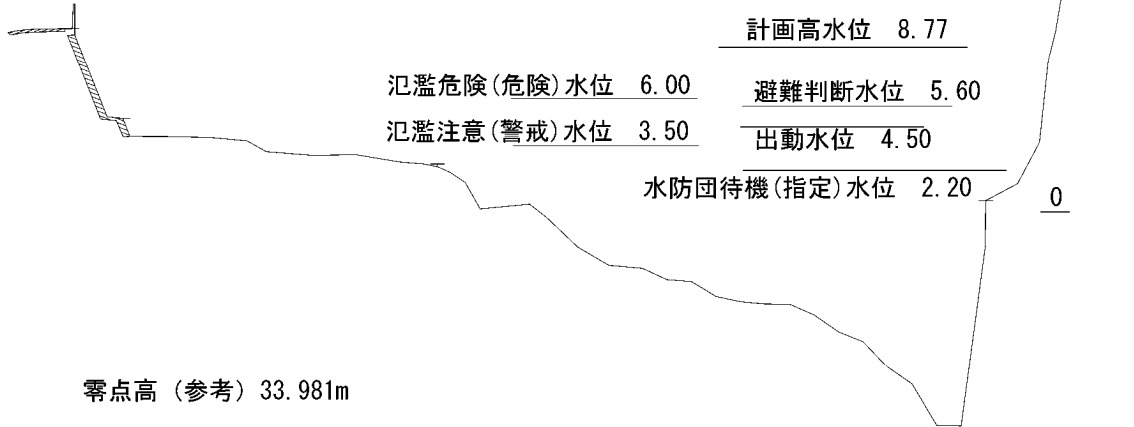


下小笠川 川久保観測所



天竜川 鹿島観測所

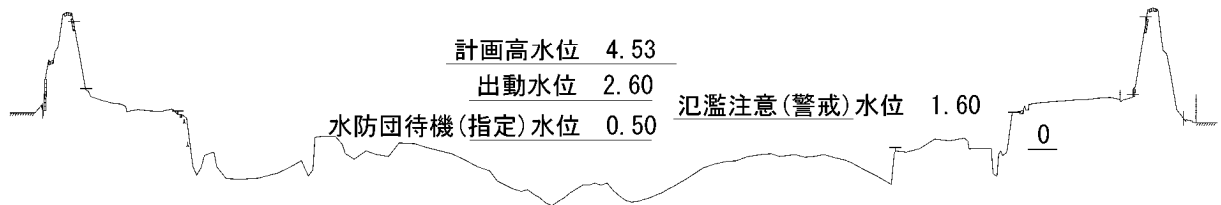
左岸 堤防高 43.7m



天竜川 池田観測所

左岸 堤防高 16.7m

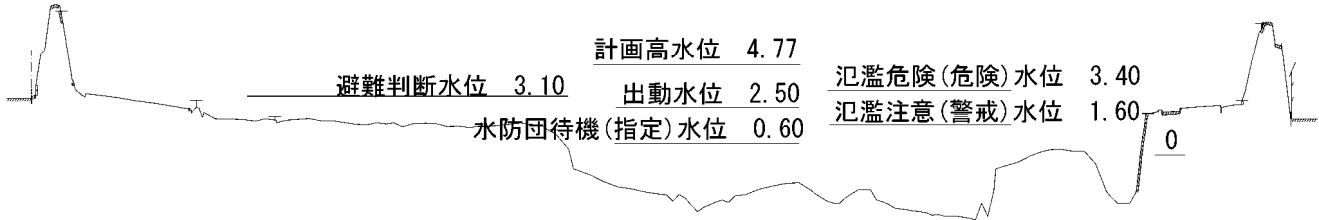
右岸 堤防高 17.0m



天竜川 中ノ町観測所

左岸 堤防高 15.6m

右岸 堤防高 14.7m

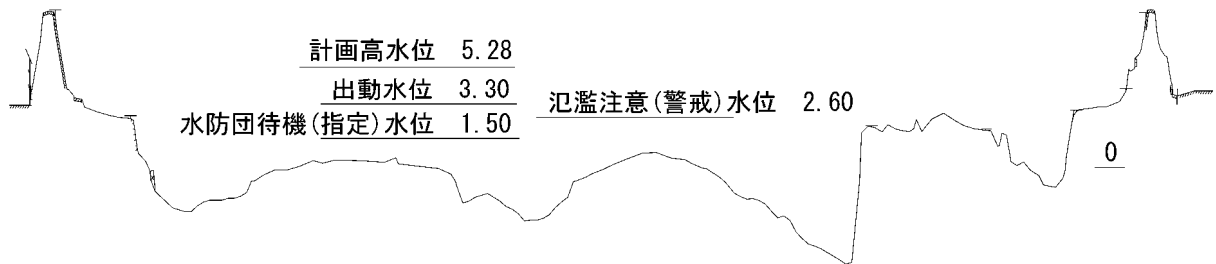


零点高 (参考) 7.605m

天竜川 掛塚観測所

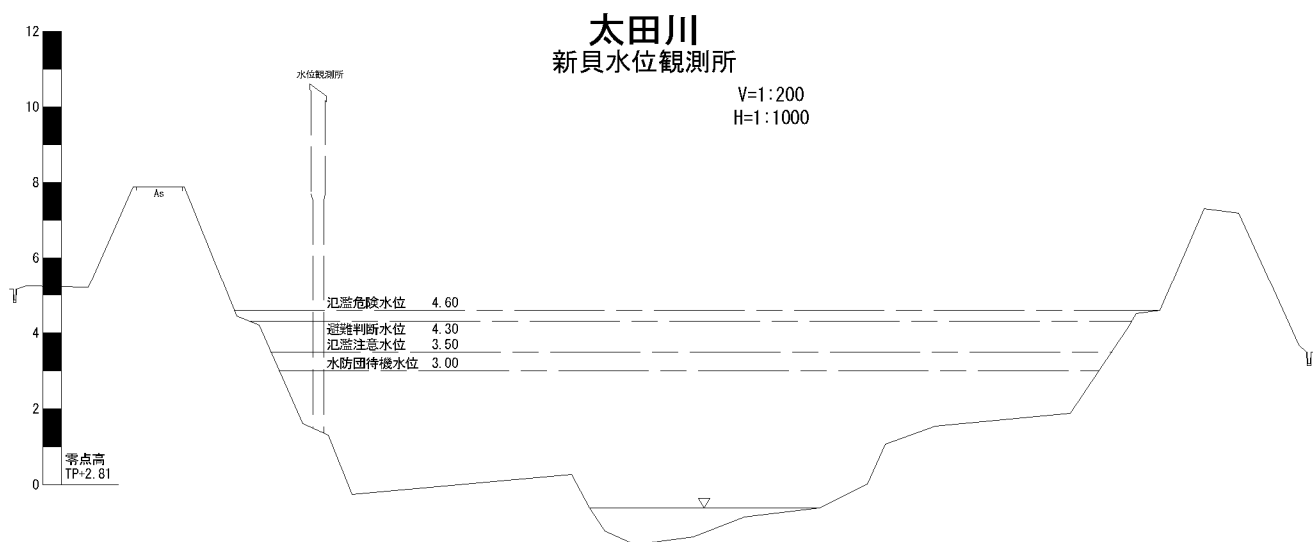
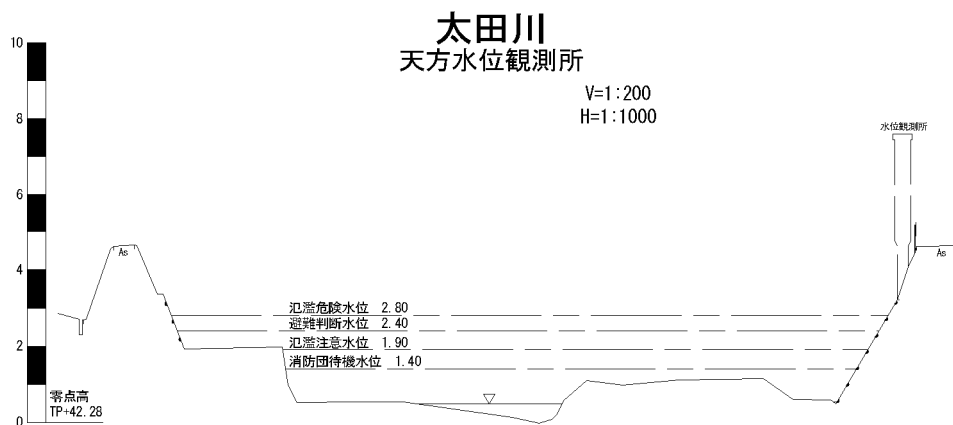
左岸 堤防高 9.3m

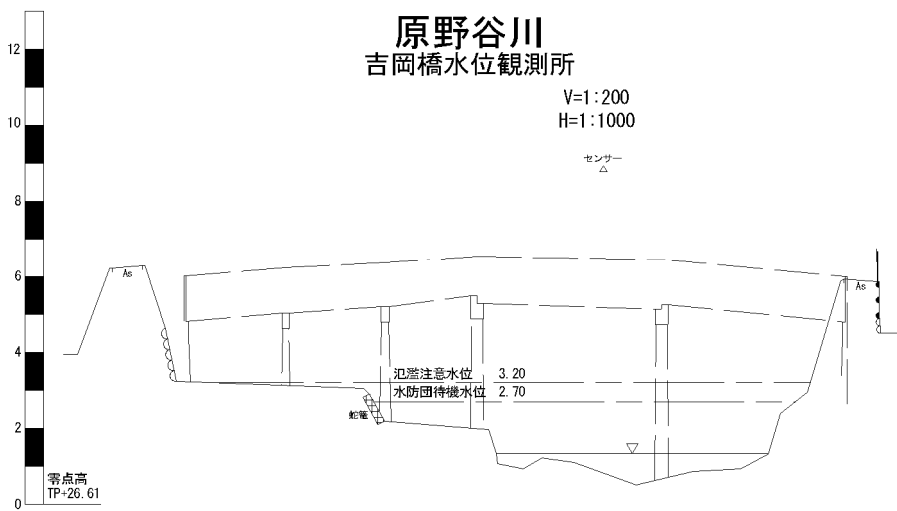
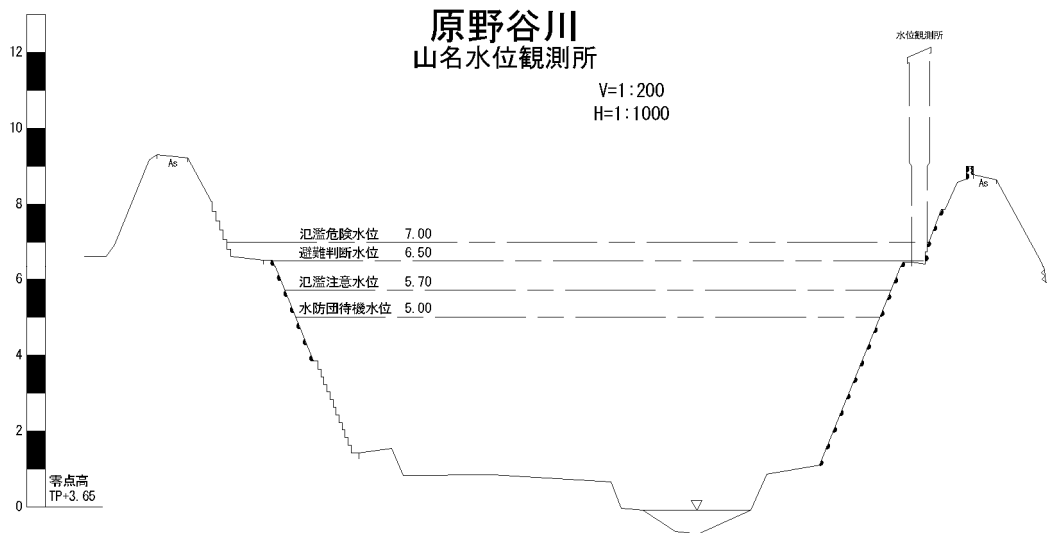
右岸 堤防高 9.4m



零点高 (参考) 1.089m

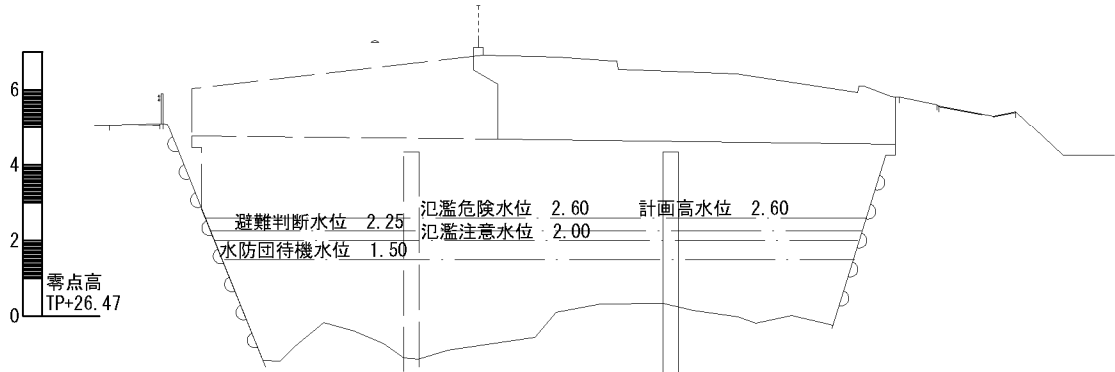
水防警報河川水位観測所横断図(県管理河川)





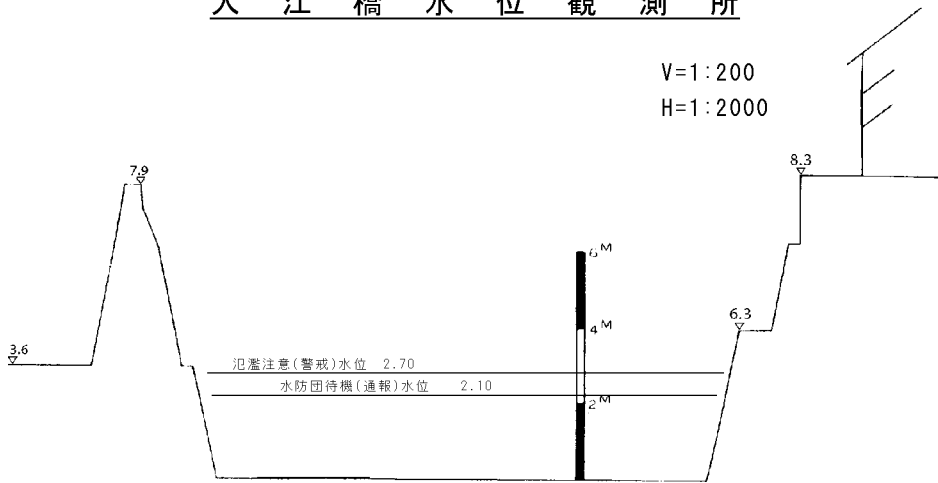
瀬戸川 勝草橋水位観測所

V=1:200
H=1:1000



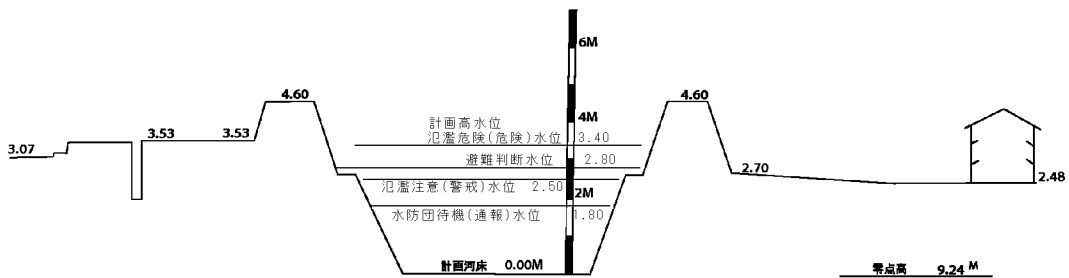
入江橋水位観測所

V=1:200
H=1:2000



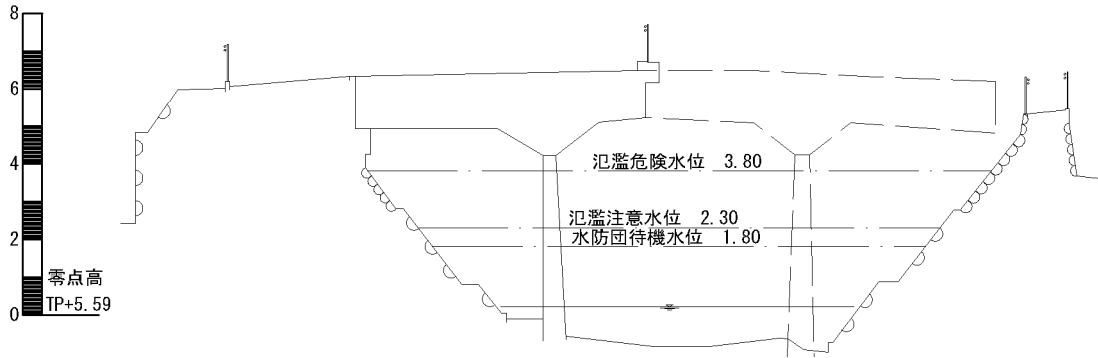
横内橋水位観測所(支川朝比奈川)

V=1:200
H=1:1200



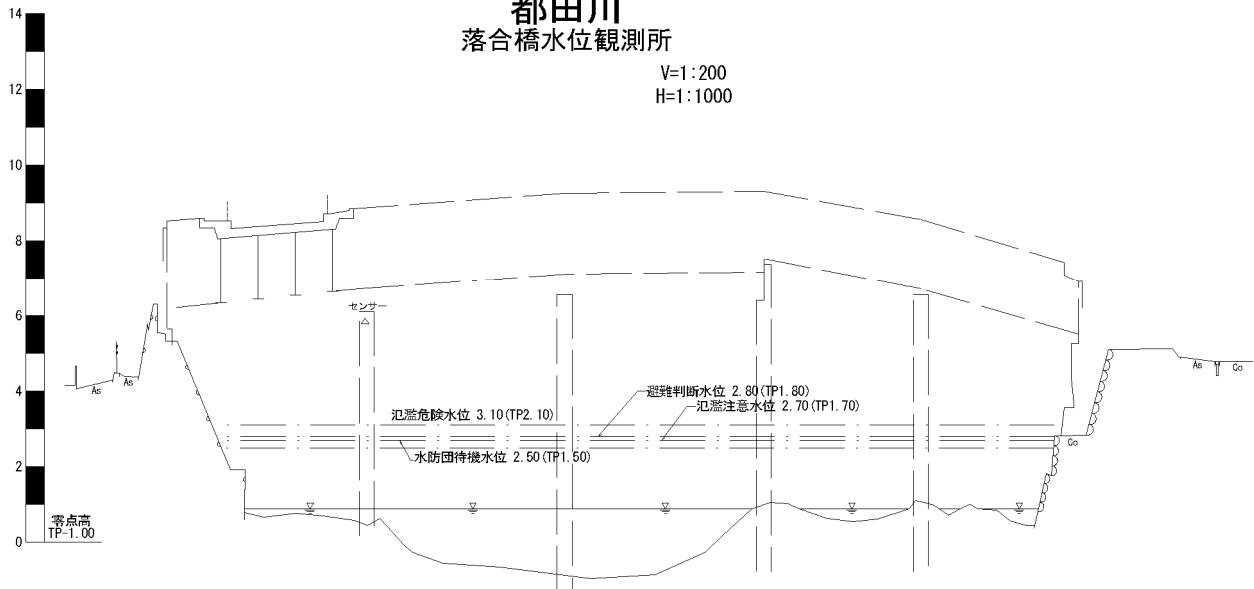
潤井川 潤井川橋水位観測所

V=1:200
H=1:500



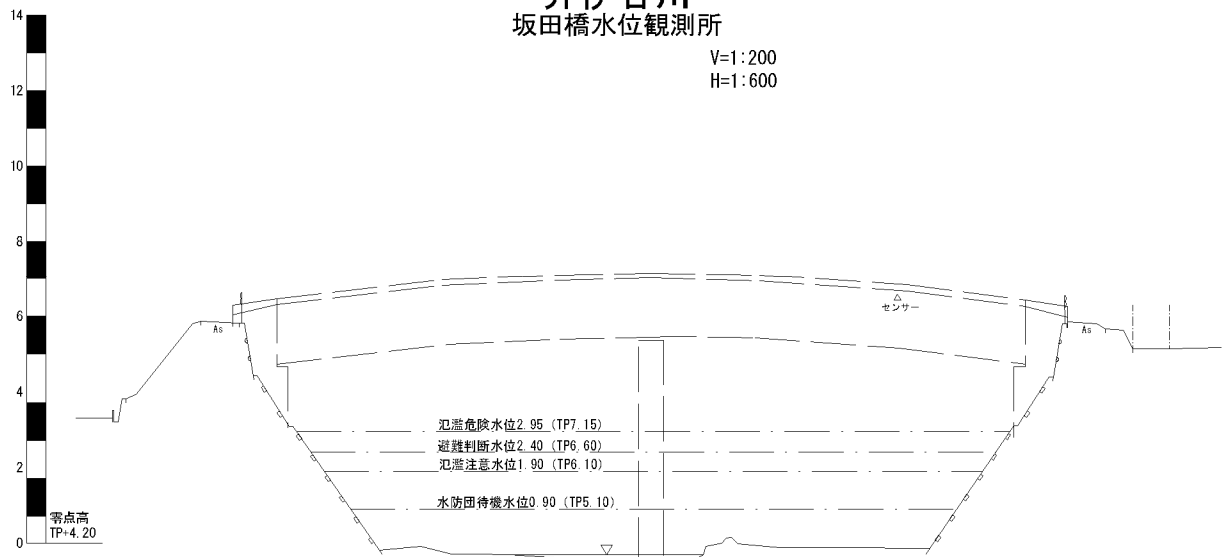
都田川 落合橋水位観測所

V=1:200
H=1:1000



井伊谷川 坂田橋水位観測所

V=1:200
H=1:600



参 考 資 料

参考資料 1	水防法	473
参考資料 2	静岡県水防協議会条例	493
参考資料 3	令和 2 年度静岡県水防協議会委員、幹事及び水防関係事務所長名簿	495
参考資料 4	令和 3 年度静岡県水防協議会幹事及び水防関係事務所長名簿	497
参考資料 5	気象業務法（抜粋）	498
参考資料 6	気象業務法施行令（抜粋）	500
参考資料 7	気象業務法施行規則（抜粋）	503
参考資料 8	気象庁予報警報規程（抜粋）	504
参考資料 9	水防活動実施の報告について	506
	重要水防箇所等位置図	巻末

水 防 法

〔昭和24年6月4日〕
法律第193号

最終改正 平成29年5月19日法律第31号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第36条第1項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第4章までにおいて同じ。）の活動、1の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和39年法律第167号）

第7条（同法第100条第1項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第7条第3項において同じ。）及び同法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川（同法第4条第1項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する公共下水道管理者、同法第25条の11第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする1の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都

道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。)による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。
- 6 2以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対し意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもって充てる。委員は関係行政機関の職員並びに水防に係るのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設(津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。)等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経

済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。)を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第14条の2第1項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第14条の2 都道府県知事は、第13条の2第1項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第2項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第14条の3 都道府県知事は、第13条の3の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定

区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 1 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条の2若しくは第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
 - 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 4 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 5 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 1 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第7項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 2 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第6項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 3 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければ

ばならない。

1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項

2 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項
（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する2以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。

10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮

者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第2項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第

1 項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前3項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は

勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 1 国土交通大臣
- 2 当該河川の存する都道府県の知事
- 3 当該河川の存する市町村の長
- 4 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 5 当該河川の河川管理者
- 6 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 7 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 1 当該都道府県知事
- 2 当該河川の存する市町村の長
- 3 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 4 当該河川の河川管理者
- 5 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
- 6 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第3項及び第3項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を

確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 2以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第32条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

- 1 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除
- 2 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは、「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」ととする。

(水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体

(水防計画)

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第7条第2項から第4項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各号に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第5章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 3 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 4 水防に関する調査研究を行うこと。
- 5 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受

けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域に属する都道府県知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律による都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令に定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、報償を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属するものをして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかななければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法（明治40年法律第45号）第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金（新規）に処する。

1 第15条の7第3項の規定に違反した者

2 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

1 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者。

2 第20条第2項の規定に違反した者。

- 3 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、防げ、若しく忌避した者。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して60日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第37号）附則第2条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第13条第1項又は第2項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成22年3月31日までに、第14条第1項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成17年度から平成21年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の3分の1以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成22年3月31日までの間、附則第2項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

静岡県水防協議会条例

〔昭和 24 年 9 月 28 日〕
静岡県条例第 44 号

最終改正 平成 26 年 3 月 28 日条例第 6 号

第 1 条 静岡県水防協議会（以下協議会という。）の組織及び運営については、水防法（昭和 24 年法律第 19 号）に定めるものの外、この条例の定めるところによる。

第 2 条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

② 会長に事故があるときは、そのあらかじめ指名する委員が会長の職務を代理する。

第 3 条 関係行政機関の職員または関係団体の代表者たる委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者がその職務を行うことができる。

第 4 条 委員の定数は、15 人以内とする。

② 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

③ 知事において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期においても、これを免じ又は解嘱することができる。

（一部改正〔平成 26 年条例 6 号〕）

第 5 条 会長は、会議を招集しその議長となる。

第 6 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

② 協議会の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 条 協議会は、幹事及び書記各々若干人を置き、会長が命じ又は委嘱する。

② 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

③ 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

第 8 条 この条例に定めるものを除く外、議事の手続その他協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

附 則（昭和 32 年 9 月 1 日条例第 36 号抄）

改正 昭和 34 年 10 月 15 日条例第 46 号、昭和 36 年 3 月 17 日条例第 2 号、昭和 36 年 7 月 14 日条例第 30 号、昭和 37 年 3 月 28 日条例第 7 号、昭和 38 年 3 月 22 日条例第 25 号、昭和 40 年 3 月 23 日条例第 22 号、昭和 43 年 3 月 5 日条例第 1 号、昭和 45 年 12 月 5 日条例第 47 号

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 32 年 4 月 1 日より適用する。

（静岡県職員の旅費に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

26 改正後の静岡県職員の旅費に関する条例及び前項の各号に掲げる条例の規定は、これらの条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（一部改正〔昭和 34 年条例 46 号・36 年 2 号・30 号・37 年 7 号・38 年 25 号・40 年 22 号・43 年 1 号・45 年

47号])

附 則（昭和40年3月23日条例第22号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

（経過措置）

32 附則第16項から前項までの規定による改正後の静岡県職員の旅費に関する条例等の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）から適用し、同日前に出発した旅行（死亡手当については、同日以後の死亡）については、なお従前の例による。

附 則（昭和42年3月20日条例第9号）

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

2 第1条から第10条までの規定による改正後の静岡県教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例等の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年3月15日条例第25号抄）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第6号）

（施行期日）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

令和2年度静岡県水防協議会委員・幹事及び水防関係事務所長名簿

(令和3年 3月 1日 現在)

区 分	氏 名	職 業
会 長	川 勝 平 太	静岡県知事
委 員	石 井 源 一	一般社団法人静岡県建設業協会長
〃	落 合 美 恵 子	NPO法人御前崎災害支援ネットワーク
〃	小 野 登 志 子	伊豆の国市長
〃	片 山 義 生	西日本電信電話株式会社静岡支店長
〃	河 合 あ き 子	湖西市消防団分団長
〃	木 村 功 二	日本放送協会静岡放送局長
〃	紅 林 ま ゆ み	静岡県介護支援専門員協会理事
〃	白 土 正 明	静岡地方気象台長
〃	榛 葉 和 弘	太田川原野谷川治水水防組合事務局長
〃	杉 山 す ゑ	静岡県女性防火クラブ連絡協議会副会長
〃	深 田 満 男	陸上自衛隊第34普通科連隊長
〃	藤 井 誠	中部電力株式会社静岡水力センター長
〃	堀 田 治	国土交通省中部地方整備局長
〃	村 松 幹 子	社会福祉法人東益津福祉会たかくさ保育園園長
〃	山 城 達 也	静岡県警察本部警備部長

(五十音順)

区 分	氏 名	職 業
幹 事	金 嶋 千 明	静岡県危機管理監兼危機管理部長
"	長 縄 知 行	静岡県交通基盤部長
"	渡 辺 弘 幸	静岡県交通基盤部部長代理
"	佐 野 貴 洋	静岡県交通基盤部理事（土木技術担当）
"	戸 塚 佳 寿 好	静岡県交通基盤部理事（高次都市機能担当）
"	古 屋 政 勝	静岡県交通基盤部政策管理局長
"	名 雪 元	静岡県交通基盤部建設支援局長
"	森 本 哲 生	静岡県交通基盤部道路局長
"	光 信 紀 彦	静岡県交通基盤部河川砂防局長
"	福 元 正 武	静岡県交通基盤部港湾局長
"	勝 又 泰 宏	静岡県交通基盤部都市局長
"	櫻 井 正 陽	静岡県経済産業部農地局長
水 防 関 係 長	濱 谷 健 太	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所長
"	長 谷 部 智 久	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所長
"	吉 田 敏 章	国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所長
"	川 上 哲 広	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所長
"	山 口 武 史	静岡県賀茂地域局長
"	山 本 東	静岡県東部地域局長
"	塚 本 秀 綱	静岡県中部地域局長
"	杉 本 達 男	静岡県西部地域局長
水 防 区 長	曾 根 裕 介	静岡県下田土木事務所長
"	尾 崎 元 久	静岡県熱海土木事務所長
"	原 広 司	静岡県沼津土木事務所長
"	青 木 直 己	静岡県富士土木事務所長
"	中 野 嘉 彦	静岡県静岡土木事務所長
"	佐 藤 勝 彦	静岡県島田土木事務所長
"	古 梶 隆 宏	静岡県袋井土木事務所長
"	内 田 光 一	静岡県交通基盤部理事兼浜松土木事務所長

令和3年度静岡県水防協議会幹事及び水防関係事務所長名簿

(令和3年 4月 1日 現在)

区 分	氏 名	職 業
幹 事	太 田 博 文	静岡県危機管理部長
"	和 田 直 隆	静岡県交通基盤部長
"	高 畑 智 之	静岡県交通基盤部部長代理
"	勝 又 泰 宏	静岡県交通基盤部理事（土木技術担当）
"	佐 野 貴 洋	静岡県交通基盤部理事（高次都市機能担当）
"	古 屋 政 勝	静岡県交通基盤部政策管理局長
"	名 雪 元	静岡県交通基盤部建設経済局長
"	水 野 和 彦	静岡県交通基盤部建築管理局長
"	曾 根 裕 介	静岡県交通基盤部道路局長
"	光 信 紀 彦	静岡県交通基盤部河川砂防局長
"	齋 藤 昌 昭	静岡県交通基盤部港湾局長
"	飯 田 温	静岡県交通基盤部都市局長
"	櫻 井 正 陽	静岡県経済産業部農地局長
水 防 関 係 所 長	濱 谷 健 太	国土交通省関東地方整備局 甲府河川国道事務所長
"	渡 部 正 一	国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所長
"	吉 田 敏 章	国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所長
"	立 松 明 憲	国土交通省中部地方整備局 静岡河川事務所長
"	山 根 正 嗣	静岡県賀茂地域局長
"	山 本 東	静岡県東部地域局長
"	鈴 木 史 朗	静岡県中部地域局長
"	杉 本 達 男	静岡県西部地域局長
水 防 区 長	榊 原 正 彦	静岡県下田土木事務所長
"	古 屋 徹 之	静岡県熱海土木事務所長
"	池 ヶ 谷 規 文	静岡県交通基盤部理事兼沼津土木事務所長
"	青 木 直 己	静岡県富士土木事務所長
"	吉 澤 雄 介	静岡県静岡土木事務所長
"	大 滝 和 広	静岡県島田土木事務所長
"	酒 井 浩 行	静岡県袋井土木事務所長
"	廣 瀬 聡	静岡県浜松土木事務所長

気象業務法（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、気象業務に関する基本的制度を定めることによって、気象業務の健全な発達を図り、もって災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基く現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起るおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

第3章 予報及び警報

（予報及び警報）

第13条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第16条を除き、以下この章において同じ。）津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第1項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の、予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前2項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第14条の2 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

3 気象庁は、水防法第11条第1項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報および警報をしなければならない。

4 第13条第3項の規定は、前3項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第3項中「前2項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第14条の2第1項から第3項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。

5 第2項又は第3項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第17条及び第23条の規定は、適用しない。

第15条 気象庁は第13条第1項、第14条第1項又は前条第1項から第3項の規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなった場合も同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるよう努めなければならない。

第15条の2 気象庁は第13条の2第1項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなった場合も同様とする。

2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第1項の通知を受けた場合に準用する。

4 第2項又は前項において準用する前条第2項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

5 前条第5項の規定は海上保安庁の機関が第1項の通知を受けた場合に、同条第6項の規定は日本放送協会の機関が第1項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

(警報の制限)

第23条 気象庁以外の者は、気象、地震動、火山現象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしてはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りではない。

気象業務法施行令（抜粋）

（一般の利用に適合する予報及び警報）

第4条 法第13条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
天 気 予 報	当日から3日以内における風、天気、気温等の予報
週 間 天 気 予 報	当日から7日間の天気、気温等の予報
季 節 予 報	当日から1箇月間、当日から3箇月間、暖候期、寒候期、梅雨期等の天気、気温、降水量、日照時間等の概括的な予報
地 震 動 予 報	地震動（発生した断層運動による地震動をいう。以下この条及び次条において同じ。）の予報
火 山 現 象 予 報	噴火、降灰等の予報
津 波 予 報	津波の予報
波 浪 予 報	当日から3日以内における風浪、うねり等の予報
気 象 注 意 報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪等によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地 震 動 注 意 報	地震動によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
火 山 現 象 注 意 報	噴火、降灰等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
津 波 注 意 報	津波によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
高 潮 注 意 報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起するために行う予報
波 浪 注 意 報	風浪、うねり等によって災害が起る恐れがある場合に、その旨を注意して行う予報
気 象 警 報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
地 震 動 警 報	地震動に関する警報
火 山 現 象 警 報	噴火、降灰等に関する警報
地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報
津 波 警 報	津波に関する警報
高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
波 浪 警 報	風浪、うねり等に関する警報
海 面 水 温 予 報	海洋の表面における水温の予報
海 流 予 報	海流の状況の予報
海 氷 予 報	沿岸における海氷の状況の予報
浸 水 注 意 報	浸水によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸 水 警 報	浸水に関する警報
洪 水 警 報	洪水に関する警報

(特別警報)

第5条 法第13条の2第1項の規定による特別警報は、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

種 類	内 容
気象特別警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する特別警報
地震動特別警報	地震動に関する特別警報
火山現象特別警報	噴火、降灰等に関する特別警報
地面現象特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する特別警報
津波特別警報	津波に関する特別警報
高潮特別警報	台風等による海面の異常上昇に関する特別警報
波浪特別警報	風浪、うねり等に関する特別警報

(水防活動の利用に適合する予報及び警報)

第7条 法第14条の2第1項の規定による予報及び警報は、随時に、下の表の区分に従い、水防活動の利用に適合するように行うものとする。

種 類	内 容
水防活動用 気象注意報	風雨、大雨等によって水害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 気象警報	暴風雨、大雨等によって重大な水害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報
水防活動用 津波注意報	津波によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 津波警報	津波に関する警報
水防活動用 高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の有無及び程度について注意を喚起するために行う予報
水防活動用 高潮警報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
水防活動用 洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
水防活動用 洪水警報	洪水に関する警報

(警報事項の通知)

第8条 法第15条第1項の規定による通知は、下の各号に定めるところにより行うものとする。

1 法第13条第1項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
気象警報 高潮警報 波浪警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動警報	日本放送協会の機関
火山現象警報 津波警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象警報 洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

3 法第14条の2第1項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用気象警報 水防活動用高潮警報 水防活動用洪水警報	消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関
水防活動用津波警報	警察庁、消防庁、国土交通省、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

4 法第14条の2第2項又は第3項の規定による警報の種類及び通知先

種 類	通 知 先
水防活動用洪水警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関

(特別警報に係る警報事項の通知)

第9条 法第15条の2第1項の規定による通知は、次の表の区分に従い、行うものとする。

種 類	通 知 先
気象特別警報 高潮特別警報 波浪特別警報	消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地震動特別警報	日本放送協会の機関
火山現象特別警報 津波特別警報	警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関
地面現象特別警報	消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及び日本放送協会の機関

(気象庁以外の者の行うことができる警報)

第10条 法第23条ただし書の政令で定める場合は、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村の長が津波警報をする場合とする。

気象業務法施行規則（抜粋）

第 3 章 予報及び警報

（予報区等）

第 8 条 令第四条、令第五条及び令第六条の国土交通省令で定める予報区及び空域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらを対象として行う予報及び警報は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

全国予報区（本邦全域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	週間天気予報及び季節予報
地方予報区（2以上の府県を含む区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、季節予報及び波浪予報
府県予報区（1府県の区域又はこれに相当する区域（海に面する区域にあつては沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報、地面現象注意報、高潮注意報、波浪注意報、気象警報、地震動警報、火山現象警報、地面現象警報、高潮警報、波浪警報、海水予報、浸水注意報、洪水注意報、浸水警報、洪水警報、気象特別警報、地震動特別警報、火山現象特別警報、地面現象特別警報、高潮特別警報及び波浪特別警報
津波予報区（海に面する1府県の区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	津波予報、津波注意報、津波警報、津波特別警報並びに津波に関する海上予報及び海上警報

気象庁予報警報規程（抜粋）

第 1 章 総則

（通則）

第 1 条 気象庁の行なう予報及び警報については、別に定めるものの外、この規程の定めるところによる。

（予報区及び担当気象官署）

第 2 条 気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 8 条の予報区の区域及びこれを担当する気象官署は、全国予報区、地方予報区及び府県予報区にあつては別表第 1（抜粋）の、津波予報区にあつては別表第 2（抜粋）の、全般海上予報区及び地方海上予報区にあつては別表第 3（省略）のとおりとする。

第 2 章 一般の利用に適合する予報及び警報

（気象注意報、気象警報及び気象特別警報の種類）

第 11 条 気象注意報は、風雪注意報、強風注意報、大雨注意報及び大雪注意報並びに雷、霜等の現象名を冠した注意報とする。

2 気象警報は、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報及び大雪警報の 4 種とする。

3 気象特別警報は、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報の 4 種とする。

（気象注意報等の担当気象官署等）

第 12 条 気象注意報等は、府県予報区を担当する気象官署（別表第 4 に掲げる分担気象官署を含む。）が、必要と認める場合に随時行ふ。この場合において、地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行ふ。

2 気象注意報等は、府県予報区の二次細分区域（一の市区町村の区域（海に面する市区町村にあつては、沿岸の海域を含む。）をいう。ただし、別表第 4 の 2 の下欄に掲げる区域にあつては、当該区域（海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含む。）をいう。）に限定して行ふ。

（津波予報、津波注意報、津波警報及び津波特別警報の名称及び担当気象官署等）

第 13 条 津波特別警報は、大津波警報の名称を用いて行ふ。

2 津波予報、津波注意報、津波警報及び津波特別警報は、津波予報区を担当する気象官署が、必要と認める場合に随時に行なう。

第 5 章 水防活動の利用に適合する予報及び警報

（水防活動用の利用に適合する予報及び警報の取扱い）

第 20 条 気象業務法施行令（昭和 27 年政令第 471 号）第 7 条の規定により行ふ水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表の上欄に掲げる種類ごとに、同表の下欄に掲げる気象注意報等をもつて代えるものとする。

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

別表第1（抜粋）

3 府県予報区

名称	区域	担当気象官署
静岡県	静岡県	静岡地方気象台

別表第2（抜粋）

津波予報区

津波予報区	区域	担当気象官署
静岡県	静岡県	気象庁

別表第4（抜粋）

府県予報区	一次細分区域	区域
静岡県	伊豆	熱海市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町
	東部	沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町
	中部	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
	西部	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町

（注）規程では郡名で書かれているが、本表は町名に置き換えた。

別表第4の2（抜粋）

名称	区域
静岡市南部	静岡県静岡市のうち静岡市北部の区域を除く区域
静岡市北部	静岡県静岡市のうち葵区（相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、栃沢、長熊、中沢、長妻田、中平、檜尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、湯ノ島、油野、横沢、横山及び蕨野に限る）
浜松市北部	静岡県浜松市のうち天竜区
浜松市南部	静岡県浜松市のうち浜松市北部を除く区域

参考資料 9

○ 水防活動実施の報告について

〔 昭和 6 1・4・3 0 建設省河治発第 2 2 号 〕
〔 各都道府県土木部長あて 治水課長通達 〕

標記については、本年 4 月 1 日以降からは、下記により取り扱うこととしたので遺憾のないよう取り計らわれない。

記

- 1 . 洪水・高潮に際して水防活動を実施したときは、別紙様式により報告すること。
- 2 . 報告日及び調査対象期間は次によるものとする。

(報告日)	(調査対象期間)
・ 6 月 10 日	(1 月 1 日～ 5 月末日、(1 月～ 5 月))
・ 8 月 10 日	(～ 7 月末日、(6 月～ 7 月))
・ 10 月 10 日	(～ 9 月末日、(8 月～ 9 月))
・ 1 月 15 日	(～ 12 月末日、(10 月～12 月))

ただし、当該期間において水防活動を行わない場合でも、該当なしの旨を報告すること。

3. その他

- ・ 水防資材費の国庫補助申請にあたっては、水防活動実施報告に基づき申請すること。
- ・ 水防資材を購入した場合の購入証拠書類、備蓄水防資材を使用した場合の水防資材受払簿及び水防活動を行った現地の写真等の整備を図ること。
- ・ 本通達に基づく報告のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和 37 年法律第 150 号) の適用が予想される場合は、異常気象等による特定の期間別の実施状況等必要に応じ報告を求める場合があるので、照会があった場合は直ちに報告できる態勢を確立しておくこと。

水防活動実施報告書

自 年 月 日 至 年 月 日

(都道府県)

区分	水防活動		使用資材			団体数	左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延 人員	主要資材	その他資材	計		主要資材	その他資材	費計	
県(都道府)分		人	円	円	円					
前回迄	-	-								
月分	-	-								
月分	-	-								
月分	-	-								
小計	-	-								
累計	-	-								
水防管理団体分										
前回迄	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計							円	円	円	円

(作成要領)

1. 「前回まで」欄は前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「団体数」欄は括弧書きには、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
3. 「月分」欄は、当該月間の対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
4. 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石、及び土砂の使用額を記入すること。
5. 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団分の「累計」欄のみ記入すること。

